

平成27年 9月 8日 開会

平成27年 10月 5日 閉会

平成27年9月定例会

美作市議会会議録

平成27年第4回9月定例会目次

◎ 第1日（9月8日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	2
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開会	3
散会	35

◎ 第2日（9月10日再開）

1. 議事日程	37
2. 出席議員	37
3. 欠席議員	37
4. 出席説明員	37
5. 出席事務局職員	37
開議	38
延会	89

◎ 第3日（9月11日再開）

1. 議事日程	91
2. 出席議員	91
3. 欠席議員	91
4. 出席説明員	91
5. 出席事務局職員	91
開議	92
延会	154

◎ 第4日（9月14日再開）

1. 議事日程	155
2. 出席議員	155
3. 欠席議員	155
4. 出席説明員	155
5. 出席事務局職員	155
開議	156
散会	223

◎ 第5日（9月15日再開）

1. 議事日程	225
---------	-----

2. 出席議員	225
3. 欠席議員	225
4. 出席説明員	225
5. 出席事務局職員	225
開 議	226
延 会	251

◎ 第6日（9月16日再開）

1. 議事日程	253
2. 出席議員	253
3. 欠席議員	253
4. 出席説明員	253
5. 出席事務局職員	253
開 議	254
散 会	271

◎ 第7日（10月5日再開）

1. 議事日程	273
2. 出席議員	273
3. 欠席議員	273
4. 出席説明員	273
5. 出席事務局職員	273
開 議	274
閉 会	342

◎ その他資料

一般質問	343
------	-----

平成27年9月8日

(第 1 号)

1. 議 事 日 程 (初日)

(平成27年第4回美作市議会9月定例会)

平成27年9月8日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 委員長報告 (文教厚生委員会)
- 日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 報告第5号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償額の決定)
- 報告第6号 出資法人等の経営状況について
- ・美作市土地開発公社
 - ・(有) 特産館みまさか
 - ・(有) 大原農業振興センター
 - ・東粟倉特産物販売 (有)
 - ・(株) 作東バレンタインホテル
 - ・(株) みまちゃんネル
- 日程第9 議案第60号 スクールバス購入契約の締結について
- 議案第61号 化学消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 議案第62号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 日程第10 認定第1号 平成26年度美作市水道事業決算の認定について
- 認定第2号 平成26年度美作市病院事業決算の認定について
- 認定第3号 平成26年度美作市下水道事業決算の認定について
- 日程第11 議案第63号 美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第64号 美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- 議案第65号 美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第66号 美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第67号 美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第68号 美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について
- 議案第69号 美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第71号 市道路線の認定について
- 議案第72号 美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第73号 美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第74号 平成27年度美作市一般会計補正予算 (第2号)

議案第75号 平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第76号 平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第77号 平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

議案第78号 平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金	谷	典	子	2番	重	平	直	樹
3番	安	藤		功	4番	安	本	博	則
5番	谷	本	有	造	6番	則	本	陽	介
7番	萬	代	師	一	8番	尾	高	誉	久
9番	岡	崎	正	裕	10番	西	元	進	一
11番	本	城	宏	道	12番	鈴	木	悦	子
13番	岩	江	正	行	14番	小	淵	繁	之
15番	万	殿	紘	行	16番	日	笠	一	成
17番	山	本	重	行	18番	山	本	雅	彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

1番	金	谷	典	子	2番	重	平	直	樹
----	---	---	---	---	----	---	---	---	---

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市	長	萩	原	誠	司	副	市	長	安	部		薫						
副	市	長	横	山	博	光	教	育	長	大	川	泰	栄					
政	策	審	議	監	福	原		覚	総	務	部	長	尾	崎	功	三		
危	機	管	理	監	山	本	和	毅	企	画	振	興	部	長	竹	田	人	士
綜	合	戦	略	監	森	分	幸	雄	市	民	部	長	安	藤	郁	雄		
環	境	部	長	妹	尾	昌	弘		経	済	部	長	江	見	幸	治		
保	健	福	祉	部	長	山	本	直	人	建	設	部	長	真	野	弘	紀	
教	育	次	長	小	林	昭	文		消	防	長	山	崎	正	雄			
会	計	管	理	者	安	東	弘	子	秘	書	課	長	有	友	一	正		
財	政	課	長	遠	藤	宏	一		下	水	道	課	長	森	元	浩	之	

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議	会	事	務	局	長	本	田	卓	治
課		長	大	佛	裕	彦			
主		任	井	上	大	佑			

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則を守れない場合は議場より退席をしていただきます。

定刻が参りましたので、ただいまより平成27年第4回9月美作市議会定例会を開会いたします。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

今定例会に説明員が随時出席いたしますので、これを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により1番金谷典子議員、2番重平直樹議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（山本 雅彦君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

先般、本定例会の運営について議会運営委員会が開催されておりますので、委員長報告を受けます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る8月31日午前10時から、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、9月定例会の運営について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日9月8日から10月5日までの28日間とし、会議日程は既にお手元に配付のとおりでございます。

次に、市長より送付されました議案は、諮問1件、報告2件、契約の締結案3件、決算の認定3件、条例の制定及び一部改正案8件、市道路線の認定案1件、計画の策定及び変更案2件、補正予算案5件の以上25件であります。

本日の第1日目は、議案上程の後、市長からの提案説明を受け、その後、即決案件のみ委員会付託を省略し、質疑、討論、採決といたします。

続いて、2日目の9月10日から9月16日までの5日間は一般質問、議案質疑を予定しております。なお、議案質疑終了後、各議案を委員会付託といたします。

最終日は10月5日とし、委員長報告、報告に対する質疑を受けた後、討論、採決を行うことにいたしま

す。

次に、質問についてであります。申し合わせに基づきまして行っていただきます。一般質問であります。発言の順番は通告順であり、質問回数は1通告事項で3回まで、質問時間は45分であります。

議案質疑については、通告期限を9月10日午後5時までといたします。

なお、通告しない者の質疑は、通告した者の後に行うこととし、1議案につき1件といたします。また、議案の質疑回数は3回までとし、一括質疑といたします。各議案は委員会付託されますので、所属委員会に属する質疑は控えていただきますようお願いを申し上げます。

次に、請願・陳情案件については、8月28日までに受理した請願5件であり、委員会付託とし、審議をいたします。

予備日は、9月17日、24日、25日、休会日は、9月18日、10月2日としております。

以上、議会運営委員会の委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、本定例会の会期を本日8日から10月5日までの28日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日8日から10月5日までの28日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、「諸般の報告」を行います。

例月出納検査の結果報告はお手元に配付しております資料をもって報告にかえます。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長から送付されております議案の説明書につきましては、お手元に配付しておりますのでご覧ください。

日程第4 行政報告

議長（山本 雅彦君）

日程第4、「行政報告」を行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん改めておはようございます。

平成27年度の第4回9月定例議会を招集させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

恒例に基づきまして当市の行政の状況について報告をさせていただきたいと存じます。

当市のまず人口の状況でございますけれども、この8月末の住民基本台帳の登録人口は2万9,400人でございまして、依然として残念ながら減少が続いております。こういう人口動態の中で特に社会増減ということにつきましてやや詳しく見てまいりますと、この3年間におきまして、実は当市の人口流出が、具体的に申し上げますと、勝央町、津山市、そして岡山市に向けて顕著である。つまり例えば昨年1年間について勝央町との関係を見ますと、転出超過、つまり向こうから来る方、こっちから出る方、差し引いて私どものほうから転出が多かったわけでございますけれども、その合計数字が81人ということになっておりまして、特にその中で30代以下のちょうど家を買うころですかね、若い方々の転出が目立っているということでございます。

一方で、このところ東京でございますとか大阪などのいわゆる大都市圏からの若い層の転入が実は多くなっております。ことしの4月からこの8月までの東京都からの転入者は21人と、そのうち45歳以下の比較的若い層の方々が16人、転入者数は昨年同期の3倍で、8人の転入超過ということになってございます。単身または家族連れで市内に新たに定住して農業などに従事する、いわゆるIターンと呼ばれる方々が比較的多く見られている。こういたしますと、美作市は近隣の自治体に比べて、何かしら政策的に弱い分野があって、一方で大都市圏から見ますと非常に魅力的な町であるというふうに見えているのじゃないかと考えるわけでございます。

したがって、いろいろ考えるわけでございますけれども、弱い点というのは何かということについて、例えば勝央町との関係を考えますと、これは皆さん方もお気づきではないかと思っておりますけれども、住宅政策を我々も少し改善をする、あるいは住宅地政策を改善していくということが必要であり、また津山や岡山市との関係では、教育関係の力をつけることが重要じゃないかというふうに考えられるわけでございますし、また全般に子育ての支援というものを中心とした住民福祉の向上が必要であると、こんなふう考えるわけでございます。

一方で、よいほうの話に移りますけれども、美作市の魅力というものが都市から見れば先ほどあるというふうに申し上げましたが、その点を広く力強くPRすることが今後とも重要であって、そのためには美作市のブランドにだんだんなりつつございますけれども、湯郷Be11eについてのさまざまな発信、これも随分効果があったようでございます。東京で話をしますと、どこですかと言ってなかなか思いついていただけないんですが、湯郷Be11eだと言うと、ああわかったと、こういうことでございまして、大変に大きな効果がございまして、またこのところNODAレーシングアカデミーのような形で、これもニュースやいろんな形で報道がされておりました。全国的な意味で注目を集めている。こういう全国に通用するブランドの発信を拡大するとともに、新たに別の形で全国に通用する事業や施設の獲得に力を入れて、美作市ここにありということを広く伝えていかなければいけない。

加えて湯郷温泉などの観光資源というものを我が国の中のみならず外国に対しても発信をして、我が国への来訪客の増大というものを目指していかなければならない、こんなふうにございまして、こういう基本的な考え方が地方創生のための美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略、これ法律でもってつくれというふうに言われているわけでございますけれども、これの背景にあるわけございまして、私どもといたしましては、この計画だけでなく、既存の政策体系というものを磨くとともに、そしてこの総合戦略によって新たな視点で新たな政策というものを加えていく、そういうことになると思います。

次に、分野ごとにだざっぱにくくってお話を申し上げますが、育・職・住ということをよく申し上げま

す。人を育てる、職業がしっかりある、そしてさまざまな意味での住環境がどうなっていくかということが人口移動の基本でございます。

そのうち、子育て、教育などの育という分野の御説明でございますが、まず本当にうれしい報告でございますけれども、美作市の学校の状況についてでございますけれども、この4月に実施された全国学力・学習状況調査というものがございまして、この結果によりますと、小学校は岡山県平均はもとより全国平均を相当上回り、そして中学校は全国平均には及ばないものの、その差が確実に縮まってきているという意味で改善傾向が顕著であります。少しずつではございますけれども、各学校での学力向上の取り組みの成果があらわれてきている、うれしい限りであります。

そして、学力の向上の背景には、学校や家庭、地域全体の子どもたちの成長に対する真摯な取り組みがあって、それが子どもたちの学習環境を落ちついた前向きなものへ進化させているという事実があると考えております。関係者の皆さんに心からの敬意と感謝を申し上げます。そして、優秀な成績を残した小・中学校の表彰を教育委員会と相談しながら実施をしたいと、そう考えているところでございます。

子どもたちの成長の環境を改善していくという観点からは、当面学童保育の充実、そして障がいを持っている子どもたちへの対応の改善がとりわけ重要であると考えてございまして、教育委員会と保健福祉部の連携を確かなものにしなが、来年度に向けて具体的な政策を固めていく必要がございます。議会の皆さんの積極的な御議論をお願いするゆえんであり、また広く市民の皆さんのこの分野についての御意見をいただきたい、そう思っているわけでございます。

次に、第一線で活躍できるレーシングドライバーを育成するための養成施設でありますところのNODAレーシングアカデミーの活動でございますけれども、これにつきましては去る7月27日に岡山国際サーキットで開催されたJAF地方選手権SUPER-FJ岡山シリーズというのがありますが、その第3戦に在籍する高校生レベルの2名の選手がレースデビューをして見事に完走し、6位、8位の優秀な成績をおさめることができました。

NODAレーシングアカデミーに関しましては、文部科学省及び内閣府からも子どもたちの多様な個性を伸ばすための重要な取り組みとして格別に好意的な視線で応援を頂戴しております。今後は文部科学省の御助言をいただきながら、通常の初等教育との連携の確保を進めるとともに、テニスやゴルフといった個人競技への拡充についても検討していきたいと考えているところでございます。

日本体育大学との関係につきましては、議員の皆様にも御協力いただきながら要望活動を行った結果、大学生が一同となって行進などの演技を行い、その一糸乱れぬパフォーマンスがテレビ番組等でも紹介をさせていただきます集団行動の合宿が11月に美作市内で行われるということが決定をされたわけでございます。

そして、高等支援学校を含む中等教育機関の誘致の問題に関しましては、せんだって同大学の松浪理事長と私がお会いいたしました。その際に、来年度には具体的な調査に入っていただくようにきちっと依頼をし、先方からはその際、美作市としてもきちっと協力してほしいというお話があったことを報告をさせていただきます。

医療、介護系の学校の誘致に向けた取り組み状況についてでございますが、6月の議会閉会日で行った6月29日に全国的に知名度のある学校法人の代表の方が旧大原高等学校の校舎などを見学され、医師会や3県境の関係者の皆様や地元の方も交えて意見交換を行うことができました。その後も同学校法人の設計部門の関係者の方々が複数回、現地に来られまして、施設内部を中心に詳細な調査を行っておられまして、そういう意味では法人として真摯に検討をいただいているものと現状では認識をしているところでございます。

次に、仕事づくりという意味での職についてでございます。

このところ、工業系の労働力は全国的に逼迫の度合いが高まっておりますが、その中で労働力不足が新たな企業誘致や事業の拡大の障がいとなりつつございます。このため去る8月24日から28日まで、外国人技能実習生の受け入れ機関となるみまさか商工会などの関係者の方々とともにベトナムを訪問させていただきました。本年4月に協力協定を締結したダナン大学を初め、ハノイにございますベトナム政府労働省及び経済貿易省などを訪問させていただきました。各機関とも美作市の政策をよく御理解をされてございまして、優秀な労働者の供給に協力をしたいという意向を表明をしていただきました。その際、ベトナム政府と良好な関係にある現地の労働者派遣会社とみまさか商工会との間で外国人技能実習事業に関する協定書というものの調印が行われまして、私も立会人として協定書にサインをさせていただきました。このような動きが我が町美作市における産業の活性化と企業立地の促進、そして監督的立場での日本人雇用の拡大につながることを期待をしているところでございます。

ダナン大学におきましては、インターンシップを希望する卒業生の面接も行いまして、今後本市のインターン職員として1名を採用することが決定されたところでございます。なお、当該職員の給与につきましては、国からの支援の可能性を研究しているところでございます。

昨年8月に設立された美作市の観光活性化検討委員会の最終報告が8月4日になされたわけでございます。この最終報告には、アンケートやデータ分析に基づいた湯郷温泉を中心とした活性策の提言等がなされ、今後この最終報告をもとに関係団体が活性化の実現に向けて具体的な活動を展開する予定でございまして、その中で湯郷温泉においても外国人旅行者の受け入れをさらに拡大すべきであるとの指摘もなされてございましたけれども、今年度の地方創生資金の獲得ができますれば、台湾等での対日旅行フェアなどに参加をしていただけるように手配をしたいと、こう考えているところでございます。

産業団地の件でございますが、既に作東産業団地3号地で操業しておられます株式会社横山基礎工事が岡山第2工場として7号地への進出を決定をしているところでございますが、さらに会社の成長戦略を推進するために8-2号地、8-3号地の購入を決断をされたわけでございます。予定では9月中旬ごろに購入契約を締結をさせていただき、11月には建設工事に入るという計画であると理解をしているところでございます。

次に、住環境、住についてお話をさせていただきたいと存じます。

定住促進の移住定住の促進に関しまして、空き家の利活用が意味がございまして、これにつきましては利活用を希望される所有者からの問い合わせが多数ございます。空き家バンクへの登録件数は現在5件でございますけれども、手続中のものを含めると10件を超えてございまして、今後も増加が見込まれるところでございます。また、入居についても今年度既に2件の契約が成立をしていると伺っております。

住宅につきましては、これまでの議会でも御指摘がございましたように、雇用促進住宅の入居抑制が人口流出につながっていることに注目し、これを市として低廉な住宅供給に活用できるように方向転換する必要があると考えてございまして、また今議会でも関連する請願も提出されていると聞いております。市内に4カ所あった雇用促進住宅のうち、英田につきましては競売による売却が進められてまいりましたが、このたび民間事業者の手により改修され、募集が開始されたと聞いてございまして、残る3団地、280戸の有効活用の検討が今後の最重要課題となるわけでございます。

また、来年度におきまして、定住政策の改善、例えば市外から結婚によって転入があつて、そして住宅を改修するとかということがございまして、例えば祝い金のようなものが出せるか出せないか、あるいは市内居住者が勝央町に家を買うというののもいんですけども、市内居住者が市内に家を建ててくれたほうがこれ

はありがたいわけですが、市内居住者が市内に住宅を取得する際の支援ができるものかできないものなのかと、そういった観点も含めて議論、研究をしていかなければならない、こう今考えているところでございます。

次に、住環境のうちの町の魅力というところでございますが、この点について報告を申し上げますと、8月8日に英田地域の滝宮地内で第2回作州草刈りオリンピックが地域の皆さんの協力のもとに盛大に開催することができました。当日は県内外から49組98名の方々が出場をしていただきまして、暑かったです、炎天下のもとに懸命に草を刈る姿が多くの人々の感動を呼びました。なお、来年は作東地域において開催することが当日決定をしたわけでございますが、本件につきましては、NHKが中国地方のみならず全国にその模様を放映し、美作市の魅力ある取り組みとして好評を博したということでございます。

4月から大原公民館に専任館長とそして管理の事務職を配置をして、町の魅力を拡大するための公民館事業をモデル的に実施をしてございます。先般も大原公民館を会場にして「星空ミュージックカフェ」と題したコンサートが開催されたところでございますけども、多くの方々に御来場いただきました。今後も公民館を通じて地域の活性化に努めてまいりたいと考えております。文化の薫りがする楽しめる町というのは定住促進にも一定の効果があると考えます。今後のさらなる公民館の活躍を期待したいと思っております。

ふるさと納税についてでございますが、寄附をされた方がお礼の品を選ぶことができるよう、市内事業者の方々から特産品の御提案を多数いただき、本年7月からカタログ方式での情報提供を行っております。この効果によりまして、8月末現在の寄附の申込者数は120名を超えておりまして、既に昨年度一年間の約2倍となっております。今のところ個々の寄附金額は高額ではございませんけれども、今後も多くの方々からの寄附が期待でき、そしてまた美作市のPRにも相当の効果があるというふうに見込まれるところでございます。

また、特産品の御提案については、引き続き受け付けてございまして、返礼品のさらなる充実にも取り組んでまいりたいし、加えて特産品のPRにもつなげてまいりたいと、こう考えているところでございます。

都市公園事業につきましては、昨年度より実施をしております林道を利用した進入道路の整備を進めるとともに、林野城跡を中心とするエリアの一部開園に向け取り組んでございます。本件につきましては、継続的に新たな財源が獲得されることとなるもので、まずは危険な場所の安全性の向上、その他の住環境の改善にもつなげていきたいと考えているところでございます。

次に、安全で安心して暮らせる福祉の充実という問題でございますけれども、障がい児そして障がい者の方々が利用する障がい福祉サービスにつきましては、障がい児、障がい者それぞれのニーズに応じたサービス等利用計画を個々に作成する必要があります。現在、市内にはこの計画策定の事業所がございません。これは何とかしなきゃならないということでございまして、障がい児、障がい者対応へのきめ細かさや迅速性、利便性を高めるために、ある社会福祉法人が10月1日を予定日として湯郷地内に障がい者の計画策定のための事業所事務所の開設を行うということで、今最終準備が行われておりまして、少し安心できる状況に近づくのではないかと、こう考えているところでございます。

大原病院では、医者の方、医師不足あるいは看護師不足が叫ばれる中で、今後も一層医療スタッフの充実が求められてございますが、引き続き医師の方々や看護師の方々の確保に努めてまいります。特に看護師の方々の不足を補うために、民家を借り上げて院内保育所の改修工事が終了いたしました。早期の開設に向けて今最終準備が行われてございます。

また、重症障がい児あるいは重症障がい者を持つ親や家族の方々を一時的にその介護から解放することによって介護疲れの限界を超えて介護不能になることを予防する目的で受け入れるレスパイトサービスという

ものがあるんですが、そのレスパイトサービスの事業を大原病院でやれるように今動いておりまして、その認可を獲得したいと考えているところでございます。

先ほど申し上げました総合戦略を議論する場が戦略会議というものがございますけども、その場の議論におきましても、福祉の充実に関する御意見が幾つか出されたわけでございます。計画そのものへの反映というのは、例えば他の自治体は既にやっていることなものですからできないんですが、例えば非常に傾聴に値する意見として、病児保育という問題がございます。これは保育園に行くと例えば風邪がうつっちゃうんで来てくれるなということなんでしょうけども、親としては何とか預けないと仕事に差し支えがあると、こういうことがございますけども、保育園には行けないけれども、医師や看護師の監督のもとに子どもを保育するという制度があって、これがそのつなぎの期間に非常に大きな役割を果たすわけでございますが、その病児保育が我が町には今のところ実施をすることができていない。ちなみに奈義にはあるんです。奈義にあるものですから、そういうことは余り総合戦略で書くことじゃないんですけども、これは早急に何とかしないといけないということで、今後の課題として検討を具体的に進める必要があるという認識に至ったわけでございます。

そういう意味で総合戦略の会議は新しい視点で前に行くものもございましたけど、こういう形で今まで欠けていたことについての的確な御指摘も委員の方々から頂戴をすることができたということで、深く感謝をいたしたいと思っております。

その他、さまざまな諸課題について手短かに報告を申し上げますと、美作市庁舎の整備につきましては、昨年1月15日に設置をされました美作市庁舎整備検討市民委員会によりまして、庁舎を整備する基本的な方針と想定される効果、美作市の将来に当たり発展の重要性などについて7回、御審議、御検討いただきました。7月10日、その検討の結果を踏まえて建議書の提出がございまして、現在の本庁舎の近いところに総合的な、つまり教育委員会や保健福祉部も一緒に入ったという意味で総合的なという意味でございまして、総合的な庁舎を整備することを第1順位とすべきであるとの方針が示されたわけでございまして、そのことを踏まえてその日に当局としても記者発表を行い、市民委員会の方針に沿って新庁舎整備のための具体的な検討に着手するという事を申し上げたところでございます。

その検討すべき内容でございまして、市民の皆さんの利便性や交通拠点ということを考えて、林野駅周辺が、これはさまざまな議論の中でも出てましたけども、適地の筆頭であるということでございましたが、できればその近辺にというような、場所としての想定がある程度進んだということが第1点でございまして。

それから、面積につきましては、総合庁舎ということになりますので、延べ床面積が7,000平米ぐらい、用地が最低1万5,000平米ぐらい、またこれも市民委員会が出たわけでございますけれども、借地はもうだめだと。極力借地は避け、そして複数の場所を一応検討してみてください。なるべくその近くではあるけれども、借地の問題その他があるので、幾つかの候補地を並行して検討してくれということでございます。

そして、地元産材の活用や庁舎全体のバリアフリー化、あるいは維持管理費の縮減にも配慮する。そしてまた、これはできればということでもありますし、場合によってはその結果、面積が変更になりますけれども、他の公共機関やコンビニなどの市民の利便性の高まる民間の事業についても収容、中に入れ込むという可能性も検討に入れるというようなことも御指摘をされているわけでございます。

今後は、平成31年度末の合併特例債の使用期限というものがございまして、これが最終的な期限なんですけど、これを踏まえて平成28年、来年でございまして、6月ごろまでに用地を絞り込んで決定をし、そして平成30年度の完成を目指してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様を初め、市民の皆様の御協力、御支援を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

次に、指定管理者制度についてでございますが、今年度末に期限が到来する施設の指定管理者の選定に向けた準備を進めてございます。指定管理者選定委員会において各施設の担当部署から施設の状況や選定要件等を聴取しており、今後適正な指定管理者の選定ができるように取り組んでまいります。

財政面でございますけれども、平成26年度決算が出ましたので、その決算後の例えば実質公債費比率は前年度の15.8%から15.0に低減をし、これはよくなったということでございますけれども、低減をし、そしてまた将来負担比率が92.7から79.0ということで、これは顕著に改善をしております。いずれも起債発行額の抑制や繰上償還の効果があらわれたものでございまして、この面では多少安心をしておりますが、しかしながら今後、合併算定特例というものがあつたのが、これが普通交付税の一本算定ということになって、我々の交付税が減額される可能性が高いわけございまして、引き続き財政をきちっと点検をしながら、安心した市政運営ができるようにコントロールをしてみたいと思っております。

10月1日に、ことし国勢調査がございすけれども、今回の国勢調査からインターネットを本格運用した全国オンライン調査が実施をされます。今回特に調査漏れゼロの目標を目指して市民の皆様への告知を徹底するとともに、実際に調査に当たっていただく調査員や指導員の方々にも本当に念を入れて詳しく担当部局から説明をさせていただきましたが、国勢調査の結果は地方交付税の算定に直結をするものでございます。この場をおかりして私からも市民の方々皆さんの調査への御協力を心からお願いを申し上げさせていただきます。

今年度も長寿をお祝いする事業として、敬老会が9月12日開催の勝田地域を初めとして、13日に美作地域、18日に大原、そして25日に東栗倉地域、27日に作東地域と英田地域と、市内6地域で開催される予定でございます。全体の参加対象者の皆さんは75歳以上の6,849名の皆様方でございます。どうぞ御健康に、そして御安心してお暮らしを賜りますように心からお祈り申し上げます。

11月3日、市制施行11周年の記念行事を行い、顕彰者の表彰も行わせていただきたいと思いますと思っております。くまモンを初め、熊本からの訪問団がちょうどこの折にお越しになりたいというようなことになってございまして、この皆さん方の交流事業や、それから表彰そのものに対応して岡山フィルハーモニック管弦楽団によるコンサートが並行して行われるということになってございます。

また、9月から12月にかけて市内の各地域全域で行政懇談会を実施をさせていただきますまして、先ほど少し申し上げましたが、福祉の増進でございますとかいろんな面、教育の問題とかいろんな面についての地域に密着した意見の交換というもの、あるいは政策ニーズの掘り起こしといったものやしていきたいと存じます。よろしく御理解を賜り、ふるって御参加をいただきますように、この場をかりてお願いを申し上げます。

以上、諸行政の一端を御報告申し上げます。どうぞ御理解を賜りますとともに、議会の皆さんの真摯なる御議論をお願いし、行政報告を終了させていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。〔降壇〕

日程第5 委員長報告（文教厚生委員会）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第5、「委員長報告（文教厚生委員会）」を行います。

閉会中に委員会を開催されておりますので、報告をお願いいたします。

文教厚生委員長。

9 番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

改めまして皆さんおはようございます。

閉会中に文教厚生委員会を2回開催をいたしました。その報告をいたします。

去る7月1日、保健福祉関係の施設の視察を行いました。当日、放課後児童クラブ、勝田東がちょうど開所の日でございましたので、そこに参りまして、いろんな話を聞きながら、ふえてきたと、勝田東を開設することによって放課後児童クラブに行く子どもがふえたというような報告を受けました。

それから、去る8月3日ですけれども、午前9時から美作市役所4階議員控室におきまして、文教厚生委員会を開催をいたしております。

文教厚生委員6名のうち1名が欠席でございました。執行部よりは萩原市長、安部副市長、横山副市長、大川教育長、福原審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、議会閉会中におきまして、執行部より美作市学校給食調理業務等委託についての報告及び放課後児童クラブについて説明をしたいという旨がありましたので、説明を受けました。その内容について御報告申し上げます。

まず、教育委員会から、美作市学校給食調理業務等委託について経過報告があり、その内容は、学校給食調理業務等委託についてプロポーザルにより委託業者を決定、2学期から勝田、美作給食センター、2センターの給食業務等を行う旨報告がありました。委員から、プロポーザルのやり方、また業者からの提案等内容はどのようになっているのかとの質問については、執行部より、プロポーザル審査委員7名が提案書類等の審査をし、その後、プレゼンテーションにて提案内容の説明を受け、厳正に審査した結果、委託業者を決定したとの説明がありました。

次に、保健福祉部から、放課後児童クラブの運営の経過報告があり、自主運営については、11月には方向性を決定するという説明を受けました。

以上、文教厚生委員会委員長報告といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で委員長報告を終了いたします。

日程第6 議会改革特別委員会委員長の中間報告について

議長（山本 雅彦君）

日程第6、「議会改革特別委員会委員長の中間報告について」を議題といたします。

議会改革特別委員会委員長より中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りをいたします。

本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、議会改革特別委員会委員長の中間報告を受けることに決定をいたしました。

議会改革特別委員長。

17 番（山本 重行君）〔登壇〕

皆さん改めましておはようございます。

発言の許可をいただきましたので、8月10日開催の議会改革特別委員会の報告をいたします。

1名の委員が通院のため欠席でございましたけれども、他の委員は全員出席でございました。議員全員で構成する第1回目の開催ということで、今後の委員会の運営について協議をし、議会基本条例の制定に向け、議会、議員の役割、情報公開などを検討していくことにいたしました。

以上、議会改革特別委員会の中間報告といたします。

なお、議会閉会中も引き続き調査が必要ですので、御承認をいただきますようお願いをいたしまして、中間報告といたします。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

議会改革特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

ただいまの議会改革特別委員会委員長報告において、委員会で調査中の事件について、会議規則第111条の規定により閉会中も引き続き調査終了まで継続調査したい旨、申し出がありました。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 日程第 7 | 諮問第 4号「人権擁護委員候補者の推薦について」 |
| 日程第 8 | 報告第 5号「専決処分報告について（和解及び損害賠償額の決定）」 |
| | 報告第 6号「出資法人等の経営状況について」 |
| | ・美作市土地開発公社 |
| | ・（有）特産館みまさか |
| | ・（有）大原農業振興センター |
| | ・東粟倉特産物販売（有） |
| | ・（株）作東バレンタインホテル |
| | ・（株）みまちゃんネル |
| 日程第 9 | 議案第60号「スクールバス購入契約の締結について」 |
| | 議案第61号「化学消防ポンプ自動車購入契約の締結について」 |
| | 議案第62号「高規格救急自動車購入契約の締結について」 |
| 日程第10 | 認定第 1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」 |
| | 認定第 2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」 |
| | 認定第 3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」 |
| 日程第11 | 議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する |

条例について」

議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」

議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」

議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」

議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」

議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」

議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」

議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」

議案第71号「市道路線の認定について」

議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」

議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」

議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」

議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」

議案第77号「平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」

議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第7、諮問1件、日程第8、報告2件、日程第9、議案3件、日程第10、認定3件、日程第11、議案16件、諮問第4号、報告第5号、報告第6号、議案第60号から議案第62号、認定第1号から認定第3号、議案第63号から議案第78号を一括議題といたします。

なお、日程第7から日程第9につきましては、即決案件としてお諮りをする予定でございます。

それでは、日程第7、諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、御説明をいたします。

人権擁護委員は人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人格、識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者のうちから議会の意見を聞いて法務大臣に推薦することとされておりまして、任期は3年でございます。平成27年12月31日に任期満了となります英田地域人権擁護委員に小川善史氏を候補者として新任推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、小川氏の履歴を報告いたします。

氏名は小川善史、住所、生年月日及び経歴につきましては、配付しております資料をごらんください。

小川氏は、昭和47年、教職につかれ、平成22年3月末日をもって山陽北小学校校長を定年退職、同年4月から平成27年3月末日まで、赤磐市教育委員会に勤務しておられました。教育委員会勤務時には小・中学校のいじめ、不登校、虐待等の問題、青少年健全育成、人権教育にもかかわってこられております。本年4月からは地元組合長として地域のため尽力されております。

こうした経験を生かし、適切な相談業務ができ、地域の信頼も厚く識見に富んだ人材であり、人権擁護委員として適任者であると判断し、ここに推薦するものでございます。御審議の上、何とぞ御同意賜りますようお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

なしと認めます。

次に、諮問第4号の委員会付託省略及び討論省略についてお諮りをいたします。

美作市議会申し合わせ事項において人事案件は即決としておりますので、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、諮問第4号は委員会付託及び討論を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

それでは、これより採決を行います。

諮問第4号「人権擁護委員候補者の推薦について」、本件に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、諮問第4号は同意することに決定をいたしました。

続きまして、日程第8、報告第5号「専決処分報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第5号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」について、御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

それでは、専決処分書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、御報告させていただきます。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

安本議員。

4番（安本 博則君）

前からしょっちゅうしょっちゅう議会のたんびに専決で出てくるんですけど、後退、もし職員が2人乗るとるんであれば、1人誘導するとか、駐車場へ入れるときにはもうバックで入れとくと、ほいで前進で出るというような注意をしてもらわんと、しょっちゅうしょっちゅうこんな専決専決で、全然学習能力がないように思うんじゃけど。その辺はちょっと要望しときます。

議長（山本 雅彦君）

要望でよろしいか。

〔4番安本博則君「答弁があれば。なからにやええけど」と呼ぶ〕

副市長。

副市長（安部 薫君）

今、安本議員の御質問は管理する側としては当然なことだと思っております、実は今回こういう事案が出されますが、過去3年にわたりまして調べましてデータを蓄積して、その事故の中身について一度勝英警察署の交通の係のほうへ相談し、普通の交通安全教室じゃなくて、こういう事案に特化したことの講習会と申しますか、そういうものを職員間で今度計画をしようということで、総務部長のほうに指示をしておりますので、何とか年間に一件もないようにしたいと思っておりますので、どうか御理解をよろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

他に。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

副市長、過失割合をきちっと言わなったら、毎回この議会のたんびにこれ専決処分したやつが出よう。どっちのほうが悪かったんか、〔聴取不能〕だったんか、割合があるはずなんじゃ、これな。それを言うてくれなったら、棒読みする話だけじゃなしに。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）

先ほどの1件目の接触事故でございますが、過失割合は50対50でございます。

それから、2件目の接触事故につきましては、市のほうが80、相手方が20ということで、その割合に応じ

た修理費の賠償額ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

毎回の定例会に出なかったことがない。その安全管理を誰がされよんか知らんけども、もう少し一遍の今回のこの9月議会にはなかったんじゃと、12月の議会にはなかったんじゃ、そのぐらいな努力をしてくれなんだら、もうないほうがおかしいわけじゃから。安全管理を十分していただきたいと、かように思います。

終わり。

議長（山本 雅彦君）

要望としてよろしく願います。

それでは、西元議員。

10番（西元 進一君）

文句言うつもりはないんですが、この過失割合についてですけど、バックしようて20万4,800円というて、これが8割でしょう。25万円からの事故なんですよ。これは普通からいうたら、駐車場でバックしようてこんな大きな事故を起こすという原因というのはどういうことになっとんのですかな。もう少しやっぱり職員ですから、公務員ですから、少しやっぱりちゃんとしたルールに基づくバックでもしていくという方法でないと、普通にバックしようて突っかけてきたということなら話は別で、しかし駐車場でバックしようて当たって25万円もかかるような事故というのは、普通信じれんなって。だから、そういう点ではちゃんとした危機管理というか、安全管理、安全義務ということについて、その職員さんたちがちゃんとした理解をして対応しとるかどうかという問題も含めて、美作市の運転管理ですから、そういう点ではきちっとしてやってほしいということを切に要望して終わります。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第5号を終わります。

続きまして、報告第6号「出資法人等の経営状況について」でございますが、その前にただいまより10分間休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時11分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より補足説明を求められておりますので、これを許可します。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほどの行政報告の中に決算に基づく、その時点における公債費比率そして将来負担比率の数字がございましたが、これらについては決算審査を私どもの監査委員会をお願いをしておりますが、その監査委員会からの報告がまだないので、そういう状況における数字であるということをつけ加えさせていただきます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、報告第6号「出資法人等の経営状況について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第6号「出資法人等の経営状況について」、御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市が出資する法人、借入金の元金もしくは利子の支払い等を補償し、または損失補償を行う等債務負担をしている法人につきまして、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するよう義務づけられております。

この規定により、美作市土地開発公社、有限会社特産館みまさか、有限会社大原農業振興センター、東粟倉特産物販売有限会社、株式会社作東バレンタインホテル、株式会社みまちゃんネルの6件につきまして、平成26年度の経営状況を報告申し上げるものでございます。

内容につきましては、担当部長から報告をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、順次出資法人の説明をさせていただきます。

まず、土地開発公社についての決算概要を御報告を申し上げます。

美作市土地開発公社は、合併前に英田土地開発公社が造成いたしました作東産業団地の分譲を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、有限会社特産館みまさかの平成26年度の決算概要を御報告いたします。よろしいでしょうか。

特産館みまさかは、道の駅彩菜茶屋と農産物直売所の彩菜みまさか箕面彩都店を運営をしております、主に市内及び近隣市町村で生産、加工された農産物の販売を行っております。

〔以下朗読〕

次に、有限会社大原農業振興センターの平成26年度の決算概要について御報告を申し上げます。

大原農業振興センターは、農作業の受託、育苗、ライスセンター、黒大豆乾燥施設の管理運営、野菜苗、農業資材、肥料、農薬の販売等を行っております。

〔以下朗読〕

続きまして、東粟倉特産物販売有限会社の平成26年度の決算概要について御報告を申し上げます。

東粟倉特産物販売は、主に東粟倉地域内で生産、加工されております生産物や愛の水を配達販売を行っております。

〔以下朗読〕

次に、株式会社作東バレンタインホテルの平成26年度の決算概要について御報告を申し上げます。

作東バレンタインホテルでは、職員一同、顧客満足度向上を第一目標に鋭意努力を行っております。

〔以下朗読〕

以上が私どもの担当しております第三セクターの経営状況でございます。よろしくお願いいたします。

[降壇]

議長（山本 雅彦君）

続いて、企画振興部長。

〔「議長、数字間違うとりゃへんか。8円言うたの1円じゃないか。バレンタイン、当期純損失。訂正したほうがいい」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ちょっと訂正して。

経済部長（江見 幸治君）

訂正を申し上げます。

最後になりますが、法人税及び住民税等差し引いた当期純損失は1,289万6,331円となっております。申しわけございません。

議長（山本 雅彦君）

それでは、みまちゃんネルについて、企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

それでは、株式会社みまちゃんネルの平成26年度決算概要について御報告申し上げます。

みまちゃんネルは、美作市内と西粟倉村内の視聴者の方を対象としたケーブルテレビ番組やテレビコマーシャルの制作、放送を行っております。

また、本年度からは新たに美作市情報化推進に伴う管理支援業務を受託しておりまして、ケーブルテレビの障害対応や光ケーブルのサポートも行っているところでございます。

平成25年3月に株式会社を設立、同年4月から業務を開始しておりまして、今回は本年2月28日までの第2期の決算概要報告を行うものでございます。

〔以下朗読〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で補足説明が終了いたしました。

報告第6号「出資法人等の経営状況について」、質疑はございませんか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっとこのみまちゃんネルの関係、お金が高くなった高くなったというて市民が言よるわけじゃな。そういう割には今言よる役員報酬というて、これ259万9,200円計上しとる。これ何人の役員で、どういうような仕事、こんだけださにはあいけんのんかな、二百五十何万円。

それと、東粟倉の後山の特産館の関係、これについてもとんでもないほど役員報酬が出とんじゃ。300万円ぐらいだったかな、役員報酬。348万1,600円、これとんでもねえ数字なんじゃけども、給与が244万9,668円で、役員報酬が348万1,600円、雑給というのが311万5,550円になつとんじゃけども、これはどがいでこういうふうな役員報酬が要るんかな、その辺のところの説明をちょっと聞かせてください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）

みまちゃんネルの役員報酬についてでございますが、259万9,200円ということでございますが、こちらにつきましては役員1名に対して支出をしているものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

この東栗倉特産館の給料の関係ですけれども、常勤の職員兼そしてその取締役も兼ねた形のもので報酬をそこに計上しているということでございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

部長、これ250万円というたら美作市の平均年収じゃ。役員報酬というて、それほど出さなきゃいけないんですかという、そのことについての答えをせな。1名じゃというような問題じゃなからうがな。なぜこんだけの報酬の高いお金が必要なんですかというて言ようわけじゃから。それは何ならというて言うたら、市民からはや苦情が出よんじゃ。みまちゃんネルが高うなったというて。真加部のほうじゃあ、早う外してくれえというて言よう人もおるがな。その辺のこの説明をしてくださいよ言よんよ。役員にこんだけ払わにゃいけない根拠を明らかにしてくれというて言ようわけじゃから。

それから、あんたも一緒じゃ。

議長（山本 雅彦君）

答弁できますか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

役員報酬の決め方につきましては、それぞれの取締役会等で決定をするわけでございますけれども、何分今御指摘がありましたように、市民の方々の御負担感というものもあるみまちゃんでございます。加えて私どもが出資をしてつくっている会社でございます。出資母体である市の議会でそういう発言があったということは大変重く受けとめなければならぬと考えておりますので、御意見あるところは理解できない部分もありますので、私どもで若干精査をさせていただきたいと思っております。

それから、東栗倉の問題につきましては、これはやや形は違うんです。というのは、実は私どもとしてもこの東栗倉の会社につきまして、今のままの状況を継続すると資本金が底をついて、要するに活動を停止せざるを得ない状況が来る可能性があるというのを去年、ことしから注目をしてございまして、その観点から毎年の赤字に対応した部分がもしその役員ということであれば、毎年赤字を出しているのに役員報酬が出るということはちょっとこれ問題があるというふうに思っております。これについても株主としての権限を適正に活用しながら会社に対して、経営陣に対して注意喚起をし、是正ができるかどうか検討させていきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

市長がこれ栗倉の関係も、はや底をついてきよんじゃと、そういうな中だったら報告するんだったら、役

員の中でこういうふうな努力をしてきたんじゃないかと。役員の報酬は前年度より全然変わっちゃらへんのよ。そんなばかな、それを向こうから上がった数字をずるっと棒読みするような報告はせんように。

企画振興部長、あんたも一緒やぞ。市民が物すごう怒り狂ようるわけじゃから、高うなったというて。介護保険が高うなった、公共料金が高うなってきたよ、このことについて批判が出ようるわけじゃから、我々もここでしっかり物を言わせてもらわなんだらいいけんから、わし言よんよ。

そういうことで、十分こういうなことを二度と言わさんようにお願いしたい。

終わり。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了し、以上で報告第6号を終わります。

続きまして、日程第9、議案第60号「スクールバス購入契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第60号「スクールバス購入契約の締結について」、御説明申し上げます。

平成27年8月5日、スクールバス購入にかかわる入札を行いまして、開札の結果、美作市五名77番地、株式会社吉野自動車が2,100万円、税込みでございますが、落札をしたものでございます。

現在運行中のバスは、購入後15年以上を経過し、走行距離も41万キロ以上となっており、年数経過に伴う劣化により修繕整備費用がかさむことから更新するものでありまして、作東中学校の生徒の通学、市内小・中学校の部活動及び社会見学等の校外活動に伴うスクールバスとして使用するものであります。

契約の締結に当たり、美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

えんですが、副市長、耐用年数については、そりゃあもちろん耐用年数が来とるから買いかえるんですよ。だから、スクールバスは新車にするんですから、安全整備の2,100万円のものを買うんですから、安全の基準がどうだとか、今新しゅう購入したらこういうものをつけとりますとかというような、2,100万円に見合うものを安くせえとは言うんじゃないんで、見合うものをちゃんと説明するということは大事なことと、過去についてその耐用年数やこうを聞いてもしょうがないわけじゃから、我々は。そういうことで、ちょっと返答してください。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（小林 昭文君）

今のスクールバスの購入の件でございますが、何が新しいということではないんですけども、内規で一応初年度から15年以上を経過しているバスとか、走行距離を40万キロを超えた走行したものの、それから故障等で修繕費がかさむといったようなものにつきまして、順次買い換えを行っていかうということで、今回は作東のスクールバスでございますが、15年以上経過したものが今現在5台ございます。その中でやはり故障が多いものから買い換えを行っていくということで、今回作東中学校のスクールバスをお願いをしております。もちろんこの当時のスクールバスは77人乗りですけども、当時はシートベルト等は余り言われてなかったんですが、もう当然シートベルトはついておりますし、それから今新しいものとしてはナビゲーションがついたようなものとか、そういうなことでちょっと新しいものはついたりしますが、そういうことで順次更新をしていきたいということで考えております。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

[10番西元進一君「ちょっともう一回」と呼ぶ]

西元議員。

10番（西元 進一君）

耐用年数とか過去のそういうものについては、そりゃあ買い換えるということは大事なことから、生徒を安全に運行するためには大事なことなんで、ええことなんです。だから、15年の耐用年数が過ぎるとするのはわかっただけですよ。じゃから、2,100万円に対する代替えに対してどういうものをどういうものでどういうことかという説明を、私たちは2,100万円の論議をしとるわけで、耐用年数の論議じゃないわけだから、その点は答弁としてもちゃんと考えてもらうようにしとくんといけんということだけ申し上げときます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

次長、今質問しておるのは、競争入札でどういう条件のもとでやったんかということを説明してあげんからわからんじゃねん。その辺を何社で何年型、何人乗り、そこら辺をきっちり説明してあげんから、同じ答弁ばあせにやあいけんようになるんじゃが。

議長（山本 雅彦君）

教育次長。

教育次長（小林 昭文君）

済みません、スクールバスにつきましては、車両の仕様につきまして、今回は55人乗りで座席が11列または12列のシートということで、補助席込みで54名プラス乗務員の55名乗りということでしております。それから、機能といたしましては、6MTエンジン、総排気量で7,500cc以上、馬力270以上ということで、燃料は軽油ということで、塗装につきましては標準仕様ということでお願いをしております。

装備品についてはそれぞれありますが、ここでは割愛をさせていただきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

入札は何社でやったん。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）

入札の関係について私のほうから答弁させていただきます。

今回のスクールバス購入事業につきましては、指名競争入札により入札を行っておりまして、指名は市内30社に指名をさせていただきました。そのうち15社は辞退をされまして、残り15社による入札の結果、本日お配りしております業者に決定したということでございます。

よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

安本議員ありますか。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第60号「スクールバス購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第61号「化学消防ポンプ自動車購入契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第61号「化学消防ポンプ自動車購入契約の締結について」、御説明申し上げます。

平成27年8月5日、化学消防ポンプ自動車購入にかかわる3社による入札を行い、開札の結果、岡山市北区大供1丁目6番3号、株式会社岡山森田ポンプが5,700万円——税込みでございます——で落札したものでございます。

現在の化学消防ポンプ自動車は、平成6年に購入した車両であり、既に20年が経過し、車両の老朽化も進んでいることから更新するものでございます。

契約の締結に当たり、美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西元議員。

10番（西元 進一君）

さっきも言うたんじゃけど、この消防ポンプの耐用年数やなんかは聞いてもしょうがないわけで、私たちは。はっきり言うと5,700万円の審議をするわけですから、5,700万円の審議というのは、化学消防ポンプではどういうものがあるって、どういうものがあるって、どういうものを新規に装着して妥当な金額なんだということを説明して、それを審議するのが審議じゃないんですか。過去、老朽化したポンプをどうのこうのというて、その審議で終わったら、5,700万円ちゅうのは何にもならんわけですから、そういう点ではちゃんと説明してください。

議長（山本 雅彦君）

消防長。

消防長（山崎 正雄君）

今、議員の質問なんですけれども、この耐用年数、それから更新するという形のものについては、改まって決められた内容のものではないけれども、ただこの岡山下の消防本部のその耐用年数等々を考慮した上で、これだけの年数のものを年数が来たから廃車、または更新しようということになっております。

基本的には消防化学車というのは、油火災等々に使用できる車両でございますので、普通のポンプ自動車とはちょっと違うのかなと思います。ですから、新しいもの、古いものをそのまま使うということは、これは耐用年数等々を考えると何かあったときの障害になってしまうのではないかなと思いますので、今回、化学消防車の更新年限が15年というふうになってますので、耐用年数がもう18年、今20年もなってますので、かなりの年数がたってますというふうな話でございますので、ぜひ普通のポンプ車とは違いますから、なおさら新しいものにかえていかなければというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

消防長、よくわかるんです。私は反対しょんじゃないんでな。反対しょんじゃないんじゃけど、古くなったから更新してほしい、更新するのが当たり前じゃから5,700万円払えということではいけんということと言よんでな。5,700万円についてはどういう機械がついて、どういうものがあって、どういうことがあってもろもろで5,700万円要るんだと、それは妥当な数字なんだということを説明してくれんなら、私たちは5,700万円の審議をしとるわけですから。じゃから、過去の老朽化したとか、耐用年数の審議をしとんじゃないんですから、新しいものを購入するための5,700万円というものを審議しとるわけですから、その点でちゃんと説明ができるものをしてほしいということです。

きょうできんならよろしいけど、今までと同じタイプじゃいけんんでな。やっぱり自動車にしてもそうじゃけど、耐用年数を論議しとんじゃないんじゃから、我々はそこへ出てきた金額に対する審議をしとるということをちゃんと自覚して、提案する側もちゃんとそういう方向でやってほしいということを要望します。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了します。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第61号「化学消防ポンプ自動車購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第62号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第62号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、御説明申し上げます。

平成27年8月28日、高規格救急自動車購入にかかわる2社による入札を行い、開札の結果、岡山市北区大供3丁目2番12号、岡山トヨタ自動車株式会社が3,132万円、税込みでございますが、これで落札したもの

でございます。

更新予定の救急自動車は、平成13年に津山信用金庫から寄贈された車両でありまして、既に13年が経過し、車両の老朽化が著しく進んでいることから更新するものでございます。

契約の締結に当たり、美作市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

以上、議案につきまして御説明を申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

先ほどと同じような質問になるかと思うんですが、例えばこの高規格救急車でございますけれども、これは大きさというのはいろいろあるのかな、こっちから仕様を出して、こういうのが欲しいとは言っておるんですが、実際に例えば昔の救急車であれば、小さい、言うたら2トン車クラスというか、そういった救急車が多かったんですが、この高規格救急車になりますと、かなりずうたいがでかくなるんですが、これはいろんな大きさがあって、その中の何かを選択するということになっておるのか、それとも高規格救急車というのはいろいろな大きさがあって、その辺のところをちょっとわかりましたら、説明をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

消防長。

消防長（山崎 正雄君）

今の質問に対してなんですけれども、大きさのほうについては普通の救急車と高規格救急車についてはさほど相違はございません。ただし中の資機材については若干の相違が出てくるというふうなことでございますので、その装備自体が変わってきますよというふうなことになるだろうと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

私そういうことを聞いておるのではなくて、大きさというのはいろいろとあると思うんですよ、救急車。普通の救急車でも昔は割と小さい救急車であったと思うんですよ。狭い道まで入れるというような救急車だったと思うんですが、大きいのもいろいろあったと理解してんですが、この高規格救急車というのはいろいろな大きさは大体決まってるんですかと。言うたら、トラックで言えば3トン、4トンクラスの大きさなのか、それともいろいろあって例えば大きいのもあって、小さいのもあって、その中から選んでいくのか、その辺のところを聞きたいと思っておるんです。

議長（山本 雅彦君）

消防長。

消防長（山崎 正雄君）

今の質問に対してなんですけれども、シャシー自体はそんなにかわりはないと。普通の何トンというふうなこ

とになるのではないだろうとは思いますが、〔聴取不能〕性能の私そこまで今持ってませんので、大変申しわけないですが、回答することがちょっと難しいのかなと思います。

ただし今の質問に対しては、普通の救急車、それから高規格救急車については大きさ、サイズ等についてはそんなにも変わらないというふうなことで、中の装備自体が変更してくるというふうなことだと思いますので、御理解をしていただければよろしいかと思います。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

答えが出ないようなんですが、私が思っておるのは、救急車にしても高規格の救急車にしても狭い道路があるという中で、大きさを選定をする選択肢があるのかどうかというのを聞きたかったわけで、そういった中で最近高規格もそんなんですが、車自体がだんだんだんだん大きくなっていっと思うんですよ、いろんな装備をする中で。そういった中で、大きくなればなるほど非常に美作市内は細い道が多いといった中なるべく小さいのにしようとか、いや、装備を充実させよう思うたら大きいやつがいいんだとか、そこら辺の議論がなされたのかどうかというのを聞きたいわけであったんですけども、どうも答弁が出ないようなので結構ですけども、その辺の議論をされたほうがいいのではないかなと思います。

以上。

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

前2議案も同じことなんですが、この説明がもう少し丁寧にしてもらうべきじゃないかと思うんですが、例えば一般競争入札による契約ですが、これらについても何社の応募があつて、いわゆる入札結果がこういうふうになったというような説明もつけていただきたいし、もう一つは前2議案も共通して言えることは、カタログをつけていただければわかりやすいんですが、カタログも何もなしでいっとするものですから、例えば本議案のものでどういった格好のもので、どういった装備がしてあるということが、カタログがあればそれに詳しく書いてあるはずなんで、そういうものを提出していただくということが提案説明の中で必要ではないかというように思うわけですが、これは要望になると思いますが、そういうことでございまして、今後気をつけていただきたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、次回からそういった資料も添付していただくようお願いをしておきます。

他に。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

先ほど来の契約までにちょっと付随するんですけども、スクールバスのときには内規があると、15年以上、40万キロを超えたら一つの目安だと。化学ポンプ車の場合はそういうものはないんだと、だけでも15年かなというようなことでしたので。今回の消防車についてもその辺のことは触れられてないんで、これも本城議員と一緒にですけども、今後の要望として、やはりそれぞれ目安があつて、内規を決めて、それを基準を持って更新するんだということが一番スマートなんじゃないかなと、一番皆さんにとってわかりやすいんじゃないかなと思いますので、その辺のところ検討をしておいてください。

以上です、終わり。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

谷本議員、日笠議員も言われたんで、要望ということ言っているのが、次からというんじゃないしに、6月議会でこのことを私は言ったと思うんですが、例えば耐用年数が議決の日から発注するわけでしょうか、一月ぐらいずれがあるんですけど、今発注しても完成するまでにその期間があるでしょう。その間は今のものを使つとるわけでしょう。次から次へパンフレットだとか内規だとか、その仕様書がどうだとか出るような件については、議会のあり方について言よんですよ、議長。付託すべきじゃないかということ6月議会で言ったように、そのことを十分に執行部とも議会運営委員会の席上で、これは付託すべきなのか、これ即決しなきゃ間に合わんのだと、既に故障しとんだという場合は我々も理解しなきゃいけないでしょうということです。私も要望ですけど、6月議会に言ってないことだったら、私言いませんけど、時の6月議会は文教を無視しとんかという発言を私したことがあるんですけど、今回は総務委員会をかなり無視しとんかなと思われるんで、表現が悪いかもしれませんが、付託すべきことは付託すべきだということをおし上げておきます。

議長（山本 雅彦君）

執行部におきましてもただいまの要望をしっかりと酌んでいただくようお願いをしておきます。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

議案第62号「高規格救急自動車購入契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

ただいまより1時10分まで休憩いたします。

午後0時09分 休憩

午後1時10分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第10、認定3件、日程第11、議案16件について、副市長より提案説明を求めます。

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第1号から認定第3号、「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」外2会計につきまして一括御説明申し上げます。

決算認定につきましては、公営企業法第30条第4項の規定に基づき、平成26年度の水道事業、病院事業、下水道事業それぞれ事業会計の歳入歳出及び収入支出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

続きまして、議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、御説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律——番号法といいます——の施行に伴い、個人番号その他の特定個人情報の適正な取り扱いの確保が必要となり、市が特定個人情報を取り扱う場合に必要となる規定を整備、市が保有する特定個人情報について、利用の制限に関する規定等の措置、特定個人情報ファイルにかかわる規定の整備、番号法及び個人情報の保護に関する法律との整合を図る等の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」でございますが、平成26年6月に美作市空家等の適正管理に関する条例を制定いたしました。国の空家等対策推進に関する特別措置法が完全施行されたことに伴い、条例の内容を精査し、所有者、市民、美作市の責務を明確にし、管理不全にならないように努め、有効活用できるよう支援することにより、適正な管理が行われるよう所要の改正を行うものであります。

次に、議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カードは施行日の平成27年10月5日から交付されます。この個人番号カードは本人の申請に基づき、平成28年1月から交付が始まります。各カードの初回交付手数料相当経費については国庫補助の対象となりますが、滅失、盗難等の理由により再交付する際の再交付手数料相当経費については国庫補助の対象とならないため、これらに伴う再交付手数料に関する規定を追加するものであります。再交付手数料については総務省の示す基準に基づき、通知カードは1件につき500円、個人番号カードは1件につき800円を設定し、あわせて住民基本台帳カードの交付が平成27年12月で終了することから、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料に関する規定を削除するものでございます。

次に、議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」でございますが、これまでの美作市どんぐりの森基金条例は、野生動物との共生、災害に強い山林づくりを目的としておりましたが、今後はさらに視野を広げ、野生動物を含めた動植物全般の生態系の維持と災害に強いことはもとより、美作市に住む人、訪れる人が美しいと感じる山林づくりを目指し、美作市の自然環境及び生態系に適合した自生種であり、景観の改善を図ることのできる広葉樹の植栽を行うよう改正を行うものであります。

次に、議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市内各放課後児童クラブは現在指定管理者制度により運営を行っておりますが、次年度に向け指定管理者及び運営方法を協議していく中、委託による運営を希望されるクラブがある

ため、指定管理者制度のほか、委託運営を明記し、各クラブに合った運営方法が選択できるよう改正するものがございます。

次に、議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」でございますが、重症心身障がい児者がどこでも安心して生活できるよう、在宅で重症心身障がい児者の介護を行う家族の負担軽減を図るため、大原病院で短期入所——レスパイトサービスといいます——の受け入れができる環境整備のため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」でございますが、美作市看護師等奨学金貸付事業においては、平成19年度の条例施行から平成26年度末までに24名の奨学生への貸し付けを終え、うち9名が市内医療機関にて看護業務に従事しております。しかし、募集年度によって貸付申請者がいないことがありまして、よりよい魅力的な制度とする必要があります。そこで、奨学金の貸付金額を増額することで奨学金の貸付申請者がふえ、市内の看護業務従事者の増加が見込まれるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」でございますが、観光施設の管理運営に関する業務の一部を委託することを市の観光行政の重要事項として捉え、管理運営方法の一つとして委託制度を採用することに関し、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第71号「市道路線の認定について」でございますが、公共性及び利用度の高い生活道路を市道認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものです。該当路線は豊国原地内の1路線でございます。

次に、議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」でございますが、現在策定しております美作市過疎地域自立支援促進市町村計画でございますが、美作市では5つの項目について計画をしています。第1項目は、産業の振興として農地耕作条件つき改善事業によるダム取水ゲート設備等の整備計画の変更、新しい観光拠点として城山公園整備、第2項目に、交通通信体系の整備として市道3路線の路線改良及び8つの橋梁補修、第3の項目は、生活環境の整備として化学消防車購入及び高規格救急車購入計画の変更、第4項目は、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として認定こども園の建設計画の変更、第5項目に教育の振興として3つの体育施設の改修、図書館情報システム更新について、過疎計画の変更を行うものであります。

次に、議案第73号でございますが、「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございますが、平成22年度に作成した辺地に係る総合整備計画は、平成26年度をもって終了したため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づきまして、新たな総合整備計画を平成27年度から平成31年度までの期間で策定するものであります。策定する地区は、日指地区、上山地区の2地区であり、緊急自動車や地域住民の車両の安全な通行が確保できるよう、集落内の道路を拡幅するなど、市道の整備を行うものであります。

次に、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ3億6,084万8,000円を追加し、予算総額を209億3,760万4,000円とするもので、債務負担行為の追加1件、地方債の変更2件を行っております。

歳出における追加補正の主なものは、総務費では、市民栄誉賞事業205万円、LED照明導入促進事業814万7,000円、地域住民生活緊急支援のための交付金によるみまさか創生事業6,000万円、民生費では、自立支援医療費720万円、美作市シルバー人材センター補助金140万7,000円、衛生費では、簡易水道特別会計繰出金2,835万5,000円、農林水産業費では、滝宮ダム堆積土砂撤去事業110万円、商工費では、作東産業団

地分譲促進補助金 1 億3,210万円、教育費では、美作文化センター舞台照明交換事業390万円、災害復旧費では、農林水産業施設災害復旧事業2,110万円、公共土木施設災害復旧事業4,980万円などとなっております。

また、議会費などの一部で4月の人事異動に伴う職員人件費の補正と総務費、民生費及び衛生費において個人番号制度対応のためのシステム改修費の補正を行っております。

なお、今回の補正予算の財源は、地方交付税が1億9,373万円、国庫支出金1億1,983万7,000円、県支出金1,384万円、諸収入1,007万円、市債が2,110万円などとなっております。

次に、議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、事業勘定の歳入歳出それぞれ620万6,000円を追加し、総額を41億8,920万6,000円とするもので、主な内容については、歳入につきましては、国庫支出金が413万7,000円の増額、繰入金が206万9,000円の増額、歳出については、総務費が620万6,000円の増額でございます。

次に、議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ619万4,000円を追加するもので、主な内容は、歳入につきましては、国庫補助金、介護保険事業費補助金412万9,000円、一般会計繰入金、事務費繰入金が206万5,000円の増額補正です。歳出につきましては、システム改修委託料619万4,000円の増額補正でございます。

次に、議案第77号「平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出それぞれ2,832万9,000円を追加し、予算総額を7億1,390万9,000円にするもので、歳出の主な内容は、施設管理費のろ過膜ユニット交換工事等による増額が2,832万9,000円、歳入では、施設管理費にかかわる一般会計の繰入金の増額2,832万9,000円及び東粟倉地域簡易水道施設統合事業にかかわる国庫補助金の減額が1,832万6,000円に伴い、簡易水道事業債を910万円、過疎対策事業債を920万円、一般会計繰入金を2万6,000円、それぞれ増額するものでございます。

次に、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、歳入歳出それぞれ315万2,000円を追加し、予算総額を4億1,150万8,000円とするもので、主な内容は、歳入につきましては、繰入金が95万1,000円、諸収入が30万円、国庫支出金が109万1,000円の増額、歳出につきましては、総務費が285万2,000円、諸支出金が30万円の増額でございます。

なお、認定第1号から認定第3号につきましては、担当部長に補足説明をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、議案につきまして御説明を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたしまして、提案説明といたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

認定第1号と認定第3号について、妹尾環境部長。

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、20ページをお開きください。

平成26年度末の給水人口は2万1,405人で前年度より323人減少し、給水戸数は9,987戸で15戸増加しました。年間総配水量313万2,620立方メートル、前年度比15万1,695立方メートルの減でございます。総有収水量251万7,808立米で、前年度比3万4,688立米減でございます。有収率については80.37%で前年度より2.66ポイント上がりました。

工事関係では、13ページ以降の老朽管布設替え、異臭対策装置の整備及び集中監視装置等の機械設備更新工事、道路改良などに伴う受託工事を実施いたしました。

水道事業は、地域住民の方のライフラインとして市民の皆様到低廉で清浄な水道水を常時安定提供していくことが使命であります。人口の減少、節水意識の向上により水需要は減少傾向にあります。今後とも漏水調査の強化や老朽施設の更新など効果的な計画を図り、経営の効率化を推進する所存でございます。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単な説明でございますが、「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」、御説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

妹尾部長、ちょっと待って。そこで一旦とめてください。次の説明はまた求めますので、席のほうへ帰ってください。

副市長より先ほどの説明について訂正がございますので、ここで訂正をお願いいたします。

副市長（安部 薫君）

先ほど私が提案説明いたしましたところが2カ所間違っておりましたので、訂正をいたしたいと思いません。

議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」のところで、美作市シルバー人材センター補助金を「140万7,000円」と申し上げましたが、正しくは「147万円」でございます。

もう一カ所は、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてでございますが、この中で国庫支出金が「109万1,000円」と申し上げましたが、正しくは「190万1,000円」の間違いでございました。深くおわびして訂正いたします。失礼します。

議長（山本 雅彦君）

妹尾部長、続けて説明をお願いします。

環境部長（妹尾 昌弘君）〔登壇〕

それでは続きまして、認定第3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

美作市の整備状況は、昭和52年に美作地域で着手してから毎年整備を進め、現在の処理区域面積は1,516ヘクタール、市内全ての整備が完了いたしました。

概要でございますが、27ページをお開きください。

本年度末の水洗化人口2万4,909人、前年比で37人増で、水洗化率は86.50%、前年度比2.12ポイント増となりました。年間総処理水量は304万5,386立米、年間総有収水量は286万9,445立米となっております。

工事関係では、23ページ以降、公共汚水ます取り出し工事及び合併浄化槽の設置工事等道路改良などに伴う受託工事を実施いたしました。

下水道事業は公共水域の水質保全と市民の皆様快適な生活環境を提供することが目的ですが、今後は耐用年数の経過した施設の維持管理費が増加傾向にあります。今後も未水洗化世帯に対する啓発推進を行い、水洗化率の向上と収益率向上及び下水道施設の効率的な維持管理で経費節減を図る努力を行います。

〔以下朗読〕

以上でまことに簡単な説明でございますが、「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」の説明とさせていただきます。御審議ほどよろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

ただいま上程となりました認定第2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」、補足説明をさせていただきます。

まず、概要でございますが、平成26年度の患者数は前年度と比較して入院が3.7%、外来が4.7%、それぞれ減となりました。収益的収支は、収益決算額が9億9,548万8,000円、前年比526万6,000円の増となりました。費用決算額は10億6,032万5,000円で、前年比2億1,143万1,000円の増となりました。これは地方公営企業会計制度の改正に伴い会計基準の見直しにより、退職給付引当金ほか各種引当金を計上したことによるものです。このようなことから、当年度は6,483万6,000円の純損失となりました。

資本的収支では5,636万5,000円で、生化学分析装置などの更新を行いました。また、企業債償還金は7,836万6,000円でした。

〔以下朗読〕

また、地域医療の臨床研修協力病院として研修医を12名、医学部実習生など9名を受け入れをしております。今後も継続可能な地域医療サービスの提供主体としての役割を十分認識し、サービスの向上、健全経営を心がけてまいりたいと考えます。

以上で補足説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日程第10の補足説明が終わりましたので、ここで窪田代表監査委員より監査報告をお願いいたします。

代表監査委員。

代表監査委員（窪田 功君）〔登壇〕

代表監査委員の窪田です。議長のお許しをいただきましたので、市長から地方公営企業法第30条の規定に基づき審査に付されました公営企業の決算審査の結果について、御説明させていただきます。

これら企業のことにつきましては、先ほど担当部長のほうから既に概要説明が詳しくなされていますので、なるべく重複しないよう、特に申し上げておきたいことを中心に御説明させていただくことといたします。

なお、御多忙中にもかかわらず、監査に御協力いただきました上水と下水及び病院関係の方々には厚く御礼を申し上げます。

3つの公営企業の決算審査は、平成27年7月13日から8月28日までの間において実施させていただきました。審査は各会計の決算書及び附属書類が関係法令に適合して作成されているかどうか、また計数について関係の帳簿類等とチェックし、関係職員から説明を聞くとともに、中・長期視点に立っての見通しなども交えて審査させていただきました。

審査の結果につきましては、お手元に配付の平成26年度美作市公営企業会計決算審査意見書の第4——ページ1を開いていただければおわかりかと思いますが——に書かせていただきましたとおり、決算書を含む関係帳簿類は、いずれも関係法令に準拠して作成されていまして、計数も符合しており、予算の執行についても後ほど御説明します病院関係の1件を除いて適正であることを認めましたことをまず御報告申し上げます。

次に、各企業ごとに御説明を申し上げます。

水道事業でございますが、一昨年に発生した異臭問題の克服策として導入された活性炭注入装置の6月稼働と関係職員のきめ細やかな配慮、努力の次第もございまして、平成26年度の夏におきましては安定した給

水サービスの提供をいただきましたことは、心配していたことだけにまことに喜ばしいことでもございました。

また、職員数も1名減員されまして776万4,000円の純利益を上げられておられますので、その御苦勞は評価されるべきことと思います。

しかし、各種データに基づいて経営的な視点から見ますと、給水サービスの地域内の人口は前年度に比べて323人、1.49%の減少を見ているほか、節水意識の向上や節水型機器の普及もあるのですが、年間の総有収水量は1.36%の減、年間の総配水量に至っては4.62%もの減少となっており、ここでも今後続くであろう人口減少による経営への悪影響が懸念されるところでございます。

ちなみに、施設の効率性を示す指標の施設利用率は47.29%、有収率は80.37%と、いずれも人口減少に起因するところが大きいとはいえ、全国平均を下回っていることについては、原因を究明して的確な対策が求められるところでございます。

そうした中、老朽化した施設と配管の更新コストの増加が現実視されることはもちろんのこと、それに起因してのトラブル対応や修繕の労力コストの上昇と、それらによる経費増大も必至のことですので、より一層の経費節減と計画的な更新計画への取り組みも求められるところでございます。

それらのことを踏まえ、中・長期視点に立って見てみますと、合併時からの懸案事項であります水道使用料金の統一化への取り組みを通じた適正な料金設定への対応も急がれるところかと思えます。このことにつきましては、下水事業ともあわせて後ほど少し踏み込んで御説明させていただきたいと思えますが、きのう朝日新聞デジタルが本年度に入ってから水道料金の相次ぐ値上げ報道をしております、その原因について、1つには人口減少による料金収入の減少、2つ目としましては、心配の水道管など施設の老朽化による維持改修費の上昇によるものと伝えております。このことは後ほど説明させていただきます下水施設についても原因が同じだと認識するところでございます。さらに、同記事は、10倍にも近い各地域間格差のあることも指摘していますので、心にとめていただきたいと思います。

次に、病院関係について御説明申し上げます。

保健福祉部長のほうから既に説明がされていますので、特にお伝えしておきたいことを中心に申し上げますと、ここでも人口減少によると見られる影響を受けており、入院患者数については対前年比3.7%減で、入院収益面においては609万1,000円の減少、外来患者数におきましても4.7%減となり、連れて外来部門としての収益は対前年比で12万2,000円の減少となってあらわれてきております。

そうした中、昨年度の決算審査報告でも触れましたが、光熱費や燃料費の継続的な削減努力と整理整頓や温かみのある手書きポスターなどへの取り組みも、これは評価できることかと思えます。さらに、市長が午前中の行政報告で触れられましたが、ふえてきた空きベッドを利用しての新たな収入確保策を考えられ、今9月議会に必要な条例改正案を議案第68号として上程されましたが、こうした知恵と工夫、努力に対しましては敬意を表したいと思いますとともに、新たなサービス展開だけに、制度のわかりやすい周知と普及などへの支援協力は欠かせないことと考えますので、より連携を深めていただいて、取り組みを求めたいと思えます。

また、県北、県境に位置する公立病院として、県境をまたいでの他医療機関との連携や、昨年度における救急搬送件数は225件、時間外診療件数も1,503件を数えるなど機能発揮もされていますので、看護師の確保に係る経費も含めて、市などとの適切な経費負担についても念頭に、例えば人工呼吸器の増備など、必要度の高い医療備品の計画的な整備を図られ、それによる信頼の向上などを通じての経営の安定化についても、なお一層の取り組み努力に期待するとともに、多方面にわたっての支援強化も必要かと考えております。

また、看護師不足などを克服し、適切なサービスの提供にも努力されておられますが、関係者の努力により取り組まれた院内保育などの展開により、新たな人材確保につながることも期待されるところです。

最初に申しあげました病院関係の1件につきましては、平成26年度美作市公営企業会計決算審査意見書の15ページの最下段に、見ていただければ書かせてもらっております。これは美作市医師会費として施設負担金の名のもとに、公費で負担すべきでないものを漫然と払い続けられてきた、そのものでございまして、それが含まれておりました。よって、指摘するとともに、相当措置するよう求めさせていただいたものです。

次に、下水道事業について御説明申し上げます。

市内の全ての地域で整備が完了し、26年度末における処理区域内の人口は2万8,795人で、人口普及率は97.3%となっております。一方、水洗化率は86.5%で、前年度末から2.12%の上昇を見えています。御案内のとおり、合併以来のそれぞれの取り組み努力にもかかわらず、美作市の総人口が3万人を割り込んで減少し、連れて処理区域内の人口も681人も減少していく中、水洗化人口にして37人の増加となっておりますが、これは関係者の努力によるところが大きいものと認められますので、その努力は評価されるべきかと考えます。

そうした努力にもかかわらず、平成26年度における純損失は1億3,286万円、累計では15億9,064万円という巨額で、一般会計からの補助金に頼った経営になっており、基準外として補助している金額は2億1,011万5,000円、前年度においても1億7,569万4,000円もの巨額補助に及んでおります。現状のまま放置したのでは、この傾向は続き、人口減少にも歯どめがかからない以上、美作市の大きな財政圧迫要因になっていくことは必至と考えられます。

この課題解決には、新たな解決策を模索する必要も認めますけれども、合併以降、検討され方向づけされてきた課題解決策をいつまでもたなごらしにしておくのではなく、具体化する努力が今何よりも求められているところです。この議場にいる私たちだけではなく、傍聴をいただいています方々も含め、市民の方々に対し、よりわかりやすい経営状況等の提供努力をし、充実した議会審議も重ねていただいて透明度を上げれば、多くの市民の理解も得られ、共通認識していただける課題ではないかと思えます。

少し立ち入って傍聴者と市民の皆様にお伝えしますと、大きな赤字要素として減価償却費17億4,623万9,000円の計上がありますし、下水道使用料収入が3億9,099万3,000円、約3億9,000万円であるのに対しまして、処理場費用費だけでも3億5,248万5,000円、率にして90.2%を占めていることに注目していただく必要があります。また、処理場が27カ所にもわたって分散して存在していることから来る不効率、不経済は否めませんので、この効率配置についての検討も急務ですし、料金統一化を含む適正な受益者負担についても昨年度も申しあげたことですが、直ちに取り組む必要を認めます。

そして、このことは前道上市長が私たち市民に語りかけ、平成25年度6月議会における所信表明でも取り上げ、さらに代表質問に対する答弁におきましても、例外なく見直さざるを得ない、特に下水道使用料については弱者の救済に留意しながら見直し検討をしたいと語りかけられ、取り組もうと努力されていたことでもございます。

さらに、美作市の総合振興計画においても、将来にわたって安心して暮らせる町をつくり出すの名の中に明記されていることでもあります。平成25年7月3日開催の政策会議においても、担当部長のほうから、平成19年度を最後に見直し検討が中断しているとして発議されていることでもありますので、市民の理解促進の必要性の観点から、あえて申し上げさせていただきました。

本件に限らず、効率化や合理化への取り組みを進めるに当たっては、何よりも市民の理解と協力が重要なことかと思えます。施設の老朽化による労力を含む修繕関係経費の増加や更新需要も迫ってきていますの

で、理解と協力が得られやすい工夫された経営状況の説明努力と人口の減少予測も視野に入れたところの中・長期視点に立ったわかりやすい経営情報の提供が今以上に求められるところと認識しますので、幹部を含めた関係者のより一層の取り組み努力に期待したいと思います。

意見等の詳細はお手元に配付されています決算審査報告書をごらんいただきたいと思います。

以上をもって市長から決算審査の付託を受けました3公営企業の決算審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ありがとうございました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

再開は、9月10日を予定しておりますが、気象状況により判断し、改めて連絡をいたしますので、よろしくお願いをいたします。なお、議案質疑の締め切り日も改めてお知らせをいたしますので、よろしくお願いをいたします。

御苦労さまでした。

午後2時04分 散会

平成27年9月10日

(第 2 号)

1. 議事日程（2日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年9月10日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人士
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	企画情報課長	春名利亮
森林政策課長	皆木敏治	スポーツ振興課長	貞森博美

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

8日に引き続き会議を開きます。

欠席者の報告をします。岩江正行議員が通院のため午前中欠席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問につきましては、申し合わせにより質問席で行い、質問の方法は1質問項目ごとに3回まで、質問時間は45分とすることになっておりますので、御承知願います。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号8番尾高誉久議員の発言を許可いたします。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）〔質問席〕

皆さん改めましておはようございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問、定例会、1番目ということで非常に緊張しておりますが、よろしく願いいたします。

9月を迎えて晩秋と初秋のはざまの中で暑かった夏を惜しむかのように庭に咲くアサガオと秋の訪れを知らせるカスミソウを眺めながら心に安らぎを感じるきょうこのごろでございます。また、農家の方には黄金色に色づいた稲の刈り入れが始まり、農繁期を迎える時期になりました。昨日の台風18号の被害もなかったことと非常に安堵しております。ことしは昨年より米の値段が高くなり、汗をかいたことが少しでも報われることを願っております。

さて、国、中央におきましては、国立競技場問題、またエンブレム等ロゴの騒動と申しますか、オリンピック会場準備が出足からつまづいている中で集团的自衛権、平和安全法制の議論が国民を巻き込んでの問題となっております。日本の本当に行く末を思うときに大きな岐路に立っていることは間違いありません。では、今考えることはないか。すぐ今そこにある危機というものは迫りつつあると私も思っております。これに対応することは当然のことです。それと同時に、今考えること、既に考えておかなければならなかったことはこれから先の50年、100年の日本の歩むべき道だったと思っております。今からでも私は遅くないと考えております。その一つの私なりの考えであり、また過去の出来事、事件をもとにこれからの日本を美作市民の皆さん、日本国民の皆さんが考える上で一つのヒントになる出来事を最初にお伝えして、それを旨として一般質問に入りたいと思います。

PHPオンライン衆知という、作家の、上杉鷹山とかいろんな歴史小説等描かれた童門冬二さんがインターネットの中でエルトゥールル号の奇跡と、日本とトルコを結ぶさなということについて、いろんな方

が、有識者の方がこのことを伝えておられます。また、これはもう既に皆さん御承知だと思いますが、歴史街道2013年3月号に掲載されたものであり、まず出だしで、恩は忘れるな、真心で結ばれたとき奇跡は必ず起きると、東日本大震災において深刻な原発事故も起こる中、それでも被災地の現場に3週間もとどまり、献身的に救助活動を行ってくれた国がある、それがトルコなんです。その背景には危機に際し命がけで助け合った日本とトルコの歴史があると。恩を忘れない、困ったときには助ける、そんな人としての最も大切な真心で結ばれたとき、時代も国境も超えた友情を紡ぐことが可能になる、国と国の間でもというところで始まりまして、東北、東日本大震災はもう皆さん説明することもないと思いますが、この中において、しかしというところから、そのような中各国からの救助隊の中で最長となる3月19日から4月8日までの3週間、宮城県石巻市、多賀城市、七ヶ浜町など、被災地の現場に踏みとどまり、最前線で活動を行ってくれた国があります。トルコです。

このトルコと日本の強い信頼と友情の背景には、途中もう長いではしよりますが、トルコと日本の強い信頼と友情の背景には両国がお互いに支え合ってきた歴史があります。1999年にトルコ北部で発生した大地震の折には日本は世界に先駆けて国際緊急援助隊を派遣、緊急物資、無償援助などを行いました。東北日本大震災の後、2011年10月にもトルコ東部で大地震が発生しましたが、日本政府が緊急支援を行い、さらに難民を助ける会などの日本のNGOも現地でも救援活動を展開しました。

そして、両国の友情を考える際、日本人が決して忘れてはならない事件、それは昭和60年1985年に起きたイラン・イラク戦争下のテヘランからの日本人の救出です。イラン・イラク戦争は昭和55年1980年に始まりましたが、昭和60年3月、イラクによるイラクの都市空爆を契機に、両国の都市攻撃が激化、イランの首都テヘランにもイラク空軍が来襲するなど、情勢は一気に緊迫いたしました。その中でフセイン大統領は3月17日、48時間以降イラン上空の航空機を民間機であろうと無差別攻撃すると宣言されました。各国は大慌てで自国民救出のための救援機を送りました。しかし、日本の救援機は来ませんでした。そのころは自衛隊の海外派遣不可の原則のために自衛隊機を送ることができなかった。それで日本航空に求めたんですけども、当然乗客の方や乗務員の航行安全の保障がないということで、自国優先、乗れる飛行機はほとんどなしという中で、いよいよ刻限が迫り、現地法人の誰もが絶望のふちに沈んだとき手を差し伸べてくれたのがトルコでした。トルコ航空機が危険を押し215名の日本人を救出してくれたのです。しかも、当時テヘランには600名を超えるトルコ人がいたにもかかわらず日本人を優先して助けてくれた。それはなぜトルコがということで、これには当然駐イラクトルコ大使、また駐イラク日本大使の方初め、民間商社の尽力がある中で、トルコのオザル首相に直接救援を依頼したことによってそのことがなされた。しかし、それがあったといえ、自国民よりも日本人を優先して救出するほどの決断をなぜトルコは下してくれたのでしょうか。その背景にはこの救出劇から、このときから95年なんです、今から125年前の話です。そのトルコの人々はそれを忘れてない。その事件がエルトゥール号遭難事件という事件で、これは明治23年にさかのぼる事件であります。1890年9月16日夜半に台風です。台風の荒れくれる和歌山県串本、ここは串本向かいは大島という歌があります。串本沖でオスマン帝国、オスマントルコの軍艦エルトゥール号が遭難、600名余の乗組員のうち、司令官オスマン・パシャ初め、500名以上が死亡、また行方不明という大惨事になりました。彼らは小松宮彰仁親王がトルコのイスタンブールを訪問したことに対する返礼というか答礼に使節団として来られた。東京では明治天皇に拝謁して、オスマン帝国の最高勲章を奉呈した帰路にこの悲劇に見舞われた。これに対して事故現場の串本、紀伊大島の人々は遭難者の救助に全力で当たり、危険を顧みず、危険を冒しながら69名を救出いたしました。当初トルコ人を収容した檜野地区というところは60戸ほどの本当に小さな集落らしいんですが、しかも裕福な暮らしでは決してありませんでしたが、トルコ人の介抱は決して容易な

ことではなかった。しかし、なけなしの食料や衣類を惜しげもなく提供し、ふだんは正月にしか食べない白米を炊き出して食べさせ、さらに時を知らせる鶏も潰して振る舞ったというような事件がこれです。要するにこの時を超えてこのことがなされた。そのまた後に、ただし日本とトルコのような関係は決して特別なものではないだろうと私は思います。童門冬二さんの思いですが。

もちろん共通する精神性により相互理解のたやすかったであろうことは間違いありません。しかし、それ以上にお互いの真心を裸でぶつかり合う機会に恵まれたことからこそ現在の幸福な関係が結ばれているのだと思います。エルトゥール号事件もテヘランの邦人救出も自分たちが助けるという強靱な自主の精神に基づく骨太なヒューマニズムがあればこそ実現したものでした。これをきっかけに結ばれた両国のきずなは当初から政治などの枠組みを超えた人間と人間との真心のつながりであり、だからこそ長い時を経てそのきずなを切ることはなかったのです。人と人が真心でつながることはいかなる国とであれ、可能なはずで、平成15年2003年に京都府綾部市でイスラエルとパレスチナの紛争等で肉親を亡くした子どもたちを招く交流行事、中東和平プロジェクト in 綾部が挙行政、以後各地で同プロジェクトが行われました。このプロジェクトで交流を深めたイスラエルとパレスチナの子どもたちは、僕たちが大人になったら戦争をしないで、今回のように仲よく語り合えるような国になりたいと口々に語ったと言います。真心でつながるとき日本とトルコのようなきずなほどの国であっても結ぶことができる。むしろ現在の日本とトルコの関係こそがそれが決して夢ではないことを示す何よりのあかしだと言えるのじゃあないかというふうに結ばれております。

教育長、今学校の近年では小学校4年の道徳の教科書に記載され、一部の小学校では教えられている、また中学生のある歴史の教科書にも掲載されているというようなこともあります。私が言うのは、確かに今ある危機、当然回避しなければいけません、戦後70年という部分で6月定例で言いましたようにゆでガエルということを行いました、国民も本当に麻痺しちゃならないと。本当の事実の積み上げの上に自分を、またいろんな人を、一つの批判というか、いい意味の批判ですね、で見なければ、今後の日本は非常に大変だなというような思いを持っている田舎の一議員がこれから一般質問いたします。

今回の一般質問は、6月に言いましたようにイの一番でやります。これが私の言った約束で、私自身が約束を守るということはトルコとの云々かんぬん言う前におまえ自身が約束を守れということなので、大変でした。

まず1番目に言いますのは、国勢調査と交付税について、2番目は、美作市の天気予報について、3番目は入札の発注についてということで、簡単明瞭に説明しますので、簡単明瞭にお答えいただきたいと思いません。

それでは1番、よろしいでしょうか。

国勢調査が平成27年10月1日付で行われます。6月定例会において次のような質問をいたしました。6月時点でした質問ですから、4カ月先のことですが今から事前に準備し、市民の皆様に理解していただくことが大切と考えます。特に職業欄への記入によって1人当たりの交付税が大きく違うことを知り、事前の準備を周到にする必要があると考えます。林業事業者には1人当たり約120万円の交付税が算定されると聞いておりますが、林業事業者やその他の業種について事前の説明が必要と考えます。例えば猟友会組織への正しい記述をしていただくための説明会を会議等の機会があれば行ってはどうかというのを6月にいたしました。また、国勢調査員に素早く対応できる担当職員の設置を検討してはどうかというような思いで、新たな発想をされたらどうかということでしたが、時のたつのは早いので、私もそちらの席に座ってあれから3カ月ですけど、そんなに即対応できることじゃないんですが、それについてあえて答弁をお願いします。

す。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

冒頭私から少しお答えをしますが、お尋ねの国勢調査というものは日本国全体では国勢調査でございますけれども、市町村では市町村勢調査なんです。市の基礎的な数字がこれで確定をして、そしておっしゃるように交付税の算定根拠になっている基準財政需要というものはじくときにほとんどの場合に人口がその基礎数字として入ってまいります、その人口というのは日々変動している住基ベースの人口ではなくて、5年に一度行われる国勢調査における人口であり、その人口の中での職業分類ということになりますので、これはもう本当に大変な重要性を我々の財政に与えるわけでありまして。そういう意味で6月の議会における議員の質問はまことに時宜を得た質問でありまして、これから担当部長がお答えをしますけれども、おかげさまをもちまして近年まれに見るとまで言いませんけれども、近年においては恐らく非常に準備の練度というか、高い形で実際の調査に入ることになるわけでございますが、こうやって私が答弁をいたす理由はそのことをテレビを視聴されている市民の方々にもぜひ御理解いただきたい。市民の方々が漏れなく記載をしていただくこと、そして市民の方々が正確に記載をしていただくことが市勢の発展に大変重要なんじゃないかと、そのことを改めて私の口からも市民の方々に向けて申し上げておきたいということで、あえて答弁をさせていただきました。どうぞよろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

尾高議員からの御質問、10月1日を基準日として行われます国勢調査までの取り組みについての御質問でございます。

6月議会で御質問いただきました際に、まず担当部署が調査内容を十分熟知すること、それから調査員や指導員の方に調査内容をしっかり御理解いただくこと、そして市民の皆様への告知を実施していくということなどをお答えをさせていただいたところでございます。

現在までの取り組み状況でございますが、調査員や指導員の方につきましては、各総合支所を通じまして、地域の実情に精通をしておられることを第一として選考いたしております、その際調査件数の配分に当たりましては、過度な御負担にならないような配慮を行っているところでございます。8月下旬に調査員あるいは指導員の方を対象とした説明会を市内5カ所で開催いたしました。調査内容を熟知した担当職員が説明に当たりますとともに、毎回3名以上の職員が説明補助のために同行いたしまして、説明不足がないように配慮を行ったところでございます。この説明会には私も毎回出席いたしまして、今回の調査結果は地方交付税の算定に5年間反映するものであり、調査漏れゼロの達成が最も重要であるということをお理解をいただきますとともに、調査票の職業記載欄について御高齢の方は無職と書いてしまいがちなんですけれども、実際には山のお仕事あるいは農業に携わっておられる方が多いことから、配布や回収の際には十分な説明と確認をしてほしいということをお願いいたしました。

現在は広報紙を初め、告知放送や横断幕などによりまして市民の皆さんへのPRを行っているところでございます。今回の調査からインターネットによる回答も可能になっておりますことから、美作市のホームページなども活用しながら周知に努めているところでございます。

今後ともあらゆる機会を通じまして市民の皆様への周知に努めまして、提出漏れのないように呼びかけますとともに、回収されました調査票は担当課で十分なチェックを実施いたしまして、調査漏れゼロを目指した適正な国勢調査を行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

市長みずからの答弁ありがとうございました。また、担当部長におかれましては詳細な説明をしていただきました。

告知放送でよくもうこのことについて、たしかきょうからもう既に、告知放送で聞いておりますと、もう少し交付税という言葉が出てこないの、今市民の皆さんは、例えば美作市においては指定管理者制度というのがはっきりわかってるかという、かなりわかってるんじゃないかと思うんですよ。上っかわだけ、なぜかといういろいろな問題が施設で起きたので、指定管理者云々という意識というものはあるんですよ。全国的に言うとも勢調査というより交付税ということの考え方というものも、これは交付税というものがそんなんじゃない中で、私が放送の中でそういうような表現が可能ならば、もう少しわかりやすい表現をすると、もっと身近なものになるんじゃないかなということで、きょうは水道の量水器の変更をしますからというて、美作地区だけかもしれませんが、放送がありましたけど、その前の月の末によく水道の検針をいたしますと、量水器の周りに犬をつながないで、または車をとめないでと、もう皆さんの中には何回も何回も同じことを言うなという、これが一つの繰り返しなんです。繰り返すことによってもう条件反射的に、おい、また放送だと、車置いとる人、おい、そろそろどけとけよとか、近くにつないどる別に犬以外でもかみつくものはつないだらいけないということで、そういうふうになると思うんです。何度も繰り返してすればそのようなことになるように、私が望んでいるのは2020年、すなわち東京オリンピックの際にはこういうようなもっとある意味ですばらしい調査ができたなという中で、粘り強く、長い目で、長いスパンで物を忘れない、だからそれを約束していくんだと。だから、最初の出だしで言ったのは125年の時を超えて、この間市長がちょうど商工会の皆さんとベトナムに行かれて、交流を深められたということで、またこれは別の機会にベトナムのことをいろいろ知って、アジアの中でも本当アメリカと戦争し、非常な打撃を受け、痛みを持つ国はアジア圏ではベトナムとこの日本だと思っただけですけど、これは蛇足ですので、そういうような放送の中でそういうもう少し具体的な工夫が、担当部長、できないかなという質問を2回目します。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

尾高議員の2回目の御質問でございます。

告知放送で交付税のことなどにも触れたほうがよいのではないかと御質問でございますが、国勢調査の市民の皆様への告知でございますが、基本的には調査のスケジュールに合わせましてタイムリーな告知をさせていただくように計画をしておるところでございます。先ほどおっしゃっていただきましたように今回の国勢調査というのは、まずインターネットによる回答というのが先行して行われておりまして、オンラインによる受け付け期間といいますのは本日から今月の20日までとなっております。オンライン回答を希望された世帯には利用案内というものが配布されると思います。

今月21日からはインターネット回答しなかった世帯につきまして従来の紙による調査票での調査が始まりまして、10月1日以降に回収されるというところがございます。その後は未提出世帯への調査員の方の再訪問ですとか、督促状による連絡等を行っていくということでございますが、現在のところ告知放送では本日から始まりますオンラインのインターネットによる回答ということの告知をお知らせしているところございますが、議員おっしゃいましたように調査結果が交付税の算定基礎にもなるということなどもお知らせしながらタイムリーな内容で市民の皆様にご協力を呼びかけてまいりたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

もう十分で、おとこの市長が未調査の方がゼロ、未調査ゼロを目指してやられるということがもうほとんど執行部の回答なんだと、非常にあのときにもうこの質問は終わってるぐらいの気持ちでございますので、議長、次に移ります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めに入ってください。

8番（尾高 誉久君）

次の質問は美作市の天気予報ということで、観測地をふやせないかというふうな表現をしておりますが、観測所をふやすか何か工夫はできないかというような思いで、これは湯郷の旅館関係者の方から以下のような相談がありましたので、質問いたしました。美作市の天気予報の予想が湯郷温泉の天気と不一致を起こすため、湯郷温泉へお越しになるお客様に対して余計な不安や宿泊予約のキャンセルもありますと、それは観測地が大原にあるため大原と湯郷とは環境が大きく違い、関西方面や県南から来られるお客様が正しい状況把握ができておりません、観測地を北美作と南美作に分けて発信できないでしょうかとの要望がありましたので、実はこれを私相談がありまして、請願にと言われたんですけど、それは請願にするならば、あなたがするということになると、私もちょっと紹介議員にはなりにくいので、当然湯郷ですと、自治会長、それから旅館組合長、それから観光協会長のような方がされて、それですのならいいけども、ちょっと私調べてみるけど、ひょっとしたらそういう動きがあるんじゃないかなということで、ある中でするよりも何々さん私がこの一般質問したほうが早いんじゃないということで、今回一般質問させていただきました。よろしくお願ひします。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼します。

美作市の天気予報に係ります観測地をふやすことができないかということについてのお答えをさせていただきたいと思います。

美作市は東西約20キロ、南北40キロ、面積430平方キロメートルと、大変広域であります。議員御指摘のとおり異なる気象条件にある地域が生じているのが実情でございます。こうした状況は観光産業、企業誘致、交流、定住など、地域経済へも多大な影響を与えるものと思われまますので、発表区域のさらなる細分化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

現在発表区域が分割されている市町村は全国に26市町でございます。これはいずれも従来は異なる発表区域

であった市町村が合併した、また飛び地による理由でございます。そうした中で発表区域の細分化を求める声が市民並びに県北自治体からも上がっており、津山市、新見市、真庭市と連携をとりまして、岡山地方気象台へ要望書を提出しようとして調整しているところでございます。

近年局地的な大雨が頻発するなどして、警報発表の頻度も増しておりますので、防災対策を推進する上でもより細分化された発表が期待されるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

わかりました。ああ、なるほど、合併によってそういう状況が起こっていると。よく理解しました。

それで、答弁の中で津山市、新見市、真庭市のこれは首長がということですか。その部分で、それと本来に当然いつぐらいにそのことがなされるのか、気象台長という方がトップにおられるならば、気象台長のところに出されて、いつごろ出されるのか、きつとこのことを私に要望された方もそれを聞きたいと思うので、今年度中にはなされるのか、もっと早くなされるのか、それがもしわかれば、そのことが一番聞きたいんですが。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼します。

尾高議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

気象台への要望提出時期ということでございますが、9月議会終了後に関係自治体の首長がそろっていくことができればベストではございますが、首長等の調整が難しい場合は代替として副市長などお願いすることになるかと思いますが、いずれにしても9月議会終了後の早い時期に要望書を提出する予定で調整してまいりますというふうに考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

大変ありがとうございました。9月議会終了後できるだけ早くということなので、期待しております。もうこれから先は気象台の考えですから、どのような対策をするかは今岡にある観測所も見学しましたが、それほど大変大きなものでなかった、あそこにあったのかというようなことで、私も、ああ、これだったのだなと思っております。観光に限らず他の企業、いろんなことにも影響しているということなので、よろしく願いして、もう次の質問に移りたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めに入ってください。

8番（尾高 誉久君）

3項目めは入札の発注についてということで、ちょうど2020年の東京オリンピック会場建設事業が美作市の工事発注に影響しているのではないかというのが、どうも先ほどの前段での話じゃないんですけど、恩とか義理とかというのは昨今の業者の方にはなくなっただけかなと、私のおやじもようやとったんですが、受けたら負けと、受けたら負けと書くような粋に感じるというような言葉、どうしてもそれはやっつてのけるんだ

というような部分があったと思うんです。東京へ東京へ、または東京も何か困ってるというふうに聞くんです、人手不足で。というのが、東北の震災には多分プラス危険手当的なものが出るのかどうか、むしろそのように聞いたりしておりますので、そのような実情の中で例えばクリーンセンター、最終処分場とか幼稚園だとかという建設にそういうようなこと、またジョイントベンチャーでなければいけないというようなこと等が影響しないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

失礼します。

御質問のところで正確な答えにならんかもわかりませんが、よろしくお願いします。

去る8月27日に政府がメーンスタジアムとなる新国立競技場の整備計画を総工費上限1,550億円というような数字を出して方針を固め、発表になっております。当市における大型事業につきましても、いわゆる大手業者の参加を予定しているところでありますが、何本かはこの時期と重なり、少なからずとも影響を受けるものと思っているところであります。

また、民間調査機関が最近における大手ゼネコン等の動向を捉えているところでは、前年同期実績を上回って、特に土木項目は減少と、公共投資等が非常に減じている、少なくなっているという中で、全体として堅調に推移しているという状況です。具体的には4月、5月、6月の3カ月間において単体で分析してみますと、A社の3,678億円の受注を最高に、A社は同年の前年同期、ここでは1.8倍増、B社は25.1%、C社は30.4%等の増となっているようであります。また、この中身は特に民間建築部門、民間建築の受注高が建設事業全体の7割強を占めているというふうに分析されております。特に、土木が落ちておるといふ分では、東京都内におきましていわゆる環状道路、外郭環状道路が昨年は大型で進んでいたと。それから、都内においてのトンネル工事、本線のトンネル等ですが、こういうものが昨年には大きく動いていたというのが、このゼネコン数字では大きく出ておるのではないかというふうに見ております。

このような状況のところでさらに採算性というものに大きく影響がありまして、特に現場の技術者、こういう者の人手不足、これが大きく影響しておるようでございます。特にこの時期を含んで業者的には採算重視というのが全ての方向で向いているというのがこの時期であります。したがって、この引き続きの方向での流れと見ておりますが、ただ中小の業者にあつては受注状況は大手と若干異なり、4、5、6の状況におきましても数字は落ちておるといのが現状のようです。特に、これは北海道、北陸、それから九州方面、こういうようなところでの数字というものが減という方向で見て、この地域等では統計上は昨年並の方向で流れているようでありますが、中小にあつては厳しい方向も見えとるという中です。しかし、ここにおきましても特に採算重視という経営の基本方針は全く変えてないというのが実情であろうというふうに思います。

このようなことで、当然のことですが、これらの景気動向におきまして我々のところでも大きく左右されるわけでありまして、引き続き東北災害の復興工事の受注、これがさらに動いており、ここで動き出したオリンピック会場の関連事業、これがこの上に重なって一段と厳しい方向になるというのは見えておると、これは変わりがないというふうに思っております。こんな中で当市の工事発注では当面採算重視の受注活動の徹底という、これを厳しさを受けながら的確に対応していかなければならないというふうに思っているのが今の心境でございます。よろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

わかりました。大変横山副市長、ありがとうございました。

A社は4月、5月、6月の受注を最高に3,678億円ということは、これは多分私が思うのにスーパーゼネコンかなと思うので、その1.8という割合が低いんじゃないかと、もとの売上げがすごいからその数字だろうというふうに思いますし、B社、C社とランクが下なんだろうと思います。民間建築の受注高というか、土木に比べて建築というのは、私もこのようなことを思いましてちょっとインターネットで調べましたら、D建託という共同住宅をすることで1兆何千億円という売上げがありました。もともとスーパーゼネコンというのは皆さん御存じのとおりスーパーは1兆円を超してるゼネコン、鹿島、大林、清水、大成、それで上場してないですけど竹中工務店、この大手5社というところがスーパーであった中に、民間の住宅建設会社が入ってきたのは大きな変化だなというふうに捉えました。副市長が言われましたように人手不足が非常に厳しい状況だという中で、もう横山副市長のことですから英断を下されるときには必ず英断と、下されると思います。決断というのは物事を断って決めていくのを決断という私は考え持っていますので、何かを断たないと、何かが決まらないというようなこともあります。また、おととい即決案件でいろいろ入札率が云々とか入札どうだというようなことがありましたので、確かに3階に入札結果とかそういうものがあるんですが、我々も市民の方から聞かれたときに、できれば、以前はうちの旧美作がそうだったのか、それから変わったのかわからないんですが、大きな結果だけ等があれば、何とか事務局のほうに寄れば、我々も事務局ですと見やすいなというようなこともありますので、お願いしたいなと、これは要望ですのであれですけど、もうこれで質問はありません。というのは、非常に防災訓練の際の横山副市長の閉会の挨拶はもう感銘いたしました。まさかの坂というそういう表現を、本当まさかがあつてはいけないということを言われたことは、あのまだこの耳の中にあの閉会の言葉が残っております。そういう思いで、大変でしょうが、副市長も、安部副市長も大変でしょうが、職員の皆さんも大変だと思いますが、一生懸命頑張ってくださいとを要望いたしますし、できることは協力いたしますので、それを最後にお伝えいたしまして、今回の9月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番1番、議席番号8番尾高誉久議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時58分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の発言を許可いたします。

則本議員。

6番（則本 陽介君）〔質問席〕

失礼します。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問をさせていただきたいと思っております。

台風18号が日本付近に居座っている秋雨前線を巻き込んでパワーアップした状態で静岡、栃木などで甚大

な被害が出ている様子が昨日報道されておりました。幸いにも我が地域では大きな被害は聞いておりませんが、主要な農産物である稲作が収穫を目前にして稲刈り作業が困難な状態になっていることを改めてお伝えし、一般質問に入ります。

私は今回1番として、熊本交流の進捗状況について、熊本交流の推進計画をお尋ねしております。

このことについて本年2月22日と3日の両日、熊本市で開催された宮本武蔵五輪の書プロジェクト第2宮本武蔵の歴史を尋ねての事業に当市より市長、教育長を初め、議長、副議長ほか8名の議員と担当部署、事務局、また大原地域から武蔵顕彰会、武蔵奉賛会、そして観光協会会員の皆様も参加され、総勢45名の皆様と参加することができました。熊本県議先生の取り計らいで熊本県知事、熊本市長に表敬訪問まで実現できたことなど、改めて考えてみますと、私は交流の成果が大きく図られ、多くの感動の場面に出会うことができたものと強く感じ、今も鮮明に記憶しております。このようなおもてなしの心いっぱいの心温かい交流を受けていることや、さらに今後の相互の交流をより積極的に取り組むことにつきましても、熊本、美作両市の市民交流の輪をさらに広げる取り組みを願うものですが、この点についてはいかがでしょうか、お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、則本議員の熊本市と美作市の交流を進める意義についてお答えをいたします。

ことし2月に熊本県知事と熊本市長に面会がかなったことはこれからの美作市と熊本市とのさまざまな分野での交流を構築する上で大変有意義な一歩だったと感じております。早速効果が生まれましたのが、3月に因幡街道大原宿、古町ひな祭りが開催されたときに熊本県の人気キャラクターでありますくまモンが登場していただきまして、市民との交流はもとより、イベントを大いに盛り上げていただいたところでございます。近年では相互の剣道大会に参加するなど、市民レベルの交流が十数年前から行われておりまして、両市にとりましても、宮本武蔵顕彰会などの活動を初め、息の長いおつき合いが続いております。また、11月3日には美作市制11周年記念事業が開催される中で、熊本郷土芸能発表会の枠を設けまして、熊本県議、県会議員や熊本県職員等も含まれた熊本市民団、そしてくまモンにも御参加をいただきまして、熊本市が誇る郷土芸能を披露していただくことで承諾を得ております。実現しますと、美作市民との交流がさらに浸透し、熊本市への親密感が芽生え、理解も深まるとともに、相互交流の場を設けることでさらなる市民間の交流が促進されるものと期待をしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

答弁をありがとうございました。

2回目の質問になりますが、熊本との交流について新たな計画があるとの答弁をいただきました。近年の十数年に及ぶ相互の剣道大会を通じた交流や、さらには宮本武蔵顕彰会の皆さんの活動など、スポーツの振興を中心に市民レベルの交流が継続されているとのことでもあります。美作市の活性化にスポーツを核とした一つ一つの交流事業に平素より全力で取り組まれている多くの関係各位の皆さんに大変ありがたいことであると思いますことを心から関係者を申し上げるものであります。

答弁をいただきました11月3日に開催計画されている美作市制11周年記念式典の中で、熊本市との交流事

業が進行中とのことでありますが、経済部の所管ではどのような計画で、またおもてなしを考えておられるのか、お尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

2回目の御質問にお答えをいたします。

11月3日に開催を計画しております熊本市との交流事業の概要でございますが、まず経済部という枠ではなくて、部の枠を超えて市を挙げて取り組むということを御理解いただきまして、御説明のほうをさせていただきます。

美作市制施行11周年記念式典の中でお越しいただきました熊本県民訪問団の皆様を御来場の美作市民に御紹介をさせていただきます。あわせて熊本県の人気キャラクター、先ほど申し上げましたけども、くまモンを初め、民謡や踊り、あるいは三味線の演奏などで熊本県と熊本市が誇る伝統芸能、伝統文化、郷土芸能を披露していただくことで相互理解へと進展し、市民間の交流促進が図れることを期待しております。そして、翌日は宮本武蔵生誕の地周辺はもとより、市内の観光地をボンネットバス等で観光をしていただくことを計画をしております。熊本側の意向に沿いながら詳細を決定していく予定でございます。

次に、交流事業についてのPR等、取り組みの推進につきましては、式典並びに郷土芸能発表会の内容を明記した入場者募集チラシとポスターを作成するとともに、告知放送やみまちゃんネルの活用と募集チラシの広報紙、折り込みなどを市民の皆様へ周知をしていく予定でございます。いずれにいたしましても、美作市と熊本市は宮本武蔵の生誕地と終えんの地という縁ときずなで結ばれており、先人たちが長い歴史の中で交流を積み重ね、大切に育ててこられたあかしが現在の交流の源になっていると思っております。

ことし2月に熊本市を訪問したことが有意義な一歩であるなら、今回開催される美作市制施行11周年記念式典での再会がお互いのよき共通の思い出となり、やがて多くの市民交流の輪へとつながる大きな2歩目となることを期待しております。そして、次なる3歩目はJR6社と岡山県県内観光事業者が共同で来年4月から6月にかけて美作市はもとより、岡山県下で実施されるデスティネーションキャンペーン、大型観光イベントでございますけども、での交流と観光誘客事業と位置づけております。ことし北陸新幹線が金沢市まで開通しまして、訪れてみますと、金沢駅には垂れ幕がかかっておりまして、新幹線が春を連れてやってくるというふうにかかれていました。ちなみに観光客数は今年の8割増だそうでございますけども、観光振興に取り組む経済部とすれば、熊本市との交流をさらなる宮本武蔵のきずなを深めて観光誘客へとつながるさまざまな分野の交流へと発展し、近い将来において宮本武蔵が春を連れてやってきたと言われる日々が訪れることを目指して熊本市との交流を進めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

市民の皆さんも大きな期待を寄せられるような答弁をいただきました。この機会に熊本との交流の歴史をさかのぼりますと、私の手元にある情報では、宮本武蔵誕生地の石碑の文字は100年以上も前に当時の熊本藩主みずからの染筆によって刻まれたものとのことであります。交流の歴史は1世紀を超える長い歴史とともに、綿々と受け継がれてきたことがうかがえると思います。そして、熊本、美作のつながりはまさに剣聖宮本武蔵のはかり知れない偉業と存在感の高さであり、それは誕生の地と終えんの地という連帯感の強さで

はないかと確信しております。本日改めて本年度の熊本とのノ交流について当日の内容が答弁されました。それは美作市制施行11周年記念式典の中で、熊本県民訪問団の皆様をスペシャルゲストとして御来場の美作市民に紹介することから始まる、熊本県人気キャラクターくまモンの登場、熊本民謡や踊り、三味線演奏などとともに、福島竹峰師匠の作詞作曲による剣聖宮本武蔵の演奏、さらに我が美作市からのお通笛の会とのコラボレーションなど、熊本県と熊本市が誇る伝統芸能、郷土芸能の披露が行われる予定とのことであります。ここまで聞くと、何かいきなり熊本との大変活気があり、にぎやかな盛り上がる様子が示され、大変驚いているところでありますが、同時に早く11月3日が来ないかなと市民の皆さんとともに今から楽しみにしたいと思っているところであります。

また、最新の情報では剣聖宮本武蔵誕生地の美作、そして終えんの地熊本とのPRを目的とした約20分間のDVDが藤岡弘ナレーション入りで英語バージョンと日本語バージョンで作成され、日本はもとより世界へ発信していくとのことであります。この話を耳にして本当に熊本県は美作のPRまでも配慮くださり、大変ありがたい限りだと思う次第であります。そこで、今回熊本県民訪問団の訪問を受けて、今後の美作市との観光についてどのようにお考えか、市長にお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答え申し上げますが、議員の発言の中にもありましたように熊本との関係は去年、ことしできたというんじゃないで、100年前、あるいは二天一流を熊本からこちらに学ばさせていただいて、こちらで守っていらっしゃる大原の剣士の関係の方々や、あるいは武蔵武道館にまつわるさまざまな御指導をいただいている先生方や名誉館長やいろんな方々のたゆまざる努力の一つの結果というか、そういう背景があるものですから、我々としてもある種自信を持ってこれを進めることができると思っております、そういう意味では多くの方々にこの場をかりて心からの感謝を申し上げなければならないと思っております。

次に、今後の方向性でございますけれども、議員がお耳にされたビデオの作成というのはどうも事実のようでございます、私の情報が必ずしも的確でなければまた数字のところについては補正が必要かもしれませんが、何と熊本県が今回の交流事業に600万円ぐらいの予算を計上をして、それでその中に交流事業とともに、今おっしゃったビデオをつくる、つまり熊本県としては武蔵終えんの地ではありますが、武蔵をトータルに語るためにはやはり誕生の地、生誕の地である美作からその話を説き起こす必要がある。そして、宮本武蔵というのは剣聖剣豪と言われてますけども、恐らく日本一の剣豪剣聖佐々木小次郎に勝ったわけですから、そういう意味では世界でいわゆる武士という範疇ではナンバーワンでありますので、かなりこれは世界に対する発信力がある。そして、今アジア諸国の旅行のデスティネーションとして日本が非常に注目をされてございますけれども、アジア諸国はまた日本の漫画文化の需要地でもありまして、武蔵を題材にした漫画って結構あります。うちのほうで調べたら10種類ぐらいありましたかね、あれ。結構ありまして、そういったものの活用も今後考えていかなきゃいけないんですが、今お尋ねのビデオについては、簡単に言いますと、今私が申し上げたような外国からの誘客を目指すインバウンドの意味が非常に大きいと考えております。そして、そのインバウンドたるや、熊本に行くというインバウンドもあるけれども、美作に来るというインバウンドが当然乗っかってくるということは、本当にすばらしいことだと思っております、私としては今度熊本の方々にお会いをさせていただくときに、できればその言語をお許しをいただければ、うちは恐らくベトナム語への翻訳のレベルは必ず確保できる自信がございますので、ベトナム語にも翻訳させてい

ただきたい、そしてベトナムへの提供についてお許しをいただきたい。あるいは、市内の状況にもよるんですけども、中国語も可能かなと、ただ中国語については熊本のほうが得意かなと思ってまして、これは提案になります。ベトナムについてはうちが引き受けていいんですが、中国語とかタイ語とかインドネシア語とか、そういった今後來訪が期待できる地域の言語にも展開をしていって、そしてベトナムの私ども放送局よく知ってますんで、こんなもん流してちょうだいよと、お願いできませんかというような形で放送をしてもらえればありがたいなあなんてことを今思ってる。つまり、インバウンドへの応用ということが大変これから熊本市との、熊本県との協調の中で出てくるのではないかと思います。

そのことが、もう一個申し上げたいことは、今度は翻って剣道という日本が産んだ競技スポーツ、これはスポーツと言わないほうがいいんですけど、武道といったほうが本当はいいらしいんですが、そういうものに対する文化的関心というものを諸外国において強めていく。今剣道については世界に普及してますけども、アジア諸国で言うと、韓国は非常に熱心なんですけれども、その他の国ではまだまだ普及の途上、柔道にちょっと負けてると私は思ってるんですけども。そして、剣道についての国際的な関心が強まってくるとは、とりもなおさず私ども美作市に対する国際的関心とその面で高まってきて、こちらに学びに来たいみたいなことにそれが発展してほしいなということ、つまり剣道の普及と、国際普及というところが2番目の眼目として出てくるように考えてございます。

そして3番目は、これは言わずもがなではございますけれども、私どもの美作市に対して熊本県民の方々がコンスタントに来てほしいなと、こう思っているわけでございまして、おいでいただくそのチャンス、契機といったものを秋のさまざまな行事の中で今回は11月3日にしました。そして、おもてなしのところにボンネットバスというお話しましたが、私どもの多分それに加えて結構いいおもてなしになるのが岡山フィルハーモニー管弦楽団の演奏会がそこに当然あるわけでございまして、そこで見ていただくという時間がとれば、これは向こうはおてもやんで、うちはフィルハーモニーという、どっちがどっちかわかりませんようなことになるんですけども、そういう感動も一緒に味わっていただきたい。音楽、芸術の秋というものを美作で味わったけど、結構やるとこだなというようなことを熊本県の方々にぜひ感じていただいて、そして継続的に美作にも行ってみようというふうな、つまり国内におけるデスティネーションとして、熊本からはこちらに流れができたらいいなというようなことも思わせていただいているわけでございます。

もう一つ、熊本県の関係では、熊本というのは実は県規模やさまざまな意味で岡山県と非常に似てる、張り合ってるというかね、そういうところでもございますけれども、もう一つ重要なことは、熊本県というのは割合スポーツが好きな地域でありまして、私としては今後私どものスポーツに関するさまざまな施策が次第に実現をする中で、熊本からスポーツにおいて美作に来てみようという方々が増大するようなことをもくろんでいかなければならない。

そういう意味でいろいろ申し上げましたが、3つあるいは4つぐらい腹の中では思いながら考えております。この機会にそういった思いも熊本県サイドにお伝えをしながら、ビデオを一つの契機として、その実が上がるように、お互い私どもも協力をする、彼らにできないことをしていくということで、決して何かおんぶにだっこでなくて、対等、都市規模というか、圧倒的に負けてるんですけども、気持ちは対等にやっていくような方向を目指してまいりたいと思っておりますので、どうぞこれからもよろしく御指導あるいは御協力をお願いをして、答弁にいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員、総括です。

6番（則本 陽介君）

市長より11月3日の記念式典、そして観光事業の外国へ向けた将来像や、また剣道の国際的な普及など、多方面にわたる答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

熊本の交流はことし2月の熊本訪問が有意義な交流の扉を開き、それが最初の第一歩と考えれば、今回の美作市制施行11周年記念式典での再会が多くの市民の交流の輪へとつなげる大きな第2歩、そして本年からより大きく将来へとつながっていくであろうと強く期待を込める第3歩目、このように1歩、2歩、3歩と交流の進展とともに観光誘客への末広がり拡大を期待するものであります。

そして、何よりも11月3日、4日、5日と晴天に恵まれて美作市制施行11周年記念式典の無事故、大成功、さらに熊本県民訪問団の皆様との交流が大成功のうちに幕が閉じられることを私は市民の皆様とともに願うものであります。

以上でこの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて2項目めに入ってください。

6番（則本 陽介君）

2番目は、教育行政の取り組みについて、1、文化財保護の現状と今後の課題について、2番目に、エアコン設置試験結果について、3番目に、子どもの貧困と教育の機会均等についてお尋ねしております。

最初の文化財保護についてであります。文化財には有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群など、定めとともにその保存についても適切に周到の注意を持って努めなければならないという任務を明らかにされております。美作市制がしかれて11年を迎えておりますが、合併前の6町村から引き継いだ文化財が多数あると思っておりますが、それらの収蔵、管理の状況をお尋ねします。

2、エアコン設置試験の結果については、これまでも熱中症対策や学力向上への取り組みなどの観点から質問が行われてきておりますが、昨年度に英田小学校に試験的に設置されたことについての検証はどのようなになっているのか、お尋ねします。

3番目に、子どもの貧困と教育の機会均等についてお尋ねします。近年になって日本の子どもの貧困率が年々悪化傾向にあることが経済協力開発機構、OECDやユニセフの調査などで明らかになっております。ここで言う子どもの貧困率とは、平均的な年収の半分を下回る世帯で暮らす17歳以下の子どもの割合を指します。食べ物や着るものがないという絶対的な貧困率とは異なりますが、教育機会や文化的体験の格差が著しく、実質的に子どもの成長に大きなハンディとなることが問題視されております。また、貧困率が高いのは、一般的にひとり親世帯で、その大半は賃金水準の低い非正規雇用の親が多い母子世帯であることも指摘されております。このような社会的背景の中で美作市の状況と取り組みをお尋ねします。よろしくお願いたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

教育行政の取り組みにつきましての則本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、文化財保護の現状と今後の課題についてでございますが、文化財の状況につきましてであります。合併前の6カ町村で指定されておりました文化財につきましては引き継いで、計183件が美作市指定文化財となっております。その後、新規の指定申請や指定の見直しなどを文化財保護委員会に諮問し、答申を受け、指定数の増減があり、現在では指定文化財は185件となっております。そのほか市民から寄贈の申し

入れがあった民俗資料を含む歴史資料につきましては、収蔵スペースにも限りがあることから、寄贈申し入れのあった資料と寄贈リスト記載の資料の保存状況や年代などを比較検討し、収蔵物の精査を行った上で保存を行っております。収蔵品は資料館に展示してあるもの以外は散逸などを防ぐため多くを川上にある大野作業所に保管し、また出土管理などが必要なものは英田歴史資料館の収蔵庫に保管しております。

今後の課題といたしましては、現在あるもののほかにも発掘調査などで出土したものが多くございまして、寄贈資料、出土品ともに今後もふえていくことが予想されるため、近い将来収蔵スペースの確保が課題となっております。

次に、エアコン設置の結果でございますが、実はこのエアコン設置につきましては本年度各学校にお願いをいたしまして、校舎内二、三カ所、条件が違いますので、複数箇所温度測定をしていただいております。その結果によりますと、ことし6月から測定を始め、7月9日から真夏日、30度を超える日が続き、夏休みまでの間30度を超えた日が8日間、土日を除いておりますが、ございました。そのうち英田小・中学校でエアコンを使用した日は室温が30度を超えた6日間ということでございます。子どもたちは快適に過ごせたということを学校から報告を受けております。2学期以降も現在もでございますが、引き続き美作市内全域の学校で室温調査を実施し、その調査結果をもとに教育環境整備のため今後計画的なエアコン設置につきまして検討させていただきたいというふうに考えております。

最後、3番目でございます。

子どもの貧困と教育の機会均等、子どもの貧困ということにつきましては大きな課題でございますが、美作市では貧困率ということではなくて、わかりやすい就学援助の受給率という数字でお答えをいたしますと、就学援助の受給率につきましては、全国平均では15.3%、美作市では17.8%ということでございますが、年々高くなっている状況でございます。こうした中、美作では美作市就学援助規定に基づきまして、修学旅行費や校外活動費、学用品費、通学用品費などの基準を設けまして援助を行っております。そのほかにも市内全ての学校に問題作成ソフトを導入するということで、子どもたちの教材費の軽減を図る、あるいは誰でも参加できる土曜学習教室を開催いたしまして、学べる場を提供するなど、子どもたちが安心して学習に取り組めるように支援をしております。

ほかにも中学生までの医療費無償、通学費の援助、独自の奨学金制度など、さまざまな子育て支援をしております。今後も国の子育て支援策の動向も見守りつつ、この制度を継続してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま教育長より詳細な答弁をいただきました。

2回目の質問であります。1番目の文化財保護の現状と今後の課題について、次の3点について再質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、文化財保護委員会について概要をお尋ねしたいと思います。

次に、当市で指定した文化財が185点とのことでありますが、これらの収蔵品を市民への展示や活用についてはどのような取り組みがなされているのか、お尋ねします。

また、今後の課題として、寄贈資料や出土品の増加が予想されるため近い将来収蔵スペースの確保が望まれるとのことでありますが、そのための計画はどのようにお考えなのか、お尋ねします。よろしくお願ひ

たします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

文化財保護の取り組みについてということで御関心を持っていただいております。

まずは、文化財保護委員会の概要でございますが、この文化財保護委員会は美作市の文化財保護条例に定められておまして、文化財保護と活用に関して意見をいただくために設置をされております。定数は15人以内ということで、現在旧5町1村の各地域からそれぞれの地域の歴史や文化財についての有識者、合わせて11人、そして県の教育委員会のほうから御推薦をいただきまして、美作地域全体の歴史について研究をされている方お一人、現在は合わせて12人の委員を委嘱しております。今現在は新たに申請がありました美作市指定文化財の指定の是非ということについて協議をしていただいております。

次に、現在指定している文化財185点の展示と活用についてでございます。この185点の指定文化財、多くのものが民有のもの、そしてもしくは建造物、お寺ですとか住宅、そして史跡、天然記念物、さらには獅子舞などの無形民俗文化財等でございます。ほかの幾つかの市が有しております指定文化財につきましては、市内の歴史民俗資料館等において保管、展示をしております。そのほかに文化財としての指定は受けておりませんが、地域の歴史資料のほか、農具、民具などの民俗資料、発掘調査により出土した遺物など、市内資料館において常設展示し、公開をしております。また、勝田総合支所のロビーにも数点ですが、置かせていただいております。また、新しくできましたクリーンセンター内、6月議会にもお答えしたとおり敷地内の弥生墳丘墓につきまして展示コーナーを設置し、見学者の方に見ていただいております。

3番目として、最後、将来の収蔵スペースの確保ということでございますが、今後増加するというのが予想されている寄贈資料、出土品のうち、特に寄贈資料、贈られた資料でございますが、最初の答弁にお答えしましたとおりしっかりと収蔵物の精査を行い、厳選されたものを保管したいというふうを考えております。出土品につきましては、発掘調査を行うために保管する数がふえてくるということ、これは全国的な課題にもなっております。本市におきましても、適切な保管管理を行えるようさまざまな施設の有効利用も含めまして、まずは保管管理計画を作成するというところから始めたいというふうを考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま教育長より丁寧な答弁をいただきました。3回目の質問はありませんので、総括とさせていただきます。

今回私は初めて文化財の保護、収蔵についての質問を行いました。答弁の内容については、私は少し消極的ではないかなという印象も受けております。それで、改めてここで主張したいと思うのですが、ここ数年間に行政が市民に対して文化財の保護や収蔵に関する情報発信をどのように行ってきたのか、さきに発表された全国学力テストでは当市の小学校で県平均を大きく上回る優秀な結果が出されたことは認識しておりますが、学校教育の分野、また社会教育の分野での施策の推進と市民へのサービスについていまいし成果の検証が大切だと思います。この点を要望したいと思いますので、よろしく願います。

次の質問に。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、続けて3項目めに入ってください。

6番（則本 陽介君）

3番目は、鳥獣害用電気柵の安全管理推進についてであります。去る7月19日の夕方、静岡県西伊豆町で川遊びをしていた家族連れが川岸に設置されていた鳥獣害を防止するための電気柵で感電し、2人が死亡、子ども2人を含む5人が重軽傷を負うという痛ましい感電事故が発生しました。この電気柵については、設置者による電気事業法に基づいた安全管理の不備事項が多数指摘されておりますが、農産物を守るために設置されている美作市内の電気柵について、1、設置状況について、2、事故防止と安全対策の推進についてどのように対応されているのかをお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、美作市におけます設置状況について御説明を申し上げます。

まず、美作市では平成17年度より防護柵の設置に要する資材費の補助を行っておりまして、平成26年度末までの現況は、723件、総延長約643キロの整備が行われております。このうち電気柵は比較的簡単に設置や撤去が可能なことから、579件、総延長では約507キロメートルと、総整備延長の約79%を占めております。

次に、電気柵の事故防止、安全対策についてでございますけれども、今回の痛ましい死亡事故の報道を受けまして、美作市では絶対に事故を起こさないという思いを込めまして、事故発生直後に告知放送とみまちゃんネルのデータ放送を利用いたしまして、電気柵の適切な管理について周知を行っております。

また、8月上旬には全国的に電気柵の一斉点検が行われまして、美作市においても平成22年度以降に県の補助金を受けて導入いたしました電気柵45カ所を対象にパルス発生装置や漏電遮断機の有無、あるいは危険表示板の設置状況について点検を実施したところであります。全国の点検結果と美作市の結果を比較してみますと、全国で点検対象の0.7%を占めているパルス発生装置や、30ボルト以上の電源から電気を供給する場合に必要な漏電遮断機の設置に関する不備は美作市においては見受けられませんでした。しかし、全国の点検結果で6.7%と最も多く発見された不備である柵の設置を知らせる危険表示板がつけられていないものが、美作市の点検においても4件発見をされております。市といたしましては、今回の点検結果と点検対象となっていない個人で整備された電気柵が市内に数多く設置されていることも踏まえまして、引き続き広報紙や農業関係会議、地区の皆さんが集まる機会を利用いたしまして、電気柵が持つ危険性と日ごろの安全対策の管理がいかに重要であるかを呼びかけるように心がけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

ただいま答弁をいただきました。電気柵の設置状況は579件で、総延長は約507キロメートル、総整備延長の79%との答弁であります。そして、8月上旬には全国的に電気柵の一斉点検が実施され、当市でも45カ所を対象にパルス発生装置、漏電遮断機、危険表示板の設置状況を点検した結果、危険表示板の未設置が4件あり、改善指導をしたとのこととあります。しかし、今回の一斉点検で対象となっていない個人整備の電気柵についての事故防止、安全対策には少なからず疑念があります。なぜなら今回の西伊豆で発生した死亡事

故の現場に設置されていた電気柵は個人で整備したものであったことを考慮すると、事故防止、安全対策にさらなる対応が望まれると思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、美作市の設置状況と安全対策についてでございますけども、1回目でも御答弁を申し上げましたけども、補助金を受けずに個人で設置されている電気柵につきましては、設置時の届け出の義務が発生をしていないということから、市で実態ができておらず、したがって、設置されている全ての農家へ直接指導を行うことができないのが現状でございます。今回起きた静岡県の事故は電気事業法に基づく電気設備に関する技術基準を定める政令や、電気用品安全法の基準を満たさない電気柵、設置業者がみずから組み立てた電気柵用電源装置を使用した違法な電柵であったことが原因であるというふうに向っております。現在も電気柵の安全策につきましては、定期的に告知放送等によりまして呼びかけをしておりますが、市販品ではなく、個人が作成したものを使った電気柵については、いまだ各法令の基準を満たしていることの確認と点検を促すとともに、市販品の機器を使っている電気柵であっても故障やスイッチの操作誤り等により昼間でも通電している可能性があることから、電気柵を発見した場合は決して触れたり近寄ることのないよう注意を呼びかけまして、これ以上に事故防止に努めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

則本議員。

6番（則本 陽介君）

2回目の答弁をいただきました。3回目の質問はありませんので、総括をさせていただきます。

私は今回鳥獣害用電気柵の人身事故発生に伴い、安全管理推進を願い、質問を取り上げました。この事故では鳥獣害用電気柵を設置した人も被害者になった人も、まさに想定外のことであったろうと考えますが、電気に関する幾つかの大きな法令違反が事故発生原因の大きな要因として報道されておりました。答弁をいただきました中にも補助金を受けないで個人で設置された電気柵は設置時の届け出義務が発生しないため、市で実態把握ができないことや、設置されている人へ直接指導ができない現状があるとのことであります。しかし、市販の機器を使っている電気柵であっても故障やスイッチ操作の誤り等も可能性があることから、注意の呼びかけ等、事故防止に今後も努めていくとのことであります。私たちは改めてこの事故から学ぶことは、この住みなれた自然豊かな我が美作の日常生活においても我が身の安全は自己完結していくことが大切であると認識し、電気柵はもとより、交通事故など、さまざまな日常の危険を排除することをここで学び、実行していきたいとの思いであります。

以上、私の質問はこれで終わります。答弁をありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番2番、議席番号6番則本陽介議員の一般質問を終了いたします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番岩江正行議員が出席をしておられます。

執行部より説明資料配付の申し出がありましたので、これを許可しております。

続きまして、通告順番3番、議席番号5番谷本有造議員の発言を許可いたします。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）〔質問席〕

それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、9月議会、私の一般質問を始めさせていただきます。

今回の私の質問は2つ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ、文化、芸術の全国大会等についての助成、そしてもう一つが、子育て支援についてでございます。しごく当たり前と申しますか、ような質問にもなりますし、また突き抜けたような質問もあろうかと思いますが、どちらかという提案型の質問となろうかと思えます。しっかりと執行部のほうもでき得る限りの御答弁をいただきたいと思えます。

まずは、それでは1点目のスポーツ、文化、芸術の全国大会等についての助成についてでございますが、美作市内から小・中学生なり高校生、一般成人の方で年間どれだけの人がスポーツにしる、文化にしる、芸術にしる、全国大会に行かれているか、皆さん知ってますか。昨年度で言いますと、26年度ですけれども、スポーツで言えば、個人で言えば48名余り、そしてまた文化で言えば団体も含めて8名余り、五十数名を超えるような実績があります。そのような中で激励金というものがあるんですけども、頑張っってこいという市のほうからの激励金なんですけれども、それをちょっと調べてみますと、ありがたいこれは助成の一つなんです、実際のところ言うたらね、全国大会行くのに頑張っってこいと激励してくれて激励金をいただけるのでありがたいことなんですけれども、その激励金というのが、スポーツ分野と文化、芸術分野で分かれてるんですけども、統一されてないんですね。というのが、スポーツ分野で言うたら約1万円、団体によれば3万円というのものもあるんでしょうけれども、文化、芸術分野で言えば1万円が1万5,000円であったり、またその1万5,000円に出張費のかわりにということでその出張費を5,000円つけたりとか、また小学生だったらまだ低学年なんで、引率者がいるからそれにもうプラス5,000円というようになってるわけです、実際のところ。まづもってスポーツにしても文化にしても芸術でも一緒なんですよ、全国大会行くということは。美作市を背負って県の代表なり地区の代表で全国大会で活躍するわけですから。そこで、まづもって、その辺のところのまづ助成について、でき得れば統一をしていただきたい、そのような声が出ておりますけれども、その辺の見解を教えてくださいたいと思えます。でき得れば統一をしていただきたい。どうでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

スポーツ大会の激励金についての御質問でございます。ありがとうございます。

スポーツ大会などの予選を勝ち抜いて県の代表として、あるいは地方の代表として全国大会に出場される方、昨年今御指摘いただいたように年間に延べ50名、3団体程度おられます。出場者へは激励会を開き、激励金を交付すると、今は絵はがき等もつけさせていただいております。このように全国で活躍される方がこの美作市からたくさん出ていただくということは市民の誇りともなり、後輩にとりまして大きな励みになると思えます。これはスポーツだけではなくて、文化、芸術の分野においても同様に激励金を交付しており

ますが、先ほどから御指摘をいただきましたように実はスポーツ激励と文化、芸術振興激励、2つの分野におきまして整合性が図れていないという部分がございます。今回この御指摘をいただいたことを契機に、それぞれの分野の整合性を図るように見直しをしてみたいというふうに考えております。いずれにしても、こうした制度によりましてアスリート、あるいは文化、芸術に励む方々を支援し、市民に夢や誇り、希望をもたらし、市民が応援する機運を高めるということは芸術、文化、スポーツを核とした地域の活性化につながるものと考えますので、ぜひ検討をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

ありがとうございます。ぜひとも激励金、統一していただきたい。統一するということでお話をいただいたんで、本当にうれしい限りですし、スポーツにせよ、芸術にせよ、文化にしる、それがまたより励みになると思いますので、よろしく願いをいたします。

また、そのような中で次の質問に移るんですけども、それが激励金は激励金の助成として、それはそれでいいんですけども、もう一つ今回メインの質問になるんですけども、全国大会に行きますと、どうしても旅費等がかかるんですね。今回でも柔道にしる北海道があつたりとか、いろんなボーリングでしたら名古屋があつたりとか、いろいろするんですけども、よその近隣も含めて市町村見てみますと、そのような旅費なり交通費なり宿泊費を補助、助成をしているところが多々あります。ぜひとも美作市としてもその全国大会へ行かれる皆さん、引率も含めてでございますけれども、それなりの助成をいただければスポーツや芸術、文化でより頑張っていけるんじゃないか、また指導者もより力が入るんじゃないかなと思っておりますんで、その辺のところをいま一度、提案ではございますけれども、提案でもあり、これは皆さんの声でもあるんですけども、ぜひともその辺の助成をしていただきたい。当然文科省なり中体連というんですか、教育委員会関連のものについては内規を含めて出すことも結構あるんですけども。実はそのような文科省とか教育委員会関連ではなしに、民間が主催する、柔道、剣道で言えば道場が主催するような伝統のある歴史のある全国大会もあります。そのようなものについても今でも激励金が出ております。一つの目安は、激励金を出すものについてはやはり助成をしてやると、助成をしていくんだと、支えていくんだと、そのような姿勢を出してほしいんですけども、その辺のところをどう考えているのか。特に今通常になっておりますなぎなたにしるボーリングにしる、常にこちら辺が民間の全国大会で頑張っ出てきてますので、その辺も含めてその辺の新設ができないのかどうか、まづもってお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

全国大会の旅費等もあわせた助成等ということで御提案でございます。2020年の東京五輪・パラリンピックということに向けてさまざまな分野での選手育成ということはいろいろな分野での奨励がなされているというところでございますが、今回のこうした整合性がとれていないという御指摘を機に、この旅費等の助成につきましても近隣の市町村等にも調査をいたしました。そうしたところ旅費もいろいろな形で助成があると。今回特に教育委員会ということで考えさせていただきまして、教育委員会といたしましては、今後は全国大会出場者の実は45%が小・中学生でございます。先ほど御指摘がありましたように文科省、文部科学省の主催をする大会、あるいは中体連の大会、あるいは文化のほうでは中文連とか高文連とかございますけ

れども、そういう主催をする大会へ県の代表として出場をされるという場合も多々ございます。そこで、保護者の負担軽減ということからも助成という制度も必要なのかなということで、検討をさせていただければということで考えさせていただきたいと思えます。

また、議員御指摘のように勝間田高校のなぎなたとかボーリングとか、いろいろございます。私も激励会へ出ますと、いつも同じメンバーでなぎなたの少女たちがやってきて、ああ、もう3回目ねというような子どもたちもおります。そうした中でやはり常連になっているということでございますが、スポーツ、文化、芸術振興のためにもこうした制度を見直すに当たりまして、高校生以上の大会にも出場の場所等によりましては負担も相当あるかと思えます。開催地域によります加算制度もあわせて研究、検討してまいりたいというふうに考えております。こうした制度によりまして芸術、文化、スポーツ、この近隣について、地域の活性化というものに少しでも寄与ができればというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

前向きな答弁でした。ぜひとも近隣市町村を見て、何とかしましょうという教育長のその答弁、ぜひとも新年度には生かしていただきたい。また、中体連、小体連については今補正の中でも出てくるやもしれませんし、そのような動きが出てきてるとも聞いてはおりますんで、本当に全国大会目指して頑張ってる児童・生徒なり学生、また一般成人にしても多々おります。その人たちの励みにもなりますし、実際美作市としても頑張ってもらいたい。それを支えるのも町がしっかりと支えてやるのが一番大事であろうと思えますし、2020年のオリンピック・パラリンピック、5年後ですけれども、今の岡山湯郷Be11eの福元選手、宮間選手に続けと、未来の福元、宮間選手だというような中で皆さんも頑張っていけると思えますし、そうやってほしいですし、ぜひとも教育委員会としても市行政全般で助成をしてやっていただきますようお願いをいたしまして、次の2つ目の質問に行きます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃ、2項目めに入ってください。

5番（谷本 有造君）

子育て支援についてでございますけれども、子育て支援といいますと本当に幅が広いんですけれども、まづもって端的にお伺いをいたしますけれども、今美作市で子育て支援なり、また定住促進についての施策といいますか、その辺が今どのようなになっているのか、またその施策が今どのような成果なり効果を生んでいるのか、まづもってその辺をお伺いをしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

美作市の子育て支援の現状ということですが、一言で申し上げますと、もう少し頑張っていかなきゃいけないという認識を持たねばいけないと思っています。それはなぜかといいますと、幾つか具体的な例で申し上げますけれども、一つは発達障がい、知的障がいといった障がいを持つ子どもの割合がほかに比べて非常に高いという事実があるにもかかわらず十分にその対応ができていなかったと、これはもう第一の重要なポイントでありまして、これについてはもう類似の議会でもお話をしておりますし、少しずつその施策体系ができつつある。だんだん幼児から小学校、中学校、高校レベル、そして就職レベル、あるいはすみかの

レベルというところまで拡大をしていくことが必要だろうというふうに考えております。

それからもう一つは、これ近隣の市町村との比較になるわけでございますけれども、これも行政報告のときに少し触れましたけれども、例えば病児保育といった非常に働く親御さんにとって重要で、子どもにとっても重要なある種つなぎのところ、つなげなければ次に行かないわけだから、つなぎっていうのは非常に重要ですけども、そのつなぎのところの病児保育が市内では提供できていないというのは、これ子育て支援としてはちょっと問題が僕はあるんだろうというふうに思っております。

それから3番目に、これは問題というよりも、むしろ改善のできる分野なんですけど、学童保育についてはほぼ量的には充足してるんですけども、その運営の仕方についてまだ当市においては定式化というか決まったものがきちっとできてないですね。どんなふうにするかこの美作市において一番安定した運営形態がとれるのか、その安定した運営形態の中で今度はその子どもの成長環境をよりよいものにしていく、安定した上でよりよいものにしていくという努力のところがこれからの恐らく課題というふうになってくると思います。

それから、もう幾つか上げるとしますれば、私としては、例えば子どもさんが生まれるとかということについて、県内で言うと高梁市が第5子でしたっけ、100万円とかというの、あれがいいかどうかは別として、何らかの考え方があり得るのかどうかというところが、これはもうぜひやりたいというよりも他市との比較をしながら考えていくような分野だと思っております。

それからもう一つが、これは必ずしも子育て支援ということにはならないかもしれないんですけども、子育て世代の支援ということに関しては、優良な住宅供給を低廉にすると、それも量的にある程度確保していくということが、たまたまですけども当市の場合には過去何十年間にわたって雇用促進に依存しちゃったんですね。依存してそれがずっとやってくれりゃあ、それは一つの型なんですけれども、雇用促進のほうで国の制度の変換の中で、もうよう面倒見切れませんというようなことになってるじゃないですか。これは地元で言えば入田の住宅の空き状況見てももう歴然としているわけでございますが、こういうところについて、これは子育て支援の背景になる子育て世代対策ということと思うんですけども、それが気がつかぬうちに、尾高さんではありませんが、ゆでガエルの状況の中で、気がついてみたら相当やばくなっていたということで、昨年来この点については認識を新たにして今取り組もうということになっているということは、これも行政報告の中で申し上げさせていただいたわけでありまして。等々、いろいろ考えてみますと、我々の地域については、まだまだ改善する余地がある分野が相当これはあるんじゃないかと。一遍にできるかどうかわかりませんが、今私が申し上げたうちの前半の部分については、それぞれやらなきゃいけないということが明確に域される中で、具体的な政策について来年度予算も含め、今年度も含めて、あるいは地域創生も含めて、今具体化の方向が出つつあって、あと後半について若干言うと、住宅については今議会が一つの大きなターニングポイントというふうになるんじゃないかと、こんなふうに考えて。いずれにしても、私たちとしては子育て支援については、市としては市の現状や特徴を配慮して、その現状や特徴の中で必要性の高いもの、有効性の高いものをやっていく。加えて、例えば医療については本当は県なんですけどね、これは。あるいは保育全体についての支援につきまして申し上げれば、これは今国なんです。国が消費税との関係どう考えるかということでありまして、それぞれ全国一律で対応しなきゃいけないところ、医療費助成なんか県ですけども、そういったところをしっかりと国や県にやっていただけるようお願いをしたり、あるいはせっついたりしながら、一方で自分たちの町としてやるべきことを特色を持って、ニーズに応じて深めていく、高めていくというのが現状分析及び現状分析を行った結果の対応の基本方針だというふうに理解をしていただきたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

子育て世代への支援、定住促進の施策と効果のうち、住宅新築ですとか中古住宅の購入改修のための補助制度を設けておりますので、その点につきまして申し上げさせていただきます。

平成24年度から昨年度末までの3年間の利用状況でございますが、交付件数が176件、交付金額が9,334万1,000円に達しております。同居の家族を含めると493人の移住定住に効果があったところでございます。このうち補助金申請時に申請者あるいは配偶者の方が40歳未満でした件数というのが92件ございまして、314人の移住定住者のうち15歳以下の児童・生徒は134人となっております。子育て支援策として一定の成果につながったものと考えてございます。

このほど策定いたしました美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿いまして、今後は転入者だけでなく、市内在住の方への制度の拡充についても検討をしたいと考えておるところでございます。

なお、現在の補助制度に関しましては概略をお示ししましたパンフレット、美作暮らし始めませんかというものをお手元のほうに配付をさせていただいておりますので、御確認いただければと思います。市のホームページの暮らしの情報のほうにも詳細な内容を掲載をいたしておりますので、こちらもごらんいただきたいと思っております。

今後ともこういった制度の告知、PRに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

市長の答弁に全てが出ていたんでしょうけども、そうなんです、改善すべき点というのは多々あるんですけども、一遍になかなかできないという部分もありますけれども。きょう私が2点ほど、子育て支援については2点、定住、子育て世代の定住施策について1点、合計3点、余り多くない数ですけども、ぜひとも採用願いたいと思っておりますので、提案しておきます。

市長が行政報告のときには言わなかったんですけども、今のこの私の質問に対しての最初の答弁のときには出たんですけど、出産祝い金、今まで部長なり執行部なりがいろいろと施策は、子育て世代にとりか子育てにといういろんな施策を言われるんですけども、生まれたばかりの子に何の施策もないんですよ。やっぱりまずは生まれておめでとう、ありがとう、しっかり育てよというところのまずその支えが要るんじゃないかなと思うんです。市長の口からさっき出たんでね、びっくりもしたんですけどもね。できますれば、その額のことを言うんじゃないんですよ。やはり何人目であろうとも出産祝い金3万円、これは助かるらしいですよ。あちこちでもあるとこに聞きますけれども。今大きな額をしているところもあるけれども、3万円です。あんなならという聞いたことがあるんですけども、いや、それは助かるんですけど、ベビーカー一つにしてもワンランク上が買えたりするんですよ。いや、これはもう現実の声なんです。ですから、やはりまずもって生まれておめでとうと言うてあげんと、なかなかほんなら美作市内へというたってね、がっかりなんです。合併するまではそれぞれ町村にはあったんじゃないかと思うんですよ、3人目にしろね、5万円なりとかというのが。僕もきょう提案するのは何人目であろうとも生まれたらまず3万円祝いとして出

してやっていただきたい。そのことがどれだけ後々のことに影響するかと思います。

それと、できますれば広報紙等でもなんですけども、生まれた人と亡くなられた人が一緒のところになるんですよ。できれば、こんにちは赤ちゃんじゃないですけども、そのようなページをつくって、そこへ生まれた人を出す。亡くなられた人は亡くなられた人でそれはまた大事なんですけども、やっぱりそこがひっついて出すというのちょっと違和感があるんで、ぜひとも、こんにちは赤ちゃんじゃないですけども、生まれましたということで出すのも一つの施策じゃないでしょうかね。出産祝い金3万円ぜひともお願いをしたい。

それと、生まれました、医療がこれで中学校3年生までかからないんですね、うちの町は、よその近隣町村もそうなんですけども。さてはて今度高校生になったときに、これがまた医療のことを言うのかという、そうじゃないんです、医療じゃないんです。うちの町というのは合併したときにはまだあったんかな、江見商と大原高校と3つ高校があったと思う、林野と。今それがありませんね、1校しか、林野高校しか。ということは市内で選択肢がないんですよ。選択肢がないから、どうしても市外に行ってしまう。勝央町なり津山市を目指していくわけですよ。何がその中で一番困ってるかという、これは小淵議員が以前にも代表質問で言われたんですけども、通学費がもうすごいんですよ。僕もざっと調べたんですけども、1万円以上、月にですよ、月に1万円以上の通学費がかかる、40%です。750人ほど高校生がいるんですけども、そのうちの40%が1万円以上要るんですよ。それから、1万円から1万5,000円にしたらもう30%になる。それからもうほんまに2万円以上になったら20%、月にですよ。月に2万円、これはまた年子なり、2人、3人おるとこもあるわけですね。大変なことですよ、正直言って。へえで、隣の町だったら津山行くにもこっちの美作へ来るにもそれほど交通費かからないんですよ。一番かかるのはやっぱり西栗倉にしる、美作結構一番かかる位置にいるんじゃないかなと思うんですよ。できますれば、その辺の助成をしていただきたい。僕計算してみたん、簡単にしてみたんですけども、1万円以上から1万5,000円は2割助成、また1万5,000円から2万円までを3割助成、月2万円以上かかる人には4割助成したら一体幾らかかるのかと。ざっと計算したら1,800万円余りですよ。そんなに高くない数字じゃと思うんです、正直言うて。じゃけど、それぐらい大変なんですよ、正直言うて。これが声なき声でも一つでもあるんですけども、できますれば、そこに私の今言ってる、提案ですからね、それを行政がいかに受けとって来て、これをどのような形にしてまた違う施策にしていくかもわかりませんが、これはもう生身の声でもあるし、また声なき声でもあるしというもので、ぜひともよく聞いてほしいんですよ。もう月に2万円以上というたらね、月3万円以上の人がいるんです、10%。東栗倉から行ったら3万円要るんですよ、津山まで。

〔「4万円じゃ」と呼ぶ者あり〕

そうでしょう、3万円以上です、私の3万円以上なんですけど。それはもう考えられんですわ。これ定期使っての話ですからね。定期使ってそれですから。ぜひともその辺の高校生の助成をぜひともしていただきたい。この出産祝い金と高校生への助成、通学費の助成を、これがまず2点。

それから、定住促進についてですけども、市長が行政報告でも言われました。またきょうも言われましたけども、雇用促進住宅、私は賛成です。前はこれステップアップ住宅じゃないんですけども、もうここへ一旦入って、そこから新しい一戸建てを建てるとというのが通例だったんですね。今民間に多々雇用促進が、新しい住宅ができてるんですけどね、やっぱり雇用促進の住宅の役割というのはまだまだあると思います。ぜひとも、今雇用促進事業団といいますか、その事業団がいるんな形の中で困ってるからということでこうなっていますけども、市がそれを持った中での施策をすれば、もっと有意義なものになるんじゃないかなと思いますし、ぜひとも早急なる研究ですかね。これもお金の話になってきますし、成果と効果ということもな

ってきますし、その辺のそこを早急に研究をしていただきたい。私は取得すべきであろうと言っておきます。

それで、そこで一つ、雇用促進のことなんですけども、市長も行政報告の中で民間でも英田が民間業者が雇用促進住宅を買って、今貸し出しをしますけども、民間が手に入れてやってるだろうというようなことを行政報告で言いましたけれどもね。雇用促進住宅を市営住宅化する中で、またほかの市営住宅も含めて、私は思うのに、もう民間の業者に管理してもらったらどうなんかなど。今もう給食センターですら民間の業者が入ってやってるわけでしょう。窓口業務にしたってほかの近隣市町村でも民間が入ってやってるわけですよ。うちの市営住宅も何もうちの課の公務員で別に管理しなくても、民間の不動産なりその関連の会社でやろうと思えばできると思うんですよ、私は。そのほうがより空き家も埋めてくるだろうと。近隣からも呼んでくるんじゃないかなど。それこそ端的に言や、津山のほうの不動産会社がほんなら美作市の市営住宅を管理しました。その津山の会社なんじゃけど、美作へ呼んでこなくちゃならないというようなことも生まれてくるんじゃないかと思うんですよ。これは僕のきょうの一つの突き抜けた質問の一つになるんですけども、提案にもなりますけども、それをどのようにやっていくかは別として、やはりその辺もよくよく考えていただいて、民の力を、民活を使うということの一つの手として、ぜひともその辺もやっていただきたい、提案をしておきますんで、その辺をお伺いをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

谷本議員のいろんな提案を含めた質問ですが、一言で言えば、わかりました、検討しますということなんですけど、それで終わったんじゃあ身もふたもないんで、少しずつ話をしますと、出産祝い金については、金額がどれぐらいかかるのかというようなことも含めて、ざっと3万円であれば600万円程度なんです。それがただし毎年続いていくし、できたらふやしていきたいっっちゃう話なもんだから、この辺どう制度設計をするかということですが、検討をすることについては全く私はやぶさかではありません。

広報紙については私が答えるまでもなくおっしゃるとおりだということになるでしょう。

それから、高校について、これは少しその前の検討が要ると思いますのは、我々としては残ってほしいんですね、子どもたちにね。林野高校の活性化の問題であるとか林野高校に空き定員があるんだったら、それを例えば勝間田のように活用できないかとかですね、勝間田の場合には地元定着が7割超えてるわけで、80%近いかな、地元定着する率が。そういう非常に地元密着した子どもたちが、僕はただ通うときに助成をすることについて余り違和感がなかったりするんですけども、かといって多分おらんようになるじゃろうなというようなことも含めて、市として一番いいことについては、1番目に今申し上げた林野高校の定数余裕があるのであれば、それをどう使うんだと。実は、総合戦略会議でもその点が議論に若干なっていたというふうに聞いておまして、民間の学校に公設民営という形で1学科つくってもらおうとかね、そんな話も出たそうでございます。ただ、これは県の話なので、我々が勝手につくるとも言えないんで、難しい。もう一つは、看護学校などを中心とした非常にこれも地域のニーズに合っていて、そして所得の源泉になり得る分野について今お願いをしているところでございますけども、これをきちっとやっていく。加えては日体大の関係の問題とか、陸上自衛隊の学校を含めて学びの場をやっばり市内にたくさん持つということは、もうこれはとっても大切なことなんで、NODAレーシングの拡大ですかね、分野の拡大であるとか、そんなこともぜひ含めてやっていく中で、高校生あたりから大学生あたりにかけての人口の極端な減少をどううまくコントロールしていくかという大きな検討の中の一環としての位置づけだと思いますけれども、御指摘の

点は理解をいたしておる次第です。

それから、住宅につきましては、今お話しになったことは深く変えよという話は深く受けとめますけれども、それに加えて管理は民間というのは私の思いと同じです。あれ購入してまた住宅管理課つくったんじゃない、これは皆さん市民が許してくれんと思いますよ。誰でもできる話、より効率的にできる話ということでありまして、市営住宅じゃなくて市民住宅というべきだろうと思いますけども、所得制限なしでね。誰でも堂々ということでやればいいと思いますし、若い人を中心な値段設定をする。英田の件を見ても、さらには奈義の実例を見ても、もう2万円台です、月額、2万5,000円とかね、そうなるのとかなり魅力が出てくる、これは。そう私は思っておりますが、その管理について民間の方々にお任せをするということはまことに重要だし、この点については実は地元の金融機関の方々もその管理代行というんですかね、料金徴収といったことの中でぜひ協力をしたいというふうにお話が既にもうあるような段階でございまして、議員がおっしゃったようにまさに美作市内における民間の力を糾合すれば絶対にできると思うし、効率的にやれる可能性が高いと思う分野でございます。

あと一点、これに加えて議員がおっしゃらなかったことで言うと、私としてはIターン、Uターンという話も推進をしていこうと思うんですけども、市内の方々が結婚して黒土に住むというのはそろそろやめてほしいんですものね。ですから、市内の方々が市内に住宅をつくるときにもある程度の新築祝い金じゃないけれども、提供して、ぜひ市内へおってくれということも含めて、これも私は声なき声として聞いたことがあるんですよ。市長さん、どう思われますかということで、それは黒土に行ってもええんじゃないけれども、Iターンを促進するのめええんじゃないけれども、市内の子が結婚したら向こうへ家建てるというのはちょっとどうかなと、そこを市が放任しているのはどうかなという声を聞いたことございまして、私はまことに同感であるとそのときお答えをしたんですけども、その点も含めながら支援策というものを来年度予算編成に向けて考えていきたいと。そのプロセスの中でぜひ谷本議員を初めとするこの問題について造詣深く、関心の高い議員の方々からはいろんなインプットच्छゅうか、お申し出を頂戴できればというふうをお願いをして、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

ありがとうございます。もう前向きな答弁ということで、私の提案にも賛同していただいて、ぜひとも実現に向けてやっていただきたい。

Iターン、Uターンの住宅施策のことですけども、そうですね、市内の人が家建てても今のこのもらった資料にも出てますけど、7施策のうち1施策しかないわけです、市内は、たった10万円ですけども。たったということになるんかならんかは別としてもですね。ぜひともその辺にしても配慮していただければと思います。また、住宅にしてもまだどっこも、どこの全国の市町村もしてないんじゃないかね、民間の業者に任せて市民住宅を管理するというのは。ぜひとも実現をしていただきたいと思いますし、それこそ民の力はすごい力だと思いますよね。定住施策にはもってこいだと思います。

出産祝い金ぜひともよろしく願いをいたします。

そして、高校生の助成金もあわせていろんな背景もございましょうけれども、ただ、今をやっぴり大事にすべきであろうと、今があるから未来もあると私は思っておりますので、今は市長の言われるほかの高校に関する部分の施策にしても現実的にすぐにはすぐできるわけじゃありません。私の今言ってる提案はすぐできます。お金を出すだけです。ぜひともね、本当に実際のところほんまに苦しいですよ。ぜひとも今を大事

にさせていただいて未来につなげていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番3番、議席番号5番谷本有造議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後1時41分 休憩

午後1時51時 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番4番、議席番号12番鈴木悦子議員の発言を許可いたします。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）〔質問席〕

12番鈴木でございます。議長の発言の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

9月は敬老月間であります。長年この地域の発展に御尽力をくださいました皆様に心より感謝を申し上げます。また、各地の学校では運動会のシーズンでもあります。親子、地域の交流もしっかりと深めていただけるものと思っております。農家の皆様には実りの秋を迎えられ、何かとお忙しいことと思います。お疲れのないように御自愛をいただきたいと思います。そして、9月、月見る月は多けれど月見る月は今宵この月と有名な句があります。古来月は人々の心を癒やし、ロマンの世界に誘ってきました。9月27日は中秋の名月でございます。明鏡止水、このような気持ちで観月し、ひとときのロマンに浸ってはいかがでしょうか。

それでは、一般質問に入ります。

このたびは2項目につきまして通告をしております。1項目めは公職選挙法の改正について、そして2項目めは学校教育法の改正に伴い、小中一貫校の考え方、取り組みについてでございます。どちらもそれぞれの法律の改正に伴うものであり、市としての今後の取り組みについての質問になろうかと思います。

それではまず、1項目めとしまして、選挙権が18歳以上に引き下げられ、来年夏の参議院選挙から適用されることとなりましたが、対象となる人たちに美作市はどのように周知し、どのような取り組みをされるのか、お尋ねしたいと思います。

まず、1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

鈴木議員の1項目め、公職選挙法の改正についてという御質問でございます。本年の6月19日公布で公職選挙法等の改正がございました。その日から起算しまして1年を経過した日、来年の6月19日になりますが、この日から施行すると、その後行われる国政選挙、現段階での予定で参りますと、来年の7月に参議院選挙の任期がございます。多分この選挙からということになろうかと思います。それに対しまして現段階での取り組み状況ということでございますが、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられることに対応しまして、国のほうにおいて学校現場における政治や選挙に関する学習の内容の一層の充実を図るということを目的に文部科学省におきまして高校生向けの副教材及び教師、指導用テキスト、こういったものを作成すると

いう予定をされておると聞いております。また、県の選挙管理委員会では今年度県内の高校生を対象とした出前授業というのを実施を予定されておりました、美作市といたしましてもそういった情報を受け、いち早く市内の林野高等学校でその出前授業が実施できないかということで要望をさせていただいておるところでございます。今後におきましては、こうした機会を捉えながら政治への関心を高めていただくため県の選挙管理委員会と連携し、高校等の学校、それから公共施設等、そういったところへのこういった制度の周知用のポスターなりリーフレット、こういったものを設置するなど、新たな投票の権利を得る高校生や大学生などの新有権者も含めまして、全ての有権者に対する選挙啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

御答弁いただきました。

選挙権が18歳以上に引き下げられたことを受け、美作市では教育現場、そしてまた岡山県選挙管理委員会、それから文科省の副読本等々を教材としながら、連携しながら啓発に努めるという御答弁だったと思います。民主主義の基盤である選挙が明るく行われるためには私たち市民一人一人が選挙制度を正しく理解し、身近な問題を初めとして、選挙や政治に十分関心を持っていただき、その上で人物や政策、その人の思い、その人の考えに対して正しく見る目を持つことが重要と考えます。そのためには市として選挙啓発事業をしっかりと計画し、それを推進し、選挙が選挙人の自由な意思によって公正で適正に行われるよう政治意識の向上に努めることが必要ではないかと思えます。文科省、県の指導だけでなく、市独自、ポスターとか、それからポスターの掲示とかリーフレットの、そういうふうなものだけでなく、若い人が選挙に、政治に関心を持ってもらうためにしっかりと計画を立てていただきたいと思えます。そこで、小・中学生、そして高校生に対する啓発事業について具体的な取り組みを考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。先ほど林野高校にミニ講座をすとか、それから選挙を実際模擬投票をすとか、したらどうかというような考えもあるということをお話しされましたけれども、大切なことだと思っております。私の思いは最近の各種の選挙において若い世代の選挙離れが指摘される中、次世代を担う児童や生徒を、また高校生を対象に市の選挙管理委員会の職員が市内の小・中学校、あるいは高校に出向いて選挙に関するミニ講座、投票、それから開票、それから小学生、中学生が自分たちの生徒会の中で立候補して、それで中学校の中での例えば静かに歩くことを宣言すとか、いろいろな約束事があると思うんです。そういうふうなことを公約として立候補させて、その中で投票したり、それから開票したりする作業、実際と同じようにやってみたらどうかと、そういうことで政治というのがそういう形で成り立っていくんだということを理解少しでもできるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、生徒がふだん見ることのない本物の投票箱や選挙で使う、私たちが選挙で投票するときを使う記載台、そういうふうなものを使って模擬投票を体験する、もちろん開票作業についても体験するといった取り組みも政治に関心を持つきっかけになるのではないかなというふうに思っております。また、林野高校も先ほど言いましたけども、立候補から演説、そして投票、開票、そのあたりまでできないかということについて再度お尋ねしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

2回目の御質問でございます。

先ほど申しあげました岡山県の選挙管理委員会が本年度予定しております出前授業というのがございます。この内容でございますが、市の選管が一応県の選挙管理委員会と一緒に学校へ出向いて、要するに実際の選挙を模擬的に行う、要するに模擬投票というものでございます。実際使っております投票箱とか記載台、こういったものを実際学校のほうへ持っていかせていただいて、実際の道具を使い、本当に投票の現場を再現をして体験をしていただくというものを予定したいというふうに考えております。ただ、高校の場合は県の施設でございます。当然市の独自でというわけにはまいりませんので、県の教育委員会なり県の選挙管理委員会なりと連携、調整をしながら進めたいというふうには考えてございます。

それから、先ほど申されました小・中を含めたということでございます。当然市内の小・中学校等にも選挙に関する早いうちから意識づけといいますか、認識していただく、そういったことも今後選挙管理委員会のほうと協議させていただきながら進めたいというふうには思っております。

それと、直接、今後ではないんですが、以前平成25年、2年前の7月に参議院選挙がございました。そのときにこれは毎年あるんですが、林野高校生の希望者による職場体験実習というものがございます。その25年7月には市役所のほうで高校生7名を受け入れまして、いろんな職場の体験をしていただいております。その中でちょうどその選挙の期日前投票の期間中であつたこともありまして、3日間ではあります、7名の生徒を交代で期日前投票の受け付け事務の体験ということでしていただいております。今後におきましてもこういった期間が合えばでございますが、そういったことも踏まえまして、政治への関心とか選挙意識の高揚に努めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目です。

市としての現在の取り組みがよくわかりました。少しインターネットで見たんですが、四国の愛媛県の松山大学で、すごく若い人に大学生もですが、選挙に対して、政治に対して関心がないということで、本当に一人の学生が自分のところに期日前投票箱を大学の構内に置いてはどうかということを提案されて、それが功を奏して、大学で四百八十何票の投票があつたということを出ておりました。それが次々次々広がって、いろんな大学で今山梨大学のほうでもそういう期日前投票箱を置いて、投票に臨むといったようなことも進んでおります。それから、田舎を離れて行って、それで大学に、住所は田舎にあるけど大学は例えば東京のほうへ行つたと、そのときに行った大学の入学式で選挙権があるんだから持ってきてくださいということを入学式の挨拶で学長が言われて、それで何人かの生徒が持ってきて、しっかりと投票したというようなお話も書いてありました。全体にそういう若い方が少しずつ政治に関心を持たれるし、それから1票を投じた方は本当に今までと違う気持ちで政治に関心ができてくるんじゃないかなというふうに思っております。ですから、ぜひとも18歳以上に引き上げられた若い人にそういうふうなことを推進をして、啓蒙啓発をしていただきたいなというふうに思っております。同じことの繰り返しになるかもわかりませんが、これで総括させていただきます。

近年の国政選挙で投票者数に占める20代の割合が約8%、これでは政治に若い人の声が届かないと指摘をされておりますし、それから声が届かないということは政治に関心がだんだんだんだんなくなってしまう。こういうことじゃあ日本が本当にこの地方がもう滅びてしまうというたらちょっと言い方があれですけど、そういうふうな状態になるんじゃないかなというふうに心配をします。政治とは社会をよくしていく動きで

あり、選挙権が18歳に引き下げられるのを機に若者の力が社会に生きて、美作市を変えていくようにするにはいけないというふうに私は思っております。ぜひとも18歳以上、20歳代の若者が政治に関心を持ち、せっかくなされたと選挙権をしっかりと考えて1票を投じていただくよう若者をターゲットにした啓発活動にぜひとも美作市として力を入れていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。総括といたします。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めに入ってください。

12番（鈴木 悦子君）

それでは、2項目めに入らせていただきます。

小中一貫校が制度化され、改正学校教育法が成立したことは皆様も御存じのことと思います。つい先日改革委員会のときでしたか、配付されましたふるさと創生総合戦略の中でもこの小中一貫校制度について計画がされているように書いてあったのを少し目にしました。義務教育の9年間を小学校6年間、中学校3年間として捉えることなく、義務教育学校を新設し、各自治体の判断により学年の区切りを変更できるもので、2016年4月から施行されるものであります。校長先生は1人で、教員は原則として小・中学校の両方の免許が必要で、校舎は同じ敷地でも離れていても構わないということのようです。学習面では学年の区切りを柔軟にすることにより中学校の内容を小学校段階で先取りして教えるなどの取り組みが可能となるほか、教育現場では児童・生徒の心身の発達が早まっていることに対応しやすくなるといった面や、不登校やいじめがふえる原因の一つとして中1ギャップなどの問題もあります。近隣では鳥取市や若桜町、日南町などでも取り組みが始まっておりますし、全国的にも多くの学校が試行的に取り組んでおられるようであります。このような法改正を受けて、美作市教育委員会は今後どのような対応を考えておられるのか、また今の学校の現状と対応策、また中1ギャップですね、そういうふうなことをいろいろ検討されていると思っております。ぜひお知らせいただきたいと思っております。1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

学校教育ということで、私の得意分野ということで、御質問本当にありがとうございます。お答えをさせていただきます。

まずは、現在の学校の状況、あるいは中1ギャップについてはどうかということですが、まずことし5月には全校を校長訪問も兼ねて回らせていただきました。どの学校も非常に落ちついた状況の中での授業光景と、あるいは校長も明確な指針、課題意識を持ってわかりやすい授業に向けての研究を進めておられるということでした。特に中1ギャップということにつきましては、小・中学校が研究を進め、情報交換を密に行い、事前に、例えば中学生が小学校を訪問するなど、工夫をして、子どもにとって不必要な段差が少なくなるようにということでも工夫をされています。その結果、平成26年度には中学校での不登校は全市8件でございますが、いわゆる中1ギャップということで、中学校1年から欠席がふえた、不登校になったというものは3件ございました。残りは小学校からの継続、あるいは中学校2年生以降ということで、県平均ではこれ倍以上にふえるということがございますが、その中では本市は比較的そうしたことが少なくなっているものというふうに考えます。このようなことから今後一層小学校と中学校の連携というも

のは必要であるというふうに考えております。

続きまして、小中一貫校ということですが、美作市教育委員会といたしましては、この学力向上、不登校を含めた問題行動というものを減らすためにもまずは小学校と中学校の垣根をとり払い、さらに教育委員会所管であります保育園も含めて連携を図り、国が念頭に置く9年よりもさらに長い15年間というものを見通した連続性のある教育活動を展開してまいりたいというふうに考えております。具体的には中学校5ございますが、5中学校において保・幼・小・中連携型教育というものを推進し、就学前教育も含めて従来の枠組みの中で進めて、連携を図る中学校区と、義務教育の9年間を見通した教育課程に基づき、小学校で、例えば教科担任制を取り入れるなど、発達段階を考慮した学びの構造化を図る小中一貫型教育を推進する中学校区、それぞれ設定をいたしまして、比較、検討をしながら研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

ありがとうございました。

小中一貫校の取り組みにつきましては、5つの中学校区において保育園、幼稚園、小学校、中学校と15年間を通じた連携教育に取り組む考えであることでありますけれども、これはちょっと理解できなかったのが、5つの中学校区を全て15年間ということじゃなくて、一部のところだけが15年間、あとは9年間というそういったちょっと違った形になるのかどうか、その辺ももう一つ、もう一回お聞きしたいと思います。

それから、中1ギャップにより不登校となったケースが3件ということでありました。よそのほかの全国的に見てももっともっと多いのが、3件ということで、落ちついているということはいいのかな、いいというんか、ないのが一番いいんですけども、少々はしょうがないかな、すごくあれがありますから、教科の先生がかわったりとかいろんな環境の変化があるんで、3件だったらしょうがないかなというような気持ちであります。一貫教育の目的は学力の向上とともに、環境の変化に伴い、環境の変化にいかにか柔軟に対応するかが課題だというふうに思います。鳥取市教育委員会の取り組みは中学校に在籍しながら校区内の小学校にも勤務する兼務教員をそれぞれの学校に配置したり、また小中一貫する形で授業や生徒指導、教育相談に対応するということにより、来られた先生が、中学校の先生が来られても今度小学校でわかる、顔見知りになって話したことがある、今度自分たちが中学校へ上がったときにその先生を知ってるというようなことで、中1ギャップという環境の変化に学校不適応の解消を目指しているようであります。鳥取県のほうでは。文部科学省も全国のモデルケースとなるとして注目をされるようであります。ここには若桜中学校ですから、近いですから、一度視察に行かせていただきたいなという思いであります。

また、御答弁にありました国の示している9年間より長い人間として生をうけてから義務教育終了までを一貫して保健福祉部、それから教育委員会と、横の連携をしっかりとりながらやっていくということで、本当に非常に大切なことですし、いい計画だなというふうに思っております。しっかりと横の連携をとりながら推進していただきたいというふうに思っております。

全国各地でいろいろな、そしてさまざまな取り組みが始まっておりますので、美作市の子どもたちにとって最もふさわしい制度となるように研究をしていただきたいと思っております。

1つお尋ねをしたいと思っております。御答弁の中に小学校期に不登校とされない取り組みが重要との答弁がありました。具体的にはちょっとおっしゃらなかったんで、その辺をもう一度質問したいと思います。それ

と、先ほどの中学校の5校区についてお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

今御質問の2つのことにつきましてですが、まず1つ、小中連携と、あるいは就学前も合わせた15年間と
いうことですが、現在でも保育園、幼稚園、そして小学校、中学校、それぞれの中学校区で連携を
して一堂に会して、そして情報交換を行い、情報交換をしながら一緒に教育を進めていこうというこ
とでやっておりますので、これが先ほど申し上げた従来の枠組みの中でさらにより一層ゼロから15までの子ども
たちを一つの流れ、どのような子どもを育てたいかということで、同じ目標の中で、目当ての中で見てい
こうということでございます。

もう一つ申し上げたのは、その中で特に今小学校は御存じのとおり学級担任が全ての教科を指導して
いる、基本としてそうです。中学校になると教科担任制ということで、国語は国語の先生、数学は数学の先生
ということですが、小学校でも高学年になりますと、特に理科とかはなかなか専門性が出てまいり
ます。そうしたときにそこへ中学校の理科の免許を持つ教員が行って理科の授業を、その理科の授業だけ
を担当するということが可能でございますので、そうしたことも取り入れていくということを一部の学校でや
ってみたいと、どの程度の効果が上がるのか。あるいは、教員がこれによって非常に負担がふえるとい
うことになってもいけませんので、そうしたことも研究をしたいという意味でございます。

それから、そういう中で、いずれにしても、学力の向上とともに小・中学校切れ目のない指導や支援を行
うということが大切かと思っておりますので、そうした中で教員がしっかりと子どもを理解して、落ちついた学習
環境づくりをするということでございます。

先ほど鳥取市の例を引いてくださいました。私もちょっと不勉強でしたので、急遽鳥取にもお問い合わせ
をいたしまして、どのような状況かということも確認をさせていただきました。そうしますと、鳥取市は非
常に不登校の子どもが多いという中で、この対応として中学校の教員に兼務という言い方をいたしますが、
中学校の教員で特に担任のない、中学校には例えば生徒指導主事であったりとか、それから特別支援教育コ
ーディネーターであったりとかという授業の数の比較的少ない教員もおります。そうした人に兼務をかけ
て、小学校のほうへのぞいてもらって、同じ教員が小学校と中学校を一貫して見ていくというような制度だ
ということですが、今回から始められたということですが、まだまだ鳥取市で始めているとい
うことを聞いております。

美作市においても鳥取市ほど大規模ではないんですが、1校で加配教員、余分に配置されている教員を活
用して、小学校の教員が近くの小学校の同じ小学校、校区内の小学校へ行って教える、あるいは中学校へ行
って教えるというような形で勤務をしております。そうすると、先ほどから御指摘ございましたように同じ
教員が担当するということが、例えばよく言われますのは、特別な支援を必要とする生徒、顔なじみの先生
がいるということで安心して過ごせる、あるいは、例えば今はスマホ等の指導というのが大きな課題です
が、そうしたことが小学校と中学校もずっと同じ流れで教育が、指導ができるということで、そうした効果
は上がってスムーズに行っているということでございます。

次に、小学校期に不登校とならない取り組み、まずは小学校でということですが、何よりも不登
校にならないということのためには授業がわかる、学校が楽しいという思いが一番だということ
で大切であるということで、わかりやすい授業をどうするか、あるいは高め合い、支え合う
集団づくりということ

学校のほうでは取り組んでいただいております。そしてまた、それでもやはり欠席ということになる児童もおりますので、そうした児童には登校支援員、担任の先生にかわって迎えに行ったり登校を促す、連絡をするという支援員やスクールカウンセラー、相談に乗る、あるいは教育分野に関する知識に加えまして福祉との連携、福祉とのアプローチということで問題解決の支援を行うスクールソーシャルワーカー、こうしたものも配置をして、不登校を防ぐという取り組みを進めております。今後も全国の先行事例、美作市の現状を踏まえまして、子どもたちにとってよりよい学びの場となるように研究を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

3回目です。質問でなく、総括をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、大川教育長以下、教育委員会の皆さんが真剣に取り組んでいただけているということがよくわかりました。このことが今回の全国学力テストの結果で少し、何年か前の学力テストの結果よりも少し上がってきたという結果で、この真面目な取り組みがあらわれているのではないかというふうに思います。

小中一貫校教育には学習の効率という側面もありますが、小学校、中学校の垣根を越えた世代間の接点が生まれることも重要な効果の一つではないでしょうか。新しいことに取り組むには必ずメリット、デメリットがありますが、先進地の事例等をしっかり研究しながら美作市の子どもたちにとってよりよい教育環境で学習ができるよう取り組んでいただきたいと思いますので、切にこのことを要望して、質問を終わらせていただきます。

以上で2項目についての質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番4番、議席番号12番鈴木悦子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番5番、議席番号16番日笠一成議員の発言を許可いたします。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、16番日笠が質問を始めさせていただきます。

私は今回2項目質問を出させていただいております。1項目めは都市公園構想について、2項目については、地方創生事業についてでございます。

まず、項目1、都市公園構想について、質問の要旨については、都市公園構想に基づく地域活性化対策についてでございます。里山環境の均衡を図るため都市公園エリアの山を公園整備する案は荒廃しかけている大切な資産の保全、有効活用に役立ち、市内外の方々に美作市をアピールでき、誘客にも市内外の利活用者の健康増進につながるなどで、市内の活性化に役立つと理解しております。しかし、事業執行には幾多ものクリアしなければならないことがあると思いますので、現状での質問についてお尋ねします。

まず、財政関連からの質問ですが、事業費の財源は主に過疎債を充当するとのことですが、この負債費は対象事業費の70%を交付税で補填していただける過疎地域の人口には有効な制度ですが、事業内容をよく精査しなければ起債対象外利用が〔聴取不能〕となって、起債はこの関係からほかの緊急度の高い事業を圧縮

しないか、また将来負担の観点から実質公債費比率は平成26年度会計は決算審査中なので比較できませんが、平成24年度は16.2%、平成25年度は15.8%と0.4%改善されておりますが、楽観視する数字ではないと思いますので、最少の経費で最大の効果が上がる工夫を必要なので、基本的なお考えをお知らせください。

2としては計画地域の同意状況についてですが、計画区域住民の方から〔聴取不能〕がある中で納得できない部分などがあるので同意できないとお話を多々お聞きします。実施予定地域、区域の年次計画と同意状況をお知らせください。

3として、事業計画と実施のプロセスについてですが、実施区域の設定と年次実施計画についての基本的なお考えについてです。それから、実施区域の選定方法については、机上の案に基づいて区域を選定してから地域住民、地権者等の承諾、同意を求めるのか、地元エリア等の同意書を添付しての要望に応じるかだけで公園としての適地か否かの判断で決定するのか、選定の方法をお知らせください。

4として、施設の利活用と施設の維持管理のランニングコストについてでございます。施設整備をして数年は物珍しさもあり多くの人に利活用されるとは思いますが、人口減、利用者の高齢化により利用者が減ると予測されますが、将来を見据えた施設の規模、内容等について基本的なお考えをお知らせください。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

日笠議員の御質問、都市公園構想についての御質問のうち、財政関連からの御質問についてでございます。

平成27年度の都市公園整備事業の予算は事業費1億9,800万円のうち、起債対象事業費を1億9,000万円と見込みまして、全額過疎対策事業債を充当することとしております。一般会計の当初予算では幼児園整備事業、道路整備事業、農業基盤整備事業など、多くの事業に過疎対策事業債を充当することとしておりますが、過疎対策事業債には国の地方債計画によりまして発行額に制限がございます。全額発行できるとは限りません。全額発行できるかどうかは3月までわからないところでございますが、全額発行できない場合には入札による事業費の減などで調整をすることとなります。会計決算審査をまだいただいていない状況ではございますが、平成26年度決算におけます実質公債費比率は15.0%でございまして、前年度に比べ0.8ポイントの改善となる見込みでございます。しかし、地方交付税の合併特例加算措置の段階的縮減を控えまして、財政指標の悪化が危惧されるところでございまして、国県補助金を初め、あらゆる歳入の確保に向けまして最大限の力を傾注するのはもちろんのこと、さらなるコスト意識を持ちまして最少の経費で最大の効果を上げることを基本として限られた財源の中でより効果的な事業を選択しながら、また将来の負担にも配慮しながら重点課題の推進に取り組まなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

失礼いたします。

私のほうからは事業実施にかかわることの説明をさせていただきます。

まず、計画地の同意状況、実施区域の年次計画でございます。昨年8月に事業構想の説明会を関係地域において開催をいたしまして、頂戴いたしました意見を踏まえながら現地確認をし、基本計画を作成してまい

りました。これまでの計画作業と契約内容や関係土地との精査に時間を要したことで、地域の皆様方への説明もおこなっているために関係者の皆様に不安を抱かせる結果となり、反省をしているところでございます。

現在基本計画の説明と貸借契約について地域別の説明会を開催の予定をしているところでございます。実施予定地域の年次計画についてでございますけれども、今年度は主要となるアクセス道路、農林道3線の継続工事と、林野城跡を中心とした林野、栄町、朽木からのアクセス道を予定をしております。来年度以降は改良済みとなる檜原下、北原のアクセス道路3線を利用して、尾根を走る縦走ルート、展望広場などの整備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、実施区域の選定方法であります。城山公園の場合は都市計画区域内の中心に位置し、周囲を市街地に囲まれた一団の里山であることで、多方面からの利用が可能で、多くの市民が里山の恵みを楽しむエリアとして市が図面上で区域を設定し、必要な調査、計画を行った上で関係者の協力を得る形で進めております。

次に、将来の利活用を見据えた施設規模、内容とランニングコストでございます。施設整備におきましては借地公園でありますので、30年の貸借期間を考慮した施設の設置、また返却時の原状復旧が負担にならない施設整備を基本とするとともに、重要な部分は後の頻繁な修繕サイクルにならないように起債事業により耐久性のある施工を行うなど、イニシャルコストとランニングコストのバランスを考慮した施設整備に努めたいというふうに思っております。

次に、整備後の利活用についてでございます。観光、レクリエーションの誘客のためにはハイキングや散策だけでなく、例えば里山を利用した木工体験や林業体験等の体験型プログラムを観光事業者や地元の方々と協議しながら具体化ができればというふうに思っています。

なお、これらのソフト事業や間伐等の手入れの拡大は将来の交付税等の収入バランスも考慮しながら充実を図っていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

財政上の課題については、過疎債は我が市の重要な財源であります。発行額については、国の地方債計画によるとのことです。したがって、重点施策事業順に重点案分配布充当されるはずですが、その際は市民の意向、思いなど、住民目線での当事業の立ち位置を見きわめ、市民の福祉の増進を最優先と位置づけ、財政規範を守り、健全財政運営に努めていただきたい。

実質公債費比率は前年度に引き続き0.8ポイントに改善している見込みとのことですが、厳しい財政運営の最中によく頑張ってくださいと評価させていただきます。これからも地方交付税の合併特例加算措置の段階的縮減を控えております。このような事態にも対応できるような財政運営をしていただくことを期待して、1の財政関連からの質問は終わります。

2として、計画地域の同意状況については、実施予定区域の確定、地権者の確認等に時間を要したため住民、地権者等への説明がおこなわれているとのことですが、何事も最初が大切なので、地域住民、地権者などの質問、要望に対応できる準備を十分して、説明会等に臨み、承諾、理解を得てから事業に着手、実施してください。

3として、事業計画と実施のプロセスについてですが、公園として整備する計画エリアの設定は、一つには行政主導で行う、また地域住民からの要望で適地は整備する、〔聴取不能〕のいずれかの方法で決定することです。いずれの区域とも実施には多くの困難は伴うと思いますが、行政主導で行うエリアは特に地

域住民、地権者に理解していただくように努めてください。

4として、施設の利活用と施設の維持管理のランニングコストについては、一つは、施設の利活用について、施設所在地の住民を初め、美作市民、訪れてきてくださった皆様に、よい公園ができてよかった、来てよかった、また来たいと言っていたいただけるようなみんなに愛され、安心・安全で楽しめる施設に仕上げたい。

2回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

議員御指摘のとおり公園の早期の開園を望む声も聞いている中で、地元関係者の方々への説明がおくれていることを十分に反省し、今後地元住民の方々、地権者の皆様と早急に十分に協議を重ね、要望等をお聞きしながら地域に根差した公園となるよう進めてまいりたいというふうに思っております。

また、施設等につきましては、安全であることは当然のことながら、イニシャルコスト、ランニングコストの低減に努めるとともに、市民、地元の方々はもとより、観光の誘客に寄与し、雇用の拡大につなげて地域の大きな魅力、活力の源となるような公園に仕上げていきたいというふうに思っておりますので、今後とも御支援のほどよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

担当部のほうからは都市公園についての話は承りました。市のトップとしての市長にいま一度都市公園整備の意義、思い等を述べていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

日笠議員の御質問、特に再質問につきましては、大変ポイントを突いた御指摘いただきまして、ありがとうございました。まず心からお礼を申し上げます。

私から何点か申し上げますけれども、1つは、日笠議員も含めて、早うしたらどうだと、こういう声がある、私もその一人ではあるんですけども、これについては真野部長を初めとする担当は一生懸命やっております。そのことをまずお話をしておきたいと思うんです。私も去年の当初の計画をつくったときに、ある程度スピード感があって、その計画自身はね、いいと思ってたんですが、そのときの計画のつくり方というのは、例えば岡山市でやったやつと同じような流れだったわけですね。ところが、岡山市と違うことは、これ私もちょっと反省をしてるんですけども、岡山市の場合は都市公園を担当する課が2つあるんですよ。30人ずつぐらいの課が2つあるんですよ。公園の計画や整備をするところと維持管理をするところがもう分かれてるわけですよ。それに加えて公園協会ちゅうのがあって、岡山市の場合には西川緑道公園をやるころから公園というのがいかに都市道、健康づくりとか、魅力をアップするので重要かということに気がついて岡崎市長のあたりから本当に一生懸命やってきたもんですから、都市公園についてのノウハウがあったんですね。それを我々が今度は財政面の観点から、当時の財政部局と相談して、ふやせるところはもっとふやしていこうと、あるいは民地公園も可能じゃないかと、あるいは国有地公園も市でやれるじゃないかというようなことでやったわけでございますけれども、そのときに当然でございますけれども、公園整備担

当者の方々は都市公園についての勉強はもうとっくの昔に済んでるわけですね。その計画の仕方全部手元にある。それをうちの場合は非常に少ない担当者の中で一生懸命に練り上げていった、そこにある程度の時間がかかり、そしてこの課題が全市的にある程度の注目を浴びる中で、議員もおっしゃったように失敗許されないということがだんだん明確になってくると、そういうことの中で経験不足、これもしょうがないんでね、それを一生懸命頑張っているじょうに多少の時間がたったものだというふうには見ておまして、ぜひそのように萩原が言ってたよとお広めをいただきたいと思っておりますが、もうここに至ってはさっさとやらなければなりません。今後は恐らく準備ができてますんで、実は交付税につきましては整備より先にもらうこともできるんですね、計画がはっきりすれば。だから、追い越して行ってほしいなど、民地承諾をどんどんとって行って、先にお金が入ってくるような形にぜひしてほしいと私は心から願っております。

ところで、これにつきましては、私はいろんな思いがあるわけでありまして、一つは、選挙のときにも申し上げましたが、美作市が持っているさまざまな資産を十分に活用しないと、この町はやってけないと、その最高の実例だと思っております。午前中の御質問にもありましたように、これは私どもは交付税で何とか生計を立てているわけでありまして。交付税の算定根拠がいろいろありますけれども、都市公園も入っている。であれば、都市公園を最大限、つまり都市計画区域の中へできるだけたくさんとっていくことは当市の財源安定に寄与するはずであったにもかかわらず、過去一切その点についての配慮がなかったことは、資産を目の前にしてこれを有効活用しなかったという最大のポイントではないか、それが行政刷新の大きな大きな出発点なんですね。あるものはちゃんといただいたらいいんです。正々堂々でできることはしたい。そして、そこから我々の生活、建設事業、都市公園整備について必要なお金を頂戴してくる。どこに出しても恥ずかしくない作業をなぜ我々はしないのか、それを私は選挙で問うたときに公約に掲げて、市民の方々の支援を頂戴をしたということでございますが、同じようなところが、例えば、これちょっと小さいわけでございますけれども、尾高議員の御質問にもありましたけれども、いわゆる国勢調査も、これは非常に重要な、頂戴できるお金を頂戴する最大の場合なんですね。そして、全ての方が漏れなく調査票に記入していただくとともに、全ての方々が、例えば林業であるにもかかわらず、ちょっと年をお召しだからというんで無職と書くんじゃないで、きちっと林業と書いていただくことで大きな大きな税収の差がなってくる。こういうところは市民の皆さんと協力して、市民、あるいはこの町が持っている税収、交付税収を上げることができる分野については、これを放置するのはもったいないと思うわけでありまして、それがこの問題のもと根本であります。そして、さらなる上はというか、そして重要なことは、使うときになるべく小さなお金で大きな効果が生まれるようにしていかなければいけません。そして、その大きな効果としては、私はこの林野地域や朽木や、あるいは栄町の方々ともたまにお話をする機会があるわけでございますけれども、一つ重要なことは、かつてはこの山は里山として管理をされていた。林野高等女学校の子生徒の方々が毎日ぐらい山へ登って運動をしてきたというぐらいの里山整備ができていて、そして遺跡があり、遺跡も古い遺跡もあります、古墳もあるそうですが、これは〔聴取不能〕という古墳がありますね、それから当然林野城址があつて、さまざまな歴史の言い伝えがある。そして藤森という神社がある。幾つかの寺があるってなことの中で、結構なこれは文化の遺産があるわけですが、それが山が茂るとともに忘れられ、放置されていくということは、これは文化面でも自然面でもまことにもったいないんで、もとに戻す、あるいは継承したものを未来につなげる義務が本当はあるのではないかと私は思うわけでありまして。これが1点目です。

それから、今や、そういったあるべき姿を保持する努力、その成果は都市の魅力を増します。これは議員もおっしゃったとおりで、例えば、朝来市の竹田城なんてのはその典型筆頭になっているわけでありまして、竹田城も我が林野城も同じような立地で、天空の城と言っておりますが、あれは天空じゃなくて、朝霧の雲

の上の城という意味でございますから、そういう意味で全く同じであります。そういうものとしての魅力が次第に出てくる。そして、我々としては余りハードの施設でもって人を呼ぶというよりもコンスタントに人が訪れたいかなるようにしたいんですね。例えば岡山市の公園で言うと、西川緑道公園、物すごい人が来ます。だけど、別に意識をしないでも、ああ、ここが、ちょっとお弁当食べるときに休みたいなというところ、ただあんなに平べったくない。じゃあ、どんなのがあるかといったら、操山の公園、これは護国神社から入った山が全体が公園なんですけども、あれはツバキのトンネルみたいなのがあって、本当に何万人とは言いません、しかし毎日30人から50人は登ってます。これが1年間通じますと、毎日30人行けば1万人ぐらいの人が操山には必ず登ってるんですね。それからさらに言うと、百間川の公園、これは国有地の上にあるんですけども、これはもう毎週毎週必ず子どもが来、野球をし、バレーをし、あるいはバスケットをし、ラジコンで走り、あるいはジョギングをする、もう市民の健康づくりとして、ここ何万人来てますかね、別に調べる必要もないんですけども、これはもう何の問題もない。だから、できたら市民の方々の日常の健康活動に使えるようなものになってほしいなと心から願っている次第であります。

そして、最後残ってることで申し上げますと、2つございます。それは一つは、この地域にも鳥獣害被害が発生しておりまして、鹿さんが結構いらっしゃるわけでございますけれども、できたら山整備しますので、お住みづらくなると思いますから、佐用のほうにお戻りをいただきたいという意味での鳥獣害被害の面での効果。それからもう一個は、これは重要なことなんですけど、いろんなところに例えば砂防の堰堤がございます、この地域も。これがもうほとんど埋まっちゃってるんですね。住民の方々からは強い要望があって、ちょっと石が出て流れてくるんで何とかしてくれえという話があるが、今のところ対応する予算がないんです。ところが、これ公園区域の中に入っちゃいますと、当然ですけど対応できる予算がついてくるわけですね、公園区域内の整備という形で。そんなことも含めて、実はこの地域だけじゃなくて、できれば全市民的にしっかりと交付税が入ってくる段階になれば、砂防堰堤であれ、あるいは道の視野を塞ぐ木の伐採であるとか、いろんな面で活用できる資源としていきたいなと、こんなふうにいる次第で、いずれにしても私たちは国から許された制度をきちっと活用することによって財政的に取れるものは取っていく、そしてこれを市民の幸せのために使っていく、その最大の試金石が今件であることを改めて申し上げて、答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

市長の当事業に対する熱い思いが伝わってきました。先日言いましたとおり皆さんに愛され、安心・安全で楽しめる施設に仕上げてください、美作市が誇れる資産ができて上がることを期待して、この項の質問は終わります。

議長（山本 雅彦君）

日笠議員、2項目めは休憩の後お願いします。

ただいまより10分間休憩いたします。

午後2時57分 休憩

午後3時07分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日笠一成議員の一般質問を続けます。

2項目めからお願いします。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）〔質問席〕

それでは、2項目め、地方創生事業について、質問の要旨は、地域活性化対策事業についてでございます。

農地は米や野菜、果物などの生産の場としてだけではなく、豊かな環境や文化を育むなど、さまざまな恵みをもたらしてくれる。農業を取り巻く環境が変化中、どう農地を守り、生かすかを考える岡山県農地中間管理事業推進シンポジウム、農地をもっと生かそうが開かれております。その中で伊原木岡山県知事は岡山県は晴れの国おかやま生き活きプランに基づき生産、農林水産物のブランド確立を目指すとともに、力強い担い手を育成し、もうかる産業としての農林水産業の実現を進めているとお話をされております。地域の特性、特色を生かした地域の活性化が必要と思います。ある自治体が一村一品運動を展開して、地域集落の活性化に役立っていると聞きしております。水稻の転作作物はある作物が収益性が高いと話題になると、一斉に栽培する傾向にあります。それはそれで産地化を進めるには買い取り業者等に対して十分に応えられる数量の確保ができるし、販売地の単価向上が有利になるなど、メリットがある反面、過剰生産となり、販売単価の値崩れに落ち込みやすい欠点があると思います。そうした特性を勘案しながら農地の集約化と有効活用を図っていただきたい。農地の集約化による大型農業経営についてのお考えについてはまたの機会にお聞かせいただきます。今回は地域の特性、特色を生かした伝承野菜を意識した野菜栽培をすることにより地域の活性化対策につながるかと期待をして、質問します。

まず、日指ごぼう、次に万善カブラですが、どちらも大変な人気商品とのこと。2品目ともに適地適作栽培が必要で、日指、万善でそれぞれ栽培されたものが最高と言われております。どちらも道の駅、彩菜茶屋美作店、箕面店ともに人気商品と聞きしておりますし、地域の方々にも好かれております。需要も安定してきていると思いますが、栽培技術伝承者不足、用地の連作障害対策による新規用地の確保問題、その他課題が山積しており、せっかくの伝承野菜も栽培がこのままでは衰退する心配がありますので、伝承する対策が必要と思いますが、いかがでしょうか。市内には幾多の特産物がありますが、今回は旧作東町の区域に絞っての質問とさせていただきます。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、日指ごぼうと万善カブラ、この件につきまして御答弁を申し上げます。

まず、日指ごぼうでございますけれども、足守ゴボウ、宇戸川ゴボウなどと並びまして岡山の伝統野菜12品目にも選ばれておまして、やわらかくて甘いのが特徴で、煮物、きんぴら、かき揚げなどいろいろな料理に使われており、特に正月の煮染めなどで重宝をされておまして、御指摘のとおり彩菜みまさかでも人気商品の一つとなっております。また、万善カブラも日指ごぼうと同様に岡山の伝統野菜に選ばれておまして、酢漬けや浅漬けにして食べると、歯応えがよくきめ細やかで滑らかな感触が好評でございます。特にこの日指ごぼうにつきましてでございますけれども、この秋でございますが、大手旅行会社によりまして募集ツアーが企画をされているというふうな情報が入ってきております。このカブラでございますけれども、日本書紀で天皇が栽培を推奨したとの記述もあるなど、日本の野菜では最も栽培の歴史が古いものの一つであり

まして、中でも万善カブラはその原種の形を受け継いでいると言われている貴重な野菜でございます。目指ごぼうと万善カブラは作東地域においては先人たちが苦難を乗り越えて守り、継承されてこられた美作市にとりまして貴重な財産でありまして、次世代にも引き継いでいただくことが私たちに課せられた責務であるというふうに考えております。現在目指ごぼうは4件の農家が約60アールの農地で栽培をされておりまして、また万善カブラにつきましては5戸の農家によりまして約10アール程度栽培されているようでございますが、これらは栽培に適した地域が特定をされるために他の地域では大規模に栽培することが難しいというふうな状況になっております。しかし、自然がつくる環境に適した地域のみで栽培が可能な作物であるからこそ、他の作物との差別化を図り、ローカルブランドとしての価値をつけ加えることで生産農家の安定した収入も見込めるのではないのでしょうか。市といたしましても、農作物栄養成分分析などの事業を効果的に活用いたしまして、ブランド品としての価値を高めるために力を注いでおりまして、栄養素が高く、新鮮で安心・安全性をしっかりとアピールしつつ、美作市が誇る伝統野菜の販売促進を支援し、農家の生産意欲が湧く環境づくりを進めて、農業振興と地域活性化にもつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

まず、目指ごぼうですが、栽培者にお聞きしたお話を要約すれば、次のとおりでした。まず1つ、生産出荷したものは完売できる。それから、栽培上の課題は連作障害があるので、作付した畑は次に栽培できる期間は5年以上必要とのことであり、例えば20アールで栽培するとすれば、1ヘクタールの畑を確保し、その間草刈り等の管理が必要である。また、手間暇がかかる割には収益性が特に高い作物ではない。それから、農業後継者の問題があり、耕作面積の拡大など、規模拡大はちゅうちょしているとのことでした。

次に、万善カブラですが、栽培上の課題は、無農薬、減農薬栽培には特に害虫対策に苦慮している。また、個性の強い作物なので、よりおいしくいただいてもらえるように工夫する必要があるとのことでした。これらの諸問題をクリアするには、前述されましたとおり他の作物との差別化を図り、ローカルブランドとしての価値をつけ加えれば、生産農家の安定した収入が見込まれます。そのためには農作物栄養成分分析事業を効果的に活用するとの部長のお話ですし、レシピ、料理などのつくり方を作成するなどにより、生産販売促進に役立ち、地域活性化の一助になると思います。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいので、いま一度強い意思表示をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、目指ごぼうの件でございますけれども、販売につきましては特産館みまさかに昨年の取扱状況をお尋ねしましたところ、売上額も350万円ということで大変好評でございまして、特産館みまさかといたしましてもブランド品としての位置づけで生産者の育成にも取り組んでいるというふうに伺っております。また、市長の指示を受けまして昨年実施いたしました栄養成分分析でございまして、目指ごぼうには標準的なゴボウの約6倍の鉄分が含まれているとの効果が出ておりまして、今後はこの分析結果を最大限に活用するためにインターネットでありますとかメディア、店頭などへ積極的に情報発信を行いまして、リピーターとして訪れる消費者や健康志向が強い消費者をターゲットに美作産野菜の魅力を認識をしていただく戦略とと

もに、生産者はもとより特産館みまさかと連携し、ブランドの定着を目指していきたいというふうに思っております。議員の御指摘のとおりゴボウはエンドウや里芋と同様に連作障害が起こる農作物の一つでございます。1回目の答弁でも申し上げましたが、宇戸川ゴボウは井原市の宇戸川地区と明治地区で栽培をされてるようございまして、連作障害を避けるために輪作作物としてジャガイモや里芋、白菜等が栽培をされてるようございまして、特にジャガイモはゴボウとともに人気のある特産物になりつつあるというふうになっております。目指ごぼうにおきましても土壌や気候に適した輪作作物の普及が早急に解決すべき課題であるというふうに思っておりますので、このあたりもこれから研究をしていかなければならないというふうに思っております。

また、万善カブラにつきましては個性の強い作物とのことでありますので、今年度はぜひ栄養成分分析を行いまして、万善カブラが持っている栄養数値を明らかにし、消費者の購入意欲を高める一助につなげたいというふうに考えております。最近ではたくわんや梅干しがおやつ感覚で販売をされております。この万善カブラも6次産業化も視野に入れまして、何か一工夫すれば所得向上も見込め、農村が抱えてる後継者不足、あるいは雇用問題の解決につながる可能性も秘めていると考えておりまして、今後の美作市が目指すべき農業は農作物の付加価値を高めること、それはブランド品を目指すことだと思っておりますので、まさに議員が奨励されております万善カブラと目指ごぼうは美作市の農業推進における戦略になるというふうに考えております。

国が進めております地方創生におきまして今地方にある物を磨き、輝かせることが第一歩であると考えれば、JA勝英、特産館みまさか、農業普及センター等々の連携を図りまして、生産、販売など、それぞれの専門分野から生産農家への支援を行い、伝統野菜の伝承と普及に努めるべき時期に来ているというふうに考えております。当然美作市が取り組む美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の主要な事業といたしまして農作物のブランド化の推進を進める上で農作物栄養分析事業を今後行うということを明記しているということを申し上げまして、2回目の答弁といたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

3回目ですが、総括とさせていただきます。

最初は小さなともしびであっても収益が上がれば生産意欲が湧き、産地化が進めば地域の活性化につながることを期待できますので、ぜひ前向きに取り組んでいただきますことを期待をして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番5番、議席番号16番日笠一成議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番6番、議席番号7番萬代師一議員の発言を許可いたします。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。私は本定例会におきましては3項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、1項目めでございます。

地域防災についてでございます。防災週間でございます先日の9月5日に英田多目的グラウンドにおきま

して美作市総合防災訓練が多くの関係機関が参加し、また熱心な見学者も多く、盛会に実施がされました。各実施機関の連携した訓練を拝見いたしまして、非常時こそ情報の共有、そして的確な指示の重要性を再認識したところでございます。そして、自主防災会を初めとする参加団体の防災力が大いに向上した訓練であったと考えております。そうした中におきまして、同時に開催されました英田小学校4年生、5年生、6年生児童の防災キャンプでは非常食の食事、土のうのつくり方などの防災訓練への参加、またかたい床での就寝など、2日間にわたって大変貴重な体験ができたのではないかと考えております。そして、児童たちに開校式での市長の挨拶で、参加してくれてありがとう、君たちは次の世代のリーダーだという言葉聞き、さらに子どもたちは有意義なキャンプとなったものと考えております。

さて、大きな災害になればなるほど、災害発生時にはみずからの安全はみずから守るという自助と、自分の地域は自分たちで守るという共助が重要になると言われております。ことしも既に11号、15号に見舞われていますが、これからが台風シーズン本番となります。台風を初めとする自然災害の被害を少なくするためには平時からの防災意識が大事である、これまでも避難場所等について多くの議員が質問を行っておりますが、通告しておりますとおりに地域防災について質問をさせていただきます。

自主防災会活動支援事業補助金交付要綱が本年3月31日付で告示第40号として全部改正がなされました。組織の育成強化及び防災活動の推進が大いに図られるものと期待をしております。特に備蓄整備事業、防災マップ事業、防災訓練活動事業に係る経費を新たに補助対象としております。自助、共助を推進する市の取り組みがよく理解できるものでございます。

そこでまず、自主防災会の組織の現状と今後の組織化を推進する取り組みを1点目といたしましてお尋ねをいたします。

次に、避難所のうち指定の緊急避難場所268カ所の運営は自治会、もしくは自治防災組織で行うと地域防災計画に定められていますが、新たに活動支援事業補助金交付要綱で補助対象となった備蓄整備事業の実施状況と、今後の取り組みにつきまして、2点目としてお尋ねをいたします。

次に、地域防災計画では備蓄品は本庁及び各総合支所において保管するとされております。また、指定避難場所43カ所の運営は原則市が行うと定められております。近年は過去の災害を教訓として特に昨年8月20日に広島市北部を襲った大規模な土砂災害以降は大雨洪水警報の発令に続きまして、土砂災害警戒情報が発令をされております。また、記録的短時間大雨情報の発令も最近耳にするようになりました。こうした異常気象のときには急峻な谷間に点在し、生活道が寸断される危険性の多い集落が多い美作市ではそれぞれの指定避難場所において非常食を備蓄すべきではないでしょうか。3点目としてお尋ねをいたします。

次に、炊き出し予定箇所となっております給食センター4施設におきましても、給食センターを民間に委託するについての説明の中で、2施設は民間委託をするが、2施設は現状のとおり市直営で運営を行い、災害時等緊急時に迅速に炊き出し等ができる体制をとるとの説明がございました。設備、スタッフがそろっていても食材がなければ迅速な対応はできません。食料品等を備蓄すべきではないでしょうか。4点目のお尋ねといたします。

以上、1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

まず、先般防災訓練、議員各位におかれましては多くの御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

した。また、炊き出し訓練等ででき上がりましたおにぎり、試食訓練大変おいしかったでしょうか、どうでしたか、また御感想を聞かせていただけたら助かります。

それでは、萬代議員の地域防災についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、自主防災会組織の現状と今後の取り組みについてということでお答えさせていただきます。

組織の現状についてでございますが、8月31日現在で自主防災会組織数は126団体でございます。美作市の自治会数は214ございますが、このうち150の自治会が自主防災組織を結成しており、約70%の結成率となっております。

次に、今後の組織化の推進についてでございますが、未結成である65の自治会がございまして、自主防災会の目的、防災対策の必要性を啓発する防災講話等の開催を積極的に行うなど、地域へ出向いていきまして、214の自治会が、全てが自主防災組織を結成していただけますよう推進してまいりたいと考えます。

次に、本年3月31日に制定いたしました美作市自主防災会活動支援事業補助金交付要綱の備蓄品整備事業についてでございますが、現時点で事業申請をいたしました団体はありませんが、問い合わせについては数件ありましたので、今後交付申請が出されるものと思われまゝ。さらに、各地域、地区に出向いて、本事業の啓発に取り組んでまいりたいというように思います。

次に、市が直接運営管理いたします指定避難所への備蓄についてでございますが、議員御指摘のとおり有事の際に迅速な対応をするためにも避難所内へ備蓄することが望ましいと思われまゝ。今年度より平常時から管理人等常駐している避難所から備蓄を進めております。また、支所と併設するような避難所については支所にて備蓄しておりますので、迅速な対応が可能かと思われまゝ。今後においても管理上の適切な保管ができる施設においては逐次備蓄していきたく考えております。

次に、炊き出し予定箇所になっている給食センターへ食料品等の備蓄をすべきではないかということについてでございますが、大規模な災害が発生し、多くの避難生活者がある場合には大量の食料を迅速かつ的確に供給することが大切であります。しかし、平常時から備蓄するには保管する場所や設備を要するとともに、長期保存できる食材が必要でありますので、必要な食品の確保、供給できるよう食品関係団体との連携、協力体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

今萬代議員からお尋ねの備蓄食料等の中で、給食センター等への備蓄食料及び炊き出しについての部分にお答えをさせていただきます。

まず、4センターございます給食センターにおける緊急時の炊き出しにつきましては、現在9月から民間委託をしております2センターにつきましては、委託業者と協議をいたしまして、人の命にかかわる重大事態でもあり、残り直営の2センター合わせまして、全ての給食センターでの協力を可能となっております。

また、センターへの食料等の備蓄につきましては、これは緊急なものには限らせていただきますが、スペースを確保できるように努めたいと思っております。いずれにしても地域防災ということに関しましては、先日の総合防災訓練のときに子どもたちの防災キャンプもありましたが、そうしただけでなく、日ごろの防災学習など教育の面からも協力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

2回目の質問をさせていただきます。

自主防災会につきましては、自治会を単位として150団体、率にして70%の結成率と、その自主防災会の組織数については126組織との答弁でございましたが、美作市の地域防災計画によりますと、これは平成27年1月1日の数字としてでございますが、勝田地域では9組織、大原地域では29組織、東栗倉地域では7組織、美作地域では35組織、作東地域においては30組織、英田地域においては12組織、合計で122ということで、最近までに4組織がふえたんだなというふうに理解をさせていただきました。そこで、各地域ごとの結成率でお答えいただけるのか、組織率でお答えいただけるかわかりませんが、それを各地域ごとの内容についてまずお尋ねをいたします。そして、自主防災会の組織の向上、このようにお尋ねするのは、災害対策基本法の改正によりまして平成27年4月からは災害時の避難に支援が必要な方の名簿作成というものが義務づけをされました。先日も紙面で本年4月1日の調査結果ということで掲載をされておりました。岡山県では40.7%と全国平均の52.2%を下回った結果でありました。避難支援者名簿の作成、そしてその後続くであろう避難行動計画は行政主導ではできるものではございません。地域の地形、そして住民の方々の生活体系を熟知した地域の皆さんの知識と豊富な経験によって作成されるものと考えてところでございます。美作市の避難支援者名簿と避難行動計画の作成の現状についてお尋ねをいたします。

次に、備蓄品事業につきましては、現在のところは申請がなく、事業の啓発に取り組んでいくとの答弁でしたが、この一般質問も事業啓発の一助になればの思いであります。地元自治会等が運営をする指定の緊急避難場所268カ所へ備蓄品を整備する事業は自主防災会の育成強化をより一層推進が図れるものでございます。当初分の備蓄品を給付するお考えがないか、お尋ねをいたします。

次に、市が運営をする指定の避難場所43施設への備蓄品配布については、管理上の適切な管理ができる施設には逐次備蓄をしていきたいとの答弁で、既に管理人等が常駐しているところについては既に備蓄が進んでおるとの御答弁でございましたが、管理人が常駐しない施設においても保管庫、例えばですけども、ロッカーを配備して、備蓄の適正な保管を確保して、それぞれ43施設全てにおいて緊急に配備ができないものかをお尋ねをいたします。

次に、給食センターへの備蓄については、食品関係団体との連携、協力体制を図るとの答弁でございましたけれども、先日の総合防災訓練のときにも民間の事業者が2社の車が見えましたがけれども、その具体的な取り組みの現状をお尋ねをいたします。

2回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）〔登壇〕

失礼いたします。

萬代議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず、自主防災会の地域ごとの結成率についてお答えいたします。最初に勝田地域でございますが、自治会数が20ございますが、そのうち9地区で結成されており、結成率は45%となっております。次に、大原地区では自治会数が23で、全ての地区で結成されております。次に、東栗倉地域では自治会数7で、そのうち6地区で結成されており、結成率は86%となります。次に、美作地区であります、自治会数84で、そのう

ち50地区で結成されており、結成率は60%となります。作東地域でございますが、自治会数57で、そのうち40地区で結成されており、結成率は70%となります。最後に英田地域ですが、自治会数23地区で、そのうち22地区で結成されており、結成率は96%となります。

次に、率の低い地域の要因ということですが、率の向上への取り組みについてということでございますが、この要因といたしましては、やはり高齢化、またリーダーが不足するというような考えが考えられます。こうした低い地域の取り組みとしては地域住民への強制的なものではなく、自発的に参加することが大切であり、無理せず継続的に参加できることが重要であります。自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感の啓発に努めるとともに、自主防災会の必要性を啓発してまいりたいと思います。

次に、避難支援者名簿や避難行動計画の作成についてですが、避難行動要支援者名簿の作成については、市が定めました避難行動要支援者の対象範囲の方を市が抽出いたしまして、その対象者の方に支援を希望するか、個人情報の提供に同意するかという調査票を市が直接送付いたしまして、同意すると回答のあった方を避難行動要支援者名簿へ掲載いたします。市で抽出した対象者は約1,000人でありまして、そのうち同意された方は約400人ございました。

なお、不同意の方や返信のなかった方が約600人おられますが、この方たちへ避難への避難支援についてですが、災害対策法第49条の11の第3項により、災害が発生し、または災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者の生命または身体を保護するため必要があると判断した場合は、同意の有無にかかわらず安否確認や避難支援に活用するため名簿情報を避難支援関係者などに提供することができるとされております。

なお、避難行動要支援者の名簿の作成は完了しておりますので、避難支援関係者である警察、また消防などへの機関への名簿の提供準備はできておるということでございます。

次に、避難行動計画の作成についてですが、この計画書は要支援者名簿へ掲載された方が誰が避難支援をするかといった避難支援者や避難先、緊急連絡先等を記載して、迅速かつ適切に避難が実施するために個別の支援計画書を作成いたします。この計画書の作成は各自主防災会や自治会へお願いいたしまして、現在作成中でございます。対象自治会の地区数といたしましては、133地区のうち97地区で作成済みでありまして、約70%の整備状況でございます。

次に、自主防災会育成強化策として当初分の備蓄品の給付についてということでございますが、市が現在備蓄しております非常食には消費期限がございます。消費期限が迫っているものを各地区へ出向いた際には非常食のつくり方や試食体験など有効活用しておりますが、自主防災会を設立した場合には炊き出し訓練時などに活用していただくよう幾らか提供させていただきたいというように思います。

次に、指定避難所への備蓄品配備についてですが、適切な管理が可能な避難所については逐次配備してまいります。管理が不十分な状況にある避難所においても鍵の開閉可能な空きロッカーなど活用いたしまして、今後計画的に配備していきたいと考えています。

次に、食品関係団体との連携、協力体制を図る具体的な取り組みについてお答えいたします。

災害時における物資供給に関する協定をNPO法人コメリ災害対策センターと生活協同組合おかやまコープとの2団体と締結しておりますが、連携協力体制を図るための取り組みといたしましては先般9月5日実施いたしました総合防災訓練に参加いただきましたが、防災訓練等、啓発事業への参加、協力や生活物資に関する情報共有を行ってまいりたいというように考えます。

以上で2回目の答弁でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

答弁を一通りいただきました。自主防災組織につきましては、それぞれの要因も分析はされておりますけれども、それぞれの地区によって結成率が大きく異なっておるという現状でございます。組織率が低いところにつきましては、地元からの要請でなく、行政のほうから出向いていかれまして、答弁の中でも申されとるとおり自主防災組織の必要性というものをさらに訴えていただきたいと思います。

避難支援の名簿については、全てを完了しておるということで、岡山県の先ほど申しました40.7%から見ても非常に先行しているなというふうに理解をさせていただきました。

また、避難行動計画につきましても、70%が整備済みの状況ということでございます。いかにいたしましても、平時の防災意識、防災教育こそが減災につながるものでありまして、その中心の役割を担っていただくのは先ほどから申しております自主防災会だろうと考えております。防災力が向上するようにさらなる、これは公助になると思っておりますけれども、お願いをいたしまして、この項の質問は終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて2項目めに入ってください。

7番（萬代 師一君）

次に、移ります。2項目めでございます。

安全・安心なまちづくりについてでございます。岡山県では防災に有効な設備といたしまして防災カメラの活用を平成26年度から28年度までの3カ年間補助制度を設けて設置の推進を行っております。美作市におきましても、園、学校へ平成26年度に37台の設置が行われ、そのうち正門付近から一般道路部分を撮影範囲としている11台が県の補助要件を満たした補助事業として実施をされました。防犯カメラの設置による効果をどのように捉えておられるのか、お尋ねをいたします。

次に、県のくらし安全安心課によりますと、平成26年度の実績といたしまして、県の補助事業として348台が設置されております。その内訳といたしましては、自治体が設置したのが13市9町1村で278台、そのうち教育委員会が設置したのは7市1町の131台、このうちに美作市11台が含まれております。また、町内会等が設置したのが4市で、31町内会が70台との内訳でございました。本年度の補助申請の状況といたしましてですが、27年度でございますが、7月末現在でも20市町村から既に107台が受け付け済みとのことでございました。すなわち補助対象となる通学路、駐車場、駐輪場、公園等へ防犯カメラを設置して、より安全・安心なまちづくりへの各市町村の取り組みが積極的に行われているとのことでございます。

近いところでは、奈義町が通学路へ21台の防犯カメラを設置したことが紙面で紹介をされておりました。具体的には、PTAが中心となって登校時の集合場所付近へ設置場所の選定をしたとのことでございました。津山市では全ての自治会に対してアンケート調査を行いまして、うち100の町内会から設置希望があり、補助事業として平成26年度には28台を設置し、順次設置していくとのことでございました。また、赤磐市におきましては、教育改革事業として平成26年度に17台を設置し、本年度27年度は通学路防犯カメラ設置事業として各小学校区、市内には12校あるようでございますが、それぞれ3台ずつを目安に設置するとのことでございました。また、備前警察署管内では、警察からの防犯カメラ設置要望によりまして連携をした取り組みが行われておりました。特に、備前市では通学路、駐輪場等へ平成26年度に24台、平成27年度に49台の設置を行い、来年度にも予定をすることとのことでございました。美作市におきましても、県の補助事業、先ほど触れましたとおり平成28年度までの補助事業でございますが、この採択要件を満たした通学路等へ防犯カメラの設置を行いまして、より安全・安心なまちづくりに積極的に取り組むべきではないかと考えますが、また津山市のように町内会からの防犯カメラの設置の要望があった場合、この県の補助事業を活用した

設置を支援する事業実施についての取り組みについてお尋ねをいたします。1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

防犯カメラの問題でございますが、大ざっぱに言いまして大変効果があることはもう実証されたと思います。寝屋川の件を、残念なことですけども取り上げるまでもなく、少なくとも犯罪捜査においては多大な効果が発揮されてますし、また追加の答弁があるかもしれませんが、私どもの学校園における安心感というのは大変大きくなった、これはもう確実に感じているわけであります。

それはそれとしまして、次に通学路であるとか、あるいは市内の至るところであるとかと、こういうことなんでございますけれども、議員がお調べになったようにいろんなところで進んでます。私も津山の事情についてはよく知ってるんですけども、津山については、去年いろんな町内会から市役所に対して要望があって、なかなか受け切れずに年度の後半に市役所が押し切られた形で動き出して今になってるんですけど、ということは何を言いたいかという、御案内のように津山でいろんな事件が起きましたですわね。凶悪犯罪が発生をして、それに対する市民の方々からの強い不安感を背景にした要請があったということが発端だというふうに理解をいたしておりまして、町内会系統のところでは話が出る、大体そういう背景だと思えます。一方で、奈義町については、親御さんたちのより前向き、積極的な通学安全のためのお気持ちその発端になってると、こういう状況でございます。して、我がほうはどうかといいますと、我がほうにつきましては、このところ余り大きな問題が美作警察管内では発生をしてないという大変ラッキーな状況になっておりまして、防犯関係者の方々の御尽力にはこの場をかりて本当に感謝をしたいと思います。これが1点目です。したがって、やや安全であったことが防犯カメラの設置について後手になる可能性があるんじゃないかという不安も逆にあるわけなんです。そこで、我々としては今お話しになったようないろんな状況があるもんですから、ややこの今度は市役所のほうが少し前に出て、前に出て、まずは警察、美作署と相談を始めてるんですよ。どう思いますかと、今後の方針としてどういうところにどう設置をしたらいいかについてちょっといろいろ議論させてくださいという形で既に美作警察署と接触をして、プロの目から見てどうするんだと、どの辺どう設置するのが一番いいんだとか、あるいは設置場所は言うべきか言わないべきかとかですわね、設置したことを言うべきか言わないべきかというんな議論があるんですけども、そういったことについてちょっとお知恵を拝借をまずはしていこうというふうに思っておりまして、そしてそういう準備をしながら、場合によっては我々のほうからこの辺やりませんかということを行うことになるかもしれませんし、そういう準備がある中で町内会のほうから要請があれば、迅速、的確に動きがとれるように体制を整えておくというのが今の基本的な私の方針だというふうにお答えをさせていただきます。もし答弁漏れがございましたら、よろしく願います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

先ほどの萬代議員の御質問の中で、園、学校へ設置した防犯カメラの効果につきまして御答弁させていただきます。

皆様の御協力によって設置したわけですけども、市内全ての小学校、中学校、幼稚園、保育園に設置しております。それに加えて、昨年度は美作警察署にお願いをして、直接小学校と中学校は点検をしてい

ただきまして、例えば防犯カメラの設置をしているという看板であったりとか、校内の立入禁止看板というものを設置しなさいという御指導を受けまして、新たに設置したりしております。先ほど市長も答弁申し上げたとおりこうした防犯意識の向上、学校での生活指導の効果もあって、本当に少年犯罪が減少し、落ちついた学校生活が送れております。これに引き続き、ことしは幼稚園、保育園でも同じく美作警察署による点検を実施しております。幼稚園、保育園は女性職員の多い職場でもあり、安心できるなどの声も伺っております。こうしたことから犯罪抑止効果も含めまして、設置につきましては大きな効果が上がっていると考えておりますので、今後も安全・安心ということで取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

26年度に設置した効果については、落ちついた学校生活が送れるようになったというのも一つの防犯カメラの効果かというように理解をさせていただきます。これも一つのよい意味での防犯カメラを設置しているという抑止だろうと思います。それから、先ほども市長のほうよりも要望等があれば警察署との協議を進めておるということで、前向きな対応をされておるというふうに理解をさせていただきます。その市長のお言葉の中で失礼だとは思いますが、この防犯カメラの抑止とあわせて、この岡山県が25年3月に防犯カメラにつきます防犯カメラの設置及び運用に対するガイドラインという中にも防犯カメラを設置した場合は、防犯カメラを設置してますよという表示をしなければならないと、この表示も一つの防犯カメラに対して2つから3つあえて余分に設置すると、何ですかと、その防犯カメラを設置しておるというステッカー、これが抑止効果があるんですという話を聞かせていただきました。ですから、それと防犯カメラを設置するにおいては、当然こちらについては運用についても十分気をつけなさいよ、個人情報にも該当するようなことがありますよということで、既に26年には11台が県の補助事業としてされて、もう既にこのこともよく教育委員会のほうでは理解はされておると思うんですが、どちらにいたしましても、市長、何かありますか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

せっかくの機会ですので、やや微妙な問題少しだけ御紹介しておかなきゃいけないと思うんです。防犯カメラがその町に設置されてるらしいということは十分に抑止力があるんですが、あれが防犯カメラですというのはちょっと危ないことが起きるんですね。破壊行動とか忌避行動、視野を避けるというかね、そういうことがあるんで、これは微妙な問題だというふうに考えたほうがいいと思ってるんです。防犯カメラこの辺にはありますよと、これはいいと思います。一方、なぜ国や県が防犯カメラの設置についてPR型でやってるかという、今おっしゃったような抑止力がある面はそれはあるんですが、もう一個はプライバシー侵害との関係で気にしてるんですよ。そのことがあるんで、やや過剰に設置してますよというのをたくさん言うってことがあって、ということは、実はプライバシー問題と防犯問題が若干トレードオフ形になる場面があるものですから、そこのところは個々具体的な設置の場所等について警察のアドバイスをしっかり頂戴して、ぎりぎりうまいぐあいに両方の要請を満たすようにするというので、先ほどのようなことを申し上げたような次第でありますので、御理解賜りますようお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員、3回目です。

7番（萬代 師一君）

どちらにいたしましても、先ほども市長申されたとおりプライバシーの侵害にも当たるということで、個人情報との兼ね合いあると思います。ただ、防犯カメラ、どこに行きましても美作市の場合でしたら、河川の監視カメラということで24時間ライブで見れるというものでございますけれども、設置しるところに行つて勉強させていただきましても、この防犯カメラは大体2週間で期間として上書きしていくんだと、そしてそのデータについては記録ボックスで保管をしないと、何かあったときに警察のほうからのその防犯カメラのデータを見せてくれという要請があったときに、すぐ鍵を持って行ってそのボックスをあけて、そのカードを取り出して、予備のカードを差し込んで、それを渡すんだということで、このものにつきましてには施錠で一般の方が見ることはできないというようなことで保護はなされておるということをお聞きしておりますので、このことだけは紹介をさせていただきます。この項の質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員、3項目めは休憩の後からお願いします。

ただいまより10分間休憩します。

午後4時07分 休憩

午後4時17分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

萬代師一議員の3項目めの質問から始めてください。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、3項目めの電力の小売自由化について質問に入らせていただきます。

電力の小売発電の自由化が平成12年以降段階的に実施されてまいりました。平成17年4月からは契約電力50キロワット、高圧Aと分類されますが、以上の小規模工場等まで自由化の範囲が拡大されました。このことによりまして地方公共団体におきましても電力調達の入札が広まり、予定価格の数%から十数%の減で落札され、行政コストの削減につながっているとされており、近隣の津山市におきましても平成24年度に電力調達の入札を行ったと聞き、平成25年9月定例議会におきまして電力の小売自由化について一般質問をいたしました。主な内容といたしましては、一本算定による、当時は交付税28億円ということで動いておりましたけれども、交付税28億円の削減を見据えて一層の行政改革に取り組んでいるさなかであり、電力調達の入札は市民に負担を強いることなく、また住民サービスの低下を招くものでもなく、行政コストの削減に資するものであり、また市内の高圧受電を受けている企業の参考事例にもなるものということで質問をさせていただきました。その内容につきましては、4項目で、1といたしましては、市役所管理の公共施設の数、契約電力及びその電気量について、電力調達入札のメリット、デメリットについて、3点目として、県内自治体の取り組み状況について、そして4点目といたしまして、美作市の取り組みについて、この以上4点についての一般質問を行いました。4点目の美作市の取り組みについては、可能な施設から電力の調達入札を実施してまいりたいとの答弁をその当時いただきました。来年の28年4月からは一般家庭においても自由に電力会社を選べる全面自由化となります。美作市における公共施設の電力調達入札の取り組みの現状についてお尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

電力の小売自由化についての美作市の取り組みということでの御質問でございます。

当市の今後の財政上の見通しから行政コストの縮減は必要と考えております。従来から中国電力には豊富な電力供給メニューの中から美作市の電力の使用状況に合わせて最も有利なメニュー、こういったものとなるよう検討を随時してきたところでございます。また、職員も電力の節減等を心がけてまいっておるところでございます。

先ほど議員申されましたように平成24年度から津山市が電力調達入札を開始されております。そのことを踏まえまして、平成25年9月議会において議員のほうから先ほど申されました一般質問をお受けしておるところでございます。その答弁といたしましては、当市においても可能な施設から調達入札を考えたいというふうに答弁をさせていただいております。

さて、その後の当市の現状、状況でございますが、新電力会社から電気料金の提案書などもいただき、いろいろと検討をしておるところでございます。また、中国電力にも新たなメニューの検討もお願いし、経費削減を模索しております。今後もこれらを踏まえまして、仕様、そして業者選定方法、こういったことをさらに検討したいと存じております。現状では入札実施というのは行っておりませんので、できるだけ早い時期には先進地の状況も検証して、少しでも当市に有利となるような方法での購入ができるよう考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

私も質問の中で触れましたし、また総務部長の答弁の中でも触れられておりましたけども、前回の質問に対しても可能な施設から調達を考えたい、その当時は非常に前向きな答弁をいただいて、すぐにも調達入札に取り組むものと解釈をしておりました。また、今回の質問に対しましても、先ほども今後についても使用業者選定方法をさらに検討したいと、またそれらの検証結果を参考にして、電力の小売が有利になるように考えたいと思っているとのまた答弁をいただきました。これまでの電力システムの改革、これは日本国の国策として段階的に電力の自由化を拡大してきたものでございます。新電力事業者も本年の6月現在では既に81社が実際に電力の販売を行っているとのことでございます。そして、いよいよ来年の4月には一般の家庭でも自由化が拡大されると、このことは海外に比べまして高過ぎる電気料金を安くするという国策でございます。電力の取引の適切な監視等を行う国の機関といたしましても、電力取引監視等委員会も設立されるとのことでございます。電力調達入札が不利になる要素は考えられません。具体的な取り組みにつきまして再度お尋ねをいたします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

先ほど1回目の答弁をさせていただきました。平成25年9月議会において前向きな答弁をさせていただきながら、具体的に見える形で進んでいないということにつきましてはおわびを申し上げたいと思っております。

す。

さて、県内の現状、状況でございますが、先ほど近隣では津山市が既にされておるといふふうに申し上げました。県下では岡山市、倉敷市、玉野市、それから津山市、この4市で実際入札をされております。そのほか県内では15市ございますが、そのほか5市では現在検討しておる、そのうち2市では年度内に業者選定等を行いたいというふうにお聞きをしております。その中で最初に申しました実施をしておる4市の中での状況では、一般競争入札をされておるところが3市、それから指名競争入札をされておるところが1市、こういった状況でございます。入札参加をされた業者数としては2社から6社というふうな状況であったということをお聞きしております。

当市におきましては今後の取り組みといたしまして、先ほど申しましたが、内容的には市内にある高圧受電の施設、教育施設を含めまして77施設ほどございます。この施設の中から新電力に切りかえても料金的な効果が少ない施設というのがございます。例えば24時間稼働しているなどのため負荷率が高く、効果が少ないというものもあるようでございます。こういったものは最後と申しますか、最終的な決定になるかと思っておりますが、こういった施設を除いた部分についてできるものからできる限り早いうちということでございますので、年内には業者選定等を行う予定としまして、準備期間等も必要でございますので、来年の4月からは新電力に切りかえられるよう進めてまいりたいというふうにご検討をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いや、積極的な答弁で議員納得いただいたと思いますが、やや積極的過ぎまして、4月に全部変わるということになることもあるかもしれませんけれども、そうじゃない可能性もあります。具体的に言いますと、我々としては一つの、例えば新電力に固定することによって生ずる機会利益の問題であるとか、それから災害時の対応の問題ですとか、いろいろあるものですから、そう簡単に皆すばつとちゅうことになるのかどうか、もう少し幅広い検討も、特に災害問題との関係ではあるんじゃないかなという気がしてるものですから。

それからもう一点は、私どもの規模でそんなにたくさんの手が挙がってくるのかどうかということも若干でございますので、もう少し様子を見ますが、ああいう前向きなセンスの中でできるところからというふうにご検討をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

担当部長、また市長のほうから答弁をいただきました。今までのように前向きな答弁をいただいて、このままで2年間を放置されないということの確約だけはいただいたように思います。できることから積極的に取り組んでいただきたいと考えておるところでございます。

また、先ほども質問の中で触れましたけれども、28年4月からは一般家庭においても電力会社選択できるようになるということでございまして、大手の電力会社、こちらで言えば中国電力になりますが、と新規の参入事業者、新電力会社との販売トラブルに一般市民が巻き込まれるようなことはないのかということで県のほうへは問い合わせをいたしました。返答といたしましては、28年4月の電力小売全面自由化について消

費者トラブル等への県の対応ということで返事をいただきました。現在では国では需要家、要は消費者でございますが、保護のために小売営業に関するガイドラインを策定するなど検討中であります。そうした国の動向を注視し、情報の収集と情報の発信に努めると、発信先といたしましては各市町村の消費生活センター、または担当課ということでございまして、美作市の場合はくらし安全課が担当になるということでございました。このことを御報告申し上げまして、本9月定例議会の私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番6番、議席番号7番萬代師一議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は明11日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後4時33分 延会

平成27年9月11日

(第 3 号)

1. 議事日程（3日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年9月11日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人士
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	観光振興課長	春名信明
農村整備課長	宿野豊彦	都市住宅課長	小林英樹

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日10日に引き続き会議を開きます。

本日の出席は全員でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

市長（萩原 誠司君）

皆さん改めておはようございます。

私が特に発言を求めさせていただいた理由は、皆さん御承知の北関東地域から東北、さらにはどこまで続くのか、まだ進行途中の大災害でございます。まだ全容がはっきりしていないわけでございますけれども、本当に多くの方々が被災をされ、そして中には行方不明あるいは既に死亡が確認されたというニュースも入っているわけでございます。まず、被災された方々に対しまして心からの同情の気持ちと、場合によってはお悔やみの気持ちを申し上げたいと思います。

そして、我々もそうございました平成21年、多くの方々の激励をいただき、町の復興に当たったわけでございますが、どうせなら皆さん御賛同のもとで、我々もかの地の方々に対して心を込めた激励、そしてサポートの気持ちがあることをお伝えしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

私どもとしましては、このような大災害につきましては、我々の防災におけるさまざまな弱点がありはしないか、あるいはさらに施策を充実できるかどうかを検討する素材ともなると考えております。おかげさまで我が町は、いわゆる激流の災害がございますけれども、町全体がつかるといようなことはまずない、そういうところがございます。かの地の状況を見ますと、町を越えた避難体制というものが必要であるということの中で、大きな災害が南部にあたり、岡山の。そうした場合において、我々のサイドで受け入れをすることも災害に対する対応の一つになるということも、直感的には今回学ばさせていただいておるわけでございますが、議員諸氏におかれましても、どうぞさまざまな形でこの問題についても御研究をいただき、私どもに御提言を賜りますように心からお願い、重ねて被災された方々に対する支援の気持ちを表明して、私の発言にさせていただきます。よろしく願います。

議長（山本 雅彦君）

市長からお見舞いがございましたが、私からも申し上げます。

昨日の大災害によりまして、栃木県、宮城県を初め、多くの自治体の方々が被災をされました。一刻も早い救助を望むとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げるものでございます。私ども市議会といたしましても、議員各位と相談をしながらできる支援を行ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

昨日の答弁の中で、訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

危機管理監。

危機管理監（山本 和毅君）

失礼いたします。おはようございます。

昨日の萬代議員、1項目めの質問、自主防災組織の現状と今後の取り組みについてに対する答弁の中で、未結成である「65」の自治会と答弁いたしましたが、正しくは未結成である「64」の自治会に訂正いたしまして、おわび申し上げます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

それでは、日程第1、「一般質問」を行います。

通告順番7番、議席番号13番岩江正行議員の発言を許可いたします。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

皆さんおはようございます。

議長の許可をいただきましたので、9月議会の一般質問をさせていただきます。

先ほど来、市長のほうからまた議長のほうから鬼怒川の決壊、大変な災害が出ました。そのことに対してお見舞いを申し上げたいと思います。

では、市長、きょうまた下町の圃場整備事業の早期着工に向けての取り組みについて、地元の方々が忙しいのに傍聴に来られておりますので、ちょっと1番とこの圃場整備の関係、6番と差しかえていただきたいんですが、それで6番、7番を先にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

13番（岩江 正行君）

この下町の圃場整備、早もう私がこの問題にかかわってから10年になります。議員が関係したから話がこじれたんじゃないというふうな地元の人が言える人もおるらしいです。何も私もかかわりとうてかかわったんじゃないしに、人を介してどがいぞ協力してください、大変な問題なんですよというような相談があったから、私らは議会人として調査研究をしなければならない、一日も解決早うしななきゃならないという立場からきょうに至って、この問題を10年間ずっとこの議場で、ほとんどの議会で質問させていただいてるわけでございます。

初めに、この6月の議会の傍聴されとるそういうな中で、あの皆さんが思いをこういうな形の中で私にお寄せしてくださいました。と申しますのは、市長はその事業を誠実に執行する義務を負うと、そういうふうなことを書いたり、それから納税者たる市民に対しても議会に対しても常に責任がある説明を行う義務があるんじゃないかねえかと。議会は承認した事業の進展状況、そして事業の結果報告を受ける権利を、義務を有すると、こういうな形の中、厳しい言葉が私のところへ、手元へ文章になって来ております。

そういう中、今回の質問は圃場整備事業、平成17年度県営事業のe-むらづくりで7.6ヘクタールの事業に着手したが、事業施工中に管理上のチェック不足があり、いまだ完成が見られていません。公的資金を導入している以上、行政責任を明確にして、一日も早い解決を求めるということで質問をしとるわけでございますけれども、これについて産業廃棄物の適正な処理、盛り土に産業廃棄物が搬入を、こういうなことは6月の議会で言いよったんじゃないけども、私が出した文書とそれから議会が皆さんに配った文書との違いがありまして、途中と中でもう6月時分には解決しよう思ったやつが解決できなかったということでございま

す。

ほいで、この平成21年度当初予算に、修正工事5,200万円の工事の施工状況について、これは執行部側から議会でも承認しておりますし、これについての中身が、この5,200万円が仕事が完了しとんかしてないんか。これ、3代の市長にわたって、初代の宮本市長も瑕疵を認めとる、2代の安東市長も、私はあそこの田んぼで地元の関係者と話したときに、3,000万円もあつたら直るで言うた、そんなことで岩江さん直らんぞと。私もある程度はいろんな行政やこに相談したりして研究しとったわけです。ですから、3,000万円というた金額、出いとったんです。そしたら、出てきた金額は5,200万円。だけども、地元のある1人の役員の人々の強力な反対によって、これが6月15日までに行きやいけんやつが間に合わなかった。それで、一応は執行停止というふうな形になってきとる。

それから後に、今度は道上市長、本当に体が悪い中、9月の議会にここへ出てきておりました。その中で道上市長も、地元の関係者といひ話ができたんでしょ、そこのロビーのところで手を握って、わしも頑張るから地元も協力してくれよという話がありました。けれども、萩原市長になってからまだそのような話は全然聞いたことがない。下町、何か選挙運動するとき、声なき声をというて言いよんじやけども、その声がどこいよんか知らんけども、まだ全然萩原市長の言葉を聞いたことがない。こういうことでは一向に解決せんのかなというふうに思います。

ほいで、修正工事も、副市長、この間も済みましたというて、修正工事も済んだ、それから試掘調査もしたと言よんですけれども、私が情報開示請求をしました。試掘調査したその結果が、情報公開の書類の中で萩原市長名じゃね、そがいなもんは一切ないと、してないという文書が届いております。これはどがいなつとんじやろかなというて、副市長が言いよんのんが当たり前なんじやろか。萩原市長が言いよんのんが、萩原市長から来た文書が当たり前なんじやろか。ちょっと私も試掘調査した現場へ立ち会ってありませんのです。ちょっとおかしいなということと、やっぱし5,200万円は、瑕疵を認めて必要じゃということとするやつじゃから、これについての見解。

それから、今いる、ここへ傍聴に来られとる方々が悪いことしたんじやねえ、工事にかかわったんじやない、ここの工事にかかわったの誰なというたら、ここの担当、監督しょうる人間が、公共事業ですから検査基準がある、そこまできちとした検査ができてないからいまだに問題がある。それを今言ひよる、この間の6月の答弁では地元で話せえと、極端な言い方したらそのような答弁じゃなかったんじやないか、回答じゃなかったんじやないかなと思うわけでございますけれども。とりあえず一日も早う済まさんなら、これ10年もたつたわけですから、責任ある、責任の所在を明確にしながら行政としての答弁をお願いしたいと思います。

1回目です。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

それじゃあ、岩江議員の1回目の質問にお答えさせていただきます。

平成21年度の下町の圃場整備の予算計上でございますけれども、平成21年度の当初予算で下町圃場関係で、これは換地等の事務員も含んでですが、5,825万円の予算を計上した経緯がございます。内容につきましては、問題が解決することを前提に地元の要望内容に照らしたものとなっているようでございますが、結果的に地元の調整等が整わず、平成21年12月議会で全額を減額しておるという状況でございます。

問題の解決に向けての取り組み等でございますが、地元地権者の方々の中で工事を踏まえた全体事業の状

況を現時点で容認されている方、容認できない方の調整や、事業着手後よりの事業の進め方等についての合意形成が不十分であったことによる問題もあるように思っております。

最後に、責任の所在ということでございますけれど、河川のしゅんせつ残土及びこうだんの残土については、圃場整備組合と確認した上でこの残土を搬入してもよろしいかということを確認して、了解をいただいで行ったものであります。

それから、河原辺につきましては、確かに県工事の国道429号線の改良工事に伴う搬入でございましたが、これにつきましては県の指示により土の搬入を行った業者の責任で撤去がなされております。この県の河原分につきましては、行政の指導監督の部分に手落ちがあったということで、県の職員も処分をされているようでございます。また、市の職員もその部分については、管理不行き届きということで処分をされております。

いずれにいたしましても、いろいろな問題が絡み合って今の状況になっております。市もですが、まずは地元の方々の将来に向けての合意形成が一番でございまして、それに向けて今後も努力をしてみたいというふうに思っております。

[13番岩江正行君「部長、部長、試掘調査やこ言うとか、したんかしてないんか」と呼ぶ]

試掘調査につきましては、県の河原部分の工事をするときには試掘調査をしておりますけれど、その工事が終わってからは試掘の調査はしておりません。

[13番岩江正行君「それどこしたんか言わなんだら、どこをしたんか」と呼ぶ]

河原が入っておるといって言われるところの試掘調査をしております。〔降壇〕

[13番岩江正行君「それじゃ答弁にならんで、誰の田んぼをしたんか」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

暫時休憩します。

午前10時19分 休憩

午前10時22分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

[13番岩江正行君「はいじゃから、責任の所在をきちっとしてくれなんだら、答弁書に出とらん、答弁してもらわなんだら」と呼ぶ]

失礼します。

先ほどの申し添えます。

まず、河原でございますけれど、河原のほうは先ほど申しましたように、県の工事で田んぼのほうへ搬入はあったということで、県の責任においてその部分については搬出をされておるといふふうに認識しております。

その田んぼにつきましては、名前は差し控させていただきますけれど、14の2号田については試掘を行っ

た上に河原まじりの土を取り除いております。したがって、その後については試掘は行っておりません。ただし、部分的ではありますけれど、暗渠排水工事というのをやっております、その中では地元の方と、立会人のもとに、試掘というわけではありませんけど、暗渠排水を工事しとるという現実もございます。

以上でございます。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「議長、議長、これは行政責任はないんか。それを言うとなら一つも言わんがな、これ。それを聞いてくれんなら」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

部長では答えにくいかな。

〔13番岩江正行君「行政責任はあるんかないんかということ聞いてくれということ、それを……」と呼ぶ〕

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

失礼します。おはようございます。

御質問の関係につきましてお答えさせていただきます。

この項目につきましては、私は昨年の拜命なんですけれど、平成19年ごろからの今御質問のところは、河原が入った入らないというのが平成19年の時代のことでございます。この関係につきましては、先ほど建設部長が答弁したとおりでございます、Aさんの土地へ一定に入れたという搬送業者の説明のもとに、県のほうで立ち会いをして、この地区で30メートルと50メートル、この区間におきまして15区画に分けてそれぞれの試掘をしとると。その中で、問題点がちょこちょこ出たところで、今度はAさんの立ち会い等も入れた上で、完全にこの地域を整理したというのが記録として残っております。

今岩江先生が言われるように、市に責任があろうかという項目でございますが、ないとは言いませんが、市としてはその後を含んで、多々の課題をその都度都度クリアしてきておるのが現状というふうに、記録等を見る限りにおいての把握しとります。

それから、この関係につきましては、どうしてもということになれば、もうこの時期になりまして誰の位置におってもわかりにくいと思います。したがって、どうしてもということになれば、正式に裁判手続をやりたいというように思っています。したがって、関係者におきまして、岩江先生の絡みの関係者だろうと思いますが、民事訴訟第一審、高等裁判所で二審、最高裁で第三審の最終版をつくっていただいて、そこの最終版までいくというたら十数年かかるとは思います、そこで市の責任があるという認定を受けた場合においては、これはその段階で責任ありという結果になろうと思います。それまでは、市とすれば、市もあります、地権者等にもありますが、関係しとる岩江先生あたりもあるんじゃないかなというところを含んで、これは闘うた上で結審せにやいけんことだろうというふうに思っています。

この関係につきまして、毎回毎回のごとき行政に責任があろうかという論法でございますが、これは原則は一個人の土地からスタートしとるわけです。それが、一個人の土地に関して、現在のところ調査しましたところ、税金というものを既に1億1,778万円余り、これを使うとります、1億1,700万円余りです。地元負担の関係では1,700万円余り、1,700万円余りという状況でございます。この時期におきまして、さらにこの関係について税金を突っ込んで整理せえということになりますと、とても今この議会に諮ったとしたとしてもオーケーというものはいただけないのではなかろうかという思いです。

それから、仮に最高裁まで闘います。闘うた後において、最高裁が決定したとしても、この議会において

負けましたから責任をとりますというて予算づけしたとしても、その当時の議会において通らんということは重々あるというふうに思います。

私がこのように要らんことを言わずに、さきの6月議会で何とか静かなところで決着を図りたいという思いでおったんですが、同じことを何回も何回も何年も何年も繰り返されていくということにつきまして、やはりどっかでははじめをつかにやいけん。今先生御指摘のように、ここはもう全て終わりだという思いでやれという、これはもう先生と全く一緒です。これ以上引き延ばしたら大変なことがだんだんふえてくると。

最大の問題は、この事業のかなめからいうたら、地権者たる人はそれぞれ若かったわけですが、10年という年月の中で亡くなられた人が現在のところ8名おります、三十数名の中の8名。たった8名ですが、これが相続権を有するということになりますと、四十数名にふえるんです、8が四十数名です。ざっと残りとして30名ぐらいの人が元気でやられとるわけですが、これがふえることは間違いない。しばらくすることによって、50、100、150、200というようなところに、いわゆる地権者、権利者が生じてきます。これを相続という形で落ちつかずとかということになりますと、これ半端なことじゃなかろうかというのが全ての思いです。したがって、同様なことでそれぞれこの時期まで来ておりますが、どうであれこうであれ私が6月のところでここを終わりにしてほしいという思いで申し上げましたが、全てそこです。

先ほどから5年前に前任者、前々任者ですか、萩原市長からという、そこで5,000万円余りの予算がついとるという話ですが、これも大きなところはどうかというたら、この地区にお寺がありまして、〔聴取不能〕寺というお寺があったわけですが、その分をさらに掘り起こして高さを調整すると、各田んぼはそれに合わせて調整するというので、いった。このお寺調査だけでざっと800万円ぐらいの予算を組んどったわけです。それから後の工事については地元組合のほうで責任持ってやるという話から、5,000万円当たりの数字に近いものを出しとったんです。

先生の場合、先ほどは5,200万円という表現をされておりますが、当座的には5,800万円ぐらいな予算組みをしとった。ところが、1カ月足らずでこれいけまあがというような話で、この話が白紙になったというのが現状です。それから、今約5年です。

この時期におきまして、地方財政法あるいは補助金適化法等々を繰り広げていく中におきまして、適正な予算組みという論法からいいますと、この流れにつきましては適正ということになりましたら、合理、合法、妥当と、なるほどそうかと、法律的に合致しとる、わかったわかったと、こういうもんがそろわんと適正という表現にはならんわけです。この適正ということ全てが、皆さん方から御理解いただいて、よっしゃわかったという議決というところにつながる。そういう意味合いからいいますと、この時期において新たな予算組みをしてどうかと、原点は個人の財産なんじゃかと、生まれたときから山ムネ、畑ムネ、田んぼムネというものは世の中言っております。その中の人が税金を皆払うとるです。その中の税金がここへそれなりの金額として、先ほど言いました1億円余りの銭が入るとるです。

そういうところへ思いをいたしたときに、小さな話でああじゃこうじゃというのは、畑地は足音で育てという言葉がありますが、畑へ行って足音で育てという言葉は、そこにあるごみも石も拾やええわけです。私自身が今現在他人の土地を借りてやっておりますが、〔聴取不能〕の田を山の土を入れて、畑にしとります。十数年私遊んどりますが、もういつても石が出ます。これはどの地区においても一緒だろうと思いません。だから、ないというて言うたら、フジタのいわゆる海水を埋めた塩田跡のような田んぼです、これはないですが。そういうへ理屈を言いますと、やっぱりところどころ含んで課題は見え隠れするかわかりませんが、そういう相談については可能な限り聞きますが、たちまちのところはこの段階を一つの区切りとして御理解をいただきたいというのが6月議会で私が申し上げた内容です。細々としたことにつきましては、私

は言うつもりはなかったんですが、これから先においては最大の怖さ、相続の問題でございます。

それからもう一点、この時期にわかったというだけで、測量から始まり、登記という作業、この流れにつきまして、2年半、作業員に確認しますと、これから始めても2年半かからんと整理がつかんというような状況です。私も70という分から超えて71歳になったんですけど、こういうことでほっとしても年だけはとってきます、パワーも落ちます。この流れにつきまして、先ほど言いました最高裁まで闘いますと、当然私はおりやあせんし、萩原市長もおりやあしません。萩原市長におきまして、何とか落ちついたところで早く整理してくれというのが全てです。口を出せばああじゃ、こう言えばああじゃというような論法でいきますので、萩原市長にかわって私がこの件については建設部長等と現場へ歩いていきよられた。

今回も、5年前に私は3回目の草刈りをしました。1回目、朝4時に起きて、行きました。2回目は、ここへ8時ごろ出てきての作業でやったわけですが、5時前って言ったのは何ならというたら、先祖の墓参りをするとき気持ちよくみんな行ってくれえという思いで、私はあえて5時前に作業せえということで、私みずからも行って草刈りをしましたが、こういうもんも届いてないのかなというのが思いです。しかし、わかる人はわかってくれよという思いです。やっぱりそういう怖さがあるというのが全てでございます、ちょっと答弁が長くなりましたが、そういうことでいろいろな課題を、一つ一つ言えばあだこうだという問題等ともあろうと思います。

それから、先ほど6月23日付で岩江先生のほうから情報公開したけれど、返事がねえという話がございますが、ここにおいてはその後の試掘検査があったんかという話でございますので、その後についてはしてない。しかし、建設部長が話しましたように、それぞれのところで掘り起こして、暗渠水路ですか、それを作業で入れとるわけです。当然そこで見え隠れするものもあろうと思います。

私自身は、岩江先生ほどの、土木工学については素人です。先生の場合は、プロのプロ中でございますが、素人的に見るとそんな思いとして、一応市としては今までについてはやることをやっただと。これ以上について、金を出せと、それで新しい要望項目についてそぐえということになりますと、そういうふうなことで法の縛りとか、あるいはそれが適正かというようなところへいくし、そのまま突っ走りますと個人的負担になろうと思います。個人的負担になりますと、私もこの件について予算要求して、それが仮に議決いただいて執行したとしても、数千万円の責任をかぶれと、力なんもありやあせん。500円、1,000円なら何とかしますが、そういう意味でございます。もちろんのこと、市長においても一緒であらうと思います。

したがって、常に適正という判断の中では限界のところへ来とる。そこについてまだ納得できないという場合については、行政に責任があらうかということで民事訴訟でもしていただければ、それについては受けて立つ、受けて立つ流れについてはそういうことで、相当の十数年の最高裁までいくということになると時間的なものがかかろうと思いますが、それはその段階で勝負するというような思いです。どうぞ深く御理解いただきたいと思っております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

〔聴取不能〕、立て板の水じゃあなあよう、警察の経験とは何とで、裁判所じゃ弁護士じゃというてそういうような話されたんじゃけども、これはそなあことわしら言いたいことない。

3代にわたっての市長さんらが皆瑕疵を認めて、一番初めの宮本市長は100%はできんかもわからんけれども、こらえてくれよという話だった。5,200万円という話は自分らがしたわけじゃないんですよ、これ。

5,200万円という話はしたことはない。自分は、あそこのとこで当時の部長だったか副市長だったか、そこ話したときには、3,000万円もあつたら直りますよという話をしたんじゃ。私は、そこの神社がどこあつたかかしこあつたという、そなあ話はしとらん。今、副市長がそのこと言われるけん、そういうな計算したんかというふうに、今わしもそういうな認識でおつたんや、聞きよつたんや。

それと、試掘したとこの話というのは、家の裏の3枚目ぐらいの田んぼ1枚しとるだけ、1枚も半分しとるだけ、瓦とつとんも。ほかの田んぼの関係についたら、全然今言よう入ってないって言いよんじゃけど、ここらへおる人は皆被害受けとる言よんよ。一番下のとこの田んぼなんかは、蛇かごが田んぼの中から出てくるか。そういうなもん皆調べなつたんかな、あんた、ようわかつたようなことべらべら今言いよつたけど。試掘調査したというのは、全部言われよるとこ全部せなんだら、するんだったら、公費使うてしとんだったら、資料は残つとかないけんのか、全部。何でほんなら開示してくれというて言うたら、この田んぼこうこうしたんじゃというやつ出してくれんのか。情報公開しとんですよ、おかしいやないんか、ほいで。

警察や裁判所で、そないなつたらここで議会で審議することあらへん、警察に皆任せときゃええんじゃ、弁護士に皆任せときゃいい。そういうな問題言よりやせんのか、行政の公共事業の執行のあり方言いよんじゃ。あんたに何もおめえ最高裁の話をしてくれというてわし言よらんよ、ここで。ちょっとその辺とこの勘違いしとんやないん。そらあんたもワッパ持って、警察のときに人をくくる話ばあしとるけん、うそ言うたらいけませんというて言いよつても、わしはうそを言よらんと言いよつても、うそを言いよんじゃろがと、こういうにして警察というのは責めてきよつたん。わしも再々関係したとあるんや、警察とかかわりよつたことが。悪いことしてない言うても、そないことはない、あるとこういうふうに、こういうふうというて言うのが今の警察とのわしのかかわりよつた中でわしが経験、言うたらそういうなことじゃ。

そういうな問題じゃなかるう、行政のあり方、何も警察の話や裁判所の話してくれ言いよんやないんじやから、あんたの横じゃが、そんなもん。弁護士もどこでも入れとけ、裁判でもせえと、そんなとんでもない話じゃ、こらもう。もう少し受益者の目線で行政をやってくれなんだら、あんたそこへはおつてもらふ価値がないんじや。痛みが全然わかっちゃらん、あんたは。草刈りましたというて、年収はおまえ700万円からのな、平均年収700万円からの、職員を連れて行って、あんたも刈りよるの見たというて言いよりました。高い草刈りじゃ、それで解決するんかな、あんた。何であんた草刈らんでも、裁判所行けって何で言わんのか、そのときに。公費の無駄遣いじゃが、あんたが言よる、しちよることが、そのほうがおかしいじやないか。もう少し問題を解決しよう思うんだったら、この間の6月のやつについては投げやりのような答弁だったから、皆さんがわしんとこに、こういうなことを言よるとくれえというて書いてきたのが、先ほどわしがちょっとお見せしましたけども、そのことなんですよ。

ですから、問題解決する気があるんかないんか、私がここで言わいでも、行政と地元とが膝突き合わせて話したことがあるんですか、ほいで。あんたなつてからまだないでしょうが、歴代の市長さんは皆膝突き合わせてしとんよ。そんな話もできんような行政だったら要らんわ。岡山のほうから来てもろうて、そういうな石だけ投げてもろうて、はい、さよならじゃわしら困るわけじゃ。もう少し責任ある回答をしていただきたいと思ひ、以上2回目。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

先ほどからの先生のお話聞かせていただくと、全て私が警察流で物を言よるといふようなことでございま

すが、私もやめて10年からかかっております。今これなりの年をして、その間に商売人の会社でも数年おつたし、等々ございまして、そういう思いは毛頭ございません。あくまで現場においての思いとして、この地域の人が静かに早く決着してほしいというのが思いの全てなんです。

言葉尻をとって、裁判所じゃ警察じゃという、いろいろことがあります。手続の正規なものをもって予算を組め、出せということになればその方式はありませんということ、あえてわかったことを説明しようだけのことです。これ以外の方法があつてやつた場合には、不当支出ということに、あるいは違法支出ということになろうかと思ひます。その分野につきましても、責任問題が個人的にかぶってくるというようなことで、それはかぶれませんというようなんです。

これが保険に仮に入つた場合においても、保険会社自身が余りにも不細工なということで保険金も出ないのが実情であらうと思ひます。ここまできた時期においては、やはりもう一度思いを切りかえていただいて、限りなく何とか早くせんと相続問題等が重なつて大変だということへ線を落ちついでいただいて、いい結果をつくつていただきたいというのが本当の私の思ひです。別にこの地域において、得じゃ損じゃという思いは毛頭ございません。限りなく皆さんのところで、いいところを結果つくつてほしいというのが全ての思ひでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

傍聴の方々、ああいうふうな答弁ですから、よう聞いてってください。もうこれ以上言うても、あんたと石投げ合ひっこするだけ。行政というのはそういうなもんかという、ここの萩原市政というのはそういうな形でやるんかということだけよう確認しとってください。岡山のほうから御苦労なされて、こういうな形の中で、3代の市長がもう瑕疵を認めて、道上市長なんか体が悪いのにここへ出てきて、地元の皆さんとお互いに話し合つて解決しましよつと、物すごい地元の人も喜んどつた。ほいで、わしもちょっと出てこいつて、わし出た。岩江さん、あんたも汗かいてくれよつてというて、それはわかつとるわい市長というていう話もした。じゃけども、あんた方はそういうな話は全然ない。木で鼻くつたような、そういうな話だつたらもうこれ以上わしがここで何ぼ言うても、話する必要もない。これは行政の責任によつて解決しんさい。

この間、わし会計検査院に行つたんじゃ、そこへ行つてきたんじゃ、会検。あんたら何見ちゃんねというて言うたん。〔聴取不能〕という人に会つたんや。

物を言えるところで、副市長、わしも言うてくからな。わしの今回の任期もまだ1年半ありますから、私も物の言えるところで言うていくから。これは国会の中でも議論しとる問題じゃから、あんたは不法投棄にならないというて言うたけども、環境省に行つたら環境省の係長は、これは国会で予算委員会の中で審議した問題じゃ、不法投棄じゃというて言よんよ。どつちがどがいなんか、疑問に思ふんよ。

あんた流でやりんさい。じゃけど、あんたがもらいよる20万円か何ぼか知らない金の中の一部は、後ろへ来られとる人の税金をいただいて帰りよんじゃということだけ忘れんようにしんさい。70何ぼなつてから、まだここで20万円もくれるというていつたら、その辺のもう少しでもほんなら痛みのわかる行政ができるんか思つとつたら、とんでもねえ、あんたと話ししたつて、これ以上、終わり。

議長、終わります。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、次の項に入ってください。

13番（岩江 正行君）

痛みのわかる行政の推進についてということですが、これ審議監、先ほどもちょっと立ち話したんじゃないけども、やっぱりこういうなもんが絡みおうて、あそこの中の問題解決が余計おかしなとんです。それで、あれから後に市民部長もおられるけども、あれから人権学習されたんでしょう。されて何人ぐらい来られたんか、どういふ成果があったんか、これで十分だったんか、まだそういうな教育をせないけんのか、せいでもええんか。副市长に言やあまた裁判所じゃなんじゃというてまた言うかもわからんけど、あんたに聞く必要はないけども、あんたらにちょっと、2人。

議長（山本 雅彦君）

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼します。

岩江議員からの人の痛みのわかる行政の推進についての御質問でございます。

憲法の基本理念である平和主義、民主主義、基本的人権の尊重を地域社会で実現していくことが行政の目的であり、とりわけ基本的人権の尊重は市民の皆さんの生活に直接かかわる重要な課題であると思っております。

せんだっての3月議会、12月議会でも申し上げましたけれども、行政の全ての業務は直接また間接に人権にかかわりがあるということは言うまでもございません。職務のいかんを問わず、職員一人一人が人権行政の担い手であると自覚して、あらゆる職場はさまざまな場面で人権を尊重して業務に当たらなくてはならないと考えております。そして、人権が尊重された社会を築くには、一人一人が正しく人権を理解し、人権意識の高揚を図るとともに、心で感じ取り、自己の課題として日常生活に生かせる人権感覚が身につくようさまざまな人権教育及び啓発事業を進めることが肝要であると思っております。

そのため、人権尊重の視点から職務を遂行できる職員の育成のため、全職員を対象とした人権研修会をことし7月8日市民センターと作東バレンティンプラザで開催したところでございます。人数につきましては、ちょっと私のほうで把握はしておりません。私は市民センターのほうで受講させていただきました。開会の挨拶もさせていただいたわけですが、この人権研修会を1回したからそれで十分だというふうには考えておりません。こういうことも、回数を重ねることが大切であると思っております。

また、毎年開催しております市職員並びに教職員を対象とした人権教育研修会、これもことしも8月21日に開催し、人権をテーマとした意見発表会や講演会、教育現場での取り組みについての実践発表などを行われたところでございます。

こうした研修等々を積み重ねることが、職員の人権意識の高揚を図るとともに、全ての職員がみずからの業務を人権尊重の視点で執行できるようになり、議員言われます人の痛みがわかる行政の推進につながってまいるのであると考えております。どうか御理解のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今の審議監の答弁を若干補足させていただきたいわけでありましてけれども、我々さまざまな仕事をする中で、立場が市長であったり議長であったり、あるいは家に帰って夫であったり妻であったり、さまざまに立場がありますけれども、私も反省を込めつつ申し上げるとすれば、大体的な場合において自分の立場を中心と

して物を言ってしまうということがあって、そのときに立場を変えた場合に御迷惑かけてるなど。私の場合、うちの妻に対して言ったことで、かつて傷をつけたということが何度もあったなというようなことも反省をしているわけでございますし、職務上もずっと常に現場現場で相手の痛みがわかっていたかということの後になって反省するということもあるわけでございますが、このことは恐らく全ての方々、つまり議員の皆さんも含めて同じことが言えるのではなからうかとも思う次第でございます。人権は全ての人のものであって、特定の人のものでないということを含めて、私も反省をしとりますけれども、どうぞ同じ気持ちでお考えになっていただくことを心から御祈念を申し上げたい。

そして、下町の件について私が去年からずっと拝見をしております、痛みということの中に圃場というものが荒れた、特に先ほどから話があったように県工事との関係で荒れたこと、そういうことについての痛み、あるいはその後も今話を伺っておりますと、十分に解決してないんじゃないかということの経済的痛みというものもありますけれども、やはり私が田舎の人間として思いますのに、地域あるいは自治会、そういうものがこの結果、割れているということに私は人権としての大きな痛みがあるのではないかと、こう考えているわけでありまして、その視点から昨年ぜひ一堂に会してお話を伺いたいということで大原総合支所に申し上げて、時間を設定して、そして下町の関係者の方々全員とお話したいということで呼びかけをさせていただいたことを議員も御存じではなからうかと、こう思うわけでありまして。まさに、これおっしゃるとこの人の痛みに感ずるところから私も私なりに動かさせていただいたわけでございますが、残念ながら御出席がなく、そしてなぜないんだということを総合支所の関係者に聞くと、ある議員に相談をしたら行くなと言われたから行かないんだという答えがあったというようなこともあったわけでありまして、大変大きなチャンスを逸したのかなと私も反省をしているところでございます。

いずれにしても、今申し上げたとおり、個々の場面において私どもも痛みを感じるからこそ動いている、そしてその典型、筆頭に横山副市長があらうと思っております。実はああいうことで、先ほど議員からはいろいろお叱りを受けたようでございますけれども、恐らくこの問題について最も愛着を持って、市民の方々の幸せな、つまり社会的な意味での痛みあるいは人間的な意味での痛みが減るような方向へ持っていくために一番努力をしておられたのが横山副市長だろうと、私はそう思っております。そのこともつけ加えさせていただきますまして、補足の答弁にいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

失礼いたします。

人の痛みのわかる行政の推進について、人権教育と法令遵守ということにつきまして、人権担当部署としまして御答弁をさせていただきます。

市の全ての業務を執行する上で、人権や環境保全、公務員としての倫理、そして法令遵守の基盤には人を大切にするという理念があります。具体的には法律や規範を守る法令遵守、いわゆるコンプライアンス、それから情報開示、透明性、説明責任等が挙げられると思います。その上で市民の皆様から、好感や親しみ、安心、公正を感じてもらえるような対応、業務を行うことが必要と認識しております。

しかしながら、私を含め、現実には必ずしもそうならない場合も見受けられます。これはもう職員各自が意識改革をしていく以外にないと思っております。そのために総務課、教育委員会と連携して、全ての職員を対象に人権啓発、人権教育に取り組む必要があると思っております。

先ほど政策審議監が申しましたので、ことしの職員の研修等についてはあえて触れませんが、一般市民の方に向けましては、人権講演会を12月5日土曜日、コリア・レポート編集長辺真一氏を迎えて実施の予定でございます。さらに今先ほど議員もおっしゃられました大原地域で行いました人権講演会、これもことしは勝田地域で開催する予定でございます。なお、大原で行いました人権講演会には、3月22日でございますが、たくさんの行事が重なっておりましたが、約60名の方が参加していただき、その中で下町の方々もたくさん参加をいただきました。

一遍にどうこうというような成果が上がるとは思いませんが、今後も地道に一步一步人権啓発、人権教育に市を挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

この前も一遍言うたことある思うんじゃけども、今の社会、隣の家で何しちよるやらようわからへん。ほいで、朝になったら出て行って、夜になったらまた帰ってくるんじゃと。人がみんな仲間をつくっているのが人間らしく自然なのに、まあ早う言うたらイワシに例えて、イワシみたいじゃというように言うてるわけよ。じゃけん、そういう中でやっぱしコミュニティ活動というのはわしは非常に大事や思うんよ。

ですから、行政は発言だけにとらわれて、自然を奪われてしまうけども、全体的な分析というのものも、審議監、ようしちやってくれなんたら。例えば、下町の中、コミュニティがめげてしもうとんよ、これ、コミュニティが。ほいじゃから、そこの中でそういうな市民的権利を剥奪されとる。そういうなもんが、いまだ村八分というようなことが現実にあるわけですから、ここだけじゃなしに西町でもあったんよ。

ですから、今回も何か知らんけど、人権侵害でどうのこうの皆、請願書かなんか知らんが出とるようなふうですけども、こういうなとこにもひとつその人らに目を向けていただきたい。そのことを言われるんだつたら、こういうな問題を、大きな地域の中で起きとる問題、こういうなとこに少し目を向けていただきたい。ほいで、差別によって苦しむ、痛みのわかる、やっぱしそれは自分の問題として捉えていくようなコミュニティづくりというんが私は大事やないか思うん。ですから、あえてこの圍場整備と絡めて話したのは、そのことが地域の中で一つでも解決の方法にならへんかなということ、もう少しそこを一步もう一つ踏み入れて、人権教育していただきたいと思うとこから今回はこれを質問させていただいたん。

今後の取り組みだけ、ちょっと決意、言うてください。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、先ほどの質問の中で一部ふさわしくない言葉がありました。村八分というのがあったようです。

〔13番岩江正行君「えっ」と呼ぶ〕

村八分という言葉が適切でないので、そこは取り消していただくかしていただいたほうがいいと思います。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

村八分というのは、本の中でも教科書の中でも出よりますわ。

議長（山本 雅彦君）

適切ではないということだったので。

13番（岩江 正行君）

誰が言うたんです。

議長（山本 雅彦君）

いやいや……

〔「放送禁止用語であります」と呼ぶ者あり〕

放送禁止用語にあるそうです。

13番（岩江 正行君）

そうか、ほんなら取り消ししとってください。

議長（山本 雅彦君）

はい。

それでは、答弁を行います。

政策審議監。

政策審議監（福原 覚君）〔登壇〕

失礼します。

岩江議員、2回目の御質問でございます。

議員おっしゃられるとおり、地域の方々がその地区内で仲よく暮らすというのが一番大切なことであるというのは私も認識しております。そのことがひいては、市全体の発展につながっていくと、市の行政もそのことによって初めて生きてくるというのは当然のことだと思います。

先ほど言われました大原地区内での案件につきまして、12月でしたか、御答弁させていただいたわけですが、まだその中でそういう人権の侵害事案が発生しとるということになりましたら、当然人権担当窓口で御相談はお受けさせていただきたいと思っております。

ただ、人権問題につきましては、当然ながら多くの専門的知識が求められます。その抜本的な解決策といえますし、せんだつても申しましたが、総務省が示しております人権侵犯事件調査処理規程にのっとりまして、最終的には救済機関であります法務局や人権擁護委員さんにつなげさせていただくことも必要になってくるのではないかと考えているところでもあります。

先ほど市民部長が申しましたように、これからも人権啓発、講演等いろいろと計画をされていくと思っております。その講演会等に多くの市民の方がぜひとも参加していただきまして、職員も含めてではございますけれども、美作市全体が人権尊重宣言をしております。それに恥じないような美作市になるように今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、御協力のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今聞いておりますと、審議監の答弁が若干舌足らずでございますので、補足をいたしますと、これまた裁判所にかわって人権委員会行けみたいな話をしようりますけれども、それはちょっと私は早いと思っております。まだまだ私どものすべき役割があるだろうと、それがゆえに昨年私も呼びかけをさせていただきました。御出席ならなかったことは残念ですが、ただ議員、非常にデリケートな部分がある問題ですから、おい、来たからけえという話はなかなかできない。やはり丁寧に丁寧に機会をつくっていくということも必要ですし、それからこの集落の中がもめてるときには両方の言い分があります。両方ともの人権とい

うものをどうまいぐあい、あんばいしながら調整をしてくかっていう丹念な地道な作業が必要であるし、それを突然人権委員会の方々がまとめることはできないと私は思います。したがって、気心の知れた仲間である議員を初めとする地元の方々のお力をかりながら、少しずつ歩み寄りを獲得していく、そこに市としてもいろんな支援をできるのじゃないかなと、私自身は思っているところでございますが。

その観点から、まだ十分に確認はとれとらんのですけども、市の関係者がこの間、そういうデリケートな問題に介入をしたという報告があつて、これ確認をちょっととっておりませんけれども、逆にちょっと問題が大きくなってるんじゃないかというようなニュアンスの報告も上がっておりまして、大変せつかく6月副市長が、先ほど議員もおっしゃったようにコミュニティの問題ですから、仲よくすることから解決を図っていこうということを心を込めて言ったにもかかわらず、ちょっとどういうことになったかわかりませんが、逆に問題を少し心のささくれを拡大したような話も伝わってくるもんですから、一体どういうことが起こったんかについてはよくわからないんですけども、本当に市の関係者が行ったのかどうかといったことも含めて、またよく調べてみにやいけない。

ぜひとも私どもとしては、デリケートな問題であることを念頭に置きながらしっかりと、ゆっくりではありますけれども、確実に気持ちがつながるようなそういう場を雰囲気をつくっていくことが大切であり、そうじゃなきゃなかなかコミュニティっていうものが復活できないんですよ。裁判で復活するわけにいかないんです、これ。やっぱり気持ちと気持ちの通じ合いでもって復活をしなければいけないと私は思う、その点はちょっと補足をさせていただきまして、答弁とします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

3回目。

とりあえず、私は裁判所じゃ警察じゃというまでに、コミュニティづくりが大事や、社会教育の中で人権教育の中でやっぱしひもといていくことが私は先じゃ思うとったんよ。ほいじゃけど、簡単な話じゃ、警察へ行け、裁判でも起こせという話じゃから、そういうふうな話じゃから、そら地元の人がどがいされるんか知らんで。ええ田んぼもろとる人も、いつまでたっても換地ができない、そらいい御答弁聞いとる思うで。そういうこつて、とりあえず人権問題については、社会教育の中での、ほんまに他人の問題じゃというような話じゃなしに、打ち解けるようなそういうなコミュニティづくりを進めていただきたいと、かように思います。

この項目は終わります。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、次の質問は休憩の後、お願いします。

ただいまより10分間休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

では、1項目めの大型事業の実施計画の説明について、これから質問させていただきます。

健全財政堅持と財政シミュレーションの提示を求める、それから2点目がまきボイラー、ストーブ設置と燃料木供給と価格設置についての質問をさせていただきます。

とりあえず法令遵守と健全財政についてですが、市の財政健全化と法令遵守について、萩原市長就任してから1年が経過しました。その間、都市公園、またこの前新庁舎を建設という、「聴取不能」を初めとする大型事業の実施計画を提示しておられますが、総事業費は全部でどのくらいかかるのかなど、何年ぐらいで完結させる思いなんかなどということ。

それから、合併支援としての交付税措置もあと4年で、31年で終了する。交付税一本化算定によって交付税もどんどん減り続けるんじゃないかと、ことは御承知のことと思いますが、全体計画を議会に一応全部提出し、あわせて美作市の財政シミュレーションを議会に示していただきたい。

それから次に、美作市が第二の夕張にならないためにも計画性のあるしっかりした財政改革を求めます。

また、市長は就任後、法令遵守を言われております。この意味は、文字どおり法令違反をしない、法律や条例を守るということで、朽木地区にNODAレーシングスクール、ドライバー養成学校も誘致をしておりますが、その生徒の中に15歳未満の生徒が3人在籍していると聞いております。学校教育法22条……。

議長（山本 雅彦君）

続けていきよんか。

13番（岩江 正行君）

これについては……。

〔4番安本博則君「次じゃ」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

ちょっと次。

13番（岩江 正行君）

うんっ。

議長（山本 雅彦君）

項目が……。

13番（岩江 正行君）

ちょっと初め言うてもらい、じゃからこういうな形の中で、義務教育法では義務を負うというふうにあるが、法令違反しとらんかということについて、1番、2番について質問をさせていただきます。

1番から質問させていただきますが、例えばあそこの林道3線、この事業計画の立ち上げが、初めからそもそも無謀な計画じゃないかというふうには私は思うんですが、計画性が全然ないと申しますのは、林道3線、これについたら国庫事業で補助金が出るんじゃない。これは、全部過疎債でいったら70%の元利償還してくれるけども、3割の負担は美作市にかかってくる、3割は。国の林道する場合には、50%の補助金をいただいたら、県が15%の上乗せができるらしいんじゃない。この前わし県庁に行ったんですよ、そしたら15%上乗せできるんじゃないと、あとの35%を補助裏で過疎債使うたら約1割ちょろっとで、市の財源を無駄にせえでも1割ちょっとであの林道ができるんじゃないということなんですが、なぜこういうふうなむちゃくちゃな無謀なやり方をしたんか。

お金がなくなって、この前も、話はちょっと横へそれますけども、雲海で100条もした、済みました、監査請求も済んだ、東粟倉工房にも監査請求をされた、市長が。それも、監査請求の結果が出てきちよる。誰

がこれ責任とるんかなと、こんな無謀なやり方をして、誰に責任があるんか。おまえら何しよんならって市民に言われるわけよ、役所のOBらにしっかりしてくれよというて、議会何しよんならというて、むちゃくちゃなやり方じゃないかと。

一番初めは、当初はがんばる交付金を使ってあの林道、1億1,000万円か何か知らん、手がけた。けれども、ここでまたこの8月18日だったか、入札があった。次の林道の延長が、これが8,000万円ほどの仕事が入札された。ほんで、初めはこれ、26年度は農村整備課が窓口になっとった。農村整備課から今度は今言よる都市住宅課になっとんよ、27年度になつたら、ことしなつたら。

それと、この6月の議会で部長、市長が答弁しとるもん、ちょっと議事録見させてもろうたが、今回のやつは起債事業でやるというて、計画しておるので御理解のほうよろしくお願ひしますというて言うとなんじや、6月に。6月に言うんだつたら、入札するんがちょっと早いんと違うん。この8月18日に入札しとる、林道3線。まだ予算は執行してないんじやろうけども、恐らくこの錢を充てるんじやろう、過疎債を。過疎債の変更契約は今度はここで出とる、過疎債の変更契約が。

それと、市長、議会は二元代表制であつて、車の両輪のごとくいかないけん。それが、執行部がどんどんどんどん先行してしもうて、後からなし崩すんか何か知らんけど、負担金条例の問題、これも解決しとらんの。何ならこれも情報公開したん、これは都市公園でやるから負担金は取らないことになつとんですというて言うとなんや。6月25日に総務省に電話した。そしたら、都市公園の認定をまだうちらは上がってきとらんでしとらんと、そいじゃあなかつたら過疎債を何ぼつけちやるとか、それから今言よるこれからの維持管理じゃな、これは。

これから大きな美作市のメリットやというて市長は、もうあんたらも言うとな、ここの中に。10アール当たり3万5,000円前後の金を、多少違うけども毎年つけてくれるんじやと、ざっと計算したら1億4,000万円ぐらいの金が交付税算入してくれるんじやということになつたら、これが来なんだらどないするん。これ一番、わし肝心なちょっと質問したいのは、ここのとこはどういうふうな認識でおられるんか、これ。個人の土地、都市公園法の中で国の補助金をいただいとつたら交付税算入はしてくれるかもわからんというふうな、わしはそういうな認識でおるんじやけども、これを民地の関係の中で本当に国が維持管理費を、借地契約しとつたて維持管理費を国が交付税算入してくれるんか、その辺のとこの理解のきちとしたもんがあるんだつたらそれも聞きたいし。

この順序にしてみても、初めに林道3線の設計を出した、それからそれが26年6月じや。それから、26年9月12日に美しい里山公園の設計委託料しとんじや。ほいで、地元説明をまだしてない、地元説明を。地元説明、地元がこれ反対したらどないになるん、これ。家建つのに図面もなしに大工さんが、先家建ちますか、あんた、おかしかりや、これ、順序が。ほいで、26年度に実施した林道3線の工事承諾書、これはとれとる。じゃけども、都市公園に指定する、指定にかかわる土地賃借契約はこれから基本設計を説明した後に締結するから、これはそういうな資料は不存在でつて言うとなんじや、どがいなるんじやろうかな思うて。これについてどういうな認識でおられるんじやろうか、どがいぞわしも理解に苦しむんじやけども、それで26年12月22日に今度は檜原3線の北原との〔聴取不能〕で3線の入札が執行されとるん、5,200万円ほどの。

この辺とこの説明をようわかるように、それから交付税算入が絶対間違いありませんよというような確証の中でやってもらわんだら、恐らくみんな、あんたらが言うたら皆ほんまじや思うとな、わしは、わしなりに動いて勉強しとるから、ちょっと難しいんじやねえんかなというな感じはしとるんよ。そない違うこと言うてもらつても困るから、それじゃからやつてもらつても困るから、その辺のとこもちょっとわかる説

明をお願いしたいと思います。1回目。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、まきボイラーの関係はここではいいんですか。

〔13番岩江正行君「えっ」と呼ぶ〕

まきボイラーの関係はここではいいんですね。

〔13番岩江正行君「それまた後で言うけえ、簡単に済むけえな」と呼ぶ〕

後で。

それじゃあ、答弁。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いろんな御質問が1項目の中に入っていますんで、なかなか答弁が難しいわけでございます。

まず、全体計画を示せという議論があったように思いますので、この点についてお答えしますと、全体計画を財政の総点検という形で示す必要があります。本来今ごろ時分にお示しをしたいと思っておるんですけども、不幸にして監査のほうはまだ監査結果を提供できてないというところで、せんだっても行政報告中の数字について議会からも留保つきの話だと、そういう御指摘があってそういうふうにお答えしたわけでございますが、それを見込みの数字であればいつでもできるわけでございますけれども、今心待ちに待っていると、こういう状況であることをまず申し上げますが。

ただ全体といたしまして、それぞれの今御質問があった公共事業、都市公園、そして庁舎については個々にバランスがとれている。つまり庁舎について言えば、これも御指摘があった合併特例債の枠の中におさめることができるし、おさめなきゃなりません、これ。これを余り超えよったんじゃいけませんので、その枠の中でおさまることになるように仕組んでいかなきゃいけないし、都市公園であればアセット効果と申し上げて、そのアセットを持つことによって交付税がふえるんですが、それで一定の期間内に全部が、そろばんが合うようにすりゃいい。という意味で、両方とも長期的な計画という意味では全て適合性があるというふうに思っております。

ただ、美作市として今まで全てこういうことがうまくいったかというところではございません。例えば、今いろいろ議員も御心配いただいております観光施設につきましては、そろばんが合ってなかったわけです。もちろんそろばんが合わないからやらないということでも必ずしもありません。学校でございますとか、その他の福祉施設についてそろばんが合わんからやらんということには絶対ならないんで、これはまた福祉の、住民の生活の支えということですから、やっていく。下水もそのような部分が含まれているわけでございます。そういう意味で、我々としては今御指摘のあったものについては全体計画を示したいと思っておりますけれども、それが監査の関係で停滞しているんで、正確な数字は示せないけれども、個々の論点についてはしっかりそういう分析ができていますので、全体計画においてもそれを狂わすことがないだろうと、こんなふうに思うわけでございます。

それから、林道3線とおっしゃいましたが、今年度の公園整備の基幹部分のことだと理解しておりますけれども、おっしゃるとおり、林道にはいろんな財政措置がありますけれども、さまざまな状況の中で私どもの財政当局とそういう建設当局が一番いい方法を選んだ。私ども、いろんな伝統を旧6カ町村からいただいておりますけれども、ありがたいことに、例えば旧作東町からは財源更正については一番いいものを選ぶという伝統をちゃんと受け継いでおりまして、私もいろいろ部下から聞いてみたんですけど、なるほど、確かに補助金という問題もあるんですけど、このほうが全体としての合理性が高いねという説明も受けてるわけで

ございまして、詳しい説明がもしあればお答えがあると思いますけども、ぜひお聞きをいただきたいというふうに思うわけでありまして。

それから、いわゆる順序につきましては、これも私もいろいろ考え方あると思うんです。どの一步を先にするかといういろんな段取りがあるんですが、去年がんばる地域交付金というものがついて、それが平成26年度内に全部執行しると、こういう制限がついていたことが一つの大きな大きな発端となって、林道整備の基幹部分を前倒しせざるを得ないということになったというのが私の理解でありまして、恐らくそれが合っていると思いますし、その判断をした建設部は私はよくやったなど、こんなふうに思っております。どうぞ御理解を賜りたいと思います。

それから、都市公園につきましては、議員が御経験ないのはわかりますけれども、私経験をしております、例えば国有地に市としての公園の整備をする形にしても大丈夫ですし、民間との関係で契約をきちっとした上で整備をするということについても全く何の問題もない。岡山市ではそれなりにきちっとした算定根拠に、寸分たがわず交付税が算入されている、基準財政需要の中に算入されている、神戸市でもそうであることを類似確認をいたしているわけでございます。

それから、御質問の中に監査の結果がという話がございまして、どういう文脈か必ずしもはっきりしないわけですが、念のためお答えを申し上げますけども、私どもとして執行部から監査委員会に対して、例えば幾つかの監査請求をしてござい……

[13番岩江正行君「ちょっと市長」と呼ぶ]

はい。

[13番岩江正行君「監査のこと言わへんで、わし」と呼ぶ]

おっしゃったですよ。

[13番岩江正行君「言やあせんで」と呼ぶ]

議長、済みません。

[13番岩江正行君「言やあせん、そがなものは。あんたがしゃべりよんじゃ」と呼ぶ]

いや、監査の〔聴取不能〕を。

[13番岩江正行君「言わあへんちゃ、監査のことを」と呼ぶ]

脇道にそれますがとおっしゃって。

[13番岩江正行君「監査のことは言うてないです」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

100条のこと言うたんでしょう。

市長（萩原 誠司君）

おっしゃったですよ。

議長（山本 雅彦君）

監査請求のこと言ったんでしょう。

[「監査請求」と呼ぶ者あり]

市長（萩原 誠司君）

言われましたよ。

[13番岩江正行君「監査請求言うたらんよ」と呼ぶ]

言われましたけど。

[13番岩江正行君「誰が言うたんな、ほいで、書いとらんのもここへ」と呼ぶ]

書いとらんけど、おっしゃったんですよ。

[13番岩江正行君「言うたら、ほなテープ戻せ、もう一遍」と呼ぶ]

それで私が答えてるわけですから。

[13番岩江正行君「言うたらん言よん、そりゃあ」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、市長、その答弁はここではよろしいですから。

市長（萩原 誠司君）

ちょっと、確認していただけますか。

議長（山本 雅彦君）

確認しますので。

[13番岩江正行君「確認せえ、確認しんさい」と呼ぶ]

市長（萩原 誠司君）

しばらく休憩して、確認してください。

とりあえず終わります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、発言の内容を確認いたしますので、しばらく休憩いたします。

答弁調整を含めまして、10分間休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時52分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岩江議員の質問の中であった中で、少し答弁に調整が必要だということになりましたので、しばらく時間をいただきたい。

よって、ただいまより1時まで休憩といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

1問目、1項目めの答弁の続きから行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、答弁を再開させていただきますが、お話を申し上げたことは、岩江議員の質問でいうと責任をどうとるかということに絡んで監査をしたやないかということで、これはまさに非常に連関した話でありまして、私どもとしてもこれが、法的な意味で責任を問うべき案件かどうかということについては、第三者機関である監査委員会の意見を頂戴するということは妥当な判断でありまして、意見を求めたからといって必

ずしもそれが事前に責任をとらなきゃいけないとか、判断をしているわけではありませんので、監査委員のほうから出た監査結果が、例えばそれは適法であるというのであればそれでおしまいになりますし。

それから、出た結果が、監査委員の方々が必ずしも法律の専門家ではございませんので、ちょっとわからんけどもどうかというなことになりますと、力及ばずよう分析ができなかったということになりますと、必要に応じて、必要がある場合には私どもの顧問弁護士にこの件については、例えば裁判上やり得る話だろうかということを精密に調べていただいて、責任追及が可能な場合には責任追及をさせていただくということになるわけでありまして、そのことについては現に今具体的に一定の件について請求を任意でし、それが答えられない場合には法的措置に移行するというをお話をしております。

続きまして、これは答弁の追加でございますけども、交付税算入については、私の過去の経験でできるっというなこと言いましたけども、実は注意をしなければいけない論点が1個は残ってございます。何かといいますと、公園台帳というものを私どもが整備をしております、その台帳に所定の条件をクリアした、つまり御同意をいただいた地域について交付税算入するというを各権限を私どもも有しております、それが普通には信頼されるわけでございますが、そのときに公園について整備を全くしないで公園だ公園だということを言い続けると、それについては公園としての整備も維持管理もできていないものをやったんでは、ひょっとしてこれは交付税の不当利得になるんじゃないかということで後々是正措置が講じられることが、これは危険性としてあり得るということでございます。

逆に申し上げますと、公園整備をすと言ったからには、ある程度の人が見て恥ずかしくない整備をしながら、そして交付税を頂戴していくと。一旦整備をすれば今度は維持管理の世界になっていきますんで、その際にも所要の維持管理をしながらしっかりと交付税を頂戴をしていくと。ただ、その交付税につきましては、額がぴったり維持管理費に合う必要はなくて、さまざまな交付税の中で市全体としてのさまざまな運営をしていくということになるわけでありまして。したがって、あえて〔聴取不能〕があるとしたら、ここで工事を中断するというなことをしますと、それ100%じゃなくても大丈夫だっという感じはあります。予算上の問題で合ってれば、10億円といったものが7億円でやってしまって、それがだめだと言え、必ずしも私は言われなと思いますけれども、しかし何もしなかったということだと、これは是正措置の可能性を惹起する、引き起こしてくるというふうに言うことができるんじゃないかというふうに思います。

それから、負担金徴収条例については、6月議会でたしか答弁をさせていただいたと思います。もし必要があれば、もし必要があれば6月議会のときに御納得いただいているんで、必ずしも必要があるかどうかわかりませんが、答弁を担当部長のほうからさせていただきたいというふうに思っておりますし、過疎債についてももし必要があればそういうこととお話をさせたいと思います。

それから、民地の承諾との関係では、先日の日笠議員の御質問の中で同じ論点が出ておりまして、るる申し上げましたけれども、私どもの職員組織が初めてこの問題に遭遇をしておるわけでございます、それなりの丁寧さというものを少人数の中でやってきているということで、なかなか準備がよくできなかった、想定よりはかかったということがその背景にあるってことをるる申し上げさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

以上で私からの答弁を終わります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

岩江議員御質問の、市長が大まかに説明させていただきましたが、不足のところを答弁させていただきます。

す。

まず、先ほど6月議会の話がありましたが、負担金についてはこのたびが初めてでございます。まず、6月議会で申し上げましたのは、国庫補助金を利用するために都市計画事業として都市計画を決定した場合には、土地所有者に建築や売買に対して諸制限や手続を強いることになります。貸借により実施するこの事業では、地権者に対して著しい制限や負担をかけないためにも起債事業で計画をしておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

次に、林道の受益者負担金でございます。

美作市農業農村整備事業受益者負担金徴収条例及び同規則に基づき、受益者から負担金を徴収することのできる林道事業は国営の林道整備事業、県営の林道整備事業、団体営林道整備事業、小規模林道整備事業、これは単県でございますか、それと災害復旧、災害復旧による事業に限られておりますので、現在の条例では負担金は徴収できません。

このたびの事業は、既存の林道、一時改良してあるわけですけど、それを借り受けた兼用工作物として来園者の皆様や公園管理が利用しやすく改良するもので、原因者である公園管理者である市が負担することが妥当と判断をしたものでございます。

次に、借地契約や地元説明ができてるということでございます。

先ほど市長が答えましたけれど、おくれたことは申しわけなく思っておりますが、今後誠意を持って説明をさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

城山の公園につきましての過疎債の関係でございます。

過疎対策事業債による整備を計画しておるところでございます。本年度の事業費は、当初予算で議決をいただいております額1億9,816万円のうち起債対象費1億9,000万円を予定しているところでございます。過疎債を充当いたします事業は、過疎地域自立促進計画に計上する必要がございます。これまでも予算計上と起債申請が先行いたしまして、借り入れまでに計画に計上するといった流れになっておるわけでございます。今議会に過疎地域自立促進計画の変更の議案を提出させていただいているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

〔13番岩江正行君「交付税算入」と呼ぶ〕

〔「市長、お答えが」と呼ぶ者あり〕

〔13番岩江正行君「あんた言うと、あんた、あんた関係ないんじゃ。うんっ」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

2回目な。

議長（山本 雅彦君）

2回目です。

13番（岩江 正行君）

部長、この負担は誰が払うん、市民が払うんじゃが、市民の借金になるんじゃが、市民の。これ公園するんだったら、都市公園法の中でこの事業を進めていったら、土地は3分の1の補助金くれるんじゃ。その補助裏はまた過疎債が使えるんよ。それと、建物やそういうな施設についたら2分の1の補助金くれるんよ。補助裏をまた過疎債使うたら、そんだけ軽減できるんよ。誰がこれ払うん、こんなの、借金を。

ほいで、城山公園は、20年ほど前に寺元町長が計画してあっこへやったことがある。それを今上がりよる人おらへんねん、けだもの道になってしもうとんじゃ。そいじゃから、あんた方も事業かかるときには責任だけ持ってやってもらわなんたら、市長が言うけんといういうたって、市長ら、おまえ、千葉へでも東京でもぱつと帰ってしもうたら、いやいや、こんなもの後を誰が見るんねというたら、ここおる人が見るんじやろう。たまったもんじやないぞ、これ。

それで、この国庫補助金の確保に向けてということは市長は言うとなよ。行政報告か閉会の挨拶で国庫補助金に向けて頑張るといふことは言うとなよ。それは全然、どこまで頑張ったんか。ほいで、初めは今言よる観光、レクリエーション施設でいったんじやろう。それが、最近のことしの6月になってから都市林というほうに変わるとんじゃ。なぜこういうふうにぐらぐらぐらぐら変わらにやいけんのか。ほんで、この窓口にしたって、農村整備課が今度は都市住宅課になつとる、こういうな説明も全然ありやあせん。

ですから、2項目めのまきボイラーの関係、ストーブの関係、こういうなんについても燃料供給するやつが1万1,000円じゃ2,000円じゃって言よるわけよ。この前テレビで真庭のやつ放映しょうりました。

3,000円から5,000円じゃって言うとなで、真庭は。西栗倉の村長も、6,000円以上出したら赤字が出るという言うとなよ。それと、兵庫県の新宮、あそこの会社、それから上月の会社、ここらでも2,500円から5,000円までで購入しよんよ。何でそがなことになるんじやろうか思うて。

それから、生産者組合というて、市が金出して生産者組合を立ち上げること自体がおかしいんじやねえんか。なぜそういうふうな金を入れにやいけん、20万円からの予算組んで、生産者組合に金を入れにやいけんのか。誰でも持って行って、みんなが今言よる決めた金の中で1トン、ほんなら8,000円だったら8,000円、6,000円だったら6,000円ですよ、5,000円だったら5,000円ですよと。西栗倉は6,000円で買って、3,000円が現金で、今言よる3,000円が金券なんよ、商品券なんよ。この差額のお金はどこいくんですか、6,000円から7,000円の差額、この金はどこいくんですか。この辺の説明をきちっとしてもらわなんたら。

じゃから、赤字が出たら、こんな高いやつを買わせて、今それでのうても今言よる一般財源をたくさんつぎ込みよんでしょう、愛の村でも。そういうな中で、その上に赤字が出たら雲海の問題、それから栗倉工房の問題。

議長（山本 雅彦君）

同じ項目ですから。

13番（岩江 正行君）

おかしいじやろう、誰が責任とるん、これ。未だたって今言よったが、市長の答弁のとおりじゃが、まだ何にも結果出とらんのに。ほいで、またして、その赤字のとこへまたそがんことしてみさい、赤字が出るのわかり切ったこっちゃが。その辺のとも答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、1項目めの1と2を続けて今やりましたので、その答弁を行います。

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

先ほどの議員の質問の20年ほど前に整備をしてあるということです。現在もその整備した跡がございま

す。たしか2年前だったと思いますが、林野の関係者の方々が整備をしたというようなことで新聞に出ていたのを拝見したという思っております。このたび城山へ上がる道も、今地元の方が整備されているのをあわせて整備をしていきたいというふうに思っております。

それから、都市公園の都市林と観光レクという話が出たんですけど、まず都市林といいますのは、都市公園の中には種類がたくさんございます。例えば、街区公園、近隣公園とか総合公園、運動公園と、たくさんあります。その中に都市林というのがあるので、都市公園の中の種類の一つというふうに御理解のほうをお願いいたします。

それから、観光レクのほうは多分起債のほうで、国の起債を借りるときのメニューの中の一つということですので、公園の種類とはまた違うというふうに思っております。

それから、担当課ですけど、昨年建設部のほうで公園のほうを担当するようになりまして、公園ということになれば、現在の都市住宅課がやるわけですけど、去年までは維持管理のほうが主で、住宅と維持管理ばかりしておりました。それで、いわゆる林道を整備するというので、事業に詳しいという者がいないということで農村整備課の職員が手伝いをしていたということですので、支出の関係は全部担当課のほうで、農村整備課ではなくて担当課のほうでやっております。そういう協力体制を持ってやっておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、まきの設定価格、この件につきまして御答弁をまず申し上げます。

このまきの価格でございますけれども、先進地の取り組み、それから近隣の状況等を把握いたしまして、施設に持ち込まれた場合の購入価格が1トン当たり大体1万円から1万2,000円ぐらいで流れているというのが主流となっております。

それから、針葉樹、広葉樹とあるわけでございますけれども、その種類、樹種によりましてこの価格に変動があるということも把握をしておりますので、現在林業従事者それから木材製材所、関係者等との協議の中でまきの価格につきましては、まきボイラー、まきストーブの導入施設にとって経費削減につながり、地域林業の活性化、循環形成となり、市内林業者の方々にとっても所得向上の要因となるべく、近隣の優良事例を参考にするとともに、市内の実情を勘案した価格設定にさせていただけるよう現在協議を重ねております。

市といたしましても、まきの価格が高過ぎますとこれからのまきボイラー、まきストーブを設置し、経費削減を図ることを目指している愛の村パークとか、それから個人でストーブを購入されてる人も大変困るわけでございますので、かといって価格が安過ぎますと生産者が逆に困るというこういうバランスがあるわけでございますので、そのあたりを十分に考慮しながら相互の信頼関係と御理解に基づきましてスムーズなまきの搬入作業が行われて、そして微力ながらでありますけれども、まき産業により地域経済に新たな効果が生まれる一步となることを期待をして取り組むものでございます。

それから、まきの供給でございますけれども、この供給につきましては、先ほど議員が言われました林産物生産者組合という組合を立ち上げまして、購入するということになっております。この生産者組合というのは、先ほど申し上げましたが、市内の林業関係者を中心とした方たちに入らせていただいて、今役員の方たち四、五名と、岩江議員が以前から言われてる価格につきましてもそういうことをいろんな形で協議をさせていただいて、まだ協議の途中ではございますので、結論は出ておりませんが、岩江議員が言われるこ

とも踏まえまして、これから検討をしていこうというふうに思っております。

先ほど少し愛の村パークのことも触れられましたけども、愛の村パークのまきボイラーを導入するという事は年間に約200トン、また総合支所におきましては3カ所ストーブが設置済みでございますので、約30トンを試算しております、今後詳細な協議は必要でありますけども、年間を通じて新たなまきの供給というものを可能にしたい、していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

[13番岩江正行君「ちょっと、部長、議長、どこら辺の調査したんか、それぐらいちょっとぐらい言うてくれる」と呼ぶ]

済いません、調査をしたところでございますが、西栗倉村それから真庭市、それから徳島県、愛媛県、山梨県、このあたりにまきボイラーが設置されておりますので、そのあたりに視察に行ったりお伺いしたりして調査をいたしました。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

3回目じゃな。

部長、これ用材というて言うたら柱になるけん。これ納めた人の領収書じゃ、精算書じゃ、8,000円になるん。これ石谷林業持っていつとん。こんな大きな木じゃ、5トン持っていつとんじゃ、5トン。8,000円なんよ、1トンが。それで、わしがちょっと疑問に思うのは、かまどの下にくべる木が、間伐した木が何でそんなに高いんじゃろかという一つの疑問を持つとんじゃ、なぜ高いんじゃろうかって。ほいで、どえりゃあ遠へのほうまで調査しなつとる。ほじゃけど、真庭というて真庭のどこされたんです。真庭、この間テレビで放映しとりましたよ、トラックに乗って、広葉樹や杉、ヒノキを積んだやつがとつとつとつとつ、車入つとるやつをテレビで放映しとりましたよ。これらが大体3,000円から5,000円ですというて言うたん。真庭のどこでされたんかな。

それと、用材がこんだけの金でしとんの、それとヒノキじゃ杉じゃというて言うたら、20分に一遍は木くべらなすぐ燃えてしまうんじゃって、灰つくるようなもんじゃというて。ほな誰がする、火くべるんな、ストーブたくさんといたら職員がたくねん。職員が、先ほど要らんことは言わいでもええけども、そんな高い給料の人が20分灰を取ったり、木をくべたりしよつたら、経費削減どころじゃない、余計高うつきゃあせんか、これ。考えてみんさい、年収700万円としたら、寒い時期、11月、12月、1、2、3、5カ月間はストーブの守りしてみんさい、どんだけかかるん、経費が。

そういうなもの教えてもらわんなら、市長きのう言いよつた、小さなお金で大きな効果を生まにゃいけんというて。それは、利は元にあるというのは、これ商売の鉄則じゃ。その中で、ストーブは市長が営業努力して、国からの補助金でがぼつともろうて帰つた。ほいじゃけど、後する者がむちゃくちゃばっかししよつたんじゃ、もろうてきたってええことならんぞ。あがいなものもらわんほうがえかつたなということになるぞ。

そういうことで、それから部長、土地関係者の関係についてもまだ議長言うてなかつたけども、土地の関係者の同意が一番になかつたら、仕事はとつとつとしていきよる。それから、今も言うたが、小さなお金で大きな効果を生まにゃいけんという、1割の市の負担でできるものを何で30%の過疎債を持っていくんならと、このことに私は疑問を感じとんですよ。これは誰が払うん、あんた方が払うんじゃないんじゃ、あ

んたも市民じゃから払うんじゃけど、みんなにかかってくるん、その辺のとこのやっぱし答弁をきちっとしてもらわなんたら困る。

議長（山本 雅彦君）

先に経済部。

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

まず、真庭市のその後調査に行った施設でございますけども、公共施設でございますして、温泉があつて宿泊ができて、レストランがある、こういう通常の施設でございます。

名前は差し控えていただきますけども、そういう施設でございます。そこに行って調べたところ、1トン当たりが1万3,500円、立米にしますと9,500、こういうふうな取引をされとる。それで、そのところに聞きますと、大体2時間に1回ぐらいでくべるといふことございまして、当然兼務でされています、専従ではございません。

それからあと、木の種類、ヒノキとか杉ということを言われましたけども、これはあくまでも木材博物館というホームページがありまして、そこで私どものほうが調べさせていただいたことございまして、この含水率が約15%の気乾含水率というのが比重はありまして、今回愛の村パークには含水率が40%程度で入れるというふうを考えております。ヒノキですと、愛の村パークに現在考えておりますのが、〔聴取不能〕がキロに言いますと約680キロ、それから杉でいいますと660キロ、愛の村パークに搬入するというふうを考えております。

あとは、大体以上ですか。済みません、以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から若干補足をいたしますと、御質問伺っておりますと、議員も御指摘のように、いわゆるまきのときにヒノキや杉はすぐ燃えると、それはそのとおりございまして、したがっていわゆる堅木と針葉樹ではまきとしての価値が全く違います。これは、基本的に3分の1といつていいぐらいの格差があるわけがあります。

それからまた、真庭でもそうでありますけれども、いわゆる山から切ってきたものと、それから廃材なんというのは、実は国の規制の中で電力料金の買い取り価格が違うんです。まさに切ってきた自然エネルギーを使う場合が一番高く、廃材、その他になりますと価格が下がってくるといったことや、あるいは間伐材、その他については補助金が当たってるケースが多いためですから、そういった状況の中で値段が下がってきているところがあるんです。下がってきているところと純然たるまきを比べると相当の格差がありますが、それは経済性が違うと、燃料としてのカロリーベースが違うということからもあわせて説明がつくわけでありまして、そういったことをさまざま考えたときに、我々としては、おっしゃるように20分で燃えてしまうようなものをどんどんどんやりようたら忙しかろうということではございますので、適切な形で、火つけはヒノキや杉でしますけども、火がついたら堅木に変換をしていくと、こういうことでコストを抑え、人件費も抑えていくということになる、こういうふうにご理解をしておりますので、よろしくお願ひします。

それから、先ほど部長がお答えしましたように、過疎債へ転換した理由は、都計を打たないと補助がもらえないと。都計を打つということは利用制限が非常に厳しくなるわけございまして、あそこのヒノキの山

は木が切れんのかというようなことになってくると何が起るかっていうと、基本的には都計を打つ前に山全体を購入しなきゃいけないっていう可能性が出てくるわけでありまして、そのときに何ぼ山じゃけん安いといひましても、1ヘクタールで100万円っていうことにはなりません。1ヘクタール100万円っていう値段を設定したとしても4億円かかるわけでありまして、そのお金を一体誰が払うのかということにもなってまいりますんで、これは早々注意をして、一番いいラインを選択をして事に当たらないと、まさに市民の負担になって、そのときになってそのまま要らん土地を買ってどねんしょうんならというふうに言われても困りますんで、今のような選択をたしかしたというふうに記憶しておりますんで、補足をさせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

総括。

それと、企画部長、あんたひどう答弁せなんだけども、言うたことに、決算もしてないからそのことを言えというのが無理があるんじゃないけども、きのうちよぼつと言うたわな、起債制限比率が15%じゃ、經常収支比率が90%じゃ、これ以上經常収支比率が90%でいうて、90、これ以上80超えていきようたら、今度は建設関係の仕事もできんようになってしまうんじゃないから。ほいで、こんだけの大きな事業、プロジェクトやってみせえ、なんぼある、これ。まだ決算しとらんから、そのことについてあひどうわしも触れなんだんじゃけども。

それから、部長、また何やら請願が、公園の請願が出とるらしいんじゃないけども、やっぱしわしらは賛成してあげたいけども、こういうな財源がきちっとせなんだら賛成できんのんじゃ。ほいじゃから、あんたも余り冒険するような話をせずに、あんた事業端の部長じゃから、冒険じゃなしに、ほんまに地についた行政をやってもらわなんだら、まるっきり市民の負担にかかってきて、後ろも前も行けん、途中からあれやめにやいけんようになることになっても困りますんで。

それから、部長、あんたも言よる話だったら、もうおかしげな木入れいでも、成木をとととと買うたらよろしいが、8,000円で買えるんじゃないから。言うとしてあげるから、1万3,000円で買うてくれるぞというて言うとしてあげますから、そういうことで今回の質問を終わります。

以上。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番7番、議席番号13番岩江正行議員の一般質問を終了します。

続きまして、通告順番8番、議席番号3番安藤功議員の発言を許可いたします。

安藤議員。

3番（安藤 功君）〔質問席〕

失礼いたします。

議長より発言の許可をいただきましたので、9月定例会の一般質問をさせていただきます。

けさほど来よりお話しに出ておりましたけれども、北関東、東北の雨による災害というのが本当に時間を追うごとにひどくなってきているようです。お昼のニュースによりますと、25人、26人という方が行方不明というようなニュースが流れておりました。本当に被災をされました地域、そして皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。一刻も早い救助と支援がなされますように、そして届くよ

うに心よりお祈りをいたします。

さて、今回の質問は3項目ございまして、1項目め、子育て支援について、2項目め、梶並地区高齢者向け施設の現状について、3項目めとして教科書の採択についてでございます。

私8番目ということで、若干重複する質問もあると思いますけれども、よろしく願いいたします。

9月に入りまして、朝夕涼しくなり、過ごしやすい季節となってきましたと同時に、季節の変わり目でもございます。皆様方におかれましては、体調管理には十分御留意をいただきまして、この季節の変わり目を乗り切っていただきたいなというふうに思います。

さて、皆様方も十分御承知のとおりのことだと思うんですけれども、先般また大阪において幼い命が2人も同時に奪われる、本当に悲惨な事件が起きてしまいました。事件の詳細についてはこれからの捜査による解明が待たれるところではございますけれども、この事件、犯人逮捕に関して昨日の一般質問の中にも出ておりましたけれども、設置されていたたくさんの防犯カメラが非常に役に立ったというふうな報道もされておりました。昨日の話にもありましたように、プライバシー等の諸問題も多々ございますけれども、昨今の犯罪状況を鑑みますと、やっぱり抑止力も含め、非常に重要なアイテムとなっているのは言うまでもないところだというふうに思っております。そして、抑止力に関して言えば、防犯カメラというのはあくまでも機械でございます。同時にやはり人、すなわち保護者、地域の方々との子どもたちとのかかわりというのも今後非常に大事になってくるのではないかというふうに思います。昨今の希薄になりがちな人間関係ではありますけれども、家庭の宝、地域の宝、そして日本の宝である子どもたちを犯罪や事故からみんなで守り育てることが大変重要だというふうに考えております。

そこで、今回私の一般質問に入らせていただきますけれども、私たちの宝である子どもたちを守り育てる第一次段階である子育て支援について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1項目めの1回目でございます。

美作市の子育て支援の今後の方針についてということでございますが、さきの6月定例議会におきましても同様の趣旨の質問をさせていただきましたけれども、再度今回は幅を広げて質問をさせていただきたいと思っております。

6月定例議会でも触れましたけれども、大胆な発想と視点で子育て支援に取り組んでいただくことが、美作市において現在子育て真っ最中の方々や、将来美作市で子育てをしていく方々に対しての大きな応援、そして支援となりますし、それが美作市の大きな魅力となって、そして市外にも幅広く発信することによって移住、定住、そして人口減に歯どめをかける一つの手段になり得るのではないのでしょうかというふうな旨のことを申し上げました。今現在、美作市として子育て支援に取り組んでおられる数々の事業等があると思っておりますけれども、概略でよろしいので、お答えをいただけますでしょうか。

また、その中で市内外に誇れる、美作市として先進的な取り組みがございましたら、市民の皆様にも御紹介をさせていただきたいと思っております。

さて、私は他の会派の方々とも御同行をいただき、7月に北海道北広島市に行政視察に行つてまいりました。北広島市のことを少し御紹介させていただきますと、1884年に広島県民により開拓された北広島市は札幌市の南東に隣接し、人口約6万人でございます。札幌市のベッドタウンとして栄えております。このベッドタウンという言葉なんですけど、現地でお聞きしましたら、その北広島市の市長さんはベッドタウンという言葉は大嫌いだそうで、あえてここで申し添えときます。けど、そういうふうに映りました、私には。

かの有名な当時の札幌農学校、現北海道大学初代教頭ウィリアム・スミス・クラーク博士が1877年帰国の際、見送りに来た生徒たちに「ボーイズ・ビー・アンビシャス」、「少年よ大志を抱け」という名言を残

された町でもございます。その北広島市が特に子育て支援に力を入れられ、町のさらなる発展と安定に向け取り組まれておられます。

高齢化率は26.1%ですけれども、人口ピラミッドも現地で見させていただきましたけれども、全国平均のそれよりも20代、30代、40代の人口が多く見られるピラミッドが形成をされておりました。私の推測ではありますけれども、その年代というのは特に子育て世代でございますので、北広島市が特に力を入れられている子育て支援の充実が少なからず影響を与えているのではないかなというふうに思いました。美作市としても、非常に参考になる部分も多いと考えられますので、少しお時間を頂戴しまして、御紹介をしたいと思います。

まず、さまざまな施設がございまして、そして子育て環境としてまず保育所11カ所ございます。公立が3カ所、私立が8カ所、幼稚園が8カ所ございまして、そこでは未就学児、2歳、3歳児のサークルを実施されているということでございました。

それから、子育て支援センターが3カ所、児童センターも3カ所、一時預かり保育事業が3カ所、この3カ所のうち1カ所では休日保育も実施をされているということでございました。そして、ファミリー・サポート・センター、それが1カ所、これも美作市にございますけれども、それからこども緊急サポートネットワーク1カ所、これは業務委託でされておりました。

それから、健康推進課というのございまして、マタニティスクール、育児交流会、遊び教室などをされているということです。こども発達支援センターにおきましては、発達障がい等の子どもさんや、そして御家庭を支援され、保育士や保健師、担当職員、教育委員会等々と密に連絡をとり合いながら行っているということで、ほかにもさまざまな施設、環境がございました。地域みんなで子育てという理念のもと、子育て支援の取り組みをされておられました。

そして、ファミリー・サポート・センターでは、美作市でも行われていると思いますが、日帰りで子どもを預けたい人が子どもを預かっていただける人、利用会員と協力会員との連絡調整等を行っておられると。また、ひとり親世帯の方には、仕事などの理由により夜間に子どもを養育することが困難と認められた場合、もちろん決められた日数はございますけれども、市内の児童養護施設によって預かっていただけますし、一時的に家庭生活支援員を居宅に派遣し、食事の世話や清掃、買い物などの生活援助と家庭生活支援員の居宅において子どもを預かる、連れて帰られるんです。子育て支援があるということでございました。

また、ひとり親世帯の方でなくても、保護者の仕事や、また慶弔時、冠婚葬祭等々の理由により一時的に子どもを養育することが困難な場合、児童養護施設によりショートステイ事業として短期入所ができる生活援助事業も行っておられました。

また、緊急の場合である、子どもが病気などのため保育園等に預けることができない場合、児童の病後児童預かり、いわゆる病児保育——きのうのお話にも出ておりましたけども——や保護者の急な残業、出張等の場合の緊急預かりやその他の理由による宿泊預かりも行っておられるということでした。

続きまして、シルバー子育てサポーターといわれる60歳以上のボランティアスタッフの方がサポートセンター等において昔遊びの伝承や子育てアドバイスを行い、乳幼児の健やかな成長を支えていくお手伝いを、これはもう毎日、日常的にされておられるということでした。

現地で現場も見学をさせていただきましたけれども、子どもたちはもちろんのことなんですけれども、元気がいっぱい楽しく、みんな笑顔で遊んでおられました。と同時に、スタッフの方々にもお会いをさせていただきましたが、本当に皆さんが自分の仕事に誇りを持ち、実に生き生きとされておられたのが非常に印象的でした。

こうした取り組みをチラシやポスター、さまざまな媒体を使って市内外に発信し、北広島市だけでなく市外からもいろいろさまざまな施設の利用者があるというなことでございました。

そのほかにもいろいろとございましたが、こういった事例を長くなりましたけれども、美作市の今後の子育て支援のさらなる充実に取り組んでいただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか、1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、安藤議員の子育て支援について、美作市の子育て支援の今後の方針についてということで答弁させていただきます。

美作市においても、子育て支援として保健師による赤ちゃん訪問、乳幼児健診、親子の交流の場である子育てサロン、産婦教室、子育て不安の強い母親への支援教室、発達支援教室、発達支援相談、ファミリーサポート事業など、多くの支援を実施しているところでございます。

市では、本年度より臨床心理士を採用し、嘱託心理士と2名体制で親御さんからの発達についての相談はもとより、幼稚園や学校に向いて先生方から園児、児童の対応の仕方に関する相談にも対応しており、4月から8月末まで既に実人数で118人、延べ人数で157人の相談を受けている状況でございます。

また、赤ちゃん訪問は、生後間もなく保健師が御自宅に訪問するものでございますが、過去5年間の平均を見て、約97%とほぼ全員に訪問していることは誇れることであり、出産直後の最も不安が強い時期に保健師が訪問することで不安の解消に大きく役立っているものでございます。

北海道北広島市の例を御提示いただいております、確かに美作市にないサービスも柔軟に取り組まれていると拝聴いたしました。その中で、特別な一時預かり事業や病児保育事業については、受け入れができる事業所や医療スタッフ、保育スタッフなどの人材が確保できなければ実施できない事業であり、美作市としては課題が大きい部分がありますが、現在は取り組みをしていない状況ですが、シルバー子育てサポーターについては地域の子育て支援の機運を高める上でも効果的な方法と考えますので、早速子育てサロンの中に取り入れられないか検討をしていきたいと考えております。

また、発達支援センターについては、美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に掲げており、今後設立を推進してまいります。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

安藤議員の御質問、子育て支援の今後の方針についてでございます。

昨日の谷本議員への答弁と重複する部分もございますが、子育て世代の方々の移住、定住を促進する施策といたしまして、住宅の新築や中古住宅の購入、改修のための補助制度を設けておるところでございます。

平成24年度から昨年度末までの3年間の利用状況でございますが、交付件数が176件、交付金額は9,334万1,000円に達しておりまして、同居の御家族を含めまして493人の移住、定住に効果がございました。このうち、補助金申請時に申請者の方または配偶者の方が40歳未満だった件数は92件でございます、314人の移住、定住者のうち15歳以下の児童・生徒は134人となっております、子育て支援策として一定の成果につながったものと考えてございます。

このほど作成いたしました美作市まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿いまして、今後は転入者だけでなく市内在住の方、特に子育て世代の方を対象とした制度の拡充についても検討したいと考えておるところでございます。これによりまして、移住、定住の促進とあわせ、子育て世代への支援の充実を図り、人口減少の抑制につなげたいと考えておるところでございます。

なお、現在の補助制度に関しましては、昨日配付させていただきましたパンフレットに掲載しておるところでございます。市のホームページ「暮らしの情報」にも移住、定住のための補助金制度が改正されましたと題しまして、詳細な内容を掲載いたしておりますので、こちらのほうもごらんいただければと思います。

制度は、平成31年度までの5年間でございまして、多数の方に活用いただけますよう今後も告知、PR等に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

2回目。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

美作市の子育て支援の今後の方針についての2回目でございますけれども、まず臨床心理士、そして嘱託心理士と2名体制で子どもさんの発達についての相談を親御さんのもとより、現場の先生方からも受けて対応され、4月から8月末までの実人数で118人とのことでございますが、具体的にはどのような相談が多く寄せられ、そしてどのように対応、対処されているのかをお答えできる範囲で結構ですので、お答えいただきたいというふうに思います。

また、赤ちゃん訪問に関しては、生後間もなく保健師さんが自宅訪問され、過去5年間で97%のことというところでございます。さまざまな理由でなかなか100%達成というのは難しいのかもしれませんが、御答弁ございましたが、お母さん方が産後や子育てに関して不安を抱いたり、そして孤独にならないようにするためにも、例えば生後1回の訪問に限らず、定期的に訪問をしていただけるような体制を整えるなど、ぜひとも今後もさらなるサポート体制の充実を図っていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

そして、時には訪問される時に心理士さんも同行されて、もし万が一障がい等がある場合は早期に発見し、適正な対応、対処されることも必要というふうに考えております。

そして、一時預かりや病児保育に関しては、御答弁にあった理由等、美作市にとっては課題が大きいというふうな御答弁でございましたが、しかしながら私もよく御意見を頂戴するわけですが、市内にはそういったニーズは本当に多いというふうに感じております。今後ぜひとも前向きに調査研究をされ、導入に向け努力を賜りたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

続きまして、シルバー子育てサポーターの件に関しましては、早速取り組みを検討していただけるということでございますので、ぜひとも早急に検討され、その後にはぜひ同意を図っていただくように再度お願いを申しておきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけど、北広島市で現場を見させていただいたんですけど、子どもたちはもとより、シルバーサポーターの方々の生き生きとしたお姿に本当に感動、感激をいたしました。心と体の健康に大いに役立っておられるんだなというふうに感じましたので、申し添えておきたいというふうに思います。

そして、移住、定住を促進する施策で住宅の新築、中古住宅の購入、改修のための補助制度に関して、部

長からも御答弁ありましたが、同居の家族を含めて493人の永住、定住に効果があり、15歳以下の児童・生徒は134人で、子育て支援策として一定の成果につながったということがございますが、やはり子育てするなら美作市と言われるくらい、今後もますますの施策の充実と同時に、皆様に関わりやすいユニバーサルデザインの表現で、ここ6月議会でちょっとお話をさせていただきましたが、美作市のますますのアピールを図っていただきたいというふうに思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、安藤議員の2回目の質問に答弁させていただきます。

まず、臨床心理士の相談ですが、多くはお子さんの特性に関する不安や困り感に関する相談で、保護者の方へはまずお子さんについて理解してもらうこと、さらにかかわり方のポイントなどについてアドバイスを行っております。相談の中で、お子さんの発達を客観的に見るために、必要に応じて発達検査も実施しています。発達検査の結果は、心理士から保護者の方へ説明し、必要に応じて支援に当たる先生などにも同席していただいたり、学校や幼稚園、保育園に訪問して、お子さんの支援について一緒に考えております。

また、保育園、幼稚園に対する巡回相談も実施し、気になるお子さんの様子を見させていただいた上で、そのお子さんの理解や支援について保育士さんと共有し、具体的な対応や必要な機関につなげております。この巡回相談は定期的にも実施し、同じお子さんを何度も見ることで、前回の相談で検討した支援について実施してどうだったか確認をしております。また、必要に応じて次の手だても検討し、ライフステージを通じて一貫した支援につなげるよう連携を強化しているところでございます。

また、赤ちゃん訪問のサポートについてですが、赤ちゃん訪問を実施した際、お母さんやお子さんに支援が必要と思われた場合には、必要な支援を検討し、随時必要に応じて訪問を実施したり、乳児健診時に丁寧に確認したり、他の事業を紹介したりしています。

病児保育につきましては、市内で実施できる方法を今後検討してまいります。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

安藤議員の2回目の御質問でございます。

子育てするなら美作市と言われるくらいに、今後も施策の充実あるいは皆様に関わりやすいユニバーサルデザインを表現で、美作市のアピールをという御質問でございます。

先ほどもお答えいたしましたように、移住、定住を支援いたします住宅の新築や中古住宅の購入、改築等への補助に関しましては今後制度の拡充について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

また、ホームページなどにつきましても、より見やすいものにするとか、あるいはスマートフォンなどにも対応できないかといったようなことで、工夫しながら施策や制度の内容等、皆様に関わりやすくお示しいたしまして、多くの方に利用していただけますよう告知やPRの努力を今後とも重ねてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

では、3回目です。

先ほどの御答弁で、乳児健診時に丁寧に確認をしたりというふうな答弁ございましたけれども、その乳児健診時、これは市民の方からちょっと御提案を賜ったんですが、健診時に心理士さん、お二人いらっしゃるんですけど、その健診時について一緒に行っていただいて、ぜひとも保健師さんとともに健診に立ち会われると考えるんですけども、それもどうなのでしょう、それは人的に不可能なんでしょうか。ぜひともそういうことをしていただきたいという御意見を賜ったんですが、3回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

3回目の質問に答えさせていただきます。

全てが最初から全てというわけにはいかないかもしれませんが、必要があればそういう同行訪問ということは今後検討していきたいと思っています。〔降壇〕

〔3番安藤功君「総括です」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

総括です。

3番（安藤 功君）

るいろいろとお聞かせをいただきました。本当に子育て支援というのは今後重要な課題、検討事項になってよいと思います。御答弁いただいたように、病児保育とかシルバーサポーター、また心理士さんとの乳児健診ということも前向きに検討していただけるということなので、ぜひとも早急に御検討いただいて、実施に向けて取り組んでいただきたいというように思います。よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、2項目めは休憩の後からお願いします。

〔3番安藤功君「はい」と呼ぶ〕

ただいまから10分間休憩します。

午後2時02分 休憩

午後2時13分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤議員、2項目めの質問からよろしくお願いします。

3番（安藤 功君）

それでは、2項目めの質問に入らせていただきます。

梶並地区高齢者向け施設ということでございますが、やまゆり苑に建設予定の高齢者向け施設の現状ということでございます。

昨年より計画があったと思うんですけども、勝田地区の梶並にありますやまゆり苑敷地内に高齢者向けの施設を建築するとのことでしたが、いいですか。

きょう現在というか、昨日現地を見させていただきましたところ、施設運営をされる方なんでしょうか、業者さんらしき看板がちょこっと立っておりましたけども、そして地面にロープといいましようか綱といい

ましようか、形が型取りがしてあるように見受けたんですが、地元の方々などからも本当にいろいろと問い合わせがございませう。現在その計画はどのように進行しているのか、現在の進捗状況をお答えをいただきたいというふうに思ひませう。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、安藤議員御質問の勝田地区、梶並のやまゆり苑の敷地内に建築予定の高齢者福祉施設、サービスつき高齢者住宅及び小規模多機能型居宅介護事業所でございますが、この件について答弁させていただきます。

施設を整備する事業者からの報告によりますと、9月下旬には工事に取掛かりたいとのことではございますが、採算性の困難な地域であり、できるだけ自己資金で対応したいということではございませう、冬になり雪等の影響もあるため、完成時期については未定ということではございませう。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

2回目の質問でございますけれども、御答弁にありましたサービスつき高齢者住宅及び小規模多機能型居宅介護事業所とありますが、具体的にはどのような内容の施設でございますか。例えば、規模とか利用料とかサービス内容とか、そんなあたりがおわかりでしたらお答えをいただきたいというふうには思ひませう。

また、9月下旬に工事に取掛かるとのことではございませうけれども、そういった内容を地元なり関係者等に説明会等はされているのかいないのかということと。

それから、事業所さんは話の中で民間企業さんなのかなという感じはしましたが、民間企業さんでよろしかったでしょうか。

また、やまゆり苑の敷地内に建築されるようではございますけれども、土地を売却されるのか、それとも賃貸契約かといったところをお答えいただきたいと思ひませう。

そして、完成時期は未定とのことではございますけれども、一応その業者さんでしょうか、ある程度予定というか工程というか、立てられて進められていると思ひませうが、本当に今の段階では未定なのでしょうか。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

議員、2回目の御質問でございます。

梶並地区の高齢者向け施設の規模、利用料、サービス内容等についてでございますが、まずサービスつき高齢者向け住宅ですが、いわゆる民間の賃貸住宅で、バリアフリー構造などを有しており、介護、医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供する施設で、県知事の登録を受けたものということになっております。

業者のほうの申請のときの戸数でございますが、24戸、4部屋となっております、最大で家賃とか共益費、食事などで11万6,000円程度となっております。

また、小規模多機能居宅介護事業所でございますが、利用、登録定員が25名、通いのサービス定員が15名、宿泊サービスが5名の施設で、サービス内容につきましては通いと訪問と宿泊等をうまくミックスして行うサービスを提供するものでございます。

利用料につきましては、利用される方の介護度に応じて自己負担が必要で、それ以外に食事が昼食であると約540円、宿泊をされると約2,060円は別途の費用、別の費用と、負担ということになります。

次に、御質問の説明会につきましては、業者が地盤調査等をした後、梶並地域で行いたいと考えておりました、またこの事業は先ほどの質問の中にもありましたが、民間事業が建設するものであり、業者は株式会社ということでございます。

また、やまゆり苑の敷地内の土地は、必要な部分につきまして無償貸与ということでございます。

完成時期につきましては、1回目でも答弁をさせていただきましたが、採算性の困難な地域であり、できるだけ自己資金をもって充てるということで、なかなかはっきりとした完成時期というのがちょっとこの場では申し上げれないというのが実情でございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

じゃあ、3回目です。

未定ということで、採算性の困難な地域でありっていうのは、これは恐らく何日たってもその状況は余り変わらないのかなと思うんですが、できるだけ早目にできるものであればと思うんですが、御答弁にありましたできるだけ自己資金で対応したいとのことで、できるだけっていうことなんですが、もしかしたら市の補助が必要になる、発生するというような可能性があるという御答弁でよろしかったでしょうか。

それと、未定ということは、万が一ですが、中止もあるというなことで考えたらよろしいでしょうか、3回目とします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

市のほうといたしましては、まず補助の関係なんですけど、小規模多機能の国からの補助というのは、これは別枠でございまして、対象になれば対象になりますし、対象にならない場合もあります。これは一応別個にいたしまして、市のほうといたしましては、先ほどからも答弁させていただいておりますが、なかなか採算性の厳しいとこなんで、必要な部分の土地について無償貸与することによってその地にサービスつき小規模多機能の事業をやっていただくということで、その面においては無償貸与という部分が市の支援ということになります。その無償貸与の部分につきましては、先ほどいろいろなものを含めての金額を申し上げましたが、その金額を少しでも、家賃を少しでも安くしていただけるようお願いしたいという思いで、今後建設が進めばそのあたりは調整させていただきたいというふうに思っております。

それから、中止があるかどうかという話でございますが、これは繰り越しの事業でございまして、本来からいえばことしの3月に完成していなければならない事業でして、それが繰り越して、繰り越した事業については遅くとも10月ぐらいまでには完成するのが通常のスタイルだと思うんですけど、それがさらに延びておまして、事業の採算性と自己資金とそれからいろいろな調査をそれまでもされていたんですけど、されとるような状況でございまして、それを総合的に含めまして、ここで初めて出てきた事業でございまして、

たら中止とか全く考えてないという思いでございますが、市のほうとしては当然やってもらわないといけないという気持ちでいっぱいでございます。そのために土地の無償提供というようなこともやらせていただいて、一生懸命やろうと思っております。ただ、これは相手方、事業者があることなので、相手方の気持ちを100%ここで表現するわけにはいきませんので、ぜひともやっていただきたいということで協力をさせていただきたい、支援をさせていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、総括。

3番（安藤 功君）

総括ですね。

わかりました。いずれにしましても、近隣の方また地元の方、いろんな方々の、できるのかな、本当にできるのかな、できんのかなみたいなちょっと不安を抱えられているような御意見も賜っておりますので、極力環境が整わなければならないんでしょうけれども、早目に説明会を開いていただくことを強く要望させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、続けて3項目めに入ってください。

3番（安藤 功君）

それでは、3項目めでございます。

最後になりましたけども、教科書の採択についてということでございます。

美作市の小・中学校に使用する教科書の採択についてでございますけれども、子どもたちが学校で使用する教科書は、非常に多くの子どもたちが初めて学問に触れるとき使用する大変重要な、そして大切なものでございます。私も、遠い過去になりますが、小学校1年生のときにぴかぴかの初めてもらった教科書にすごく感動した記憶が本当に鮮明に残っております。昔も今も教科書によって知識や学力をつけていくのは当然のことですけれども、昨今も大きくいろいろ取り上げられてます道徳また公民、それから歴史教科書を初め、本当に子どもにとって人間形成にも大きく影響していく場合もあるというふうに考えております。

そうした重要な教科書ですけれども、美作市立の小学校、中学校でも、当然のことながら文科省の検定済み教科書を使用されていると思いますけれども、採択の、教科書を使う、採用する流れをちょっと教えていただけますでしょうか。

岡山県教育委員会や、もちろん地元の教育事務所等も関係されているんだろうなというふうに思いますけれども、御説明をいただけますでしょうか。

またそして、採択された場合、なぜその教科書になったのかという採択理由ももちろん明らかにされなければならないと思いますけれども、現状はどのようになっておられますでしょうか。

1回目の質問とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

教科書の採択につきましての御質問ということで、私たちは先輩の教員から教科書を教えるのではなく、教科書で教えなさいと。つまりしっかり教科書の内容を自分のものにして、そしてその内容をしっかりと教

えなさいというふうにして私たちも今度は後輩に向けてそのようなメッセージを発しているところでございますが、いずれにしても教科書というものは非常に大事なものでございますし、当然御質問の中にあつたように、全て文部科学省の検定済み教科書でなければ公立の学校では使用はできません。

さて、美作市の小・中学校の教科用図書の採択についてでございますが、これは義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条により、採択に当たりましては都道府県教育委員会が市町村の区域またはこれらの区域をあわせた地域を採択地区として設定し、採択地区が2以上の市町村の区域をあわせた地域であるときには地区内の市町村教育委員会が協議して、種目事に同一の教科書を採択するというふうに関わられております。

美作市は、現在県内8つの採択地域ございますが、その中の津山地区となっており、3市5町2村で構成されております。津山地区内の教育長ほかからなる津山地区教科用図書採択市町村教育委員会協議会が選定委員会、これを2回実施いたします。そして、研究委員会を3回実施いたしまして、こういう委員会を組織し、調査し、研究を行っております。第2回目の採択協議会におきまして、選定委員会の研究結果の報告を受け、各市町村教育委員会で最終的な選定のための協議をいたします。その後、第3回の採択協議会を経て、選定案1種に決めるということでございます。

採択理由につきましては、昨年度採択された小学校の教科用図書についてはもう既に岡山県の教育委員会ホームページで公開されております。また、今年度採択がえで採択になりました中学校の教科用図書の採択理由につきましては、9月1日から県教委のホームページに公開をされております。8月31日までに決定するというので、9月1日からは公開ということとなっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

御答弁によりますと、津山地区、3市5町2村の採択地域であるということございまして、選定委員会、研究委員会、採択協議会を経て選定案が決まり、採択されるとの流れのようですけども、この津山地区内の全ての小・中学校、当然中高一貫でできた津山中学も含めて同じ教科書を使うという解釈でよろしいでしょうか。

また、教科書候補の閲覧期間があつたように思うんですけども、幾つか社会科は社会科、理科は理科みたいな、各出版社の教科書が見て比べれるという期間があつたように思うんですけど、これはどの段階でさっきの説明の、どの段階で閲覧期間を設けられているのかなというふうに思いますので、ちょっとこれをお答えいただきたいと。

また、閲覧に関して、市民に対してどのような告知を行われているのでしょうか。いつからいつまで、どこどこでこういう教科書を閲覧できますよっていうのが、告知です、どういうふうな方法でされているか。

閲覧に当たっては、教科書を見られた方々の御意見等、感想とか伺っておられますでしょうか。そうであれば、そこで賜った御意見等は教科書を選定するに当たってどのように反映されているのかなというふうに思いますので、お答えをいただきたいと。

また、教科書は何年で更新、変えていかれてるのかっていうのもお尋ねをしたいと思います。

以上、2回目とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

教科書採択につきましての2回目の御質問をいただいておりますが、これにお答えさせていただきます。

まず、津山地区内の市町村立の小・中学校は全て同じ教科書となります。しかしながら、県立中学校でございます津山中学校は学校単独での採用、そうした研究会等の意見、参考意見というのは参考にいたしますが、単独での採用となっておりますので、現在津山地区とは異なっております。

そして、この展示ということでございますが、岡山県が主催します教科書展示会、これは作東農村環境改善センター内にある法定展示場、教科書センターにおいて6月19日から7月8日までの期間行われております。ここへ実物の教科書を持ってまいりましたけれども、このところに教科書センター用見本となっておりますが、これを全ての種類、全ての会社のものを入れております。

この期間でございますが、この期間は各教科の専門の事項、各教科の専門の方がこの教科書を見て内容を研究する研究委員会及び選定のための意見を聞く選定委員会、この開催時期ということになります。

このセンターの市民への告知につきましては、現在岡山県教育委員会のホームページ「教育時報」、またこれは山陽新聞、6月20日付の新聞においては会場等が全て、県内の会場が全て掲載されておりました。今後は、市民の方へできるだけお知らせできるように美作市のホームページ、広報紙への掲載等も検討してまいりたいと考えております。

なお、作東の農村環境改善センター1階にあります教科書センター、これはいつでもごらんになれますので、今現在も過去のものも含めまして、教科書、こうした見本をごらんになっていただけます。

次に、閲覧に当たって教科書を見られた方々の御意見はどうかということでございますが、この御意見等は教科書採択に当たってどのように反映されていますでしょうかという御質問ですが、この6月19日から7月8日までの期間にはこの教科書センターの中には意向書というものを置いております。この意向書にそれぞれ自由に意見を書き込んでいただけます。それを私どもは見せていただいておりますので、ことしは作東の教科書センターでは30枚の意向書をいただいております。この意向書は、研究委員、選定委員、教育委員会、協議会委員へ届けられ、教科書研究に生かされております。

最後に、教科書をおおむね何年で変えられるのかというお尋ねでございますが、教科書は4年ごとに変わるということになっております。

いずれにしても、子どもたちが学びやすい、わかりやすい教科書、多くの方の御意見を取り入れながら選定するよというように努めております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員。

3番（安藤 功君）

御答弁をいただきました。

いろいろとホームページ、岡山県の教育委員会のホームページにいろいろと載っていますよと、決められた、選択された教科書また選択理由がホームページに載っているということなんですけど、ちょっと1点だけお尋ねしたいのが、選定委員会で恐らくその会議の議事録というのをとつとられると思うんですけど、どういう経緯でこの教科書になったというような、議事録はそのホームページに載っているのでしょうか、載っていないのでしょうか、お答えをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

選定委員会につきましては、これは協議内容というのはホームページ等では公開しておりませんが、その事務局というのがございまして、そこに開示請求ということで教育委員会を通じてしていただければ、この議事録は作成しておりますので、そうした形で公開はできるというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

〔3番安藤功君「わかりました」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

安藤議員、総括です。

3番（安藤 功君）

総括、それでは総括させていただきます。

開示請求すれば見れるよということですね、わかりました。

私も十数年前ですから、まだ市に合併する前なんですけど、実は選定委員っていうのに選ばれたことがあります。今とやり方違うかもわかんないんですけど、中学校のPTA会長でそういう役目にたまたま回ってきたんですけど、その会場へ行きますと、大きな紙袋にたくさんの教科書がどっさり入って、両手で持たないと持てないほど教科書をどんと出されまして、さあ見てくださいと。それは持って帰ったらだめですよって言われたんです。決められた時間でそれだけの教科書、正直見れません。いいのか悪いのかわかりませんでした。今やり方変わってるのかもしれないよ、ごめんなさい。

本当にここんどこ、子どもたちが使う教科書ですから、やっぱりよくよく検討されて、よりよい教科書を選んでいただきたいというふうに思います。

戦後70年という節目の年でもありますし、国会でも安保法制に関して大きく議論され、またマスコミも大きく取り上げて報道をされておまして、国民も特に歴史を含む教科書に関して関心が非常に高くなっているというふうに思っております。ぜひとも教科書採択時において、一人でも多くの市民の皆さんに見ていただいて、たくさんの貴重な御意見をいただき、賜るような機会をぜひとも持っていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、9月の私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番8番、議席番号3番安藤功議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番9番、議席番号2番重平直樹議員の発言を許可いたします。

2番（重平 直樹君）〔質問席〕

議長の許可を得ましたので、9月議会の私の一般質問を行います。

議会活動の一環として市政のあり方をお尋ねいたします。わかりにくいところがあるやもしれませんが、執行部の慎重な回答を望みます。

6月議会に引き続き、コンプライアンスについてであります。

市長は就任後、コンプライアンスの遵守を言われています。この意味は、文字どおり法令違反をしない、つまり法律や条例を守ることではありますが、圧倒的な大多数の国民が当たり前のこととして守っているところでもあります。萩原市長は就任後、多くの市民の理解を得ながら行政運営を行う血の通った常識ある市民に開かれた行政運営を行うことであろうと思いましたが、思っていました。

複数の市民の方からぜひ一般質問で市長の考え方がわからないので、市の方向を聞いてほしいと要望がありました。根底には、先ほど申しましたコンプライアンスの遵守は血の通った常識のある行政運営に尽きると思いますので、詳細でなくてもよろしいですが、コンプライアンスは市長の公約のように発言されていたことでもありますから、質問いたします。

まず1件目、これは今さっき安藤議員が質問したのとほぼ同じです。勝田地区、梶並の高齢者福祉施設の建設はどうなったのでしょうか。ホームページにも発表され、運業者も決定したように思いますが、地区のお年寄りたちが利用していたグラウンドゴルフ場の移転を指導されていましたが、いつオープンになるのでしょうか。これは、答弁はよろしい、今さっき安藤議員のときに聞きましたので。

次に、朽木地区のNODAレーシングアカデミーですが、義務教育在学中の、市外ですが、子どもがいます。本来なら当然学校に通うべく年齢の子どもが登校していない状況であります。このような状況に美作市が支援するということは義務教育を否定することでしょうか。また、市内の不登校、児童・生徒の問題はどう対処されるのでしょうか。

3件目、市長はふるさと創生に係る総合戦略の中でも、多くのページを割いてベトナム人の就労など考えておられるようですが、市内の若者の就業率はどのように捉えておりますか。若者に仕事がないから市外に流出してるのではありませんか。市内在住者の就職が美作市長にとっては最優先でないでしょうか。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

重平議員の御質問、朽木地区のレーシングドライバー養成施設についての御質問でございます。

就学義務につきましては、憲法第26条第2項を初め、教育基本法、学校教育法に規定されておまして、これを否定する考えはございません。

NODAレーシングアカデミーにつきましては、平成25年4月に栃木県茂木町に開設をされ、運営をされてまいりました。当時から中学生も学んでいたと聞いております。美作市におきましても、この方式を踏襲する形でNODAレーシングアカデミーを支援しておりますが、子どもたちの夢がかなうよう、よりよい方法があるのではないかと模索をしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

失礼いたします。

重平議員の御質問の中で、市内の不登校、児童・生徒の問題はどのように対処されるのでしょうかという部分につきまして、教育委員会としてお答えをいたします。

美作市における不登校への対応といたしましては、昨日も小・中連携というお話をいたしました。小・中連携を密に行い、いわゆる中1ギャップへの対応、そして欠席3日目までの早期対応、またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用して、定期的な教育相談を行ったりしております。また、不登校の子どもたちが通っております適応指導教室、みまさか塾や青少年育成センターと関係機関との連携を図りながら子どもたちの健全育成に努めているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは市内の若者の就職率ということで、在住者の就職率も含めまして御答弁を申し上げます。

美作市内の在住者のまず完全失業率の件でございますけども、この件につきましては、私たちが確認可能な最新のデータといたしますのが、大変申しわけないんですけども、今から5年前の国勢調査がもとになりまして、参考までに少し申し上げますと、その当時は美作市の完全失業率は7.3%でございました。県内の平均が7.2%でございまして、わずかに上回ってはおりますけども、県南の笠岡市は9.9%、それから岡山市、浅口市は8.4%、これに比べますと低い数字となっております。なお、最新の完全失業率におきましては、ことし10月に行われます国勢調査、この結果を待つこととなります。

また、市内の若者の就業率でございますけども、これは昨年近隣の高校のデータから少し見てみますと、94.5%の生徒が進学あるいは就職等により進路が決定をされております。この就職先の中には市内の企業も当然含まれておりまして、県北地域を含めた自宅からの通勤可能な企業への就職率は82.5%ということになっておりまして。

次に、若者に仕事がないとの御指摘でございますけども、市内の産業団地を含め、通勤可能な県内に他の優良な企業も複数存在をしておるため、美作市誘致進出企業協会それからハローワーク美作等の関係機関とも連携を強化いたしまして、市内の若者に最新の情報を現在も提供をしております。

美作市誘致進出企業協会に加盟をされております企業は、作東産業団地の8社を初め、37社となっております。雇用総数は1,800名以上、そのうち約6割の方が美作市民の方でございます。作東産業団地の7号地、8-2号地、8-3号地への誘致も決定をしております。さらに現在交渉中でございますけども、5号地の交渉が成立いたしますと、誘致率は約93%に達しまして、一層の雇用促進につながるものと確信をしております。

また、企業みずからが雇用促進の機運が高まることを期待いたしまして、本年度より美作市地域活力創生事業に取り組んでおります。この事業は、市民を正規従業員として雇用すること、市外在住者を美作市へ定住させるために、新規雇用に取り組んだ企業の実績結果に対しまして、雇用促進奨励金を交付する制度でございます。内容は、対象従業員1人当たり20万円、新卒者の場合には30万円を交付するものでございます。

今後も市内在住者はもとより、若者の就職を支援するために、市内企業はもとより商工業など、多種多様な業種を含んだ最新の雇用、就業情報の発信に積極的に取り組みます。このことが若者を中心とした幅広い年齢層の美作市での就職活動にも貢献することにも当然なるでしょうし、就職ができたなら市内にとどまることになりまして、人口増にもつながります。そして、何よりも少子・高齢化、地域の希薄化、地域力の低下をとめる一因となりまして、地域活性化の大きな役割を果たすことになると信じまして、今後も産業振興の業務を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

重平議員。

2番（重平 直樹君）

2回目。

先ほども申しましたが、多くの市民の方から話を聞いて、私なりに選択した項目です。簡単明瞭に質問しましたが、市民の真意を理解してない回答だと強く感じております。

グラウンドゴルフ場の移転時期、オープン時期など、地域住民に何も説明されない、これがコンプライアンスですか。これが最大の問題と思いますが、いかがですか。

次に、NODAレーシングアカデミーに義務教育の子どもがいる件であります。私は何か特別な法によりなされているのかと思っていました。しかも、この子どもたちは市外の方たちであります。市内の不登校、学力等、多くの課題があります。そこにまず財政的、人的な支援を行うべきなのではありませんか。それから、余裕があれば法の許す範囲で、財政的に許せる範囲で行うべきことと思います。美作市の貴重な財源を市外の方たちに使うことが問題であろうと思います。これは私はそう思いますということです。

次に、市内の若者定住についてですが、経済部長のちょっと答弁がよくわからなかったんですが、私はコンプライアンスの件で質問をしております。視野が狭いかもかもしれませんが、美作市をどう発展させるかを質問しております。先ほども言いましたように、そのためには美作市民が最優先で、幸せになれる方策を市の幹部が実行すべきじゃないでしょうか。企業に奨励金で市内の若者が就職しやすくする状況をつくる、期待もしますが、実際にはどうでしょうか。地域や若者の表面だけを捉えているように感じますが、どうでしょうか。

以前は山があり、田があり、両親、家族が生活しており、生まれ育った地域から出られない方が多くおられました。今は農林業の価格の低迷で田舎で生活する魅力がなくなり、就職するにも思う職種がなかったり等々あるのではないのでしょうか。その根本的な視点が欠けてませんか。海外から労働者を連れてくるのもよいですが、まず市民の就業率100%にする取り組みをするべきだと思います、それから海外ではないでしょうか。

レーシングアカデミーにしても梶並の高齢者福祉施設にしても、失礼かもしれませんが、あなた方特別職、職員採用にしても、市内在住者の就職先に市が率先して採用すべきではありませんか。市民にそれほど人材がないのですか。市民からの税金ですから、まず市内で人材も資材も賄っていくべきだと思います。それが市の責務であると思いますが、いかがでしょうか。しっかりとした取り組みをお願いします。

最後に、全ての事業を始める前に、市民の理解を得るために議会、地域に事前のしっかりとした説明が欠けているように思います。一番大事なところだと思います。1回説明したら終わりでは、市民の理解は得られません。上意下達はそれこそ古いのでありまして、コンプライアンスではありません。しっかりと遵守しなければ市の発展につながりません。今後はコンプライアンスの精神で、市民の目線を持ち、説明責任をしっかりと果たした行政運営を行われることを強く要望します。

次回ももう少し踏み込んだ質問をさせていただきますが、今回はこれで私の9月議会の一般質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

重平議員、質問はもう終わるんですか。

〔2番重平直樹君「終わりです」と呼ぶ〕

答弁はよろしいか。

〔2番重平直樹君「答弁よろしい」と呼ぶ〕

よろしい。

以上をもちまして通告順番9番、議席番号2番重平直樹議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時58分 休憩

午後 3 時08分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

通告順番10番、議席番号 4 番安本博則議員の発言を許可いたします。

安本議員。

4 番（安本 博則君）〔質問席〕

けさほど来、市長のほうからも議長のほうから、また各議員からもありましたが、関東地方また東北にかけて大変な水のほうの災害が起きております。そのことに関してここでお見舞いを申し上げます。

さて、私 9 月議会に 5 項目の質問をしています。議長にここで許可をもらいたいんですけど、1 項目目が終わりましたら 5 番目の公用車の管理についてを 2 番目に進めたいんで、よろしいでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

4 番（安本 博則君）

ではまず、1 項目めについて、5 項目、庁舎整備について、2 番目が先ほど順番入れかえましたが、公用車の管理、3 番目がプレミアム付商品券、4 番目がNODAレーシング、それと 5 番目が教育委員と教職員の 5 項目です。

では、1 項目めに入らせてもらいます。

庁舎の整備についてでございますが、庁舎の整備のことについては残念なことに前道上、亡くなられた市長が委員会を立ち上げたとき、その中には 3 つのことについて建議したと。まず、その 1 つは、この現庁舎が耐震で耐震補強をしなくちゃだめだということ。それと、既存の施設が新しいのがあるから、既存の施設を使ってはどうかという話。それと、3 番目が全くそういうのをしないで新庁舎を建築するというような建議の内容だったと思います。

〔「諮問じゃが」と呼ぶ者あり〕

諮問です。道上市長のほうから諮問されたと思います。そして、その中で道上市長が道半ばで亡くなられたんですけど、萩原市長なられて、去年の12月でしたか、委員会が再開されたようなことになってると思います。

その中で、私はまずここで市長に尋ねたいんですけど、諮問の中身は今言った 3 点なんですけど、会議録を今開示請求で第 1 回目から第 7 回でしたか、それから建議書の内容まで出ています。それ私は全部ここにプリントしてきとんでんですけど、その中で 3 案以外について、例えば庁舎を木造にしたらどうかというような話が議会から出ていると、議会から出たんじゃなくって、一個人の質問の中身であって、議会という言葉は我々 18 人の中で議論した話じゃなくって、一個人の質問の中で木造についてもという話だったと思うんです。その辺についてまず 1 点お尋ねします。

それと、今言った委員会の中で、ここへずっとチェックしとん、全部読むと時間もかなりたつので全部は読み上げませんが、何か誘導的な、場所についてもそれから中身についても規模についても何か誘導的な発言、例えば委員会の中から尋ねられたことについて、それについて答えるんであれば何ら私は問題ないと思

うんですけど、自分から何か議題を提供するようなのはちょっと最初の趣旨からすれば反することであつて。

例えば、位置についても、最初選挙のときに勝田の方面にという話は申し上げましたがと、そのことについては置いておいてといわれる文言あります。それと、最初の議会の所信表明だったか、去年の、そのときにはまず美作市の東の北のほうにはないと。あるとすれば、勝央、奈義を含めたほうだと言いながら、今度は検討委員会の中で委員は現庁舎がある近辺と言うたか、近所、もしくは〔聴取不能〕の周りをとよめることを言ったと思うんですけど、にもかかわらず明見のほうというようなこと言ってます。

だから、そういうことを何か誘導的に、それでそれを議案に、中身の題にして議論させてる、それはちょっと問題じゃないかと。もしするんであつても、今回3案についての建議書が出てから、委員会として出てから、次についてじゃあ土地はどうするか、建物は木造にするのか、鉄筋コンクリートにするのか、そしてその建議書についても議会にこういうのが出ていますというような知らせはできないのか。とりあえず今回1回目の質問として、今の点について市長にお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、お答えをいたしますが、いろんな論点がございまして、1つは木造について一個人がという御意見だったようでございますけれども、あくまでこれは選挙で選ばれた議員の公の場における発言、それは議会であったことというふうに我々は認識をしますし、そしてほかの意見でも議会でこういう議論があつたと、それを名指しでどうのこうのは言いませんけれども、これは大変重要なことだというのが議会制、民主主義の重要なポイントではないか、それを議員が否定されるような御発言、特に一個人がと言われる発言については大変強い私は違和感を覚える次第であります。ぜひ御反省をされたほうがよろしかろうという。そして、議員自身の発言も私は一個人の発言とは思ってございません。当然ながら市民の方々の付託を得てそこに座り、そこで公の発言をされる立場にある者として我々は真摯に伺い、そして我々なりの答弁をしていくと、こういうことではないかというふうに思うわけでございます。

また、木造については、道上元市長のときの諮問内容にはなかったと思っておりますけれども、類似の議会の中で木材の活用について、森林政策の推進について、一議員だけではなく、かなり多くの議員の方々から昨年12月までに発言があつたことも想起をしなければならないし、また我々が日常的に活動する中で、議員の耳にはどのようなことが入っていくかは存じませんが、少なくとも私や多くの議員の耳には木造でぜひ、特に美作市産の材を使って、重平さんもそう言ってましたけども、そういう声が市民の〔聴取不能〕の声として入ってくることもまた事実であると思っております。そういったことも考えますと、当然でございますが、委員の皆さんの耳にも恐らく同じような声が入っているということでありまして、それは誘導ということでは全くなかろうかと思っております、物の見方が少し違っているというふうに、申しわけないけども、言わざるを得ないと思っております。

それから続きまして、発言が誘導的かどうかという議論は、それは見方によって違うとは思いますが、新しい市長になって初めて委員会開催された。市長の思いや考え方について言ってくれという要請があつたわけでございますから、当然のこととしてそういった内容について私どもも過去こういうことを議論した。しかし、それは先ほども言いましたように、議会でも公になっている話でございまして、したがって隠すつもりも全くない、それをもって誘導ということにはならない。さらに、私の発言を御引用をされましたけども、これはこれとして皆さん真摯に議論をしていただいたらよろしゅうございますということも申し上げ

げたわけでございます。

そして、明見というのも審議が終わってから言えという話がありましたが、これは審議が終わってから言ったわけでありまして、委員会の中での議論のいろんなニュアンスを聞いておりますと、市民の方々の集まりやすい交通利便性の高いところというようなニュアンスが強く感じられたものですから、そこであればあのあたりじゃないかなというなことで申し上げたわけでありまして、これは私どもとして審議会、市民検討委員会の出された答申というものを執行する責務を負うものとしてのある意味じゃ当然の大きなステップ、どこでもええということで物を探しよったんじゃ、この短い期間の中に着地をすることができないと私は思います。これは執行者としての責任の範囲でやっておりますので、議員の御指摘は全く私は、御案内のとおり、御自身が言ったように提言を得てから言えということであればそのとおりでありますし、ほかのニュアンスがあるとすれば不必要なニュアンスだろうというふうに思う次第でございます。

いずれにしても、この新庁舎の議論というのは大変重要な議論でございます。したがって、議会との関係を重視することは当然でございますし、議員の代表者の方々も入っておりますし、それから逐一今申し上げたように、議員の方々にもオープンな形で議論は出せるようになってございます。そして更には、議会の議決が最終的に必要でございますので、特に新庁舎問題につきましては、議会の議決というものが、特別議決をたしか必要としている、それだけ議会との関係が重要だということは論をまたないわけでございます。議員の方々からの中途における御発言は当然、先ほど申し上げましたように、議会の声として当該委員会に私ども執行部の立場として報告ができるわけでございますが、ぜひそういった発言もされてはいかがだったろうかと改めて思わせていただくような次第でございますので、よろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

市長、私が言いたいのは、議会からということ、議会から木造についても出たと、議会からって先ほど言った18人も入るわけですよ。例えば、全員協議会とかもろもろして、その中へ出たというんならば議会からと言えるかわからんけど、この場の一般質問で出たでしょ。それまで木造について、森林政策の中で庁舎の話なんかは議員の中へ出てないでしょ、恐らく。それちょっと詭弁過ぎるんじゃないかな。

それと、位置にしたって、とりあえずは、諮問の中ではとりあえず建物3案について、とりあえずほいで前回の議会のときですか、3月だったか6月のときに総務部長は、名前言いませんが、ある議員の2人の質問のときに3案があって、そのうち今はこの既存の施設は耐震をしないと、2つの案が残っただけですという答弁をされとんですよ、総務部長は。それのに次の質問者に対しては木造の話が出たら次々次々答弁されて、最後のあげくにはどっか視察まで行ったらどうですかというてパンフレットまで出て。その話しかないわけですよ。議会からということで、僕は知らんし、議会から言うた覚えもない。個人が議会で、ここで質問した話であって、検討してみたらどうですかと、木造についても。美作産ですか、そしたら岡山県産とか、それは違いますとかなんか話が出ていたが。だから、言よんですよ、議会からというのは語弊を招くと。だから、その言い方が議会からといえ、今委員会の方なんかは、議会から出よんかと思うわけですよ。例えば、一般質問の中でこういう話が出たというんだったら別に構わんとん、今市長が言われるように。だけど、議会からといえ、ここおる18人全員になるんですよ。そうでしょう、議会だもん。

〔13番岩江正行君「そのとおりじゃ」と呼ぶ〕

知らん人がおって、議会からと言われるんが、私らよくありますが、僕ら視察行つとつても議員の知らん間にいろんな話が、例えば道の駅が、例のもうもう工房、あっこはバスターミナルということで議会の承認を得て取得しとったのが、美作の彩葉茶屋2号店、仮称2号店というような話がぼつぼつ出る。もともとはバスターミナルなんだから、そういうので議会の議決を得て、それで次は今度何ならというたら、知らん間にぼつと話が出る。ほいで、市民からおまえらがいな知つとんかと、いや知らんと、やっぱそういう話にはならないんですよ。先ほど市長も言われましたが、最終的に議会の議決3分の2以上要るんでしょ、移転については。知らんこと、知つとつて……

〔「違うよ」と呼ぶ者あり〕

まあまあいいです。ここにもう書いてます、3分の2を、じゃ読みますが、時間あるけえ。

〔「読んでもええ、そこわかっとなの」と呼ぶ者あり〕

ここに書いとんですよ、3分の2の議決が要ると。庁舎の何月何日って言いましょうか。時計が進むのも仕方ないです。ここあります。

それは、もうそこまで市長言われるんなら読みますが。

12月22日の第3回のときか、そのときに萩原市長の言葉ですよ、よう聞いとつてくださいよ、市長。最終案は執行部でまとめることと思うが、そんなんについては地方自治法第4条第1項の規定により、事務所の位置を定める、またはこれを変更しようとするときは条例で定める必要がある。また、同条第3項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の同意が必要だと、議決じゃない、同意が必要、同意というのは議決と一緒にすわ。ちょっと言葉悪いから、ここで要するに3分の2以上がなかったらだめだというように自分で言つとんですよ。

〔「忘れとんじゃ」と呼ぶ者あり〕

さっき言ったその議決というのは、さっき同意との、言葉が違うかもわからん。自分で言つとつて知らん……。

そういう話にはならんのですよ。時間もったいなかったけど。

だから、私が言いたいのはいろんなことがあったら、やっぱり最終的に建議書が出たわけだから、それについても建議書が出ましたというような報告もあつてもしかりだと思ますわ。議会に全然配付ないんですよ。私はパソコンのほうからここへ鳥越委員長のやつが全部出てるから、建議書が。ここについても、建議書の最後のほうに次の世代に大きな負担を残さないように合併特例債は最大限活用し、将来の人口推移を勘案してコンパクト化を図ることにより事業費を可能な限り控えていただきたいか、抑えていただきたいというようなことも書かれた建議書あるんですよ。だから、こういうのをなぜ出たときに議会に対して配付ができないのかな。今市長が言われたように、議会の皆様にも言うんであれば、出たんですよと言って出してもらつても、出せるもんでしょ、だってこれホームページに開示請求で出とるもんですから、議会に出せれんわけじゃない。言うまで出さないよじゃなくて、出すべきじゃなかったんかなと。

それと、総務部長にもお尋ねしますけど、市民の意見の中に、その何回目の会議の中にあるんですけど、市民の意見の中に庁舎のことについて意見があるというようなことを言われとんですけど、それについては実際に市民の方が、4月27日の5回目の委員会でも要望とか苦情において総合的に考え、非常に不便であるとの御意見をいただいていると。じゃ、どれぐらいの御意見が市民の方からあつたのか教えていただきたい。これは総務部長が委員会で言つとることですから、以上、それについて2回目の答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

先ほど申し上げましたように、議会においていろんな議論があるということについては、議会がというのはちょっと強いかもしれませんが、議会においてこういう発言があったということは紛れもない事実ですし、それを一個人の意見ということにはやっぱりなりません。そして、そういう意味では全ての議員の方に同様な立場が地方自治法のもとできちっと与えられていて、その意見たるは我々としては非常に重要な意見として尊重しなきゃいけないと思っております。

さらに、庁舎との関係で木造、木材をということになかなか議論がほかになかったということで、あったとしても当市の木材資源、材木資源をさらに一層活用すべしという議論については、これはどこにでもありますし、議会においてもあったということを勘案をし、そしてさらに申し上げますと、こういう議会の模様というものは別に秘密会でも何でもなくて、しっかりと市民の方々にみまちゃんを通じて、あるいはちょっとおくれますけれども、議事録の公開を通じて提供されているという次第であります。

したがって、委員の方々がそれが議会の議決ですかということをお聞きするまでもなく、それは議会においてなされた一つの重要な発言であったということは委員の方々も当然に認識をされた上で審議が行われ、そして委員の方々の自発的な議論の中で、それは美作市の将来にとってよいことであるので、そういう方向で委員会としても木造ということを目指したいというふうになった。それを議員のおっしゃるような形で議論をされますと、市民の方々の自発的な意見というものを軽視するというか、あるいは独自性というものに対してやや難しい、難癖をつけてるというふうな逆に私は捉えられるんじゃないかと、かように思う次第でございます。市民の方々の意見は、やはり市民の方々の意見として我々はそれをきちっと尊重すべきであろう、特に代表として選ばれた方々の御意見、これを尊重する義務もまたあるのではないかと、その方々の御意思というのは誘導とかで変わるものではなくて、しっかりとそれぞれの立場の中で議論があったということをお聞きし、私は出席をしながら深く感服をした次第であります。

例えば、地域利益誘導は、我田引水というか、そういったことがややもすれば起こりやすいアイテム、案件であったにもかかわらず、終盤にかけて本当にいろんな地域の委員の方々がよしよかった、それでいこうということで、総合型新庁舎の意見をむしろ美作町以外の方々が言って、意見をまとめられた姿を見て、やはり大したものだということをお聞きし、私は感服しながら拝見をしたわけでございます。そういったリアルな状況から見ますと、議員の今の御発言は意見としてはお伺いしますが、やはり市民の方々の自主的な住民自治というものに対してちょっといかがなものかと私は考えているわけでございます。

それから、何やら情報公開によってこの市民委員会の結論の部分、提言の部分が公開されたようなふうにお聞きする御質問でございましたけれども、確かにもともとホームページにきちっと掲載したわけですが、これ。直ちに……

〔「情報公開した」と呼ぶ者あり〕

したわけだというふうにお聞きしますが、それは今総務部長がそう申しておりますけれども、私もそう思っておりますし、隠すべきものは当然こういう問題としてあるわけがありませんし、プレス発表もしているわけでございますから、そういう意味で多くの市民の方々とともに、議会の方々にも当然入手できる状況に全ての議論があったというふうにお聞きし、理解をしております。

議決については、先ほど言いましたように、出席議員の3分の2以上の同意というのは厳密な話をしたものですから、議決という言葉についてちょっと違いますよと言っただけの話でございまして、内容については議会が非常に重要な役割をこの地方自治法第4条に規定する条例の制定または改廃については、持っているということは法律上の紛れもない権能であるというふうにお聞きし、言わせていただきます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

庁舎の整備に関します検討委員会の中での委員さんの御質問に対しての私の答弁ということでございます。

どれぐらいの数なのかという御質問でございましたが、そのときの委員さんから庁舎の統合というか、総合庁舎、現在の福祉部なり教育委員会がそれぞれの別の場所にある現在の分散型でもよいのではないのかというふうな御質問がございました。それに対しまして私のほうから、総合的に考えますと市の行政機関が分散している状態は非常に不便であるとの御意見もいただいておりますという答弁をさせていただいております。

当然、これは私も窓口等でのお聞きをしたり、市長のほうもいろいろと市民の方からお聞きをしたことを答弁としてお話をしたということで、そういう署名が来たとかということではございません。そういった声を聞いておりますので、そういった御答弁をさせていただいたということでございます。〔降壇〕

〔4番安本博則君「もう一件、建議書の件」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

うんっ。

〔4番安本博則君「建議書がなぜ出されないのか」と呼ぶ〕

質問があったん。

〔4番安本博則君「言うたが」と呼ぶ〕

建議書の……

〔4番安本博則君「言うたで」と呼ぶ〕

建議書についての答弁がまだ抜けておりますけども、できますか。

〔4番安本博則君「言うたで、わし」と呼ぶ〕

うんっ。

〔4番安本博則君「建議書が出とるんじゃないけど、何で出せれないんという」と呼ぶ〕

議会にですか。

〔4番安本博則君「そう、議会になぜ出せれないんだという、私はホームページから出したけど、なぜ議会にそういうの出してもらえないんという」と呼ぶ〕

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

建議書につきましては、庁舎整備の市民検討委員会自体が基本公開の会議でございました。その関係上、会議、建議書を提出いただいた後、書類を全て精査した上で現状見ていただいたらわかると思いますが、全てを開示するというので、議事録といいますか会議録及び建議書はその後1週間か10日ぐらい先にはなつたと思いますが、ホームページのほうに掲載をさせていただきました。その関係で、現在特に議員の皆様にも別途ということでお渡しはしてませんが、ホームページに掲載して公開したということでも見

える状態にさせていただくとということでございます。

改めて、建議書ということございましたら、いつでもお渡しできる準備はさせていただこうと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

木造の話は余り長あ長うしても次の時間もあるので、開示請求を今岩江議員、わしがしたんだというような発言があったけど、もしずっとホームページに会議録を載せとんであれば、開示請求で出す必要ないでしょう。開示請求の答えの中に、既にホームページに記載、載せていますと言って岩江議員に出すべきじゃないんか。それを言われてから出とるわけでしょう、第何ぼ目か忘れましてわ、番号つけて。ということは、今まで載せてないから出したんでしょう、載せとんだったら、いついつからホームページに出ていますからそれを見てくださいでいいわけでしょう、そうじゃないんですか。その辺について。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼いたします。

3回目の御質問でございます。

私今手元に日にちとかはっきりしたものを持っておりませんで、いいかげんなことは申し上げられませんが、こちらのほうが書類を整えて開示をする準備をしておいた時期と開示請求があった時期が同じころであったかと思えます。そのあたりで出す日とのぐあいでも若干の日にちのずれがあった可能性はあるかもしれませんが、もともと開示をするべきものでございましたので、その準備はしておいたということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

総括。

だったら初めからそのように言えばいいんです。何か最初の答弁聞いてると、その都度というようなことを言われたので、岩江議員がわしが出したからというような発言が出たんです。じゃから、その辺は正直に今後いろんなことについて言ってもらいたい。

このことについては長々言っても、私前回7問出して2問しかできなくて、苦情もあったので、次行かせてもらいますけど、土地についても建物についても、先ほど市長も言われたように議会の同意があるというようなことの場合なので、二元制と言いながら、そっちだけでなくやっぱし議会のほうにもいろんな情報も流してもらいたいということで、この項については終わります。

議長（山本 雅彦君）

じゃあ、続けて次の項に入ってください。

4番（安本 博則君）

続きまして、公用車の管理についてでございます。

これも、先ほど言いましたように、6月議会でそのことにほとんど時間、45分の質問のうち40分ぐらいを費やしたと思います。その後、多分市長におかれましては、自分の車で通勤をされていると思います。これも、先ほど市長が答弁の中で言った市民の声を議員が代表して言うというようなことを言われました。私も市民の声を聞いて質問したんだというように言いました、最初は。それで質問しました。というのは、市長の公約の一つである、例えば以前都市公園についてはばかげたと言ったときに、これは公約ですと言ってはおんと、答弁したか、そちらの席座りました。これも、声なき声も市長の公約だと思います。だから、当然少ない少数な意見でも市長は聞き入れてくれるとも思っております。もしそれがまだいまだにされてないであれば、ああやっぱり都合のええ公約は聞き入れるけど、自分に都合の悪いことは公約ではないんだなどというように私は思います。市民の皆さんも、多分これを聞いたらそのように判断すると思います。

まず、今回の公用車、前回市長の公用車についていろいろ言いました。日誌についてから行き先等々、問題があると。でも、市長公用車でさえ不備があっても日誌がつけられとった。にもかかわらず、大原で管理をしている公用車、これについて車番号、ここにあるんですけど、5940、これは元美作市の部長をされとった囑託職員、この方がずっと乗っておられます。私、これは開示請求しました、私自身が。それも市民がどがいなとんなどということでも開示請求しました。そうしたら、とんでもない、1回も日誌がつけられてない。現実で、文書が不在のため公開できませんという回答でした。それで、私はその次にじゃあ全部出してくれと、大原について言うたら、後は出てきました。このような市の部長までされた方、その方が本来なら自分の管轄してる部の職員が公用車を使えば確認をする立場の人間ですよ。その人が一度も書かれてないというんか、故意に書いてないのか何かわかりません。それについてどのように感じておられるのか。それは、一つのコンプライアンスだと思うんです、今ほどから結構コンプライアンスが出ています。このことについて、今回担当の横山副市長にお尋ねしたいんですけど、答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

〔「いや、横山副市長に言よんじゃ」と呼ぶ者あり〕

ほんなら、先こちらに。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

6月の質問の後どうなるとるか、私が今言うことを聞きよったら市民が怒るでとこうおっしゃるんで、市民の方々はちゃんと見ていらっしゃると思いますけれども、私の場合、その一定の状況に応じて、自分の車で来たり、公用車をお願いしたりすると、こういう状況になっておりますが、ただ市民の方々の意見はいろいろございました。危ないからやめてくれと、こういう意見のほうが実は多かったもんですから、ちょっと苦慮しております。声なき声というのが一つにそろわないというところもまた大きな難しいところであるということも改めて申し上げたいと思いますけれども、その他公用車につきましても、ほかの問題につきましても、やはり襟を正すべきところはまだ見つかっていないことを含めてあるかと存じます。御指摘に心から感謝申し上げ、そして問題を持ってるところを、起こすところについては厳しく譴責をしなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

失礼します。

今、議員御指摘の項目につきましては、非常に重い課題というふうに感じております。これから先におき

まして、再発防止、これに徹底して努めてまいります。当事者本人はもとよりのこと、全ては重い立場に置かれている私どもの人事あるいは業務管理面が不十分であった、これから生じたものであります。この場をおかりしてお断りいたします。

なお、この項目につきましては、当市におきましては、市有自動車管理規程あるいは運転管理者の規程、あるいは自動車の整備士の服務規程、職員の交通事故防止等の措置要綱等の決まりがあり、市当局ばかりではありませんが、安全運転管理者という形式の中で、当然徹底した教育が必要であり、またその一端として御指摘の運転日誌、その他の項目についても適時きちっとすべきものをそのまま逃れとったということは考えられないほどお粗末事というふうに自覚しております。当市の場合に、車両として市が保険を払っている車両だけで460台、職員につきましても臨時職員から嘱託を入れまして850名ぐらいですが、これから先におきましても各部担当課のほうを通じて、私自身におきましてもこの事件を初めとして徹底してこの種、問題が起きないように教育していきますので、よろしく申し上げます。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

私最初言ったように、この車を使用されとった人は元市の幹部、その席におられた方なんです。当然そういうことは僕らよりはるかに知っとられる方なんです。その方がそういう違反を、嘱託職員も市の規定に準ずるわけでしょう、このように書いてますから。だったら、何らかのことを考えないと、じゃあ今後職員が何を、例えば規定違反しょうが条例違反しょうが何にもされないんですか。1年間以上ですよ。

それで、私その職員のとこ何回か行きました、留守でした。どこに机があるんかというような感じで、その総合支所に行って訪ねると、全然市民が行ったカウンターから見えません。陰の隠れたとこで何をしょんかもわからん、おらん。そんな職員ですよ、臨時職員、ましてそれが元市の幹部職員、横山副市長どう思いますか。それは、そういう者に対して、市の恐らく規程もあるでしょう、懲罰というんか、罰する規程、何にも該当しないんですか。それで今後コンプライアンス、コンプライアンスといって、市の今言われた職員数を、嘱託職員含めた800人ほどですか、どのように統制をかけていくんですか。その辺について答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（横山 博光君）〔登壇〕

先ほども答弁させてもらいましたが、各部、課等々を含んで、私自身におきましては昨年から入ってきて、やっと実態がわかりかけた時期でございます。この時期を通じて、私が直接というわけにはいきませんが、各部門的には徹底した教育、これをやっていって、各種問題を処理していこうというふうに思っております。

それから、処罰項目につきましては、近い将来において当然のこと予定しております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

今横山副市長の答弁、処罰についてはという発言がありました。

やっぱり規定違反であれ条例違反であれ、市長が最初言われた法令遵守、コンプライアンスをうたつとるわけですから、それと行政の刷新とかという言葉も使っています。であれば、当然副市長、やるべきだと私は思います。それを、中身についての僕らがどうのこのの関知することじゃありません。ただ、今言われたように、何百人、800人近い嘱託職員入れておられるわけですから、その方々に対してやっぱり示しがつかんと思うんですよ。別に重い処分か軽い処分、僕ら関係ありません、それは。やっぱりそういうものを違反すれば、だからこういうようになるんですよ。前の防犯カメラですか、抑止になる、今後規定違反、条例違反すればなるんだというようなことになります。

それと、まずは今回3項目ほど書いとんですけど、日常の点検、それと公用車以外を使用した場合の決まり等があると思うんですけど、日常の管理はどのようにされとんな。例えば、運送業者なんかだと朝2人で、ブレーキなんか1人じゃ見えないですが、だからブレーキがつくつかつかないか、ウインカー1人でも見えます、出しとけばびこびこするから。だから、そういうチェック、オイルのチェック、車のチェック、それと運転者については、規定にあるかないかは私もちょっと全部把握してないんでわかりませんが、アルコールチェックですか、そういうなのしたり、アルコールのが残が、例えば深酒しとったから残とったらいけないんで、そのチェックをすとかというようなことはどのようにされてるか。

それと、今言った日常点検とそれから公用車以外、これも規定があると思うんですよ。やむを得ず、自動車もそれからバスも、それから公用車も利用できないんだと、やむを得ず職員のみずからの車を使った場合は規定があると思うんですよ。その規定について、事例が、前例があったのかなかったのか。もしあったんであればどのような規定に基づいてやられたのか、答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

失礼します。

公用車の日常点検ということでございます。

公用車に関しましては、先ほど副市長がいろいろと規定に基づいてということでお話をさせていただきましたが、美作市市有自動車管理規程というのがございます。この中に、日常点検という項目がございまして、基本的には乗車前に準備といいますか、運転者は運転を行うに当たっては次の各号に定める事項を点検または確認を行うというふうに規定をさせていただいております。現状では、乗るときに2人おればお互いで、2人で確認できますが、1人の場合もあります。十分1人の場合でも乗車前の確認、点検をするようにさせておりますが、今後もその辺は十分注意してまいりたいと思います。

それから、アルコールチェックでございます。

現状では、公用車、一般的には普通乗用車等がほとんどでございます。現在のところ、市の例えば市営バス等は委託しておりますので、その委託先。それから、スクールバス等でしたらスクールバスの運転のときにとか、それぞれそういった多くの方が乗車される車については現在もアルコールチェックはしております。ただ、一般の公用車についてはアルコールチェックということは現在では行っておりません。規定もございませんので、行ってはおりません。ただ、最近にはいろいろと事件等もございまして、そういったことがないように今後他の自治体等の状況も考えながら調査をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、公用車以外の車を使用するときの決まりということでございます。

基本的には、出張等は鉄道とか船舶、バス等を利用、そのほか公用車を使用するということが原則とい

うことになってございます。しかしながら、業務上どうしても公用車の台数が限りがございますので、そういった車の台数の少ない施設におきましては、職員が所有する自動車を借り上げまして、その車両を登録して許可をすることがあります。それも規定がございまして、美作市公用自動車以外の自動車の業務使用に関する規定というのがございます。これに基づきまして、本人が申請をいただいて、それを登録、許可をします。その車を、個人の車を公用、出張等に使っていただく。その場合、一応要件としましては、その本人、個人が対人賠償保険は無制限、それから対物賠償保険は1,000万円以上、これに加入が必要ということにしております。

その利用を実際利用した場合には、職員の旅費の規定にございますキロ23円というのがございます。その距離に応じた使用料を車旅費として費用弁償として個人にお支払いするということになっております。実際、台数の少ないところがありますので、昨年では延べ件数で130件ほどの件数がございます。本年も8月27日現在で35件の使用ということになってございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

〔「うんっうんっ」と呼ぶ者あり〕

〔4番安本博則君「まあええ」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、総括です。

4番（安本 博則君）

総括。

先ほど総務部長のほうからいろいろと自動車の管理について、使用前の管理について、それは当然やるべきことであるので、今後もぜひ続けてもらいたい。

それと、公用車以外使用するときは、条例の中にその都度市長の許可が必要だというようなことになってんですけど、それもきっちりとられたわけでしょうね。それは開示請求させてもらえばすぐ出ることでですから、そうがなかったら使用しちゃあだめでしょう。それこそ今のコンプライアンス違反でしょう。その辺もはっきり、今後もし本年も35件あったと言われとんですけど、市長笑い事じゃないんですよ、市長のこと言ってますから。はっきりその都度許可となつとんですから、その辺しっかりやられて、美作市にとっては、我々も含めてコンプライアンス違反がないようやりたいと思いますので、執行部の方々もその辺についてはよろしく申し上げます。

この項目を終わります。

議長（山本 雅彦君）

続けて、次の項目に入ってください。

4番（安本 博則君）

続きまして、プレミアム付商品券のことでございます。

このことに関しては、7月5日ですか、全国の自治体が国が行う緊急経済対策、地域住民生活等緊急支援事業交付金を美作市では、市が主体になってみまさか商工会等の協力を得て、7月5日に各6カ地域で交換をしたと。そして、その昼前後ですか、各とも完売したというような放送が作東では入りました、昼前後だったと思います。

そのことについて、完売したことはまず残るよりはいいんで、いいと思います。ただ、私質問の骨子にも書いとんですけど、当然引きかえのはがきの中にいろんな縛りはなかったです。例えば、お年寄りの方が行けないからちょっと交換してくれんかと、また自分の家族が仕事で行けれんから交換してくれんかという

ことで、かわりに行かれてる方もおります。ところが、そこが問題なんですよ。

じゃあ、その方が、縛りがいいから何十万円も買えて、100万円以上の単位を買い取るというような情報が入っております。それは各地域あるみたいですね。それを本当にかわりにほんまに足が悪うて行けない、都合上行けない人たちのもんだったのか、自分が高額なものを買いたいがためにみんなから集めてしたものなんかということがないように聞いておりますので、反省するところはなかったのかと。当然縛りがいいから交換というんか、引きかえされた方に対してどうのこうの言うつもりはありません。ただ、そういう苦情を聞いたので、今回あえて質問させていただきました。

それと、完売した後、何日かたってから、みまさか商工会よりおわびの告知放送が流れました。じゃあ、美作市とはいうのは一切何もありませんでした。商工会だけに責任をなすつとるような、そういうような行政のやり方、やっぱしこれするときには商工会の方に協力を得て、いろんな議論をされて、じゃあこれでいいという格好であるスタイルになったと思うんですよ。それだったら、当然美作市もやっぱり不備があったから、恐らく私が地元でいろんな人から苦情を聞いています。恐らく役所のほうにもそういう苦情はあったと思います。僕らが聞くぐらいですから、恐らく美作市全体だと、役所に対してあったと思います。

それで、お年寄りなんか並んどったらもう終わりじゃと。ちょうどあの日が暑かったんです、すごい。それで、買った人によれば、暑いからなるべく早くということで、1列じゃなくて2列、3列で対応されたところもあるみたいです。そういう対応を、現場でやられとる方の対応でよかったと思うんですけど、日射病、特には熱中症どうのこうの言われとったから、それはもう本当に非常によくやってくれたと思います。

ただ、今言うように、じゃあそれでよかったのか。苦情があったらやっぱし反省するところは反省する。そして、商工会だけに告知放送で市民に対して謝罪をしてもらうんじゃないかと、行政としての責任、誰かが責務と言いましたが、その辺はなかったのか。

それと、何ぼ買えられたかという把握はできてないみたいなんですけど、これ見たら人数的にも少ないみたいに感じはします、交換したのが。だから、もっと幅広くできなかったのかなと、例えばよその自治体なんかには相談しながら、結果論です、これは。やれなかったのか。

それと、何回も言うようなんですけど、なぜ商工会が謝罪をして美作市にはできないのか、その辺について答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、プレミアム商品券につきまして御説明を申し上げます。

安本議員もよく御存じのとおりでございます。プレミアム商品券の販売につきましては、国が取り組む地方創生事業の一環といたしまして、地域における消費喚起を促すために交付金を活用いたしまして、美作市と勝央町、そして西粟倉村が連携してみまさか商工会に事務委託を行うことで、7月5日に販売いたしました。

議員のお尋ねの件でございますけども、3市町村とみまさか商工会で販売に関する協議を何回となく重ねた結果におきまして、6月1日現在で3市町村の住民であること、そして現住所がある商工会支所での販売を基本にいたしまして、引きかえ用はがきを送付するということに至りました。その結果、本人はもとより御家族を代表されての購入であるとか、都合により購入できない人の依頼であるとか、先ほど議員が申されましたけども、御高齢で、高齢、交通手段がない方など、さまざまな諸事情がありまして、そういうことが重なったことによりまして、引きかえ券を依頼されて、代表ということで、購入枚数が多くなったというこ

とは伺ってはおりますけども、行政はもとより商工会のほう詳細は把握していないというのが現状でございます。

その6カ所の販売会場での確認した引きかえ用のはがきの枚数は、管理しておりますので、お答えをいたしますと、美作地域で2,570枚、勝田地域においては667枚、大原地域においては837枚、東栗倉地域においては245枚、作東地域においては1,328枚、英田地域においては610枚で、合計が6,257枚、こういう状況でございます。

それから、苦情の対応の件でございますけども、この件につきまして安本議員も聞かれてると思っておりますけども、私どものほうの市役所のほうにも、それからみまさか商工会のほうにもたくさん苦情が寄せられてきて、通常月曜日でございますので、通段の業務に支障が出るような事態も招いております。この混乱を早期に收拾するために、行政無線を利用しておわびの気持ちを伝えようという結果に至ったわけでございまして、市役所のほうから原稿を作成して、私どものほうから読み上げる、行政無線に流すということにしておりますけども、商工会のほうで業務委託をしてるということもありまして、商工会のほうにもできたらその名前をおかりして言ってもらおうじゃないかということになりまして、原稿のほうは私どものほうで書いたわけでございますけども、そちらのほうに持って行って、商工会のほうで修正を加えられて、商工会の名前のほうで告知放送がされたら、こういう経緯でございます。

私どものほうも、当然反省という点もございまして。電話がかかるたびに当然そういうこともお伝えしておりますし、せっかく並んだのに買えなかったということにつきましては、今後もしこういうプレミアム商品券が発売ということに至りましては、こういうことも十分に反省の上で今後はその対応しなければならないということは肝に銘じておるわけでございまして、商工会のほうに責任だけを押しつけたという考えは毛頭ないということは御理解いただきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

部長ありがとうございます。

商工会のほうで告知放送を通じて市民の皆さんにという文言で、私が市民から聞いたのは商工会の会員なんです。何で商工会だけが謝らないけんのか、行政も責任があるんじゃないかと、商工会の会員から聞いたんです、それは。それはどこでもそうですけど、各全部の人に周知できてないこともあると思います。だから、そういうふうに思われてる商工会の方もおられるわけですよ、会員の方も。

だから、行政としても、例えば文章考えて、商工会に任せたらと言われますけど、やっぱしこの部分だけは削除というんか、修正をしないで言っとくれえというようなことができなかつたんかなと、残念に思うんですけど、その辺について答弁お願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

確かに、議員の言われることも一理あるわけでございまして、先ほど申し上げましたけども、商工会だけに責任を押しつけるという気持ちは毛頭なくて、私どものほうも十分責任はあるわけでございます。

ただ、販売のほうは一応商工会のほうに委託していたということで、商工会のほうに全面的に表へ立っていただいたという、こういう経緯もありましたので、商工会のほうへお願いをしたということでございます。

ので、今後こういうプレミアム商品券を行うことがありましたら、当然市のほうも一緒になって謝罪はしたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ちょっと答弁がやや行き過ぎたがあったものですから、心配になりまして、立たせてもらいましたが、本件は私ども美作市とそれから勝央町、そして西粟倉村の共同事業であります。そこが多分足取りという意味でそろえなきゃならないというんで、そのときの同じような状況が勝央町でも起こったと聞いておりまして、西粟倉のほうはどうだったかについては余り市も知りませんけれども、多分状況は似たようなことであつたのではないかと思うんです。

そういたしますと、私今答弁ないし御質問を聞いて思ったのは、みまさか商工会議所がそれを全部カバーしてる者の責任として、強く自負を持ってそうされたのかなと。例えば、美作市だけが、美作市が発意をして、〔聴取不能〕を入ったというときに、西粟倉、勝央がもしやっていたんですか、あれ。いやいや、自治体としては。

〔「〔聴取不能〕」と呼ぶ者あり〕

でしょう。だから、その辺のことを恐らく先回りをして商工会がお考えになったのかなというような気がします。きょう、たまたま商工会の会長とお会いしますんで、どんなふうな理由があったかというな伺ってきますが、ただ商工会もようやられたと僕は思います。本当にある種予想がつかないところでありまして、他の自治体、先行したところでいうと全く売れなかったとかというところがあつたりして、みんな気をもんでたのは確かなんですよ。そんなことで、私どもがこれ発案した事業ではないんですけども、全国でいろんなでこぼこがございましたが、議員も最初におっしゃったように、ほかの自治体と比較して、まあよう売れたということは本当にありがたかった。

一方で、お年寄りでお並びになって、ここで切られたような方々に対する、本当に申しわけないなあって思いは、うちの職員は当然現場で販売協力してましたんで、知ってる方も来るわけですよ。あそこのお母ちゃん来られたのに悪かったなというのは私も思っておりますんで、その辺はよく御理解を賜ればこの問題についてそれほど目くじら立てて追求することが余り得じゃないという気もいたしますんで、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

市長、追求じゃないんですよ。市民の人がそういうように言われて、私はそれを、先ほど言われたように、庁舎の話と一緒にここで言われるわけですよ。だから、追求じゃないんですよ。最後、市長言われたでしょう、追求のことはやめてと、そうじゃないんですよ、市民の声として言われるわけです。私は別に追求しようわけじゃなしに、やっぱし行政としての責任はどこに、なかったんかと言っただけで、追求じゃないですよ。

商工会だけ、それで部長は商工会だけじゃない、その原案は美作市が考えた、そして月曜日の朝、いろんな苦情があつたと、いろんな苦情があつて初めて経済部が文章をつくって、商工会と相談して、商工会がみずからの商工会を名乗られて謝罪したというんだけど、それを聞いたときに、商工会の会員が何で、安本

さん、商工会だけが謝罪せないけんのおかしいんじゃないん、そうか、それは私もおかしいなど。当然行政が絡んだ、3市町村にまたがりますけど、行政が絡んだ国からの事業ですから、やっぱり苦情があった以上は、責任を感じてそういうことをしたと思うんですよ、謝罪文とか。ほんで、商工会と相談したら、商工会が商工会ということで流したということなんですけど、やっぱりそのときに注意事項として美作市も美作市とみまさか商工会からというようなことにしとけば、その商工会の会員の方も恐らく何も言わなかったと思う。私は頼まれてしたんですよと、協議をしてと言うと思うんですよ。そのことを言っただけで、別に追求でも何でもありませんよ。犯人捜しでも何でもありませんよ。

だから、今後はもしこれに似たようなことがあるのであれば、その辺も反省しながらやってもらいたい。それで、先ほど市長も言われた商工会もほんまに暑い中、私も実は、私が交換できなかったからという意味じゃなくて、3回行きましたわ。暑いからほんならちょっと帰っとくわと、そしたらそこにおられる商工会の方が、安本さん並んだかな交換できんぞと言われました。ほいで、昼ごろに、だったら放送が入って完売したということだったんが、もう仕方ないなということでしたわ、私については。

だけど、今市長も言われたように、お年寄りが暑い中並ばれて、ほんでここで終わりだと言われて、話聞きようれば、本当に近所の人に頼まれて行ったのか、自分がさっき言ったように、縛りも何もない、買えた人を悪く言うんじゃないですけど、何十万円も持って行って、自分がこれが欲しいということで、100万円以上の単位で買えた人がおるらしいですから、1人の方が。そういうことを聞いてるから、今回あえて今後のために質問しようだけであって。その辺だけは市長も誤解を招かんようにしてもらいたい。追求じゃないんです。

だから、このプレミアム商品券について、いろいろあったと思います、議論は。勝央町それから西粟倉を含めてですからいろいろあったと思います。でも、やっぱりいろいろ苦情があったということは真摯に受けとめて、今後はこれに近いような事業というんか、国の施策なり市の施策であることがあれば、その辺もこれを参考によりよい方向での取り組みをしてもらいたいということで、この項は終わります。

議長（山本 雅彦君）

ここで10分間休憩しましょう。

午後4時19分 休憩

午後4時29分 再開

議長（山本 雅彦君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

安本議員の一般質問を続けます。

安本議員。

4番（安本 博則君）

次の項目に行きます。

NODAレーシングスクールについて。

この件につきましては、当初作東の山の学校に誘致ということで、地元の代表の方とか等で10回ぐらいだと思います。いろんな議論をして、その中で急に旧消防署のほうに決まったというようにいきさつがあると思うんですけど、なぜ旧消防署に決まったのか、その辺がちょっと知りたいんで質問したんですけど。

それともう一点は、6月定例で企画部長が今後は年1,000万円、5年間で5,000万円、その後は1人当たり20万円を助成していきたいというんか、そういうような誰の質問だったかの答弁でされたと思います。それに

ついてどういう根拠でそういうことをやられるのか、私らそのときにぼっと聞いただけで詳しくは聞いてないんで、ここでNODAレーシングスクールについてこういうような格好でやるんだという話を市民のほうから聞かれるんですよ。なぜならば、地元は今までずっと、きのうもありましたけど、体育のほうの全国大会行くとか、それから文化で行くとかもろもろときに、激励金というような話があったと思います。地元根づいてずっとおられる方に対してのことは、私はですよ、おろそかになりながら、なぜ交付金であれども、こっちのほうに行くのか、市民に対して私説明できないんですよ。だから、その辺の説明をお願いしたいと思います。いきさつと今後の計画のやつ。

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

失礼いたします。

安本議員の御質問、NODAレーシングアカデミーにつきまして。

まず、旧消防署に決めた経緯についてでございます。

美作市では、新たな学びの場の確保を図りますために、技能教育施設の誘致に向けまして、栃木県茂木町の青少年少女をレースドライバーに育てる全寮制のレーシングスクール、NODAレーシングアカデミーと昨年11月から協議を行ってまいりました。

その協議の中で、設置する場所については、岡山国際サーキットに近く、教室などの機能を有する設備や十数名の生徒や教員が宿泊できる寮が必要とのことでありましたために、作東地域、福山地区にごさくとう山の学校を候補地といたしまして、昨年12月から地区の役員の方や福山地区自治振興協議会の方と協議を重ねてまいりました。この協議の中で、さくとう山の学校の利用に関し、地元から幾つかの条件が示されたところでございますが、それらを満たすためには一定の時間を要することや、多額の費用が必要となることなどが懸念されましたため、本年3月議会後に断念をいたしまして、地元代表者の方にお断りの話をさせていただき、御理解をいただいたところでございます。

一方で、NODAレーシングアカデミーとしては、教育上の観点から新年度がスタートする本年4月には美作市で活動を開始したいと希望しておりましたので、NODAレーシングアカデミーとも相談した上で、最も適切に生徒への教育を実施することができる施設として旧消防本部庁舎を活用することとしたものでございます。極めてタイトなスケジュールであったにもかかわらず、朽木地区の皆様には地元説明会の開催や騒音調査に御協力いただくなど、迅速な活動開始に向けまして種々お知恵をおかりいたしました。この場をかりまして、改めて感謝を申し上げる次第でございます。

次に、今後について市民の皆様にはわかりやすく説明をしていただきたいとの御質問でございます。

本年6月議会におきまして、NODAレーシングアカデミーへの今後の支援計画について御質問がありました際に、長期的に安定した経営が行われるよう国の交付金を活用しながら、設立後5年間には施設運営費補助金として1,000万円の交付を予定しているとの答弁をさせていただいたところでございます。この1,000万円の算出根拠につきましては、NODAレーシングアカデミーの職員として新たに事務員1名、調理員1名、非常勤の講師3名程度を市民の中から雇用していただけることで経費として年間500万円程度必要なこと。また、地元食材の調達で年間200万円から300万円程度必要なことや、そのほかにも光熱水費や施設関係者、生徒の直接消費などがなされますことから、施設運営費補助金の額を1,000万円としたものでございます。

また、新たな生徒の確保などにより安定した経営になると見込まれるまでに期間が必要なことや、国の地

方創生に係る交付金の交付期間が5年間は見込めることなどを総合的に判断いたしまして、1,000万円の施設運営費補助金の交付期間を5年間で設定をさせていただいたものでございます。

その後、5年経過後についてでございますが、普通交付税算定の対象となります人口増につながりますことから、市内に住所を有する者の数に国から交付される地方交付税の1人当たり相当額、およそ30万円ございますが、その範囲内の20万円を掛けた金額を施設運営費補助金として交付するように計画をいたしております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

作東では、10回近くされて、朽木のほうではもう場所を消防署と決めて、決めてから説明会を開きました。私もその場に行きました。ほいで、いろんな意見が出て、最終的には今部長が答弁されたように、理解を得て、あの場に今おるわけですけど、その過程でなぜ決めてから説明に行くんじゃないかと、やっぱり福山でやられたように何回かして決めてもよかったんじゃないかなということについてもう一度答弁もらいたいし。

それと今後、1年間に1,000万円の経費が、5年間に5,000万円、国の地方創生のお金使うと言われておりましたが、今言う生徒に対して、最後のほうの一人頭30万円か20万円の確保、5年過ぎたら言いましたけど、それができるのであれば、きのうある議員が言いましたように通学の援助をしてあげるとか、スポーツの全国大会行くとかもろもろ行くときには何らかの格好でできる方向、検討してもらえらしいんですけど、その辺も考えてあげる。要は、僕が言いたいのは、今ここに住まわれてる方、昔から美作について、ここに根づいて、若い人っていうか、子ども、その人らをもっと大事にしてもらいたい。

確かに、人が来てくれるためにそういうのも大事かもわからん。その前に大事なものは、やっぱりここにもともと住まれておられる方を大事にしながら、そういう方向でまた美作市の人口増等につなげていくのであれば、そりゃ皆さん喜ぶと思うんですよ。これだけ人口減って、あと20年、25年先には2万切ろうかというような試算も出ていますから、そりゃ大事なことだと思うんですけど。僕が言いたいのは、地元のおる人らを余り大事にしないように僕は感じるんですよ。それで、こういうようなお金の使い方、1人当たり20万円、30万円、5年過ぎると。それができるなら、もっと地元におる人もできるんじゃないかと思うんですけど、その辺についての答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

後半の点につきましては、きのう私も谷本議員の御質問で同じ質問があつて、まさにそのとおりだと。近年少しそういう思いで、地元におられる方々の問題をより懇切に考えようという動きを加速させているつもりであります。

例えば、産業的にいうと、今まで作東の工業団地へのいわゆる移転をほとんど9割ぐらい使ったわけですけども、既存の企業の方、市内にもともといらっしゃる企業の方々が新規雇用を開発したことに対して、いわゆる助成金を出そうとか。

それから、きのうの質問、まだ実現していませんけど、来年度に向けては子育て支援についていろいろや

る中でそういうところも發揮をしていきたいし、それから定住促進についても今市民である方が、例えば結婚して勝央町に行くっていうのはもうまことに残念なんで、これは市内にいる方が市内に家をつくるときにも同じように若干のサポートをすべきじゃないかとか。あるいは、いろいろな議論がありますけれども、今私が思っているのは前の議会の話を引っ張り出しますと、市道認定を拡大をしていこうと、これも旧美作町における生活の支援というなことで、私は大きな意味が出てくると思いますし。あるいはせつかくある里山資源というものを都市公園っていうふうに生かす中で、この地域の安全確保をさらに進めていこうとか、まさにおっしゃるとおりで、市民の方々に対する、まずはそれを、今まで完全にできてたというよりも、改善の余地があった、それはもう認めざるを得ないんです。それを認めた上で、今少しづつではございますけども、確実に前に生かしていただきたいと。

一方で、議員のお話を伺っておりますと、議員は否定はされますけれども、やや外の方々に対する視線が冷た過ぎるんじゃないかという気もするわけでございます。

ただ、湯郷 Belle の皆さんっていうのは基本的に外からこっちに来ていらして、市民としてないしはお隣の町に住んでらっしゃる方もおられますけども、我が町の魅力というものを上げることによって本当にすばらしい活躍をしていただいておりますけれども、そのために市議会の多くの方々も賛同いただいて、いろんな試合のときに、私も全部は行ってませんが、拝見すると、ああ来とられますかというなことで皆さん方にお会いをすることもよくあるわけでございますが、果たして全員の方々にそういうことになってるかどうかについては疑問なしとしないわけでございまして、ぜひ議員におかれても、外から来られる方々に対しても温かいお声がけをしていただきますように心からお願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

安本議員の前半部分なんですけど、朽木の消防署の説明会に私が行ってました関係上、御説明申し上げます。

先ほど竹田部長が言いましたように、最初は山の学校を近いということでやってたんですけど、もちろん山の学校は市の施設ではありますけれど、作東の、福山の方々が使ってますので、それをクリアしなきゃいけないということで、そこまで入って、私方があれこれあれこれと言いますと当然お金もかさみますし、その点でやはり今使ってられる方を優先的に考えにゃいけませんよということがありまして、あそこを断念したわけです。

朽木のほうに行きましたときは、この前どなたでしたか議員が質問されたときも答えましたけど、あの日は何人かの議員がおられたと思います。ですから、その場の空気を知ってられる議員はなぜって思われたと思います。それは、唐突にあの現場に入ったもんですからそういう空気になったんだろうと思いますけど、市のほうとしては消防署っていうのを今使ってませんでしたから、災害のときに真っ暗ですけど、東山の方があそこを、大水が出たときに使うというなぐらいのところで、それ以外は使ってなかったもんですから、4月開校っていうのが目前にありましたし、そういうことで一応あそこを決めさせて朽木の説明会に行ったというわけです。

そこで、御存じだと思いますけど、唐突な話ですから地元の方もびっくりしますし、いろんな意見もありました。しかしながら、区長さんも言っとられましたけど、反対ということと言っとんじゃないということ、その後それぞれの宿題をいただきまして、それをクリアして、今は喜んでくださっておると思っております。

ます。そういうことでよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

3回目。

私が言いたいのは、福山のほうでは10回近くやられて、この最初が26年12月ごろですか、その時分消防署はあいとるわけですよ。そういうことがわからなかったのかなど。だっていろんな問題を出されたときに、じゃあここでは断念するということもできたと思うんですよ。それとやっぱりやり方として、決めてから説明というのはちょっとおかしいんじゃないかと、相談を最初しながらやられたほうが今後何かにつけて反感買わない、スムーズなやり方じゃないかと思います。やっぱり物事は順番があって、何でも行政が決めつけてかかるものじゃないと思うんですよ。やっぱり地元の協力、それで区長さんの理解、地元の人々の理解があってあつこにですけど、もしいろんなことがあった場合、誰が困るんと言え、NODAレーシングの方が困るんですよ。だから、私言よんですよ。そういうこと思い、今後いろんな施設、市の所有の施設を使うにしても、やっぱりその地元の区長さんなり、自治体の方によく相談しながら今後は決めてもらいたいと思います。

この項、これで終わります。

議長（山本 雅彦君）

ここでお諮りをしておきます。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

それでは、安本議員、次の項に入ってください。

4番（安本 博則君）

じゃあ、次の項に入ります。

次の項は、最後になりますけど、教育委員と教職員、この教職員は市の職員じゃないんですけど、教育委員と教職員、小学校、中学校の先生らがどのようなコミュニケーション、意見交換されとんかなということと。

それと、給食について、事例が、私が聞いたんのが、中には食の細い子どももおると、それで食べれないと、でもそれを食べなかったらデザートをやらないと言って、子どもの目の前でごみ箱へ捨てるわけですよ。それが教職員のやることか。一種のいじめだと思うんですよ。まだ小学校、1年入って、食の細い子、もろもろ、例えば体調の悪いときあると思うんですよ。だけど、物食べなったら最後のデザートやらんと言って、捨てるんですよ。それで、子どもに教えられるんですか、教育。これもいじめの一種なんですよ。

だから、私は教職員と教育委員が一緒になり、いろんな話をしながらしていれば、こういう問題も防げたんじゃないかということで今回質問しとんですけど、教職員と教育委員が何回ぐらいコミュニケーション、意見交換をしながらどうということについてされたのかということと、今言ったそういうことをしとる先生がおるということを当然知つたら問題になつとると思うんですが、多分余り知らないと思うんですが。だから、そういう抑止のためにも、やっぱりそういういろんな学力の問題、給食の問題、いろいろあると思うんですよ。そういう話をしとけば、こういう問題も起きないんで、その辺について今後の対策です

か、としてどのように考えているか。

それと、内容について何回ぐらい教員とされているのか。

1回目の質問とします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

安本議員からの御質問、教育委員と教職員の意見交換、そしてまた学校給食、食の細い子への対応ということでの御質問でございますが、学校や園の状況、こういうことにつきましては、これは学校関係の諸問題等、学校教育課を通じまして、また幼稚園、保育園につきましては、教育総務課から教育委員会の都度情報提供を行い、そしてまた御協議をいただいて意思疎通を図っております。

また、年に1回ですが、本年6月に実施しておりますが、教育委員が各学校を訪問し、校長から説明を受けた後、授業の様子を見学し、意見交換等を行っております。したがって、教職員との意見交換という機会は年に1回ということになります。教育委員さんも別の職業をお持ちの方もおられますので、なかなかお忙しい中、月1回の教育委員会に御都合をつけて来ていただいているという中で、現場の教職員とという回数は今のところは1回ということでございます。

学校給食ということにつきましては、食の細い子、デザートは子どもたちが大変楽しみにしているということでございますが、この件につきましては、学校のほうからも連絡を受けて、報告を受けております。これにつきましては、やはり初めのころというのは給食の時間内、限られた時間でございますので、なかなか食べることができないということで、食べることができないし、しかも本市が給食センターでございますので、片づける時間ということが決められております。一定の時間までに片づけて、これを返さなければならぬという中で、食べることができなかった児童についてはデザートをかわいそうだけ片づけましようねということで、指導したということが聞いております。しかしながら、これにつきましては、学校の内部でこうしたことの、これはおかしいのではないかと、職員会議でその担任に対しましてやはり指導方法を変えるべきであろうということが校長を初め、周囲の教員から指導いたしまして、時間が来たらデザートを食べさせて終わらせるというふうに対応を変えたというふう聞いております。

もちろんそれ以外にも給食、特に低学年の子どもというのはやはり食べるのにかなり時間がかかります。時間がかかりますので、食べるということだけではなくて、食事の重要性であったりとか、あるいは今の子どもたちは三角食べとよく我々指導するときに申しますが、御飯を食べて、おかずを食べて、おみそ汁を飲んでという食べ方ができない子どもたちがたくさんおります。御飯は、味の無い御飯をそのまま食べると、おみそ汁はおみそ汁だけ食べるというような子どももたくさんおりますので、ちゃんと御飯を食べて、おみそ汁を飲んでというようなそうした指導まで学校ではしなければいけない。あるいはお箸の使い方もなかなか不器用な子どももおりますので、時にはお箸の使い方も指導もしております。

また、食事の重要性、食物の生産性にかかわる人々への感謝の心、マナーとかそういったたくさんのご指導しながら給食というものが行われているわけでございますが、小学校の教員は低学年を担当いたしますと、どうしても給食の時間というのが準備を含めて時間が長くなるということで、4時間目の時間を少し早目に切り上げて、給食の準備にかかったりとか、あるいは食べる時間が少しでも長くなるようにとか、あるいはこの時間が来たらもう残りは少ないからデザート食べてない子は食べなさいよと、家庭での恐らく父親、母親以上に細やかに指導しながらということでございます。この件につきましては、少し指導が不十分だということで、校内での校長を初めとした指導で改善をされているというふう聞いておりますので、

御理解賜りたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

2回目。

今の教育長、答弁中いろいろあったんですけど、私が言うのは食の細い子どもは子どもなりに食べれる、もうこれ以上食べたらデザートが食べれないと。だから、デザートを食べるために、今言われた御飯だったりみそ汁だったりおかずだったりを残したと。それで、デザートを食べようとすると、その食事を皆食べないんだったら食べささんと言って捨てたんですよ。返したんじゃないんですよ、残ったものを片づけるときに返したんじゃないん、捨てとんですよ、ごみ箱に、子どもの目の前で。それがいかなものかなということなんですよ。それが先ほど言われた食物の生産等にかかわる人々の感謝の気持ち、食事のマナー、それを捨てるのがマナーですか、それも先生がするマナーですか。ある一種のいじめでしょう、その子に対する。

先ほど教育長も言われよった低学年の子は入って間がないから食事時間も長い、それで食べれない子もおる、そん中で子どもは子どもなりに自分のペースを考えて、ああ、あともう食べれんからデザート食べたいと思っけていても、捨てられたんですよ。残して、配膳じゃ、片づけるほうが片づけたんじゃないんですよ。それは勘違いせんとしてください。

それで、先ほど言われたように、子どもは御飯とかみそ汁とかいろいろおかずとかあるけど、やっぱりデザートも楽しみにしとんですよ。その中で、そういうことをされた子どもが何人かおるわけですよ。そういう子どものこと考えると、やっぱり先生がするべきじゃないし。教育長、よう言っときますけど、片づけたんじゃないんですよ、捨てたんですよ、ごみ箱に。そのことについて答弁お願いします。

〔13番岩江正行君「教育指導ができとらんのが、教育長」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

〔13番岩江正行君「あんたの責任者じゃが、〔聴取不能〕」と呼ぶ〕

静かにしてください。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

デザートを片づけるときに捨てたと、ごみ箱へ捨てたという件でございますが、片づけるときには捨てるという形には、食べてないものは捨てるという形にはなるかと思ひます。

ただ、この件につきましては、やはりその教員の行為が子どもたちの心を傷つける。私もほかの、ずっと昔のことですが、空揚げを楽しみにしてたつた1つ残った空揚げを置いておいたと、そうすると見回りに来た別の当時の学年主任をしていた教員がおいしそうな空揚げ残つとんか、もう要らんのか言うてばくつと1個食べたんですが、そのことを同窓会に行きましたら20歳を過ぎてもあるとき空揚げを先生に食われたと言っけておりましたので、こうしたことは本当に子どもの心にある意味では傷をつけるということは十分認識をいたしてあります。今後そうしたことがないように十分指導してまいりたいと思っけてあります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4 番（安本 博則君）

もう時間もないんですけど、教育長、ごみ箱、片づけるんじゃないんですよ、捨てたんですよ、その学校にあるごみ箱に、笑い事じゃないでしょう、笑うこっちゃないでしょう。片づけて、給食のほうの方が持って帰ってごみ箱に捨てるんじゃないんですよ。教室でみんなの前で捨てるんですよ、そのことを言よんですよ。当然余ったものは、残飯処理で捨てますが、それは持って帰ってからでしょう。じゃあ、レストラン行って、ごみ箱へそこ捨てますか、お客の前で。片づけてから捨てるでしょう、それを言よんですよ。その辺だけしっかり誤解のないように、教室の生徒の前で、子どもの前でクラスのごみ箱捨てとんですよ。

これで私の質問終わります。

議長（山本 雅彦君）

答弁よろしいか。

〔4 番安本博則君「よろしい」と呼ぶ〕

以上をもちまして通告順番10番、議席番号4 番安本博則議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

先ほど延長はいたしました、本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定をいたしました。

本日はこれで延会します。

再開は14日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後 4 時58分 延会

平成27年9月14日

(第 4 号)

1. 議事日程（4日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年9月14日

午前10時開議

於議場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人士
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	管財課長	月見松男
農業振興課長	岡本和之	健康づくり推進課長	山下富貴子

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

11日に引き続き会議を開きます。

本日は全員の参加でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「一般質問」を行います。

11日に引き続き、通告順に発言を許可いたします。

通告順番11番、議席番号10番西元進一議員の発言を許可いたします。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

平成27年度9月の議会の一般質問をさせていただきます。

まず1点は、日本の中で大災害を受けられました皆さんに本当に心からお見舞い申し上げます。早い復旧をお祈りいたしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

まず、一般質問に入る前に、平成27年6月29日の議会において、私の発議第3号「国民の合意のないままに、安全保障体制の見直しを行わないよう求める意見書の提出について」、市民の皆さんから大変な励ましや力強い応援をいただきましてありがとうございます。本当に私は感謝しております。市民の皆様には大変なお気遣いをさせたとと思いますが、市民の皆さんから励ましを受けたことを二、三、紹介させていただきたいと思います。

ある方は、西元議員、あの発議第3号の文章の全文をもらえますか、尋ねてもらえたら喜んで情報公開なので全部あげますと申し上げましたら、西元議員、わかりました、私は情報公開を請求いたします、そのことによって美作市民の方たちがいつでも見られるようになるようにしたいと思いますと言って励ましてくれました。あの提案の議会は、美作市民の常識であり、美作市民の良心であります。美作市の議会に戦争することに反対する提案を否決した、あのおっちゃんたちは戦争に行くのだろうか、そうじゃなく、僕らが行くのですねと先生に訴えた子どももいたようです。

私はこの発議第3号は、必ず歴史の検証に耐えるものと確信しています。私はこの発議第3号を提案してよかったと考えております。今後、美作市議会劇場を市民の良心、魂の届く議会にしたいと考えています。結果として私たちの正義の発議は市民の良識として議会では届かなかったですが、議会の正義は堂々と生きていることを証明していることを確信するものです。全国的状况を見ますと安全保障反対が、調べた時点ですが、144議会、181議会が慎重に扱うよう、集団的自衛権の行使については331議会が意見書を上げることになりました。このことを見ても私たちの行動は誤りでなかったことを証明しています。

最後に、私たちの一番励ましになったことを皆様に報告いたします。

西元議員、発議第3号は、美作市議会の模範であります。よく代弁してもらってありがとうございましたと言ってもらったことであります。私は大変感謝、感銘を受けました。美作市議会に良心や魂が届くことができたことは私にはよかったと考えています。美作市民の皆様、安心してください。私の提案に対して美作市議会での提案は唐突な提案でありましたが、岡崎正裕議員、金谷典子議員、岩江正行議員、山本重行議員、本城宏道議員、西元進一、私です、の7名の賛同を得ました。美作市議会は平和な紳士の戦士の方々がおられます。美作市民の平和に対する戦士と協力して美作市議会を平和の議会にすることを確信し、美作市民の励ましに対するお礼の言葉といたしますということで、一般質問に入る前のお礼を申し上げたいと思います。

それから、入ります。放課後児童クラブの増築問題ということで入らせていただきます。

私はこの前、職員の皆さんの励ましやいろんなことをしてもらって勉強になりました。二十数カ所、20カ所ぐらいの施設を見せてもらいました。最後に、いわゆる美作北小学校の放課後児童クラブというものをを見せてもらいました。それで、何年か前にも一度見せてもらったんですが、このときは1クラスだったんです。1クラスであったんですが、今のような状態で120人からの人がおって、それは本当に芋を洗うような状態ということで、勉強にも何もともなるんじゃないというような格好のものができていました。

また、それから後に今度見せてもらったら2クラスになっていました。それで、40人学級で2クラスで、まあまあ西元議員、いい方向に行ったりしますということだったんでそれほど気にはならなかったんですが、父兄の方から非常に狭いということがありまして、何で狭いんだろうかということで聞かせてもらいました。そうすると、やはり金曜日が多いんじゃないそうです。金曜日は物すごく子どもたちが多くて、何でかという、働くお母さんたちがほとんど預けると、そういうことで金曜日が子どもたちがふえる。土曜日になると休みになるお母さんたちが児童クラブには行かさないという条件が生まれてきて、日曜日は特に休みですから、お母さん方が児童クラブ、児童クラブも受け付けんのでしょうけど、そういうことであるようです。

私はそういう条件からいうと、国や県や美作市の基準からいうとクリアされている問題だろうとは思いますが、その日一日だけが十分に対応し切れないような子どもたちがおって、北小学校には120人ぐらいの登録された子どもがおるようです。そういう中では、120人もおると、40人学級ですから3クラスです。3クラスですから、そういうものとして私が見るのには、3クラス必要ではないかということを思うんです。それがどうしてもできんと言うんだったら、何か補助的なものがないだろうかということを考えます。補助的なものというものはないというふうに思うんで、私は増築が必要ではないかということを思うんです。やっぱり放課後児童クラブといっても、子どもたちが勉強するという、先生に見守られながら、しかも先生たちに心遣いのないような形で勉強していく環境が必要なのではないかと。

そういう環境をつくるためには、どうしても行政や私たち議会の力が必要ではないかということで、今質問させてもらっているわけですが、そういう点での必要なものがなぜ美作市で、北小学校だけですが、できないだろうか。北小学校だけができないということは、美作市全体がやっぱり勉強に対して薄い感覚があるんじゃないかということは私は思っています。そういう点では本当に真剣にこの子どもたちの教育あるいは遊ぶ環境、それから学校でお世話をさせてもらう子どもたちのためにはやっぱり環境を十分整備された学校というもの、児童クラブというものが必要ではないかと。そういうものとしてできるだけ多くのものを美作市が犠牲を払ってでもやるということが必要ではないかということを考えるんですが、部長さんで結構です、市長でもあれば答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

部長からお答えします。その前に少し総論のところでお話をさせていただきたいと思います。

議員もおっしゃったように、問題が北小学校区に集中をしているということがあります。これは一つ、学童クラブだけではなくて、ほかのさまざまな教育上の問題についても同様の指摘ができるということでありまして、例えば結果として非常に運営の難しい学区になる、あるいは落ちつきが十分保てない教室になるということを市民の方々からもる耳にする状況になっていることはもう御存じのとおりだと思うんです。ですから、これは子どもたちのために、今おっしゃったように成長する環境をどう議会の方々が議論されるか、どう我々がそれを受けとめて政策にするかという根本論に実は触れる問題であって、一つ学童保育だけの問題ではないというふうに思うんです。

例えば例の学力テストというようなことで、これは学力をはかるとともにその地域の子どもたちの成長の環境のよしあしをはかるといふことであろうと私は思うんですけれども、美作北小学校が残念ながらよくなかったということは、子どもたちが頑張っていないの問題もあるけれども、先生方が頑張っていないの問題もあるけれども、恐らく子どもたちの持って生まれた才能というのは、まあそう変わりはないと。先生方の熱心さもそう変わりやあししないとすると、やはり今ダンボにあらわれているような、今の時代の平均値からすれば過密になっているというようなことがあらわれているという指摘は、僕は多分当たっていると思うんです。

ですから、どうするかということについては、さしむきダンボの面積をさらに学校と相談しながらふやすとか、あるいはほかの学童クラブとの関係で調整するとか、一方でその学校の運動場も余り狭くしちゃいけないということもあるんで、すぐ横に幼稚園があります。幼稚園、保育園があつて、その幼稚園をあれするのかと。保育園が学童保育をすることについて、全くこれ法令上も普通のことでございますんで、そういったことを考えるのかと。いろいろな問題があるんですが、その根本に立ち返ると、当市における学区編成、これを今のままでいいのかということ、例えば勝田の成績がどうなっているんだと、第一小学校はどうなっているんだというふうなこともあわせて考えながら、例えば選択することができるほうがいいのかどうかというようにだんだん議論を深めていくことによって、その学童保育のみならず、小学校全体の学習環境、成長環境というものを改善できるのじゃないかという議論をぜひ我々も今後チャレンジをしていかなきゃいけない。教育と福祉はこの上においては完全にパラレルになってますので、特にそう思うわけでありませぬ。

今度、校長会いつでしたっけ、10月19日に、地方教育行政に関する法律が変わりまして、いわゆる市民の力で選ばれた首長と教育委員会の関係が少し強化をされていることは御承知のとおりでございますけれども、そういうことを背景にして多分市政始まって以来かどうかは知りませぬ、それぐらいの勢いで校長会に私出席をさせていただきます。いろんなタスクがあるんですけれども、その一つは教育の基本方針、基本計画というものを改めて我々をつくるんですけども、それについての意見交換というものもございませぬし、それから行政報告でもちょっとお触れいたしましたけれども、今回よく頑張っているんですね、美作市内の学校の皆様。本当に全部頑張っていますが、幸いにしてその成果がぐっとあらわれたところがありまして、大変にいい成績になっているところがある。そういうところについて教育委員会の御判断をいただきながら表彰させていただくということ。3点目に、将来の問題につながる、今議員がまさに御指摘をされました学童保育と学校の関係といったことについて、改めて私は校長会に対してきちっとお話をしておかなければいけないと、こう思うわけですね。

いずれにしても、我々は子どもたちが、議員の言葉をかりれば成長する環境をどういいものにしていくかという責務を負っている。その体制を校長さんが負っているわけですけども、我々と校長さんたちが協力をしなきゃいけないということをきちっと再確認はしていきたい、こんなふうにも思う次第でございます。

いずれにしても、一朝一夕に解決する問題ではございませんけども、西元議員初め多くの皆さんのこの問題についての継続的な調査やあるいは提言というものを心からお待ちをしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、申し上げて総論的な答弁ということにさせていただきたいと思えます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、西元議員の放課後児童クラブの増築問題について答弁させていただきます。

御質問にありました美作北放課後児童クラブ、通称ダンボと言っておりますが、現在このダンボの1と別棟で昨年度建築したダンボ2で事業を行っております。平成27年4月から7月までの平均利用人数を述べさせていただきますと、ダンボ1のほうが平日の利用が約50人、土曜日の利用が約13人、総利用平均で44.8人ということになっております。ダンボ2のほうが平日約42人、土曜日約6人ということで、総利用平均が36.5人となっております。また、施設における定員ですが、国の基準であるおおむね1人当たり1.65平方メートル以上を確保することというのがあります。それに基づき計算しますと、ダンボ1のほうが約60名、ダンボ2のほうが約49名という計算になります。

議員御指摘がありましたように、国が示した放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の中に、放課後児童健全育成事業における支援の単位は、おおむね40人以下とするように示されましたので、ダンボ1で言えば、平日利用平均から見ると10名程度、ダンボ2は2名程度、基準より多い状況となっております。現状では、先ほど述べましたとおり、施設の広さについては国の基準をクリアしておりますので、今後の利用児童数の推移に注視し、指導員を増員して支援を行う単位、つまり活動を行う単位をふやすことを検討してまいりたいと考えております。

また、教育委員会関係機関と連携し、小学校の空きスペースの活用、その他の既存施設の有効利用など工夫をしていき、少しでも子どもたちへの負担が少なくなるよう努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

部長の答弁もそうですが、市長の答弁が非常に前向きで私が期待した以上の答弁だったんで感激しとんですが、やはり子どもたちに対する環境というものは、部長が言われるようにその瞬間はオーバーしとんだと、しかし国の基準はクリアしとんだと。それはトータルではクリアしとんでしょう。しかし、その瞬間に受ける子どもたちの環境というのは過密なんです。だから、その日の過密をどう解消するかということではなかったら、トータルで1.何平米をクリアしとるからよろしいということでは私はいけんと思うんです。

そういう点では美作北小学校1校ですから、そういうことからいうと、萩原市長が言われるように、あそこへ北小学校がグラウンドが狭くなるということを言われとんですが、その心配は私は小学校の規模では大丈夫だというふうに思っただけです。というのは、ネット裏ですか、ネットのそばですから、あそこへもう一棟建てたらネットの関係が若干はおかしくなるということがあるんで、ネット裏を前へやると、そういう大

胆な構想で、しかもいわゆるダンボ1と2ですか、その関係でもあれだけ狭いところへネットを立ててぎゅうぎゅう詰めにするより、もっとグラウンドは広いんですから、十分にとって子どもたちが泥まみれになって遊べるような場所をつくと。そういうことでなかったら、本当に子どもたちが学ぶ環境としては全くいけませんよ。だから、そういうものとしてやっぱり考えていくと。そういうことにしないとどうにもならんと思うんです。

私は少しだけ勉強させてもらったら、あのダンボ2が建てられたときに3,000万円強か弱かだったそうです。それで、僕は3,000万円だったらできるんじゃないかという気はしとんです。というのは、国が1,000万円、県が1,000万円してくれるわけでしょう。市が1,000万円ですと十分できると。しかも、あの施設はもうちょっとすればよかったんですけど、3,000万円がもうちょっと多くなるかもしれませんが、植木を取るのに全然取って、1本取ってくれというでも取れんから、業者に頼んでやっとしてもらったというような、そういう設計でなしに、やっぱり十分な、せっかくなので、十分な予算をつぎ込んで、子どもたちの勉強をする施設としては十分過ぎるぐらいのものを美作市が提供すると。そういう中で学力のことは僕はよくわからんけど、学力も向上していくような学校の環境にしていこうということでない、大人たちが勉強はせえ、それで学ぶ環境はよくない、しかも遊ぶ環境から言やあ全く狭いところで遊ばすというような、そういう施設で学力が向上せえと望むほうがおかしいんで、そういう点では学力を向上させたり、しかも子どもたちが伸び伸びと環境に恵まれて育まれて大きくなる。しかも、PTAや私たちや議会や執行部がそれを応援していくというような、そういう後段の努力というものが私たちには課せられるというふうに思うんで、もう一度いい答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思いますが。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

今その辺は部長もよく再質問を聞きながら理解したと思いますけれども、私のほうから予算権限もありますのでお答えをしたいと思いますが、学童保育の問題は非常に重要な子育て支援の柱です。これがさらにいいものにしなきゃいけないという決意を私はしております。その中で、お金で片がつくところはそれは割合楽なんです、おっしゃるように。ところが、ダンボの2をつくるときもいろんな調整がありましたからね、いろんな調整があつて合意を形成するというのはそう簡単ではないんですけれども、今おっしゃったような方法、例えば保育園の活用、幼稚園の活用、それから運動場の活用、これは何を意味するかというと、学童保育における活動内容の拡充なんです。あの広い校庭全部がそうだって、体育館もそうだとことになれば、全然これは違ってくるというようなことを今おっしゃいましたけども、非常にいい参考に私はさせていただきます、来年度の予算編成その他に向けて今の御質問もぜひ生かしていくように検討を進めたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

部長はないんじゃない。

それで結構です。部長、やっぱり私は部長にこの答弁をしてほしかったんですが、今ダンボ3で、3と言わせてください、3を申請すると対象になるということがあれば言ってほしいんです。やはり私たちも財政問題については、市長の意欲としては100%尊重しながら本当に応援したいし、してほしいということはあ

るんですが、できるだけ美作市に負担をかけないということがあるんで、そういう点では部長の経験からいうと、その補助金対象になる申請内容であれば結構ですが、なくてもしてほしいということはあるんですが、そういうものとして位置づけていけるかどうかということと、それから市長が言われたように、本来に
来年度、新年度の予算でやれるとして、やってもらえるとして、市長が財政上の負担として考えるよりは、やはり私たちの力で、あるいは部長の力や職員の力でそういうものが若干でも緩和できるということが大事
なんで、そういうものとして上を向いてけんかをすることをお願いしたいというふうに思うんです。
そういうことからいうと、部長の経験や今後のいろんな活動の基準になると思うんで、よろしく答弁をお願いしたいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

ただいま西元議員からの御質問ですけど、ダンボ3という言葉が質問に出ましたけど、我々としては今初めてダンボ3という頭が、初めてその言葉が今気持ちの中に入りました。といいますのが、昨年度ダンボ2を建築したということで、ある程度のゼロ歳児からの見通しを立てて、国の面積の基準とか、小学校の運動場の関係とかを加味しましてやっております。

ただ、美作市の人口が全体としては減っていますし、それから子どもも今大体毎年新生児が180人前後生まれとんでですけど、まち・ひと・しごとの総合戦略の中でこれを年200人、5年で1,000人ふやしていこうということでやっております。そうすると、新生児の中におきましては、180と200であれば20人、それが1年生から6年生まで全てということになれば、120人になって。放課後児童クラブを3分の1の方が利用されるとすれば40人、もうクラスふえるような形になってきます。今までの状況からいきますと、全体の子ども数は若干減ってきてんですけど、北小学校エリアのところへ若い方が住まれる方が多くて、周辺は減っているけど、あのあたりが結構ふえているような状況なんです。今後もそういうことが続くのかどうか、横ばいであるのか、全体がもしふえればあそこの状況が今よりもさらに厳しい状況になると。そういうことになれば、これは我々としても180が200になるようなことになれば、しかも北小学校エリアへそれが集中するということになれば、うれしい悲鳴なんで、そういう状況を見通しながら、しっかりと検討をしていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員、総括です。

10番（西元 進一君）

はい、総括。簡単で結構です。

萩原市長も前向きな答弁をしてもらったりしたんで、若干の負担が要っても来年の予算では見てほしいということで締めくりたいというふうに思います。それで、できるだけ人口推移とかいろんな関係があるんですが、今やっぱりクリアせにゃいけないのは、今の人口で子どもたちが少しでも多く認められるということになれば、その環境を改善するためにもどうしてもダンボ3とか、スリーとか、そういうものをつくりたいという基本的な方針のもとにやはり進めていってほしいということを切に希望します。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて次の質問に入ってください。

10番（西元 進一君）

それでは2の項目で、就労継続支援事業所の問題として、これも職員の方の努力によって、私が見せてもらったことしの初めての状況です。それで、3年先にはなかったような気がするんですが、そこへ行くと、英田町なんです、美作市の建物です。建物ですが、やはりそこに入られている方たちは、雨漏りをしのぎながら、しかも隅のほうでやっているということなんで、それも障がい者の方なんですから、そういうことからいうと非常に努力されている市民、その就労支援のお世話をしている方々も非常に苦労されているというふうに思います。私は行って、そこで初めて感じたんですが、こんなことで就労支援というものができんだなあというふうに見て、福祉の関係は複雑で難しい問題なんじゃないかというふうには思いました。

しかし、あそこでやっぱり悩みとして、あの施設の中で働く方々の悩みとしては何があるんだろうかというふうにしてちょっと聞いてみました。そこでは、やはり悩みがありました。というのは、何があったかというたら、障がい者のトイレがないと。障がい者のトイレがないから困るんだと、非常に困りますということをおっしゃいました。せっかく美作市が応援して就労支援事業というものを立ち上げて、民間ですが立ち上げてもらって、美作市が協力して施設を提供していると。そういう中では私はその施設を提供する側に努力の跡がないということが大きく言えるんじゃないかというふうに思います。それはやっぱり本当に基本的な生活の問題です。トイレなんちゅうのは特にやっぱり大事なことですよ。それで、大事なことあわせて障がい者が使うトイレですから、一般の人たちが使うトイレとは全く違うんじゃないかというふうに思います。

そういうものがなんでできていないんだろうかということがあるんで、そういうものとしては一つ一つ十分に配慮しながら、美作市の施設ですから、施設を提供して就労支援事業というものが障がい者の方々に幾らかの保障をしながらでも進めていって、十分あそこで働いている人たちは本当に私たちの顔を見てもそれほど違和感がなしにやってもらっています。そういうことからいうと、私たちは何もしてやれないけど、そういうものぐらいの努力というものはしなきゃならんという、そういう切実な思いで感じました。そういうことからいうと、議会や執行部あるいは職員の方々が私たちが心細かくやっぱりそういうものとして砕きながら、あるいは使いながら、そこへのより環境のええものを提供していくというのが本当にできないのだろうか、努力ができないだろうかということが感じられました。

そういうことを感じながらですが、本当にそういうものがどういう状況の中でできなかったということを答弁をよろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、就労支援事業B型事業所の行政のかかわりについてということで御質問を受けましたので、答弁させていただきます。

障がい者の就労は障がい者の権利として実現されるものであり、障害者総合支援法、障害者雇用促進法で福祉施策と雇用施策の連携によって障がい者の就労と経済的自立を支援するものであります。障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所は美作市内においては雇用契約に基づくA型事業所が2カ所、雇用契約に基づかないB型事業所が3カ所あり、それぞれ一般就労が困難な方などが働く場の提供を行い、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。

今回御指摘のB型作業所ですが、平成25年12月に岡山県から指定を受け開設された事業所です。7月には実人数で17の方が利用されており、障がい者の就労に大きな貢献をいただいております。事業所開設に当たって、障がい者就労施設に適している物件を探されておられましたが、ほかに適切な物件が

なく、現施設のトイレの状況や雨漏りをしている箇所があることなども了解された上で一時的に現施設を利用されるということで開設の運びとなりました。

また、本施設がある土地は借地であり、現在貸借契約を締結中であり、契約物件の一部の土地については間もなく契約期間が終了します。市としてはこれをめどに建物を解体した上で土地所有者に返還する予定であります。

なお、本事業所におかれましても土地の貸借契約期間の満了のことはよく御認識いただいております。本事業所はことし雇用枠を拡大される計画とお聞きしており、本市障がい者福祉の推進に今後も大きく貢献をいただける事業所であります。市といたしましても事業所との連携を一層充実させ、障がい者の就労と経済的自立のため、現施設にかわる建物の確保など、協力を行ってまいりたいと考えております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

部長、ちょっと足りんのじゃけど、その貸借関係の年限はいつかということがあるんで、それはまた5年も先だったら、して出さなきゃいけないし、来年だったらせえでええというぐらいなことになると思うんですが、そういうものとしてちゃんと考えとることではないと、答弁にはならないと思うんですよ。

私は確かに借りた人が楽なからそこを利用していくということは確かにあると思うんです。しかし、1年ないし2年、2年が3年になり、4年になったということについてはやはりずっと不便をしとんです。美作市が障がい者の便所をつくるからというて、ひどう赤字になって困るということでもなかったんだらうと思うんで、仮に潰すとしてもやっぱりそういう施設としてはちゃんとすべきだったというふうに思います。

そうでないと、適当なことを言うて美作市が施設を貸したら、それは来年なり再来年になるけど、一年一年がいいわけとそれからやらんで済むという、そういうものがやっぱり常に車のように回って行って、何もしないということになるんで、それでは困ると思うんです。そういうことからいうと、施設を貸すと、しかし美作市が貸すということになると、やはり重大な責任があると。重大な責任があるのに、それを責任を持って果たすという姿勢がやっぱり大事だというふうに思うんです。そうでないと、どうしてもせんでええ、あるいは責任を軽減してきて、相手はいいわけをしていくと。借りた側ですから、いいわけするんですよ。だから、そういうものが無責任な形でやっぱり野方図になってしまうということになるんで、そういうことがないようにするということをお願いしたいというふうに思います。

もう一度貸借関係の年限と、それからそういう姿勢について答弁をください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

土地のほうは平成29年3月31日までで、あと約1年半あります。

それから、現在の建物の一部をB型作業所のほうにお貸ししておるわけですけど、その契約につきましては1年ごとで契約をさせていただいておりますので、来年の3月31日までが一つの区切りということになっております。

私たちが障がい者の方の就労とかそういう少しでも今よりも現金を得て、働く喜びとかそういうものを感じていただきながら、自分で稼いだお金で自分の生活をしていくという、そういう非常に重要なことで、やっぱり自分の希望を持つとか、そういう面に対しては非常に何とかできることは支援していきたいと思っております。

ただ、社会福祉法人にしても、そういうNPO法人にしてもこういう作業所の確保をするというのは、もちろん御存じでしょうけど、そのそれぞれが法人なりそういう方が自分で確保するのが大前提というか、基本的なところはあります。たまたまこの事業所については、開設したいし、来たい人もおるんだけど、ちょっと今適当な場所がないということで、最初はもしかしたら1年もお貸しすることができないかもしれませんよというような格好でお貸しして、それが今約2年近くなってきてるんですけど、そういう状況になっておりますんで、今後、次の施設についてはできることは協力させていただくんですけど、この施設についてあえてここでトイレに幾らかかるかわかりませんが、新しくそこを改修して何百万円かかかって投資をするという状況には今ないと判断しておりますので、そのあたりの御理解のほどをよろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

いろんな事情があるというふうに思っております。それから、今部長が言われたように、確かに一年一年の契約なんでしょうけど、やはりこの施設はそりゃあもう僕は余り無理を言うつもりはないんです。しかし、やはりこういう制度として活用していく場合に、行政が今部長が言われましたけど、その法人がNPOですか、個人の法人でも結局はその人たちが責任を持つような格好になつてくるようです。しかし、それはやっぱり行政の逃げなんです。やっぱり行政がそこに一つ加わらなければ、障がい者のいわゆる自立支援なんて、本当はできませんよ。だから、そういう点では、障がい者の自立支援というものがやっぱりいかに大事なのかと。行政がどう取り組んでいくかと。美作市の行政が障がい者の人たちの生活に対してどれほど責任を持ってやっていけるかということについて本当に十分な責任を持たなければ、そういうものが成功せんし、実際には大きく育んで成長しないというふうに思うんで、特にそういうことをお願いして答弁してほしいと思いますからよろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

3回目の質問にお答えしますが、趣旨はよくわかっております。1つ、2つ申し上げておきたいのは、津山でこの議論があったらどうなるかということ。津山の場合には多分行政という言葉が出ないと思います。なぜかという、津山ではみのり学園とかひかり学園さんという非常に広範囲で資金的にもそれから技能的にも充実した総合的社会福祉法人がしっかりあるんです。非常に創設のときから創設者が本当に社会福祉事業に燃えて頑張ってつくって、その思想が脈々と生きている社会福祉法人があって、それに市や県がいろいろな形で、国もそうですけども支援をする中で、しっかりとした事業形態ができています。岡山でも旭川荘と、しっかりありますね。

その点が我が町で本当に私は帰ってきてみて必要性を感じました。NPOがやっている、それはいいんですよ。できなくはないんですけども、NPOがやるとNPOの支持母体の会社、このB型のところも個人的によく知っていますけども、自分とこの会社の売上げが消えよんじゃないかと思うような状況でやっぺらっしやる。税制上のメリットや給与上のメリットも社福に比べて少ないでしょう、これ。だから、これは大変だなと常々思ってます、美作市のさまざまな社会福祉事業で、NPOその他の形でやっぺらっしやる所を何か救護する社福ができるといいなと私は常々思っております、個人的には研究もしていこうとは思っているんですが。

そう考えると、今おっしゃったことの一つの回答になるんです。社福であれば助かっている部分、社福じゃないから困っている部分については、やっぱり少し我々も前向きに支援をして差し上げないかと、実は思っております。思っておりますが、ただこの施設については私が着任する前にもうあったものですから、その契約もあるんで、どうこう言いませんし、もう実は今年度中から来年度の初めには次の行き場所を探さなきゃあいけないの、これ。もう間違いない。うちはその建物をへたして更地にして所有者に返すわけですから、再来年の3月31日までおれるわけがないわけですよ。ですから、私どもの責任としては、利用者の方々の住所地との関係をよく調べながら、例えば英田地内にそういう場所があるか、英田の市有物件の中でスペースがあるかというようなことを今までも御支援、御協力いただいてきた万殿さん、萬代さんを初めとする地元の市会議員や関係者の方々の御意見もよく聞きながら、温かい気持ちでまず当面の行き先、落ちつき先を考える。そこで、施設改修が必要であれば、そのことについて誰が役割分担するのかを考えるということになると思います。

さらに、これ人数がふえるという話がありまして、その部分について実は既に私どもがある県レベルの団体とこの事業者の方を仲介しておりまして、新しく美作市内に1つその場所を確保することがもうできつつございます。

言いたいことは何かというと、議員がおっしゃるとおり、市が逃げたんじゃ、社福との関係で熱意のあるNPOなんかできちっと事業はできないだろうということは重々認識をしてやっておりますので、引き続き頑張りますが、御支援のほどをよろしくと、こういうようなことでございます。ありがとうございます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

まとめさせてもらいます。

市長がいい答弁してくれたんで、私に対する答弁としては十分過ぎるぐらいの答弁なんで、結構です。

本当に障がい者の支援というのは、私もよくわからんし、行政もわからんと思うんですが、そういう意味ではやっぱりその方々の要望や希望、あるいは社長さんなんかも実際にはそれほどもうけ主義ではないと思うんで、やっぱり就労者というか、障がい者の希望に沿った形の施設というものを、あるいは環境というものをつくり出していくということに努力したいというふうに私は思います。

そういうことでこの項を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

続けて次の項に入ってください。

10番（西元 進一君）

それじゃあ、3つ目です、ようけい今日はないんで。

雲海の再生についてということで、これまで雲海についての取り組みについて、議会としての取り組みということで考えさせていただきますと、何回か修正に修正を加えて、最後は四千何百万円という予算を組みながら、すぐにいけんようになると。倒産状態になって、しかも議会としては百条委員会をつくり、百条委員会でかなりの議論を半年以上かけてやりました。そういう点では雲海が市民の注視の的でもあるし、市民から考えると雲海が欲しいし、しかも雲海の再生についてはいろんな意見があります。いろんな意見があるけど、やはり議会や執行部がもたもたしとることが現状だろうというふうに思います。

雲海についてどういう状況になっているかということでもあります。今、何か板を張りつけてどうにもなら

んことになつとるで、西元議員というて何人も聞かれました。風呂だけはやつとるようなんです。へえで、お風呂はやつとるようです。そういうことからいうと、私は美作市の貴重な財産です。へえで、英田地区の人たちがつくり出したものでありますけど、しかし美作市の大きな財産です。これがうまくいかどうかというのは美作市の〔聴取不能〕にかかつとると思うんです。やはり第三セクターでああいう形のものが、いわゆる右肩上がりの経済情勢の中では少々赤字になつても英田地区の人たちが負担すれば何とかなると。しかも、それが英田地区の人や岡山県下あるいは全国西日本でああいう優秀な場所を選んで風呂をつくつたということが貴重な財産であるし、本当に大きな知恵だったというふうに思います。そうでないああいうものがつくり出されないというふうに思うんで、あそこへ上がりようとして硫黄のおいぎがします、確かに。だから、そういう点ではいい風呂ができるんだと思います。

そういうものがあつて、しかもその当時は十分にゴルフもはやつとるし、それからレジャーブームでありましたから、そういうことからいうと大きな成果をおさめたというふうに思います。特に英田町の方々が誇りを持ってあその場所をやっぱり推薦できたということがあつたと思うんです。私たちがあれが美作市の財産になつて、しかもあれが有効に機能して、しかも美作市の財産としてそれほど負担にならんという、そういうものをつくり出していく義務があつたと思うんです。そういう点では、今執行部は何をされとるんかということがあつてあります。

私はその点では大きな意味では少々無理でもやっぱり開くと。新しく早く開いて、あのものを美作市民にやっぱり提供すると。いいものを提供していくということをしていかないと、貴重な財産を無駄にしてしまうと。今までつぎ込んだものが全然うまくいかずに、いうたらごみの藻くずになってしまうということになりやせんかということがあつたので、そういう点では、十分審議をして前に進めてほしいということがあつたので、特にいい答弁を求めたいと思いますから、よろしくをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、西元議員の雲海に対する件でございますけども、現在の現況というものを少し述べさせていただきます。

雲海は、現在主に温泉とバンガローの営業、それから季節感によりますけど、プール、そして体育館、グラウンドゴルフ場、それから野球場等々の施設のスポーツ施設の管理運営を現在行っておりまして、地域及び利用者の皆様には御利用いただいておりますけども、十分に御満足のいただけるおもてなしができていないというのは感じております。市といたしましても、今後速やかに地元や利用者の要望を踏まえまして、また地元のアイデア等も参考にしながらレストランを含めた全面的な営業に向けて具体的な準備を進めていきたいというふうに思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

江見部長、簡単に言われたけど、あそこでレストランが開けんというのが大きなネックになつとるわけです。確かに開けるものは、風呂とかグラウンドとか、それから体育館とかというのは開いとんでしょう。しかし、あそこでレストランが開けなんなら、言うたら中核ですから、そういうものからいやあ全くいけんとあつたと思うんです。私は今雲海では何が起こつとんかは知りませんが、執行部では抜き差しならんというものがあつたような気がします。それは、執行部が誰かに賠償を求めるとあつたということがあるんじゃないかというふう

に思います。しかし、もう賠償問題はよろしいじゃないですか。私は賠償問題というのは何年もかかります。それも銭があつてないような人を相手にするわけですから、どうにもならんわけですから、そういう点では私は諦めると、諦めて開くと、思い切って開いていくと。

そうしないと、やはりどうにもならん状態になるというふうに思うんです。それはいわゆるごみの藻くずにするんならいいんですよ。しかし、藻くずにせずにあれをレストランを改修してでもどんな形にしてでもやるということになれば、もう時間はないですよ。時間はないんですから、そういう点では本当に大胆にやっぱり物を竹を割るように切ると。切ってやっぱり進めていくと。しかも地元にはちゃんとした業者がおつて、執行部にかわるぐらいな元気な、しかも緻密なお客さんを連れてきたりするような業者もおられるわけですから、そういう人たちを活用するというを十分検討されなければ、今私たちが求めているようなちまちましたことでは絶対にできませんよ。だから、はっきりと物事については諦める。諦めて再出発するというのを考えてほしいというふうに思いますが、いかがですか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

いや、大体それでいいんですが、諦めるというのはちょっと言い過ぎで、これはやっぱり法的手段をきっちり追求をすると。そのために議会にもお諮りするということは、これは差し詰めやらなきやいけない市民との約束だと思えますし、議会としてもそれはやっぱり議論をして議決をする責任が僕はあると思えますよ。もう諦めたんじゃというて言うたんじゃいけません。

ただ、全体としての流れは僕は西元さんがおっしゃるとおりだと思つていまして、この間も部長には余り例の賠償問題で再オープン、再開あるいはリノベーション、再構築というものを引きずってはだめよと、もう。最終けりがつく最高裁までやりようたら、それこそ何年かかるやらわからへんわけですから、そのときにはもうシロアリの巣になつていても困るわけだし、これはもう今議会ぐらいがこの問題の引っ張りの最後ということに私は今のお話を伺つていて同感でございましたし、そう私も思つておりますので、この質問と応答でもって経済部にスイッチが入るといふことで御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。ほんまに結構なんですけど、参考までに言うときます。

やっぱり美作には大きな食堂もあります。この人たちと本当にしっかり話をしてみてください。私もちょっとしたことがあります。本当に西元さん、どこで飯を食べさせても一緒なんだから、あそこへ連れていけば十分採算がとれると。バスも上げれると。それも日帰りだったら温泉つきの食堂もできるわけですから、そういう点では有利なんですということを言われたことがあります。そういうものを参考にしながら、本当に全面的な開館に進めていくと。そうしないと全面的な開館にしないと、したら諦める結果になるんで、どうにもならんと思うんですけど、やっぱりそうしないとあの地域が活性化しないし、それから同時に美作市もやっぱりくすんだ暗い影の中に置かれるということになるんで、そういう点では前向きに検討してほしいということがあります。

これは市長に答弁を求めるより、今の答弁で結構です。だから、これでこの項は終わります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、西元議員、次の項は休憩の後お願いします。

ただいまより10分間休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西元議員の一般質問を続けます。

西元議員。

10番（西元 進一君）〔質問席〕

4項目めですが、私は無理ばっかし言うんですけど、湯郷Be11eの支援についてということで、少し検討してほしいということも含めて、今までの議会、美作町時代の議会の努力とかを含めて若干検討してほしいということがあるので、発言をしたいというふうに思います。

過去、湯郷Be11eが来るといったときには、私も勝田へおってびっくりしました。美作町が大問題になったというふうに記憶しております。しかし、その中でやっぱり進歩的な、進歩的なのか、許容範囲の広い議員がおられて、そういう点ではやっぱり湯郷Be11eを美作市に呼んで、スポーツとお湯の出る環境のいい美作町をつくるということで努力されたみたいなんです。その中で谷本議員がおられるわけですが、谷本議員は当然そこでは本当に積極的に努力されたみたいなんです。

当時は3,000万円という金額を支援しようということと言われたようです。そのときには何という町長だったかな、町長がどがいにもいけんということと言われたようです。しかし、私は3,000万円という数字を本当に聞いたことがあるんです、その当時。3,000万円という数字を聞いたことがあるので、いい線でおさまるとるんだらうということで、僕は最近まで2,000万円が支援されとるというふうに思ってたんです。2,000万円を支援された中で、安東市長がいわゆる事業仕分けのときに、何もかにも削減するんでということで事業仕分けで200万円を切って1,800万円が残るとるんだらうというふうにずっと思ってたんです。最近になって、黒田チーフマネジャーですか、と話す機会があって、ゼネラルマネジャーですか、話す機会があって、2,000万円が1,800万円じゃというて堂々と私が言ようたら、西元さん、何を言よんかというけん、何なあといいました。あれは1,500万円で、あのとき3,000万円言うたのは確かに谷本議員が一生懸命言うてくれたんじゃけど、3,000万円に行かなんだじゃと。2,000万円で折り合いがつくんかと思うたら1,500万円だったんじゃと。1,500万円で200万円を事業仕分けで切って、1,300万円しかないんだということで、私はびっくりして啞然としました。

ここから選手を褒めるようになるんですが、宮間あや、福元がいろんな形で全日本を代表するという、なでしこリーグに入ってやっぱり活躍してくれます。そういうコマーシャルからいうと、物すごい美作市は大きなコマーシャル料をもらっているというふうに私は思います。今、私は少し計算してみたんですが、1,300万円として330円ほどですか、1人がです、3万人として1人が。2,000万円と計算したら640円ぐらいですか。そういう1人が負担になるんで、私はそれぐらいの負担は、これだけの美作市を宣伝してもらっているし、グレードを高くしてもらっている、いわゆる湯郷Be11eという組織に対して、しかも湯郷Be11eというのはサッカーのチームですから、サッカーのチームを美作市が、これ全国でも珍しいようです。公の市が若干でもかんで、しかもうまく運営して、しかも比較的待遇はいいようです。そういう点では10チームあって上位クラスに待遇はされているようですから、そういう点では十分美作市も努力はされとる

というふうに思います。

しかし、それでも私は1,300万円という数字は少ないというふうに思います。それはやっぱり宮間や福元がおるからせえというんじゃないんですよ。やっぱり湯郷Be11eというチームが美作市が直接かんでやっぱり公の部分としてかみながら、しかも運営がうまくいっとるというチームは全国でも珍しいわけですから、そういう点では若干の上積みというものが必要ではないかということがあるんで、大きくは言いませんが、2,000万円ぐらいを言いたいんですが、それぐらいの支援をしてやってほしいということを切に思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

何ぼうかは別としまして、今美作市が湯郷Be11eの存在で非常に大きなPR効果を持っていることは、これはもうそのとおりです、これは。本当ありがたいと思っております。これからますます強いいいチームになってほしいなと思うわけでございます。

そう申し上げた上であえて申し上げますと、私もBe11eの関係者とはよくお会いするんですけども、具体的に例えば今度提供することになった、選手の移動のための車がないんで、ちょっと市長、頼むよということで新しい車を買って提供しましたけども、具体的にこここうでこうだからという話で御要望があることはあるんですけども、一般論として今の費用が足りんから上げてくれとは一度も聞いたことがない、現場からは。だから、私はやっぱり彼らが立派だと思っているのは、そういう態度なんです。市民の方々に貢献をする、一方で今小さい町でここまでやってくれていると。どうしてもということについては要望があるんですけども、ちょっと少ねえけえ出してくれえみたいな言い方は絶対しない。そこに僕は人間としての節度を感じるし、だからすばらしいなと、こんなふうに思ってますんで、この辺でよろしく願いいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

先ほど市長がもう支援の話をさせていただきましたので、細かいところでございますが、美作市といたしましてはBe11eの監督さんは任期付職員として採用していると。そのほかに選手の方3名は学校支援員として雇用するなど、あるいは市職員も業務対応できる範囲でリーグ運営の補助をしているということで、議員の御指摘のとおり、なでしこリーグのチームの中では最も自治体が関与しているというチームでございますので、何とぞ御理解賜りたいと思います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

市長が言われておるとおりです。私は湯郷Be11eが美作市が支援を少なくしているということは感じたことはないんです。ほいで、2,000万円だろうと思っとったから余計にそう思っとったんですが、しかし市長が言われるとおりですが、市長はあっこで再々優勝したときや帰還したときやいろんなときに、あそこへあのグラウンドに出られて、市長が力強く挨拶される姿を何回も拝見しました。そういうことからいう

と、私は若干少ないというふうに思うので、市長、もう一度努力ということをお願い。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

お答えします。

努力という意味では、当然するわけでありまして、今議会にも若干関連する議案も予算の中でお願いしておりますが、それに加えてやはり幅広い市民スポーツ、文化として女子サッカーが成立するためには、応援をした方々を開発しなきゃいけない。かつていろんな企業の方々に美作町議会から市役所も町役場も一緒になってそういう応援企業の和を広げてきているわけでありまして、そういう努力について私も具体的にやらさせていただいているわけでございます。

同じことはNODAレーシングなんかについても言えるわけで、もちろん市からのお金も大切でありますし、それを一定程度出していくのは覚悟はしているんですけども、その原資たるや、なるべく国庫の負担にしておきたいし、それからBe11eで言えばグラウンド整備については、これは本当にありがたいことに県のほうで随分やっただけ。我々のコストもありますけど、岡山県としてのあれもある。ちょうどあしたBe11eの2選手のワールドカップにおける活躍を顕彰するというようなことの中で、岡山市で大きな催し物があって、潜在的スポンサーの方々もいっぱいお越しになられると、私もBe11eの今後のためにしっかり応援をしてくれというふうに頼んでくるつもりなんです。

そういうやっぱり気持ちをずっとみんなが重層的に盛り上げることが私は今後とも長続きする支援として重要じゃないかと考えておりまして、その面で力いっぱい努力をしているというふうに申し上げておきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

それで結構です。

それで、湯郷Be11eについてはあしたの関係は市長も言われましたが、私も参加させていただきます。それで、そういう点では私たちは十分湯郷Be11eの恩恵を受けながら、しかも美作市が誇れるいいチームをつくっていくと。そういうことからいうともう少し頑張ってもらいたいということがあるんで言うんですが、本当に市長に対しては若干困るから言うたことはないんですけど、よく言うておきます。そういう点では泣かにはあいきんということを言うておきます。そういうことから、今後も私も努力はします。谷本議員もいつも前段では湯郷Be11eのことを言ってもらっているんで力強いんですが、そういう点では今後も協力しながら湯郷Be11eを強化しながら、あるいは支援に対しては大きく前進するような努力を期待したいというふうに思って、この項の質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番11番、議席番号10番西元進一議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番12番、議席番号1番金谷典子議員の発言を許可いたします。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）〔質問席〕

議長より発言の許可をいただきましたので、平成27年9月議会の質問をさせていただきます。

関東地方での甚大な被害に遭われました方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

地球規模での気象の変化により、今までにない大きな災害がたびたび起こっています。自主防災の徹底をより急ぐよう痛感いたしました。

それでは、質問に入らせていただきます。

1項目めは、美作市の放課後児童健全育成事業についてお尋ねします。

美作市の学童保育の保護者ができた経緯について詳しく御説明ください。

その後、昨年9月議会で、豊かで充実した学童保育の請願が提出され採択されました。その後から今日までの市の対応と保護者会との話し合いの内容と、双方での決定事項を日にちを追って説明してください。

その後に伴い、27年4月、子ども・子育て支援法が施行され、学童保育への美作市の基本的考え方、現在求められている学童保育、現在の課題と解決に向けた対応は何であるかお答えください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、議員お尋ねの美作市の学童保育の保護者ができた経緯について、まず1点目、答弁させていただきます。

美作市学童保育保護者会は、平成26年5月に正式にこの名称で立ち上げられております。経緯といたしましては、それ以前は全てのクラブに保護者があったわけではなく、クラブごとに自主的に組織され、活動されていましたが、市内の保護者及び指導員の親睦を図ること、また学童保育の運営について、保護者の意見を運営主体に伝えていくためには、各クラブ単位ではなく、市全体で意見をまとめて大きな声として伝えていく必要があるという思いから、有志の方々が各クラブに呼びかけをされ、立ち上げられたと理解しております。

次に2点目で、昨年9月議会で採択された、豊かで充実した学童保育の実現に関する請願書が採択されてから現在までということですが、平成26年9月議会において請願書の採択を受けてからの経緯について、状況を時系列に説明しますと、9月議会終了後すぐに保護者会役員と担当部で会合を持ち、御意見をお伺いしております。請願事項に基づき情報交換を密にし、保護者の意向を酌み上げていく方法として定期的に会を持つことを確認しております。また、28年度からの運営について、保護者会運営または地域運営委員方式も可能であることを伝えております。その後も1カ月から2カ月ごとには役員会の場やこちらから集まっていただくなどお願いし、必要に応じて役員の方にはお会いし、情報提供や御相談、御要望をお聞きする機会を持っております。

その中で、ポイントとなる経緯につきましては、平成26年12月に保護者会で運営主体はどかが望ましいかなどを含めて、保護者へのアンケートをされています。このときの回収率は約50%程度で、運営主体として望ましいのは、社協や市に任すのが75%、保護者運営は地域運営方式を含めて10%の回答であった結果をいただいております。

平成27年1月に28年度から地域運営方式で運営することができるか、次の指定管理者に運営を委託するか、各クラブの意見をまとめ、市に報告していただくようお願いし、4月になってから次の指定管理者に任すというクラブが6クラブ、それから地域運営方式で運営したいというクラブが2クラブという報告を受けております。

7月に運営委員会での運営を希望しているクラブに、市とのリスク分担内容を具体的に示し、委託を受けることが可能かどうか再確認を行ったところ、委託を受けるとの意向を示されました。

本年8月3日の文教厚生委員会開催後も、早速保護者役員にその内容を報告しております。その際、9月定例会終了後、過半数の同意を得た意向確認書の提出をお願いすることについても報告をしております。

以上が経過でございますが、市といたしましては、今後も請願内容を真摯に受けとめ、できるだけ保護者会と情報を共有できるように努め、風通しのよい運営を進めていきたいと考えております。

次に、お尋ねの3点目でございますが、平成27年4月、子ども・子育て支援制度施行後の美作市の学童保育の基本的考え方、現在求められている学童保育とは、現在の課題と解決に向けた対応についてでございますが、子ども・子育て支援制度では、地域子育て支援の大きな柱として、放課後児童クラブの充実が掲げられております。市としましては、当然仕事をしながらでも安心して子育てができる環境整備としてはもちろん、子どもさんが学校生活以外の地域社会とのかかわりや成長していく貴重な放課後の時間の中で、年齢に応じた育ちを重視し、健全にかつ安全に育成支援していくことを基本として運営を行っております。特に子どもたちの最善の利益を考慮し、個人の特性や家族状況にも考慮したきめ細かい支援が求められており、今年度から指導員の豊かな人間性と倫理観を備え、知識及び技能の習得を目的とする研修が開始されることとなっております。

現在の課題としましては、長期休暇中に利用児童数が増加することに対する指導員不足のこと、また先般より御報告しておりますとおり、今年度末をもって指定管理者が指定管理を継続しないことに対する平成28年度からの運営主体の問題でございます。現在、指定管理者公募に向けての準備を行っているところでございます。また、保護者が中心となった運営委員会を立ち上げ、市からの受託運営を希望されている2つのクラブについては、さきの御質問で報告してましたとおり、過半数の保護者の同意を確認した上で保護者会と情報交換を密に行いながら、スムーズな移行ができるよう協議をしております。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

2回目の質問に入らせていただきます。

今回の質問は、実際に保護者会の役員の方々から聞き取りをさせていただいて協力をいただいております。

まず、市の保護者会ができた経緯でございますが、先ほど部長がおっしゃった内容のこともほぼありますが、実際には私が把握しておりますのに、2年半前に学童保育に事業仕分けが入り、そのときに管理者側より、市からの補助金が削減になる、それを補うために指導員の勤務時間を減らし、時間のかかる保育内容についてはしなくていい、おやつは袋菓子を与えて、けがのないように見ておくだけでいいというような強制をされ、平成25年度より余儀なくされ、今後はますます充実を図るべき保育に対し、このような強制は問題であるということから、立ち上がられたということもお話しされておりました。

学童保育への全くの理解のない言葉で、もう啞然としたそうです。特に大規模な学童保育では、日々の指導員とのかかわり、おやつづくり、保育の前の打ち合わせ、細やかな保護者対応等、気配りのある保育を行わなければならないのに、そのような言葉が出たことでショックを受けられたそうです。少数の指導員で今まで安全を保ち、本当に長年大きなけがもなく頑張ってきた指導員の方々にはびっくりしたというお話を伺いました。そして、信頼関係の中で全てが成り立っていくものでありますのに、指定管理者との信頼関係が崩れたというようなこともお話しになりました。

これは実際にお伺いしたんですが、それから請願が出てから現在までの保護者会との対応をもう一度追っ

て説明していただけますでしょうか。

それから、3番目の質問でお答えいただきたかったのは、美作市はどのような保育内容の学童保育を目指しているのか。理念があるのか、そういう保育ができているのか、その現実のためには何を必要とするのか、今後の課題をもう一度お答えください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えします。

まず、御質問の内容にあります事業仕分けについてですが、平成23年度の事業仕分け対象事業として社会福祉協議会事業が上げられましたが、これは市が社会福祉協議会に委託している事業全般についてのものであり、学童保育へ事業仕分けが入ったわけではありませんので、誤解がないようによろしくお願いいたします。

また、これに関連して市からの補助金が削減されるために指導員の勤務時間を削減したとのことですが、指導員の勤務時間の変更は、ゆとり教育の廃止により児童の下校時間が1時間程度遅くなった曜日もあり、全体の勤務開始時間の見直しを行い、平成25年度に下校時間に合わせて指導員の勤務時間開始を遅くしたのが現状でございます。規模の大きなクラブについては30分、小規模のクラブについては1時間遅く出勤してもらうように変更されています。それまでは下校時間の2時間前から勤務されていましたが、指定管理者として社会福祉協議会が市から委託を受けて運営する中で、現状に見合った適正な勤務時間の設定を行ったものでありますので、その点の御理解をいただきますようお願いいたします。

おやつについては、手づくりのものは食育の観点から大切と考えられますが、衛生面の問題や買い物や準備にかかる時間の問題、市内でもクラブによって頻度がまちまちであるなど改善点があることから、見直しを行ったものであります。指導員との協議の中で、現在は月2回までは手づくりおやつの提供を可能としております。

議員のおっしゃるとおり、学童保育では多様化する児童や家庭のさまざまな状況に合わせて保育前の打ち合わせ、細やかな保護者とのかかわりなどが非常に大切な要素となり、必要な時間であることは認識しております。さきに申しました勤務開始時間を遅く設定した件についても、必要がある場合には時間外手当を支給するので対応してもらうように指導員には伝えているところでございます。現在の指導員は、育成支援内容、保護者との関係性とも非常に高い質を持っておられて、日々対応していただいておりますことを報告させていただきます。

請願書が出てからの対応を日にちを追って再度ということなので、多少長くなりますが、申し上げさせていただきますと、平成26年9月30日、協議内容として市から今後の運営について、保護者運営も含めて協議し、保護者会に対し平成25年度の収支決算書を提示し、保護者会側で運営について検討することとなりました。

平成26年11月26日、保護者会運営についてが主な内容の協議で、補助金の内容などの質問を受けています。また、手づくりおやつの件、利用料の件、延長時間の件などの意見交換も行っております。各クラブの過去2年分の収支決算を示すことや、定期的な意見交換会を実施することを確認しております。

12月に美作市学童保育保護者会にて、運営主体についてなど保護者の考えを知るためにアンケート調査の実施を保護者会でされております。

平成27年1月28日、協議内容としまして、保護者運営、指定管理についての意見交換を行っています。ま

た、12月に実施されたアンケート結果について報告を受けています。このとき、保護者会から指定管理運営、地域運営委員会運営、どちらにしたいかを年度末までにお返事するとの話をいただいています。年度を越えてもお返事がなかったのですが、平成27年4月20日に美作北児童クラブ、大原放課後児童クラブは地域運営方式で、また美作第一、勝田チャイルド、英田、えみっこ、土居、東栗倉は指定管理方式、市が公募する、市にお任せという方式で、その意向の報告を受けました。クラブの意向を尊重し、2方式で次年度運営の検討を行うことを確認しております。

平成27年5月13日、各クラブの市との連絡窓口を決めるとのことで、市担当者も保護者会に同席しましたが、当日は決まらず、後日連絡を受けております。

平成27年6月24日、協議内容として、市への要望事項として、希望は地域運営委員会を立ち上げ、委託を受けて運営したいこと、指定管理運営となるところは現在の指導員を引き続き雇用してほしいことの要望をお聞きしました。また、運営指針を示してほしいとの要望がありました。保護者会が受託する場合、委託か指定管理であるべきか、これは保護者会がされる場合です、また美作市の運営指針を7月末までに示すということを決めております。

平成27年7月7日、市学童保護者会に委託する場合のリスク分担内容を示した資料を渡し、委託を受けることが可能かどうか協議してほしいことを伝えています。同時に、放課後児童クラブ運営指針もこのときにお渡ししております。

27年7月22日、リスク分担表について項目ごとに協議し、保護者会から質問等にお答えしています。その上で、2つのクラブより放課後児童クラブ運営の委託を受託するとの回答をいただきました。文教厚生委員会に状況を伝える必要があり、地域運営委員会会則等、作成できているものがあれば教えてほしいということをお願いいたしております。それから、平成27年7月27日、運営委員会会則の提示がありました。

平成27年8月3日、文教厚生委員会がありまして、平成27年8月5日、文教厚生委員会で決まった事項についてお知らせし、次年度の方式について、利用登録世帯から過半数以上の同意書をとることもこのときにお伝えしています。

以上が直近までの経緯ですが、これ以外にも電話、メール等で必要に応じて随時連絡をとりながら進めております。

美作市としてどのような保育内容の学童保育を目指しているのか、その実現のための今後の課題についての御質問ですが、今や睡眠時間を除けば、子どもたちにとって家庭にいる時間に匹敵するぐらい長くなる放課後児童クラブですので、まずは子どもたちの育成を重視することが必要です。年齢や発達段階に応じた自主性、社会性、創造性の向上につながる遊びや学びの機会を取り入れていくことが求められます。また、一人一人の個性や家庭状況を十分理解して、常に保護者とは密接な連携をとり、子どもの様子を共有することで保護者が安心して預けられることができることはもちろん、場合によっては保護者からの相談を受けることも役割となると思います。子どもたちにとって家庭のかわりとなる場ですので、温かみのある安心できる場である必要があります。集団での遊びや生活の中から、ゲームとかにはないリアルな——現実です——友達との遊びの楽しさや達成感を実感できる場であると同時に、失敗やけんかなども経験し、乗り越えていく力を身につけたり、我慢することや規律を守ることを学べる場になることが放課後児童クラブのすばらしさだと考えています。

課題としましては、クラブによっては利用人数が急激にふえており、現場で必要な指導員の不足が深刻であります。今後、処遇の改善も含め、業務に当たってくださる指導員の確保を行っていきたくと考えています。また、保護者の意向を丁寧に取り扱える仕組みとして、実施主体と定期的な情報交換を実施し、信頼関

係を持って運営ができるように配慮していきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

3回目でございます。

美作市の学童保育の充実のために日々細かい対応等、指導員の方、ほかに細々とされている職員の方々に日々の努力に感謝申します。

しかし、2回目で申しました強制的発言は指定管理側の幹部から出た言葉と聞いています。学童保育の本質を全く把握していない事業仕分けでの発言は、誰が聞きましても不信感を抱くものではないでしょうか。市民の方々も進化を遂げている学童保育は何かを理解していただかなければ、美作市は取り残されてしまいます。

平成26年12月にとられた意向調査は、これは保護者の方からの御意見というか、お話を聞いたんですが、指定管理者が28年度より管理しないということを知ってないときのものであり、アンケートは運営主体はどこがよいか問うものではなく、指定管理者が運営することを前提としたアンケートなので、10%という回答が出ておりますが、これをそのようにとらないでほしいということでした。

それから、聞くところによれば、指定管理者は2年以上前から運営自体を市に打診していたということも保護者の方からお伺いしました。請願提出後も管理者側と保護者とは風通しがよい状態になっていない。指定管理側ができないとの打診後、苦渋の決断があって、役員と指導員が覚悟を決め、学童保育について、より学習をし、我が子のため、未来の子どものため取り組んでおられます。その後、市から運営について回答を求められ、昨年度、市内のクラブは保護者会で決をとって、市へ文書で報告されました。にもかかわらず、市側から一部の保護者の不安の声があるという理由で再度決をとるように今求められていることには不審を抱いておられるようです。市側は保護者運営を望んでいないのではないかというようなことも言われていました。どういうことなのでしょう。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

まず、現在の指定管理を受けとる社会福祉協議会のほうから2年以上前に指定管理を受けないという意向があったというのは、受けないというか、指定管理は今3年で動いておりますから、3年の指定管理を受けた、今からちょうど2年少し前に次の指定管理は望まないという話がありました。ただ、市といたしましては、いろいろな状況があるにせよ、合併してもう10年、すぐじゃなかったんですけど、ほぼ10年近く指定管理を受けていただいて、美作市の社会福祉協議会は放課後児童クラブについての実績が蓄積されております。ですから、いろいろな保護者とか指導員、社協の幹部というか、事務職員の間でいろいろなことがあるにせよ、そこはその実績に重きを置いて改善するところは改善して、このまま何とか引き続き現指定管理者である社会福祉協議会のほうへ指定管理を、改善すべきは改善してほしいというふうに思っております。

それで、1年近く、1年ぐらいはそういう方向で社協とも話をしながら、そういう中で進めておりましたが、いよいよその社会福祉協議会のほうが最初から徹頭徹尾その方向性は変わらず、学童保育のことだけではないんですけど、社会福祉協議会と保健福祉部においては年に何回もいろいろなことで協議をしております。

す。その都度出てくるのが学童保育の関係でございまして、そこで3年後には受けれないという話がずっと続きましたもので、市といたしましても指定管理を募集して受けれないという状況が本当に来るのであれば、何か方策を考えないといけないということで、その時点で今度はまず学童保育の基本に立ち返ろうということで、学童保育は子ども・子育て支援法にあるように、まずは保護者の方が第一義的に子育てをするのが一番の問題で、そうはいっても仕事を持たれとる方は預けないといけないという現状があります。そういう中でどうしたらいいかということにおきまして、それではどう支援をしていったらいいかということで、そののちを一生懸命考えた段階で、それでは保護者のまず第一義的な責任というところで、今の指定管理者がだめだというのであれば、保護者の方で受けることができないかどうか、原点に立って、立ち返ってみてくださいという提案をさせていただきました。

最初はそういう受けるというような話は特にはなかったんですけど、いろいろ時間が経過して現在のような状況の流れになってきたわけですが、市が保護者の方に対してどうしてももう保護者には渡さないとか、やめてほしいとかという、そういう気持ちではないんです。中には、8つのクラブ、今で言えば9つのクラブが、1つのほうがいいなという、これは一般論として、これは結構あります。単純に事務作業だけ考えれば、それもありがと思います。ただ、保護者の熱意というか、そのあたりを酌み取るのであれば、そういうことで一方的に押しつけてしまうというのはどうかなというところはありまして、本年の4月20日の会議のときにそういう意向を受けて、それではその指定管理、市が公募する業者だけではなしに、保護者のクラブも一緒に考えて、それを2つの方式を入れて検討していこうという話になったわけです。

それが現在まで続いているんですけど、先ほど議員おっしゃったように、一部の保護者の方とかが不安に思っておられるというような話も、我々もそういうのは耳にしております。それで、2分の1、過半数というのがそこで出てくるわけなんですけど、市としてもやっぱり責任ある立場でお預けする、お渡しする、委託する、指定管理方式にするというのであれば、まず保護者の方が最低条件として2分の1は賛成していただかないと、これがふたをあけてみたら、4割の人は賛成ですけど、6割の人は消極的、反対だったというような状況であれば、やっぱり市としてはそこへ責任を持って前に進むということはできないので、そのあたりをいろいろ総合的に考えた段階で、まず今の2つのクラブの方がしっかりと役員を中心として保護者で運営するんだと、そのほうが子どものためにもいいんだという強い気持ちを持たれとんであれば、その過半数のクリアというのはそんなに難しいことではないかと我々は思っております。そういう気持ちで市の責任、または保護者の気持ち、そのあたりを全てを考えた段階で、今の段階では今回も放課後児童クラブの条例を上程させていただいております。それは委託がどうかという話を出させていただいておりますが、その条例が議決された後に、最終的に保護者の方の意向をそういう条例的にそういう整備をした後、保護者の方の意向を最終的に確認させていただいて、過半数を上回れば支援をしながら前に進むし、もしそれができないのであれば、ほかの多くのクラブと同じように、市の公募するほうへなっただくということで考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括になります。

1番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

私がこの質問をさせていただいた理由の一つに、保護者会の方も全員が役員の方の全てを知っている方ではないということがありました、事情を。なぜ保護者会の美作のをつくったかとか、それにはこういうこと

があったんだというようなことを市民の方にも全ての方に知っていただいて、その決をとっていただきたい。一生懸命になっている保護者会の役員の方たちは、骨身を惜しんで仕事の間を会議をし、本当に一生懸命されているんです。その役員の方々を勝手にやっているとか、そのような目で見られることに対して、私は本当に残念に思った経緯がございます。そして、我がクラブだけではなく、美作市内全体のクラブのことを考えて役員の方はいろいろ考えられました。苦渋の決断をされました。そのことをぜひ市民の方にも、それから保護者会の役員でない方にも知っていただきたいと思いました。

私自身も卒業後、仕事を持ち、結婚し、3人の子育てをしながら産前産後の8週の休みのみで仕事を38年間続けてまいりました。その中で悩みや葛藤しながら、何とか3人の娘を社会人にすることができました。その陰には同居の父と母の深い愛情と支えがあったおかげと思っております。それは家族全員感謝の思いでいっぱいです。しかし、昨今は核家族の家庭もふえ、仕事を持つ親にとっては学童保育は学校を終え、子どもたちが帰る場所として、家庭と同様にほっとできる場所です。社会的にも大きな大切な場所となっております。

岡山市の学童保育に対する基本的な考え方を紹介します。

地域の子どもは地域で守り育てるという市民協働の理念をもとに、児童の健全育成を果たす。運営委員会による運営を基本とし、運営委員会への財政支援、補助金の交付を含め、各放課後児童クラブの運営に必要な支援を行うという市民協働の力あふれる理念をお持ちです。

現在、美作市の職員の方々は学童保育のほうにたびたび足を運んでいただいているようで、指導員の先生方も一生懸命していただいていると感謝をされておりました。しかしながら、指定管理を民間にとか、新たに設けるとなった場合、その指定管理者がどのような学童保育に対する愛情があったり、熱意があったり、理念があったり、方針、方向性、全く見えない中、指定管理を行うということも、前回と同じような状況になるのではないかと、保護者の方は大変不安を抱えておられます。身近にある指定管理者のほうも指導できていないのに、できるのかと。それから、指導員の処遇改善を……。

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、少し総括からは逸脱しておるように思いますので、その辺調整してください。

1番（金谷 典子君）

済みません。まとめなんです、はい。

総括としましては、今後指導員の処遇改善など、いろいろと先ほど申しましたことを踏まえてすばらしい学童保育にしていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

それでは、金谷議員、2項目めは休憩の後、お願いします。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

金谷議員、2項目めの質問から始めてください。

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）〔質問席〕

2 項目めの質問から始めさせていただきます。

美作市の子ども施策についてということで、保健福祉部と教育委員会の連携についてお尋ねいたします。

連携している事業がどのようにあるのか。それから、学童保育と放課後子ども教室の連携、それから空き教室の活用など、具体例も含めて今後の取り組みをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

それでは、2 項目めの保健福祉部と教育委員会の連携について答弁させていただきます。

幼児期から切れ目のない支援を実施するため、随時保健師が保育園、幼稚園を訪問、連絡などを行うとともに、心理士による巡回相談事業を行い、気になる児の共通理解、対応についての検討等を行い、早期支援につなげています。また、就学前後において、保育園、幼稚園と小学校間の情報共有、引き継ぎを確実にし、スムーズな移行をするため、共通支援シート活用モデル事業を実施しています。学齢期における連携として、美作第一小学校区において、医療・福祉・保健等の関係機関が集まり、子どもたちの課題や対応について話し合うことで連携強化を図る発達支援ミーティングを実施しています。

そのほかにも保健福祉部が保育園、幼稚園、小学校で実施する食育教室や歯科指導教室、子育て実行委員会事業、要保護児童対策対応等、教育委員会とは常に連携が必要であり、各教育分室ごとに毎月実施されている校長、園長会には各地区担当の保健師、社会福祉課、要保護児童担当者が出席し、定期的に情報連携を行うとともに、日ごろから顔の見える関係づくりに努め、連携しやすい体制を整えています。

放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携についてでございますが、子ども教室で実施されている本の読み聞かせなどを放課後児童クラブの場で実施していただくなど、随時連携をとっているところです。今後も横の連携を密にして、子どもたちの放課後の時間が効果的で有意義なものになるよう努力していきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

2 回目の質問をさせていただきます。

連携が美作市の場合、子ども課とか、津山とかでしたら健康こども部というような部がありまして、子ども施策についても一本化されているように聞いております。その中で例えば学童保育を例にしました場合、学童保育は学校から帰り、子どもたちがほっとする温かい家庭のかわりの場所になります。家庭だと考えた場合、教育委員会のほうもやはりその家庭でどのような生活をしているのかということにも関心もあると思いますので、例えば家庭での体力をつける運動的遊び、例えば山に行ったり、川へ行ったり、木に登ったり、そういったことが学童保育に行っている場合できていて、運動能力の発達とかそういったことが伸び伸びとできているのであろうかというようなことも思われますし、家庭で遊びの中で勉強するというようなこともいっぱいあると思うんです。そういうことを深めるためにも、いろいろな指導員の先生方が工夫をなさっているというのも聞いております。けん玉をしたり、狭い場所ですることができるようなことをされているんですが、子どもたちの心と体力と知力を伸ばすために保護者の方、それから指導員の方、健康福祉部、教育委員会、4 者での話し合い等をして、今後子どもの体力、教育、心、そういったものを伸ばすための話し合いとかそういったことがどの会でできているのであろうかなと思います。そういう会がこの中に、先ほ

どおっしゃったいろいろな活動があると思うんですが、できているのか、もうされているのか教えてください。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

先ほどのいろいろな事業の中で申し上げましたように、その都度それぞれの事業については連携をとっております。放課後につきましても美作市の場合、学校の敷地内での放課後事業が多いので、その点は学校とも連携をとっておりますが、先ほど言われましたように4者で特別に集まってそこで会議をすとか、津山の例を挙げられました、こども課というような形での話し合いというのは今のところは行っておりません。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

西元議員が先ほど私の前に質問をなさったときに、関連するような答弁がありましたので、この件につきましてはここで終わらせていただきますが、市民の方からやはり教育委員会のしている事業と保健福祉部の事業が重なってみたい、子どもたちが行けなかつたりするようなことがあるので、そういう行事の面での連携というのがもっととられるべきではないかというようなこともされたので、この質問に反映させていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、続けて次の質問に。

1番（金谷 典子君）

続けて、3項目めの質問に入らせていただきます。

美作市都市公園と鳥獣被害実施隊と鳥獣対策について質問させていただきます。

今回の質問をさせていただきますのに、美作市猟友会美作分会の役員一同様より私宛に要望書をいただきました。この要望書と同じものが一連絡協議会にも提出されておりまして、具体的に問題点を要望の中に挙げておられましたので、質問とさせていただきます。

美作市都市公園条例の第8条4項に「鳥獣類を捕獲し、又は殺傷」の禁止とあります。その件に伴い、農作物への被害の拡大の懸念を地元の方から心配の声をいただいております。どのようにお考えでしょうか。

それから、本年3月より設置された美作市鳥獣被害対策実施隊の人数と勤務状況と成果と課題についてどのようになっているかお尋ねします。

それから、非常勤職員で勤務されている方以外で鳥獣被害対策実施に協力している市民の方、猟友会の方からの声、それから課題、どのように把握され、解決に向けた対応がなされているのか質問させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

それでは、金谷議員の御質問にお答えをいたします。

まず、美作市都市公園条例第8条には、公園内の禁止行為の一つとして、「鳥獣類を捕獲し、又は殺傷す

ること」がございます。御質問は、有害鳥獣駆除との関係でございますが、条例では市長の許可に係るものはその限りでないとしておりますので、駆除活動の地区要望があり、調整等の調ったものであれば、行為の許可や閉園等による一般来園者の制限等により、協力のほうをさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、私のほうからは、美作市鳥獣被害対策実施隊等につきましてお答えをさせていただきます。

農作物への鳥獣被害が増加傾向にあることから、鳥獣被害防止対策を積極的、効果的に行うため、有害鳥獣捕獲許可を持っておられる美作市猟友会と協議を重ね、鳥獣被害対策実施隊を編制をしております。この実施隊の選任につきましては、昨年数回にわたりまして美作市猟友会分会長の会がありまして、そこで協議を重ねた結果に基づきまして実施隊の編制について分会長を通じ、会員の皆様へ周知が図られていると思っております。

こうした美作市猟友会分会長との協議によりまして、平成26年1月から12月までの間に鹿、イノシシの捕獲数が5頭以上の有害鳥獣駆除班員、また駆除班員であってもとめ刺しや共猟等の団体活動時に協力が見込まれる銃猟者のうち、美作市猟友会分会長が推薦をする方などを選出いたしまして、現在242名の有害鳥獣駆除班員のうち152名の方を委嘱しておりまして、この方々は非常勤地方公務員として位置づけとなっております。この実施隊員の方々につきましては、美作市猟友会分会長会におきまして、年間3回程度参加をしていただくことを条件に年2,000円の報酬が決定をされております。

また、平成31年3月31日までの時限措置ではございますけれども、狩猟税の税制改正によりまして、銃猟、鉄砲のほうですけれども、これが1万6,500円、わな猟、網猟で8,200円、それから空気銃のほうでございますけれども、これが5,500円が免除されるということになっておりまして、猟友会の会員の皆様にも御理解をいただいております。

次に、鳥獣被害対策実施に協力をしている市民の方からの声や課題と、どのように把握し、解決に向けた対応の件のことでございますけれども、猟友会の皆様には地域住民から要請があるなしに関係なく、農作物の被害軽減のために一頭でも多くの有害鳥獣の捕獲に御尽力を賜っておりまして、そのあかしといたしまして、平成26年度にはニホンジカが4,868頭、イノシシが1,497頭捕獲をいただいております。このうちニホンジカは約28%に当たります1,372頭、イノシシでは約14%に当たります214頭を搬入基準に基づきまして獣肉処理施設へ搬入をいただいております。それ以外は、捕獲された個人またはグループにおきまして、猟師のモラルに従いまして処理をいただいているというふうに思っております。

こうした状況の中で、銃器によります有害鳥獣捕獲をしていただく猟師の方から、猟犬に対する治療費の問題、全頭処理問題、あるいは新人銃猟者の育成問題など、さまざまな御意見を伺っております。全頭処理につきましては既に先進地を訪問し、視察調査研究も行っておりますが、そちらのほうで教えていただいたことは、単市ではなくて広域での取り組みが望ましいということでありました。

また、猟犬に対する治療費問題につきましても、美作市猟友会からの御意見を伺いつつ、協議、検討が必要であるというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員。

1 番（金谷 典子君）

2 回目の質問に入らせていただきます。

先ほどの答弁に非常勤職員である実施隊の方に支払われる報酬が年間2,000円、3 回程度出られて2,000円ということです。一回の出勤が朝7時から11時の4時間ほどとしますと、時間給が166円となります。岡山労働局によりますと県下の最低賃金の時給は719円と聞いておりますが、労働基準法から見ましてもどのようにお考えでしょうか。

それから、毎年鹿、イノシシを合わせて6,365頭を捕獲され、そのうち1,586頭を獣肉処理施設へ搬入、それ以外は猟師の方で苦勞いただき、処理いただいている状況ということなのですが、その4,779頭はどのように処理をされているのか具体的に説明を、そして問題は何か、現状とか解決方法を具体的に教えてください。

そして、猟犬に対する治療費問題、新人猟友者の育成の問題についても説明してください。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、2 回目の御質問にお答えをさせていただきます。

実施隊の報酬の件でございますけれども、この非常勤職員であります実施隊につきましては、地方公務員法が適用されない特別職の地方公務員に対する労働基準関係法令の適用の有無について、その者が労働基準法第9条に定める労働者に該当するか否かを判断することになっております。この法律での労働者とは職業の種類を問わず、事業または事務所に適用されるものでございまして、賃金を払われるものということが定義をされておりますことから、労働基準法の適用を受けるものではございません。したがって、対象外ということになります。

また、実施隊の設置を推進をしております農林水産省の指導でも報酬の額は年間数千円程度とし、市町村独自で決めることが市町村の追加的な財政負担を抑制することにつながると事例紹介がされております。しかし、報酬額を一方的に決め、隊員に任命することは、活動に支障を来すことにもなりますので、1 回目の答弁でも申し上げましたように、美作市猟友会会長と協議を重ねまして、実施隊となることで得られる各種優良優遇措置との兼ね合いを見ながら、皆様の了解を得て、この年報酬を決めさせていただいております。

なお、美作県民局管内の10市町村全てが年間3回出動で年額2,000円ということになっておることもつけ加えて御報告をさせていただきます。

次に、捕獲個体の処理問題の件でございますけれども、有害鳥獣の捕獲状況及び獣肉処理施設への搬入状況につきましては、先ほど御答弁を申し上げたとおりでございますが、鹿、イノシシなど捕獲個体の処理につきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の第18条に鳥獣の放置等の禁止が示されておりますので、この法律を遵守されて、猟師の方は埋設等、適切な処分が行われていると思っております。捕獲された個体を焼却等により処分する施設等につきましては、獣肉処理施設建設当時から美作市猟友会の要望として伺っておりまして、当然焼却以外の処分方法を含めて検討を重ねておりますが、現在におきましては、その期待に応える結論に至っていないというのが現状でございます。

また、近隣市町村でも鹿、イノシシの処分については、同様の悩みを抱えていると伺っておりまして、他の県でも取り組んでおります広域でも施設の運営について調査し、今後の参考にするために先般福井県にあります全頭処理施設を訪問いたしました。少し説明をいたしますと、この施設は2市4町によりまして約5

億9,000万円を投入して建設されまして管理運営されている広域的な焼却施設で、年間約1万トン余りの個体処理が行われておりまして、これも年間約5,000万円余りの維持管理費が必要と伺っております。こうした施設は個体処理をする上で必要なことは重々認識しておりますけれども、本市のみで建設、運営、管理につきましては財政負担が大きいということから、福井県の取り組み等を参考にして、近隣町村による広域での取り組みを視野に入れながら十二分な検討が必要でないかというふうに考えております。

この施設に関しましては、小淵議員であるとか、それから谷本議員、そして安藤議員にも一緒に行っていたりまして、そのあたりも研究をしていただいております。議員におかれましては、このあたり十分に御理解していただけるものというふうに考えております。

次に、猟犬の治療問題でございますけれども、地域から獣害駆除を依頼されたときに、仮に猟犬がけがをした場合の治療費をどうするべきかとの、こういう問題でございます。先般、これも美作市の猟友会の分会長会議が開催されまして、御協議をいただきました。議員も猟友会の方から話を聞かれてよく御存じだと思いますけれども、猟犬は保険に加入することが難しく、狩猟による際にもし、けがの状態によりまして、治療費がかかるということで市で支援をしてもらえないかなど、こういう意見がありまして、今回のこの会議におきましても再度、今までも協議をしてきたわけでございますけれども、再度各分会長にそれぞれの意見を述べていただきました。猟犬への治療費補助につきましては、例えば各グループにおいて、グループごとに狩猟、駆除をされているわけでございますけれども、鹿、イノシシの駆除奨励金をためて治療費を払っているという意見や、負担をしてまではできないとか、それから補助まで必要ではないとの御意見が大半を占めております。また、市としてこの猟犬の治療費については、美作市猟友会といたしまして統一した意見がなされるのであれば、なされるまで静観すべきというふうに考えております。ただしこれからも他の自治体の動向、取り組み状況は注視してまいります。猟犬の治療費の一部を補助している町村は、岡山県の27市町村の中でも1市町村でありました。

次に、現在新しく狩猟免許を取得された方につきましては、狩猟講習4,000円及び免許申請手数料5,200円の半額を補助させていただいております。これは新人狩猟者の件でございますけれども、この取り組みにつきましては、平成26年度に銃器、わな猟を合わせまして28名の方が新しく狩猟免許を取得されまして、平成27年度には昨年を上回る50名程度の方が狩猟免許の取得試験を受験されたというふうに伺っております。猟友会の会員の方からも高齢化が進んでいるという話は伺っておりますから、今後も新しい狩猟免許を取得される方の支援には当然協力をしていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、3回目です。

1番（金谷 典子君）

3回目なんです。捕獲個体処理について近隣市町村のほうでも同様の悩みを抱えているということでございますので、県との協力体制など、そういうことがどのように進んでいるのか、それから市長はどのように今後このことについてお考えなのかお伺いしたいのと、それと毎週土日にボランティアで出てくださっている猟友会の方々のところに江見部長、行ってみられましたか。どのような活動をされているのか、見ておられますか。

ちょうどおとこの土曜日が市役所に集合して入田に猟に出るという告知放送を聞きましたものですから、私も運動会のほうへ行く前に、6時半に集合だったんですが、ちょっとおくれましたらもういらっしやなくて、早くから猟に出ておられる。お会いできなかったんですが、ぜひ毎週頑張っていただいているボ

ランティアの方々が猟をしてもしても鳥獣はふえていきます。今後もうずっと何年も、もう何十年もこのことは問題となってくることでありますので、ぜひ市長はどのように思われているかお伺いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私はもともと山がですから割合知っているほうでございしますが、しばらくあけて帰ってみて、想像を絶するような鹿、イノシシの量を目の当たりにしてびっくりしたというのが基本であります。実は私、岡山県の組織している鳥獣害被害対策関係の委員会の委員を今させていただいているんですけども、そこでも今見た論点は全て私のほうから地域の課題としてしっかり訴えをしました。そのことも含めて、今年度から岡山県がさまざまな対策をステップアップすると。つまり今までは市町村の駆除に任せておったんだけど、県も独自編制、人は同じになるんですけども、駆除班のようなものを編制をして、そして目標数字を決めて捕獲量をふやすと。そのときには倍とるんだと、そういうことによって個体数を管理する、減らすんだと。ちょうどことしが鳥獣害対策の岡山県としての本当に久しぶりの本腰を入れた転換点になっているということでありまして、今お尋ねの中のことは県も大体わかっていますが、ただ市長会では岡山県の対策についてはもう少し頑張ってもらわなきゃいけないという声もあるようであります。例えば、鳥獣害被害についていうと、兵庫や京都が先進地であったわけでありまして、そこで行われた対策に比べて少し甘いんじゃないかというような議論がまだ若干は残っておりますが、いずれにしても岡山県としても久しぶりに一生懸命にやってくれ始めたというのが今の状況であり、私がそれに若干貢献できたということはいうれしく思っているわけでございます。

殊に個体処理につきましては、いろいろ難しい問題があります。一番やってほしくないのは、川とかため池とか、ため池よりも川かな、私たちの貴重な水資源というものが汚染するような形で処理というよりも、投棄がなされることを大変に危惧をしているわけであります。

一方で、私どもの食肉処理施設での処理についてはおのずからの限界がありますし、個体の体重の制限もありますので、なかなか全頭を受け入れることができない。けれども、少なくとも捕獲したものの大きな部分を私どもは全国に先駆けた形で先代の市長さん等々のおかげで、その地美恵の郷というのをつくって、そして県のお偉いさんが大体見学に来るわけですけども、一生懸命頑張っているということは、これはいろんな意味ですばらしいことだとは思いますが。

一つには、何といっても殺傷したものを肉としていただけることにするというのは、これはもう非常に理にかなったことでありまして、命を大切にすることの原点であります。そういう意味で、私としては個人的な感想も含めて言うと、これを焼却処分するというよりは圧倒的にうちのほうが進んでいると思いません。

それからもう一つは、この命を大切にするという観点の中で、鹿、イノシシも実は猟によって捕獲されない場合であっても、どこかで命の限度は来るわけでありまして、そのときにこれからどうも命の限度が来そうなので地美恵に歩いていこうという個体はございません。基本的にはどこかで自然の中で命の限界を迎えるわけですけども、それはまたその中で自然のエコシステムの中で、エコロジカルシステムの中でいろんな形で動植物の利用するところとなって自然のサイクルが形成されているということでございまして。であれば、そういった形での処理のされ方というものも一部では認めていいんじゃないかというふうに思いますし、そう思っておりましたら、この間の法律改正でそういうことは場合によっては構わないという規定ができたんですけども、ただしどんな場合においてそういう、間伐でも切り捨て間伐なんですけども、そういう

形がどのような場所でどういう限度においてできるのかについてはガイドラインが必要なんです。余り乱暴にやっちゃあいけない。そこで今県に対してもそういうガイドラインができるんですかねえというようなことをお尋ねをしていると、まだ回答は十分ないんですけども。というのが、今私が見ているところの状況でございます。非常にこの問題は日々進んでいると、それから思わぬところに落とし穴があるという問題なものですから、注意深くやっていきたいと思っております。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

金谷議員、総括になります。

1 番（金谷 典子君）

総括させていただきます。

市長の御答弁が具体的に問題解決に至るようなものでなかったんですが、残念なんですけれども、3つ総括しまして、今後捕獲個体処理問題をどうしていくかということ課題として猟友会の方々と話し合いを続けていただいてよい状態にしていただきたいと思います。それから、行政による補助金を今後ももう少しよくなるように考えていただきたいことと、猟友会の方々が85%以上の方が65歳以上ということで、若い猟友会の方がふえますようにしていかないと、私まで出ていかななくてはいけなくなりますので、この課題は大きな課題だと思っておりますので、市民全体の課題です、これは。本当にうちの庭にも出てきます。田んぼにも出てきます。皆さんを助けていただいている猟友会の方々ともっともっと話し合いを進めていって、よりよい状況にさせていただきたいと思えます。

これで私の9月の一般質問を終わらせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番12番、議席番号1 番金谷典子議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、通告順番13番、議席番号11 番本城宏道議員の発言を許可いたします。

本城議員。

1 1 番（本城 宏道君）〔質問席〕

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、9月の一般質問をさせていただきます。

最初に、今、国会では参議院の審議が進められておりますが、とりわけ安保法案、私どもは戦争法案というように呼んでおりますが、この問題が参議院で審議をされればするほど非常に説明がつかないような状態が次々と出てまいっております。そういう中で8月30日には、国会を取り巻く反対の意見を表明する人が12万人も結集されたと。あるいは全国では1,000万を超す人々がこの反対行動を行ったように報道されております。このことは先ほど言いましたように国会審議がすればするほど矛盾が出てきているというあらわれの中で起きておる問題ですが、それにもかかわらず明後日ですか、16日中には強行採決されるんじゃないか、こういうような話もあるわけです。非常に心配をいたしておるところですが、これは国政問題としてさておきまして、一般質問に入らせていただきます。

毎回ですが、市政の動きについてお尋ねをいたしております。

今回は市政の動きについては、庁舎検討委員会の問題と、それからふるさと創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この計画の問題、3番目に都市公園の問題、4番目にNODAレーシングアカデミーの関係、5番目に雲海、東栗倉工房、袴ヶ仙の問題、今までずっとこの市政問題について追及し、継続的に質問をしておるところでございます。

まず、この庁舎建設問題についてですが、庁舎整備検討市民委員会の経過を報告をしていただきたい。

と申しますのは、建議書が出されたということですが、私たち議会にはいまだその建議の内容について示

されておられません。にもかかわらず、7月11日付の山陽新聞で見たわけですが、新築移転が決定をしたと、そのような報道がなされております。しかもその新聞には場所については、もう明見というような表現もなされておるわけですが、なぜ議会に諮ることなく、あるいはまた検討委員会の市民検討市民会の建議書も議会へ示さないまま報道されたのか、その辺について議会軽視と言わざるを得ないというように思うわけです。その辺について答弁をお願いしたい。

また、新たな庁舎用地あるいは庁舎の規模、建設費、財源、これらはどういようになるのか、その辺についてもお聞かせ願いたいと思います。

2番目に、ふるさと創生、まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画について、策定経過と審議内容について報告をお願いしたいというように思います。

また3つ目には、都市公園についてですけれども、現在までのこの都市公園について支出をした現状、予算執行の現況と、それからこれは賃貸でやられる計画ですから、この800人に及ぶ賃貸契約の状況がどうなっているのか、それから投資効果の試算、これはどのようにやられたのか、全体計画の総事業費とそういう国庫補助がどういようになっておるのか、一般財源の内訳について報告していただきたいというように思います。

また4番目には、NODAレーシングアカデミーについてお尋ねするわけですが、これについても現在まで執行されておる経費がどのようになっておるのか。それから、生徒数やこの運営がどういようになっておるのか、その辺について細かく報告をお願いしたいというように思います。

5番目に、雲海、東栗倉、袴ヶ仙などの取り扱いが6月議会でもこのことについて質問しましたけれども、答弁では、具体的な損害の額がどうなのか、あるいは司法的な損害回復が可能かについて詰めの協議をしていると、こういうような答弁だったわけですが、この私どもの百条委員会の報告からしても、既に半年を過ぎようとしておるわけです。したがって、これらの処置がどのようになっておるのか、改めてこの辺について質問をしたいと思います。

以上、第1回目の質問です。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

本城議員の1項目めの御質問でございます。私のほうからは、市政の動きについての中での1番目の庁舎建設問題について、それから5番目のうちの雲海、東栗倉工房についてということでお答えをさせていただきます。

まず、庁舎問題でございますが、本市の庁舎は議員も御承知のように老朽化、それから建物、敷地面積の不足、耐震性の著しい不足などによりまして、こういった大きな問題を抱えてございます。それを受けまして、平成25年度に美作市庁舎整備検討市民委員会を設置いたしております。そこにおきまして庁舎を整備する基本的な方針について、この7月まで計7回の審議、検討をいただいたところでございます。そして、この平成27年7月10日に建議書が提出されました。この建議書におきましては、現在の本庁舎に近いところに新築移転が一番の要望ということでございました。なお、この建議書につきましては、現在ホームページで公開をさせていただいておりますので、どなたでも見ていただけるという状態になってございます。

それから、記者発表についてでございますが、美作市庁舎整備検討市民委員会の建議書を受けまして、同日、回答を発表という格好で返させていただいたものでございまして、庁舎検討市民委員会の建議に沿った

内容であるというふうに考えております。今後は市民の皆様、そして美作市議会の議員の皆様への御支援、御協力をいただきながら、合併特例債の期限であります平成31年度までに完成を目指してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、新たな庁舎等の規模等でございますが、新たな庁舎用地等につきましては、現段階では何も決定をしておりません。全てこれから検討に入っているという段階でございます。参考までに、美作市庁舎整備検討市民委員会におきまして協議をされました事業費等の概要で説明を申し上げますと、その中で庁舎としては総合庁舎、要するに福祉とか教育、こういったものも含めた総合庁舎でございますが、それを新築移転した場合には、敷地面積が約1万5,000平米ぐらいは必要であろうと、それから庁舎の延べ床面積では約7,000平米、それから総事業費といたしましては、いろいろと庁舎だけの経費以外にも必要になると思いますので、そういうなものも含めて約42億円程度はかかるのではないかなという試算はされております。

当然、今後実際に用地なり庁舎の建設、そういったものに取り組んでまいりますが、そこで当然検討調整していく中で、先ほど申しました面積とか事業費については、当然変更、要するに変わってくる、確かなものが固まってきた段階で随時議員の皆様ともお諮りしながら調整させていただきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、5点目の雲海、東粟倉工房についてでございます。

まず、雲海でございますが、百条委員会の調査報告書、決議、監査報告書を受けまして、顧問弁護士と協議を重ねてまいっております。その結果、まず雲海再建政策を立案、指導した元市長に対しまして発生している損害回復の請求を行うよう、現在相手方と返還についての協議に入っております。この請求に関しましては、まずは任意の請求といたしております。が、これに応じただけではない場合には、当然司法の判断を仰ぐという必要があるものと考えております。なお、司法の判断を受ける場合には、議会で議案として上程をさせていただく必要がございますので、お含みいただきたいと思います。

次に、東粟倉工房についてでございますが、監査委員の監査報告書を受けまして、東粟倉工房株式会社に対して過大な出資で公益上必要が認められないとした部分につきまして、不当利得として返還するよう公正中立の立場の弁護士を仲裁人として、行政仲裁センター岡山へ依頼をし、現在協議を進めておるところでございます。現状の報告とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）〔登壇〕

2番目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の計画策定経過と審議内容について報告されたいとの御質問でございますけれども、策定の経過につきましては、本年5月を皮切りに計3回の美作市総合戦略推進会議を開催いたしました。委員につきましては、国が示した産学官金労言、金は金融機関です、労は労働界で、言はメディアの方の各界の代表者に加え、地域代表や女性代表、議会の方々に委嘱をさせていただきました。

委員の皆様からは、子育て支援や医療福祉、教育、産業振興などの各分野について幅広く御意見をいただき、それを反映しまして総合戦略を作成したところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

本城議員の都市公園についての御質問でございます。

現在までの取り組み状況と予算執行状況でございますが、平成26年度におきまして、城山公園の基本計画策定と今後の工事に不可欠な主要な進入道路として既設の林道3線の改良工事に着手しており、執行額は約1億130万円でございます。

今年度においては、設計費、工事費等の約1億9,800万円の予算を計上させていただき、進入道路となる林道の継続工事の発注を終えたところで、今年度の執行率は約40%でございます。引き続き朽木、林野、栄町からのアクセス道路、遊歩道に着手し、今年度末には林野城跡を中心としたエリアの一部開園に向けて取り組んでいるところでございます。

貸借契約の状況でございます。昨年8月に事業構想の説明会を関係地域において開催し、頂戴いたしました御意見を踏まえながら現地を確認し、基本計画を作成をしましました。これまでの計画作業と契約内容や関係土地等の精査に時間を要したことで、地域への説明がおくれており、関係者の皆様には不安を抱かせる結果となり、反省をしているところでございます。現在は、地域別の説明会を開催をさせていただき、基本計画の説明と貸借契約について取り組んでいるところでございます。

全体事業費の財源内訳と費用対効果でございます。城山公園の建設に係る全体事業費は、昨年度事業分も含めて約10億円と試算しております。財源内訳は、国庫補助金、昨年使いましたが、9,200万円、地方債——過疎債です——7億8,000万円、一般財源ですが——起債対象とならないものでございます——1億2,800万円を見込んでおります。過疎債は、償還時に70%の交付税算入がございますので、2億3,400万円が実質の償還額となり、償還を含めた一般財源への負担は3億6,200万円になる見込みであります。

次に、維持管理を含めたコストについてですが、この事業は公園を整備だけで終わらせず、将来にわたって手入れをすることで、市民の方々の健康増進、湯郷温泉を核とした観光誘客、景観保全、森林資源の活用、事業に伴う雇用と消費の拡大等、里山の持つ多面的機能の効果を発揮させようという目的で取り組んでおります。そこで、普通交付税として財源措置のある都市公園により管理運営し、面積にもよりますが、一定の財源を確保することでイニシャルコストの補填とランニングコストに充てることができ、財政への負担が少ない公園が図られることから、管理運営を含めた費用対効果は高いものがあるというふうに思っておりますので、どうぞ御理解のほどをよろしく願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

本城議員の御質問のうち、NODAレーシングアカデミーに対する現在までの予算執行状況と現在の生徒数及び移住者数についての御質問でございます。

まず、予算の執行状況についてですが、議員の皆様への御理解、御協力をいただきまして、本年3月議会において平成26年度の第7号補正予算といたしまして、施設移転新設補助金、施設移転新設奨励金、そして施設運営補助金をそれぞれ議決いただきまして、現在までに執行いたしております。このうち施設移転新設奨励金500万円につきましては、平成26年度執行分として交付いたしております。また、施設移転新設補助金、予算額は1,200万円でしたが、その執行額1,189万4,000円と施設運営補助金1,000万円につきましては、平成27年度執行分としてそれぞれ交付をいたしております。

次に、現在の生徒数及び移住者数についてでございますが、NODAレーシングアカデミーに在籍いたします生徒の数は、高校生が4名、中学生が3名となっております。また移住者の数につきましては、NODAレーシングアカデミーの校長とその御家族を初め、生徒や施設関係者など計13名の方が美作市内に住ん

でおられると伺っております。

本年7月20日からは3日間の日程でNODAレーシングアカデミーの体験入校、また5日間の日程で女子ワークショップというのがそれぞれ実施されました。体験入校には3名の方が、また女子ワークショップには4名の方が参加されたと伺っておりまして、今後の生徒確保、さらには移住者の増につなげていただきたいと期待しているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、袴ヶ仙の事後処理につきまして御報告をいたします。

この袴ヶ仙でございますけれども、全山が保安林ということでありまして、保安林法に基づき植栽の義務が生じております。一方で、この作業には通常であれば収入を上回る費用が発生するということが懸念されますので、経費の削減ということと植栽も兼ねまして、日本さくらの会からいただくことになった山桜の苗木1,350本を春先に植栽をする予定でございます。山桜は森林法体系が想定している的確な更新が可能な高木性広葉樹でありまして、日本さくらの会の指定する1本当たりの適正面積に対応した数の植栽をしますと、1,000本程度が適正ということになっております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

休憩なしに行きますか。

それじゃあ、2回目の質問をさせていただきます。

庁舎検討市民委員会は、この建議書の中で現庁舎に近いところへ移転新築する、こういう建議書になっているようです。それで、最初に申しましたように、建議書そのものが議会には配られていないわけですし、私が入手したのは、自治振興会のある人からいただいたというのが現状ですが、先ほど部長の答弁ではホームページへ出しとるんで誰でも見えるようになってるということですが、このことについていつごろ建議されたのか、あるいはまたどのような経過になりょんかというようなことがよほど関心のある人、とりわけ私ども議員でありながらそういうところへ出ておるといようなことを知らなんだわけで、ホームページあるから、知らんほうがおかしいがなという感じの答弁では困るわけです。その辺では強く抗議をしておかなきゃならんというように思います。先ほども言いましたように、議会軽視も非常に甚だしいと言わざるを得ないと思います。

また、新聞報道等、建議書の関係を見ますと、先ほど言いましたように本庁舎に、現在の庁舎に近いところへ移転新築というように建議をされておるようですが、新聞では明見地内ということが入っておったように思うわけです。きょう新聞持ってくるのを忘れましたんですが、その辺でも建議書そのものを報道したということとは全く異なるんじゃないかと思えます。

それから、庁舎内にコンビニエンスストアや金融機関も併設する観点から延べ面積が9,000平方メートルというようになるというようにもありますが、私はこの委員会の建議については重視をするつもりです。今までもやっぱり市民委員会の建議がなされて、広く市民の意見を聞いて、それで取りかかるべきだというのは今までも発言をしてきたわけですから、当然意見を重視しなきゃあならんというように思っており

ますが、今申しましたようにこの新聞発表を議会へ諮らずにするということは、非常に問題があるというように思うわけです。

それから、新築移転の場合では、先ほど報告では面積では1万5,000平米、それから延べ面積で7,000平米ですか、これはさっきの1万5,000というのは全部の敷地面積のことだろうと思うんですが、そういうこと。それから、総事業費が42億円と言われたわけですが、これらについても建設の基礎といいますか、そういうものが明らかになってないわけですが、どういうものをつくってこれだけの面積が要るんだというような論議がまだこれからしなきゃあならんというように思うわけです。

それから、おおむね42億円というような数字を出されたということは、先ほども言いましたように用地費とかあるいは建てるものの構造とか、いろいろ算出基礎があると思うんですが、そういうものを含めて42億円という数字が出た、その根拠はどのようなものから出ているのかということをやまず聞いておきたいというように思うわけでございます。

これが最初の庁舎問題に対する2回目の質問です。

それから、ふるさと創生の項ですけれども、3回の総合戦略会議を開催して、委員の皆様から幅広く意見を聞いて策定をしたと、こういう答弁をされました。そしてこの資料については、ついせんだって、これは議会の改革委員会の席上だったと思うんですが、そこで初めてこの資料が配られたわけです。内容を十分検討する時間も余りなかったわけですが、いただいてからその晩に、もうほとんど徹夜に近い時間をかけて見させてもらいました。少子・高齢化の中で、いかに人口の減少をとめるか、それがためにはどうしたらいいかというようなことが主体的に書かれておりました。少なくとも、いろんな学校を誘致するということが大部分が割かれておるわけですが、これが実際に全部できるとするならば、それはもう万々歳だろうと思うんです。しかしながら、これはなかなか実現が難しいんじゃないかなというように思います。

例えば、その中で特に気になったのは、自衛隊の教育部門を誘致するというようなことも書かれておりますが、この構想全体がどういうことで議会として承認をし、あるいはそれがどのように実施されようとするのか、そのプロセスがわかりません。そういうことでこれについても一つもう少し考える必要があるんじゃないかなというように気がいたします。

それから、例えばこの審議会のメンバーですけれども、大まかなことについては先ほど報告をされましたが市内の安定した雇用を創出するとか、メンバーについては先ほど言われて、具体的にどういう人だったというような名簿が出ておりません。これらについてもできれば明らかにしていただきたいということ。それから、内容全体については、安定した雇用を創出するというで建てられておるわけですが、新しい人の流れができるとか、あるいは若い世代の結婚、出産、子育ての希望をどうかなえるかということ、それから時代に合った地域づくり、安心な暮らしを求めるための地域と地域とを連携すること、こういうようなことが書かれておったように思うわけです。その経過の内容が十分伝わってきていないなというように思うわけですが、これらのこのでき上がったもの、これがどのように実施されるのか、改めて明らかにしていただきたいと思えます。

それから、3番目の都市公園についてですが、当初計画の説明では、26年度で行う進入路は3路線、1億1,000万円のうち1億円が国庫補助で、残りが一般財源と言われたように、最初の説明のときですが、聞いておるわけです。ところが、ふたをあけてみますと、例えば本年度は1億9,800万円の予算で執行率は現在のところ40%進んでおるということですが、これらが全て起債事業になっております。私は当然国庫補助の関係で全部補助事業でやれるものと理解しておったわけですが、これらが全部起債事業に変わってしまったおるということ。

それから、賃貸契約がどの程度進んでおるのか。最初に言いましたように800人の地権者があるわけですが、それらがこの契約が十分まだ進んでいないと思うんですが、これらの事業が100%賃貸契約も結ばれてできることになって初めて全体の予算、10億円にも上る予算が達成できたり、あるいはまた以降の維持管理についても1,000万円というものが毎年入ってくるわけですが、それがこの契約の進みぐあいによったら、絵に描いたぼた餅になってしまうのではないかなという気がするわけです。その辺の考え方についてももう少し詳しく説明を願いたい。

それから、公園指定を受けるのに、これは市長がこの範囲を公園にしますよという告示ですか、しきえすれば全て認可されるというような感じのことが書かれておったと思う、どっかで書かれておったと思うんですが、これは〔聴取不能〕の中だったかな、書かれておったと思うんですが、そんなものではないと思うんです。当然人口割合とか、あるいは都市計画に対する面積割合とか、そういう規定があるんじゃないかと思うんですが、その辺は100%市長の言われるようなことで400町歩が認められるのかどうか、その辺を一つ確認をしておきたいというように思います。

4番目のNODAレーシングの関係ですけれども、既に合計で2,689万円が執行されておるようです。それから、移住者に対して1人20万円という助成を出すというようなことがどこかで報道されたと思うんですが、一方では、生徒数に応じて1人20万円というのもございました。これはどちらが正しいのか、どちらも正しいのか。そしてまた、この13名の方が今移住されておるということですが、これは住民票を13人ともにこちらへ持ってきておられるんかどうか、その辺についてもお伺いしておきたいというように思います。

それから、雲海、東栗倉、袴ヶ仙、ともにですが、百条委員会や監査委員会から指摘を受けてもう半年になるわけですが、6月議会の答弁と今回の答弁と変わっておりません。そのまま同じ答弁になっておるように思います。これはやっぱりこの6月から3カ月もたつて、いまだに弁護士さんやあるいはそういう法的な知識のある方と協議を続けておるのだろうか、いつまでに結論を出すのだろうか、こういう不安が残ります。この辺についてもひとつ答弁をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、答弁は休憩の後お願いします。

ただいまより10分間休憩します。

午後2時17分 休憩

午後2時27分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本城議員の2回目の質問の答弁から行います。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

御苦労さんでございます。

私からは本城議員の1項目めと2項目めの半分ぐらいつつをお答えいたしますが、まず議員が議会軽視じゃないかと言っておられたことについては、そういう感覚を持っていたことはまことに残念であり遺憾だと思っておりますが、私どもとしましては市民の方々が非常に関心を持っている事項について、市民委員会から建議があったやつを発表もせずと置いてくというのはなかなか難しいものでございまして、その観

点から発表させていただいたわけですが、その発表内容はこうなっておりまして、まずその建議書について記者の方々にお話をし、そしてその後で記者の方々から当局に対してどう思っているんだというふうなこともあって、いろんな話をさせていただいたわけでありまして。明見もその一部でして、おっしゃるとおり建議書の中には今の庁舎に近い利便性のいいところというようなニュアンスのことを書いてあるんですが、土地の取得可能性その他のことを考えますと、利便性という意味では明見近辺が一番高いわけで、それは誰も異論はないんですが、明見と決め切ったようなことは言うておりません。あの辺があるといいんだけどなということで申し上げて、そして恐らく新聞でもそういう、もうこれに決めましたみたいなニュアンスがないとは思いますが、そんなことで報道がなされているようなわけでございます。

それから、コンビニその他について、これは希望としていろんなところからあるものですから、もしそういうところを含めることができたならありがたいということで、これも相手のある話なものですから、こちらでもって決め切るようなことではないわけですが、これから議会の皆さんとも相談をするわけでございますし、また民間企業の方々や銀行や農協やあるいは公官省の方々とも我々の計画が具体化する中でいろんなものをいわゆるワンストップサービスというんですか、そういうものができるようになれば、その分若干やっぱり施設規模が膨らんでいる、しかし費用負担は私どもだけじゃなくて、ほかの機関から費用負担もお願いすることになる可能性があるというぐらいで御理解を賜っておきたいというふうに思います。

それから、地方創生の進め方、どういうプロセスかということにつきましては、何分初めてのことでございまして、またいろんなものが入っていますんで、それぞれプロセスが違ってくる部分もございまして、一つ例をとりながら申し上げますと、自衛隊の体育学校の誘致については、我々が熱心をお願いをしていて、そして国がそれをわかったというような状況に持っていくための心を込めたお訴えというのが第1段階で必要でございますし、その中で議会の皆さんの果たす役割も非常に大きいというふうに思っております。日本体育大学のいわゆる集団行動の誘致につきましても、やはり議会の来訪、わざわざ行っていただきましたけど、多くの議員の方々に、いわゆるマジョリティーの議員の方々がしっかり顔を見せていただいたことが決め手になって、よし行こうということになっておりますので、議員も場合によっては、珍しいことではございますけれども、自衛隊の誘致に共産党の議員が行ったということになれば、本当に珍しいことではございますけれども、その意欲はやっぱりこれはいいと思いますので、ぜひ協力をお願いをできたらというふうに思うわけでございます。

ただ問題なのは、これは私どもが言っていることが、私どもだけじゃないんですね、これ。例えば自衛隊について申し上げますと、たしか広島県が同じような御要望を広島県の地方創生計画の中に入れてうたっておられる。長野県の上田市でしたかね、が同じようなことを言っておられますんで、次に今度はある種の競争が起きるんです。これは自衛隊の体育学校の件を使って申し上げましたが、幾つかの項目において同じようなことが起きるんです、これ。これが地方創生の今までの政策と少し違うけれども非常に面白いというか、骨が折れるところになると。そこにおいてもやはり執行部と議会が車の両輪として動いていくということは、これは大変大きなメリットになるし、推進力になるというふうに思っておりますので、ぜひいろんな面で高みの見物ではなくて、応援のためにお知恵をお力をかりなければならぬと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げておきたいと思っております。

残余の論点、質問につきましては担当の部長さんたちからお答えをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）〔登壇〕

では、本城議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、都市公園でございますけれども、現在進めております主要な道路となる進入道路、林道3本でございますけれども、総事業費は測量費等を含めて2億3,000万円程度と見込んでおります。このうち26年度には、全額国費であるがんばる地域交付金、先ほど1億円というお金を言われましたけれども、実際には9,200万円を活用しております。測量設計と改良工事の一部を施工しております。残る改良、舗装工事は27年度より起債事業で継続するような計画をしております。

なお、27年度の契約済み額は7,600万円で、進入路3路線の継続工事、全て工事費でございます。

補助事業との関係でございます。都市公園を補助事業で行うということになりますと、都市計画決定を得た都市公園ということになります。私どもの今計画しております公園は、貸借契約によって進めていこうというふうに思っておりますので、都市計画決定を打つということになると、土地収用とかいろいろな制限がかかってきますので、貸借で行う公園にはなじまないということから、地方自治体が設置できる公園というものもありますので、そちらのほうを選択をして進めているというところでございます。

次に、使用貸借についてですが、現在までの契約済みはございません。また、工事に伴う施工承諾については46件ございます。また、国や県の認可等につきまして、都市公園の設置は開園時に設置者である市の判断により設置するもので、認可等の手続は要しない事業であります。

今後の見通しにつきましては、事業内容の貸借契約の調整を進めて今おるところでございます。ある程度理解を得られているのではないかと考えております。しかしながら、この事業は一般的な用地買収をしていく事業ではなく、使用貸借契約も30年と長期にわたることから、さまざまな疑問や要望を整理し、後々のトラブルとならないように慎重に精査をしてきたことから時間を要しておりました。このたび基本計画をもとに地権者向け資料や契約書等がまとまりましたので、順次御説明を申し上げ、契約に向けて取り組んでいるというところでございます。

貸借契約整備内容の協議、施工承諾等の準備の調った箇所から早期の工事着手に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解のほどをよろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

本城議員お尋ねの1回目にありました雲海と工房の事務処理について、これは先ほど総務部長が答弁しましたことと同じことにはなろうかと思えますけど、この案件につきましてはきょう現在の状況を先ほど部長が答弁したもので、まさにこの案件につきましては現在進行中でございまして、交渉に入っているということをお理解ください。当然必要とする場合には議案上程をしていきますので、どうかよろしく願います。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

本城議員の袴ヶ仙の件でございます。6月以降から余り進展がないんじゃないかという件でございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、山桜のほうを1,350本、来年の春先に植えるということが大きな進展であるというふうに私どものほうは認識しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）〔登壇〕

本城議員の2回目の御質問でございます。

NODAレーシングアカデミーで市内に住んでおられると伺っております13名の方につきまして、住民票を移しておられるかどうかというのは私ども把握しておりませんが、現在行われております国勢調査では実際に市内に住んでおられるということで調査の対象になるものではないかと考えておるところでございます。

それから、20万円というお話がございましたが、こちらにつきましては施設運営費補助金を長期的に安定した経営が行われますように設立後5カ年間は定額1,000万円を予定しております、その後、市内に住所を有する方の数に20万円を掛けた金額を交付するように計画をしているというものでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）〔質問席〕

3回目の質問ですが、特に庁舎問題については、審議会の中で、4番議員の質問もございましたが、そこでも答弁があったわけですが、建議書の中身あるいは審議の内容、これを見ますと、諮問というのは市長のほうから、例えば庁舎は3案あったわけですが、その3案に対してどのような方向づけるのが一番ええかというようなことが答申されたと思うんですが、その中で市長が出て、いろいろ話の中で誘導的な発言をされておる部分があるというように思ったわけです。昨年12月のある議員の質問の中で、この庁舎問題について新築でしかも木材を使った庁舎というような質問もございましたけれども、それからの流れがずっと来とるんかなというように感じたわけですが、そういう点でこの建議の中でかなり誘導部分があったのではないかなという気がいたします。

それから、この用地やそういうものについて定かではないと言いながら、実際には具体的に数字も出ておることですので、今後議会の中で審議をしていくことになると思いますが、最終的には議会の3分の2以上の特別決議が要と言われておりますけれども、これは少なくとも用地が決まり、そして実際に建築にかかって、いよいよ住所変更するという段階で議案が出されてくると思うんです。そしたら、もう大分手おくれになってしまうなという懸念もございます。

それから、ふるさと創生の関係についてですが、自衛隊の関係について言われましたが、今この安保法案、私らは戦争法案言うんですが、この茨城県のこの間の災害のように、自衛隊そのものが国内のそういう援助の活動、こういうものだけに絞ってやられる組織ならいいんですが、今度の安保法案のようにこれができますと、いわゆる外国との戦争というものを次々展開することになるわけですから、そういう人の教育をするための学校というのは、これはもうとんでもないことだというように私は考えておるところでございます。

それから、都市公園の問題については、契約があった部分に契約ができる部分——賃貸契約がです——ができた部分だけをとりあえず申請をしてだんだん広げていくということになるのか、市長が申請すりゃあ、もうこの許可は要らんのかな、何ぼうでも思うようにできるんじゃないかということのようにさっきの答弁は聞いたんですが、そんなものではないというように私は思うわけです。その辺について改めて念押しをします。面積が賃貸契約ができたものだけが対象になるのか、あるいはこの総事業費にしても400町歩全部

固まらないと今の計画の金額というものは出てこん。あるいは後の維持管理の1,000万円、これもその公園の広さによって左右されるというように理解をすればええのか、改めてその辺について聞いておきたいと思います。

それから、袴ヶ仙の問題については、これは半年もほっとったというようなことは、袴ヶ仙の関係について言ったことではございません。雲海の問題について言ったわけで、したがって先ほどの経済部長の答弁の中で半年もというようなことは言うとりませんので。

それから、その雲海の問題も現在の状況を報告したんだということですが、先ほども言いましたように、6月の議会から一向に進んでいない、そのままの答弁だということで、その辺を指摘したわけです。

とりあえず今の3回目の質問に対して答弁があれば。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

大まかには御意見として伺っておきたい項目だったんですけども、幾つか明確に答弁をしたほうがいいところがありました。

その一つは、公園の問題であります。これも議員がどういうふうに使われているかによって我々としての公園の登録が決まるものではございません。議員が思うかどうか条件ではございません。ちゃんとした都市公園法、そして公園たしか台帳というものがあって、それに適正な手続で我々が記載をするということが一つ。ただしこれもどなたかの答弁で申し上げましたけども、都市公園だと言って登録をしたんだけど、公園整備の実態がなかったら、そのうち譴責を受けて不当な交付税の収入を得ておったじゃないかということで取り消しであるとか、返還請求をされることがありますので、整備はしっかりしなければいけないということが1点。

2点目には、この都市公園につきましては賃貸ではないです。賃貸契約を結ぶことになります。賃貸契約を結びまして私どもが使わせていただく場合には固定資産税が免ぜられるというメリット、その他のメリット、それからいろんな環境整備であるとか安全対策ができるといったメリットがあって、そして通常の利用、例えば間伐をするとか、キノコを採取に行くとか、そういったところの活動は今ままでよいという条件なんですけども、そういう条件のもとで賃貸契約ができないということは、これは公園にはできません。それはできたところから逐次公園面積が拡大をしていくというふうな理解でありますし、同じようなことを岡山市その他の自治体で行っているということでありまして、重ねて申し上げますけれども、議員がどう思うかもって公園が決まるわけではなくて、法律がどう書いてあるかによって公園が決まると。議員の思いではなかなか決まらないんだということは何遍も申し上げているわけでございまして、ぜひこれから思い直していただきますようお願いいたします。

そのほかの点につきましては、例えば誘導ではないのかと、木材について誘導だったということも考えられませんか、場所について誘導だったということも考えられませんか、もし十分に時間があるようでしたら、どの辺が誘導かについてにこっそりで結構ですので、私に御教示を賜りますれば、私の今後の参考にさせていただきますと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

答弁ありますか、ありません、はい。市長が答弁いたしましたので。

本城議員、総括です。

11番（本城 宏道君）

いずれにしても、十分納得のいく答弁だったとは思っておりません。この公園問題にしても、あるいはまた庁舎問題にしても、ふるさと創生の関連にしても、非常に問題があるというよう私は思っております。本当に市民の皆さんが非常に関心を持っておられるし、非常に無駄な投資になりかねないという懸念を私は持つておるということを表明して、次の質問に入らせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

それじゃあ、続けて次の項に入ってください。

11番（本城 宏道君）

それでは、農業問題を出しております。

ちょうど今、秋の取り入れの最中でございますが、この戦争法案の審議が熱を帯びておまして、その陰に隠れてTPPの問題とか、あるいはまたそのほかの問題が影を潜めておるのではないかなという懸念をいたしております。せんだってでございますが、美作市の農業を考える、いわゆる美作市農業振興連携会議で審議をしておるというようなことを6月議会で答弁されておるわけですが、これらの進行ぐあいについてお尋ねしたいと思います。

それから、共済の細目書でことしの作付状況というものがわかると思うんですが、ことしの場合、作付状況がどのように変化をしておるのか、10年前あるいはその近辺の比較をしながら答弁をお願いしたいと思います。農水省の統計でも10アール当たり計算しますと1万4,957円、これが全国平均ですが、中山間地に行きますと、もっともっと高くつくわけです。60キロ、1万円前後だったとすると、この反当約8俵ほどしかとれませんので、反当8万円しか上がらないということになります。そうなりますと、実際の農水省が出しておる生産費からも見ても6万円も赤字になっていきようるわけですが、私ども百姓根性として農地を荒らさせちゃあいけんということで赤字になっても、今一生懸命耕作をしておるわけですが、そういう辺についても大きな問題があるなあと、今後の見通しについて一つお聞きしたいと。

3番目に、農協との関係がどういふようになっておるのか、改めて一つ報告をお願いしたいと。

また、森林課が設置されたわけですが、この森林整備事業が始まって、これは平成24年から始まっておるわけですが、これらの全体計画がどうなっておるのか、27年度の予定などがどういふように組まれておるのか、その辺についてお聞きをしたいと思っております。

第1回目の質問です。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、農業問題につきまして、まずことしの食料用米と飼料米、それから主な転作作物の作付状況、このあたりから説明をさせていただきますが、まず水稻の作付状況でございますけれども、10年前の資料がありませんでしたので、7年前の平成20年度、5年前の平成22年度の資料を参考にいたしましたところ、平成20年度の水稲作付面積は約1,508ヘクタール、それから22年度が約1,477ヘクタール、そして今年度が約1,379ヘクタールと、転作目標面積がふえているのに伴いまして、水稻の作付面積は徐々に減少しているという結果となっております。

また、このうちモチ米や酒米を除いた主食用米につきましては、平成20年度が約1,418ヘクタール、平成22年度が約1,319ヘクタール、本年度が約1,272ヘクタールと、全水稻作付面積のうち94%程度で推移をしておりましたけれども、今年度につきましては92%と割合が少しではありますが減少し、かわりに酒米の作付が

2%ほど伸びているという状況でございます。

次に、転作の状況でございますけれども、比較をした3年分のデータを見てみますと、どの年につきましても自己保全管理や耕起水田等の何も作付されていない状態が約50%ということになっております。そして、転作として作付をされております作物ですが、昨年、20年度は転作面積の20%余りを占めていた黒大豆等の豆類が本年度は13%を切っております、これも徐々に減少しているという状況となっております。近年、これにかわりまして、水田活用の直接支払交付金により優遇をされております飼料用米等の飼料作物や米粉用米、加工用米がふえております。

また、何も作付されずに放棄された農地の推移でありますけれども、耕作放棄地全体調査から見てみますと、平成20年度では農地に戻すことが比較的簡易にできる農地と、復旧が困難と思われる農地の合計面積は620.7ヘクタールでありましたが、平成22年度では628.5ヘクタール、昨年平成26年度末では697ヘクタールと増加傾向にあります。

ことしの米価の見直しの件でございますけれども、勝英農協に伺いましたところ、コシヒカリの1等米の場合、1俵当たりの買い取り価格は、仮渡し金でございますけれども、1万1,350円とのことでした。昨年よりは少し上がっているようでございますけれども、議員の御質問にありますように、1万6,000円というのほど高い価格が設定されているようでございます。

次に、勝英農協との連携の件でございますけれども、この各農業施策の計画についても含めまして御説明を申し上げますと、議員も御承知のとおりでございます、6月28日に勝英農協の組合長が交代をされております。研修職員の受け入れを初めとする各施策については、前組合長との協議の中で検討をされておりました。このことを踏まえまして、新しく就任されました内藤組合長をお訪ねいたしまして、改めてこれからの施策について確認を含めて意見を伺いました。

まず、職員の研修受け入れについてでございますけれども、農協といたしましては新規採用職員に農協業務の高い知識を習得させるためにそれぞれの専門研修への派遣を検討をされているようございまして、農協が進める施策との関係も考慮しながら、市への職員派遣についても検討をしてみたいというふうに言われておりました。

また、農協出資法人及び食料用米にかわる作物についてもお伺いしたところでございます。これは米の直接支払交付金が平成29年度をもって打ち切るということですから、農家の収入につながる新たな野菜、飼料用米等の作物、品種の選択に現在取り組んでおられまして、それにあわせて法人の設立も検討も行われるというようなことであります。また、現在の営農指導員は、果樹専門の指導員であることから、今後は野菜などの指導員を養成する方針であるなど、農業分野において将来を見据えた営農指導に力を入れたいとの経営方針を伺いましたので、市といたしましても農家の収益を優先に農協が進めるこの諸事業の展開につきまして協力をしてまいりたいというふう考えております。

次に、森林整備事業計画についてでございますけれども、これも議員も御承知のとおりだと思いますけれども、この市町村森林整備計画は、森林整備を推進するため、森林施業の標準的な方法及び森林の保護、道路網整備等の考え方を定めまして、10年を1期とする長期的な視点に立った森林づくりの計画となっております。

また、市町村森林整備計画は、林業事業体が一体的なまとまりを持った森林において計画に基づいた効率的な森林の施業等、適切な森林の保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的といたしまして、各種事業実施への取り組みの基礎となるものでございます。平成27年度の整備計画におきましては、都市公園整備について策定いたしております。

なお、過年においては、この計画をもとに袴ヶ仙において約2万本の広葉樹の植栽も行っておりまして、平成27年度では先ほど申し上げましたけども、袴ヶ仙に1,350本の山桜の植栽を実施する計画としております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

2回目の質問ですが、水田全体の作付状況が数値として明らかになってきましたけれども、これが徐々に減っておるということです。その徐々に減った分が休耕田となっておりますが、その50%しか利用されていないと。自己保全や不耕起の水田となって、これがだんだん荒廃地になっていくということが予想されるわけです。転作作物の最も有力な作物として上げられたのが作州黒、日本一の生産地ということで、この黒大豆が上げられたわけですが、それについてもだんだんと耕作が減ってきておるわけです。日本一の産地というものが日本一を守れないような状況になってくるのではないかと思うんですが、それは何としても労力がかかり過ぎると、高齢化して水稻をつくるよりも転作作物のほうが有利だということはわかっていても、労力的にそこへ手が回らないというのが現状ではないかと思うわけで、そういう点についていわゆる美作市農業振興連携協議会というのをせんだってつくったという報告が6月議会でなされたわけですが、そういう連携協議会の中で、これらについてどう対応したらええかなというような論議がなされたのかどうか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

また、農協との連携の中で、今報告されましたけれども、いわゆる職員の派遣というのが6月議会で言われたわけですが、この職員の派遣は少なくとも新しい組合長の話し合いの中で年度がわり、例えば28年4月からでも派遣するぞというような、そういう年度がわりの時期を見計らって実施するというようなことが明らかにならないと、なかなか途中では決行できないので、その辺についてもお伺いしたい。

農協が出資の新しい法人をつくるということらしいですが、今までの出資法人と比べてどういうものなのかかわかれば報告をお願いしたい。

それから、森林整備の関係については、全体がまだ見えんわけです。森林施業の全体計画というものがまだ明らかでない。それで、27年度にどういうものをするという報告がなされましたが、私が思いますのに、具体的には例えば地域を旧町村単位でもよろしいですから決めて、ことしはこの地域を重点的に整備するんだと、その次の年はこちらの地域を整備するんだというような具体的なやっばり計画を持っていかないと、なかなか目に見えたものがないのではないかというようなことを感じますので、その辺をあわせて答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）〔登壇〕

それでは、2回目の御質問にお答えをいたします。

御質問にありましたように、転作作物としての収益性の高い作物はたくさんございますけども、議員の御指摘のように高齢化が進んだ農家にとりまして、労働力の低下により、つくりたくてもつくれないう状況にはなっていることも認識をしております。そこで、勝英農協では、作州黒の枝豆が東京市場で大変高く評価をされている、また農家の収入増が見込める作物であるということに着目をいたしまして、枝豆選別機を導入して生産農家の労力を軽減することによりまして、生産の拡大を図るという取り組みが行われており

ます。市といたしましても、この取り組みに協力するため、平成26年度の一般会計補正予算（第7号）におきまして、選別機導入に係る美作市負担分といたしまして168万1,000円を計上し、議会の承認をいただいたところでございます。

また、美作市農業振興連携会議の件でございますけれども、6月の御質問でもお答えいたしました。この会議は美作市の農業に携わる関係者がそれぞれの担当する分野から意見を出し合いまして、美作市の農業政策の方向性や課題等について検討する会議というふうな位置づけをしております。前回は農地中間管理事業における円滑なマッチングを行うために事業を推進する関係者の意思統一を図ったことを報告をさせていただきました。

農業政策に関して申し上げますと、国が施策を決定し、県や市町村が実施する全国的な事業や市町村が独自で行う細やかな施策までございます。国の施策につきましては、決められた施策をいかに美作市に適した手法で取り組むのか、あるいは施策を実現するために解決すべき課題はどう対処していくのかなどを協議いたします。また、細かいところでは、就農相談会に参加して得た情報や、新規就農者の近況などの情報を共有しつつ、就農希望者や新規就農者への支援方法等についても協議、意見交換を行っております。

今回の連携会議におきましては、今回の一般質問で偶然にも日笠議員が御質問いただきました日指しごぼう、それから万善かぶら、これらの栽培方法や輪作、転作物物などについても検討していただきたいというふうな考えております。

それから、勝英農協との関係でございますが、職員の派遣について先ほど答弁を申し上げましたけれども、農協業務の高い知識を習得されるために専門研修施設への派遣を考えているということでございまして、組合長には組合長のお考えがありまして、私どものほうはこの件について再度前組合長との引き継ぎということでお尋ねをしたわけでございますけれども、組合長の新しい農業に関する施策という中において、この美作市への派遣というものはおのずと考えがまとまってくるんじゃないかと思っておりますので、組合長からは、それでは28年度の4月から美作市のほうへ派遣しようということは何っておりませんので、またそのあたり伺ってみたいというふうに思っております。

それから、法人設立に関してでございますけれども、これは各農家の高齢化に伴いまして労働力の低下から耕作のできない農地がふえていくということが懸念されております。当然農地中間管理事業等を活用し、担い手農家へ農地を集約し、未耕作地の拡大防止に取り組む必要がありますけれども、それだけでは完全とはい切れないというふうに思っております。組合長から新しい計画はお伺いすることはできませんでしたが、農協という強い後ろ盾の法人ができれば、担い手農家ではできない取り組み、新しい農作物の選定や栽培に取り組んでいただけるものと期待をしております。

いずれにいたしましても、市内の農家を守るため、農業を維持していくための法人計画であると認識しておりますので、市といたしましても今後の計画に期待するとともに、可能な限り協力はしていきたいというふうに思っております。

次に、この森林整備事業計画についてももう少し具体的にということでございますけれども、この森林整備計画は、先ほども申し上げましたけれども、森林施業を行う上での基礎となるもので、目標とすべき森林資源のあり方、森林施業の推進方法、施業の合理化などを示したものでございまして、美作東備森林組合を初め各市におられます林業事業体では、この整備計画をもとに森林経営計画を樹立した上で、森林環境保全、直接支払事業といたしまして全体計画、除伐、間伐で5,398ヘクタール、枝打ちで18ヘクタール、作業道開設で3万3,000メートル等で、このうち平成27年度におきましては、除伐、間伐を580ヘクタール、枝打ち2ヘクタールを計画をされております。

また、おかやま元気な森づくり事業ということで、全体計画といたしましては、間伐2,214ヘクタール、作業道開設整備4万5,000メートル、このうち27年度では間伐300ヘクタール、作業道開設整備6,000メートル等の事業に取り組んでおまして、未整備により森林の荒廃が進んでいる森林の間伐、除伐及び作業道路開設等により森林資源の機能回復、林業振興に努めているところでございます。

先ほど議員がきちっとして地域を決めてということをおっしゃいましたが、このあたりもこれから私どもの課題として検討していきたいと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

農業問題は毎回取り上げておまして、これが一番的確な答弁だなというようなことにはなかなかならんと思いますので、この程度で終わらせていただきたいと思っております。

とりあえずこの農業振興の連携協議会というのをせつかくつくられたわけですから、いよいよこれからの農村をどう守っていくかということを中心に論議をしていただくように特にお願いをして、農業問題を終わりたいと思っております。

議長（山本 雅彦君）

続けて次の項に入ってください。

11番（本城 宏道君）

それでは、次の暮らしの問題について質問をいたします。

マイナンバー制度が10月1日から住民一人一人に割り当てられてこようということになっておるようです。この問題については、いろいろ論議の中で、例えばこの種類を除く食料品については非課税にするとかというような論議もあったようですが、もう個人の全ての生活実態そのものが全部把握されてしまうのではないかなというようなことになりかけておるようですが、非常に問題があると思うんです。100%情報漏えいを防ぐ完全な構築といいますか、は不可能であるということをおっしゃなければなりませんし、2番目には、意図的に情報を盗み出そうとする、そういう人がおるわけです。これは国内だけでなく世界中でそういうことが起こっていると。一度漏れた情報は流通で売買されたりして取り返しがつかないことになるということがあります。そしてまた、情報は集積されればされるほど利用価値が高まって行って、漏えいの機会も非常に多くなっていくというように思うわけです。この辺についてマイナンバー制度については基本的には私は反対せざるを得ないわけですが、この辺についても何かあれば答弁願いたい。

それから、国保の広域化については、自治体においてどういうメリットがあるのかなと、全て自治体任せのような調子で、広域化だけが先行しているというような状況に見えるわけですが、賦課金も徴収も特別会計も全部自治体任せならメリットはないんじゃないかなというように思うわけですが、その辺についてお考えをお聞きしたいと思います。

3番目に、人口減少を少しでも食い止めようということで、奈義町においては非常にきめ細かな制度をつくっておられます。本市と比べて多少開きがあるんじゃないかなと思うんですが、市長が言われるように若者が定住し、そして子どもがたくさんできるような、そういう環境づくりをしようとするならば、いま少しこの子育ての支援というものがなくなっていくのではないかなというように思うわけですが、その辺についての答弁をお願いしたい。

それから、介護保険料が一度に1,250円も上がって、県下平均では5,914円ですが、美作市では

6,450円で非常に高いと、何とかならんかいなというような市民の皆さんから多く意見を聞くわけですが、この辺についての答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

誰から答弁しますか。

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）〔登壇〕

本城議員のマイナンバー制度についてでございますが、この制度は平成25年5月に番号制度関係4法の制定以降、国の重要な施策として進められてまいっております。この制度は各機関が管理する情報が同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認して情報を連携することにより、所得や行政サービスの受給状況を把握し、年金や福祉の申請時に書類が減ったり、災害時には迅速な支援が受けられるようになります。

一方では、議員も懸念されておられますように個人情報の漏えい、成り済まし被害、国による個人情報の一元管理あるいはプライバシー保護など、安全性の問題がございます。この問題につきまして、国は制度面、システム面から対応策を提示しております。制度面では、法令で定めた以外にマイナンバーの収集保管を禁じたり、成り済まし防止のため、収集に際しては本人確認が義務づけられ、第三者機関が監視監督し、罰則も強化されております。また、システム面では、情報は大きなデータとして一元化せず、従来どおり税情報は税務署で、年金は年金事務所というふうに分散して管理をいたします。

また、情報の連携では、マイナンバーを直接使いません。通信する場合は暗号化などを行う予定でございます。特に年金機構の漏えいにつきましては、原因は複数の職員が不用意に外部メールを開いたり、パスワードをかけなかったりと規則や指示を守らなかったことにあります。どんなにシステムを強化しましても、そしてセキュリティーポリシーを厳格にしましても、最終的には扱う職員の意識と自覚によるところとなるかと思ひます。当美作市では、全職員を対象にパソコンを使ったeラーニングによりハード、ソフト両面にわたるマイナンバー研修を実施しております。

いずれにしましても、マイナンバー制度はこの10月5日から各住所地のほうへ通知番号がカードが届きますし、希望者には来年1月からマイナンバーカードが発行されるスケジュールになっております。御理解のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、国保の広域化による自治体のメリット、デメリットについてでございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律が平成27年5月27日に可決成立され、平成30年4月から施行される国保改革による広域化の運営についてでございますが、県が財政運営責任を負いまして、市は従来どおりの資格、賦課、収納、給付、保険事業などをを行うことで国民皆保険を支える重要な基盤である国民健康保険制度の安定化を図るものとなっております。今、国が示している効果としましては、3,400億円の追加的公費投入による実質国保会計赤字の解消や、保険料の伸び幅の抑制、県による統一的な運営方針により、県内においてサービスの標準化が図られ、市としては地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うことができる予定でございます。

また、被保険者が県内の市町村に移動した場合でも、高額医療費の該当要件が引き継がれ、負担が軽減されます。

また、国保の財政運営が市から県に拡大することにより、人工透析等の高額医療費の発生など多様なリスクは県全体で分散され、急激な保険料上昇が起きにくい仕組みとなる予定です。

医療費の支払いは、実質的には県が担うようになりますので、市が保険給付に必要な費用につきまして

は、全額県が市に交付するようになっております。

そして、国保事務におきましては、ここが一番スケールメリットと申しますか、今までの調査によりまずと国保におきましてはスケールが大きくなればなるほど合理化できるというふうになっておりまして、効率化、平準化を県が後押しし、市の事務遂行の効率化、コスト削減、標準化が図られるようになります。

しかしながら、議員もおっしゃられましたように、国保運営方針の策定、国保事業納付金の算定方法や、標準保険料の算定に必要なデータの提供等、新制度の施行に向けた課題に対する詳細については、ほとんど未協議となっております。

広域化のメリット、デメリットにつきましては、このようなことからさらなる検討が必要かと思っております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）〔登壇〕

まず、議員お尋ねの子育て支援の保健福祉部管轄では、不妊治療費の助成事業が子育て中の親子が集える場として、つどいの広場事業、予防接種の無料化、妊婦健診の無料化などを奈義町と内容や金額の違いは多少ありますが、同様の支援を行っております。

ほかにも子育て支援に関する団体への助成として、乳幼児クラブ、障がい児保護者の会、子育て実行委員会、愛育委員会、栄養委員会への活動助成を行っております。

また、美作市で看護師として働く意思のある子どもさんへは、看護師養成機関に在学中、貸し付けを受けることができ、市内に就業していただければ、返還は免除となる奨学金制度などもあります。

次に、介護保険料についての御質問で、介護保険料の件についてでございますが、美作市の第6期保険料基準額は月額で6,450円で、県下27市町村で5番目に高い額となっております。原因でございますが、県、市もですけど、分析をしておりますと、第1号被保険者、65歳以上の方です、1人1カ月当たりの費用額が県内でこちらのほうが4番目に高い数値となっております。これは平成27年2月末時点で県の資料によります。

これは全ての介護保険に関するサービス、施設サービスであるとか、居住系サービスであるとか、在宅サービスにおいて、県内でも充実したサービスが受けられる環境にあるというふうになっておるためだと思われれます。

特に、施設サービスにつきましては、この勝英地域というんですか、美作市を含む勝英地域が数十年前から特別養護老人ホームが充実しておりまして、平成26年10月にも市内に開設されておりますが、これらのことから勝英地域内の自治体の介護保険料が、美作市だけでなく、高くなっております。しかし、施設サービスが介護保険財政に与える影響も大きいため、介護福祉施設、特養です、特別養護老人ホームの新たな整備はしないという方向性を持っており、また国の方針により新規入所者を原則要介護3以上の方に限定するなどということで、現在27年度より取り組みをしております。

住みなれた地域で安心して暮らせるようにするため、健康増進、医療介護連携の強化、それから認知症施策や生活支援などの充実を図って、介護保険の保険料の安定に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

本城議員の御質問の中の子育て支援事業、教育委員会の所管の助成措置でございますが、則本議員の子どもの貧困対策の場合にもお答えしたとおり、まずは経済的な理由により就学困難と認められる場合の就学援助事業、大学、専門学校を希望する生徒への奨学金貸付制度、遠距離通学の児童・生徒の保護者に対しての遠距離通学費補助事業、自転車通学をする中学生のヘルメットの購入を補助するヘルメット補助事業、そのほかに幼稚園や保育所など、兄弟で利用する場合には、兄弟で2人目は半額、3人目以降は無料にする等の保育料の軽減策、そのほかにも預かり保育などの保護者の負担の軽減策というものを実施しております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

本城議員。

11番（本城 宏道君）

2回目になりますが、マイナンバー制度については、国の施策の一環として行われるわけで、一自治体だけでどうこうするというわけにはいきませんが、最初に指摘しましたように4つのリスクがあるわけです。最終的に誰が責任を持つんらということになったときに、責任者がおらんわけです。最終的にもうどうしてもこういう情報が漏れたときにどうなるんらというようなことになってくると、非常に問題点が残ってくるというようなことで、この辺についてはとにかく反対せざるを得ないなあというように思っております。

それから、国保広域化の関係ですが、国保運営方針の策定や国保事業費納入の算定方針などについて、県下一律に標準化されるということになると思うんですが、各自自治体でそれぞれ努力をされて、国保の場合は、かなり県内でも差があるわけです。そういう中で、我が町の場合、広域化されたら保険料がどうしても上がるのではないかなという懸念があるわけです。その辺で非常に憂慮しておるわけですが、今までのメリット、デメリットというものの報告もございましたが、このデメリットをどうのように解消していくかということに特に力を入れていただきたいというように思っております。

それから、子育ての問題ですが、奈義町では日本一子育てのしやすいまちづくりをすることで取り組んでおられるわけですが、その成果があって、奈義町の場合、26年度で自然増は減っておるわけですが、実質の例を見ますと社会動態では45人がふえておるといような統計があるようです。それから、人口比ではプラスの39人となっておりますというように奈義町にお聞きをしたわけですが、聞いてみますと、雇用促進住宅が要らんようになったんで、奈義が全部買い取ると、3,000万円言われたですか、買い取ってするんじゃないけども、買い取ったときに、契約の中で全部中を改修して、さらのようにして、それから払い下げを受けるというような方式をとったということです。それで、それに若い人が住んでもらえるように、この雇用促進住宅を活用したんだということで、ふえたかなというように思うわけですが、こういうようなことも考えながら、ひとつ若い人が住めるようにしていただきたい。

それから、ハザードマップといいますか、こういう制度がありますというのを、福祉と教育委員会が共同で作成をして、皆さんにわかるようにひとつPRをしていただきたいというように思います。

介護保険の問題については、まだまだ問題がありますが、これらを含めて今後介護保険が安くなるような、そういう方策も一つ考えていただきたいなというように思います。

時間が参りましたので、あとやりたいわけですが、この程度で終わらせていただきます。大変御清聴ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番13番、議席番号11番本城宏道議員の一般質問を終了いたします。
ただいまより10分間休憩します。

午後 3 時35分 休憩

午後 3 時45分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の発言を許可いたします。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）〔質問席〕

鬼怒川流域の想定外の災害を受けられて、多くの皆さんが被災される、また死者が出ると、また行方不明者も多数おると、本当に被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、亡くなられた方の冥福、また行方不明となっておられる方が全員無事に帰ってこられることを心より御祈念を申し上げます。

そうした状況の中で、今9月定例会、私の質問、今回4項目にわたり執行部のほうへ提言をいたしておりますので、何とぞ誠意ある答弁、お願いを申し上げて質問に入らせていただきます。

終戦70年戦没者追悼式が日本武道館において開催をされました。さきの大戦に対する深い反省を述べられ、戦没者に対し心から追悼の意をあらわすとともに、世界平和を願うお言葉を述べられた天皇陛下、大戦で亡くなられた310万人とも言われている方々に対し、偽りのないお気持ちをあらわされたお言葉だろうと私は感じたところであります。二度と戦争を起こしてはならない、改めて強く思ったところであります。がしかし、我が国を取り巻く北方領土問題、北朝鮮による拉致問題、中国の領海、領空の侵犯等々、新聞、テレビ等で報道されておると。のうてんきなことを言っておられる状況ではない。エレキテル連合じゃないけども、だめよ、そんなことで解決ができると、とても市民の皆様方もお一人お一人が理解されておると思う。

そうした状況の中でありますが、我が美作市においても合併当初いろいろとごたごた続きで全国にその名をはせたところであります、我が美作市ここにありと。私の友人、市内はもちろん他県にも出ている知人、美作市は大丈夫かと、もう心配していただいて、夜昼電話があり、議会はどうなっとんならと、まあまあ何とかなるというようなお答えをした思いが今私の脳裏に強く焼きついておるものであります。

そうした中で萩原市長、萩原市長が4代目の市長であります。そうした中で市長、通告しておりますけれども、不透明な第三セクで、大芦高原雲海の件、想定外で議会で百条委員会を設置し、なぜこういうことになったのかと、原因はどこにあるんならということ設置をいたしまして、その結果報告を執行部のほうへ出すと。この結果については先ほどの同僚議員の中で答弁されておりましたけれども、私はこの第三セク、特にこの雲海の我々百条委員会が提出した分、大芦雲海、素早い対応をしていただいて、早い時期に雲海温泉が以前のように市民に親しまれる、住民の皆さんが本当に日々の疲れを癒やしていただく、また交流の場として、そういう施設であったんですよ。この施設をそれこそ早い対応でもとの施設に戻していただきたいと。それで、先ほど経過はありましたけれど、いま一度詳しい説明をお願いをいたします。

これが第1問目の質問といたしますので、詳しい説明をよろしくをお願いをいたしておきます。1問目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

万殿議員の1番目の質問、雲海のことでございますけれども、そのお答えに入ります前に、先ほど美作市議会について御心配をいただいた声がかつてあったというようなことでございますけれども、今の万殿議員の質問の姿を拝見をしまして、まあ大丈夫だろうと私は思う次第であります。

雲海につきましては、まず段取りとして西元議員の御質問のときに、この辺でもうスタートなんだということをお願いしましたが、具体的にはもう残念ながら百条委員会の調査報告書及び監査報告書と、プラス論理構成として顧問弁護士と十分協議を重ねた、この3つの結果をもとにして、これはやっぱり問題ありということが言えるであろうということで、雲海の再建計画を立案をし、そして指導して、あるいはそれにまつわる議案を市議会に提出をされた元市長に対して、その市長さんが負うということであるべき損害について、その損害を回復をしてくださいという請求を弁護士にお願いした理由文書とともに8月10日に通知をさせていただきましたが、通知が戻ってきて、いろいろあったわけですが、そのぐらいのタイミングでお手元に渡ったというふうなことであります。これは任意請求です、任意請求であります。

その後、当局において相手方と接触を何度かしているわけでございまして、そして基本的にはもう本当は8月頭に着いているはずだったのが、着かなかったものですから8月10日になったんですけども、8月中に1カ月間の猶予をもってやれば十分というようなことの中で議論をしておったんですが、それが1カ月たっても調わない場合には、いわゆる司法的な判断を仰がなきゃいけないということでおったわけでございませぬ。

そして、今の段階で言うと、その若干おくれたやつを見ながら、しかし大体一月ぐらいたってきたわけでございますので、そろそろどうなんですかということを引きつと決着、つまり任意では形がつかますか、つきませんか、任意で話をつけていただけるんですかということについての最終的な見きわめをした上で、それが多分できないということであると思っておりますけれども、司法の場において法的に整理をしていただく必要があるということまで申し上げたわけですが、そしてその司法判断につきましては、先ほど副市長がもごもごと言っていましたけれども、もう簡単に言うと、多分ですが、今議会において御判断を議会にお願いすることになるだろうと。最終日なのかどうかは、これは議運との相談になりますけれども、今議会において司法判断のための訴訟を起こすときの議会の同意というのがたしか必要だったわけでございまして、その判断をお願いをするわけですが、その判断を議会にお願いをして、まあよかろうと、もう忘れてしまえということであれば、それはそれでいいんですけども、しっかり司法判断を受けることについては、当局が言っているとおりの議会もそう思うんだということになりましたら、これは裁判になります。裁判になれば、非常に早く結論が出るかどうかはわかりませぬ。けれども、一旦我々としてはそれを今度は弁護士の手で預けてしっかりと市としての立場、あるいは議会としての立場を展開をしてうまい形におさまるように動いてもらうということで、そこで一旦別トラックというか、に離れていきますんで、ここをもって今度は雲海再建のほうに全力を尽くすというタイミングにするということをお願い申し上げます。

その中で私どもとしましては、英田の地区の市民の方々の強い雲海に対する思いがあるということがわかっておりましたので、これまでもいわゆる市民の代表の方々の御意見を聞こうということで聞いてございまして、その結果としてせんだって地域代表の方々から住民代表としての地域代表としての意見書が要望の形で提出をされてございます。その主なところを申し上げますと、基本的には議会でも出ておりますけれども、一つには食事ができるスペースがあったんですけども、これを何とか回復してほしいということでございましたが、そのほかの幾つかの点も含めて、これは我々としてはできるだけ実現すべき課題というふうに捉えていかなければならないと、こう思っています。

2点目に、これはいろいろの見方があるわけでございますけれども、整理すべきところは整理をしないと雲海の経営は大変な分野があるわけでございます。例えば、スポーツ施設、特に体育館とかプールとかございますけれども、これをいわゆる商業ベースで経営するということは大変に難しいわけでございますし、また一部の方には御異論もあるかもしれませんが、ミニ動物園がございまして、これはまたいわゆる採算割れないでやるということはなかなか難しい、池田動物園でさえ、大変にこれは苦勞しておられる、赤字です、基本的には。そういう状況の中でどうするかということでございますが、雲海の施設経営の責任分野から外すべきところをまず外さないかんだらうかと、こんなふうに関大整理をされているところでございます。

次に、今度はコア部分をどうやるかということでございますが、これは食事、そしてそれからお風呂というか、それからあと若干の付加サービスというのが多分あると思うんです。これは何かというと、特産品の販売とか、それから御案内とか、幾つかの付加サービスがあって、それにコテージの宿泊サービスがついている、これはコアになっているんですけども、このコアを単独の主体でやっていただくのか、複数の共同作業でやるのかといったことを議論をすべきであらうというふうに思います。そして、共同のときには部分委託の形をとるのか、あるいは包括的にコンソーシアムを組んでもらって、一旦席をそこに預けた上で委託をするのかと。しかし、その委託につきましては、いわゆる指定管理で大ざっぱな意味で大失敗しているわけでございますので、今回まず委託から進めるべきことではないかなと。市が責任を持って委託をするんだという形で進めるべきであるという可能性もあると見ておりますので、たしか条例をそういうことができるようにもしていこうということで、今議会にその辺も提案をしておると。今回の条例提案については決して雲海の問題と無関係ではない。条例の提案が実はこういうスケジュールの中で多分次の段階において必要になるだろう、有効だろうということで提案をしております。

また加えまして、この議会でもどこまで要るかは別でございますけれども、英田地域においてさまざまな前向きな新しい動きが出てございます。その前向きな新しい動きがかなり集客力を増大する可能性があるという地元の御意見もあるものですから、この辺は議会の途中に実は私も呼ばれているんですけども、その新しい動きをされておられる方々との接触あるいは意見交換という場があるわけございまして、その場を通じながら、私どもなりに感触をつかんで、前向きな新しい動きもその中にどういうふうにして取り組んでいけるんだということを議論をしていきたいと思っております。

そして、できれば来年度には、おお、動いているなということにしたいというのが私の個人的な思いでございますけれども、経済部もなかなか人手が少ないというようなことの中で、結構ハードワークになるおそれもあるかと思っておりますが、今の私としての割合に詳しい状況説明ということでございます。どうぞお含みをいただくとともに、御地元の関係の皆さんにそのようにお伝えをいただいで結構でございます。よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

ありがとうございました。

なかなかどうもそういう声が聞こえんもんで、私も地元議員として、また百条委員会の委員として、もうどねえなっとならうかという思いがありまして質問をさせていただきました。今のを聞きまして安堵いたしておりますけれども、やはり相手があることなんで、前へ肅々ということにはならんらうと、これは私も理解しとんですけれども、先ほども私が申しましたように、もうそれは切に住民が交流の場として、憩い

の場としてにぎやかな雲海に戻してほしいと。先ほど市長も申されておりましたけれども、私も以前から申し上げておった、やはりあの施設は、テニスコート、グラウンド、体育館、プール、いろいろと多いんです。やはり温泉と食堂は一緒にするとしても、あとはちょっと分けてされんと、誰にお願いするにしてもなかなかそれは無理だろうと、これは私も感じておりますんで、ひとつそこら辺を性根を入れてやっていただきたい、それを申し上げて次の質問に移ります。

議長（山本 雅彦君）

それでは、2項目めをお願いします。

15番（万殿 紘行君）

都市公園事業について、このことはなかなか評判がよろしゅうない。ただ、そうした中で、私も質問いたしますけれども、このことで同僚議員は今まで質問されてこられておりますけれども、これは私は市ホームページに掲載の美作市職員措置請求にかかわる監査の結果についてということで質問をいたします。

執行部の思い等を聞きたいということで住民監査請求が出された。それで、監査委員それぞれ内容を精査されて、3名の監査委員さんは監査請求を受理すべきだと、残り1名の方がこれは執行権にかかわることじゃから受理すべきでない、こういうふうに判断された。そうした中で、3人の監査委員さんが市長、議長とあれ書いてありましたんで、議長のほうへ緊急提言ということで監査の内容をされておりました、私もちょっと見させていだいたんですけれども。

私が思うのがその緊急提言の中での文章を大まかに言いますと、27年度予算執行の、都市公園についてです、都市公園整備事業の平成27年度の予算執行の中断と計画を再吟味措置、こういう監査の、監査をしてみてもそういう思いに至ったというように書かれておった。それで、1人の監査委員さんは、公金全額の返還措置を求めているものである、予算提出案件は地方公共団体の長に専属する仕事に属するものであるもので、抗議に至らなかった。ということは、地方公共団体の執行部に属する事柄であるからということで受理すべきでないという考え、思いで合議ができなんだというものでありますけれども、この監査委員さんは以前より私種々御協議をいただいた、今でもそういう立場にあるんですけれども、ただ私が思うのに、やはり監査委員さんがこれはおかしいんじゃないかと、合議ができなんだからということでやられたら、とてもじゃないけども、むこういきせんんじゃないかと、こういう思いで執行権の介入になるんじゃないかと、私はこのように危惧しておるんです。

やはり我々議会でも自分の思わなかった、気に入らんことでも多数決で採決されれば、それはもういたし方ない。それと同様に、監査して合議に至らなんだと、意見書を書いて提出していただくと、これが筋だろうと思うんです。任命された市長、そこら辺を思いがあれば。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

任命権者であるということは間違いないわけでごさいます、この問題を除いてというか、全般に当市の監査委員会は活発な議論をしておられて、任命権者だから申し上げるという意味ではないんですけれども、さまざまな切り口からいろんな是正案件を言っていていただきます。それらの中で、ああなるほど、この法令との関係で全くだめだったとか、あるいはいわゆる一般常識の世界であるとか、行政法じゃないんだけど、定まった方式とか、会計原則とか、そういうものから見てずれているなどということについては、これはもう本当にありがたい指摘として我々も行政刷新のために生かしてきたわけでありまして。

それはもう本当に大きな評価、高い評価をいただくべき議論だと思っておりますが、この問題については

私自身は何か大きな問題があれば聞く耳を持たないわけではないんですけども、そういう問題がないということの中で、かなりなぜこんなことをやっていらっしゃるのかということについては疑問を持って、まず監査自身について、おりました。その中で、いろいろ市民の方々やその他、国や県の機関との関係とかいろんなところから、適正な言葉かどうかは別といたしまして、雑音が入ってくるようになってまいりました。

1つは、市民の方からだと思いますけれども、特に常任監査がブログをされて、そのことを禁じる法律はないんですけども、常任監査であるという立場として見て妥当性があるのかと。例えば市議会を非常に手厳しく批判をしたり、あるいは〔聴取不能〕について手厳しく批判をしたりするんですけども、あるいは国政についてえらい厳しい批判をしたり、県政について特定の候補を応援したりというようなことが出てくるときに、市民の方々から、それは一個人の意見としてそれをとめることはできないんですけども、常任監査ということの立場の中でどうなのかという違和感があるということは何度か言われたことはあります。

それから、プロパーというか、この件単独で言うと、その公園の調査の絡みだったと思いますけれども、国・県、国県機関の一部から調査をされるのは、それは仕方がないとしても、こういった調査は常に守秘義務が伴うんですけども、その外部の多分監査委員以外の方々を連れて調査するのは一体どういうことなんだと。守秘義務との関係で問題が起きる可能性があるんじゃないかという御指摘がうちの関係当局のところに来たとか、それからその監査意見、緊急提言ですか、緊急提言というものの問題については、これは市民の方々からは余りないんですけども、緊急提言ということでお配りになられた内容そのものが政治のビラの中に載って配られていると。それはなかなか監査委員の方以外からは知り得ない情報が入っているのはどういうことかと。監査委員というのは、中立的な立場であることが必要で、それがゆえに高い職務独立性と地位の安定性を確保されているにもかかわらず、動きが政治の世界に入ってしまうように誤解を受けるようなものが配られているのは、脇が甘いんじゃないかというようなことが、このところは指摘されておりますし、この件以外の件についても幾つかの御指摘があることは確かでございますので、だんだんその任命権者としてちょっと肩身が狭くなりつつあるというのが今の正直な感想でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

市長からもうちょっと突っ込んだ話が聞けるかなという思いがあったんですけども、市長とすればこの都市公園は今まで説明してこられておる。ただ、そこらあたりが何にしても400町歩ということで、今までの歴代の首長じゃあもう考えられんような構想なんですよ、はっきり言うて。やはり市長になると、東大出の同期の人が恐らく全国にもいるし、霞ヶ関にもいるだろうし、岡山市の市長、参議院、いろいろとやってこられて、そこら辺のネットワーク、情報を仕入れて、それできょうの自衛隊の答弁じゃないですけども、いろいろとやろうとするもとは何ならというたら、交付税を何とかとってきたいと、これが基本にあるんです。あるのはわかるんですけども、市長、やはり皆さんにかんで砕いて説明せんから、恐らくこの幹部連中にしても市長の思いが100%通じてないんじゃないかなと私も危惧しとんです。

だから、やはり市長もこのくらいのことはわかっとうろがなと腹で思うとつても、やはりかんで砕いて説明してあげれば、ああそうかということになるんです。やはりそこら辺が何としても市長の思いを肅々と行けるように、職員も一生懸命頑張っておられるんだから、そいつを市長がとつとことつとこやると敵ができるだけの、ちょっと一服して説明を十分してそれで対処するように。

もうそりゃあ市長の先ほども言うたように政治力、これはもう十分私も認識しています。そのためにも帰ってきてくれ、帰ってきてくれというて嘆願しとるわけですから。そこら辺を十分理解していただいて、肅々

と、肅々というんが説明を肅々とやっていただいて、各事業をやっていただきたいと。そうしていただくことで監査委員さんも総事業費についてどうのこうのというようなことはないはずなんです。単独の事業に対して監査して、これはちょっとおかしいというのはわかるんですけど、総事業がこういうことになるわけないんです。やはり先を心配されとん。

そういうことでありますんで、この件はこれで終わります、次。

議長（山本 雅彦君）

それでは、続けて3項目めに入ってください。

15番（万殿 紘行君）

市長と教育長ということで、来年度からの実施、18歳からの選挙権、このことについて美作市としての対応、それから教育長に義務教育での対応、このことをお聞きをいたします。

来年から18歳からの選挙権が実施されます。このこともどの議員だったか、質問されておりましたけれども、それで教育委員会のほうから、高等学校の学生に向けての指導用テキストが作成をされる予定であると。高校生を対象に出前授業を検討しておるという答弁を同僚議員にされておる。来年度から早速実施されるであろうと。

この18歳からの対応で美作市としてどういう市独自の対応、何か考えておられるかどうか。それから、大川教育長には同じ質問であります。端的に、もう時間もちょっとありますんで。

議長（山本 雅彦君）

総務部長。

総務部長（尾崎 功三君）〔登壇〕

万殿議員の18歳からの選挙権について市の対応ということでございます。選挙権が18歳以上に引き下げることに伴い、美作市の今後の周知、対応についての取り組みでございまして、先日、鈴木議員への答弁でお答えさせていただいたことと重複する点もあろうかと思いますが、御了承したいと思っております。

まず、18歳以上に引き下げられたことによる対応としまして、学校現場における政治や選挙に関する学習の内容の一層の充実を図るといふことの目的に文部科学省におきまして高校生向けの副教材及び教師指導用テキストが作成されるというふうにお聞きをしております。また、岡山県の選挙管理委員会では、こうした動きを受けまして本年度から高校生を対象とした出前講座ということで、要するに模擬投票を予定しております。学校のほうへ実際使います投票箱とか記載台、こういったものを持ち込みまして、実際の投票所を体験していただくというようなものでございます。こういったものを美作市においても市内の林野高校で実施していただけるように市の選挙管理委員会を通しまして県の選挙管理委員会のほうへ要望をさせていただいております。

今後におきましても、政治への関心を高めてもらうというためにも、県の選挙管理委員会や県の教育委員会、各学校教育関係とも連携しながら、高等学校を初めとする他の学校と、または公共施設等へのポスターの掲示なり、リーフレットを作成して配置、こういったものを予定して、新たな投票の権利を得る高校生や大学生を初め、新しい有権者も含め全ての方に選挙の啓発、こういったものをしっかり取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお聞きをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

万殿議員からの18歳からの選挙権ということにつきましてお答えをさせていただきます。

来年夏の参議院議員選挙から高校3年生の一部が有権者となるということでございまして、主権者教育の充実が急務であるということで、これにつきましては、もうこの公職選挙法改正後すぐに県の教育委員会等からも通知が参っております。一方で、教育基本法にあります教育の政治的中立性を保ちながら主権者としての政治的素養を高める適法な教育を進めるということは大きな課題でございます。

義務教育におきましては、自治意識の基礎、議会制民主主義の意義について学び、選挙についての意義も考えさせるということが学習指導要領に定められておりまして、小学校6年生の公民及びこの教科書にございますように中学校3年生の公民ということで、これを学ぶようになっております。今後、主権者教育を進めるに当たりましては、国が適法違法の基準となる統一的な指針等を示すという報道もあることから、その内容を確認した上で、この授業につきまして研究を進めてまいります。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

先ほど同僚議員が聞いたこととあれなんじゃが、来年から始まるのに今から対応していかんと間に合いもどがんとせんで、高校生。どうもそこら辺が幹部職員としてどねん考えとんかなという思いがあるんですよ。

それから、教育長、義務教育の自治意識の基礎や議会制民主主義を学校で学ばすという答弁でありますけれども、やはり中学を卒業して社会に出られる生徒もおるんです。そういう人のことも考えて、法案ができたらずぐ市としてあらかたのこういうことになるというぐらいの段取りはせんと。国から言うてくるまで待ちますじゃ、のうてんきなことを言うたんじゃええ事ならん。若年層の投票率が悪いということは十分皆さん、幹部の人は特に、来年からするのはわかっとなのに、来年やるんじゃということ、のうてんきな、これはもうどがいもこがいもならんという思いでありますけれども、教育長、あんたの力量でさっささっさちよっと思いを、来年文科省が本を持ってくるけん配布するけんじゃ、のうてんきなことを言うたんじゃ、それはどがいもならんと思うんじゃが、簡単に。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

御指摘のとおり、選挙権の年齢引き下げにつきましては、本当に大きな改革でございます。私自身もこの改革を受けまして、直ちに直近の校長会議で小学校、中学校の校長先生に、この主権者教育というものの充実が急務であると、御検討をお願いするというお話も申し上げました。例えば議員の皆様のお許しがいただけるのならば、この議場を小学生が見学をするとか、あるいは議会を傍聴するなど教育の一助になるのではないかというふうに思っております。

御指摘のとおり、義務教育終了後直ちに社会の一員となるという子どもたちもいるわけですので、義務教育9年間で生きる力を身につけるということでは、全ての教科、多くの教科を学ばなければなりません。主権者教育のみに多くの時間を割くということは難しいわけですが、限られた時間の中では、高校生もするようですが、例えば中学校の生徒会選挙においても、これ実際に私もやったことがございますが、選管から記載台を借りてきて、こういう形で行くと。いただけるものならば、例えば本物の選挙用紙、折って入れても中で広がるというようなものを経験してみるなど、市の選挙管理委員会にも御協力をいただきながら、こうしたことができるのならば取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

私から若干の補足をさせていただきますと、主権者教育というものの範囲にやはり私はこの選挙権獲得の歴史というものをしっかり教えてほしいなと思っております。降って湧いたようなものではなくて、明治維新あるいは西欧で言うところとマグナ・カルタであるとか、フランス革命であるとか、アメリカで言えば独立戦争以前の各植民地における大闘争ということを経て、ようやく成立をしたわけでありまして、そういう意味でこの国民主権の一番大きなところというものがいかに長い歴史の中で我々の祖先が一生懸命に戦って勝ち取ってきたかということについては、これどうしても教えてほしいんです。投票箱を見せるのもそれはいいだろうし、議場に来てもらうのもいいんですけども、やはりその民主主義の歴史というものについての学校における確認をぜひお願いをしたいと思っております、そのことについて私も物が言えない立場でもないで、今度校長会その他のうちの教育方針の基本をつくるときの話においても言おうと思うんです。どこの政党に入れよとかと言うたら大騒ぎになりますけど、選挙権をつかったという歴史はすごく重要な歴史なんだよということ、だからこそ町が成っているんだよということについては、これはどうしてもその重要性を教えないかと思えます。

あと、あえて加えて言えば、議員の皆さん方もどうぞそれぞれの学校へ押しかけてもらって結構ですから、こう思うということをおっしゃったり、あるいは教室の時間を5分貸してくれえと、演説したいことがあるんだと、選挙演説にならんようにはしてほしいんですが、国民主権の重要性について思うところをおっしゃっていただけることは大変重要だという思いがいたしましたので、あえて補足をさせていただきます。

〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万歳議員。

15番（万歳 紘行君）

それぞれちゃんとした思いでやってくださると期待しとんですけど、私だったら教育長、もう1週間に1時間ぐらいは中学生のに入って授業を入れ込むというぐらいのことを計画する。なるほど選挙というのは大事なんですよ。もっと誰のときだったか、答弁されておったように若年層は20%少々でしょう。ここをしっかりと投票率を上げるとええことにならん。高齢者で投票だけじゃあ、やはり若年層も入れ込まなったら、市自体もええことにならんと思うんで、市長そこら辺を十分認識していただいて、しっかり力を入れていただきたい、そういうことでちょっとこの項はもう終わります。答弁はよろしい。あればじゃけど。

議長（山本 雅彦君）

じゃあ続けてどうぞ。

15番（万歳 紘行君）

次に、教育長、夏休み、市内の事件、事故の、毎年これも私一番気になつとんよ。それから2学期の状況、それから夏休みの朝のラジオ体操、このことがどうも気になってかなわん。教育長はどういう指導をされとんか、まずその辺から行こうと思う。本当に何とかええ調子に、大川教育長にせっかく来てもらおうとんじゃから、夏休みは大丈夫だろうと期待はしておりますけれども、答弁のほうをよろしく。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

夏休みの状況につきましてですが、まず1つは、事件、事故の状況ということでございます。

まず、夏休み期間中での学校、警察等からの生徒指導上非行等の報告はございません。8月末に始業式を行いました、特にこの日については出席状況を各校把握をいたしました。保護者や地域の皆様の御協力により、事件や事故のない夏休みであったというふうに思っております。

なお、児童相談所との協議によりまして、ネグレクト、養育放棄というものが心配される子どもの一時保護というものは1件報告を受けております。

次に、夏休みのラジオ体操でございますが、このラジオ体操は通信省簡易保険局と昭和3年ということで、これは国民保健体操として制定されたという、本当に長い歴史がございます。そして、日本放送協会、現在のNHKでございますが、ラジオ放送で広く普及をしたという経緯があり、昭和26年にラジオ体操第1、第2ということで構成をされてまして、現在はかんぼ生命保険というものがメーンスポンサーということで現在に至っております。

御指摘の夏休み中のラジオ体操につきましては、これはPTAや子ども会の主催によって各地区で実施されております。実施機関も地区ごとのお話し合いで決められ、多くは土日は実施していないという状況がございます。

ラジオ体操につきましては、地域の皆様の希望もあり、学校が指導して子どもたちはこのラジオ体操ができるようにということで指導はしております。いつでもできるようにしております。今後もこの夏休みのラジオ体操ということにつきましては、地域で子どもを見守り育てるという観点からも、また基本的な生活習慣を守るという観点からも夏休みの実施というものはぜひお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

教育長、土曜日曜、日曜日は私らのときでもやってなかったんだろうと思うけど、やはり学力向上で土曜日に授業をやるとうような中で、教育長自体が体操、朝の、朝6時半からの涼しいときの体操、教育長も子どもの時分には経験があると思うけども、やはり私はその生活習慣、きちっとした、規律を守るとか、そういうことは本当に大事なことだと思うんじゃないけども、どうもPTAとか子どもに任せると。自主性を尊重するというなら聞こえがええが、どうもそこらあたりが私も大変危惧して。だから、教育長がラジオ体操というものをどういうふうに位置づけとるか、ちょっとそこだけ聞かせて。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

ラジオ体操につきましては、私も子どものときから夏休みにはカードを持って通い、最後の日に出席を全部達成すると記念品がもらえるというのを楽しみに、大昔ではございますが、やっておりました。今現在でも作東支所教育委員会におきましては、月曜日の朝礼以外では毎朝私も含めて全員でラジオ体操をしております。健康維持には本当に大切なものであると、非常に有効な、誰でもいつでもできて、狭いスペースがあればできて、そして有効なものであるというふうには考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

教育長、やはり子どものしっかりと学力も上げようと、文化系、体育系ありますけれども、やはり体力もせにゃあいかん。けれども、やはり規律、生活習慣、これをきっちり小さいときにさせとかなだめなんよ。小さい時分にきっちり早寝早起き、規律をきっちりしとかんと、この間もちょっと運動会に行ったら、担任の先生どがあな教育をしょんかなという思いで私はじっと見とったんですけど、教育長も種々子どもと会う機会も私らより多いわけじゃから、そこら辺を子どものための教育をしてくれんと、学問だけじゃないんですよ。そこら辺をきっちり申し上げて私の質問を終わります。大変失礼しました。

議長（山本 雅彦君）

以上をもちまして通告順番14番、議席番号15番万殿紘行議員の一般質問を終了します。

ただいまより10分間休憩します。

午後4時37分 休憩

午後4時47分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって本日の会議時間を延長することは可決されました。

引き続き一般質問を続けます。

通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の発言を許可いたします。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

非常にお疲れのところ、もう5時前ですけども、一般質問をさせていただきます。

皆様、きょう冒頭の挨拶にありましたように関東あるいは東北で非常に大きな水害が起きました。犠牲者の皆様には御冥福をお祈りし、一日も早い復興ができますようにお祈りをしております。

我が町におきましては、過去の最大の水害が恐らく昭和38年だったかと思います。そのとき私は中学2年生でした。そのときに大きな水害ではあったんですけども、家が流れるとか、そのために人が亡くなったとかというようなことは私は記憶をしております。非常に不幸中の幸いというか、そういうことがあったんですけども、私が記憶しておりますのは、私は北原に住んどんですが、平田というところが対岸にございまして、その38年に破れた堤防がこの前の水害で1メートルも違わん、数十センチも違わんところがまた破れとんですよ。だから、同じところに被害が来るといことは想定していただいて、その対策に対して心を気配っていただきたいなと思います。

そういったわけで、今回一般質問をさせていただきますが、なるべく短く、また端的に答えていただければ幸いかと思います。

今回、私は文化施設ということについて質問をさせていただきます。

最後になりますといろいろと皆さんと重複することが出てくるんですけども、私の場合は幸か不幸か、

全然今回こういう質問は初めてということなんですけれども、市長が就任されてしまっているんな意味で人口減をどう食いとめるかということを考えられております。その中で、まず社会的な減少をいかに食いとめるかと、自然的な減少はこれは食いとめることがなかなか難しいですので、社会的な減少をいかに食いとめるかということに今腐心をされておるなというふうに考えます。

その一つが学校の誘致とか、そういった中でふやすんだということになりまして、それについてはいろいろと議論が出ております。今まで住んどる人をどうするのか、その人のほうが大事じゃないとか、こちらへ流入してくれる人に優遇し過ぎておるのではないかと、そういうことが今後の議論の大きな議論にはなっていくかと思うんですが、私は市長の最初の行政報告の中にもちょっと触れられたと思うんですが、その中で直接的に補助金をいろいろと用意しておるから、私の町に来てくださいよというのも一つの方法だと思うんですが、町のイメージを物すごく上げるというのも一つの方法だと思います。そういった関係で、私は勝央町がどこがどうだということではございませんが、町のイメージとして、あそこに住みたいなというふうな感じがします。それが何であろうかというようなことをこの質問の中でちょっと説明できればなというふうに思っております。

特に文化の薫り高い町ということについて質問をさせていただきます。

我が町においてはスポーツはサッカーを初め大変盛んな町だというふうに認識をしております。かつて合併前に美作町のキャッチフレーズがスポーツと出湯の町ということでございました。それで、スポーツに関しましては、簡単、簡単といえはおかしいんですが、順位がつくんです。1位、10秒で走る人より9秒9で走る人のほうが偉いと。端的に勝負には勝ったほうが偉いと、端的に勝負がつくので、これは皆さん熱中しても熱中のしがいがあるというたらおかしいですけど、そういうふうな関係ですが、いわゆる文化的なものに関しては、例えば音楽にしても、例えば絵画にしても、順番というのはなかなかつけられません。一応コンクールとか、美術では県展とか、そういうのがございますが、それは審査員の目であって、我々がまたそれを見たり聞いたりするのではちょっと評価がまた違ってくると。それぞれに評価が違ってくるという中で、これに順番をつけるというのは難しいんで、なかなか端的に熱中できないという部分があるかと思えます。それも含めて質問をしたいと思えますが。

まず、文化の薫り高い町について、今ハード面、ハード面というのはいわゆる建物というようなことについて中心に3点質問をいたします。

まず第1にですが、美作文化センター、これは昭和40年代ぐらいだったと思うんですが、建ったと思まして、町のホールとしてはかなり大きなものが建ったなあと。その前は学校の体育館を利用するとか、そういった中でいろいろのことをやっておったんですが、文化センターというのができました。ところが、私は今考えますのに、これが近隣市町村の音楽に使えるホールについていろいろと調査をいたしました。美作の文化センターが音楽に適したホールとは言えないと思えます。現に美作市のある団体ですけども、ここは使えないと言って、町外のホールを使っておるという事実もございます。それから、音楽に詳しい人はわかるかと思うんですが、普通のポピュラー音楽、例えば歌謡曲でもロックでもジャズでもいいんですが、そういった音楽はPAというのを使います。いわゆる拡声器です。パブリックアドレスという拡声器を使うんで、極端に言えば音響なんかどうでもいいわけです。補整ができると、ただクラシックに関しては、あれは生です。マイクを使いません。一切マイクを使いません。声楽でも同様です。ですから、生のクラシック、それからうちの中学、高校にあります brass band なんかも当然生の音楽です。そういったものを演奏する中で、非常に美作文化センターは、端的に言えばよろしくないというような評価でございます。といったわけで、美作文化センターについて、今どのような認識でおられるのかということが一つございます。

それから、今の文化センターがそういう状態であるので、改良する箇所があるのか。例えば改良するにしても大改造となりますと、いろんなものをつけるとなると、全体的な建物の強度からいえばちょっと無理、例えば何かをつり下げるといようなことについては、なかなか構造的に無理だろうと思いますので、その辺のところも含めて第1回目の質問といたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

美作文化センターにつきましての岡崎議員からの御質問でございますが、まず音楽ホール等としてどうか、あるいは今後どのようにしていくのかという認識ということでございます。

この美作文化センターは、先ほど御指摘のとおり昭和49年に建築されたものでございますが、現在ブラスバンド、管弦楽などクラシック音楽のほか、ジャズ演奏、コーラス、和楽器演奏などさまざまな音楽活動の披露の場として活用されておりますが、しかし施設設備の面で満足できるとは言えない状況がございます。音響というほかにも施設面でのふぐあいも生じているということは十分認識をしております。そのため、本年度当初予算で屋根の雨漏り修繕を計上しておりますほか、今議会におきましても舞台照明の改修のための補正予算をお願いするなど、必要に応じて対応をいたしております。

また、舞台の広さにつきましても、講演会、芸能発表会、小規模な演奏会などでは余り問題もなく使用できておりますが、フルオーケストラということになりますと非常に厳しいということでございます。しかし、これを改修ということになりますと、非常に大規模な改修とともに、音響機器全体の交換が必要でございます。十分に精査し、対処することが求められるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、湯郷におきましてはこの文化センターというものは一定の大きな役割を果たす、近隣町村にとっても大きな役割を果たしてきておりますが、改修なのか建てかえなのか、別の場所へ新築移転をするのかというようなこと、いろいろあるかと思いますが、多面的な研究が必要になってくるかというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

1回目の答弁で、非常にこれは改修するにしても多額の費用がかかるということは認識をしておりますが、3万人強の、3万人切りました、弱になりましたが、町として非常に文化センターを象徴的な建物というふうにはなかなか考えられにくいといった中で、非常に難しいのではないかなということは承知をしておりますが、ちなみによその町村はどういうふうになっておるのか、若干紹介をします。

この辺での非常にいいホールというのは、これ久世のエスパホール、エスパランドといってパンフレットですけど、エスパがございまして、いろんな資料がありまして、ここの中にありますのが、コンサートの案内とか、案内がたくさんございまして、それから、中にはこれです、エスパクラブ入会の御案内、こういうものもやっております。これはクラシックです。それから、あとございまして、これはうちにはございませぬ、オーケストラの団員募集とか、あるいは第九をやるそうですね、第九の合唱団員募集とか、それからオーケストラをバックにソリストになろうとか、それからエスパ文化振興財団というのがございまして、これには企業も協賛をしておるといような形で、非常にこれは合併する前の久世町でできたホールなんですけど、そのときのホールのコンセプトとして、隣に遷喬小学校がございまして、デザイン的にあの建物

が見やすいようにと、ある意味ちょっと時代は全く違うんですが、ある程度調和するような建物ということでやっておられます。私も時々あそこにお邪魔をするんですが、今までもいろんな券を売ったといった中で、ほとんど完売をしておると、非常にいいホールでございまして、私が聞いとんのは、有名なオーケストラがあそこでやりたいというふうなことを言うておられるそうです。そういった非常にいいホールがございまして。久世町の時代であったんですけども、今は真庭市の非常に文化的な拠点として成功しておるのではないかなと思います。

それから、津山はちょっと資料がないんですが、津山はうちらと同じ時代にできました津山の文化センター、それからその後にできましたアルネですか、あそこも非常にいろんなことをやっております、私も時々映画を見に行つて、あそこで映画があつたりしますので、行つたりします。それから、ハワイエで小さなコンサート、久世のエスパスもそうなんですが、ハワイエでもかなり200名ぐらい入ると思うんですが、そこらでジャズのライブをやつたりしております。そういった関係で非常に活発にやっております。

それから、隣です。勝央の文化ホール、こういう立派な冊子がございまして。私個人的にはあその外観というのは私の好きなあれじゃないんですけども、中のホールの状況は非常にいいんじゃないかなと思います。それで、文化ホールの事業なんかもこういったパンフレットが、リーフレットがございまして。

それから、あとは県を越えますけれど、佐用町にスピカホールというのがございまして。これは変わったホールでございまして、天文台の下のところにあるんですが、これが何と木造です。ちょっと変わった設計の木造のホールで、定員は非常に少ない。200人ほど入れるのかなと思うんですが、ここがまたすごいんです。すごいというのが、下にホールができたんで、ちょっと今は低調にはなつておるんですが、コンサートのいろいろなチラシもあるんですが、これ今現在やめておるんですが、このスピカホールのお便りみたいなものがあるんです。これを年に4回出しとつたわけですが、いろんな意味で。それでお客さんを集めて、私もこの会の会員だったんですが、そういったこともやっております。

それから、あとあそこに置いてあるピアノなんですけど、メーカー言つてもいいと思うんですが、好きな方は知つておられると思います。ドイツ製のスタインウェイというピアノ、あの小さいホールに置いとんです。だから、あれを弾きたいという方が大変来られる。スタインウェイといえば、家が1軒建つぐらいの値段でございまして。この辺でスタインウェイを置いとるのは津山の文化センターに1台ございまして、当然先ほど紹介した久世のエスパスにも置いてございまして。そういった関係で非常に力を入れておると。町のイメージの向上に非常に役立つておるといふようなことがございまして。

それに引きかえて我が町はどうなのかなということなんですけど、昨年オーケストラ、10周年記念でやりました、あそこで。これは市長の趣味という部分もあつたんだろうかと思いますが、非常にいいなと。音的にはどうかとは思つておりましたが、非常にオーケストラを呼んだというのは私の記憶にひどつたので、非常にいいことだつたんだなと思います。ことしも11年でまたやられるといふような話も聞いておられますし、それから非常にこの前うれしかったのはこれですね。これここでテレビの皆さんにも見られる皆さんにも宣伝をしておきますが、室内楽です、クラシックの。クラシックの室内楽をやつたの、これ初めてじゃないかなと思います。そういった関係で徐々にソフト面ではだんだん機運が盛り上がつてきよるといふふうには感じておられますが、何せホールはいまいちといふことでございまして。そういった関係で、ソフト面については私も質問はしていないんですけども、ソフトがハードを動かすのかといふことはございまして、ソフトを充実させてハード面にそれを反映をさせるということもございまして、そういった面で先ほどから私の質問で市長が非常にうなづいていただいておりますので、市長の考え方をちょっとお聞きしたいと思つておられます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

それでは、別に答弁させてくれといううなずいたわけじゃなくて、それぞれの施設についての感想が大体同じだったものですからうなずいただけですが。

まず、行政報告でも申し上げたとおり、文化活動というものがしっかりあることが、これは町の魅力につながるし、イメージアップにつながって、間接的ではありますがけれども、その町に住んでみようというところにつながることはまあ間違いない。そこに何人来るかと言われると難しいんだけど、間違いなくプラスの方向であること、これは申し上げたとおりであります。

その中で去年の10周年のときに多くの市民の方々が来られて、そしていろんな感想をちょうだいしたんですけど、おおむね好評だったんです。クラシックを聞いてよかったとか、またやってくれとか、こういうこと。つまりさっきの論理を使いますと、ソフトを導入してみたら結構市民の方々の反応がいい、つまり効果が高いということがはっきりしたわけでありまして、これは継続的にやってもいいのかなど。値段は安く抑えますけどもという議論につながるとともに、施設整備をどうするかということについての試行にもつながったというふうに申し上げて間違いではないと思いますし、私もそう思ったんだけど、市民の方々の多くの方々が、特に音楽愛好家の方々が今の施設整備の状況では足りないなということについて、前からあったのかもしれないけれども、このところ割合よくそういう議論を聞くようになったと思います。その分野としては、文化ホール、コンサートホールですね、図書館もあります。そういったところについては、市民の方々から割とコンスタントに充実を求める声が出てくるようになったと私は思っております。

問題は、結構高いんですよね、これ、はっきり言って。そう簡単にできないんです。さらに、このところ三位一体の改革ぐらいからだと思えますけれども、三位一体の改革プラス箱物行政反対論というのが同時並行であったんですけども、今世紀に入ってというのはちょっと大げさですが、まさにそのとき、今世紀に入ってから文化施設のハードに対する補助がほとんどなくなっているんですよ、今、残念ながら。これが次なる大きな課題と。

ですから、私どもとしては、使える措置として恐らく過疎債しかもう残っていないと。過疎債は多分やれるんですね。過疎債はやれると。過疎債の場合には一旦借金になりますけれど、7割の償還が国のほうから担保、支援があると。あとはどうするんだということになったときに、朗報であるとするれば、旧勝田町が合併のときに文化センターをつくるからといって10億円弱ですか、持って……

〔「基金がある」と呼ぶ者あり〕

基金がある。これはある種の外部財源と考えれば、これはありがたいことと。勝田町としてはこれを文化センターに使うという約束なんだと、こういうことなものですから、その辺をどう考えるかということで、ほかの自治体が新しくつくるよりは市民の方々の財政負担に対する理解も得られやすい状況になっているんですけども、基金が途中で少し使われている感じもあって、今精査しておりますけども、七、八億円ぐらいですかね、これ残っていると思います。それをいわゆる市民負担、自己負担分というふうに考えながらできる範囲でどれぐらいなるんだということの中で、その財政的な面では話が風呂敷が包まれるかどうかというようなことを頭の中ではつらつらいつも考えているんですけども。

一方で、これは議員はまさに御案内と思えますけども、音響にしても、それから使う材にしても、あるいは置くピアノにしても、相当これ入念に思考をしとかなないと、定規でしゃしゃっと引いてできましたということと全く違うんですね、これ。だから、検討期間たるや、結構長くなると思っております。そんなことを今

思っている中で、個人の感想からいえば、すぐに今ということにならないので、その方向性をどこかでつくり上げた上で検討をしてもいいのかなというぐらいのことを今思っているという状況でございますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

先ほど市長の答弁にありましたように、これ日本の国全体が、例えば日本の物すごく有名なオーケストラ第1、第2と言われるようなオーケストラでも非常に運営が難しいという状況にあります。ヨーロッパに行けば、ヨーロッパはクラシック音楽の発祥の地なんですけれども、そういったところにおいては行政からの支援が非常に多いと。オーケストラなんかの運営も非常にやりやすいというような状況にございまして、日本の場合はなかなかそれができていないということで、当然ホールをつくるにもなかなか文化的なものに関しては補助金も少ないというような状況にございます。ほんならこれからどうするかということになるんですが、私は後の図書館も美術館の件もあるんですが、何か美作市として、ああ美作市の文化の発信はこういうことであるというようなことができたらというふうに思うんですが、3回目なんですけれども、その辺のところは最後まで含めたようなことになるんですが、文化発信をどうするかというようなことで答弁ができればお願いします。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

ちょっと全部お答えするわけにいかないんですけども、とりあえず音楽ぐらいでよろしいですか、範囲として。

音楽で申し上げれば、2つのことを申し上げたいと思っております。

1つは、この間からともに見させていだいたり、聞かさせていただいたように、割合しっかりとした音楽の、アマチュアではいらっしゃいますけども、聞いて聞けないというよりも、聞いて感動するぐらいの音楽をしていただける方々が私たちの町にもいらっしゃるわけでございまして、そんな方々の発表の場ということ、そんな方々の発表の場ということは、外から見るとそこに参加して、そのレベルの活躍と一緒にできるという、すごく大きな場になってくるんです。これは大切な私は発信源だと思っていますから、だんだんにこの底上げをできるようにしていきたいなど。そのためには例えば公民館活動なんかを並行して使いながら、ある程度仕上がったらホールに行くみたいな段取りが必要ですし、それからその公民館活動たるや、1市に閉じず、勝央であるとか、西粟倉であるとか、奈義はもとより、思い切って佐用とか津山まで範囲を広げた構えをつくってやっておくことが必要だと思っております。

2番目は、これは皆さんどうお思いになるかは別ですが、私は例えばクラシックで美作市立のオーケストラをつくるのは多分無理だと思うんです。これは財政的にもちょっと大変なことになってしまうんで、これは無理だと私は正直今のところは思っています。ただし岡フィルのような地方のオーケストラの中である程度のものがありますけれども、そういった方々が毎年来るんだと、毎年30万円かけて、最低というたらそれぐらいなんですけども、それぐらいの感じで毎年岡フィルを美作でやっていて、いいホールができれば合宿地になるんですよね。これはかつてもあったんですけども、そんなことで岡山県内に生のオーケストラが2つは無理でしょう。そうすると、湯郷Be11eを岡山の方々が応援していただけるように、我々は岡山のオーケストラを応援して、その中で美作としては毎年来てもらわないけんというふうなことで発信の一

助になっていくということが2番目。

あとはさまざまな人的コネクションがありますので、N響のメンバーをベースにして、あれはカルテットだったかな、に来てもらうというようなことは、これはまたチャンスをつかってやっていくということになるかというふうに思っております。

いずれにしても、そういったソフト面での充実や、そのソフトが何となく私たちの町と関連性を持てるようにはしていきたいということを思っているというふうにお答えをさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括になります。

9番（岡崎 正裕君）

私が今回、こういう文化的なことをなぜ質問するかというと、特に若い人、子どもたちに音楽を聞かせてやりたいというたらおこがましいですけども、聞いてもらいたいというのが1つございます。これは最後の美術館の件もあるんですが、子どものときに受けたこういった影響というのが非常に将来的にわたって人生の自分の頭の隅の一部にあって、それがいろんな意味でいろんな仕事に役立っていくというようなことが私はあると思うんです。そういうことがあるんで、あえてこういう非常に実用的でないと言うたらおかしいですけれども、こういう質問をさせていただいております。

そういった意味で、次はまた図書館の質問をしたいと思うんですが、次に移りたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

2項目めに入ってください。

9番（岡崎 正裕君）

それで図書館ですが、ずっとこれ近隣のいろんな資料をこれ集めたんですが、大体同じような図書館だより、どこのところも図書館だより、同じような図書館だよりであります。位置とかコンセプトというのは若干違いがございまして、これも言えば美作市の中央図書館につきましては、これも非常にちょっと言葉は悪いですが、貧相げなというふうには感じております。

先ほどと同じように、久世はエスパスの2階の部分にございます。割と広い図書館。津山はごらんとおりアルネのところでございます。それから、勝央町は文化センターの横のところ図書館がございまして、これもうちよりかなり広い。広くて全部あそこは木造でございます。それから、私が物すごく気に入ったのは、この奈義町の図書館。あそこはちょっと変わった設計になつとんですが、後から聞いたんですけども、また後美術館のところでは、現代美術館を設計した方が、その図書館も設計したんだというような話も聞いております。そういった中で、市長も教育長もあそこの図書館、一遍行ってみてください。ちょっとエレベーターがないというのが欠点な部分があるんですが、なかなかここで本を読みたいというような感じがする、非常に私の好みになりましようけど、好きな感じの図書館でございます。それから、佐用は文化センターの横にございまして、どこともトータルで集積をしてやっておるのが一つの特徴的な部分でございますので、なかなかそれは広くないとできないという部分もあるんですが、今の美作市の中央図書館というのは、もうちょっと充実させたほうがいいのかなという思いでおりますが、今の現状について、蔵書数とか広さとかどうなのかという、これもまた同じような質問になりますが、将来はどのように考えておられるのか、2点について質問をいたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

図書館につきましての御質問でございますが、中央図書館につきまして現在の広さ、蔵書数で十分なのか、あるいは将来構想はという御質問でございます。

中央図書館は、現在美作市民センターの1階にございますので、建物自体の広さを変えるということではできませんが、今年度書架の配置がえ、そして新しく書架を購入することによりまして、少しでも書架スペースが広くなるように改修をすることとしております。蔵書数につきましても、今年度書架をふやすことに合わせまして、図書購入費を例年より100万円増額し、充実を図っているというところでございます。

将来構想につきましては、中央図書館というものの必要性というものは高いというふうに考えておりますが、これも非常な財源が必要であるということもでございます。十分に精査したいと思ひますし、また現在中には司書の方がおられます。小さな図書館でも司書の方がソフト面をしっかりと考えることによって非常に充実していると、市民の方あるいは町民の方に評判の高い図書館もあるというふうに私自身が市民の方から御指摘を受けました。そうしたことも含め、多面的な検討が必要かというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

2回目ですが、まず文化センターと同じように、非常にこれも図書館をこしらえるということになりますと莫大な費用がかかるというのは重々認識はしておりますが、私が思っているのは、先ほど申し上げたように、よそのある地域の図書館に関しては、図書館のデザインまで考えてやっておることがございます。いろんな意味合いで私が美作市のいろんな建物を見る中で、ああこの建物は非常にいいなと、すぐれとるとするのはちょっと語弊があるかと思うんですが、極端に言えば私の好みに合つるとるなというような表現にはなろうかと思うんですが、そういった関係で非常にデザイン的に、ああなるほど、これはいいなというのが非常に少ないというふうに考えております。

そういった意味合いで、今後図書館を建てるに当たってはどのようなものをつくるかということもございまして、またこれで2回目の質問で答弁というのは結構難しいかと思うんですが、私は次に財政的なもので非常に難しいということにはなつとんですが、ぜひとも次に建てる図書館についてはデザイン面でも工夫をしていただくと。これはまた先ほど言いましたように順番が順位をつけるというスポーツとは違ふんで、好みという問題もありましようが、そういったことにも配慮して非常にいいなというようなデザインの図書館にさせていただきたいと、これ要望だけして2項目めは終わりたいと思ひます。

議長（山本 雅彦君）

それでは、3項目めに入ってください。

9番（岡崎 正裕君）

3項目めは、美術館ですが、これ美術館については、美術館というのはここで例えば美術館をしとるところ、大変多くございますが、現在の美作市の美術館というのは作東の美術館だろうと思うんですが、ちょっと頭にすぐ上がってくるのは、それで、現在の展示状況、これどうなっておるんでしょうか。私も時々お邪魔するんですが、個人の方が展示をしておられるということも時々聞いておりますし、拝見したこともございますが、展示状況というのが非常に煩雑というんですか、物すごく使われておるのかということが1つ、その状況を教えていただきたいのと、今のあそこはペイネをテーマにやつとんですが、それも含めて将来的に、これも先ほど申し上げたように、あそこの美術館でやらずに勝央の美術館で、あっちのほうがよろ

しいんじゃという方が市内の方におられましたんで、そこら辺の作東の美術館の魅力をもう一度見直して、そこでやっていただくというようなことができないものかなと思うんで、その現状と未来についてお伺いをいたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

作東美術館についての御質問でございますが、作東美術館は旧作東町時代に故レイモン・ペイネ氏の絵画作品の常設展示施設として整備されたもので、愛をテーマにした美術館として日本においては軽井沢にある東のペイネ美術館、西の作東美術館としてペイネ作品愛好者だけでなく、多くの皆さんに親しんでいただいているということでございます。

主な展示の状況につきましては、先ほど申しましたペイネ氏の作品を年4回、入れかえ展示しているほか、美術館設置当時より企画展としまして、バレンタイン愛の美術展の作品募集を行い、入賞作品を展示しております。そのほか、近年では布張り絵作家の藤田桜展、小説「ズッコケ三人組」挿絵展、イラストレーター佐藤みき氏の「かんかん橋を渡ったら」挿絵原画展などを開催いたしております。また今回、19日からは少林寺拳法の発表会に合わせまして、少林寺拳法の宗道臣氏の遺品等を展示するという展示も予定をしておりますが、基本的には世界に4カ所ありますペイネ作品の常設展示施設ということで設立されたものでございます。

将来ということでございますが、美術館に著名な作品の展覧、展示をするためには、施設面から展示用照明の問題、これは照明というのは作品の劣化ということがございますので、照明の問題、またセキュリティーの問題、収蔵庫の問題等解決しなければならないということはたくさんございます。当面は現行の施設でできる企画展の展示のほか、市民の方のギャラリーとして貸し館機能の充実のほうも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

またよその状況をちょっと説明しますと、津山市ではアルネの図書館の横に、あそこは美術館ではないんですが、展示場というのがございまして、あそこで県展とかいろんな絵画、あるいはいろんな書、いろんなことをあそこで展示をしております。私も案内は受けないんですが、アルネに行ったときには何かをいつもやっておるというような状況で非常におもしろいなというふうに、行きやすいといえば行きやすいなという状況でございます。

それから、お隣の勝央でございますが、あそこは文化ホールと図書館と横の美術館というか展示場というか、それが一体になっておりまして、非常にあそこも行きやすいということで、勝央町におきましては、町民の昔の方の作品が非常に多いといった中で、それを年間に振り分けて展示をしておるのが一つと、若い方が結構ちょっと前衛っぽいような絵も出されるようなこともございまして、非常に先ほど申し上げたように美作市内に在住の方があそこのがいいと言いつつ、出しておるというような状況で、非常にあそこも見やすいなと思います。

それから、奈義ですが、あそこは現代美術館というおとり、建物を一つの作品として捉えてやっておるんですが、特に現代美術ということで、あそこは具象画というよりは抽象画のほうが大体多いかなと思ってお

りまして、私個人、抽象画というんですか、俗に言うわけのわからんのが結構好きなもんですから、あそこにも時々お邪魔しておるんですが、そういった関係であそこについては、あれができるときには非常に恐らく議会のほうでも反対もたくさんあったんじゃないかなと思います、現在では奈義町の文化の発信として非常に外国でも評価をされておるといような状況でございます。

そういった関係で、作東の一つの特徴というのは、ミニじゃないんですが、図書館とホールと美術館が同じところにあるという、これ非常にメリットじゃないかなと思います。そういった関係で、答弁できるかどうかかわらんですが、そういったことがありますんで、ちょっと文化の発信の場所として作東のあそこがいいんじゃないかなと思うんで、その辺のところ何かお考えがありましたらお聞きいたしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

やや難しい御質問ですけれども、せんだって松浪日体大理事長と一緒にあのあたりを視察をしたわけがあります。そのときに松浪理事長が美術館はすごく感心してました。何を感心したかと、彼は非常に美術が好きなんですけども、まざろダンで物すごく感心しちゃって、それで上へ行って見たんですけど、これもびっくりしちゃって、どんちょうを見てまたびっくりと。大体彼の中、頭には値段が入っているもんですから、値段を足していくと、これ物すごい額なんですよね。そういうことで、結構いいものもありますし、収蔵品、あそこだけじゃなくて英田にもあるんですけども、市内全体の収蔵品のきちっとしたリストをさらにいいものにする必要がありますが、それができた後で言うと、次の課題は作東については、改めて言うと人の問題になると思うんです。奈義や勝央、どちらかに必ずいわゆる美術関係のわかる学芸員がいらっしゃると思うんですよね。学芸員じゃなけりゃいけないとは言いませんけれども、やはり熱心に自分のところの館を売り出して、いろんな人来てもらおうという努力をする人が、今でもいるという議論もあるんですけど、一生懸命勉強してやっていくという人がいなければ、これは箱で終わります。

今その心配もしているんですが、あえて例を言えば、奈義もいいし、勝央もいいんだけど、新見がすごい。新見の学芸員は物すごい売っている、これは。本当に立派なもんだと僕は思いますけれども、そんなところも見ていただいた上で、箱の問題よりもやっぱり職員の動き方の問題をまずは考えないといけないというのが私は今のところの美術館だし、美術館、その前に美術品、収蔵品っていっぱいあるんですけども、それをきちっと分類整理をし、場合によってはデジタルで保存した上で、いろんな研究もしながら、研究成果をベースにして新しい展示を組んでいくということができるといかなんです、実は。ペイネの同じ絵を特に作東の方がおられますけれども、何回か見ているうちに、もうええ、やっぱり飽きてくるんですよ。研究するとその中に新しい意味があって、この絵は実はこうこうこうでというんで理屈がついてくると、もう一回見に行こうかという話になったり、この絵とあの絵との関係があるんで、関東のほうの美術館と提携してちょっと交換しながら、新しい角度から物語を展開するとかという努力をせにやいけんのだろうなとは思っているんですけども、何分私もその専門家じゃないんで、ぜひ議員にもそういう動きに参加をしていただきたいわけですが、これは本当に美術館については人の問題です。いい方にこの美術館をやってもらおうということが必要であると、もうこれは思っておりますので、その点だけ申し上げて答弁いたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

市長の答弁あったんですが、私今回の質問は、人というのは非常に大事だと思うんですが、逆説的にハード面からソフト面を考えるような質問をさせていただきました。

それで、最後に質問したいと思うんですが、冒頭にも申し上げたように、子どもたちに感動を与えるというのが非常に今の全体の質問の中でもこれは重要なことではないかなと思います。

例えば、奈義の現代美術館ですが、大人、普通の常識ある大人というたらおかしいんですが、大人の方が行くと大体8割の方が、これは何じゃというような感想を持たれるそうです。子どもが行くとどうなのか、おもしろいな、ほとんどの子どもがおもしろいなと言って帰ると。そういった中で、私この子どもの情操教育としてこういうものを子どもの時代に、例えば音楽の場合では生のオーケストラを聞くとか、例えばいい絵、いい絵というのはまた語弊があるかもわかりませんが、それを見るとかというのは非常に大事なことだと思うんですが、教育の中でそういうことをどうやって実現していくのか、そういうことがございましたら、教育長、答弁をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

教育長。

教育長（大川 泰栄君）〔登壇〕

議員御指摘のとおり、本物の感動体験を子どもに与えるということは大変有意義な教育活動の一環というふうに考えております。私も年度初めの校長会でできる限りの感動体験ということをお願いをしております。例えば、御存じない方が多いのですが、文化庁の事業でこうした文化の活動を各学校に届けてくださるという事業がございます。競争率が高い場合もあるんですが、申し込みをすれば例えば群馬交響楽団のようなフルオーケストラが学校へ無料でやってきてくれます。そして、本物の演奏を約1時間以上にわたって聞かせてくれます。恐らく昨年は東栗倉の小学校でも体育館で、音響的にはいま一步かもしれませんが、やはり子どもたちは本物の音楽を聞くということで、非常に感動したと。私自身も校長をしておりましたときに、群馬交響楽団を体育館に呼びまして全校生徒が入り、本当に子どもたちがもう音楽一体になって体でリズムをとりながら本当に楽しかったということで、もうぜひこれは毎年やろうということで、次の年はなかなかフルオーケストラはあれだったんですが、例えば狂言、狂言師の方、大蔵流の名の知れた狂言師の方が来てくださるとか、いろいろな感動体験ということは本当に重要かと思っておりますので、さまざまな形、よく探せばこのように無料で来てくださるとか、あるいは非常に安い値段で岡フィル等もそうした学校のスクールオーケストラというようなこともしてくださっていますので、そうした本物体験、感動体験というものは今後もぜひ市内の学校でしていただきたいというふうに校長先生を通じまして各学校をお願いしているところでございます。

以上でございます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、総括です。

9番（岡崎 正裕君）

いろんな質問をしましたが、本当に子どもたちにいい本物のものを聞いていただきたい、本物のものを見てもらいたいというのが私の願いでございます。

それから、市長の答弁の中でいろいろございました。ハード面よりソフト面と、逆説的に私は質問を申し上げたんですが、公民館活動も非常に重要だと思います。この前、私大原であったんですが、ちょうど車が故障しまして、それは廃車になったんですが、約束しとったのに行けれなんだということで非常に失礼をいたしましたんですけど、そういった面でいろんな文化活動がいろんな人の連携をしながら一つの情報みたいなも

のが集まってあちこち市内でできればなど。今民間の方でも音楽活動を本気でやられとる方がございます。そういったことも含めて情報交換しながら、文化の向上に努めていきたいと思っておりますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

御苦労さまでした。

以上で通告順番15番、議席番号9番岡崎正裕議員の一般質問を終了いたします。

お諮りをいたします。

明15日の議事日程は、一般質問、議案質疑の予定でありましたが、本日で一般質問が終了いたしましたので、明日15日は議案質疑、請願・陳情についてを議題といたしたいと思っております。

本日はこれで散会をいたします。

再開は明日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午後 5 時43分 散会

平成27年9月15日

(第 5 号)

1. 議事日程（5日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年9月15日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案質疑（認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号）

日程第2 請願・陳情について

請願第1号 雇用促進住宅（サンコーポラス勝田）取得に関する請願書

請願第2号 塩垂山整備に関する請願書

請願第3号 里山公園に関する請願書

請願第4号 美作市監査委員の品位向上に関する請願書

請願第5号 品位ある美作市議会の議事運営を求める

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	山 本 重 行	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄
政 策 審 議 監	福 原 覚	総 務 部 長	尾 崎 功 三
危 機 管 理 監	山 本 和 毅	企 画 振 興 部 長	竹 田 人 士
総 合 戦 略 監	森 分 幸 雄	市 民 部 長	安 藤 郁 雄
環 境 部 長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	江 見 幸 治
保 健 福 祉 部 長	山 本 直 人	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	小 林 昭 文	消 防 長	山 崎 正 雄
会 計 管 理 者	安 東 弘 子	学 校 教 育 課 長	新 田 義 純
社 会 教 育 課 長	宮 前 聖		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	本 田 卓 治
課 長	大 佛 裕 彦
主 任	井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日も議員は全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑（認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号）

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「議案質疑（認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号）」を一括議題といたします。

なお、みまさか創生事業補正2号については、総務委員会の所管ではございます。質疑につきましては、企画振興部が当たりますが、事業の詳細な答弁が必要な場合、補助員として経済部、教育委員会が対応することがあるということの申し出がございましたので、お知らせをいたします。なお、この件につきましては、総務委員会の方には御了解をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

これより質疑を行います。

なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑として、自席で行うことになっております。先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

なお、質疑につきましては、できるだけ一般質問化しないように配慮のほうをよろしくお願をしたいと思います。

それでは、認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで認定第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、認定第3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで認定第3号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第63号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第64号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第65号の質疑を終了いたします。
続きまして、議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。
それでは、発言通告順に発言を許可いたします。
通告順番1番、議席番号4番安本博則議員。
安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

今回のどんぐりの森基金について質疑します。
当初、このどんぐりの森基金は元市長が熊が出没するとかということで、野生動物との共生を目指して基金を集めたり、寄附を集めたりしてされた条例だと思います。ここに来て、第1条で野生動物のことが1条も2条も特に出てない。それと第4条の特定広葉樹というのは、どういうものを言われるのか、それと当初の基金として集めた人方に対してこういう条例を変えるというのは、何か方法がなかったのかということでちょっと質疑します。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

それでは、どんぐりの森基金条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

これまでの美作市どんぐりの森基金条例では、野生動物との共生、災害に強い森林づくりを目的としておりましたが、今後はさらに野生動物を含めた動植物全般の生態系の維持と、災害に強いということもとより、美作市に住む人、山を訪ねる人が美しいと感じる山林づくりを図るために本条例の一部を改正するものでございます。

まず、第4条につきましては、従来の条例では、結実する広葉樹と規定されておりますけれども、本来広葉樹の多くは結実します。そうしますと、このままの表記では本来美作市に生息するはずのない広葉樹でも植栽することができるということになりますので、森林が森林として成り立つための環境づくりを図り、生態系維持及び景観改善の観点から、第2条におきまして特定広葉樹の定義を定め、その表記を改正するものでございます。

なお、ここで言う特定広葉樹とは特別なものではなく、市内に自生しておる種の中から景観の改善に資するものといたしまして、美作市の自然環境及び生態系に合った広葉樹を示すものでございます。

次に、第1条につきましては、第2条に規定されている基金の設置がそもそも第1条の目的を達成するものであるため、第1条、第2条ともあわせて規定し、設置をしております。

また、野生動物の共生のみを目的としていたところに、植物を含めた生態系の維持と景観の改善を大きな目的とするために、健全な生態系の維持及び災害に強く、美しい山林づくりということで改正するものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

だったら、あえて野生動物というのを削除しなくても、これも入れとつてもえんじやないかなと私は思うんですけど、なぜあえてここで野生動物という言葉がなくしてやられたのか。一番最初の目的は、今も僕も言いましたけど、目的が当初これが一番の目的だったわけですよ。それをあえてここでなくする。それで、今言う特定の広葉樹とかというようなことであるんなら、別に野生動物を入れとつても別段構わないんじゃないかと思うんですが。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

議員言われることも御指摘のとおりだと思いますけども、このたび山桜を植えるということもありまして、広い意味でいろんな植栽を植えて山を美しくしようというのが今回の目的でございまして、当然動植物につきましては、この広葉樹の中で自然のものを食べていただくということも、ここに踏まえておりますので、そのあたりは御理解ください。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、3回目です。

4番（安本 博則君）

特定のを食べてもらう、もともとはそういう発想でどんぐりの森基金をつくってないわけですよ。最初は、美作市、ツキノワグマが出没してくると。だから、なるべく人里へ出てこないためにもそういうものを植えて、そこで熊を出てくるのを少しでも防ごうというような目的、今山桜、自然に生えてくるというん

で山桜を植えて誰が見に来るのかな、あの奥まで。余りにもちょっとこれ条例を変える目的が私はちょっと理解できません。だから、今言う野生動物というのを入れたり、別にどんぐりの森基金と、その名前も変える必要はねんじゃないかと思うんです。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

先ほども申し上げましたけども、このドングリといいますのは広葉樹でございまして、結実すれば実がなるといってございまして、それだけに限らずにいろんな意味で山に植栽をしようというのが目的でございまして。

以前からどんぐりの森基金を使いまして、既に皆伐のそこにはもう植栽が終わっておりますので、今度は間伐のところにこの植栽をするということで、この桜の木を植えておりますし、それから袴ヶ仙という山がありまして、そこには当然登山者もおるわけでございます。地元の方からも何とか袴ヶ仙を美しい山にしてほしいと、観光としての魅力ある山にしてほしいと、こういう要望も来ておりますので、そのあたりも踏まえましてこのたびこういう形でさせていただこうということでございます。

〔4番安本博則君「ようわからんけど、終わります」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

このどんぐりの基金……。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員会の所管になる分でございますけども、その委員会で作っていただければありがたいですが。

西元議員。

10番（西元 進一君）

どんぐりの基金なんで、私はいつも思うんですけど、この基金ということについては、金額が全然入っていないので、基金基金というてどういうふうに使われているか、どういうふうに入っているかということが全然わからなくて、そういう点では帳簿上、会計上も基金ですから、お金が入るとるわけですから、そういう点ではちゃんとされるべきではないかというふうに思いますが、基金というのはこういうものに書かんとというのが前例になつてんですか、どうですか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

基金も含めて、いわゆるさまざまな会計がございまして、その会計の現状とか決算等については、それぞれ一定の時期に報告をして御了承いただいているということございまして、基金条例を改正するときに基金の内容について必要があれば説明することがあります。つまり基金条例を改正することによって基金の額が変更したり、勘定区分が変わったりというようなことの場合には、あわせてその内容について説明することは通常でございますけども、今回のように金額というものが何も変わらないというときには、今までの御

説明をベースにして条例を単独で改正するというのが通例だと判断しております。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

市長、確かに市長に対する信頼というのは私は変わらんわけですが、安東市長のときには、こういうものが出てきたときはどうしても心配だったんです。どうしても何でかええことにならんかなと思いつつたんですが、できるだけやっぱり公開制というか、情報を公開してほしいということだけ切に求めておきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

よろしいでしょうか。

市長。

市長（萩原 誠司君）

わかりました。ありがとうございます。

委員会で御議論いただくときには、基金の今の残高でありますとか、その他関係資料が提供されるようにちょっとお願いしておきますので、よろしく願います。

それから、あえて言いますと、この野生動物だけを共生するという概念で安東さんのときに走ったわけですが、山奥のほうの方々の思いは、ちょっと余りにも現実認識が甘いんじゃないのかと、野生動物と共生なんて言われても、そう簡単にできるものではないよと。今、鹿にしてもイノシシにしても管理の世界に入ってきましたし、熊につきましても保護から準管理ということで、執着が見られる場合には殺処分するという状況変化もあったことなども、この背景にあって、つまり当時のアイデアだけでは律せられないということもあったということも御認識をいただき、それが議員が信じられなかったというようなことの背景にもあったんじゃないかと推量いたしております。

[10番西元進一君「はい、よろしいです」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第66号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可いたします。

通告順番1番、議席番号5番谷本有造議員。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）〔質問席〕

よろしいか。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

5番（谷本 有造君）

議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい

て」の第8条、一部委託というところです。「市長は、放課後児童施設の管理運営の一部を次の各号に掲げる団体に委託することができる。(1)保護者会(2)運営委員会(3)その他市長が適切であると認める団体」というところでございますけれども、ここについて少し質問をしたいと思えます。

合併してから10年になるんですけども、10年、放課後児童クラブという8施設ありまして、今9施設になっていますけれども、社会福祉協議会の皆さんによって指定管理をしていただいとるわけで、なぜここに至って委託が出てくるのか。まずもって、その辺を教えてください。

といいますのも、委託ということになりますと、結局一部委託ですから、一部直営になるわけですね、市直営に。今まで合併以来10年、市で直営でしてきたことがないんですよ、この学童については。もしこれで委託となった場合、どのような体制で直営をするのか。結局保護者会とか運営委員会というところになぜ指定管理で任せないのかなと思うんです。半分直営、半分委託になった場合、先日来の質問を聞いていると、お互いに不信感を持っている中でこの委託になれば、より悪くなるんじゃないかなと思うんです。今の指定管理でさえ不信感を抱いている中で、委託するのも変わらないんです、それほど。市が直営にタッチするから、やはりその辺本当によくしようと思うんならば、やはり信頼感があって、中で協力し合ってやるんならわかるんですけども、先日来のものを聞いていると、これでいいものができるのかなというところを感じますので、その辺のところ、いま一度なぜ委託なのか、そして市直営にもなってくるけど、その体制ができるのか、その辺をお聞きしたい。

それともう一つ、学童というのは、国、県、市の補助金プラス利用料で成り立つとる。国、県、市の補助金が半分、利用料が半分、これが理想なんです。これで委託になったときに、市直営、半分出てくる、そして今この体制より人件費等いろいろふえてくると思う。そうなったときに利用料もふえる可能性もあるわけです。

その辺も含めて教えてくださいのと、また保護者会とはどのような団体なのか、また運営委員会とはどのような形態の団体なのか、指針等が出ていると、先日来の質問等でも聞きましたんで、その辺をいま一度お伺いをしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）

今の御質問の中で、まずなぜ委託なのかということなんです、我々のほうといたしましても指定管理を前提に考えて内部で協議をしておりました。保護者からの要望といたしましては、指定管理で受けるのは厳しいのかなということもありまして、委託でしたいという希望もありました。それから、我々のほうもその希望を踏まえて内部で協議した結果、そういうあれであれば、市の責任というのは指定管理であれ、委託であれ、どちらにしても最終的な責任というのは市にあるわけなんで、その辺を踏まえて指定管理であればある程度任せれるけど、保護者がこれからスタートする場合には、その辺の責任分担の部分で市が委託に出したほうが、何かあったときの対応は市の一部直営であったほうが取り扱いがしやすいんじゃないかということに基づいて、希望するクラブについて2方式で考えた中で、基本的には指定管理で公募しようという基本的なスタイルの中で、保護者の意見を尊重して希望するクラブについて委託に出そうということで、委託についてはそういうことでございます。

あと、議員おっしゃるとおり人件費、これは当然いろんな意味で上がってきます。先ほど議員の御質問の中にありましたが、国、県、市ということで、それぞれ全体の費用額の50%を国、県、市で3分の1ずつ、これが基本でございます。それから、あとの50%が利用料というのが、おおむねですけど、これが基本にな

ります。ただ、補助事業にのらない部分というのが当然ありますから、その部分については市のほうが持つということなんで、補助部分にのる部分については、そういうのはきれいに3分の1ずつ分かれてますが、そういうことがあります。

それから、28年度やってみないとわからない部分もあるんですけど、27年度から御存じのとおり小規模のクラブにおいても2人体制であるとか、そういう放課後の充実を図るということで、委託にしても指定管理にしてもいずれにしましても、全体の金額自体は増額というかふえてくるということが、当然これは想定されます。

それから、保護者会とそれから地域運営委員会というんですか、運営委員会とのその差ということでございますが、こちらに挙げさせていただいております。まず1番に、保護者というのは、これは今まででもいろいろな方から御質問を受けて答弁をさせていただいとんですけど、まずは子ども・子育て支援法の中で第一義的には保護者が子どもを育てる、子育てをするというのが一番の最もあるべき姿であります。保護者会でできる部分は保護者会、ただ我々としましては保護者だけではなしに、その子ども・子育て支援法とか運営指針とか、そういう中に国のほうから、例えば放課後児童クラブであれば、学校とかそれから地域とか、そういうところの連携をなさいたいというのが強くうたわれております。そういう意味で運営委員会方式のほうが、保護者だけではなしに余計に地域の方との知っていただくというか、地域で学童を育てていただくとか、そういう意味において、この運営委員会方式のほうが、もし委託でされるということになればなじみがいいのではないかなというふうに思って、ここへ運営委員会というのを2番目に挙げさせていただいております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

少し質問に対しての答弁になってないところもあるんですけども、2問目に行きますけれども。

委託は、今のその保護者会が望んだものだとか、保護者会が委託でお願いしたいというように僕は捉えたんですけども、これまた不思議ですね。今の指定管理、社会福祉協議会さんがする中でそれに対して異を唱えているところが、今度また自分らで全部任せてもろうてやるとおっしゃるならわかるけども、今度また市が直営の中で、結局何もできないんですよ、自分らの思うようにできないです、ある意味。そのルールの中で自分らの思うようなことができないんですよ、委託というのは。手続にしろ、お金の管理にしろ、全部市がするわけです。運営をするだけです、保護者、運営委員会というのは。本当にこれ保護者会が望んだんだと、望んでそういう委託を望んだのかなと。先日来の質問を聞いていると、そのようには聞こえないんですけども、保護者が望んだというんだったら委託はいいですけど、今以上に誓約が私は委託じゃかかるとかじゃないかなと。今以上に不信感が募るような感じもしますが、その辺はよろしいです。保護者がそうやって言われるんならば、尊重しているんだと言われるんだしたら、それでよろしいです。

それと、いま一度保護者会とはどんなものなのか、運営委員会とはどんなものなのかという内容を聞きたかったんです。保護者会というのは、もうその字のごとく、利用されているお子さんの親、これが基本ですね。この親というのは年々変わるわけですよ、年々。ということは、保護者会も変わるわけですけども、その辺はどうなのかなと。保護者じゃなくなったら保護者会じゃないですから、正直言って。その辺がどうなのかなというのが少し心配。これはお母さん方から話を聞いたんですけども、学童でお世話になっている、その辺が心配。

そして、運営委員会にしろ、学校が入るんじゃないとか、運営委員会の中にですよ、保護者だけじゃない、学校が入るんじゃないとか、地区の役員さんとか民生委員さんが入るのかな。その辺はきっちり話ができますか。運営委員会とは、どういうメンバーじゃないとだめですよというような、そういう指針はないんですか。それがないと困るでしょう。その地区の区長さんが何名、民生委員さんが何名、学校から何名、そして保護者が何名、それで初めて地域運営委員会というんじゃないんでしょうか。その辺の指針がないとおかしいことになると思いませんか。その辺をいま一度お答えしていただきたい。

議長（山本 雅彦君）

保健福祉部長。

保健福祉部長（山本 直人君）

まず、運営委員会のほうでございますが、市といたしまして、この役職の方を何名とかというような指針といたしますか、指示といたしますか、そういうことはいたしておりません。ただ、地域の運営委員会でどういふ方が入ってもらったらいかなというような問い合わせがあったときに、例えばという話で、まず学校の敷地内を使うわけですから、学校の誰かは、校長先生であるとか教頭先生であるとか、誰かは学校関係者が入っていただきたいというようなことはお伝えしております。それから、地域でということ全体であれば、区長さんであるとか、どういう段階の区長さんになるんかはあれですけど、そういうエリアの区長さんであるとかにもどんなですかということもお伝えしておりますし、あと子どものことなので民生委員さん、それから特に主任児童委員さん、こういう方は入っていただいたらいいのかなというようなこともお伝えしておりますし、それから例えばの話ですけど、愛育委員さんとか栄養委員さんとかというような形の方もどんなかなというような形でお伝えだけはしておりますけど、今こちらのほうに保護者のほうから言ってこれしたのは、民生児童委員、主任児童委員の関係の方と学校関係、ちょっと地区の関係の方についてはまだ直接は聞いてないんで、今後そういう形になるのかなというような形で聞いております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

委託するんなら、運営委員会方式でするんだと、その内容を教えてくれと、どういうメンバーだということ尋ねたら、例えばと、これ議会で例えばが通るんですね。これ条例ですよ。議案第67号、これ条例です。条例の中へ例えば区長さん、例えば学校長、例えば民生委員、例えば主任児童委員、これ何も決まっていないでしょう。ほんなら、学校なら教育委員会、認めるんですか。民生委員、民生委員の会、話ができますか。主任児童委員会、話ができますか。区長さん、おいおいこらえてくれえよと言やあしませんか。行政事務連絡協議会の中で話をせにやあならんのではないんですか、こういうことは、正直言って。

もうちょっと落ちついてやってください。いろんな意見があるんでしょう、そりゃあ。大変なものわかります。踊らされたらだめですよ、部長。しっかり何が大事か、子どもを預かるということが大事なんです。月8,000円の中で子どもを預かる、もうこれだけでいいんです。そんなにできてないところに力を入れる必要はないんです、正直言って。例えばということはないんです。私もこれ以上は言いませんけれども、結局これできてないですよ。もうこれ9月、来月10月でしょう。任せるの4月からでしょう。無理ですよ。どうやってやるんですか。

これ正直言っておきますけど、今のこのような体制で、条例も出してきた中で、ほんならというてこれが例えばというような話をされるんならば、いかななものかと。別に部長を悪う言ようわけじゃないですけ

ども、いかがなものかと。しっかりと委員会の中で、これは先日来の質問もあり、今までも課題となっておりますので、もうこれ以上言いません。委員会の中でしっかりやってください、本当に。

預かってもらう親御さんにしても、大変ですよ。もう普通に預かってもらうたらいんですよ。それこそ言っていました。アンケートをとったら、75%の人が指定管理で今までどおり頼むという出とるわけでしょう。自分らでするのは10%じゃというて、50%の回収率で。もうそこへ答えが出てるじゃないですか。なぜそれを採用しないのか。何をその10%の御了承をここに出してくるのかと、そこがわからない。アンケートで出てる結果をそのまましたらいいじゃない、それが民主主義というものじゃないですか。僕はそう思うんです。

それと一つ、もうこれ以上言いませんけれども、合併以来10年、社会福祉協議会の皆さんに指定管理としてやっていただいた、これは指定管理というのは、本来ならば市がしなくちゃいけないもの、やらなくちゃいけないものを何とかお願いしたいということで指定管理に任すわけですよ。その10年やってきていただいた社会福祉協議会さんが、もうここでできない、こらえてくれえ、勘弁してくれという中であるんならば、なおのこと、まずもって10年間、本当にありがとうございましたと、その言葉から次が始まるんですよ。その言葉なしに、何もいいものは生まれませんよ、委託にしろ、指定管理にしろ。ぜひとも委員会ですっきりと練っていただきたい。これ以上言いませんけれども、よろしく願いいたします。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第67号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第68号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第69号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号7番萬代師一議員。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）〔質問席〕

それでは、議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、この条例につきましては、それぞれ大芦高原を第1条とし、第13条までの13施設において一部を委託ということでございます。提案説明では、観光施設の管理運営方法の一つとして、委託制度を採用するために条例等の一部を改正するというものでございました。

まず、この中で通告させていただいておりますけれども、第7条で一部委託ということで、市長は必要があると認めるときは、国際交流の村の管理運営に関する条例の一部を委託することができるとする一部改正でございますが、この委託制度を採用するとして既に予定している、または検討をしている施設があるのか、あればどの施設をどの部分を一部委託とするのか、具体的にお尋ねをいたします。

2点目といたしましては、第7条中、先ほど申しましたが、管理運営に関する条例の一部を委託することができるとなっておりますが、この一部についてどのように解釈をされているのかをお尋ねいたします。施設にはそれぞれ主たる施設、そして従たる、従といいますか、附属する施設で構成をされております。主たる施設も一部委託となり得るのか、確認をさせていただきます。

次に、3点目といたしまして、本条例は、地方自治法第244条の2の規定により、公の施設の管理を指定管理者に行わせることができるとした条例であり、公の施設の管理のあり方については住民の意思を反映させるために議会の議決を経て指定管理者となり得ると定められております。委託の場合は、議会の議決は必要とされません。一部委託となった、その後の施設の管理運営について議会への協議、また合意形成はどのように確保される予定なのか、この3点についてお尋ねいたします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

それでは、萬代議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回の条例改正でございますけれども、先ほど議員言われてましたとおり、大芦高原国際交流の村を初めとする13施設、これが観光施設の管理運営に関する業務の一部を委託することを市の観光行政の重要事項として捉えまして、管理運営方法の一つとして委託制度を採用すると、こういうことでございます。

まず、議員のお尋ねの件でございますが、第7条の一部委託中、委託するとして検討している施設はあるのかの御質問でございますが、今回の条例の改正をお願いしております施設に関しましては、全ての施設において一部委託の可能性があるというふうに考えておまして、現在検討しておりますのは、大芦高原国際交流の村でありまして、ここで管理している施設には体育館やグラウンドなどの各種スポーツ施設でありますとか、附帯施設があります。これらの施設につきましては、相乗効果を生む一体的な施設として整備はされておりますけれども、主にスポーツ施設で収益を生む施設ではないということもありまして、全体的な経営面におきまして本来の営業のほかにその維持管理費が大きな負担になっているということでございます。また、ミニ動物園でありますとか遊具、そしてその維持管理も大変経費もかかるし、いろんなことがありまして苦慮しているというのが現状でございます。そのためにスポーツ施設を初めといたしました周辺施設につきましては、本格的な営業が再開まで各担当部署と協議いたしまして検討を進め、経営のスリム化ということを目指しまして、施設管理業務の移管であると廃止等を検討しているところでございまして、その検討

の中で個々の施設の継続のためにも一部委託の手法を採用するという事を考えているわけでございます。

また、一部について、どのように解釈をしているのかにつきましては、御質問の部分は第1条の大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例を例に挙げてのことと思えますけれども、この一部という解釈ですが、これを明確に定義づけることは非常に難しいところでございます。条例で設置する施設全体やその一部分という分け方もありますし、一つの施設でもこの業務内容によって分けるという方法もありまして、一部については施設ごとに個々の具体的な判断をしていくものであるというふうに考えております。

大芦高原国際交流の村は、ふれあい交流館あいだ、バンガロー大芦等を中心施設といたしまして、プール、テニスコート、体育館等の運動ができる施設との相乗効果を期待しておりまして一体的な施設として整備をされております。全体を一つとして、その中から中心的施設の管理運営を一部として考えることもできますし、その中心的施設の管理面から捉えますと、施設利用の許可や料金の収納業務については、委託先ではできませんので、それ以外の部分を一部と考えることもできると思えます。

いずれにいたしましても、大芦高原国際交流の村の全施設につきましては、公共性など施設の持つ本来の性格に沿った維持管理策の再検討を行いまして、観光施設としての業務のスリム化を図り、経営の安定を図っていききたいと考えております。

そして、本条例が一部改正となった後の施設の管理運営についての議会への協議につきましては、議員の御指摘のとおりでございまして、委託先をどこにするかについては市長に当てられました権限であるため市長が決定することにはなりますけれども、しかし指定管理の指定と同様に、観光施設の管理運営に関する業務の一部を委託することは、市の観光行政の重要事項として考えておりまして、予算審議の中で議員の皆様と協議し、合意形成を得るべく努力をしていかなければならないというふうに考えております。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

若干補足をさせていただきますと、非常に答弁が詳細に込み入っているものですから、わかりにくかったと思えます。こういう場合の一部について、主要部分は含まれます。

〔7番萬代師一君「含まれる」と呼ぶ〕

はい、完全に含まれます。そうじゃないと意味がないんで、主要部分は含まれるということを明確に申し上げておきます。

次に、議会との関係ですが、もともと地方自治法における指定管理の条例については、民活の導入ということを考え、大きな権限と自由度を与えて活発に設けてくれと、こういうことで我々が要望して構成したものでございます。けれども、実はその大きな権限と活発な自由度ということがたまに悪用されるケースがございまして、予算統制が不十分になるということが現に起こったのが雲海の件なんです。私、個人的に申し上げますと、ずっと経営を見ていて、これはまた、雲海について、とたにその地元の会社なんかをお願いして、いわゆる指定管理者だという議論はなかなか通りにくいと思っております。最終的に信頼できる形になって指定管理に戻るまでの間、一部委託を重ねながら、ああこれは大丈夫だというときに、それを統合して信頼ができる形での指定管理者に仕立て上げるというふうなことのプロセスを踏まないと、なかなかこれは難しいだろうというふうに思っております。その意味で雲海については指定管理に移るプロセスだということと、その間におけるやや厳密な予算統制というものの、この予算統制については議会に当然お話をするわけでございまして、そして指定管理の場合だと、基金を例えば出したとするじゃないですか、出資をして、後しばらくはわからんわけですよ、これ。そういうようなことも含めて、統制の仕方についてはでき

るだけオープンにやらないといけないと、そういう意味でもこの委託というものが活用できる可能性があるということを考えてございます。

なお、委託については、実は条例に書かなくても本来の権能としてできるわけでございまして、本来できるものはできたけれども、ここをあえて議会の方々に相談をしてきちっと書いて、そしてそれを書くことによってそれぞれの案件について議会からの一般質問でありますとか、さまざまな委員会における審議の中で統制をきかせていただきたいというお願いの気持ちが入っているというふうにも御理解を賜っておきたいと思えます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

市長のほうからも端的な答弁をいただきました。

大芦高原を例としての答弁をいただきましたけれども、先ほども話として出てましたとおり、国際交流の村を中心とした、交流館を中心とした、交流館の中にあるのがレストランで、今は休止しておりますけれども、レストランであり、本館へある宿泊施設であり、温泉でございます。これが主たる施設というのは、理解していただいております。そして、それ以外にオムニのテニスコートであり、プールであり、グラウンドゴルフ場であり、それぞれがもろもろが全部で13施設がございます。こちらについては、それぞれの所管部分に一旦預けるということでございますから、まず管理はどこがするんらということになる、それぞれのスポーツ施設であれば、スポーツ振興課が管理をするという動きだろうと思っておりますけれども、まずそういうところを委託するのは、私はどちらかといえば本丸を守るためには必要だろうと思っております。そういうところの維持管理経費というものが、概算でございますけれども約1,000万円近くかかるというふうに私は考えております。

ですから、そういうものをそれぞれの部署で、部署といたしましても主としてはスポーツ振興課になろうと思っておりますけど、その管理していただくというのは、何ら問題なしというふうに考えておりますけれども、先ほども市長のほうに申されました、本来なら執行権の中で委託にできるんだと、これをあえて議会のほうに条例改正ということで提案をしとるということは、言いかえれば議会にも責任があるよということを暗におっしゃっておられるというふうに私は理解いたします。

本丸である交流館が議会との協議がなされないままに指定管理に執行権でできるんだとおっしゃられとんですけども、今の条例であれば、議会の議決を前もって経なければ指定管理に出すことができない、その指定管理に出すまでのプロセスだというふうに理解してくれという市長の説明でございましたけれども、ならばそのことを字句として活字としてこの条例の中に入れていただけないものかなと、こう考えます。いかがでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

具体的に申し上げますと、今大芦高原について、私の思いををる申し上げて、大芦高原について言うと、指定管理で失敗している。そして、立ち上げないかんけれども、相当念入りにこれはやらないと二度と失敗は許されない。したがって、その中途段階において一部委託ということも手法として使いたい。レストラン部分について、この間ありましたけど、やってみてだんだん積み上げていって、いわゆる共同出資母体を

つくって指定管理に持っていく。それぞれのパーツが、これは安心できるということであれば、指定管理にして自由度を発揮していただきたいと、こうなるわけでありますから、大芦高原についてそういう気持ちであることを明言しておりますけども、各課がかまかきは別として、明らかにその方向ですが、ところが他の施設になってくると、必ずしも一直線に指定管理に向かっていくというよりも、委託のまま残しておかなければいけない、残したほうがいい部分が存在することもまた事実なものですから、そのさび分けをして、細かに書くことは法令上難しいものですから、今のような形になっている。これは、ただ議事録に今のやりとりというのはきちっと残すことは間違いないというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

私の思いといたしましては、それは議事録で判断してくれということでございましょうけども、やはり先ほども申しましたとおりでございまして、住民の意思を反映させるために議会議決を経てからでない指定管理ができないという、それだけ議会のほうに対しても責任を付しておったものが、今度は委託ということになると執行権でできるということでございます。それを今の議会が認めたんかというのも責任になろうかと思えます。詳細については、それぞれ常任委員会がございます。委員会のほうでしっかり審議をしていただくことをお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番2番、議席番号4番安本博則議員。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

先ほど萬代議員がいろいろと尋ねられて、市長のほう、それから担当部のほうから答弁、説明がありましたけど、1点、その前に放課後児童クラブのことで一部委託等についてかなり突っ込んだ質問をされと思うんですけど、それと同じように一部委託、どういう決まりがあるのか、またこれから決まりをどのようにつくるのか。

例えば、今言う大芦高原雲海であれば、あの主たる施設を使った場合に、じゃあ残りの施設の管理等を今持ち場の部の人がされるというんですけど、じゃあ借りたりどうのこうのするとき、どこに相談に行くとかということもあると思いますので、その辺の管理等がどうなっているのか、またそういうのができているのか、先ほどの話じゃないですけど、もろもろある程度できているのか、ただ単に13施設を一部委託できるだけで、そういう内容がどこまでできているのか、お聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

この管理運営につきましては、例えば大芦高原を例に出しますと、観光施設等につきましては全てこの雲海の〔聴取不能〕部分の事務所が全て受けて管理をされております。当然それにつきましては、例えば送迎ということになれば送迎もすることもありますし、いろんな形でそういうサービスはさせていただいていると思っております。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

雲海の話は今出とんですけど、じゃああつこの主たる部分を全部例えば風呂とかレストランを指して、事務所の棟はほんなら市が事務所におるわけですか。で、食堂と風呂の部分だけ、それはちょっとおかしいような気がするんですけど。するんなら、あの建物全て、バンガローも含めての話じゃないんですか。その中に市の職員がおつてというのは。だから、しっかりその辺のことを、この部分についてはどこでやる、この施設についてはもう全部一部委託するんだというような決まりはないのかな、各施設について。今とりあえず雲海のことを言われとんですけど。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

雲海雲海というて申しわけないんですけど、雲海のことを例に出しますと、現在は正職員は1名、支配人という形で派遣をしております。あとバンガロー、それからあそこに温泉とかあるわけでございますけども、それは嘱託職員、それからシルバー、こちらのほうでお願いをしております、嘱託職員が5名おります。職員が1人で6名と、あとシルバーのほうから依頼してバンガローの管理運営、それからスポーツ施設につきましても、当然あそこにグラウンドゴルフやこうにつきましても、自動販売機がありまして、そこで当然券を買つてということになっております。そのチェックに実際に券を購入したかどうかのチェックに1日に2回程度、その職員もしくは嘱託職員が行つて、その券を回収するという形をとつて管理をさせていただいていると。バンガローは当然シルバーのほうで泊まった後は片づけをして、また次のお客さんを迎える管理をしていると、こういう状況でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

今言われるように、その雲海の話ばあでまことに申しわけないんですけど、いいとこだけ一部をして、先ほど言うた、余り利益もない体育施設とか、多分風呂のほうもうまないんだと思うんですけど、いいとこだけをさせて、その中に一つの建物の中に委託した業者もおれば、市の職員もおる。その辺のことをしっかりと決めてしないと、じゃあ市の職員が委託しとるほうのところに介入みたいになつたりするんじゃないかと思うので、その辺のことをしっかりと。

行つたお客さんはやっぱりカウンターに行くわけですよ。そのときにどのように対応されるのか。ただそのままスー一行かれるんか、レストランまで。今私は特定して言よんですけど。だからその辺、同じ建物の中に、百貨店じゃないんだから、何社も入るようなことにはならん。一部は市がし、また一部は委託しとる、わけのわからんようなことじゃなくて、それといいとこだけを一部委託して、あとが残つて結局税金を投入するというんであれば、本当のマイナスばっかしになるんで、その辺しっかりと、先ほど言つた案をつくつて、そういうことはないんですよと、何ぼう執行権の範囲で一部委託できるんであつても、やっぱりその辺はしっかりとやらんと、我々今、萬代議員も言われましたように、やっぱり議員は何をしよんならということと言われるんですよ。だから、その辺をよろしくお願いします。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑を受けます。

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）

今の質問等で非常にわかりにくい部分があったんですが、物すごく簡単に言えば、テレビを見ておられる人もおられるんで、簡単に言えば要するに行政がやるべきことと、それからもう一つは収益を上げていくような部分、大体的話ですよ、民間がやるべきようなことを分けてやるということなんでしょう、結局は。そういうことで、例えば体育館とかそういうものは民間がやってはいいですわね、ほとんどが行政、やるところもあるかと思うんですよ、普通です、普通に考えた場合に民間がやってない、行政がやるべきことだと。赤字とか黒字とか、そういうことはほとんど考えないでやるという部分、それから食事をしたり、お風呂があったりというのは民間がやるところがありますから、それを分けて一部委託をすると、そういうことなんでしょう、結局は。

だから、その辺のところをちょっと確認して、この13施設あるのも全部同じような考え方でやると。先ほど安本議員言われたように、ほんなら混在している部分をどうするのかということもあるんですが、そこら辺のところからわかりやすくちょっと説明をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

この13施設あるわけでございまして、それぞれの特徴がある施設でございまして。ほとんどの施設が経営的には苦しい経営になっていると。この経営状態を赤字削減というのが大きな前提でございまして、それを達成するためにはどのようにしたらいいのかというのがいろんな方法があるわけでございまして。その中の一つとして今回一部業務を委託するというのが一つの条例としてここにあらわれているわけでございまして、いろんな施設があるわけでございまして、その利益を生まない、先ほどちょっと例に出しましたけども、スポーツ施設、雲海ですとスポーツ施設、そういうところは業者に委託をするんじゃないかと、行政がしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、中には業者といいますか、民間のほうが民間の力をかりてこれをプラスにする、収益を生む施設にするということもあるでしょうし、それからお風呂につきましても、今直営でしておりますけども、そこに民間が入ることによって大きな収益を生むと、こういうことで官民が一体となった形で進めるべきであるというふうに思っております。

その中におきまして、その委託した施設部分とそれからしてない部分との、どう指示するかということにつきましては、当然そのあたりは十分に協議検討して、こういう形でどうですかというのは私どものほうも考えますし、そのあたりは議会もしくは委員会等にも説明をさせていただきたいと思っておりますので、もし御意見がありましたら、また知恵をかしていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）

そのように説明して最初にいただければ、非常にわかりやすいかと思っただけです。一つ一つの13施設全部、これ大体同じような条例改正になっておるんですけど、そういうことで民間が普通やっておるものについては民間に委託をすると、それから普通行政がやるべきものについては行政がやると。その中で赤字というものが明確になってくるんじゃないかなと思います。附属の施設、中には附属のいろんな施設を抱えて今運営しとるところもあるんですが、より会計がわかりやすいような形で、こういうことをやりたいと、赤字の減少の一つの手段にもなるということ考えられたんで、最初にそういう話をさせていただければ非常に

わかりやすかったんですが、以上です。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第70号の質疑を終了いたします。

ただいまから10分間休憩します。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、議案第71号「市道路線の認定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第71号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更なんですけど、これについてちょっと一、二、お尋ねをいたします。

これは建設にまたがるようなことを言うてもえんかな、これは。

城山公園整備事業に過疎債を入れるということ、観光レクリエーション施設、これに過疎債を充てるということの承認じゃろう思うんですが、6月の議会では、はや過疎債を使いたいということ言うたって、なぜその時期に変更の契約がなされてなかったんか。上程されてなかったんか、議会へ。今ごろになって恐らく、部長にお尋ねするけども、この前8月18日に入札した林道3線の入札、これらについてもこれを充てるんでしょう。充てんのんか。これから新しくした事業に充てるわけですか。

この間も言うたけども、市長と議会は二元代表制であって、こういう大事な問題を先に先に先行してしもうて、それから後からなし崩しのような形の中でやっていきよう。ここのちょっと事業内容についての、本事業は湯郷温泉を眼下に見おろす城山から、まあ上じゃないわな、湯郷温泉は。あそこから城山から見えりゃあせん、湯郷温泉は。下じゃあいうのは間違いなし。天王山を新しい観光拠点とし、湯郷温泉を一望できる展望広場を設けるなど、史跡や神社を周遊するウォーキングコースとするので、湯郷温泉の観光客を城山公園に誘導することも可能となるなど、地域資源を生かした観光機能の整備及び充実を図るものと。

それで部長、1つ、ここのとこであんたは10億円という言うたわな。きのうも言ようた10億円ほど。都

市公園事業にかかわるお金が10億円ほど、これにちょっと疑問があるんじゃないけども、これは10億円というのは10億円要るんでしょう。けれども、防災工事はこの事業の中に含んどらんじゃろう。安養寺の上、あそこは大変な、ちょっとあの周辺の人に聞いてみるのに、前も大変だったらしいです。そこにはやクラックが入つとる、段差が、山がこうなつとる。ほいで、防災工事するのに、この過疎債、ここに載つとらん、説明を聞いとらんで言よんで。防災工事にもこの過疎債を充てるのか。充てるとしたらどのくらい金がかかるんか。

それが岡山県の防災マップ、これに土石流危険区域ということになつとる。安部副市長の陳情、あんたよう知つとんじゃろう。あそこらほつとつたらえんかどがいなんかな。土石流指定区域になつとる。城山の上全部そうじゃ、あれ、あそこが。あそこらへの事業はどがい考えられとんか。この過疎債で充てるとしたら、この辺のとこしっかりしとかなんだら、この間もまだ一般会計の決算が済んどらんから、きちつとした説明はできんというて言ようたけども、起債制限比率が15%ぐらい、それが恐らくこの事業、庁舎をしようたらとんでもないことになる、これわかり切つとんよ。経常収支も80以上過ぎたら、建設のそこら辺の仕事もできんようになってしまう、これはつきりしとんじゃ。何ぼうぐらいになる、これ。

ほじゃから、ここの過疎、この過疎債をするというて言よんじゃけども、過疎債をするまでになぜ補助金をもらわなんだんな、こういうふうな無謀な計画、県ともよう協議して、市民の安全・安心は誰も願うとることなんよ。それについて、この土石流区域の危険区域の問題、それから安養寺の上、それが全部なつとんじゃ、ずるつと安養寺の辺は城山が。ここへ城山を書いとる。湯郷温泉を眼下に見る城山から展望する新しい拠点をつくる、どのくらい想定されとんか。この過疎債をどのくらい使おうとしとんか。

ほいでも、基本設計から全部を初めからできて、その基本設計を我々に説明してするんだつたらええけんども、初めから今言ようる国のほうの補助金も努力するというて言うとるけども、努力する言うたのは過疎債だけじゃ。がんばる地域交付金を1億円ちょっとして林道を図った。あれは萩原市長も岡山の市長をし、衆議院の先生をやられとつたんじゃから、ええ力しとるな、大したもんじゃな思ようた。それは今言ようる地域創生のがんばる地域交付金をちょっと横へつまんだだけの話、これは大したことないなというふうにちょっとわしも疑問を感じとんじゃけども。

この辺のとこを防災工事、これも過疎債に充てるんか充てんのんか。充てんとしたらどがいな形の中で取り組むんか。そうしたのここへ書いとる、ここへ書いとるから言よんで。観光レクリエーション施設、城山公園整備事業の中に過疎債の変更が必要じゃということを書いとるから、わし言よんですよ。その辺のとこをちょっと説明してください。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、自立促進市町村計画の変更でございますので、詳しいことは所属の産業建設委員会の所管になりますけれども、この場合は今の質問には答弁をさせますので、そのあたりをお含みください。

企画振興部長。

企画振興部長（竹田 人士君）

美作市過疎地域自立促進市町村計画についてでございます。平成22年度から27年度までを期間とする計画でございます。今回事業内容の変更を新規追加等が必要となった20の事業について計画の変更を行うものでございます。

御質問の城山公園整備事業については、今回計画に新規事業として登載して、過疎対策事業債を事業費に充当しようとするものでございます。

この議会に上程の時期ということでございますが、これまでも予算計上と起債申請が先行してござい

て、借り入れまでに計画に計上するといったような流れになっておるものでございます。今回の変更計画につきましては、岡山県との変更協議は既に完了しておりまして、本会議において議決をいただければ、変更計画を県経由で総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣に提出する予定といたしております。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

議長も先ほど言うたけども、これ事業の関係と絡んだ話になるから、これでも私が質問しても楽ですかというて尋ねたんよ。

議長（山本 雅彦君）

ある程度、私だから申し上げております。

13番（岩江 正行君）

ほじゃから、それを話をせなんだら、それだけじゃようわからん、皆が。視聴者はようわからないんです。ですからと言よんじゃ。変更契約はどういうような変更契約をされたんか知らんけども、するんだったら6月時分にしとかないけなかつたんですかということと言よんよ。

それと、今言ようる防災の関係についても、10億円の中に入っとらんというの、あるとしたら、どのくらいふえるんか。恐らく防災工事ふえたというて言うたら5億円ぐらいは早うふえる、ざっと見て。ほじゃから、市民の安全・安心が大切ですから、その辺のところについては、やっぱし十分研究してやってもらわななだら、事故が起きてから地元から、今議会の責任の話をしようたけども、ここでしっかり物を言うとかなんだら、住民が言うてくる、議会はどがいしょんなというて言われる。副市長は、この間言ようたがな、もうわしは東京行って、最高裁行ったら、わしらもおりゃあせんし、市長もわしもおりゃあせん、10年もしたらというて、そういうなことになったら、ここおる者は困るわけですから、その辺のところをしっかりとやっていただきたいと、かように思います。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第72号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第73号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

それでは、発言通告順に発言を許可します。

通告順番1番、議席番号13番岩江正行議員。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔質問席〕

議案第74号、看護師等ニーズ調査委託料500万円、東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託料1,000万円、ベトナム看護師等留学希望実態調査委託料400万円、スポーツアカデミー構想計画策定委託料500万円、外国人観光客及び技能実習生実態調査委託料300万円、ホームページ作成委託料が100万円、後継者育成セミナー開催委託料が60万円、企業調査報告書作成委託料が48万円、PR映像作成委託料が20万円、パンフレット作成委託料が27万円、読書推進専門員派遣委託料が50万円、これについて、何か知らんこの間も市長もアメリカの投資セミナーから始まって、それからベトナムベトナムというて、この間も8人ほどベトナムに行っているいろいろと努力してきたんじゃないと思うんじゃないけど、これ自分の知り合いが、ある大きな会社の理事をしとんです。その人が岡山へ帰って、岡山で新年の互礼会のときに講演しなつた。何の講演したんな言うたら、今ベトナムには物すごく看護師が余つとんじやと。ほいで、ベトナムの資格は持つとんじやと、けれども日本の新しい医学を、進んだる医学を勉強したいということで、日本に3年間ほど留学したい、こういうふうに言ようらしいんじゃない。ほいで、やっぱし研修生ということで来られたら、物すごく安うて来れるらしいんじゃない。ほいで、その4万何千社あるんじゃないけども、そこの企業の中のある業者が一業者がこういうな仕事をしょんじゃない。莫大な利益を上げようというて言よんよ。それは少ないお金で大きな効果を上げるのは、これはもう一番願うてもないこっちゃけども、再々ベトナムベトナムというて行つとって、まだここに看護師ニーズ調査委託料は500万円、それからその次にはまた実態調査委託料というて1,000万円、またその次にはベトナムの看護実習生の委託料が400万円、これ何にこれほど要るんかな。こんだけのお金が必要なんかな。こんだけ投資せにやあいけんのんじゃないかな。その辺のとこをちょっとお尋ねしたい。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

答弁。

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

岩江議員の歳出についての御質問にお答えさせていただきます。

説明をわかりやすくさせていただくために、今回補正予算で計上しております歳入について、まず御説明をさせていただきたいと思えます。

予算書の12ページをごらんください。

今回いろいろとずらずらと書いてありますけれども、これは歳入は款14国庫支出金、項2国庫補助金、目が1総務費国庫補助金、その中の節が1総務管理費国庫補助金の中の説明の2段目の地域住民生活等緊急支援のための交付金6,000万円という歳入を計上させていただきますというのもの、これに係る事業でございます。この交付金自体につきましては、既に3月議会におきまして、平成26年度美作市一般会計補正予算（第7号）で1億2,306万9,000円の予算を議決をいただきまして、プレミアム付商品券の発行の助成金であるとか、まきストーブの導入促進助成金などの事業を既に現在執行しているところでございます。今回のこの6,000万円は、これの追加分ということで国に要望しているものでございます。

もうこれは御承知だと思うんですけども、この交付金自体は10分の10の交付金でございまして、国の26年度補正予算に連動したものでございまして、内容としましては中身は大きく2つあります。

1つは、国の予算で言うところの地域消費喚起・生活支援型交付金というものに対応するものでございまして、これは地域の消費喚起など、景気の脆弱な部分にスピード感を持って絞った対応をする、いわゆる緊急経済対策的な意味合いがございまして、

そして、もう一つが今回上げているのもそれなんですけども、国の予算で言うところの地方創生先行型交

付金に対応するものでございます。これは人口減少問題など、地方が直面する構造的な課題への実効ある取り組み、いわゆる地方版総合戦略に対応するものでございます。3月議会で御承認いただいたのは、この地方版総合戦略のための交付金のいわゆる基礎交付部分と言われている部分でございます。今回計上させていただいているのは、その地方版総合戦略に取り組むための地方創生先行型交付金のうち、いわゆる国がまだ配布を留保していた分、いわゆる上乗せ部分の、その上乗せ交付金に係るものだというところでございまして、国の予算総額は300億円でございます。

ちょっと済みません、若干ちょっと詳しく目に説明をさせていただきますけど、後の説明がこっちのほうがわかりやすいと思いますので、この上乗せ交付金につきましては、いわゆるタイプが1と2と2つございます。2種類の事業がございます。それぞれに平成27年4月3日以降に予算計上された事業であることとか、26年度の国の補正予算でありますので、繰り越しが認められないとか、原則ソフト事業であるとか、職員の人件費はだめですとか、そういうような細かな規定はございます。

タイプ1につきましては、地方創生で全国のモデルとなり得る、いわゆる先駆性、新規性、これが一番大きなポイントになってございます。

もう一つのタイプ2につきましては、これは10月末までに地方版総合戦略を策定する地方公共団体に対して交付するものでございまして、美作市はこちらのほうに対応しております。当然ながら、地方版総合戦略に掲げられている事業が対象となります。

この予算300億円に対しまして、もう実際これは8月末で締め切られておりまして、タイプ1とタイプ2を合わせた申請総額は485億円になってございます。これは一部もう新聞報道されてございます。いわゆる競争的資金でございますので、今掲げているものが満額希望どおりつくかどうかというのはまだわかりません。これからの外部審査委員会の審査を経ていきます。

ということで、我々としましては、タイプ1というものに対して、これ限度額があるんですけども、2事業5,000万円まで、タイプ2につきましては1,000万円までということで仕分けをさせていただきまして要求を上げさせていただいております。

先ほど岩江議員がおっしゃった①から④に係るところにつきましては、これはタイプ1ということでございまして、先駆性のある、いわゆる新規性のあるものとして掲げてございます。

それでは、ちょっと中身のほうの御説明をさせていただきます。

歳出の①から少し詳しく目に御説明をさせていただきますけれども、先ほど看護師とか東南アジアとかの看護師の方がたくさんいらっしゃるということでございますけれども、美作市を中心とした、いわゆる3県境の取り組みというのをやってございますけれども、まだまだ高等学校等の看護師、介護福祉士の分野の進学状況であるとか、医療系学校の進路状況、病院等の求人状況等のその実態が実はよくわかっていないということでございます。

片や、これは今我々は総合戦略の中で看護師等養成専修学校の誘致事業というのを掲げさせていただいております、今御承知のとおり、全国的に展開されておられる知名度がある学校法人と今誘致に向けてのお話し合いをさせていただいているんですけども、実はこの地域、いわゆる3県境地域、我々だけじゃなくて3県境地域、またそれからこの地域の広域、通える範囲内でどれぐらいの実際の実態があるのかということをやっぴりきちっと調査をしとくべきだということで、その調査の委託料が今回の①の500万円でございます。

どうしても学校法人の方とお話をさせていただきますと、切り離せないと言われるのが生徒さんが集まるんですかとか、あと卒業後の就職先は確保されるんですかとか、そのような課題がありますので、その

課題解決の手段の一つであると御理解いただければと思います。

〔「もうちょっとゆっくりしゃべって」と呼ぶ者あり〕

済みません、はい。失礼しました。

1番につきましては、この地域の看護師等のニーズを調査しながら実態を明らかにするための委託調査であると御理解ください。

次に、②でございます。②の東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託料1,000万円につきましてはでございますけども、これは今インドネシアとかフィリピンとかなど、東南アジア圏の看護師、介護福祉士の資格取得、就労を希望する学生等に対する実態調査を行う予算を計上させていただいております。御承知のように我が国は、インドネシア、フィリピン、ベトナムと経済連携協定、いわゆるEPAと言われるものですが、それを締結しまして、看護、介護分野の労働力不足への対応の一環として外国人看護師、介護福祉士候補者を受け入れております。本市におきましても、医療、介護の現場においては看護師等の専門職不足が喫緊の課題となっておりますことから、外国人看護師、介護福祉士等、その労働力不足解消の手段の一つとして考えられるわけでございます。こういう課題解決のために、本予算を使いまして、その東南アジア圏の実態調査をきちんと行うということで計上させていただいております。それが②でございます。

③につきましては、さらに……。

〔13番岩江正行君「もういい、座りねえ。議長、2回目」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

どえれえ国のほうの予算から何から、この美作市で働いて、今例えばその向こうへ医院がある。ほいで、そここのとこで福祉の何か知らん施設をやっとる。あそこで働きようる人がおる。雇用の創出の問題について、今言ようる向こうから3人、5人安い、企業というのは、利は元にあるというて、これは企業の鉄則なんよ。安い若い子が来てみんさいよ。そこらで働きようる人は皆これ首じゃ。この裏目が出りやせんか、その辺のとこについてもあんたようしとかなんだら、国の予算が何ぼうついてかんぼうついてというて言うてべらべらべらべらしゃべりまわりようるけど、ほんまにこれが地域の創生になるんか、ほいで。雇用の創出を地元のあんたここの椅子に座っとるわけじゃから、美作市をどがいによろしくいこうかということを考えてくれんだら、国の予算だったって、こがいなものをばらばらばらばらまくようになつたらへんど。あんたの金だったら何ぼうでもばらまきやあええけど、我々の血税じゃ、こんなものは。しゃべりまわりようるけど、そうでしょうがな。

こういうな人材を美作市が営業して受け入れたとしませんかいな。そうしたら、今一番ああいうふうな仕事は介護する仕事というの、腰を悪うするらしいんじゃ。ほいで、頑張っていかにやあいけん、頑張っていかにやあいけんというて皆勤めよんです、働くところがなから。雇用の創出と逆行しゃあへんか、あんたがしようることは。どさっと来てみんせえ。ほいで、こんだけの金を入れて10人や20人じゃどがいもならんわけじゃから。地元の人間が首を切るようなことになったら、わしら大変じゃ、これまた議会の責任じゃ。おまえらが承認しとるといって言わにやあいけんようになる。何もこがいなこともせえでも、民間が全部やられとんよ。わしの知り合いの社長が千葉のほうでもやっとる。中間処理場をやりよる。そこらでも外国の労働者はたくさん来られとる。行政がせえでも何ぼうでもおるわけよ。

ここまでするんだったら、もう少しあなたも戦略監でそこへ来とんだったら、この間、戦略会議のやつを見させてもろうた。もう少し地についたような、きょうも北海道のほうで嫁さん不足と両方が効果が上がつ

とると言う言ようた。レディース何とかという言ようなやつをやった。もう少しこの地域の実態に合う言ような戦略をやっていた言ようたい、か言ように思言います。あ言んたの説明、べらべらべらべら聞言き言ようたら、もう時間言が昼来言てしま言ようるから、これで終わ言りますけれど言も。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

続言きま言して、通告順言番 2 番、議席言番号 17 番山本重行議員。

山本議員。

17 番（山本 重行君）〔質問席〕

先ほど岩江議員の質問で少しわかった部分と申言いますか、最初に私のほう言が質問を出言して申言います地域住民生活等緊急支援のための交付金、12 ページの款言が 14、項言が 2、目言が 1、節言が 1、6,000 万円と申言いうことで計上言されています。地域住民生活の緊急支援と申言いう言ふうな形で上げて申言おられますが、それについては先ほどの答言弁の中では地方創生だ申言いう言ふうなことだったんで、私としては直接的にこれが地域と申言えば美作市で、住民生活と申言えば衣食住、そして緊急支援と申言えば急いで申言なくてはならない、申言いう言ったことに使言うべきじゃないか申言いう言ふうなことで、この部分については質問を申言して申言おりましたけれど言も、先ほどの答言弁の中で地方創生の部分だ申言いう言ふうなことなんで、この部分については質問は省略を申言させていただきます。

先ほどそれぞれの委託料、途中だったんですが、説明を申言しかけられましたが、まず 16 ページの款の 2、項の 1、目の 38、節の 13、看護師等ニーズ調査委託料、それから同じところの東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託料 1,000 万円、ベトナム看護師等留学希望実態調査委託料 400 万円、それから款の 2 の同じところですが、美作スポーツアカデミー構想計画策定委託料 500 万円、外国人観光客及び技能実習生実態調査委託料 300 万円、同じくホームページ作成委託料 100 万円、後継者育成セミナー開催委託料 60 万円、それから企業調査報告書作成委託料 48 万円、PR 映像作成委託料 20 万円、パンフレット作成委託料 27 万円、読書推進専門員派遣委託料 50 万円組んであるわけですが、それぞれの委託内容、それから算出根拠、想定される委託先、そして出てきた結果についての利用法についてお尋ねを申言したいと思言います。

それからあわせて、次の 17 ページの款の 2、項の 1、目の 38 の節の 19 の 2,500 万円につきま言しては、設備の内容、そして算出根拠、補助金をどこに出言すのか、またその施設を利用する人は何人を想定されているのか申言いうことについて、まずお尋ねを申言いたします。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

申しわけご言ざ言いません。ちょっと早口だったんでわかりにくかったと思言いますけれど言も、先ほどの看護師等ニーズ等調査委託費と東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託費につきま言しては、先ほどの御説明のとおりだ申言いうことで少し割愛を申言させていただきます。

④の……

〔「割愛する申言いうことにはなら言まあ、一緒のことを言言わない言んが、何回も。そんなことは通言らんぞ」と呼ぶ者あり〕

大変失礼いたしました。それでは、もう一回申言上げます。

まず、②の看護師等ニーズ調査委託費で申言ご言ざ言いますけれど言も、これは 500 万円につきま言しては、美作市を中心とした県境地域の高等学校等の看護師、介護福祉分野の進学状況、医療系学校の進路状況、病院等の求人状況等の実態調査を行う予算を計上申言させていただきます。市長の行政報告でも申言上げましたと申言

り、旧岡山県立大原高等学校の跡地利用として、全国的に知名度がある学校法人と医療看護系の学校の誘致に向け話し合いを行ってございます。学校法人の方と話し合いを行う上で、どうしても切り離せないことが、生徒が集まるのかとか、卒業後の就職先が確保されるのかなどの課題整理でございます。このため、課題整理の手段の一つとして本予算により実態調査を行うものでございます。

次に、③の東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託料1,000万円につきまして御説明いたします。

インドネシア、フィリピンなど東南アジア圏域の看護師、介護福祉士の資格取得、就労を希望する学生等の実態調査を行う予算を計上させていただいております。我が国は、インドネシア、フィリピン、ベトナムと経済連携協定を締結し、看護、介護分野の労働力不足への対応の一環として外国人看護師、介護福祉士候補者を受け入れております。本市におきましても、医療、介護の現場においては看護師等の専門職不足が喫緊の課題となっておりますことから、外国人看護師、介護福祉士も労働力不足解消の手段の一つと考えられます。このため、課題解決の手段の一つとして本予算により実態調査を行うものでございます。

次に、④のベトナム看護師等留学希望実態調査委託料400万円について御説明いたします。

ダナン大学を中心としたベトナム人の方で、看護師、介護福祉士の資格取得、就労希望をする学生等の実態調査を行う予算を計上させていただいております。先ほども申し上げましたけれども、学校法人の方と話し合いを行う上でどうしても切り離せないことが生徒が集まるのかということ、卒業後就職は確保されるのかということがありましたけれども、本年4月6日にダナン大学と美作市は相互の協力に関する協定を締結し、人材交流などの分野の協定項目があり、それぞれの分野において協議検討を行っております。このため、ダナン大学を中心とした学生の方で課題解決の手段の一つとして本予算により、看護師、介護福祉士の資格取得、就労希望する学生等の実態調査を行うものでございます。

続きまして、⑤（仮称）美作スポーツアカデミー構想計画策定委託料500万円について御説明いたします。

これも先ほど申し上げましたタイプ1の先駆性のある取り組みになるんですけども、総合戦略では、地域資源を生かしたスポーツ等の人材育成と文化の醸成という取り組みとして掲げてございます。予算の内容は、地域のスポーツ施設の状況や利用状況を調査し、宿泊施設や飲食店など、民間施設の受け入れ態勢等の調査及び活用の検討を本市が推進するスポーツ種目の選択と環境整備のための計画策定を行うものでございます。本市には優位な体育施設が充実しております、これを地域資源として我々は捉えてございますけれども、今回の戦略では捉えているんですけども、現在も学生の合宿や大会が多く開催されるなど、活発な利用実績がございます。また、スポーツ施設等の環境整備によって市民が気軽にスポーツを楽しむ機会の提供や健康の増進を図るための総合的な計画を策定する必要があります。このため本予算により計画策定を行うものでございます。

次に、⑥の外国人観光客及び技能実習生実態調査委託料で300万円でございますが、これは今既に総合戦略をやっているということで、タイプ2ということの事業で位置づけさせていただいております。湯郷温泉を核とした外国人観光客のインバウンド誘客に向けた市場調査及び顕著な増加傾向にあるベトナム人を中心とした技能実習生の実態調査を行う予算を計上させていただいております。湯郷温泉には台湾人を中心とした多くの外国人観光客が訪れております。また、作東産業団地を中心に労働力不足を補うために多くの外国人技能実習生が就労されております。このため本予算によりその実態をきちんと明らかにしようという調査を行うものでございます。

今回、補正予算で計上させていただいております交付金は、8月中に申請をしなければならないというような状況でございましたので、詳細な積算根拠自体はまだ実はできてございませんが、これが採択されれば

10月末から11月上旬に交付決定がなされると、そういうタイムスケジュールでございますので、今後入札に向けた仕様書の作成であるとか、設計書の作成等の準備作業を進めてまいりたいと思っております。

⑦と⑧につきましては、これはタイプ2に掲げてございますけれども、店舗経営後継者育成事業でございます。内容としましては、地域の生活拠点となっている店舗の後継者難、事業承継に対する事業としまして、店舗経営後継者育成事業に取り組んでまいります。⑧のほうは、新規の産業団地整備事業の調査及び残り区画のPRに要する費用を……。大変失礼しました、今の⑦の話です。

ちょっと中身を詳しく説明させていただきます。委託料でございますけれども、店舗経営者育成事業に係る専用ホームページ作成料としまして100万円、中山間地域協働支援センター等を活用した後継者育成セミナーを開催する委託料としまして60万円を見込んでございます。

⑦のホームページ作成につきましては、委託先はまだ決定をしておりませんが、美作市に指名願を提出しているソフトウェア開発会社から見積書を提出していただき、最低価格者と委託契約を締結したいと思っております。ホームページ作成につきましては、美作市のホームページにもリンクさせる必要がございますので、セキュリティ対策等万全なものを作成する必要があるため、外部業者に委託するものでございます。

後継者育成セミナーの開催につきましては、先ほど述べました中山間地域協働支援センターから講師を派遣していただきまして、新規開業、後継者として起業する方の希望者や後継者がいない個店経営者を対象とした経営コンサルティング等を行い、後継者難の実態把握に努めるものでございます。

続きまして、⑨企業調査報告書作成委託料、⑩PR映像作成委託料、⑪パンフレット作成委託料でございますけれども、これは新規産業団地整備事業として、タイプ2として応募しているものでございます。先ほどちょっと申し上げましたけど、新規の産業団地の整備事業の調査及びまだ売れ残っている区画のPRに関する費用としてそれぞれ計上させていただいております。

中身でございますけれども、新規産業団地検討に係る企業からの意向調査の報告書作成委託料としまして48万円、既存の工業団地販売促進用のPR映像作成委託料としまして20万円、同じく既存の工業団地のパンフレット作成委託料としまして27万円をそれぞれ計上させていただいております。これは作東産業団地以外の工業団地にはパンフレット等がないため、新規に宮原工業団地等のパンフレットを作成するものでございます。新しい工業団地のことを考えるだけでなく、売れ残っております現在の団地の販売も促進してまいる所存でございます。

⑫読書推進専門員派遣委託料でございます。こちらもタイプ2のほうでやっておりますけど、本大好き応援事業として総合戦略の中に掲げている事業でございます。本大好き応援事業というのは、活字離れによる読む力と書く力は国語力だけでなくその他の教科においても理解力の低下につながるとの指摘がございまして、本市においても中学1年生を対象とした岡山県学力・学習状況調査によると、読書が好きと回答した生徒の割合が岡山県平均を下回り、昨年の調査結果よりもさらに下がっていたという現状から、本事業に取り組むことにより幼児期から本に触れる機会をふやし、読書週間の定着を図り、そのことにより読む力、書く力、感じる力の醸成や学力の向上、生きる力の育成につなげるものでございます。

中身の委託料、読書推進専門員派遣委託料につきましては、専門的な知識や経験を持つ読書アドバイザーを本のコンシェルジュとして中央図書館に配置し、ブックトーク講座などを通じ、本を知る、本と出会う機会の提供を行うものでございます。

また、図書館においては、新刊図書や既に購入している名作図書などの紹介を行うなど、図書館の魅力向上と利用促進をあわせて図るものでございます。

13番の訓練設備購入等補助金でございますけれども、これはタイプ1に掲げているものでございます。ち

よっと先駆的、新規的な取り組みということで御理解いただければと思います。

この訓練設備購入等補助金2,500万円につきましては、美作市の地域資源である岡山国際サーキットを支援するもので、湯郷温泉と連携したスポーツ走行が体験できるレーシングカー等の購入費用について助成を行うものです。皆様もよく御存じのとおり、岡山国際サーキットはモータースポーツレースの最高峰であるF1レースが開催されたサーキットでございます。施設整備など順次投資がなされておまして、誘客に努力されておられますけれども、近年横ばいの状況となっております。特に平日はレースカーを所有する一部の方が利用されている状況であり、利用率の向上が課題となっております。

このような状況と湯郷温泉の利用客の増加を図るため、双方が連携して一般の方でも利用できる体験型モータースポーツを検討してございます。このため交付金を活用して、一般のお客さんでも乗って走って体験できるレーシングカーの設置と雨天時、雨天時になるとなかなか人気がないんですけども、コース走行ができないということから人気がないんですけども、雨天時も利用できるドライビングシミュレーターを設置することによって、来られたときに雨天であってもレース走行の体験ができると、そういうような施設を設置するというので、岡山国際サーキットの利用客の増加につながり、そして湯郷温泉の利用客の増加につながるものとして助成を行うものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

今、先ほど説明をいただいたんですが、私が要望いたしました算出根拠あるいは委託先の予定等、またその調査に対する利用法、とても理解できる内容ではございませんでした。後から質問される方もおりますので、私が危惧している点だけを申し上げて、私の質問を終わりたいと思いますが。

特に先ほどの岩江議員とはちょっと私のほうが危惧している部分は違うんですが、東南アジア圏の看護師等留学希望実態調査委託料、それからベトナム看護師等留学希望実態調査委託料、それから技能実習生の実態調査委託料、それぞれ組んでありますけれども、一つには現在今のところこの地に看護学校があるわけではございません。そういった状況の中でどういう形で調査ができるんかわかりませんが、仮に調査の結果が出たとして、例えばベトナムであっても、そういう希望があっても実際に何人の方が来られるのか、そしてそれはどこに来られるのか、それも非常にわかりがたいし、かつ看護師とえばやっぱりそれなりのレベルでございますから、実際にその学校に入れるのかどうか、また入ったとして最終的に国家試験が受かるのかどうか、それもまたわからない状況の中です。それからまた、その人たちが最終的に美作市に来られるのかどうか、非常にハードルが高いだろうというふうに思います。

その中で今回1,000万円であったり、500万円であったり組んであるわけですが、実際に美作市のそういった医療系の雇用につながるかどうか、そしてそれが人口増になるのか、それは非常に私はわかりがたい部分だというふうに思いますので、その辺について疑問を持っているというふうなことを申し上げて、かつもう一点、先ほど岩江議員、これ言われましたけれども、国の予算であっても、やはり精査をして使わなきゃいけない、まさに私も若いころはとりあえず国からお金を取ってこいというふうなことの中で仕事をしてきましたけれども、今は国はもちろん地方のことを考えなきゃいけないし、地方も国の財政について考えていかないと、そういう時代でございますので、その辺は十分考えていただきたいというふうなことを申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

お諮りをいたします。

本日の会議は議事の都合により、これで延会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしということで、本日はこれで延会をすることが可決されました。

本日はこれで延会します。

再開は明日午前10時からです。御苦労さまでした。

午後0時02分 延会

平成27年9月16日

(第 6 号)

1. 議事日程（6日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年9月16日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 議案質疑（議案第74号～議案第78号）

日程第2 請願・陳情について

請願第1号 雇用促進住宅（サンコーポラス勝田）取得に関する請願書

請願第2号 塩垂山整備に関する請願書

請願第3号 里山公園に関する請願書

請願第4号 美作市監査委員の品位向上に関する請願書

請願第5号 品位ある美作市議会の議事運営を求める

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金 谷 典 子	2番	重 平 直 樹
3番	安 藤 功	4番	安 本 博 則
5番	谷 本 有 造	6番	則 本 陽 介
7番	萬 代 師 一	8番	尾 高 誉 久
9番	岡 崎 正 裕	10番	西 元 進 一
11番	本 城 宏 道	12番	鈴 木 悦 子
13番	岩 江 正 行	14番	小 淵 繁 之
15番	万 殿 紘 行	16番	日 笠 一 成
17番	山 本 重 行	18番	山 本 雅 彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長	萩 原 誠 司	副 市 長	安 部 薫
副 市 長	横 山 博 光	教 育 長	大 川 泰 栄
政 策 審 議 監	福 原 覚	総 務 部 長	尾 崎 功 三
危 機 管 理 監	山 本 和 毅	企 画 振 興 部 長	竹 田 人 士
総 合 戦 略 監	森 分 幸 雄	市 民 部 長	安 藤 郁 雄
環 境 部 長	妹 尾 昌 弘	経 済 部 長	江 見 幸 治
保 健 福 祉 部 長	山 本 直 人	建 設 部 長	真 野 弘 紀
教 育 次 長	小 林 昭 文	消 防 長	山 崎 正 雄
会 計 管 理 者	安 東 弘 子	建 設 課 長	春 名 隆 広
社 会 福 祉 課 長	江 見 勉		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議 会 事 務 局 長	本 田 卓 治
課 長	大 佛 裕 彦
主 任	井 上 大 佑

議長（山本 雅彦君）

それでは、皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は議場より退席をしていただきます。

昨日に引き続き会議を開きます。

本日も全員の出席でございます。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑（議案第74号～議案第78号）

議長（山本 雅彦君）

日程第1、「議案質疑（議案第74号～議案第78号）」を一括議題といたします。

これより質疑を行います。なお、議案質疑につきましては、申し合わせにより発言の通告者は質問席で行い、議案質疑の回数は3回までとし、一括質疑となっております。また、通告をしていない者の質疑は1議案につき1件の質疑として、自席で行うこととなっております。先般、議案質疑の通告一覧表を配付いたしております。発言通告順に議案ごとにその都度発言を許可いたします。通告をしていない質疑につきましては、通告のありました質疑の後、お受けをいたします。

それでは、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、質疑を行います。

昨日に引き続き通告順に発言を許可いたします。

それでは、通告順番3番、議席番号5番谷本有造議員の発言を許可します。

谷本議員。

5番（谷本 有造君）〔質問席〕

よろしいですか。

議長（山本 雅彦君）

どうぞ。

5番（谷本 有造君）

皆さんおはようございます。

それでは、議案質疑ですけれども、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」についてでございますが、先日来より質疑をされたこと重なりますけれども、改めて質問をさせていただきます。

通告しております歳入、5ページの債務負担行為補正、1、追加、LED照明導入促進事業、それから歳入13ページの防犯灯設備貸付料、また14ページのLED照明導入促進事業補助金、歳出の15ページになりますけれども、LED照明導入調査委託料、このLED関係の予算が組まれているわけでございます。これについていま一度詳細な説明をいただけませんか。

少し聞いてはいるんですけれども、全部で700基ぐらいの防犯灯を補助金を使って改修というか、するどのようなことを聞いておりますけれども、その辺についていま一度詳しい内容を皆さんにわかるようにお知らせを願いたいと思います。

そして、15ページからのみまさか創生費、これも昨日来より質問が出ているんですけども、これ全般として私もちょっと何点か質問をさせていただきますけれども、この6,000万円の部分というのは、美作市のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中の一部であろうと思いますけれども、その中でまた美作市の総合戦略推進会議の中でこれだというものを決められた中の一部をここに載せてあると思います。そのような中で27名ですか、戦略会議のメンバーというのは。官民合わせて27名の皆さんが何日もかけて練ったものなのでしょうけれども、悪いものはないんでしょうけれども、1つつちちょっと教えていただきたいものがあります。

看護師等の関連で約2,000万円余りを組んでいるわけですけども、この看護師等というのはいま一度ここもお尋ねをしますけれども、介護士等も当然含まれるんでしょうか、改めてその辺を聞いておきます。

というのも、今は看護師だけじゃないんです、もう介護士のほうも本当に市内だけでも足りないんです。私も土曜日曜によく広告が入るんですけども、介護士募集という、いつ見ても一緒の会社が施設が時給をちょびつとずつ上げてでも募集をかけているんですけども、なかなか来てがないというんですか、重労働なんじゃないかなという部分もあるんでしょうけれども、その辺でやはり今時点でも困っていると。そのような中でまた改めて国の施策でもあるようなことを単市でここで地方創生で上げてくるというのものなかなかこれは考えたなというのも私の中ではあるんです、実際のところを言うたら。その辺のところをいま一度教えていただきたい。どのような話になって、どのようなことになってここに出てきたのかというところを。

本当に案外国のほうも力を入れて看護師等をやっているんですけども、なかなかこれが前に行かないけれども、単市でこれをやってくれるんだったら、ほんならつけてみようじゃないかというような感じがせんでもないですなと思うとりますので、その辺をいま一度具体的なことを教えていただきたいなと思います。

そして、スポーツアカデミー構想、これも専門のスクールを将来的には誘致したいなという部分の中の委託料500万円なんでしょうけれども、当然今スポーツと言いますと、どうしても岡山湯郷Be11e、昨日は岡山市のほうで祝賀会があったんでしょうけれども、やはり福元美穂選手、宮間選手、2人がいるわけです。この2人にしてもあと数年という選手生命、限られてくるわけです。その中でもうやはりこの2人には、この2人はうちのもちろん宝ですから、ぜひともいていただきたい、ずっと。この2人を見習って次の選手が出てくる。子どもたちの夢ですわね、希望ですわね。その2人にはぜひともそのスポーツアカデミーの中で講師として、また指導者として残っていただきたいなと、これは私の個人的な見解ですけども、その辺も含めて考えているのか。

また、NODAレーシングのこともありましようけれども、各施設が地域資源だというんですけども、実際問題、調査してもろうたらわかるんですけども、今のラグビー・サッカー場を中心とした美作市内に、そしたらスポーツ施設がどれだけあるか、実際は足りないんです。この地方創生の中で企業誘致のほうの調査もしてますけれども、このアカデミースクールの中で調査してほしいのは、グラウンドが足りているのか。スポーツ資源を生かして宿泊客をふやすんだと、実態はもうグラウンドが足りないから、呼びようがないんです、正直言うて。もっと欲しいんです、グラウンドが、実際のところ。その辺もいま一度調べてもらわにゃいけませんし、そのことについても今後どのように持っていこうとしているのか、その辺をお伺いをしたい。

それからまた、外国人観光客また労働関係、これについても本年度より、これ300万円委託料がついているんですけども、今年度よりみまさか商工会が民として力を入れていきようるわけです。ここらとの絡みはどうか。やはりみまさか商工会がそこまで力を入れているんなら、やっぱりそこらへ任せ、調査委託ぐらいできると思いますし、またそこまで力を入れているんならば、来年度予算に向けてももっとお金をつけにやならんところ。当然今の看護師等と一緒になんです。もう人手不足というのは否めない。人口減に

なってきたわけですから。当然働く人が減ってくるわけですから。その辺も含めてどれぐらい力を入れていくのかを教えていただきたい。

それからまた、負担金補助及び交付金です、2,500万円、これをいま一度詳しく。きのうその辺が出たんですが、まだ詳しく出てないんで、いま一度内容等も含めてどうしていくのか教えていただきたい。

以上です。とりあえず1問目。

議長（山本 雅彦君）

市民部長。

市民部長（安藤 郁雄君）

おはようございます。

谷本議員御質問の防犯灯、LED導入事業につきまして説明をさせていただきます。

この事業は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業を活用して、市内に設置しております美作市の管理する防犯灯540灯及び自治会等の地元管理で希望のありました防犯灯160灯、合わせて700灯をLEDの防犯灯に更新整備するものでございます。

この事業は、LED照明導入計画に基づき、リース方式によることを要件としております。このため今回LEDに更新する費用を10年間リースとするため、5ページに上げておりますように債務負担行為を行うものでございます。

次に、13ページの歳入の防犯灯設備貸付料160万円でございますが、10年間、市が一括管理するために自治会等管理の防犯灯を一旦市に所有権を変更し、市と賃貸契約を締結いたします。このため自治会等から1灯当たり既存の補助金を除いた1万円を負担いただくもので、自治会等から更新のあった分、先ほど言いました160灯分を計上いたしております。

なお、この要件につきましては、この6月に214地区の自治会に対しまして意向調査を行いまして、そのうち地元要望13地区160灯があったものでございます。

次に、14ページのLED照明導入事業補助金800万円でございますが、これは今環境省からの団体で、一般社団法人低炭素社会創出促進協会の補助金で、補助率は100%の歳出でございます。

関連しまして15ページの歳出のLED照明導入調査委託料800万円でございますが、LED照明を導入するために必要な調査及び計画策定を行う委託料です。

委託内容としては、防犯灯の現状把握、数量、電気使用量、維持管理費、温室効果ガスの排出量、LED照明の導入数量、導入コストの算出、導入計画の策定を行うものです。

次に、歳出の使用料及び賃借料、市有分12万1,000円、地元分2万6,000円でございますが、公募型のプロポーザル方式によりこの事業実施を行う予定にしておりますが、事業完了が平成28年2月末でございますので、3月分1カ月分のリース料が発生しますので、この予算を計上させていただきましたものです。

この事業につきましては、市としましては市の管理している防犯灯をはっきりさせることができるということと、補助によってLEDに更新できるということ、地元にとりましては地元負担1万円10年間、これが故障しましてもリースでございますので補償が受けられるということで、球の交換あるいは器具の故障等は全て補償されるということでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

おはようございます。

地方創生総合戦略についての補正予算の御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

4つほどお尋ねがあったと思うんですけども、まずきのうも申し上げましたが、この交付金にはタイプ1とタイプ2というのがございまして、タイプ1というのは新規性、先駆性が求められるものということで、今回上げさせていただいているのが、看護等専修学校の関係とスポーツアカデミーの関係ということでございまして、タイプ2のほうは、現在もうこの27年度から総合戦略は策定、動いているということの状況で、10月末までに総合戦略を立てるということを条件に、今動いているものをさらに進めるための予算という形で、先ほどおっしゃいました外国人のインバウンドの関係であるとか技能実習生の関係、あるいは店舗後継者育成事業、あるいは本大好き事業、あるいは新規産業団地の調査事業、そういうものを上げさせていただいております。

まず、最初の御質問がございました看護師等専修学校につきましてでございますけれども、今我々が誘致をしようと思っている看護等専修学校は、看護師だけの養成ではなくて、おっしゃいましたように介護福祉士等も考えてございます。等というのは、これは学校法人さんが實際来られた方のお話になるんですけども、例えばスポーツトレーナーであるとか、理学療法士であるとか、作業療法士であるとか、あるいは精神保健福祉士、こういうメンタルの面、そういうスポーツに関連するような方ももしかして養成していただけるのではないのかというような形で、そういうふうを考えておりまして、介護福祉士は当然足りないという認識の中でおりますので、スペックとしては、我々の希望としては1学年40名の看護師と50名の介護福祉士と、それぐらいのスペックで2年生の専修学校が来ていただけたらいいなという形で今進めているところでございます。

ただ、その1学年90名ぐらいの方でも美作市でどれぐらい残っていただけるかというのは非常に難しい問題ではありますが、できればこの地域の看護師、介護福祉士等不足を補う、毎年5名程度はこの地域に残っていただき、ここできちっと就業していただくと、そういう形でプロセスで進めているわけでございます。

当然、看護師、介護士さんがここにお勤めになるという効果もございますが、専修学校を出ますと、大原地区で約2学年、約200名弱の生徒さんが来られるようになります。プラス教員等、スタッフ等も移住、定住するということも考えられますので、非常に町にとっては地域の活性化に大きなインパクトがあるというふうに認識してございます。

続きまして、スポーツアカデミー構想について、これは先ほどもおっしゃいましたけども、湯郷Be11eの2選手を見習ってということで、これは基本的に私が思ったのは、美作というところは非常にスポーツが盛んなところでございますけども、谷本議員がおっしゃっていましたように、じゃあスポーツ施設がどのように利用されて、どういうものが来てほしいのかと、どういうものが足りないのか、飲食とか宿泊施設、そういう総合的なきちんとした調査をやったりきちんとしてかないといけないだろうということを考えております。何事も物を進めるにはニーズ調査とマーケティング調査というのは必ず必要です。この点が私は新しいことをやるにおいては、間違わないように持続するようにニーズ調査、マーケティング調査をしっかりやる必要があると思っております。調査費を今回タイプ1ということで新規、先駆性のあるものということで今回上げさせていただいたところでございます。

3つ目のインバウンドの関係です。外国人観光客とか技能実習生とかという、商工会さんとの関係でございますが、当然今でも商工会さんとは二人三脚で事業をさせていただいておりますが、さらに進めていくためには、これも実態調査をきちんとしておく必要があるということと、さらに加えて言えば、ことしの3月に台湾でちょっと対日フェアがございますので、この予算がとれば、実際的な具体的なアクションとし

て、これは台湾で、日本的なフェアでは一番規模の大きいものです。去年、第1回やったんですけども、大体4万人ぐらいが来られるということで、そういうところにブース出店をして、美作市のいいところをどんどんPRしていくと、そういう具体的なアクションもこれも商工会さんとか関係の方と一緒にあって取り組んでいきたいと、そういう事業を載せさせていただいてございます。

最後に、補助金関係で2,500万円の中身についてでございますけど、これは岡山国際サーキットにおきまして、岡山国際サーキットという今でも結構すごくファンの方がたくさんいらっしゃるんですけども、やはりこの悩みとしまして、雨の日のときあれですね、せっかく来たんだけど何もすることがないというのがあります。そういうこともありますし、そのためにドライビングシミュレーターを設置しようという費用が一つのせてございます。

それから、やっぱりモータースポーツの裾野を広げていくためには、実際に乗って体験していただくという、そういうこと、オプションをつける必要があるんじゃないかと。せっかくのコースですので、やはりきちんとした本物のレーシングカーに乗るといって、それ一般のお客さんができると、そういうことをやれば、これは岡山国際サーキットに対しての我々の地域資源、観光にも役立ちますし、それを湯郷の旅館組合と温泉組合とも一緒になっていくことによって、地域の一つの売りにしたいと、そういう形で、これも非常に先駆的です。レーシングカーを買おうなんていう発想は多分この自治体もないと思うんです。だからゆえに、今回の交付金で手を上げさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

少し補足をさせていただきます。

1つは、この6,000万円全体についての補足なんですけども、これタイプ1とタイプ2ということで分かれていることについては説明がありましたが、実はこの金額全体が我々市町村の要求できる総額ということで、国及び県から指示をされた金額であるというのが1点目。国がその指示をしたときには、恐らく手が上がる数や何やかんやを考えると大体その辺がつけられるんじゃないかという想定だったわけでございますけれども、せんだって内閣府から申請の応募の状況についての記者発表がございまして、それを見ますと要求総額のほうが今残っている平成26年度の繰り越しで残っている300億円よりも相当多いという状況があったものですから、必ずしも私どものところにフルフル来るかどうかについては、今後の議論だというふうになっております。私が個人的に状況を関係の省庁の高級幹部に聞いたところ、多分箸にも棒にもかからないようなものが幾つかあるんで、それはのいた上で、あとは大体要するに割合でもって配られるんじゃないだろうかというようなことはあります。つまり私が申し上げたいことは、この6,000がそのままとんと来るものではないかもしれないということをぜひ御理解を賜っておきたいと思います。

それからもう一個は、計上の方法でございますけれども、これはほんならついでから計上すりゃあえかろうがということが考え得るわけでございますけれども、繰越予算の配分ですので、今年度中に全部使ってしまうなきゃいけないという制約がついているんです。そこで、各自治体とも9月議会に一旦計上しておいて、来た分を使っていくと、こういう流れになっているんだということもあわせて御認識をしておいていただきたいというふうに補足をいたします。

それから、細かいところになりますけれども、福元選手、宮間選手についての感想をおっしゃっていただいております。きのうちょうど私も祝賀会に参加をさせていただきまして、両選手とも話をい

たしました。非常にいい話を彼女たちはしてくれまして本当に感激をしたんですけども、そういう意味で谷本議員がおっしゃるように、今後サッカーはもとより、アスリートとしての精神性というか、メンタルなトレーニングであるとか、あるいは社会との関係の持ち方、この辺が宮間選手の得意なところなんですけれども、普及というところなんですけど、これには本当に僕は大きな力を発揮していただける可能性をまた改めて確認をしたわけでありまして。その彼女たちは我々が勝手におまえあっち行ってくれなんてことは言えませんが、もし希望があって、今後美作市に成長するであろうスポーツアカデミーであれ、NODAレーシングであれ、それから日体大の附属施設であれ、さらにもう非常に本当に一番高い期待を言うと、自衛隊の体育学校の今要望していますけども、彼女たちの力であるとか、あるいは経験、あるいはいろんな物の理解度からいうと、ああいうナショナルレベルでのコーチングにも絶対に生かせるものがあるだろうというふうに思っておりまして、そういった教育絡みの人材育成絡みのさまざまな、特にスポーツに視点を置いた施設の誘致の中で彼女たちを含めて地元の本当に優秀な方々が全国に今度は教えるという段階で羽ばたいてほしいという強い願いを私も共有しているんだという点についてはお話をさせていただきたいと、かように思った次第でございます。

以上、補足をさせていただきました。

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

LEDの説明、詳しくしていただいたんですけども、10年間リースで、市の持ち分が570基、半分補助でLEDに変わる、いいことでしょう。それから、地区の防犯灯もLEDに変える、半分ぐらいの補助でできる。214地区にどうですかというて調査を出したら、13地区から返ってきた。少ないですね、正直なところを言うたら、いい予算なんですけども、説明不足などが僕はあるんじゃないかと思う、今回は、またほかにこのようなものがあつたら、もうちょっと説明をしやすい。

というんが、僕ちょっとこれ担当課からもらったんですけども、説明資料を。今市独自の防犯灯の補助金もあるんですけども、ちょっとそっちのほうな有利なように書いてあるんで、実際ぐっと読んでみたら、メンテナンスもついてるからやっぱりこっちのほうがよく、国の補助のほうがよくないかと思う、その辺のちょっと説明不足があつたんじゃないか思いますんで、できますれば、今度このようなことがあるならば、もうちょっとこっちがいいですよと、その辺の説明をしっかりしてやってください。やっぱりいいほうがいいわけですから。行政はいいとって乗っているわけですから、当然自治会も地区もこっちに乗ってもらわなきゃあ困るわけですから、その辺のところ今後気をつけてください。これはもうこれだけにしときます。

それと、地方創生の話ですけども、看護師等、介護福祉士も必要なんですけど、普通の介護士、ちょっと前と言うホームヘルパー2級とか、そういうところの介護士等も育っていかんわけでありまして、外国人等でも看護師となれば資格が要るんですけども、介護士となれば資格なしでも1人代表者がおられればできるというところがあるわけで、今これは国会の中でも審議されているところだと思うんで、外国人の介護士については、それが決まった時点で、また美作市として地方創生の中で生かされるんなら、国レベルのものを市単独でやるというのは、またこれはいいPRになると思いますので、ぜひともその辺をしっかり皆さんに説明をしながら前に進めていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

スポーツアカデミー構想につきましてはしっかり調査してください。本当に湯郷と観光といろんなことで

連携すればいいんですけれども、実際足りないんですよ、本当。もうちょっとあったらもっと人が来るんですよ、スポーツで。ですから、その辺しっかりとよろしく願いをいたします。

そして、国際サーキット2,500万円、体験をさせるということなんで、雨の日はドライビングシミュレーターを置いて、雨の日はするんだというんですけれども、体験するのに車が何台、今回レーシングカーですか、何台用意をするのか、今回。1台や2台じゃあ話にならないんじゃないかなという部分もあるし、どれだけ人が来るかということもありましようけども。

それと、ドライビングシミュレーターというのは雨の日に、ゲーム感覚じゃないですけど、もっといいものなんでしょうけども、これは別に国際サーキットへ置く必要もないと僕は思うんですよ。国際サーキットへお金を出すのなら、そこからそりゃあNODAレーシングのある場所に置いとくべきじゃないか思うんです。せっかくNODAレーシングさんがあるんならば、NODAレーシングさんと観光と国際サーキット、トリアングルで結ぶ、これが一番じゃないか思うんですよ、正直。雨の日にサーキットへ行きません、正直言って。雨の日は地元へおるんですよ。なかなか出にくいところを、ほんならNODAレーシングへ行ってみようじゃないかということになって、そこでやってみて体験するんです。その辺のところをいま一度お聞かせ願いたい。

せっかく誘致したんなら、しっかり皆さんに理解もしてもらわにゃあいけん。方針というものが必要なんですよ、本当。岡山湯郷Be11eじゃないですけども、それは湯郷Be11eのときもそうでした、最初。もう大変でした。けども、やはりそれぞれの応援を、支援をする方々がやっぱり親身になって、いろんな関係者に懇親を深めていって今があると思います。その中で助けていただいて今があるわけで、だから、せっかくNODAレーシングさんと呼んで、また国際サーキットさんにこれだけのお金をかけるのであれば、もうちょっと皆さんにお披露目、PR、懇親、必要だと思いますんで、その辺のところをよろしく願いいたします。

2問目、お伺いをいたします。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

先ほどの2,500万円の中身のことでございますけれども、レーシングカーは1台、今考えてございます。

それから、ドライビングシミュレーターにつきましては2台導入することを考えてございます。

それで、本交付金で整備するのは、あくまでも市は最初の初期投資だけという整理にさせていただこうと思っておりますので、導入は市がさせていただきますが、その後の維持管理はやはりきちとしたところ、国際サーキットさんでやっていただくのがいいのではないかとということもありまして、今回、国際サーキットさんのほうに設置するというのを提案させていただいております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

1点、補足を申し上げますが、先年アメリカに行きましたときに、多くの方が注目をしてくれましたのは、美作市の資源として国際サーキットがあるということはアメリカで注目されました。アメリカの方が寄ってきて言うには、アメリカのサーキットでは今こういうちょうど誰でも乗れるマシンを用意をして、海外からのファンを呼んでいるんだと。特に中国とかマカオとか台湾とかというのは、すごいお金を持ってや

ってくるんだと。予約をして何月何日の1日間で来ると、こういう形になっていて、これはぜひ日本でも誰もやってないからやられたらどうだというような話があったわけですが、そういったインバウンドへの助燃剤というか、後押しという意味合いも含めて、これ考えてございまして、それがゆえに若干雨の日対策というのも念頭に置いているというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

谷本議員。

5番（谷本 有造君）

3回目。

地方創生の予算というのは、普通の足元の予算を組んだんじゃ話にならんわけで、足元の予算はこの間私が一般質問をしたわけですが、私の一般質問を実現していただければ足元はしっかりします。その中で、今度は地方創生に向けて突き抜けたような、どこにもないような、戦略監が言いましたけども、突き抜けたどこにもないような先駆的な予算という、この辺をいま一度皆さんにしっかりとPRしないと、6,000万円、3,000万円、もうどうするんなら、これに使うんかというけど、そうじゃないと通らないんだよということをもっとPRしないと、当然これは26年度の予算であって、繰越事業であって、もうここで上げとかなないと3月末にはもう、もついたらとしてもクリアできないわけですから、だからここで上げてきているという説明を市長からいただきましたけど、もうちょっと早い段階でそういう説明をいただきたいですね、できますればね。また、よろしくをお願いします。

それと、本当にまち・ひと・しごとのパンフレットも見せていただきました、中身を。いろんな思いの中で27名の方がしっかり会議した中を出してきてますけど、その中でやっぱり学校関連が8つありましたね、8つ。教育に力を入れる、市長は行政報告で言っておりますけれども、8つありました。当然これができればいいですし、当然本当にこのことによって美作市が人口減がなくなるということもつながっていくんでしょうけども、1つだけ希望を言っておきます。もうここで終わりますから、一般質問になってもいけませんので。もう一つ、要望しときます。また、地方創生なんで、この辺ありますので、その中で入れていただければありがたいんですけども、通信制の高等学校をぜひともまたよかつたら研究してみてください。これは今まち・ひと・しごとと戦略のこの中にもありましたけど、ニートとかひきこもりとか、そういう分も含めて行けるんですよ、行っているところがあるんです。それでまた、学費が安い、これ。それから、国からの援助がある。ぜひとも通信制の高校を我が町にも誘致したいということもまたつけ加えていただければ幸いかなと、ぜひとも私は実現をしたいと思います。それから後に全日制を持ってきたいというのが私の思いでございます。その辺でよろしく願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

続きまして、通告順番4番、議席番号9番岡崎正裕議員。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）〔質問席〕

また重なったような同じような質問になるわけなんですけど、15ページ、先ほどからいろいろと、昨日も話題になりました6,000万円の件でございますが、みまさか創生費ということで6,000万円、これが全額が国、県の支出金でございます。その中でちょっとお尋ねをいたします。

ダブるところがありますので、全体的な説明というのはよろしいんですが、昨日、山本重行議員が質問した中で、その分について答えていただけなかった、山本議員もそこまで聞いてなかったような感じがするん

ですが、まずは15ページの講師謝金というのが80万円あるんですけども、これはどういうことを、もう内容についてどういう方に講師として来ていただいてしゃべっていただくのかなというのが1つ、それから旅費が156万4,000円、これかなり高額だと思うんですが、これはどこへ何人程度行くような旅費なのかを教えてください。

それから、16ページですが、印刷製本、これはきのうあったんではかね、これは。もう一遍教えてください。印刷製本費というのは何を印刷をされるのか、何部ぐらい印刷されるのかということをお願いいたします。

それから、委託料、これも昨日、それから先ほど谷本議員も質問したんですが、その中で聞きたいのは、かなり例えば東南アジア圏看護師等留学希望実態調査委託料というの、これは1,000万円計上されておるんですが、これ委託料について尋ねておるんですけども、かなり高額な委託料だと思うんです。イメージとして、どういうふうな委託をして、どういうふうになるのか、なかなかわかりにくいという部分がございますので、この算出根拠みたいなものがわかれば、それから委託先はどのようなところなのか、こういうのを委託するということは非常に全国的にも委託先というのはなかなかないんじゃないかなと思ったりするわけなんで、そしたら東京あたりの会社に委託されるのか、大体どういったところに委託されるのか、きのう、きょう大まかなことは聞きましたので、その算出根拠と委託先はどのようなところに委託されるのかということをお願いいたします。

委託料については、以上です。

それから、会場使用料というのが56万円、使用料及び賃借料ですが会場使用料、これは56万円どこを借りてどういうふうなことをやられるのかということをお願いいたします。

それから、次の2,503万円の負担金補助及び交付金については、いろいろと説明がありましたので、その部分は結構でございます。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

岡崎議員の御質問についてお答えいたします。

まず最初に、講師謝金でございますけれども、これは昨日ちょっと御説明させていただいたんですけども、本大好き事業という事業がございまして、子どもたちによい本を知らせていこうということで、本を大好きになっていただけていくということの事業でございますけれども、そのための講師としまして、子どもたちや子どもたちの読書推進に携わる方々を対象にして、読書活動の普及とか促進を図るための本の講習会を開催しようと思っております、そのための講師謝金でございます。今、講師の選定に当たってございますので、交付金が交付決定され次第、講師の方には当たっていきこうということで、担当部署のほうで今計画中でございます。

それから、旅費につきましては、176万2,000円がありますけれども、中身は大きく分けてまして2つ、中身的にはございます。

まず最初に、今、日本体育大学の中等教育機関の誘致を進めてございますけれども、その関係で平成29年4月に開校する日本体育大学の特別支援学校というのが北海道にございますので、そこについて視察を行う経費、これは約5名分で86万5,000円、計上させていただいております。5名というのは、これが関係部署がまがりますので、庁内で関係部署の職員が行くとなるとこれぐらい、5名分ぐらいになるのかなという

ことで今計上はさせていただいております。

それからもう一つは、台湾に、これはインバウンドの関係で台湾からのインバウンドを誘致するために、交付金がつけばの話ですけれども、平成28年3月に開催されます台湾でのフェアがあります。タッチ・ザ・ジャパン2016イン台湾という、台湾での対日フェアでは最大規模のフェアがございまして、そこはブースで4日間、ブースを張るわけですけども、関係職員として2名分の旅費として43万5,000円を計上させていただいております。

失礼しました。もう一つありました。3つありました。

もう一つ、残りが46万2,000円ございますけれども、これは店舗経営後継者事業というものをまた別途やってございまして、そのための大阪、東京でのPRをしていこうと思っておりますので、そのための出張に要する費用として計上させているところでございます。それが旅費でございます。

次に、印刷製本費でございますけれども、47万5,000円になってございますけれども、このうちの17万5,000円分は、先ほども申し上げましたが、台湾からのインバウンド誘致のためのパンフレット、配布するためのパンフレットを印刷しよう、つくろうと思っております。

残りの30万円は、これも店舗経営後継者事業としまして、啓蒙用のパンフレットであるとかポスターをつかって作成していこうという費用でございます。

それから、委託料全般で、委託費のこの中身のことでございますけれども、例えば看護師等ニーズ調査委託料500万円、東南アジア圏看護師の留学希望実態調査が、これが1,000万、ベトナム看護師等留学希望実態調査400万円ありますけれども、これはそれぞれ中身的に申し上げますと、例えば看護師等ニーズ調査、これはこの近場の岡山県内の近場の調査機関、シンクタンクあたりに委託をしまして、この美作市あるいは3県境地域の看護師等のニーズのニーズ調査、マーケティング調査をきちっとやっていこうということでございまして、中身としましては、人件費及びアンケートをする費用、それからヒアリングをする費用、あるいは先進地域視察をする費用、それを積算しまして500万円ぐらいで積算をしております。

それから、東南アジア、これちょっと最後にさせていただきますけど、ベトナム等看護師のほうは400万円ありますけれども、これはベトナムと美作市が今提携を結んでおりますダナン大学に対して、ダナン大学は医療系の大学が中にございますので、7万人ぐらいの学生さんを擁する総合大学でございますので、そのダナン大学に対して、そのダナン大学の学生の中でこちらのほうに来る意思がある人がどれぐらいいるのか、またダナン大学でのそういうニーズとかスペックとかという、ダナン地方、中部です、中部地方について、彼らの目線で調査をしていただくための、これも調査費のため人件費であるとか、アンケートをしたり、ヒアリングをしたり、場合によってはこちらのほうに、日本に調査に来る費用、そういうものをのせております。400万円としているのは、向こうで物価の関係がございますので、若干向こうのほうがアンケートとか、向こうでの費用は安くなるということで積算上、同じような積算をしておりますけれども、400万円にしております。

東南アジア圏域は、そのベトナム以外にも今日本は我が国はEPA、いわゆる経済協力協定におきましてインドネシアとフィリピンと、看護師、介護福祉士の受け入れのための研修というのをやってございます。この2カ国プラス、プラスワン、もう一個、タイであるかどこか、ちょっとそこは考えてないんですけども、少なくとも3カ国ぐらいのこちらに来るニーズというのはあるんじゃないかということ、これは日本でのそういう海外協力調査機関を通じて御紹介いただいて、そこに調査をかけます。現地調査をさせていただきます。

ということで、例えばベトナムで400万円ぐらいですので、ざくっと見ると掛ける3です、1,200万円かか

るんですけども、重複する部分もあるだろうということで積算をしまして1,000万円という形に、大まかでございますけども、させていただいているというのが中身の御説明にさせていただければと思います。また、委託先等は当然未定でございます。

それから、会場借料がございましたけれども、会場使用料は56万円計上させていただいておりますけども、そのうちの36万円は、これは台湾からのインバウンド誘致のためのタッチ・ザ・ジャパン2016イン台湾への参加時の出店ブースの借り上げ料を考えてございます。

残りの20万円は、店舗経営後継者事業のために大阪、東京で出張してイベント会場を借りてイベントをしますので、そのときの出店料として10万円掛ける2で20万円を計上させていただきます。

ちなみに、東京では東京ビッグサイトを会場にしたところでのフェアがありますので、そこでの出店料が大体10万円と聞いてますので、そこに乗っかろうかなと思ってますし、大阪ではA P大阪梅田茶屋町を会場とした、岡山県が主催する晴れの国ぐらし総合相談会、おかやま交流・定住フェアというものがございまして、その出店料が10万円ということで見込んでございます。

最後に備品購入費が70万円ございますけども、これは本大好き事業に係る図書購入費です。今までやっぱり買いたいとおっしゃっているニーズがございましたので、子どものための読書活動を推進するための日ごろ収集できないような図書をこの際収集させていただこうという費用を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

市長。

市長（萩原 誠司君）

若干補足をさせていただきますと、今とりあえずの積算について話をさせましたけれども、先ほど申し上げましたように総額が変わる可能性があるんです。それで、積算もきちっとしている、例えばブースの借り上げ料が何万円とかというのは、これもういじれないんで、したがってどこかにこれは余裕を持たせる必要があるんだと。それは内示が出たときに、最終積算をしないと全体が破裂しますんで、そういうもんだというところだけちょっと御認識をさせていただければお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

非常に多岐にわたってありますので、非常にわからない部分もあるんですけど、どうもいろいろとまとめであるんで、例えば委託料の中でもその事業別に細かいところを先ほど言われたんですが、事業別に割り当てがわからない部分も結構あるんですが、これは委員会のほうで審議をしていただきたいのと、できたら詳しい資料が、できれば例えばこの6,000万円全体のこういうことをやるんだというような非常にわかりやすい説明資料があればいいかなと思っておるんです。このことについては、市長のやり方と方針というのが非常に大きく反映をされておるといふふうに私は理解をしておるんですが、そういった中でもう少し詳しい、委託料は委託料でも、この事業とこの事業に委託料が割り振りが何ぼうかなというような資料があればありがたいんですが、それは委員会のほうでやっていただければと思います。

それから、ちょっと忘れておりましたが、これの議案質疑の次のページの……。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員、一括質問になっておりますので、一括質問になっておりますので。

9 番（岡崎 正裕君）

2回目ということで結構ですんで、よろしいですか、言わなくても。

19ページの繰出金の2,835万5,000円と、それから工事請負費の230万円についてもお願いをしたいと思うんですが。

委託料については、もうこれで結構です。あとは委員会のほうでやっていただきたいと思います。ですから、先ほど忘れておりました19ページと22ページの件について答弁をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

環境部長。

環境部長（妹尾 昌弘君）

おはようございます。

岡崎議員の御質問の19ページ、下段の簡易水道特別会計繰出金の2,835万5,000円でございますが、これは今回お願いしております簡易水道特別会計補正予算書のとおり勝田地区梶並浄水場の浄化施設であるろ過装置4系統の処理能力が低下を来したため、給水量を確保するために交換する工事費と老朽管布設替え工事に伴う支障移転の補償費などの増額補正に伴う一般会計からの繰出金でございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

岡崎議員御質問の22ページ、款11、項1、目2、節15の工事請負費でございます。これは災害復旧費でございます。工事費2,500万円の内訳でございますけれど、7月16日から18日にかけての台風11号災害により被災した長谷内地内の農道災害復旧事業を1件、予定をしております。

以上であります。

議長（山本 雅彦君）

岡崎議員。

9 番（岡崎 正裕君）

簡易水道の件につきましてはわかりました。これ特別会計の中でもまた出てくるかと思うんですが、そこで詳しく説明をいただければと思います。

それから、私が認識しとったのは、今工事請負費が出たのが、災害があったんだろうかなというふうなことがあったもんですから質問をしたわけですけど、わかりました。

そういったわけで、以上でよろしいんですが、このみまさか創生費につきましては、非常にいろいろと議論になっております。市長の方針として人口減に対するいろんな思いがありまして、こういうことをやられておると思うんですが、先ほども谷本議員のほうからもありましたけれども、よそから人を入れるということは非常にいろいろとこれに反対を唱えられる方もおられるんですが、私としてはこの前ちょっとNODAレーシングの校長先生とも機会があってしゃべっていただく機会があったんで、私の感想を申し上げますと非常にレーシングの社長だけではないに、ここへ来られる人がいろんな意味で我々とは全く価値観の違う方が多いのかなというふうに私は認識しとんです。これは私としたら、そういうのは非常に歓迎すべきものではないかなと。というのも、我々は今までずっと市内で生活をしておった中で、同じような価値観、私の先生の一人が言われたんですが、これも総括ですからちょっと言わせてください。一般質問ではないんですけど。

言われたのが、同じような者と話をすると、同じ価値観を持った同じような者とは、それは話はせにゃあいけんのんだけど、じゃなしに全く価値観の違う人間と話をしなさいと、そしたら物すごく得られるものがあるということで、この今の6,000万円というのが非常に有効に、そういった意味で有効に使われるように期待をするという意味で、そういった意味も含めて委員会の中で細かく審議をしていただきたいというのを希望して、この議案質疑の締めくくりといたします。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

ただいまより10分間休憩します。

午前10時56分 休憩

午前11時06分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案質疑を続けます。

続きまして、通告順番5番、議席番号4番安本博則議員。

安本議員。

4番（安本 博則君）〔質問席〕

よろしいでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

はい、どうぞ。

4番（安本 博則君）

もう簡単にやりますけど、とりあえず一般会計の分です。

20ページ、農業振興費の中の節の14使用料及び賃借料、土地借り上げの69万円、それと備品購入費の40万円、これは何をするための土地借り上げなのかと、それどういうものを購入される、農業振興費としてどういうものを購入されるのか。

22ページの節の13委託料の中の設計委託料、これは何件、例えば旧作東とか旧美作とかで何件分とかという感じで教えてもらいたいと思います。

それと、款の11の災害復旧費の中の委託料500万円、中で測量設計委託料、これも先ほど言ったのと同じで地区と何件分、500万円の内訳。

それと、節の15の工事請負費の4,350万円、これも今言うたように細かくはいいですから、入札の関係とかあるんでいいですけど、できる範囲でお願いします。

それと、17の公有財産購入費、土地購入費、これはどういうのを目的にされての土地購入なのか、50万円が、その辺をお尋ねします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

それでは、私のほうからは土地借り上げ料、それから備品購入費、この件につきまして御説明を申し上げます。

これは独立行政法人の都市再生機構より借り上げております彩菜みまさか箕面彩都店の店舗敷地2,407平米と第2駐車場3,053平米の借り上げ料でございまして、事業専用定期借地権設定契約に基づく賃料が本年

度の固定資産税の評価基準の見直しということでございまして、これは3年に1度見直しすることになっておりますけども、その改定されることから不足いたします賃料、店舗敷地31万9,000円、それから第2駐車場37万1,000円の追加を補正をするものでございます。

それから、備品購入費40万円の件でございますけども、これは獣肉処理施設におきまして利用しております真空包装機の導入に伴うものでございます。当初予算におきまして60万円の予算計上をお願いしておりましたけども、26年度の施設への個体搬入頭数が当初計画の1,000頭に対しまして、現在では1,580頭ほどということで大幅に増加をしていることと、岡山県より真空包装機導入に係る補助金がいただけるということになりまして、一回り能力の大きい機械を導入したほうが適当であるというふうな判断から、機種見直しによりまして不足する備品購入費の40万円を補正するというようお願いをするものでございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

建設部長。

建設部長（真野 弘紀君）

安本議員御質問の件でございますが、これいづれも先ほど岡崎議員のときに申しましたが、7月16日から18日にかけての台風11号による災害によるものでございます。

まず、21ページ、款11、項1、目14、節13の委託料110万円です。これにつきましては、林道災害でございまして、大原地区2件分の実施設計に係る測量委託設計でございます。それから、22ページ、款11、項1、目14、節15の工事請負費890万円でございますが、これが先ほど申しました、大原地区ですが、林道2件分の工事費でございます。これいづれも9月2日に災害査定を受けております。

次に、22ページ、款の11、項の2、目7、節の13委託料500万円でございます。これは市道災害でございまして、大原地区1件の用地測量に係るものでございます。道路ののり面が、切り土のり面が崩壊いたしまして、土地を買収して、のり面を復旧するというので、この用地測量に係るものでございます。

それから、ページ22、款の11、項の2、目の7、節の15の工事請負費でございますが、これは災害復旧、市道災害で2件ございます。災害査定9月11日に受けておりますが、大原地区1件と作東地区1件の2件でございます。

それから、歳出、22ページ、款の11、項の2、目の7、節の17の公有財産購入費50万円です。これは先ほど言いましたのり面崩壊の分の土地の買収費でございます。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほどの江見部長と真野部長の説明で大体はわかりましたが、獣肉のほうの関係は、真空パックに使うということですね。当然頭数がふえたりして足りないものは買ってもらって、今の施設を有効に、なおかつ最大限にもらうために必要なものであるなら、今後もまたふえるようなことがない、買うものである程度余裕を持ったものが買うのかなと。いやまだ今いっぱい分なんだと、でも違いますよと、もう少しまだふえても余裕がある分なんですというものなのかということをお願いします。

それと、箕面店の件は、それもう今後ふえることはないのかということです。

建設部のほうの林道とか用地の分については、災害があったらやむを得ない話なんで、このことについては大体大原地区とか作東地区が主なんで、内容を聞くとね。これができればまた工事もして、市民の方の安

心・安全にもつながると思うので、この件についてはよろしいですけど、今言った経済部のほうの先ほどの件について再度説明をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

経済部長。

経済部長（江見 幸治君）

まず、箕面店の件でございますけども、これ基準になっておりますのが、総務省の統計局公表によります消費者物価指数、この変動率を採用しております。3年前は逆に3万6,000円下がっているということになっておりまして、その場合によって下がったり上がったりすることなんで、今回は上がったということです。

それから、獣肉処理施設につきましては、先ほど申し上げましたけども、単独ではなくて県のほうから補助金をいただいたんで一回り大きいものを購入したというふうに発言いたしましたから、今のところ余裕があるんじゃないかなというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

それは部長が思うだけで、実際どうなるかまだわからんので、思っただけで、またという話にはならないように。ふえることはいんですよ。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

通告者の質疑が終了いたしました。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第74号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第75号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで議案第76号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第77号「平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第77号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、質疑を行います。

発言通告はございませんので、他に質疑を受けます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議案第78号の質疑を終了いたします。

以上で全ての議案に対する質疑が終了いたしました。

お手元に配付しております審査付託表をごらんください。

お諮りをいたします。

ただいままでに上程されております各議案は、審査付託表に記載のとおり、各常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、付託表のとおり付託いたします。

日程第2 請願・陳情について

請願第1号「雇用促進住宅（サンコーポラス勝田）取得に関する請願書」

請願第2号「塩垂山整備に関する請願書」

請願第3号「里山公園に関する請願書」

請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」

請願第5号「品位ある美作市議会の議事運営を求める」

議長（山本 雅彦君）

続いて、日程第2、「請願・陳情について」を議題とし、一括して上程いたします。

今定例会までに受理した請願・陳情につきましては、配付いたしております付託表のとおり、請願第1号から請願第3号を産業建設委員会に、請願第4号を総務委員会に、請願第5号を議会運営委員会に付託いたします。

なお、請願第1号から請願第5号につきましては、紹介議員から請願の紹介をお願いいたします。

初めに、請願第1号、西元議員、よろしく申し上げます。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

請願第1号「雇用促進住宅（サンコーボラス勝田）取得に関する請願書」であります。

これは勝田地域に雇用促進住宅というのが今あります。40戸ほどの住宅です。これが市に購入をしてもらえんだろうかという相談もあるようです。そういう点では、私たちは市が購入してもらって、勝田地域に住宅があると、安い住宅を供給してもらって、勝田地域の人口増にもなりますし、美作地域での人口増にもなります。そういう点での大きな構想のもとに、特に勝田地域は過疎で本当に高齢化率が一番高いという、いわゆる限界集落の典型のような格好になっております。そういう点では、そういうものをある程度解消できるのは住宅政策だろうというふうに思います。そういうことを中心にして美作市が購入をしてもらって、美作市が勝田地域あるいは美作市全体の人口増に弾みがかかるような住宅政策をやってほしいと。特にこれが勝田地域での全区長会での意思です。そういう意味では勝田地域の悲願でもありますから、そういうものを皆さん方と協議しながら、あるいは執行部の多大なる犠牲ではありますが、貢献という意味では地域の貢献あるいは美作市の貢献として位置づけて購入をよろしくお願ひしたいということを切に希望して、この請願第1号を上程する次第です。皆さん方のよろしい御判断をお願ひしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

請願書につきましては、既にお手元に配付してございますので、御確認いただいたものと思います。

続きまして、請願第2号、請願第3号について、尾高誉久議員、お願ひします。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）〔登壇〕

請願第2号、請願第3号について、紹介議員として趣旨説明をさせていただきます。

請願第2号「塩垂山整備に関する請願書」で、これは湯郷自治会の鳥越重一会長、また湯郷観光協会の佐々木慎太郎会長、湯郷温泉旅館協同組合理事長の尾高貢氏より、3団体から出た請願でございます。塩垂山全体を都市公園として整備してほしいというのが要旨でございますが、以下、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

〔以下朗読〕

続きまして、請願第3号、請願者は、林野地区会長宿茂悟氏、また三倉田上自治会長水杉克己氏でございます。これにつきましても、今塩垂山公園とあわせてぜひ長大寺の山についても公園整備をしていただきたいというのが要旨であります。以下朗読をもって説明にかえさせていただきます。

〔以下朗読〕

審議のほど、よろしくお願ひいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、請願第4号、西元議員、よろしくお願ひします。

10番（西元 進一君）〔登壇〕

請願第4号、山本雅彦議長に「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」というものが出ております。私はこの請願を見たときに、誰も議員としては紹介議員としてはなりくいんではないかと、私が泥をかぶる以外に手がないうことを感じまして、紹介議員になることにしました。

議会に請願が来た以上、紹介議員がないので葬り去るということについては私は忍びなかったので、そういう点での犠牲だというふうに考えてほしいというふうに思います。

これは尾高議員も趣旨に対して読み上げられたんで、誤解があってはまずいと思うんで、そういう点ではこの請願に対する趣旨を朗読させていただきたいというふうに思います。

〔以下朗読〕

私は監査委員さんが意見を述べられるのは、議会ではないというふうに思っております。そういう点では、執行部に意見を述べられるということは強く求めますが、議会に対しては執行部側からの監査委員の意見として求められるのが普通だというふうに考えておりますから、その点はきちっと識別されるべきだというふうに思います。

以上です。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

続きまして、請願第5号、鈴木悦子議員、お願いします。

12番（鈴木 悦子君）〔登壇〕

それでは、請願第5号、朗読をもって説明させていただきます。

請願者は別紙の請願者名簿のとおりでありまして、この請願書の裏、それからあと2枚ついております。森本正章さん初め111名の方より提出をされております。

〔以下朗読〕

どうぞ御審議よろしく願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。本日はこれで散会することに決定をいたしました。

再開は10月5日午前10時からです。

御苦労さまでした。

午前11時36分 散会

平成27年10月5日

(第 7 号)

1. 議事日程（7日目）

（平成27年第4回美作市議会9月定例会）

平成27年10月5日

午前10時開議

於議場

日程第1 認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号、請願第1号～請願第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 発議第4号 美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について
発議第5号 美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について

日程第3 議案第79号 訴えの提起について

2. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	金谷典子	2番	重平直樹
3番	安藤功	4番	安本博則
5番	谷本有造	6番	則本陽介
7番	萬代師一	8番	尾高誉久
9番	岡崎正裕	10番	西元進一
11番	本城宏道	12番	鈴木悦子
13番	岩江正行	14番	小淵繁之
15番	万殿紘行	16番	日笠一成
17番	山本重行	18番	山本雅彦

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市長	萩原誠司	副市長	安部薫
副市長	横山博光	教育長	大川泰栄
政策審議監	福原覚	総務部長	尾崎功三
危機管理監	山本和毅	企画振興部長	竹田人土
総合戦略監	森分幸雄	市民部長	安藤郁雄
環境部長	妹尾昌弘	経済部長	江見幸治
保健福祉部長	山本直人	建設部長	真野弘紀
教育次長	小林昭文	消防長	山崎正雄
会計管理者	安東弘子	会計課長	則本尚輝
監査事務局長	船曳敬吾	高齢者福祉課長	神原秀哲

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	本田卓治
課長	大佛裕彦
主任	井上大佑

議長（山本 雅彦君）

皆さんおはようございます。

携帯電話の電源を切っていただきますようお願いをいたします。

傍聴者の方は傍聴規則を遵守していただきますようお願いをいたします。傍聴者の方が傍聴規則が守れない場合は、議場より退席をしていただきます。

9月16日に引き続き会議を開きます。

本日は全員の出席であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日、議会運営委員会が開催されておりますので、議会運営委員長より報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

本日午前9時より、議員控室において、議長、委員、市長、副市長、政策審議監、担当部長出席のもと、議会運営委員会を開催し、追加議案3件について協議をいたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議員から議案を提出したいとの旨の申し入れが2件あり、協議いたしました。

議員からの議案は、発議第4号「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」と発議第5号「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」でございます。この2件の発議は、岩江正行議員外2名の議員で発議をいたします。発議第4号並びに発議第5号は、各委員長報告の後に日程第2として上程をいたします。

また、市長より新たに議案を追加したい旨の申し入れがあり協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

市長から送付されました議案は、議案第79号「訴えの提起について」の1件でございます。議案第79号は、日程第2の後に日程第3として上程いたします。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

ただいま議会運営委員長の報告がありましたように、発議第4号、発議第5号、議案第79号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

日程第1 認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号、請願第1号～請願第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第1、「認定第1号～認定第3号、議案第63号～議案第78号、請願第1号～請願第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）」を一括して議題といたします。

これらの議案等につきましては、9月16日に各常任委員会及び議会運営委員会に付託となっております。いずれも各委員会において審査終了の旨、報告があり、審査結果報告書はお手元に配付のとおりであります。

この際、各常任委員長及び議会運営委員長から審査結果の報告を求めることにいたします。

まず、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

6番（則本 陽介君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。

ただいまより総務委員会委員長報告をさせていただきます。

平成27年9月定例会美作市議会総務委員会の委員長報告をいたします。

去る9月28日午前10時より、美作市役所4階議員控室におきまして、委員全員出席のもと、執行部から萩原市長、安部副市長、横山副市長、福原政策審議監、担当部長以下関係職員が出席し、総務委員会に付託されました議案8件、請願1件について慎重に審査を行いましたので、その内容について報告いたします。

まず、議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、総務部から説明を受けた後、委員から附則(3)の施行日について、第16条に審査会の美作市の名称、第7条の2、特定個人情報利用目的のところの以外の目的についての質問があり、執行部から、(3)の施行日は平成28年1月1日、審査会の名称は美作市情報公開個人情報保護審査会、第7条の2については、個人情報の利用ができる場合として本人の同意があるとき、本人に提供するとき、法律等に定めがあるときとなっており、これらに該当しない場合が目的以外ということになるとの答弁で、委員より、マイナンバーカードにおさめられる情報についての質問に、執行部から、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真が主なもので、本人の家族構成、勤務先、収入等は今のところは入らないとの答弁。

委員より、第7条の2の本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難とはどういうことか、本人の同意があればよいのではないかとの質問に、執行部から、ここでは前段と後段に分かれて、一つには本人の同意がある場合となり、あと一つは本人の同意がない場合で、本人の同意を得ることが困難な場合という読み方になり、これは本人の所在がわからない状況をうたっており、個人の生命、身体、財産等の保護のために必要である場合で、例えば災害等の非常時のための記載と御理解いただきたいとの答弁。

委員より、40条の利用停止請求についてはどういうことの想定なのかとの質問に、執行部から、元の番号法に提供の制限があり、第19条に何人も次のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならないという項目があり、十数項目の定めの中で大きなものとして本人の承諾を得ないものというのが一番にある。きちんとしたルールに基づいて正当な理由のない収集の場合に、利用停止の請求ができるということとの答弁。また、市長から、補足させていただきますと、法律でだめだというものは絶対だめではありますが、ただし法律が想定している以外の状況であって、十分立証できる話を法人や個人がした場合には認めざるを得ないと解釈する旨の説明がありました。

委員より、パスワードの慎重な取り扱いについての説明を求めたことに、執行部から、管理については職員への罰則規定もあり、また番号法の中にも管理については適正に管理をしなさいと明記されているとの答弁。また、市長から、法律上の制限がかかっており、実際にその保安措置が職員に対する懲罰行為であり、パスワードの不正使用が露呈した場合には、当然懲戒処分の対象になるとの説明がありました。

次に、議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」、市民部から説明を受け、委員より、審議会の年間開催予定、委員会の報酬等の予定はどうなのかとの質問に、執行部から、開催回数は流動的な面も考えられますが、3カ月から4カ月くらいのペースを予定したいが、もう少し台帳の整備を行い、回数を設定したい。

委員より、今も条例を経過措置として残しておく必要はないかとの質問に、執行部から、今回の条例改正

で特に大きなところは行政代執行と審議会の開催になります。昨年6月に施行された現在の条例では、住民の方から危険な場所に関する情報が寄せられた場合に、所有者を探して報告し、処置を行ってもらうところまでです。今のところ、審議会で審議をいただき、代執行まで行く緊急的な事案は上がってきていない状況であり、12月議会で補正を考える予定との答弁。

委員より、空き家の実態調査は、昨年各区長に頼んで実施したと思うが、それを活用するのかとの質問に、執行部より、昨年度から今年度にかけて各区長さんや自治会長さんをお願いして、各地域の危険な場所や家屋が危なくないかという空き家調査を行い、そうした情報を現在台帳に整理しており、再度地元へ返して確認を行う予定である。また、緊急を要する事案は別に調査を実施していきますとの答弁。

次に、議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、市民部から説明を受けましたが、委員より質問はありませんでした。

次に、議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、企画振興部から説明を受け、委員より、過疎対策事業の着手は過疎計画の承認後に行われるべきではないか、手順は法令にのっとっているのかとの質問に、執行部から、岡山県の事前協議は行っており、事業そのものが対象外となるものではないが、協議の中で指示事項があるので、これに留意して事業を実施する必要があるとの答弁。市長から、現実的な事務の流れは、岡山県と個々の事業を協議し、しっかりと固まったものを過疎計画にのせていくという形になっている。法で定められたことと実際の事務手続に乖離があるので、市長会などを通して議論をしていきたいと説明がありました。

委員より、城山公園の平成27年度整備箇所について説明を求め、執行部から、城山城址付近の眺望をよくするための立木の伐採、案内板、休憩施設の設置を予定しているとの答弁。整備が完了したら、都市公園として申請するのかとの問いに、市長から、申請するのではなく、所有者の承諾を得られた箇所から美作市が都市公園として公園台帳に面積を加えていく。交付税への反映は2年後となる。また、公園台帳に載っているが、手が加えられない状態が長く続くと交付税の対象となっていることが問題となってくる。林野地区の行政懇談会では、防災面について心配をする声が寄せられたとの説明。

委員より、過疎計画に城山公園を計上するに当たって地権者の同意は必要ではないのかとの問いに、執行部から、事業を実施する上では必要だが、過疎計画に上げる段階では必要はない。岡山県との協議の中で地権者の同意を得て進めるよう指導されている。財源措置されていないものまで事業実施することは避けるべきと考えている。

次に、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、企画振興部から説明を受け、委員より、辺地債は財源措置がよいので、有効活用して事業実施を望む。また、上山地区の事業には、対象外経費が含まれているが、日指地区の事業には含まれていないが、理由は何かとの質問に、執行部から、日指地区は、前計画からの継続事業で、ある程度事業内容が確定している。上山地区は、この計画から事業を開始するため、起債対象外経費が生じる可能性が高いので、担当課が余裕を見ていると考えられるとの答弁。

議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、初めに企画振興部所管分の説明ですが、ここではみまさか創生費補正予算の説明員として、部長の要請に応え、総務委員全員の賛成を得て入室を許可し、経済部産業振興課、教育委員会社会教育課から説明を受けました。

委員より、国勢調査の調査員の報酬が補正されていることの詳しい内容説明を求めると、執行部から、国勢調査は現在進行形であり、事業費の詳細が確定していない。今回は岡山県の内示額に総額を合わせたもので、調査終了に伴い事業費が確定した時点で、再度調製を行うものとの答弁。

委員より、美作市創生総合戦略推進会議は何回の会議を行ったのかとの質問に、執行部から、3回開いている。これは交付金の中身というよりも、考え方や方向性について議論を行い、戦略を立てていくものとの答弁。

また、交付金が満額交付されなかった場合の対応についての質問では、交付金が0円なら、その事業はできない。減額された場合は、事業の大きなテーマ、事業名は変えられない。競争率も高く、事業の中身を精査し、柔軟に対応する仕組みを考えている。予算を確保するためには、枠いっぱいの申請をしていき、調整を考えているとの答弁。

委員より、委託料に看護師等留学希望実態や東南アジアの調査が計上されているが、減額された場合に十分な調査ができない場合、縮小があるのかとの質問では、事業の優先順位を考慮し、3県境地域のニーズ、マーケティング調査は必ず行う。また、外国からの人材確保は、国が行っている経済協力協定により外国人看護師などは増加している。全ての調査を実施したいが、交付金の額によって調査の範囲、内容を決定していく。看護学校の誘致に向けて折衝する上で、ニーズマーケティング調査結果は持つておくことが重要であるとの答弁。

委員より、インバウンドなどの効果があると思われるものもあるが、東南アジア圏看護師留学希望実態調査とか、ベトナム看護師留学希望実態調査が1,200万円、また国際サーキット関係が2,500万円あるが、具体的な説明の求めに、執行部から、インドネシア、フィリピン等の委託と、ダナン大学のベトナム等の実態調査の委託ですが、概算見込みで必要と思われる予算を計上しており、入札時等で細かく精算するもの、委託先についてはジェットロやダナン大学を考えている。国際サーキットの利用について、外国人観光客も含め、湯郷温泉とタイアップして宿泊体験型で実際の体験走行が実施できるよう進めていきたい。さらに、NODAレーシングアカデミーの生徒も利用可能と考えているとの答弁。

委員より、財源内訳で一般財源がないが、必要がないのかとの質問では、執行部から、100%満額交付金決定を受ける前提で予算計上をしているが、交付金決定額により財源等の見直しも必要になることも含みがありますが、その際には協議をさせていただきたいとの答弁。

委員より、サーキットの利用率向上等でF3レーシングカーの購入が計画されているが、一般人でも運転できるのか、NODAレーシングアカデミーの生徒が多く利用することになるのではないのかとの質問では、市長から、ことしの湯郷温泉の宿泊客が少し増加しているようですが、その中の何%かはレーシング関連によるもので、アメリカの実例ではネバダ州のカジノに隣接したモータースポーツカントリークラブがあり、カジノとモータースポーツを楽しむことができることで多くのアジア系のお金持ちのお客が訪れていることから、日本でも同業者が関心を示し注目されていることは、うまくアピールすれば、そういったニーズを美作にお呼びできるのではとっております。また、なぜF3レーシングカーなのかとの質問では、アジア地域の方々をインバウンドとして呼び込むためには、最低限のカテゴリーであるF3レベルのレーシングカーが必要であるとの情報から計画したものとの答弁。

委員より、EPAの1,000万円についてももう少し明確な答弁をとる質問では、執行部から、今回の予算はあくまで今年度末までに執行するというので、ソフト事業しか使えないもの、ハードを意識した設計とか、違ったやり方というものもあるかもしれませんが、今回の交付金は使途の縛りが厳しく、ハードに関するものには使えません。我々が誘致するときに何を武器にするか、この地域ならではの特色のある取り組みを出さなければならない。そのときに幸いにもベトナムのダナン大学とのつき合いがあるので、これはアドバンテージになるということでもあります。現在、東南アジアからもEPAで人材がどんどん来ている。したがって、大原高校跡地を利用して看護学校をつくるとなれば、学校側からも魅力的で、我々としてもメリッ

トが大きいので、この案件についてはきちんと調査しておきたい。全国的にこういった案件は全くないので、国へ交付金を取りに行くときに調査をした上で説明を行うと、真剣に取り組んでいることで評価され、交付金を取りやすいと考えています。

また、どこでもやっていない案件だったら、国もしくは民間が行うべきこと、過疎で財政的に恵まれていない地域なのに市が行うべきことではないのではとの質問に、市長から、国がやるとしたら日本全体になる。今回の調査は美作市に来ませんかという調査、美作市に来てくれる方が、例えば50人もしくは60人いるのかどうかの調査となるとの説明。

委員より、地方創生の6,000万円の確定時期はいつごろかとの質問では、地方創生のタイムスケジュールでは、10月下旬に採択、交付申請で、11月上旬交付決定となり、事業終了は28年3月末との答弁。

次に、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、市民部所管分の説明を受け、委員より、LED照明調査委託料についての質問では、執行部から、公募で行い、ファイナンスリースができる地元の業者を入れることができるところと考えているとの答弁。

委員より、防犯灯の設置について、経費の考え方の質問では、執行部より、6月ごろ、この事業を行う前に要望調査を214地域の自治会に文書送付や説明を行い、その結果、13地域160灯の要望が上がってきた。経費の1万円は、10年間で1万円いただき、あとの地元の負担は月々の電気代のみとなり、約170円から190円となりますとの答弁。

また、214地域の中で13地域からしか要望がないことについての質問では、執行部から、今まで取り組んできた既存の制度として1万円を補助するものがあり、どちらかを選ばれたと思われますとの答弁。

委員より、リースの場合、修理も取りかえもやってもらえるため、地元の負担が軽くなり、よい制度なので、もう少し内容を理解してもらい、市の補助金制度も見直しながら進めていくと本来の普及になると思うので検討していただきたいとの要望には、わかりましたとのことでした。

委員より、負担金の内容について、特に安全性の確保について住民に安心感を与える説明を求める質問に、執行部から、負担金の内容は、通知カードの作成、発送事業費、個人番号カードの申し込み処理事業、個人番号カードの製造、発行事業、さらにカード機能の一時停止等のコールセンター事業があります。国が決めている美作市の発行枚数により、27年度の交付金として1,047万7,000円が上げられている状況です。また、通知カードは全員に発送しますが、個人番号カードは任意の申請になっております。セキュリティーのほうは、カード自体に今後結びつけていく税情報とか災害情報、福祉関係などのサービスが付加される予定である。今のところ、各課での管理となるので、国民年金の漏えい事件のようになることは考えられないと思いますとの答弁。

次に、総務部所管の説明を受け、質疑はありませんでした。

続いて、議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、市民部より説明を受けましたが、質疑はありませんでした。

以上で議案の審議を終了しました。

続いて、全議案の質疑終了後、本会議において総務委員会に付託された議案についての討論、採決に入り、議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」、議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の3議案について、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」は、委員より反対討論として、

執行部より説明を聞いたが、まだ納得できない部分があるので反対したいとの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」は、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」は、委員により反対討論として、質問した中で説明について、まだ一部納得がいかない部分があるので反対いたしますとの討論があり、また他の委員より、説明がよく理解できない部分があるし、予算の積算根拠が明確でないところがあり、反対いたしますとの討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により可決されました。

次に、議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2議案について、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

続いて、本会議で付託された請願の審議に入り、請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」については、委員より、請願の理由、請願事項について具体的な内容がよくわからないので、継続審査にして紹介議員の説明を求めたいとの意見があり、また他の委員より、この文章だけではよくわからない。ブログもよくわからないので、請願者本人あるいは紹介議員、どちらでもよいが、委員会で明確な理由を示していただきたい。その上で審議をしたいとの意見がありました。

審査の必要から継続審査について諮ったところ、全員賛成により、請願第4号は継続審査とすることに決定いたしました。

以上、総務委員会委員長報告とさせていただきます。長時間ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、産業建設委員長の報告を求めます。

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）〔登壇〕

産業建設委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」外9件であります。これらの審査に当たりましては、執行部に説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の結果、認定第1号、認定第3号の認定案件2件については、全会一致で原案のとおり認定されました。また、議案第66号、議案第70号の2議案については、賛成多数で可決となり、その他の議案第71号、議案第74号及び議案第77号の3議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において特に議論となった点について、順次御報告申し上げます。

まず、環境部所管の認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」ですが、委員より、使用料の過年度未収金の回収状況について質問があり、執行部から、破産等そのような状況になる前に未収金の回収は実施しており、今後も継続するとの答弁でありました。

続いて、認定第3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員から、より一層水洗化の向上に努めるようとの要望がありました。

次に、経済部所管の議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」、委員より、桜の植栽を行うということであるが、維持管理等はどのように考えているのか。また、針葉樹を伐採して広葉樹を植栽しようとして取り組んでいた当時との整合性はどの質問があり、執行部より、苗木の獣害防護となるプロテクターなどの設置等を行い対策をしていきたい。また、桜の植栽は観光も含めた山林整備を行っ

ていきたい。特定広葉樹の中にはドングリの木も含まれており、今後についてもドングリの木やほかの樹種を植栽していくことになるとの答弁でした。

また、委員より、皆さんの善意でいただいた寄附であるので、無駄にしないよう活用することとの意見がありました。

次に、議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員より、一つ一つの施設について今後の方向性を十分に議論すべきであり、施設を民間に委託した場合のメリットとデメリットを説明してほしいとの質問があり、執行部から、個々の施設の具体的な方策を検討中であることから、今後議論をお願いしたいと考えている。また、民間に委託した場合のメリットは、経営改善とサービス向上につながることであり、デメリットは住民の意思や思いが届かない場合などが想定されるとの答弁でした。

また、委員から、委託については、執行権の範囲内で行えるものであり、あえてここで条例を上程された理由はあるのか。一部委託となると、もうかる部分を民間に渡し、もうからない部分は行政という形になるのではとの質問があり、執行部から、今後施設の管理運営方法を議論していく中で、条例の中に委託という条文を盛り込むことで選択肢の一つとして検討するためであり、各種観光施設の経営状況が非常に厳しいことから、施設本体の経営のスリム化を図りたいと考えている。その検討の中で施設の役割が終了していたり、必要性がなくなった施設については廃止という可能性もあるとの答弁でした。

委員から、今後個々の施設について具体的に一部委託の話が出てくるのであれば、きっちり議会に協議をお願いしたいとの要望があり、執行部より、観光施設の今後の管理運営方法については、委員会、議員全員協議会等を開催していただいて、十分な説明と御審議をお願いしたいとの答弁でありました。

次に、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」については、委員より、建設部所管の建設課及び農村整備課の災害復旧費について臨時議会の対応はできなかったのかとの質問があり、執行部から、財政部局と協議を行い、災害における測量設計及び応急工事については予備費を充用し、本工事については補正予算で計上したとの答弁でした。

続きまして、請願3件につきまして御報告いたします。

まず、請願第1号「雇用促進住宅（サンコーポラス勝田）取得に関する請願書」について、委員より、奈義町が社会的人口動態増という要因として雇用促進を購入したことであり、実現してほしいとの意見がありました。

討論では、新築するのであれば賛成だが、古いものを使うのであれば反対であるとの反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数により採択することに決定いたしました。

次に、請願第2号「塩垂山整備に関する請願書」については、委員より、都市公園については財政との整合性がなく、十分な財源試算をされるべきである。城山公園の見通しが立ってスムーズに行くという保証がないがない中で、議会で採択しても責任が持てないのではないか。湯郷も何とか観光客を誘致したいという思いが強い中で、観光協会等からも整備の要望が出ているので、知らないということにはならないなどの意見がありました。

討論では、城山公園構想の一環で出ていると思われるが、今の構想では防災面が優先されていない。また、財政との整合性がとれていないとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択に決定いたしました。

次に、請願第3号「里山公園に関する請願書」については、地元からの思いで出てきているので、意向は酌むであるとの賛成討論がある一方で、都市公園法の中の財源がはっきりしておらず、防災工事の予算も相

当かかると思われ、財政との整合性がとれない。防災面を十分考えて開発すべきであるが、そうした形で進んでおらず、市民の安全・安心が図れないとの反対討論があり、採決の結果、賛成少数で不採択に決定いたしました。

以上、本委員会における審査の経過及び結果を御報告いたしました。このほかにも審査の過程でさまざまな意見が出されましたが、執行部におかれましては、こうした意見や要望を真摯に受けとめるとともに、十分に熟思され、事務事業の執行に当たられますようお願い申し上げます。産業建設委員会の報告を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、文教厚生委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）〔登壇〕

文教厚生委員会の委員長報告をいたします。

去る9月30日午前10時から、市役所4階の議員控室におきまして文教厚生委員会を開催し、委員全員、議長出席のもと、執行部より萩原市長、安部副市長、横山副市長、大川教育長、福原政策審議監のほか、担当部長以下関係職員が出席し、当委員会に付託されました認定1件、議案5件についての審査を行い、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、認定第2号「平成26年度美作市病院事業会計決算の認定について」でございますが、委員から、当年度純利益が過去4年間あったのに、会計制度が改正され、国の政策で平成26年度だけが赤字なのか、また今後どうなるのか。国はどのような改正をしたのかとの質疑があり、執行部の答弁として、民間企業では国際基準に近い方法で会計を行っている。公営企業も役所的な昔ながらの会計方式でなく、将来に向け民間企業と競り合わなければならないという総務省の考えで地方公営企業法の改正がございました。26年度会計では6,483万6,000円程度の赤字になっておりますけれども、大きな要因は、配当金の計上が義務化されたことによるものでありますとの説明がありました。

委員より、引当金を計上することにより作業負担の軽減があるのか、民間型にすることによりメリットがあるのかとの質疑があり、執行部より、作業的な負担はふえる。メリットについては、引当金は負債であるが、将来的に必ず出てくる問題であり、将来の負担額が現時点で幾らなのか金額を透明化することにあると説明がございました。

委員より、患者数が減ってきておるけれども、原因の調査や対策を検討しているのかとの質疑がありまして、執行部から、隣接している特別養護老人ホームが増床して稼働したことや、介護型の施設が新規稼働したこと、また自治医大からの医師の入れかわりによる患者との信頼関係に時間を要するということが原因として考えられるとの説明がございました。

それからまた、委員より、研究研修費が少なくなっておると、これはなぜなのかという質問がございまして、執行部よりは、大きな出張が減ったという説明がございました。

次に、議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、委員より、保護者運営のメリット、デメリット、運営の内容について、保護者会運営に対して意思統一がされておるのか、また支援員は充実させているのかという質問がございまして、執行部から、支援員の充実是对応していると回答があり、またメリットについて、指定管理は経験がある管理者により衛生面、安全面などが一定レベル以上のものになると。保護者運営は自分たちの手づくりの学童保育運営ができるといったものがあり、またデメリットはその逆であるという回答があり、また意思統一に

については、意向確認を行い、それを目安にするとの回答でございました。

委員より、現在市内9施設ありますが、全ての施設を同じ運営方式にすべきという意見がございまして、執行部から、各施設の意見が割れ、あえて保護者の意見を尊重した結果であるとの回答でございました。

委員より、保護者会運営を希望している2施設の状況、保護者に係る事務を考え、指定管理にする方がいいとの意見もございました。

委員より、一部改正条例案について、委託することができるかとあるが、各施設まとめてなのか、それとも施設ごとの委託なのかについて質問がありまして、執行部より、施設ごとそれぞれにやるという回答でございました。

また、委員より、保護者会、運営委員会、その他市長が認めた団体の構成についての質問がありました。執行部より、保護者会とは、保護者だけの団体、運営委員会は保護者会のメンバーに民生委員、主任児童委員、学校関係者などを加えた団体、その他市長が認めた団体とは、上記2団体以外の団体が運営を行うことになった場合のためとの回答でございました。

委員より、支援員の新しい資格への対応について質問があり、執行部より、猶予が5年あり、その期間内で割り振り、計画的に対応していくとの回答でございました。

また、委員より、保護者会は、リスクを背負ってでもなぜ運営を望むのか、またアンケートは2施設だけでなく、他の施設はなぜしないのかという質問があり、執行部の答弁として、アンケートについて、保護者会運営の2施設は、委託先団体となる保護者会の意思統一を確認するため、他の7施設は、指定管理団体の調査は選定委員会で行うためと回答、また指定管理になると指導指針、内容について保護者にとって大きな不安があるため、リスクを理解した上、運営を行う状況であるとの回答でございました。

委員より、2施設の役員が熱意あるように、他の7施設の中にも熱意がある方がいるかもしれないので、確認をしないのかという質問がございまして、執行部の答弁では、今の状況では7施設に対してアンケートをとるのは難しいとの回答がありました。

委員よりまた、時間がないというならつくればいいという意見が出ましたけれども、執行部の答弁として、指定管理期間が5年となり、他の指定管理施設との関係から、放課後児童クラブだけ指定管理期間を変えるのは避けたいという答弁でございました。

また委員より、指定管理と同じように保護者会運営も5年間の制限があるのかという質問がございましたが、執行部の答弁では、委託は1年ごとの更新と考えているが、受ける以上は5年間は責任を持って受けてほしい。また、指定管理への変更は対応できるようにしているとの答弁でございました。

また、指定管理運営のほうは途中、契約解除はできないのかという質問がありまして、先方の明らかな不備な点等、契約解除の理由によるとの回答でございました。

それから、たとえ規則要綱でも命にかかわるような重要なものについて委員会に説明すべきとの意見と、判断する時間を延ばせないのかという質問がございましたが、これまでの協議期間があり、今判断してほしいとの回答でございました。

また、条例が通らなかった場合、アンケートは実施しないのかという質問がございまして、その質問では、受け皿がなくなるということなので、アンケートを実施する理由がないという回答でございました。

委員より、アンケートの期限が10月19日までとあるが、その日に賛成過半数に届かない場合は、指定管理に移行するのかという質問がございましたが、執行部のほうでは、期限が定めてあるが、今までの長い経過もあり、アンケート未提出者へ電話で提出をお願いするとの回答でございました。

委員よりまた、これからアンケートの回収日まで時間的余裕があるので、その結果を待って委員会の結論

を延ばせないかという質問がございました。指定管理の公募を今かけておるので、もし過半数に届かない結果が出た場合、直ちに移行するため、難しいとの回答でございました。

また、指定管理の委託料はどうやって決めるのかという質問がございましたが、放課後児童クラブの場合は、利用人数等が委託料に強く影響するので、年度末調整、最終的に精算をするとの回答でございました。

それから、施設管理を一本化して直営にできないか、また意向確認書の内容をもう少し詳しくできないかという質問がございまして、直営には人員の問題があり、対応は難しい。また、意向確認書については、保護者会と内容について協議を重ねており、変更は難しいとの回答でございました。

それからまた、委員より、社協の放課後関係の決算書には予算残があり、その分を直営の人件費に充てることができないのかという質問もございまして、執行部のほうでは、社協の決算としては残が生じているように見えるが、放課後運営に携わる社協職員の人件費部分に当たるため実際には足りないくらいであり、その残金で直営の職員を雇い行うのは困難だという説明でございました。

委員よりまた、採決期間を2日ほど延ばせないかという質問がありまして、またアンケート未提出者の扱いについてどうするのかということでございまして、期間の延長については回答できず、アンケート未回答者については、今後の運営のこともあり、未提出者は積極的な賛成でない扱いとするとの回答がございました。

次に、議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」、説明がありましたが、質疑はございませんでした。

次に、議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」でございまして、委員から、奨学金制度を利用し資格取得後、市内の医療機関に一定期間就職した者については返還が免除されるが、改正に伴う増額分は医師会が全額負担をするという解釈でいいのか。また、岡山県の実施する奨学金制度との併用は可能かとの質問がございまして、執行部からは、返還金については、就労先の医療機関が負担する。また、岡山県の奨学金制度との併用も可能であるという説明でございました。

また、資格取得における負担が比較的低額な高等学校等に修学した場合においても、特段の差をつけることなく一定の金額設定とするのかとの質疑がありまして、看護師不足を解消する目的で、より魅力的な制度とすることが改正の趣旨であり、医師会の協力も得られていることから、金額に差をつける考えはないとの説明でございました。

次に、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」でございましてけれども、委員から、マイナンバー対応のシステム改修の前段で行う障がい者福祉システムのバージョンアップ経費の価格設定について質問がございました。執行部からは、障がい者福祉台帳管理、自立支援給付、障がい児サービス、児童扶養手当など、複数のシステムがパッケージになっているものを一括して更新する必要があること、また岡山中央総合情報公社から調達しているシステムであるため、加盟自治体で費用分担を行った結果の設定であるとの説明でございました。

また、委員から、マイナンバー対応のシステムについては、岡山中央総合情報公社が全て改修業務を行う予定であるのかとの質疑があり、執行部から、生活保護システムについては、現行のシステムを導入している業者、名前言ってもいいのかな、が実施予定だが、障がい者福祉サービス、健康管理システム、介護保険システムについては情報公社が実施する予定であるとの説明でございました。

このただいまの議案第74号の説明は、これは保健福祉部関係でございまして、次に教育委員会関係の質疑について報告をいたします。

委員から、幼稚園費の給料等減額補正がありましたけれども、幼稚園教諭1名減とのことだが、職員の補

充等はどのようにしているのかとの質疑がございましたけれども、執行部のほうからは、当初予算で東栗倉幼稚園の3歳児クラスについて1名の職員を確保していたが、入園希望者がなくなり、そのため職員1名を削減したとの説明でございました。

次に、スポーツ振興課関係でございますけれども、委員から、湯郷B e l l eの監督代行の賃金について質問があり、本人がこの賃金で納得しているのか。また、岡山湯郷B e l l eは市にとって必要な存在である。次の監督を早く決めるべきでは、監督はいつごろ決めるのかという補正予算に関連したような質問がございましたけれども、執行部のほうでは、賃金の件については了解をしておられますと。また、監督の補充の件につきましては、シーズン中であるということから、シーズン終了後に岡山湯郷B e l l eに要望していきたいという説明でございました。

それから、議案第76号でございますが、平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算でございますが、マイナンバーの関係でございます。

委員より、マイナンバー制度については、総務委員会の管轄であるため質問は控えたいということでございますが、一たび個人情報の漏えいが起きると大きな社会問題に発展するので、実際にシステムを扱う職員においてはセキュリティーに関して十分留意しながら注意深く取り組んでもらいたいという要望がございました。

続きまして、全議案の質疑が終了いたしましたので、付託案件について討論、採決に入りました。

まず、認定第2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」でございますが、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

次に、議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論はなく、賛成少数により否決となりました。

次に、議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」、それから議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」、議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の4議案については、討論はなく、委員全員の賛成により可決されました。

以上、文教厚生委員会委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

次に、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

14番（小淵 繁之君）〔登壇〕

ただいまから議会運営委員会の委員長報告を行います。

去る10月1日午前10時から議員控室において、委員全員、議長出席のもと、議会運営委員会を開催し、本会議で付託されました請願第5号「品位ある美作市議会の議事運営を求める」について審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

まず、委員の意見として、品位や人権については、それぞれの解釈によって違ってくるものであり、具体的に定義するのは非常に難しい。今までに懲罰に値するようなことはなかったと思うが、今のところは判断しかねるとの意見があり、また他の委員からは、請願趣旨の1については、具体的な内容が特定できていないので不採択だと思う。請願趣旨の2、請願項目の2つの項目については、含意は理解できるので採択。したがって、この請願は請願趣旨中に採択に賛成できない箇所があるので、一部を除いて採択でよいのではな

いかと思いますとの意見がありました。

また、ほかの委員からは、この請願の中で言われている相手の人格を否定したような発言という意味で捉えているが、そういったことが今までに全くないとは言えないと思うが、なぜ今回ほかの監査委員の品位についても請願が出てきたのか不思議である。都合の悪い発言は封じようとするような意図があるのではないかと感じられるので、不採択にすべきだと思いますとの意見がありました。

また、他の委員から、ここで審議するようなものではないと思う。請願趣旨が曖昧過ぎる。言論の自由もあり、議員はそれぞれ特徴があり、それを認められてそれぞれ負託を受けて出てきている。不採択でいいと思うとの意見がありました。

また、ほかの委員から、請願趣旨については理解できる部分、できない部分がある。考えれば、いけない部分があると思う。これから改めるべきは改めていこうとの思いは持っているが、全体を見ると不採択と思っているとの意見がありました。

その後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、賛成少数により請願第5号は不採択となりました。

以上、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

各常任委員長及び議会運営委員長からの審査結果の報告はただいまお聞きのとおりであります。

これより10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時17分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岡崎文教厚生委員長より発言の訂正を求められておりますので、これを許可いたします。

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

失礼しました。認定第2号の平成26年度美作市病院事業会計決算なんでございますが、私が「引当金」と言うべきところを「配当金」というふうに発言したと思うんですけども、それは間違いでございますので、「引当金」というふうに訂正をお願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

それでは、これより各常任委員長及び議会運営委員長の審査報告への質疑を行います。

まず、総務委員長報告に対する質疑はございませんか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

過疎債の自立促進市町村計画の変更協議についてなんじゃが、これについてちょっとお尋ねしますけれども、これ私、情報開示を県のほうにしとったんです。そしたら、美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更協議に対する検討についてという通知があったんよな。この指摘事項の中では、今回変更にかかわる一部の計画内容及び事業の実施に当たり別紙のとおり意見がありましたので、関係部局と協議の上、調整を図ってくださいということで、なお補助金や地方債については、予算や枠配分の関係から予定額は確保できない場合がありますよと。また、本計画につけられた事業であっても、事業の実施方法によっては補助金の地方債

等の対象にならない場合がありますので、関係機関と十分調整の行った上、事業執行をしてください。今後の手続、計画変更手続においては、議会の議決が求められており、議会の議決を経た後に、各事業の変更については過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第5項の規定により、変更後の計画を県経由で総務大臣、農水大臣及び国土交通大臣へ提出するものであるということで、こういうふうなものが、29日だったですか、28日か、28日にこういう文章を県からいただいたんです。これを見ようたら、都市観光レクリエーション城山公園事業、これは一番に城山公園を都市公園として整備する場合は、都市公園を遵守する、法律を遵守せにゃいけんということを書いて、ずるっと法第5条の2、法第6条及び第7条、法第16条……。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、着席してください。

13番（岩江 正行君）

法第18条、法第32条、それから保安林関係で、治山関係、林地開発関係、こういうふうなのは物すごく厳しい注文が出てきとる。この中には同意書も一番に出とる。法第32条に、都市公園を構成する土地については、地権を行使することはできないと書いとる。こういうふうなもんが変更協議の内容、これを総務委員会の中で議論されたんか議論されてないのか。

昨年の9月の議会、産建委員長に対する質疑があった。これについては里山の条例についてですが、委員長報告で言いましたけども、これからです。これから本格的にやります。本年度中にまとめていくということ言うわけよ、執行部が。去年の9月中にまとめていくという言うん。こういうふうなもんについては、これは確認したんかしてなかったんか。

また、同じような答え、同意書はなかったらどなんんかというようなことなんですけれども、そういうことも含めてしっかり議論をして、そういうことじゃなしに、本格稼働するまでには頼むよと、執行部にくぎを刺しとる、委員長。同意書をとってきなさいということを書いてありますという、同意書を先にとってこいという言うんよ。できるじゃなしに、しなくちゃならんので、この辺は強く意見をそれぞれの委員が申し上げとる。こういうふうな結果があるのに、いまだたって、この9月8日、委員会が28日にあった。9月8日にこんなたくさんの御注文は県からついてきとんよ。こんだけのものをクリアせなんだらだめですよという言うんよ。これについての審議はされたんか。今言ようる執行部側から委員会のほうにこの報告をしたんか、してなかったんか。してなかったんだったら、その辺のどこについての委員長のちょっとと答弁をお願いしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

総務委員長。

6番（則本 陽介君）

ただいま岩江議員から質問がありました部分につきましての審議はできておりません。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

審議ができてないものをここで議論するのはちょっと時期尚早じゃないか思う。そのことについてどう思われとんか。皆さん、判断してもろうたらえんじゃけども、一番大事な話なんよ。一番初めは去年の6月からの話になる。11月6日だったかな、基本設計の契約をしとるわけじゃ。10月の末にあって、入札が。それ

からずっといまだたって1年がはや過ぎようとしているのに、まだ一番大事な地元の同意書の話は全然ない。これはどがいなっとんかな。この辺のどこについて何か御答弁ありましたら聞かせていただきたいと思っています。

議長（山本 雅彦君）

則本総務委員長のほうからは、そういう審議はしていないということでございますので、執行部のほうでお答えができるところがございましたら、お願いしたいと思います。

暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

午前11時36分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど岩江議員からの質問でございましたけれども、これは総務委員長の報告の中で、そのお尋ねの件は審議をしていないということでございましたので、このしていない審議に対する質疑はできません。また、執行部のほうでも答弁することにもなりませんので、この件につきましては、またあれば討論のときにお願いをしたいというふうに思いますので、岩江議員、そのあたりを了解していただきたいと思います。

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〔13番岩江正行君「3回目」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

発言。質問するの。いや、もう討論のときをお願いします。

ないようですので、これで総務委員長に対する質疑を終了いたします。

次に、産業建設委員長報告に対する質疑はございませんか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほどの委員長の報告の中で、どんぐりの森基金について余り詳しいような説明がなかったと思うんですけど、それだけの議論だけだったのか、基金についてどのような対応をするような議論はなかったのかということで、どんぐりの森基金について質問をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

産業建設委員長。

5番（谷本 有造君）

議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」の御質問ですが、いろいろと質疑ありました。それをまとめたものが委員長報告なので、それで了解としていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

委員長、それで了解というて、やっぱし議会だけがわかるとという話じゃないんだよね。委員会の中で議論をされて、それをここで報告するということは、市民の方にもある程度理解してもらわないけんわで

す。議会だけで理解する話じゃないんで。だから、あえて聞きよるわけで、委員会で議論してやったから、それでいいという話じゃないと思う。やっぱしこれについて関心のある人もおるかもわからんわけ、市民の中に。当然基金になって、寄附した人もおるわけだから、しとる人が。だから、それはどうなるかというのを聞きたい人もおるを思うんよね、市民の中には。それに対して委員会でどうのしたからととしてほしい、そういう話じゃないと思うんです。

〔5番谷本有造君「ありません」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

安本議員、谷本議員のほうからの答弁はもうございませんので、またこれについては議事録等をごらんいただくということで御了解いただきたいと思います。

〔4番安本博則君「了解できんけど」と呼ぶ〕

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで産業建設委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、文教厚生委員長報告に対する質疑はございませんか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、委員長報告の中で奨学金の増額分については、受け入れた医療機関が負担するという答弁がございましたけれども、この増額分につきまして、ここで初めて委員長報告で私どもは知ったところなんですけれども、この増額分、もし医療機関等の負担がなくなった場合はどうなるのかというようなことが非常に危惧されます。したがって、この増額分については、受け入れた医療機関が持つんだという何か規則等でこのことを確保されているのかどうか、そこについてをどのような議論がなされたのか、答弁をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

この増額部分については、一番最初の質問で、私の報告の中で医師会が負担するというような情報が出ておりました。その中で、それじゃあないんだよと、医師会にほとんどの方が加盟されとると思うんですが、医師会の中での協議の中で増額部分についてよろしいよというような話があって、それぞれの医療機関がその増額分については負担するような話にしておるということを報告を受けております。

その中で、ほんならそういう文書があるのかとか、そういうものを示されたのかとかというようなことは議論はしておりません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

議論はされてないということでございますけれども、もしこういう受け入れ機関等が増額分について負担をしなかった場合には、市の費用でもこの条例改正をしない限り奨学金という額についてはこのまま行くということで理解すればよろしいんでしょうか、委員長の報告をお願いします。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

そこまで議論をしておりませんので、私がほんならそこで行政側が負担するのかというところまでは私の範囲内ではわかりません。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

また、この条例の施行に当たりまして、このことにつきまして文教厚生委員会として十分協議をしていただくことを要望しまして、質問を終わります。

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

議案第67号、放課後児童クラブの問題なんじゃけども、委員長の報告の中で、この時間の関係じゃな、開設時間、それから延長の問題、これらについての議論はなされたんか、ちょっと報告の中でなかったんで、その辺のところについてどうなったんか教えていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9番（岡崎 正裕君）

延長の部分、最初の執行部の説明の中でも、この条例改正については、延長の部分とそれから誰がこれをやるかというふうな委託の部分についての2つの重要な案件であるという説明を受けました。しかしながら、誰が受けるかと、保護者会等による委託というのが上がってきましたので、そっちのほうに議論が物すごく集中しまして、この時間の延長という部分については一切出ませんでした。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

この子育て支援というのは、やっぱり子育てに必要なことは何かと、市民の方が何を期待しとんかと、行政は何をやるかということは議論されてなかったら、そんな人に丸投げ、その民間業者に丸投げしてしまうんじゃないかというような問題では、これはちょっといかがなものかなと思うわけです。ですから、やっぱりこの時間がなぜ必要なかということは、就労時間、ここらもよう議論していただきたいなというふうに思います。

終わります。

議長（山本 雅彦君）

他に。

安本議員。

4 番（安本 博則君）

先ほど岩江議員が言われたその時間の問題、それと委員長の報告の中で委託の中の保護者会についての議論、僕もちょうど委員会を傍聴させてもらって、パイプ椅子に長いこと座ってお尻が痛いので、途中退席して帰ったんですけど、その後、2番目にある運営委員会等についての議論はなされたのか、なされてないのか。

それと、指定管理の問題もちらっと委員長報告の中でありましたけど、それについてもう少し詳しく、もし議論されていて報告ができるのであればもう少し詳しく教えてもらいたと思います。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9 番（岡崎 正裕君）

委託先でございますけれども、質疑の中では皆さんが理解しておられたのは、保護者会という形だったと思います。若干の運営委員会方式、そういうことも若干出ましたけれども、皆さんの意見の中では保護者会がほとんどやるんだろうなというような解釈であったと思います。

それから、この指定管理につきましては、いろいろとどこがやるんならと、現在の状況で社会福祉協議会が来年の3月31日に撤退をするわけなんですけど、ほかに公募にかけておると、何社ぐらいあったのかとか、そういうふうなことは議論に上がりませんでした。公募をかけておるということは聞いております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4 番（安本 博則君）

じゃあ、余り議論してないということで理解します。

次に、アンケートの問題も多分出たと思うんですけど、未回収については反対に、意思表示がない場合は反対にするような委員長報告があったと思うんですけど、普通本来であれば、回答がない部分は無効にするような議論はされなかったのか。

それと、これほかの議案でも本会議中のときにあったんですけど、委託をするのは行政の執行権の範囲でできると言いながら、あえてここで委託という案を出したんですけど、放課後児童クラブ、それからその他施設のこともあるんですけど、なぜここであえて出したのかという議論はされてなかったんですか。

議長（山本 雅彦君）

文教厚生委員長。

9 番（岡崎 正裕君）

質問でございますけれども、例えばほかの条例の中で、この放課後児童クラブの委託については、ほかの条例の中でもできるのではないかということも、これ安本議員の解釈ではできるかと思うんですけど、あえてここで出されて、言うたら私どもの解釈としたら、私の意見は余り言うたらいけないのですが、限定法のほうが優先するのではないかなというようなこともあるのかなという感じで審査に当たりました。

アンケート、これ正式な意向調査というような文面だったと思うんですけど、これについての説明では、返ってこないものについては否とみなすというような、行政側はそういう解釈をしております。

以前にありましたのが、特別多数決の3分の2というのがございましたけれども、これはいわゆる国会で言えば憲法改正とか、それからあるいは地方議会で言えば人事案件に当たるというようなことで、それはちょっと行き過ぎではないかなという意見が出て、それ要は没ということになったんですけど、行政側の説明で

は2分の1というのを過半数と、過半数をどのように考えるかということなんですが、積極的な過半数というような説明でございました。ですから、積極的な過半数ということを実行しようと思えば、返事が返ってこない部分については否とみなすというような説明でございました。

〔4番安本博則君「よろしい」と呼ぶ〕

議長（山本 雅彦君）

他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、これで文教厚生委員長報告に対する質疑を終了いたします。

次に、議会運営委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、これで議会運営委員長報告に対する質疑を終了いたします。

続きまして、討論、採決に移ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

それでは、認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第1号「平成26年度美作市水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第1号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第2号「平成26年度美作市病院事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第2号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、認定第3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

認定第3号「平成26年度美作市下水道事業決算の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、認定第3号は委員長の報告どおり認定されました。

続きまして、議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この議案第63号については、個人情報保護条例に関するもの、いわゆるマイナンバーに関する条例ですが、一般質問の中でも取り上げたわけですが、年金、税金、住民票など、これを一つに結びつけて個人情報容易にわかるようにする仕組みになるわけです。しかも、個人情報集約に関する範囲というものが無制限に拡大をされていくような情勢にあるように思われます。しかも、このシステムを改良するのに相当の費用が要りますし、とりわけ中小企業の皆さん方がこの施設を設置しようとするならば、これについての補助金があるわけでもなし、中小企業の皆さんがやろうとした場合に、何ら得るところがない、費用がかかるだけだというようなことになるのではないかと思います。

ましてや、この個人情報については、国民の大多数の人がやっていただきたいというような、そういう意見が集約されてきたものではなく、いわゆる国の行政のほうの勝手によってつくられようとしておるわけで、さきの年金機構の問題でもこの漏えいが大きな問題になったわけですが、使用範囲が広がれば広がるほどそういう個人情報の漏えいのリスクというのが非常に拡大をされてまいりますし、国家が個人のいわゆるプライバシーを全て管理をするというようなことになってしまうわけで、したがってこの個人情報保護条例については、反対せざるを得ないなというように思いまして、反対討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第63号「美作市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第63号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」、討論に入ります。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第64号「美作市空家等の適正管理に関する条例の制定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第64号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この手数料の改正条例についても、個人情報保護条例で反対をしましたように、このマイナンバーに関する手数料の徴収をするものであって、500円から800円の手数料を徴収するというものでございますが、国のほうで勝手に決めといて、カードを紛失したり、あるいは再発行したりするのに手数料を取るというようなことはもってのほかだというように思うわけです。個人情報保護条例に反対をしたと同じ理由によって反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第65号「美作市手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第65号は委員長の報告どおり可決されました。

ただいまより1時まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

このどんぐりの森基金条例は、一括で出ておるわけですがけれども、13条例が関係をしておるわけで、それをどんぐりの森基金条例ということで一つの議案にまとめてしまっているわけですが……。

議長（山本 雅彦君）

本城議員、議案第66号でございますけども。

11番（本城 宏道君）

議案第66号じゃねんかな、今言うたが。

議長（山本 雅彦君）

どんぐりの森基金条例です。

11番（本城 宏道君）

このどんぐりの森基金条例は、当初この条例をつくったのは、いわゆる野生動物が共生できる自然環境をつくって、あるいはまた災害に強い山林づくりにするという目的でつくられたわけです。しかしながら、今回は結実する広葉樹から景観を重視する条例に変更されようとしている。そして、この当初設立のこの趣旨に賛同して延べ91名の人が基金に積み立てて拠出をしておるものですが、この91名の人たちに十分理解をされないまま、この条例を変更するという点については、非常に問題があるのではないかと。当初目的とかなり変更されておりますので、この点についても反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

このどんぐりの森基金というのについては、若干問題はあるようです。というのは、支出の関係で若干問題があります。しかし、やはり行政というのは前向きに全体としては進んでいくということになると思います。そういう点では、どんぐりの森が野生動物の育成に関してやっとな。しかし、本当に現実にどんぐりの森で野生動物が生きられるような形で私たちもボランティアで木を植えに行きました。しかし、全く効果がなかったということがあるので、そういう点ではあそこへいわゆる森林災害がないように、あるいは山の災害がないようにするためにも、景観を重視しながら、しかも木を植えていくと。

いわゆる山桜ですが、それを十分植えていって、そういうものがやっぱりあそこで十分皆さんの憩いの場所になれるような場所をつくっていくと。そういう点でないと、私たちの行政がいつまでもドングリで野生動物がどうのこうの言いながらやっとなでは、それはもう前へ行きやせん。実際に小さいものを植えてみたところで、鹿や何かが食ってしまうわけですから、そういう点ではやはり我々は現場の災害がないためにも少なくともそれを桜を植えていくと。桜を植えていけば、当然景観もよくなるので、一石二鳥なんで、そういうことについては私たちは行政が前向きに進んでいきようという点で賛成をしたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私は反対の立場から言わせてもらいます。

議案質疑でも言いましたけど、当初の目的、本城議員も言われているように野生の動物が出てくると、これは元市長のときだったと思います。そして、熊の出没が多いので、何とかそれを防ぐためにドングリの実とかというもののなるのを植えてということで基金を募ったと。そして、中には僕のこれは聞いた話では100万円以上、何か寄附をしてくれた人もおるように聞いております。

その中で、地方自治法の中にもあるんですけど、基金について、この資金を運用するための基金を設けることができる。これは241条の中で、その中の3項の中に、当該の目的のためでなければ、これを処分することができない。当該の目的というのは、ドングリを植えるという目的で基金を集めとるわけです。先ほど本城議員が言われた91名の方に、そういう説明をされて理解を得てやられとんであればいんですけど、今本城議員の質問だと、そういうことは余りされていないように僕自身は判断できる。

それで、今西元議員は鹿が出てくると、桜の木だって一緒ですよ。鹿が来て食うのは、それはちょっと話が違うと思うんですよ。ドングリだったら食われる、桜だったら食われん、そういう話じゃないんですよ。だから、僕は当初の目的どおり、別にその名称を変更する必要はないということから反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきます。

これ今安本議員が言われたとおりで、その中でちょっと補足したいと思います。

人数が91名おるんじやと。それで、今まであそこを〔聴取不能〕してきたんじやと、ドングリの木を植えてきた、ナラとか、そういうなものを植えてきたと。今の残りのお金が747万7,000円残っとるわけじゃな。自分のものは自分のもん、人の金も自分の自由にすると、こういうふうな常識外れのうちの議会であってはならないと思います。とりあえずそれを使わせていただきたいんだったら、やはり基金していただいた人たちに、こういうふうな形の中でという連絡だけはせなんだら、こんなここでうちのほうは、えぼのほうから先々話をすることについては、私はこれは絶対にならないと、こういうなことで反対させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第66号「美作市どんぐりの森基金条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第66号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

まず、私は反対の立場から討論します。

やられようと、保護者の方が一生懸命やられようということの中からこういうのが出てきたんだと思いますけど、委員長の報告の中に審議されてない部分があると。そういう中において、これを賛成するわけにはいきません。やっぱりもう少ししっかりした審議をされるべきじゃないかと。特に運営委員会等については、ほとんどされてない、時間についてもされてないという中で賛成することはできないので、反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は賛成という立場から討論させていただきたいと思います。

これはいわゆる地域差があるということだけははっきりしとると思います。いわゆる美作北小学校の関係と大原の関係があつて、そういう点では若干開きが、住民感情からいうても開きがあるというふうには感じております。

しかし、私はなぜこれを賛成するかというたら、今美作北小学校の関係で、いわゆるダンボ1、2です。ダンボ1、2は健全にいったるわけで、そういう点では健全にいったるのが直接の管理でなしに委託というか、保護者会での運営がうまくいったる。保護者会の運営もうまくいったると同時に、これは本当に保護者会が真剣に真剣に考えて努力された結果がそういうものとして映っているというふうに私は思っております。

そういう点では、十分に私たちは配慮はしなければならないけれども、実際には今美作の人たちが努力し、今日まで生んできたそういう成果を議会が潰すというような立場は私はとりたくないというふうに思います。そういう点では、これは賛成して議決してほしいということを切に要望して、賛成討論とさせていただきたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も反対の立場からちょっと討論させていただきます。

これは指定管理の関係なんです、給食が指定管理で出せると。はやもう問題が出てきよう。業者というのはお金もうけに走る、お金もうけ。それで、教育行政を金もうけの道具にでもらうちゃあ困りますし、やっぱしこういうふうなものについては、これからの世代を担う子どもたちの教育、健康、食のバランス、そういうなものをどうして考えていくかということが大事じゃ。けれども、ずっと今回、けさも元教育長との、あんたのときにはこういうふうな話だったなというふうな話をしました。いうのは、市長部局、それから御父兄の方々、それから教育委員会、ほいから担当の窓口、こういうふうな方々が一つになって議論されてきたように私も前はずっと文教におりましたから、そういうな報告を受けております。それで、けさもそういうふうな形の中で聞きました。今回はもう福祉の部長のところだけと保護者の関係だけで話をしきようというように聞き及んどんですが、違いましたらこらえてください。

そういうふうな形の中で、やっぱし給食の問題についても、10月3日、子どもがはや食べたくない、前のやつはおいしかったけども、食べたくないという、そういうなことを言よう。西栗倉やこうでも、ああいような施設は指定管理に出いとるけども、給食だけについては指定管理に出いてないと。これはちょっとそれますけれども、やっぱり教育行政の基本姿勢というの、育てる、どしんたん。

〔「給食は関係ない」と呼ぶ者あり〕

黙って聞いとれ、こりゃ。

〔「黙って聞かあでもわかる」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

不規則な発言は控えてください。

〔「議長は制止せにやあいけまあ」と呼ぶ者あり〕

13番（岩江 正行君）

それで、教育行政の基本姿勢というの、育てる、教える、子どもの質を伸ばしてくる、それが大事じゃねえかと思うんです。ほいで、それには学校、家庭、地域、行政との連携が一番大切じゃないかと思います。

ほいで、学童保育の必要性、保護者の就労の実態、こういうなものをもう少し調査してからでも、私は時期尚早じゃないかと思う、こんなこと。ここでできんなら、もう全部しませんよとか、どうのこうのという問題じゃない。これからの美作市の子どもをどういうな形の中で育成していくか、健康を守るかということのほうが大事じゃないか思います。

やっぱし私は貧乏と差別の中で、厳しい差別の中で生きてまいりました。市長さんは裕福な家庭の中でお父さん、お母さんもどちらも学校の先生で、それで日本の最高学歴を取得されておりますが、市長、今こそやっぱし市民の目線で今一番困つとる人たちの感性が働いとるか働いてないかということをもう一遍再確認して、こういうふうな問題は簡単に物事を処理するのではないということを皆さんに反対討論として訴えまして、私の討論といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

金谷議員。

1番（金谷 典子君）

賛成です。

皆さんのおっしゃることはわかりますが、開所時間の延長をするためにも、保護者会、保護者の方、子どもたちのためにも開所時間の30分延長ということは必要となります。そして、この条例は全ての場合に、ど

れでもこれから受けれるというための条例でありますので、条例としては賛成させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、その原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

お諮りいたします。

議案第67号「美作市放課後児童健全育成事業施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、議案第67号は否決されました。

続きまして、議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第68号「美作市国民健康保険病院条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第68号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第69号「美作市看護師等奨学金貸付条例の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第69号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

反対討論をさせていただきます。

委員長報告では、委託によりまして施設運営の選択肢をふやす。実施に当たっては全員協議会等で十分協議を諮るといふ委員長報告でございましたけれども、この議案第70号は、平成15年9月の地方自治法の改正によりまして指定管理者制度が設けられたものでございます。内容につきましては、民間事業者等においても議会の議決を経て指定管理者となり得る、公の施設の管理が行えるというものでございます。議案第70号の大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、第7条で一部委託として、市長は必要があると認めるときは国際交流の村の管理運営に関する業務の一部を委任することができる。この規定を新たに加える一部改正でございます。

すなわち、議会の議決が必要とされる指定管理ではなくて、議会の議決が必要ない委託にすることができるとするものでございます。要するに、地方自治法を改正して指定管理者制度を設けるについて、公の施設の管理のあり方については、住民の意思を反映させるために住民の代表である議会の議決が必要であるとの定めを否定し、議会のチェック機能を抹殺し、議会を軽視する条例改正案であると考えます。したがって反対いたします。

以上、反対の討論とさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

反対の討論がございました。

賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

重ねて、では反対の討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私も反対討論といたします。

先ほどの放課後児童クラブでも言いましたように、委託というのは執行機関でできると。それになぜここであえて13施設もの一部位託ができるようにされるのか。しようしようの意図がわからないので、反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

先ほど議案第66号のところの間違ってこのところを討論しかけたんですが、この条例は13条例が一括提案されておるわけです。例えば大芦高原の関係につきましては部分的な管理者への委任ということができるかもしれませんが、そのほかの条例の中ではちょっとぐあいが悪いなというようなところもあるわけです。しかし、全体においては事業仕分けのときにも指摘されておりますように、全体の見直しというものが必要にはなっておるわけですが、この条例そのものについては、先ほど言いましたように、13条例が一括でこの一つの議案として提出されております。したがって、個々の議案についていろいろ問題点も出てくる関係上、この議案第70号については反対をせざるを得ないというように思います。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきます。

この13の施設の全部の、こういうふうな形の中で努力したんじゃないけれどもというような説明は、私産建委員会ですけど、まだその全然報告は受けていない。分析の結果というのは受けてない。そのような中で、東栗倉工房、これ地元の人に指定管理を出いとります。指定管理に出いとるけども、一生懸命頑張ってくれとる。けれども、渡したときの約束事、それがいまだたって守られてないというようなこともございます。

やっぱり先ほど来、本城議員からも言われましたけども、もうかるとこだけを取ってしもうて、あとの都合の悪いとこだけ美作市が見いというようなことをやられたんでは、これは何のために指定管理に出いたんかということになりますんで、やっぱりこういうふうなもんも、十分データを出しながら議論して、その中で議論した、勉強会した中で、ほんならこれは出いたほうが得じゃなという結果が出なんだから、ここでそういうなもんがないのに賛成ということになりませんので、とりあえず反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論は。

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は賛成の立場から討論します。

というのは、こういういわゆる公の施設としては生い立ちが問題だというふうに私は思っています。生い立ちというのは、箱物をつくっていくと、これは政府の方針でやられとるわけで、実際問題として赤字が出たら税金をつぎ込みやええという感覚で、従業員も含めてそういう点ではぼちぼち歩いてみたり、ゆっくり歩いてみたりとするような形での、いわゆる景気浮揚策としてやってきたものが、今日実際に私たちに降りかかってきて、その財産というものが赤字の財産で私たちに与えられていくと。それを私たちがどういう理想のもとにやろうと、どういう議論をやろうと、絶対に黒字にはならんというのがこのシステムの生い立ちなんですよ。

だから、そういう点での生い立ちを抜きにして今論議したら、私たちは手が上がってしまうんですよ。だ

から、現状をどうするかといったら、市民とともにやっぱり同じような立場で歩いていながら、しかも理想なものをつくっていく、それは何かというたら、民間委託にしても何にしても、我々が余り犠牲を払わないような施設として成り立っていくような方法でつくっていくということではなかったら、生い立ちそのものから否定していくというような形のことを、私たちが今現実理想の問題を言うてみたところで何の役にも立ちやあせんのかから、だからそういう点では私たちは若干の損があっても、大芦高原というたら、旧英田町民のいわゆる苦肉の策の財産としてあそこへ求められていったもので、しかも若干の英田町民は犠牲でも税金をつぎ込んででもあそこを守ってほしいというのが現状だろうというふうには思います。

そういうことからいうと、私たちの狭い論議でなしに、もっと大きな論議で生い立ちをどう修正していくかという問題を論議しなければならないというふうには思うんで、この問題については、私としては賛成したいというふうには思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第70号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第70号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第71号「市道路線の認定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第71号「市道路線の認定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第71号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この過疎地域自立促進市町村計画の変更ですけれども、変更すべき内容においては、交通通信体系の整備、あるいは生活環境の整備、教育の振興、高齢者などの健康及び福祉の向上などについて、賛成すべきところがあるわけですが、産業の振興にかかわる部分で、観光またはレクリエーション施設で城山公園整備事業が含まれております。コンプライアンスの関係から見ても、既にもう取りかかっているから、この過疎計画の変更というものが後から出てくるというのはおかしいことではないか。そしてまた、公園計画も市民が十分納得された上での事業ではございません。ということで、私は反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私も反対の討論をします。

まず、先ほども言いました基金についても地方自治法の法律に違反すると。それと今回、この件につきましても、過疎地域自立促進特別措置法という法律があります。その中に今本城議員が一部読み上げられましたけど、第6条の中に今本城議員が読み上げられた項目があります。私も一部賛成はできるんですけど、条例まで破って、法律ですね、この措置法という法律まで破って賛成するわけにはいきません。やっぱりするんであれば、きちとした手続、手順をしてやらないといけないと。まして萩原市政はコンプライアンス、コンプライアンスというんであれば、特に法令を遵守しながらやるのがルールだと思います。その点から私は反対いたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

私も先ほど委員長に対する質疑をしたんですが、とりあえず反対の立場から討論させていただきます。

ちょっと言おう思うたら言いそびれましたんで、これことしの27年7月28日、これの基本計画ができたのは昨年11月、これが出たのが7月28日、これどういうふうな形の中で私が情報公開を請求したんかと申しますと、これ今交付税の一本算定により交付金の減少がある中で、市長が今後行おうとしている大きな大事業がございまして。この今言われとる金額だけでもこの城山だけが10億円、ほいで湯郷の保育園もございまして、大原の保育園も断層の上に建っとんじゃから建て直してくださいということもここでも言わせていただいております。そういうふうな中で。経常収支比率、起債制限比率、財政の健全化が一目でわかるような資料の開示を求める、こういう言うたら、どんだけ出とります。該当する、そういうなものは不存在じゃという、井勘定じゃという、井勘定とは出ませんけども、不存在、萩原市長の名前で、これ開示請求したやつが僕のところにあるんです。まだありますよ、たくさん。この問題だけでも3部出していますから。

それと、先ほど来、委員長に対する質疑をしましたけども、〔聴取不能〕の城山整備事業に県の意見書ま

たは調整事項がたくさん書かれております、ずっと2枚にわたって。このことは9月8日に県のほうから市長宛てに通達が来たんじゃない。

それと、この委員会があったのは9月28日、ほいで県が取りに来てくださいというのが2時半に文書公開室へ来ていただけないかということで、28日の2時半に行った。それで、ずっとコピーして、あれやこれやしようたら時間がかかりまして、できましたらこういうふうなやつをもとに総務委員会の中で議論していただいたらと思うて、私も焦ったんじゃないけども、どうにも莫大なこんな資料を持ってくるんで、その中から抜粋してしようたら時間がもう最終の汽車に乗るだけしか間に合わんぐらいの時間がかかりまして、皆さんに総務委員会の方々に文書を向こうからファクスすることができませんでした。

これほど大事な問題を先ほど委員長は議論してないと言われるんで、これは去年の基本設計ができてから、それから全部谷本委員長の産建の委員長の議事録を読ませていただいたら、年内にという言うわけじゃ。それが今ごろになって、今本城議員言われた、今ごろになってから、後先になって、ことしの8月18日、これはや林道3線が出とんですよ、林道3線が。これも同じ路線の上を初めの1期工事はがんばる地域交付金、2期工事になったら何でするんか知らんけど、はや入札してしようた。それが7,600万円の金が出とんじゃ。

それから、いろいろとちまたの話を知いたら、できるとこだけしたらええがなと、同意のとれとるとこだけしたらええがなと、こんなとんでもない発言をしようというこも聞いとります。こんなことをして、本当に理想の都市公園ができるんじゃないか。

それと、林野の真上のあの城山、ここは城山公園というて書いとるけども、城山については防災工事の説明が全然なされてない。そがあな危ないところでおったら困るんじゃというふうに言われとる。それが多数の人が反対されよう、いらうのは。そういうなものはいらうのは反対じゃと。そがいな中でだったら、またこの名称もまた変わる思う。ここへ出いとるように城山から見る湯郷温泉を眼下にしてという、この文言がまたおかしゅうなってくる。こんなむちゃくちゃな無謀な行政のやり方、これについては何が何でも賛成するわけにはならない。

それで、市の町をようしようという構想を図るには、これは賛成します。賛成するんじゃないけど、過疎計画の変更は県の指摘されとるように、議決が必要であるんじゃと。それだったら、もっと早くやってもらわんだら、皆さんここで手を上げるんでも、わからんままに恐らく手を上げる思う。たくさんのお客もわからん、わからんままに。

きょうになって、こういうなもんが出てきたということについては、非常に残念に思います。将来にわたっての財政の見通しがない。平成10年より先には〔聴取不能〕万人を維持したいというて森分さんが言われようけども、年金生活者ばっかしがふえて残って、少子・高齢化社会の中で年金で大きな借金を埋めていくというのは、これは大変な問題なん。ほんまに市長が言ってる交付税が本当に入ってくるんかこないのか、これについても市町村課の財政課のほうに行って相談しました。そしたら、とりあえず議会の議決が優先するんじゃから、議会の議決を先にしんさい言うけん、おいちょっとおかしいことを言うなよと。一つええ指導をうちの市のほうにしてくれえと、先。こんなものを議決した、持っていった、これはだめじゃ、これはだめというてチェックされたら、この責任は誰がとるんやというて、誰がとるんですかというていうふうなことになりますんで、こういうものは計算するんだったら、よう計算してやってもらわんだら。

それと、借地方式で都市公園を整備する場合は、土地建物の権限、権原であるが、権原ということを取得することが必須事項になつとんじゃと。これこういうふうに言われてきとんよ。これ32条だったかな、一番下の。23条か32条ぐらいに書いとる。ちょっと資料が……。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、討論が長くなりましたので。

13番（岩江 正行君）

32条、そういう形の中で、このことについては反対をさせていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はありますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

賛成の立場から討論させていただきます。

というのは、私はいわゆる美作市過疎地域自立促進法というのは、法律として美作市が定めなければ、国の事業対象にならないということとされとるというふうに思います。しかも、この中では地域の道路とかいろいろの意味での地域の生活を守る、そういう意味での条例の中に書き込まれています。そういうことからいって、私はこの過疎自立促進法が美作市民に対して害になるというふうには私は全く思っておりません。

それからもう一つは、城山公園というのは、いわゆる都市公園です。都市公園というのは、つくっていけば後で交付税が来るということで、そういう意味では公園法を重視しながら有利な法律を適用していったということがあると思います。美作市も確かに財政は苦しいです。しかし、公債費比率というのは16%ぐらいです。最高額は25%あるわけですから、10%ぐらいの余裕があるということなんです。そういう点では、この過疎というものは借った金は70%ぐらいは交付税で返ってくるということがあるんで、そういう点では私はこの過疎促進法というものは、いわゆる美作市が持たなければ、国に対して、あるいは県に対してそういう意味では申請事務がいかんと、うまくいかないということがあるんで、そのことについては私は十分これは美作市民に答え得る条例として賛成したいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

この契約は、そもそも萩原市長が我が美作市の財政が厳しいと、そして一本算定されるという中で財源を確保しようということで、政治生命かけてやっておる仕事なんですよ。できるところからやろうということでこうして出されてきとると思うんで、ぜひともこの施策は進めてほしい。

以上。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第72号「美作市過疎地域自立促進市町村計画の変更について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第72号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第73号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第73号は委員長の報告どおり可決をいたしました。

続きまして、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この一般会計補正予算についても、歳入面では個人番号制度導入に伴う国庫補助金、あるいはまた地域住民生活等緊急支援のための交付金6,000万円が含まれておるわけですが、歳出の面を見ますと、みまさか創生費として6,000万円があるわけですが、この6,000万円は全額国庫補助でございます。そのうち5,500万円が看護師等ニーズ調査、あるいはまた東南アジア圏看護師等留学希望実態調査、あるいはまたベトナム看護師等留学希望実態調査、あるいは美作スポーツアカデミー構想計画などの作成のためにほとんどがそこへつぎ込まれようとしておるわけです。

いわゆるこれらの例えば訓練設備購入など補助金、いわゆるレーシングカーの購入ですが、これらについても直接私たち住民が利用できるようなものではございません。もっともっと地域住民生活緊急支援という名前がある以上、もっと市民に役に立つような、そういうものに使うべきであって、6,000万のうち5,500万円もこういうことにつぎ込むということは全くもってぐあいの悪い予算だと。

そしてまた、個人番号制度導入に伴ってシステムの改修のための委託料が一般財源からも支出をされるようになっております。条例の制定の中で申し上げましたが、国の勝手にやる事業について一般財源までつぎ込んでやるべき問題ではないというように私は思っております。

これらの理由によりまして、議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」については反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございませんか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

私はこの議案第74号、反対いたします。

本来ならば災害等の補正も上がっているのに、災害復旧という面では賛成をしなくてはだめだと思います。けど、それ以上に美作市ふるさと事業についての予算、これは前に6月ごろだったと思うんですが、石破大臣が来られたときに、いろんなパンフレットといってもらいました。その中にまち・ひと・しごと創生長期ビジョン総合戦略、内閣官房という中の資料の中に、基本目標に若い世代の結婚、出産、子育ての希望はかなえるというようなことがあります。その中で今回そういうことが、一切地元の若い人が美作市に住みたい、住んでみたい、また美作市に帰ってきてみたいというようなことが書かれてないと、予算化されてません。

それともう一点は、予算の中にレーシングカー——F3ですか——を購入する、その中においてこれは国際サーキットに預けるんだと。じゃあ、事故の問題はどうなるんだと、後はもう向こうの責任だというような無責任なような答弁も委員会でありました。そういうことにおいて私は賛成、本来は災害があるんで賛成したいんですけど、それよりまだこっちのことも大事だと思いますので、今回は反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございませんか。

山本議員。

17番（山本 重行君）

私は産業建設委員会の委員のメンバーであります。産業建設の委員会では賛成をいたしましたけれども、先ほど来出ている総務管理費の関係で委託料です、6,000万円、この分の先ほどレーシングのほうの関係ももう少し十分は理解できない部分がありますが、特に東南アジア圏の看護師等留学希望実態調査、ベトナム看護師等留学希望実態調査、この部分について必要性について私は理解ができないので反対をいたしたいと思います。

まず、なぜその海外に絞られるのか、まずは近隣の市町村の中からそういった調査をすべきではないかというふうに思いますし、委員長報告の中で美作に限って美作市に来てくれる人があるのかどうかというふうなことで調査をされるというふうなことが委員長報告の中でございましたけれども、今のところ美作市の中に医療関係の学校はございません。たとえきたとして、そのときには寄宿舍はどうなるんだ、あるいは補助金は、奨学金は、そういったものが一つにはどうなるのか、それによって大きく違ってくるだろうというふうに思いますし、また美作という地そのものがそんなに東南アジア圏とかベトナムにおいてどの場所にあってどうなっているのかということについても理解ができてないだろうというふうなことを思います。あくまでも仮定の話であって、仮定の話の中で希望が何人おるんですか、500人とか100人とか、そういった希望人数があっても、あくまでもそれは仮定の話であって、それは先ほど言いました条件によって大きく違ってくるわけですから、それは調査と実際の人数とは全くかけ離れているだろうというふうに思います。

けさほどの委員長報告の中で、あくまでも医療関係を誘致するための一つの資料だというふうなことがございましたけれども、先ほども言いましたように、そういった形の中で実際に調査をやってみても、医療機関というのに説得力にならないぞというふうには私は思います。あくまでも私ですよ。そりゃあ、今そこら辺で笑うとられますが、それはどう思われとるのかわかりませんが、そういったことで実態調査から出てくる人数とどのように関係があるのか、私には全く理解ができないので、反対をします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

同じようなことなんですけど、この看護師の問題、これは議案質疑のほうでもさせていただいておりますし、とりあえず今介護士というのは物すごく仕事が厳しいらしいです。そういうふうな中で、今美作市の介護施設、腰の痛い人たちがずっと支えてきとんです。ほいで、これ企業というのはやっぱりいいものを安いお金で使うというのは、これは本来の目的じゃあな。そうしたときに、行政がこがあな看護師の誘致じゃあんじゃないとかかわって行って、それで今働いとる人たちが、ほんなら安い人がどっと若い人たちの健康な人が来て、そしたら企業を経営する人というのは安いのを kullanarak、それで健康な者がおるんだしたら、腰が痛い、ああちょっとあんた休んでいてくださいというて、こういうふうな雇用の創出を逆行したようなことを行政が手をかけるというのは、これはいかなもんかなと思うんです。

ほいで、ベトナムのほうは、この前も言うたんですけども、介護士がベトナムの中では資格をたくさん持っておられるらしいです。たくさんおられるらしい。ほじゃから、そこの中で日本に留学して、日本の最先端医学を勉強したい、取得したい、日本の資格を取りたいという形の中で、今度は研修生というのが3年か今度は5年かというようなことを言っておりますね。3年か5年になるんじゃないかと、そういうふうな形の中でやられたんでは、今働いとる人の職を失う、もう絶対これ首切られるのわかり切ったことなん。若うて安うて、賃金が安い。

それで、私の友達もそういうような商売をしょうる人がおります。きのう、おとついの晩、会いました、湯郷で。莫大なお金がもうかるんだと。このお金がもうかるのはええけども、そのあっせん業者がもうかるのはええけども、そじゃけど美作市のそういうふうなこんだけ仕事が厳しゅうなってきた。中山間の仕事も米が安い、農作物がいろいろと天候の被害で、不順の中でできにくいというような状況の中で、そこで唯一の働く場所としてしょうるやつを奪うようなことは我々議会としては、これは絶対してはならないと、かように思っております。そういうふうな形の中でとりあえず反対です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第74号「平成27年度美作市一般会計補正予算（第2号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第74号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第75号「平成27年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第75号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

先ほどの議案第75号でも討論をつい落としましたんですが、この介護保険特別会計についても、個人番号制度の導入に伴うものでありまして、一般会計の関連でも申し上げましたが、個人番号制度をもう国のほうで勝手につくっておきながら、一般財源をつぎ込みにやあいけんような状態になってきとるわけです。

したがって、これは国の全額でもってやるのはええけども、一般財源が含まれておるといこと、あるいはまた個人番号制度によって全てがプライバシーに関係するものが全部掌握されてしまうというようなことも含まれますので、私は反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第76号「平成27年度美作市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第76号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第77号「平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第77号「平成27年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、議案第77号は委員長の報告どおり可決されました。

続きまして、議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この後期高齢者医療特別会計補正予算についても、前議案と同じように個人番号導入に伴うものであり、同じ理由で反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第78号「平成27年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第78号は委員長の報告どおり可決されました。

ただいまより10分間休憩いたします。

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お静かに願います。

続きまして、請願第 1 号「雇用促進住宅（サンコーポラス勝田）取得に関する請願書」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

安本議員。

4 番（安本 博則君）

原案についてですね、この請願について。

議長（山本 雅彦君）

請願です。

4 番（安本 博則君）

私は反対します。

というのが、この間から美作市の庁舎の委員会の議論の中に、旧勝田、作東なんかはもう築20年以上たつとると言われておる中、この勝田の雇用促進も平成7年でしたか、建てられて20年を経過しておると。そういう中で購入してやるんじゃないかと、もしするのであれば、英田地域に建てられたような一戸建てのしっかりしたもんを建ててやると。そうすることによってはお年寄りも上々上がらなくてもいいし、平家というか一戸建てで入れるという面から、新しいのをするのであれば賛成できますけど、古い施設にお金をかけて、ましてお年寄りらが1階しか住めれん、2階、3階へ歩くのは困難な状態の中で、こういうのに賛成することはできませんので、新しい施設であれば賛成できますけど、今回のこの件についてはちょっと賛成できません。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論。

岩江議員。

13 番（岩江 正行君）

私も反対の立場から討論させていただきます。

安本議員も言われましたように、あっこは4階建ての建物、それでこれから少子・高齢化の中で2階、3階へ上がるという言うたらエレベーターがなかったら不可能、エレベーターをつけようたら、一年の管理費というのは多くの金がかかる。やっぱりそういうなもの、多くの金がかかったら恐らく入る人もまた負担にもなるじゃろうし、それで2階、3階へ入る見込みがないようなものを、今ほっといたら雇用促進事業団のほうもよう手持ちで困るとるわけ。何も払い下げてくれ言わいでも、どこでももう時分しようたら、使うてくださいという言い出す。何も焦ってそういうなものをする必要はないと思います。

それと梶並のほう、ある住宅がそれはとんでもない住宅、耐用年数も十分過ぎとんでしょう。ほいで、や

っぱし耐火構造でしとるから、隅っこのたんすやこうは布団やこう入れたら、物すごうぬれてしもうたような傷む。中でストーブをたいたら汗がかく、部屋の中が。そういうな条件の中の住宅はあそこへ入れとる人も何人かおられますけども、やっぱしああいうふうな住宅を、英田にはさらの住宅二十何戸建ててあげた。雇用促進住宅、同じ条件であった。何で勝田のほうなんかというのは古いもんばあいらうんじゃろうか思うて、どがいにも。

勝田は初めから文化センターしちやるというて基金を持って出とるというて、これも大きな、合併協の中で話があったんじゃというて言ようけども、いまだたってこれもうそ。ことしの1月に区長会の中で、市長さんもどがいぞここに庁舎という話も、これもまたこの建議書を見る限りではうそ。ほいでまた、今回またかようなもので、勝田の人間をどこまでばかにしちやるんか思うて、こういうふうなことについては、勝田の人らは議員2人出られとるけども、私らはこれでよろしいんですと、辛抱しますというて出いとんじゃけん、それでえかろう思うんじゃけども、勝田地区の人がこがいなものをとんでもない、わしらだけが何でこんだけひどい目に遭わにゃあいけんのんなというようなことを言われようりますんで、やっぱしこれについては反対させていただきます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号「雇用促進住宅（サンコーボラス勝田）取得に関する請願書」について、委員長の報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、請願第1号は委員長の報告どおり採択をされました。

続きまして、請願第2号「塩垂山整備に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論はございませんか。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

皆さん御存じのように紹介議員でありますので、当然賛成討論をさせていただきます。

ここの今回の請願は、湯郷の4団体、中でも湯郷自治会長ということは、湯郷の皆さんが賛同されているということです。次に、湯郷観光協会会長の名前で出されているということであれば、飲食店組合等の方が賛成されている。それから、旅館組合理事長が賛成されているということは、旅館関係者、要するにアパート等に住まれている自治会に加入されてない方以外はおおむね賛成であると、要するに協力しますと。

次に、請願で紹介しましたように、湯郷を訪れる観光客の減少を続ける中で、一つの湯郷全体の活気を取り戻す起爆剤の一つとして塩垂山の整備を切望するという点が2つ目。

3つ目は、国土調査における修正図を見ていただければわかりますが、昭和63年に地縁団体、地縁団体とは何かということがみまちゃんまたは傍聴者の方わからなかったらいけないので、以前ですと相続権、所有権移転に関して山が持ち分になっていると、それは非常にいろんな問題が起きるということで63年から地縁団体、すなわちこの場合ですと、湯郷自治会の所有という形になっている山がほとんどであり、これがこの方たちが協力していただくということはスムーズであると、3点目です。

次に、緩やかな丘陵地であるということ、これは4点目。

そのような中で、基本的な最も基本的なことは、市長がおっしゃられているように、公約とは多数の市民の方が望むことを具現化というか実現するのが私の使命だということであるので、これは議会として当然私は採択すべきもので、執行に当たっては行政幹部の皆さんに市長に副市長に頑張っていたいただきたいというのが私の考えであります。議員の皆さん、よろしく願いいたします。

議長（山本 雅彦君）

念のために申し上げますが、委員長報告は不採択でございました。これが原案となりますので、よろしく願います。

続きまして、次に反対討論はございますか。

反対討論ですね。

[13番岩江正行君「反対討論」と呼ぶ]

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ここの塩垂山の、言うてもえんか。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員、不採択に対する反対討論ですね。

13番（岩江 正行君）

不採択に対して、ああそうか。

議長（山本 雅彦君）

不採択が原案ですから、その原案に対する討論ですから、先ほど尾高議員のは反対討論ですね。

もう一度念のために申し上げます。

賛成討論ございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

これは先ほど尾高議員も話されておったけども……。

議長（山本 雅彦君）

万殿議員、原案は委員長報告では不採択でございましたので、これに対する賛成か反対かを問うております。

15番（万殿 紘行君）

失礼しました。

議長（山本 雅彦君）

したがって、不採択に対する賛成討論あるいは反対討論という形でお願いしたいと思います。

少しこちらのほう、手違いがございました。申しわけございません。

先ほど申しあげましたように、討論は原案、つまり不採択は関係なくて、原案に対するということになり

ますので、こちらの少し紹介ミスがございました。申しわけございません。

その原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。先ほどの尾高議員については賛成の討論ということで、改めて訂正をさせていただきます。

それでは、反対討論。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

委員会ではこれは否決したわけですが、なぜ採択しなかったかというと、城山公園がまだ、行政のほうとしては強力に進めておられるわけですが、十分市民の皆さん方に納得がいくような、そういう状態ではないということ。6月の議会でしたか、私は少なくとも城山公園よりも塩垂山の整備のほうが先にやるべきではなかったかというような質問をいたしました。それからいいますと当然賛成すべきものですが、この都市公園そのものがまだこれから先、この財政の見通しやあるいは公園構想全体の中で都市公園が成り立つかどうか分からないというような状況に今あるのではないかと思います。そういう中でこれを採択をするということは、議会としては責任を持ってそれを進めなければならないわけですが、そういうことに責任が持てないということで、私はこの趣旨そのものについては賛成したいわけですが、賛成しても責任が持てないということになれば、これは私としても責任上、反対せざるを得んなどということでございます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は賛成の立場からしたいと思います。

いうのは、いわゆる請願であります。請願に対しては住民が請願権を持って請願をしてきたものを議会の意思で否決というのは、私は冷たいということを感じます。というのは、そのこの住民の方々が一生懸命考えて、そういうものが必要だと、しかもそれを議会に対して議長に対して請願権を行使して私たちのもとに届けてくる。それを議会が一定の責任を持って行政とともに歩んでいくということは、何ら私は否決をせにやあならんような状況は一つもないというふうに思っております。

そういう点では、いわゆる塩垂山という、その感情的な問題もあるかもしれませんが、私は住民が立ち上がって市長に対して、あるいは議長に対してこういうものがあって、こうして塩垂山をこういう公園にしてほしい、そのためには住民も立ち上がって請願権を行使しながらやっていくということを申し上げてきているわけですから、私は請願権というのは堂々とした市民の権利であります。そういう点では、市民の権利を私たちが否決権があるからといって否決して、市民が立ち上がっていくようなものを議会が抑制したり、あるいは停止するようなことをしてはならないというふうに私は思います。そういう点では、この塩垂山でも何にしても請願権があるものを住民が持ってきたものを否決するというようなことは絶対にあってはならないというふうに私は思っております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

反対の立場から討論させていただきます。

11番議員も言われましたけども、現在進行中なんです。城山公園の無謀な計画といいますのは、一つには情報開示して、この財政との整合性、こういうふうなもんが、首をかしげることはないんです、市長。これあんたの名前で出とるやつを言うだけなんで、こういうふうな財政がきちっと整理されてない中で、財政との整合性がきちっと整理されてない中で、こういうような城山公園もまだあんだけの大きな課題がある、これからどがいに解決するんか知らないよ。できるかできんか知らんですよ。今、可決されたんじゃけえ、皆さん、皆頑張るってやるでしょう。

けれども、そのような中でこれを進めるということについては、無謀な計画の中で進めるということは、時期が尚早。私は11番議員と一緒に、やっぱしあそこには今言ようる美作三湯の湯郷温泉がございます。塩垂山を囲うてスポーツ公園もございます。そういうな中であそこを全体に湯郷のまちづくり、塩垂山の公園整備を一体としてまちづくり委員会でも立ち上げて、こういうな大規模なやつを計画してやるんだったら、これはまた相談にも乗せてもらいますしするけども、やっぱし今日その城山ができんのに、まだ用地が全然できてない。そういうな中でこれも上げてくる、また次に出てくる長大寺か、こういうな声もまた出てくる。何を考えとんじゃろうかな。財政との整合性はどがいなんじゃろうかなと、このように思います。

ここの城山でも、林道が必要だったら林道をしたら、何も過疎債、3割の負担金でもえんですよ。1割ちびつとの負担があつたら、林道全部解決するんですよ。なぜこがいな無謀なやつをやるんか、その辺のところ、よう理解に苦しんでおりますんで、私は今回については反対します。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

この案件は、産建へ付託をされた件でありますけれども、私も産建委員会でも申し上げた。湯郷地域の面々が何とか観光客増員のためによろしく頼むというて来られとんよ。それをだめですというふうになるわけないんです。そういう意味でどうしても採択、これを希望いたしております。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となりますので。

それでは、請願第2号「塩垂山整備に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

しばらくお待ちください。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

ありがとうございました。

賛成少数。よって、請願第2号は不採択となりました。

続きまして、請願第3号「里山公園に関する請願書」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第3号「里山公園に関する請願書」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第3号は不採択となりました。

続きまして、請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」について、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は継続審査ですので、継続審査についての採決を行います。

請願第4号「美作市監査委員の品位向上に関する請願書」について、委員長の報告どおり継続審査とし、会議規則第111条の規定により、閉会中も引き続き審査することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（山本 雅彦君）

全員賛成。よって、請願第4号は委員長の報告どおり継続審査と決定をいたしました。

続きまして、請願第5号「品位ある美作市議会の議事運営を求める」について、討論に入ります。

なお、討論は原案に対してとなりますので、原案に対する賛否の討論をお願いいたします。

討論ございませんか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

反対の討論をいたします。

この品位ある美作市議会の議事、一部というようなことで出されとんですけど、私はこれより前にもっと大事なことが、その品位品格について問われるのであれば、私は本来、ここでは余り言いたくなかったんですけども、こういうのが出てきた以上はやっぱし市民の皆さんにも知っていただかないといけないと思いますので、ちょっとここで文章を読ませてもらいます。

これは26年6月定例会の市長の閉会の挨拶です。まず、議長に対するお礼と議会、市民の皆様への祝詞と書かれております。その中で文言の不適切な部分があるので、山本議長が一部どうかと思う発言もございま

したので、私が気がつくところは後から市長に申し入れをさせていただきますというようなことを言われとんで、私は今まで触れていませんでした。ところが、今回こういうような請願が出された以上、この部分に触れないければならないと思いますので、ちょっと読ませてもらいます。

まず、議場には失敗した人がおります。結構おります。私は知りません、一切知りません。しかし、気配でわかります。やばいことをした者はやばいことがわかります。

そして、美作の市議会では圧倒的に私の頭だけじゃなくて、性格、体調、体型まで変わってしまった。

美作の市民や市役所の職員の皆さんと話すうちに、多分あほかなとだんだんと確信に近寄って、きょうの朝ぐらいからあほじゃ負けんぞと、こりゃあ、皆さんには。絶対皆さんのあほには負けんと思うようになりました。本人が言うんですから、証拠はなかなか見当たらないけど、今ここでぱっと見たら、全くそのとおりの顔をしとる人が何人か見えます。

特に最悪なのは美作市議会です。これについては証拠があります。

このように市民をばかにした、あほ呼ばわりした、まして議会そしてそちらにおられる職員、これが市のトップの方が言われることなのか。こういうことについて品位品格を問わないで、議会にだけ品位品格を問うということに私は納得できないので、反対といたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

議員皆さんは公文書として議員の議会中における発言等に関する要望書というものが出てきているのは、議員御承知のとおりでございます。今回請願が出てきたということで、これの品位ある美作市議会の議事運営を求めるといふことと、非常になぜ要望書、これも私も4番議員と同様紹介したいのは、非常に意味の重要なことだと、重く受けとめるべきだと思ふので紹介します。

出されている方は、美作市行政事務連絡協議会会長、副会長、それぞれの行政事務の理事の方10名、計12名の連盟によりまして出されております。

それで、その重要な部分は、このことから美作市行政事務連絡協議会として、美作市議会の議会開催中における議会議員の発言等について、市民全体の代表者として常に人格と倫理の向上に努め、品位及び名誉を損なうような発言等がないように注意していただきたく要望いたしますということと同等の請願ではないかと思っておりますので、私は大変賛成しております。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はありますか。

山本議員。

17番（山本 重行君）

議会の品位ということでございますけれども、確かにこうした形で請願が出ている中でも、今議会におきましても品位を疑うような発言、私にしてみれば品位を疑うような発言、のうてんき、のうてんきというような発言、これはどうかなというふうに私も感じたところでございます。

が、ここ執行部のときを含めまして8年ぐらい多分この議会、作東の議会は四、五年見てますが、決して品位が高いとは私も思いません。しかし、なぜここに来て、先ほど議員の発言がありましたように、行政事務連絡会のほうからも品位という形での要望書が出ております。そして、監査委員さんに対しましても同

じような品位の向上というふうな形の文書が出ております。ここに来て急に市民の方々が美作市の議会は品位を欠くというふうに思われるようになったのでしょうか。議長に対しての議会運営についての内容もありました。一体そういった形で急になぜ出てきたのかというふうなことで、私はそこは疑わざるを得ないというふうに思います。

もし仮に、議会の品位であつたり、あるいは議会運営が問題があるとして、誰が一体一番責任というふうなことを考える必要があるのか、私はここで自省、みずから反省をしたり、自戒、みずから戒める、そういったことがございますけれども、そういったことをまず申し上げたい。

紹介議員は、この4月まで副議長でもございましたし、議会改革特別委員会の委員長でもございました。また、長年議会運営の委員でございました。そういった努力をどの程度されたのか、私自身の目には見えてこないであります。まず、この場でどうこうと言われるよりも、みずからがやっぱり反省をし、自戒をすべきであると。紹介議員としてされるよりも、そこを私はまず求めておきたいというふうに思います。

それから、この請願書には代表者の名前がございません。誰が一体これ動かされたのかわからないのでございます。

私はこうした一連の請願であつたり要望であつたりするには、自分にとって意に反する発言を封じ込めようと、そういった意図が感じられるんじゃないかと、私は思います。私に対しましては、3月の議会、3月23日でございますけれども、最終日、この議会の中で反対の討論をいたしました。すると、岡山市に住むKという人物が私の家庭に電話をしてきました。携帯電話を教えろということだったんで、この電話でええじゃないかというふうなことを申しましたけれども、電話料金がどうのこうのというふうなことで、携帯電話を教えまして、私のその日の発言に対しまして、数々のそれこそ品位の欠く暴言を吐き、私はぶち切れましたけれども、なぜ岡山市の人物が私のところへ電話してきたのか、そこを私は非常に疑問を持ちます。

また、その同じ人物が、さきの県会議員の選挙の中で、私たちが応援していた候補者のところへ選挙事務所へ遅く来て、いろいろと暴言を吐いたりしております。それはこの中に同じところにおった議員がおりますから、それは明らかでございます。この場はやっぱり言論の場でございます。憲法にも保障された言論の自由、そして近代的な民主主義の中での基本でございます。もちろんそれぞれの議員が一定の品位を保つことは必要でございます。が、そういった一連の意図を持った言論の風圧に対しては強く抗議をして反対をいたしたいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

この請願第5号につきましては、私が紹介議員となっております。今、先ほどから山本議員のほうから個人的なこともいろいろと言われましたけれども、それはさておきまして、今回の請願第5号につきましては、112名という大勢の市民の皆様から提出をされております。

また、行政事務連絡協議会のほうからも、先ほど尾高議員が読み上げましたけれども、そういった形で地域のそれぞれの地域の代表者の方から、地域の代表者がそれぞれの地域内で地区の方からみまちゃんネルなり、いろいろな情報を聞いて、市民の方からの議会中においてのその議員の発言の品位品格を疑いたくなるようなことがあると、何とか行政事務連絡協議会としても議会に対して品位品格の保持ということで要望をしてほしいというようなことがあって出てきたのだらうというふうに思っておりますし、それからこの請願

につきましてもやっぱし同じようにみまちゃんネルを通じて議会を見られて、品位品格、それから議長の議会運営、そういったことをもう少し何とかならないかという思いで出されてきております。これは本当に真摯に受けとめれば、当たり前のことだろうと。本当に恥ずかしいことだなというふうに私は思っております。

私はきょうは大変期待をして来ました。真摯に議長が受けとめてくださって、ここで議会としてやっぱし市民からそういう声が出ないようにやろうということで、声明文でも読み上げられるかなというふうに期待をしてまいりましたけれども、そういうことはありませんでした。大変残念に思っております。ですから、議員として本当にこの請願については、真摯に受けとめて、襟を正してもう一度議員として品格の保持、品位の保持、そういうことにきちっとやっていかなければ本当にいけないと思っておりますし、市民からもまだまだ余計に本当にこれ以上に厳しい見方をされるのではないかなというふうに思っております。

どういう結果になるかわかりませんが、これからももしこういうことが、こういう見方をされることが続けば、また同じものが出てくるのではないかなというふうにも心配をしております。私は本当にこれが不採択ということになるようでしたら大変残念ですし、悲しいことだなというふうに思っております。

賛成討論といたします。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

品位を保つということについては、私は賛成です。先ほど来、4番議員がこの議事録を読まれました。その中で、ここの中、この議場の中というのは、言論の府でありますから、市長のおなごの問題、市長が言われとんです。私はおなごはようけいおると。私よりも安倍総理のほうがもっとたくさんおると。そんなものをこの議会の中で議論するようなどこじゃないんですよ、市長の私的な話を。そうでしょう。それについて、今言ようる人らは何もその当時の議会活性化特別委員長をされとる。何もこのことについては言わない。

それと、安本議員にはこの前、投書が来とるやつを安本議員にはコピーして渡したんですけど、陰では何をしようるやらわからない。ここではきれいなことを言ようる。陰ではなにをしようるやらわからない。その一つの中身を言いますと、自分の弟を役所の中へ入れえと、使えというような、そういうふうな非常に私はそういうふうなことを言われてきて困りましたというような投書がございました。これ平成20年ぐらい。

それと、やっぱし言われるんだったら、みずから襟を正さないけんし、市民生活をどがいして守っていくか、一人一人の人権をどがいして保障していくか、そのことを言われるんだったら、ここは議論の府ですから、もう少しそういうふうなことについて、自分とこの近所には大きな差別、自治区の指定を受けとる地区があります、2地区も。その中で大きな差別事件が起きとる。このことらについて何と言わんのんじや、これ。

議長（山本 雅彦君）

少しこの請願から外れますから。

13番（岩江 正行君）

だから、ちょっと待ちんせえ。人権の問題を書いとるから言よんじやから。

やっぱしこの言論の府じゃから、やっぱしその辺のとこで少しは外れる言葉があるかもわかりません。

ほじゃけども、それを言われるんだったら、みずからもやっぱしただしていただきたいと思いますし、そういうことで市長さんのほうにもそういうふうなことについては、私的な問題についてはここで言わないように、この場所をかりましてちょっと御報告したいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

僕は品位ある美作市議会の議事運営を求めるということでは、これは客観性があると思います。客観性があるというのは、今現実に西元のあほや岩江議員がけんかをやりまくるから品位がないとかあるとか言われるような問題もそれはあると思います。しかし、やっぱり10年来の合併後の議会がどうだったかと、市民に対してどういう受けがあったかという問題も含めて、この問題が横たわっているというふうに私は思います。そういう点では、それこそ岩江議員じゃないけど、言論の府です。だから、何を言うても、これははっきり言うと議員というのは免責特権というのがあって、それほど追求はされないというような現象はあるようです。特にこれはいわゆる昔の議会じゃないですから、反対議員を拘束して検察庁へ送って、賛成議員ばっかが残ったというような現象を起こさないためにも、言論の府というのは完全に保証されとるもんだというふうに私は思います。

そういう点では、そういうことをこの議会が美作市民が本当に議会を信頼し、いろんな意味で議会が物を言うて激しく言い合っても、市民を救済する議会として生きていくということを考えながら私たちはこの議会を構成しなければならないというふうにも、これが品位なんで、比較的私たちはそういう意味では個人がどうのこうの、個人がどうのこうのということを言い合うことが品位かどうかという問題もそれはあります。しかし、議会は市民に対してどういうふうに対応していくかと。そのためにどれだけ議員が努力するかと。私たちは本当の意味での市民に対する議員としての救済の努力、あるいは日の当たらない方たちに日を当てる政治、そういうものを作っていくためにはどうしてもここでは品位を保ち、しかもそれが模範となって全体としては進んでいくような、そういう議会をつくり上げていくと。そういうものが本当の意味での品位なんだということを考えて、私たちはこの請願が本当にはっきり言うと幼稚な請願かもしれません。しかし、この請願は十分に私たちに教訓と今後の将来の課題を与えているということを考えながら賛成討論をさせていただきますと思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

日笠議員。

16番（日笠 一成君）

請願趣旨の中におきます、美作市議会の傍聴者及びみまちゃんネルによる議会中継視聴者から次のような意見が聞かれますと。その中の1として、一部の議員に特定の職員に対する品位を欠いた発言があり、場合によっては人権侵害ではないかと疑われます。この項については、日時、発言内容等の事件が特定できない

ので、調査、審査などができないので、不採択だと思います。

それから、そのような場合、議長はその責任において速やかに議会の規律を維持すべきではないかという、この項目については、含意は理解できるので採択。

それから、請願項目の中の3で、議長は美作市議会会議規則にのっとり適正かつ品位ある議会運営に努めること、この項は含意は理解できるので採択で、4番目にあります、議員は品位ある議事運営に協力すること、この項は含意は理解できるので、採択。

判断として、この請願書では、請願趣旨中、採択に賛成できない箇所がありますが、その部分を除いて採択でよいのではないかと思います。可決か否決かの二者択一であれば、可決でよいと思いますので、賛成の意見とします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案についての採決となります。

再度申し上げます。

本案は原案についての採決となります。

それでは、請願第5号「品位ある美作市議会の議事運営を求める」について、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、請願第5号は不採択となりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時53分 休憩

午後3時03分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 **発議第4号「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」**
発議第5号「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第2、発議第4号「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔登壇〕

「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」の説明をさせていただきます。

発議第4号「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」。

〔以下朗読〕

美作市の都市林公園に関する条例案ですが、これについてはさきに資料をお配りしておりますので、御賢察の上、よろしく申し上げます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

今この発議第4号として議員提案をされたわけでありましてけれども、我々議会の議決権を放棄してやろうというの、どうも私は理解に苦しむ。住民の皆さんが言われるならともかくも、市長が政治生命をかけてやろうじゃないかという中でされてきておる施策なんです。どこの地域でも同じようなことをやっとなんじやあ生きていけれんという思いの中でやっとなん中で、ましてや議会から我々に与えてもろるとる議決権を放棄をして、住民に尋ねてみようという、本末転倒。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑ございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

反対討論はさせていただきますけど、今は討論じゃないんで、質疑です。

私は質疑として疑問に思うのは、先ほども言われたように、議決をしたものが住民に賛否を問うと。しかも住民に賛否を問うという問題が5年間で10億円です。そういうものが住民に賛否を問わなければ議会が前行きませんような議会なんかどうかという問題は私は考えるべきだと思います。議員がこの問題で提起されるということについては、どこに何が問題があつてどうなんかということ、財政的にもちゃんと裏づけて言うてほしいということをお聞きします。

議長（山本 雅彦君）

質疑に対する答弁はできますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

西元議員はよう聞いとらんのじゃな。先ほど来、このことについては財政のことについては、たびたび私は説明しとる思います。市のほうも、あなたは10億円じゃというて言ようるけども、あなたにとつたら微々たる金かもわからんけども、これは大変なことなんです。それで、林道の関係についても、初めのがんばる地域交付金だけで全部済むんか思ふたらこれは1期工事で設計委託料等で全部消えしもうとる、1期工

事で。2期工事で過疎債の変更もしてないのに、8月18日にはや8,000万円近い工事が入札されとる。これから3期、4期とある。普通だったら1億円で済むんだったら、そりゃあ今の3,000万円かもわからんけども、これが恐らく3億近い工事になったら、大体1割だったら3,000万円ですよ、3,000万円。3億円の1割だったら。それを3億円も負担を美作市の市民がしていくというような、そのような無謀な計画というのはどこにあるんじやろかなということ、もうたびたび言よう。これについてもまだわからんなら、あんたに説明する必要はない。あんたがこれのほうがもっといいものがあるんですというて言うたら、その辺のとこをやっばしこの質疑の中でわしに言うてくれんなら、あんた出いとるけど、あんたが言うけど、これのほうがもっとええのあるのに、なぜあんたはこういうなもんを出すんらというて、そうでしょう。

とりあえず県からのこの文書で説明しましたけども、議会にとんでもない責任ができとんよ。変更契約手続は議会の議決が求められとる。こんだけの今言よう何項目、これと2枚にわたっての調整事項、それから県の意見、また調整事項が2枚にわたって書かれとる。去年の9月の議会の委員長報告に対する安本議員が質問しとる。これではことし年内というて言うわけよ。26年年度内というて言うとんよ。それが全然クリアされとらん。はや1年たつとんで、これ。市長が言うたけんというて、こがいなものをどっどっどしようたら、もう美作市は夕張の次になってしまう、これ。この間はちょっと市長が、まだ今回一般会計の決算はしてないけども、経常収支比率は何ぼうならというたら90.2%じゃというて言うとる。80以内が一番健全な、80%以内でおさめにゃあいけん。それから、経常収支比率はそう。それから、過疎債について15.何ぼう何ぼうというて言うたけども、そうやったらとめられようたから、やめましたけども。あんた方財政がわからんとって、反対じゃ賛成じゃということにならんでしょうがな。一番じやろがな。誰がお金を持ってくるん、金を。

こういうな形の中でも市民の方々、よろしいですか。議会が多数決で議決されとんじやけど、楽ですかということわしらがこれを出いて何が悪いのこれ、おかしいでしょう。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は悪いとか言うとんじやないんです。都市公園が整備に関して住民投票がなされにゃあならんような大問題かどうかという問題について論議しとんです。しかも、経常収支比率の問題からいえば、美作市は健全な財政なんですよ、今は。何で、いわゆる公債費比率なんです。公債費比率が15%なんです。だから、そういう点では、北海道のあそこは公債費比率が20%を超したから再建団体になったんですから。経常収支は関係ないですよ。だから、そういう点では財政問題としてはちゃんと計画をしていると。

それで、今岩江議員が盛んにあれを入札した、これをした、全部議決案件で議決しとんですよ。だから、それは悪いことをしとんじやなしに、議会が責任を持ってやったことに対して執行部が何らかの手だてを打つとるといことなんで、その点では何も問題じやないんですよ。

だから、そういうことからいうと、何も問題のないやつをここで問題にする。しかも5年で10億円という、それは私は微々たるとは思ってないです。しかし、財政上あるいは行政が運営していく上では、10億円ぐらいな金を住民投票にかけにゃあ、私たちが判断ができんというような、そんな幼稚な議会じやないでしょうがな。

だから、そういうことから私は言うとんですよ。だから、その金がどうかこうかという、小さいとか大きいとかという問題でなし、美作市議会がこの問題に対して住民投票に訴えにゃあならんほどの幼稚な議会かど

うかという問題が問題なんですよ。だから、そういうことからいうと、私はこの点ではどういう案件で、どの問題がどうなんかということを書いてほしいということで、私が提案しとんじゃなしに、あんたらが提案しとるから、私が聞きよるだけの話ですが。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

あんたひどう理解できんようじゃけども、一般会計の決算まだできとらん。15%というて、市長がちょぼつと言ようたけど、何ぼうか言ようたけども、これ正確な数字じゃない。まだ、決算してないんじゃから、去年のやつはここでしとらんの。水道じゃ下水やこうしただけ。一般会計まだしとらんの。

それと、あんた経常収支比率は全然関係ないというて、あんた何か知らん、行政をようわかったようなことをしゃべりまわりよるけど、経常収支比率は膨れ上がってしもうたら、学校じゃ何じゃというて、これから保育園、学校、何か1番議員が言われとる、そこの湯郷の第一小か、あっころでもつつけんようになるんで。起債制限比率ははね上がってしもうたら、お金を国から今度は借金しにくくなるんで。

それで、ここで今このことだけ言ようけども、この10億円、それから保育所の関係もある。ここへざつと説明したんじゃけども、文化センター、城山公園、三星公園、塩垂山、湯郷の保育園、大原の保育園、クリーンセンター、それから下水道の接続工事、こういうふうなものを全部やったらどうなるんかという質問を出いたんじゃ、わしが。情報公開したんよ。そがいなものは該当する文書は不存在じゃというて言よう。何もそがいなものをやっぱし自分とこの家を建てよう思うたら、一番に大工さん、どのくらいお金がかかるじゃろうかというて相談をかけるん。それから、自分の財布の中の金、それから借金しても払えるか払えんかというその計画、これを立てて初めて、まあそれだったらちょっと大き過ぎるから、払いが厳しゅうなるから、子どもも大きゅうせないけん、ちょっと払いが厳しゅうなるから、このくらいにしましようかというて、家内相談があつて、大工さんがほんならこれで図面を書いてよろしゅうお願いしますと、こうやるのが順序じゃろう思う。あんた方というのは一つもわかったらへんのじゃろう、ほいで。何がわかっとな、ほいで。こうわかっとなんじゃということをやよう言ってみんさい、あんた。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

私はわかっとなんのかもしれませんが、財政問題としては美作市は確かにそれは言われることは全部していきやあ、庁舎の問題もあるから公債費比率は上がっていくんです。しかし、公債費比率は上がっていくけど、抑制せにやあならんもんとかというふうなものは、行政も議会もさび分けながらやっていく、計画経済ですから、そういう点では。じゃから、そういうことを問題にして論議をして、これもいけん、あれもいけん、あれをすりゃあいけん、しかし今現実にやってない。公債費比率というのは15%なんですから、美作市は。

だから、そういう点で私は行政というものは取捨選択をしながらやっていくけど、おくれる行政と進む行政がある。そういう中で図っていくという問題が問題なんで、私たちが今考えにやあならんのは、この問題について、いわゆる都市公園ですか、都市公園をつくっていく10億円の銭が美作市民に対して本当に責任がよう持たんような美作市民に住民投票を訴えにやあならんというような、そういうものではないだろうということを私は主張しよんで、だからそういう点では銭が小さいとか大きいとかじゃなしに、はっきり言うたら、この程度のものが美作市民にええか悪いかを判断してもらわにやあならんような議会だったらやめたほ

うがええですよ。私はそう思いますよ。

だから、そういうことを考えとるから、この問題についてはいわゆる私を数字的に説得するようなものがないかあるかということをお教えしてほしいということをお願いとんです。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか、答弁。

他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

けさの議運の中で即決ということになりました。私がここで異議を唱えるというのはちょっと筋違いという意見もあるかと思いますが、その中で私も今議事を延長してこれを審議できないかということも提案をしましたが、後の日程が非常に詰まっておるという中で、議会の延長はできないということでしたので、私はこれは継続審査としていただきたいと思います。

今、この件については、議会がこの一部分について予算を認めております。そういった中で、これを採択をして具体的に動かすというのは非常に難しい部分もあるかと思いますが、そういった中で、ちょっとこの件について深く財政面も考えながら継続審査である程度の方向性を出していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（山本 雅彦君）

先ほど岡崎議員から、継続審査ということで発言がございましたが、これに対して賛成の方はいらっしゃいますか。

〔10番西元進一君「議長」と呼ぶ〕

それで結構です。

ただいま簡易表決において異議ありと発言がございました。このことについて異議があった場合は起立により採決する必要があります。

お諮りをいたします。

発議第4号を委員会付託することについて賛成か反対の採決を行いたいと思います。

暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時39分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの異議について、簡易表決において先ほど異議がありとの発言がありました。異議があった場合は、起立により採決する必要があります。

お諮りをいたします。

発議第4号を委員会を付託を省略し、直ちに本会議において採決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、発議第4号を委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することは可決されました。

それでは、これより討論を行います。

討論はありませんか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

先ほども申し上げましたように、我々に与えられた議決権、これを放棄してまでする必要はないと、私はこのように考えておりますので、この件については賛成できません。

議長（山本 雅彦君）

反対討論がありました。

賛成討論。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

この公園問題については、もう当初から私は反対をしておるところです。議会で予算などが可決されておりますが、これは賛成多数で可決されておるものであって、住民の皆さんの中には例えば地元である檜原とか、あるいは平福、平田、その辺からもああいうところへ公園をつくって、無駄な投資ではないかというような意見がたくさん寄せられております。議会ではそういう賛成多数によって進められようとしておるわけですが、多くの市民の皆さん方の中で、おいちょっと問題があるぞというような声をたくさん聞いておりますので、この住民投票というものは、以前に私もこの住民投票をすべきではないかという質問をしたことがございますが、それを含めまして当然この案件については賛成をしていきたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

私は反対の立場から意見を言いたいと思います。

余り10億円はこまいと言うちゃあいけんそうなんですから、こまいとは言いませんが、私はこれは議決をして、議員が堂々と皆さん方に一定の責任を持ってやるという方針を出して議決したものを、これは少数か多数か、多数で議決されとるわけですから、そういう点ではちゃんと手続上はうまくいっとる。

もう一つ、いわゆるその都市公園の住民投票条例というのは、私たち議員の権利すら議決権という本当の意味でとうい議決権も含めて市民が裁断するというような、そういう私は暴挙だというふうに思います。そういう点では、やるべきでない。やるべきでないし、それからそういう議員側から出してくるような案件としては全く議会ではなじまない。そういうことからいうと、議員の権利を本当に剥奪するようなものです。

そういうことからいうと、私はこの案件に対しては堂々と反対したいというふうに思います。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

賛成の討論をします。

私は岩江提出者が言われたように、もろもろまだ理解というか、やらないいけないことがあるにもかかわらず、まだやれてない。それと、以前岡崎議員が市長に、これは少し考えてみたらどうですかと言ったら、市長は、その発言席ですか、そこで、これは私の選挙のときの公約ですと言われて、すぐ自分の自席に戻りました。公約といえども大半の市民が知ってて、それを公約といってまだやるんならいいけど、じゃあこの中でその公約を知られた方が何人おられるか、恐らく大半の人が知らないんじゃないかと僕は思います。うちのほうで聞いても一切知りません、僕が聞く以上は。全然知らんと、見たこともないと言われてます。そんな中で多数決で議会で承認されたんですけど、そういう意味から、こういうことをやりたいんだということを市民に問うて、それでいいことじゃけえやりなさいというんであればやればいいし、やっぱりそれは考えるべきだというんであれば、考える必要があると思いますので、私はこの件について賛成したいと思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決をいたします。

日程第2、発議第4号「美作市の都市林公園（城山公園）整備計画に関する住民投票条例の制定について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、発議第4号は否決されました。

続きまして、発議第5号「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」を議題とし、提案者の説明を求めます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）〔登壇〕

「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」の説明をさせていただきます。

発議第5号「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」。

〔以下朗読〕

美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例なんですが、これは先ほど資料を提出しておりますので、御賢察のほどよろしくお願いします。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございますか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

財政シミュレーションやいろんなことを言われますけど、この新庁舎に対してはどれぐらいな規模で考えられて財政シミュレーションのことを言われとんですか、岩江議員、よろしくお願いします。

議長（山本 雅彦君）

西元議員、その質問はまだ具体的な金額とかは決まってないと思いますので、そのどの程度の規模というのは、今回の条例の提案についてのさきの提案理由にはなかったと思いますので、そのあたりのことは少しその質問になじまないかなと思います。

10番（西元 進一君）

いや、議長違うで。違うで、それはまちづくり構想、新築移転等が早急に進められ、大型事業を実施する場合は税込、交付税などを的確に見通し、財政シミュレーションをつくる中で実施することが求められる。現在、美作市においてこの財政シミュレーションなしに庁舎建設などが実施または計画されようとしている。このままでは将来的に実質公債費比率が高くなり、市債発行に国や県の許可が必要になったり、財政健全化団体になったりする可能性があるというふうに書いてとんじゃから、実際にはこれは財政上のどれぐらいな規模でどれだけ借金が残っていくということがわからにゃあいけんでしょう。議会なんじゃから。これは提案なんじゃから。

議長（山本 雅彦君）

答弁できますか。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

議会にも相談せずに、議員と市長と議長というのは、議員代表制であって、二元代表制であって、それを議会にも報告も何もされない間に、あんたやこう無視されとんよ、一番に。与党じゃというて言ようけども、一番に無視されとる。その中で四十何億円というものを、要するに木造建築3階建てか4階建てじゃというようなことも建議書に書かれております。木造でやる。

それから、場所についたら林野駅周辺じゃというような、そういうなとこまで言うると、あんたは見とらんのか、議員活動をしょうらんの、それだったら。建議書が出るとというのはもうホームページに出とんじゃから、よう読んでみなさいよ。

以上。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

建議書を読むか読まんかという問題よりは、あなたは財政シミュレーションにおいて財政が破綻するということ言うとんですよ、美作市は。だから、私が読む読まんでなしに、この庁舎が何百億円かかって、美作市がどれだけ借金をして公債費比率が25%になるから、財政が破綻するんだというシミュレーションをあなた自身が示さなんだら、これは空論じゃないんですか、それだったら。それが大事なんですよ。私たちは議会で論議する場合には、具体的な資料を持ってしろしろということを行いながら、あなたの想像の範囲内で議会が運営されたら大ごとなんですよ。ちゃんとしたいわゆる建議書に基づくかなんか知らんで、しかし建議書に基づくかなんか知らんけど、そのものがちゃんとした財政シミュレーション、いわゆる100億円のもの

のを建てて、これだけのものが借金になって、これだけの借金になったら、公債費比率が何%上がるから財政が破綻するんだというシミュレーションを私たちに示してくれなったらどうするんですか。ここへ書いてるわけですから。想像で困った困ったという話は私の財布と一緒にですよ、いつも困っただけですから、そのことです。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これ合併特例債を使うという言よんよ。あんたの好きな70%元利償還してくれるんじやという話です。そしたら、言わんとせえでも、40億円の支出、28億円、あとの12億円はこっちの皆さんの一般財源にかかってくるんじやぞという話なんよ。あんた10億円の話もどえらいこまい話をしょんじやけん、10億円よりちょっと大きいぞ、これ。そしたら、もうあんたに再々ああじゃけん、こうじゃけん言うまでもない、あんたと私も同じ議席の目線でおるわけじゃから、あんたも議員報酬されよんだったら、わしのを聞くまでもない、わしがここで説明しても、あんたは信用することはならん思う。あんたは何でもいつも我々が言うことは初めから反対、市長の言うことは私らは賛成なんですというて、いつも前置きがあんたは賛成、そういうな形の中でやられとって、これ以上、私は説明する必要はない。

以上。

議長（山本 雅彦君）

西元議員。

10番（西元 進一君）

私が市長に賛成するか反対するかというのは、私の信念ですから。その点では議員の個人の信念をあなたが阻害するわけにいかんのですから、その点でははっきり言うときます。

それから、この問題、あんたよう説明せんのだったら、説明ようせんと言わにゃあしょうがないでしょう。100億円のものを4割の補助金があって、60億円残って70%、七六、46億円がいわゆる起債になって、その残りを言よんですよ。しかも、その残りに対しては、はっきり言うともっと努力をし、市長に努力をさせたり、あるいは職員に努力させたら、この負担というものは狭まる可能性もあるんですよ。だから、そういう点ではわしは議会議員がもうこれでとまっただという話は私は絶対いけんと思うとんです。だから、そういう点では、シミュレーションをあなたがきちつと言われるんだったら、いわゆるこの財政上の問題でこれだけの借金があって、この借金は公債費比率がこれだけ伸びるんだと。公債費比率はこれだけ伸びたら、美作市が破綻しますということを示すということが大事なんです。

だから、そういう点では私が萩原市長を支持しようか、すまいか、あなたに干渉されることは一つもないわけですから、その点だけ言うときます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

さっきから言よるけども、執行部に情報開示したら、そういうふうな交付税の一本化算定による交付金の減少がある中で、こういうふうな庁舎じゃとか、都市公園じゃとか、下水工事じゃとか、それから最終処分場、保育所、こういうふうなものの経常収支比率、起債制限比率、わかるものを提示せえというて言うところに、ここのやつが出なったら言えるわけなからうがな。ここのあんたがようわかっただ、ほいで。ここのを出しなさいというて言うたら、そがいなものは不存在、何もないというて言うるとさっき

から言ようるでしょうがな。何を聞きよんな、それで。

議長（山本 雅彦君）

もう少し小さい声で。

13番（岩江 正行君）

以上。

[10番西元進一君「議長」と呼ぶ]

議長（山本 雅彦君）

もう終わりです。3回目終わりました。

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

質問します。

③で、大型事業をに始まりまして、ずっと行きて、私財政のことは多少疎いもんですから、財政健全化団体になったりする可能性があり、学校の増改築などをする場合に起債ができなくなるおそれがあるというの、赤字再建団体になったりする可能性があるというのは、よくわかるんですけども、財政が健全化団体になったりする可能性があるんだったら、これひょっとしてそういう意味合いで、赤字再建団体になるという表現なら、ここで大事なことですから、訂正されたらどうかという質問なんです。あくまでこれが赤字再建団体のことなのか、健全化団体になったりするんだったら、私は非常にいいことだと思うんですけど、ちょっとその質問だけ確認したいと思います。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

確認じゃあな。国や県の許可が必要になったりというやつじゃな。財政健全化団体になったりする可能性があり、これは早う言うたら倒産したら困るというこっちゃん。赤字団体になったら困るということで、そういうことです。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

言ってるのは、だから財政健全化団体というのは赤字再建団体のことなんですかという質問。

[13番岩江正行君「そういうことです、赤字再建団体」と呼ぶ]

そのことなんですかと。この文面は要するに議長からよく削除を求められるので、赤字再建団体と健全化団体というたら、市民の人もそういうふうこれから言うのかなと。赤字再建団体というのは皆さんわかるんですけど、健全化団体になったりするんだったら、私の考えでは非常にいいことだなど、健全化になるんだから。それを質問しとんですよ。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

どうも御指摘ありがとうございました。

赤字再建団体で取り消しをお願いします。赤字再建団体でございます。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員。

8番（尾高 誉久君）

要するに行政諸君の場合、数字等が誤謬があった場合、取りかえるように厳しく議会は言ってますね。これ大変な問題なんです。これでえんですか。ここで取り消して。だったら、文章をずっと書き直しゃあいいが。それできるんですか、議長。

議長（山本 雅彦君）

それでは、暫時休憩します。

午後4時05分 休憩

午後4時12分 再開

議長（山本 雅彦君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

今訂正言よりしましたけども、健全化団体というのは、赤字団体のすぐ手前じゃということで、このとおりでやってください。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

尾高議員、よろしいか。

8番（尾高 誉久君）

はい、よくわかりました。ありがとうございます。

議長（山本 雅彦君）

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

これ以上の質疑はなしと認め、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

西元議員。

10番（西元 進一君）

議長、議会運営については、反対討論がありますか、賛成討論がありますかというてくれなんだから、討論がありますかって言われたら、どっちを上げてええやらわからんので。

議長（山本 雅彦君）

それは、反対か賛成か、御自分でおっしゃってから言ってください。

10番（西元 進一君）

だから、反対します。

私はいわゆる住民投票条例というものは、これがなじむかなじまんかという問題については、私はなじまないというふうに思います。

それでもう一つは、庁舎というものは絶対に必要だというふうに私は思います。新庁舎は絶対に必要だと思います。しかも、今私たちは議会も含めて手狭なところで辛抱させてもらっております。私たちはいいです。しかし、市民は福祉の関係はあっちのほうへ行くと、教育関係は作東のほうへ行くと、そういうふうな不便な面をしながら、市民に不便を与えとるわけです。そういうことからいうと、私たちは総合庁舎で教育委員会も福祉も全部入ると、そういうものがつくられていくと。しかも、少しの会議場ぐらいはちゃんと備えたようないい庁舎をつくっていくと。それは真庭市に負けるということはしょうがないと思うけど、真庭市に近いぐらいのものはつくっていくということが大事だというふうに思います。

財政問題については、私をはっきり言うと安心しとります。というのは、今いわゆる交付税が26億円ですか、減ってくるということで物すごく削減をしとります。そういう点では、今の美作市は健全財政どころじゃなしに、本当に優秀な財政だろうと、公債費比率が15%というような比率はそうようけないというふうに私は思います。

そういうことからいうと、いわゆる本庁舎、新庁舎は絶対に必要だという立場から、この問題については反対させていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほど西元議員の賛成討論を聞きようたら、誰もその庁舎をつくるのかつくらんじゃないんです。つくる場合には、市民に聞いたらどうかというようなことを出しとることで、庁舎をつくるつくらんの議論じゃないんです。したがって、私は今の西元議員の賛成討論はちょっとおかしいと思うし、やっぱしここで言われているように、私ども賛同しとる岩江代表、提出者が言われたように、やっぱしシミュレーションを何もされてないまま、幾らかかるかわからん、例えば当初企画部長は50億円ぐらいかかると。それはここを解体する、更地にして返す。それから、新しい土地を買う、建物を建てる、約50億円と言われとんですよ。その後の議会では42億円か何ぼう言われて、それでじゃあシミュレーションができとんかといって出したら、されてないと言われる中で、本当にこれをやったらどうなるんだと。だから、一步踏みとまって、住民に真意を問うたらどうなんかと。決して建てるなどは言ってないわけですよ。それを今西元議員の賛成討論は、もう建物を建てる前提の話……。

議長（山本 雅彦君）

安本議員、西元議員は反対討論をされとる。

4番（安本 博則君）

うん、反対討論。建てるというようなことの反対討論をされとんで、あくまでこれは建てるというんじゃないくて、もしするんであれば、そういう市民に真意を問うたらどうですかという議員発議なので、私はこの件について賛成いたします。

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

岡崎議員。

9番（岡崎 正裕君）

私も非常にこの件については、先ほどの議案も非常に迷いました。

反対としては、これが議会の最終日にこういうものが出てきたということの中で、条例の中身についても考える時間がなかったわけです。この中身の条例の一字一句がいいのか悪いのか、私の今の知識の中ではこれを決定するという頭がございません。

そういった意味合いで、先ほどの西元議員の反対の感じではちょっとおかしかったんですけども、私もその点では安本議員の言われた発言には賛成をしますけれども、ただ私が反対はしますが、そういうことは余り言ったらいかんのかな、反対はしますが、これはいつかは必ず必要と私は考えておりますが、現在の時点でこれにはちょっと賛成できないと。改めていつやるかということも含めて、また皆さんで考えていきたいと思えます。

一応この件については反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

私は提案のとおり、例えば庁舎建設市民委員会の建議書を出すまでの段階で、委員会の審議内容を見ましたけれども、この提案のとおり、市長が諮問しておきながら、その会議へ出て誘導をしておくと。その誘導の中で明見というようなことを出してこられておるわけですが、そういう面においても一つ問題があるし、それから庁舎そのものについては、市民的に最も重要な位置を示すものであり、非常に関心が高いわけで、そういうことからいって、ぜひ住民投票をして、市民の皆さん方の真意を問うということが最も求められるのではないかと思います。

条例案の中でも当然執行部側が考えておられるような内容について、しっかり説明をしていけばいいわけですし、私のように今の原案について反対したいと思う立場の者は、それなりの市民に対する運動をすればいいわけで、市民全体の意見を聞くということは民主主義の基本にかかわる問題ですから、ぜひこれは実現をしていただきたいというように思います。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

万殿議員。

15番（万殿 紘行君）

いろいろと議員、意見があります。そうした中で、私はこの庁舎検討委員会で協議をされようと、この間、市長は明見というような、出されたようでありますけれども、いよいよ用地交渉とかそういうものは全然入っていないわけで、希望的な感覚だろうと、こういうように私は理解してとんで、あえて住民投票までして町を美作市を混乱させるということは私はやってはならんと。我々議会があるんだから、しっかり協議をして進めていきゃあよろしい問題であろうと、私はこのように理解しておりますので、この住民投票条例というものには賛成はいたしかねます。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ありますか。

鈴木議員。

12番（鈴木 悦子君）

反対の立場で討論させていただきます。

私は、もう一人の議員と一緒にこの委員会に出席をしておりました。ここに市長が誘導しと、委員会に出席し、建設場所とか時期とか、それから場所についても誘導的な発言があったということが書いてありますけども、決して場所の問題については明見ということをはっきり言われたわけではないんです。この本庁舎の近くで、例えば明見のほうとかという言葉は出ましたけども、決して明見というふうに指定されたわけではないと思います。それから、マスコミの取材のときも、そういうふうに私は感じました。

それをあえてここに書いて住民投票まで、ほかにもろもろあるんですけども、住民投票までというのはいかなもんかなというふうに思います。

そして、それをまたすることによって、本当に住民の感情が高まって、もう何か余計に混乱が起きそうな気がしますので、この発議には反対したいと思います。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようでございますので、討論を終結し、これより採決をいたします。

発議第5号「美作市の市庁舎整備計画に関する住民投票条例の制定について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立少数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成少数。よって、発議第5号は否決されました。

日程第3 議案第79号「訴えの提起について」

議長（山本 雅彦君）

続きまして、日程第3、議案第79号「訴えの提起について」を議題をし、副市長より提案説明を求めます。

安部副市長。

副市長（安部 薫君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第79号「訴えの提起について」、御説明を申し上げます。

〔以下朗読〕

御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

お諮りをいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

ただいま提案説明が終わりました。

これより質疑を行います。

安本議員。

4番（安本 博則君）

先ほど相手方はごらんのとおりといいながら、文章を読むときに全部言われた。相手方をごらんのとおりにいいながら、文章の中でしゃべる。これは質疑というか、発言としてはおかしいんじゃないかなと思います。じゃったら、相手方を言やあええが、初めから。それについて答弁してください。

議長（山本 雅彦君）

答弁できますか。

副市長。

副市長（安部 薫君）

答弁申し上げます。

相手方の欄は住所が個人情報に該当しますので、申し上げておりませんということです。

議長（山本 雅彦君）

よろしいか。

安本議員。

4番（安本 博則君）

住所が、これ元美作市長であるというたらわかるじゃないですか、個人が。元美作市長安東美孝というて2人おるんかな。もうこれで個人が特定できるが。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

先ほど申しましたとおり、元市長さんは3名ございまして、そこについては職名でありますので、名前を出しているということです。

議長（山本 雅彦君）

安本議員。

4番（安本 博則君）

個人情報はあくまで個人が特定できたらいいけんわけよな。別にこの例えば岡山県美作市長内、安東だけじゃったら特定できんわけでしょう、あつこにたくさんおるから。でも、このさっきの請求の趣旨を読まれたときに、元美作市長である、もう名前出とんで言いますけど、安東美孝というたら、完全に特定できる、これ個人の情報じゃないんですか。

例えば元市長の安東美孝氏が2人おれば特定できないですよ。1人しかいない元市長でしょう。元市長は

美作市3人おります。初代、2代、3代と、亡くなられた道上市長まで入れて。特定できる個人情報、個人情報どうのこうの言われながら、ここに名前を出す。その部分を省いて説明すりゃあよかったんじゃないんですか。なぜここへ出したんかということ聞きよんです。もう完全に特定できるんですよ、これは。個人が特定できちゃあ個人情報保護じゃないんですよ。

私も以前、ある警備会社へ行って、年に2回の講習の中で個人情報についてしっかり勉強させてもらってます、何年も。その中で例えば私は美作市川北何番地の誰、例えば美作市川北、安本だけじゃ特定できないんです。なぜそんなしゃべりができなかった。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

この部分を個人情報とは考えておりませんし、そういう個人の名前は確かに個人ですけど、職名である以上は個人情報とは考えておりません。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑はございますか。

山本議員。

17番（山本 重行君）

訴えの提起をするということなんですが、全国各地で三セクの破綻というのはございます。このたびこういう形で損害賠償請求をされるということは、どこかの判例等を参考にしてされているのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

今回の訴状につきましては、訴状の中で明らかにしてまいりますので、一応これ以上の答弁はできませんが、答えられる範囲といたしましては、公益上の必要ということで判断をして訴訟に踏み切っております。

議長（山本 雅彦君）

山本議員。

17番（山本 重行君）

答えられない部分はいいんですが、具体的な判例をもとにして訴えの提起をされるということでしょうか。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

全国にはこの種といますか、いろんな判例がありますので、当然それは専門家を交えて検討し協議し精査をしております。

以上でございます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

ちょっと尋ねますけど、これ2,500万円と指定管理料1,000万円、出資金2,500万円と1,000万円、これのや

っぱり説明をせなんだら。これここで皆、元市長さんが勝手にやったんじゃないんでしょう。議会に皆諮つとんじゃろう。皆この人、手を上げとんじゃろう。はい、賛成賛成というて手を上げとんでしょう、皆。そういうな中で賛成してしもうとる。

それから、やっぱし決済印というのは下から下から押してあるんじゃない。一番下のその窓口の職員が1つぼんと押す。それから、係長さんが押す、課長さんが押す、部長さんが押す、こういうふうに段々になるわけ。最終的には副市長、市長じゃというて押すようになって、決済印は。そうする中で、この辺のところにどがいなかな、自分が知つとる範囲だけで、これ破綻じゃ、お金がないなったら破綻じゃというて言うたのは、道上市長になってからなんよ。道上市長はそのときにはおらなんだんよ。病院に入院されて、9月に。それを破綻じゃというて言うたのは、今言ようる当時の職務代理されとった人が破綻じゃというて言うたから、ぱっとこんな破産したというようになったように私は記憶しておるんです。

やっぱしこういうふうな、あのときには3,000万円ぐらいな金が出す気になつたら、これは破綻になつたらん。もうこれ以上は出さんというて萩原市長の前の市長さんが言われたから、もう金はよう出さんというて言うたから、これは今言ようる破綻じゃということになった。ほじゃけど、3,500万円どころじゃない、あれから1年間払うとる金というのは何ぼう払うとん、これ。皆さんこれ皆手を上げとるで、わしら反対しとるけど。みんな手を上げとんで。採決してもらうて、これあぬけのつばじゃ、これ。どがいなるんじゃろうかな、これ。どがいにも理解できんのんじゃ。わしもこういうな問題についてはちょっと関心がありますし、弁護士も相談しました。ほいで、この市長さんがやめられてからの話じゃから、お金出いてから、出資金をつくっただけはつくったんじゃけども、後の人らがむちゃくちゃしてしもうたんじゃという形の中で破綻でしょう。

これはちょっと難しい問題じゃが、皆さんどういふな考えでおられるんかな、その辺のどこ。わしはこういうなもんについては、もう少し中身をようここの場で説明してもらわなんだら、ええころのことをそこでふにゆふにゆふにゆふにゆというて言われたんでは、これは賛成も反対もできない、はっきり言うて。

へえから、雲海だったってそうですがな。早いこと監査請求しとる、結果出とる。どがいになつとん、これ。この雲海のやつは後から入れた金のほうが大きい。3,000万円どころじゃない、入つとんですよ。3月31日までに恐らく3,000万円ぐらいな金が必要とるでしょう。11月ごろから。それから後に1年間で何ぼう入れとん。ほいで、またここで予算組んどるお金というのは、とんでもない金を組んどる。こんなものを自分らがしょうることは罪にならんけども、その当時の人に、今言ようる結果が出たけんというて、しわ寄せを持ってくる、これもまたいかなもんか思いますけどね。こんなもん、たまつたもんじゃねえ。

もしほんならこれ城山公園しようて、これが皆さんの反対でできんようになった。たくさんのお金を使うとる。今度は住民から監査請求が出てくる。そうになったら、誰がとるんですか、市長がとるんかな、副市長がとるんかな、担当の窓口かな。よう考えて判断せなんだら、ほじゃから城山公園やこうでも、先々、先々手を上げるもんじゃない。皆さん、100万円の工事でも同意書をいただいてこなんだらだめだすよというて言うとる。だめだすよというて、生活に密着したやつを事業をここへ同意書を持ってやつとつても、それは過疎債のこの変更の中には上がつたらん。そこには同意書のないやつのほうが先に出いとる。こういうなむちゃくちゃな行政をされようて、皆さん今度はあそこが大変なことになったというけど、これ誰が責任とるん。その辺のところをちょっと聞かせてください。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

質問の趣旨がある程度理解しがたいところがありますが、本件は訴状についての議案の提出をしておりますので、それについて先ほど申しましたように、これは百条の決議を最大限尊重したものでもありますし、内容について2,500万円と1,000万円の件、御質問がありましたけど、これは訴状の中で今後明らかにしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

あんた趣旨がわからんというて、言葉はわかるんじゃろう。2,500万、1,000万円の指定管理料も、それから出資金も議会で皆承認しとんよ、これ、議会で。議会で承認しとるものにこがいなもんが回りよん。ほんなら、賛成か反対かというて言えますか。そのことに対して言ようるやつを、あんたまだわからん言う。言葉は通じようるか通じようらんのかという話じゃ。

何とか言わなんたら、これは議会で承認しとるし、下から下から決済印して、ほいでちょっと……。

ちょっと人が質問しようるときには黙っとつてくれ、あんたら、いつもそこでこそそそ言う。

話がおかしゅうなつてしもうた。これをお金を使うときには、市長さんがいてはらへなんだんで。その市長の椅子に座ってなかった。なぜここに今言ようるこの訴えの提起が出されたんか。座ってない人のとこに提起がなされたんか、そのちょっと理由を教えてください。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

先ほどから申し上げてますように、本案は訴状の中で明らかにしていきますので、これ以上の答弁は差し控えます。

議長（山本 雅彦君）

岩江議員。

13番（岩江 正行君）

これは議論の府じゃから、答弁を差し控えるというのはちょっとおかしいと違うん。ここの議会の中は議論の府じゃ。先ほど来、市長の女の問題、わしがちょっと言うたけども、女の問題をここで議論するようになつとらん。市長がようけいおるじゃ、おらんじゃというような。これを問わなんたら、これ賛否問われというて言うたつておかしいじゃろう。どがいなんな、これ。

議長（山本 雅彦君）

副市長。

副市長（安部 薫君）

先ほどと同じ答弁になりますけど、本案は訴状の中で明らかにしますので、これ以上の答弁は差し控えたと思いますし、また平成26年11月25日に報告書が出ておりますので、それを読んでいただければ中身が詳細に御理解いただけると思っております。

議長（山本 雅彦君）

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

本件は、美作市議会申し合わせ事項及び会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員会付託を省略し、直ちに本会議において採決することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

萬代議員。

7番（萬代 師一君）

私は反対の立場で討論に参加させていただきます。

訴えの提起の相手方、安東美孝氏には株式会社雲海による大芦高原温泉国際交流の村の指定管理がわずか5カ月間という短い期間での取り消し処分ということになった、この最大の要因でありますアドバイザーの人選を誤ったという道義的な責任はないとは言えないと思います。しかし、訴えにあります損害賠償額3,500万円、その内訳といたしましては、美作市が出資した2,500万円、そして25年7月3日から26年3月31日までの1年間の指定管理料1,000万円ということでありますけれども、この25年4月から6月までの3カ月間を休館いたしまして行いましたリニューアル工事、これは予算のほうといたしましても3,500万円可決しとるわけですけど、これとは別に行われた追加修繕工事、そして高級志向のための各種調達経費によりまして、7月3日の営業開始時にはほぼ、先ほど申しました資本金及び指定管理料を使い果たしてしまつての資金繰りが悪化し、11月30日には指定管理の取り消し、そして閉館となった。このことによりまして、美作市がこうむった損害とのことでございますけれども、先ほども岩江議員の質疑の中でもございましたけれども、この元安東市長は平成25年4月23日をもって職を辞されております。職を辞された後に行われたことが損害賠償額の積算根拠であるということは、不当な賠償を求めるものと考えます。

したがって、反対の討論といたします。

以上です。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

本城議員。

11番（本城 宏道君）

このことにつきましては、過去3回にわたる定例会で一般質問でこの結論を出すようにということで質問をしてまいりました。そういう中で、近くこの提訴できるような方向になったら、このことを議案として提出するという約束をいただいていたわけですが、いよいよそのときが来たんだなということに理解しておりますし、同時に300万円もかけて、この株式会社雲海に関する調査特別委員会というのを設けて弁護士さんも含めながら審査をしてまいりました。そういう中で、当時の執行の関係について瑕疵があるというような結論に至って、きょうに至っておるわけです。特別委員会の結論あるいはまた住民監査請求の結果などを踏まえながらこのことが提起されたというように私は理解をしております。

したがって、本案件については賛成を表明いたしておきます。

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

山本議員。

17番（山本 重行君）

先ほど質問の中で各地の三セクの破綻の判例事例等を研究されたかというふうなことを伺いましたけれども、具体的な答えは出ませんでした。が、全国各地でいろんな訴訟が行われていますが、今回の損害賠償請求というのは非常に難しいんじゃないかなと私は思っております。

具体的な事例といたしましては、いわゆる三セクの支出の適合表というようなことを争った例として、これに近いのが熊本県の荒尾市でかかわったアジアパーク事件、それから福岡県大牟田市のありあげジオ・バイオワールド事件と、この2つの判例があるわけです。その判例は地裁においても、またそれは福岡高裁、1つは上まで行かなかったんですけど、荒尾市の分については最高裁まで行きました。そのいずれについても却下をされております。

荒尾市における三セクは観光レクリエーションを軸に地場産業の拠点を形成し、雇用機会の創出、経済波及効果、地域の活性化を図る目的で、荒尾市の主導のもとで進められた事業でございます。市の出資は最終的には22.4%で、開業7年目で解散をいたします。大牟田市の分も観光レクリエーションを活発化を志向した事業で、大牟田市が約7億円を出資、補助金として、これも4年間で解散をしてるという、当初から非常に経営が厳しい三セクだったわけですが、そのどちらの三セクについても前市長が取締役会長というふうなことに就任をしております。

その補助金について、公益性の必要があったのか、あるいは判断の裁量権に逸脱または乱用があったのか、そういったことが判断をされたわけでございますけど、その判断基準というのは、支出の目的、趣旨、経緯、また事業の目的、状況、財政状況、議会での対応、そういったことを状況を検討されております。先ほども申しましたように、荒尾市においてもほとんど再建が難しいような状況の中でもストップすることによって余計破綻が近づくというふうなことで、いろんな形で補助金とかを出したわけですが、やっぱり公益性があるというふうなことを判断をされておりますし、また大牟田市の分についてもやっぱり公益性があるというふうなことで判断をされております。

いずれも先ほども申しましたように、この地裁では認められて、高裁ではあかなんだというふうなことではなくて、最高裁まで行っても全部却下されていると、そういうふうな状況でございます。やっぱり市長の裁量権というのは非常に大きいというふうに思います。公益性の判断、そういったことから認められるというふうな、気持ちとしてはわからないところはないこともないんですけども、公益性の判断、今回の場合においてそれはわかりません。それぞれの自治体の今言った社会的、経済的な状況であったり、地域の諸条件のもとに判断をされる、最終的にはそれは裁判で結果は出ると思いますけれども、先ほども申しましたように、よその三セクの状況を見ると非常に厳しいというふうなことを思いますので、私はこの訴えの提起については反対をいたします。

議長（山本 雅彦君）

賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

ないようですので、討論を終結し、これより採決を行います。

日程第3、議案第79号「訴えの提起について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（山本 雅彦君）

賛成多数。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

ここで森分総合戦略監より報告がございますので、これを許可いたします。

総合戦略監。

総合戦略監（森分 幸雄君）

議長から発言の御許可をいただきましたので、先日行われました内閣府における地方創生総合戦略の報告会について御報告を申し上げます。

私は去る10月1日、内閣府において開催されました石破茂地方創生担当大臣、伊藤達也内閣府大臣補佐官、小泉進次郎内閣府政務官に対する地方創生総合戦略に係る報告会に出席をいたしてまいりました。

この報告会には、地方創生人材支援制度の1期生として全国69の自治体、市町村に派遣されております派遣者が集まりました。今回は総合戦略につきまして5名から報告があり、私もそのうちの一人として、美作市の総合戦略について御報告をいたしました。

石破大臣からのお言葉を御紹介しますが、地方創生は日本をつくりかえていくこと、時代を変えていくのはいつの時代も地方からである。大事なキーワードは先駆性と地域連携、この69の市町村の取り組みが先進例となるように期待しているというお言葉をいただきました。

また、内閣府から、美作市の総合戦略につきまして、総合戦略は総花的なものになりがちであるが、美作市は具体的でよく工夫をされたものとなっているとの評価をいただくことができました。

以上、内閣府における報告会について報告をさせていただきました。ありがとうございました。

議長（山本 雅彦君）

以上で今議会の日程は全て終了いたしました。

この際、萩原市長より御挨拶をいただきます。

市長。

市長（萩原 誠司君）〔登壇〕

皆さん大変御苦労さまでございます。

9月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶申し上げたいと存じます。

今回は、途中の連休等もありまして、28日間という長い会期になりましたが、それに増して議員各位の熱心な質疑、そして賛成反対の討論というものが交わされましたし、またその提起された問題点がいろんな形で市民の方々からじかにこの議会に提起されたものであったということも含めて非常に重要な議会であったというふうに考えているわけでございます。

実例で申し上げますと、先般安保法制というものがあって、それについての反対賛成が国政レベルで非常にかまびすく議論されましたが、その根本には賛成派も反対派もどちらも日本の平和というものを願っているという基本があったわけでございますけれども、それと同様に、例えば今回の議論を聞いておきますと、品位の問題についてもそれぞれ議案についての賛成反対はあれ、議会としての品位というものをそれぞれの自覚において、あるいは組織において改善していこうという方向性において寸分のたがひもなかったと、私はかように思う次第でありますし、また都市公園の問題につきましても、賛成派の方々も反対派の方々も私も含みまして、実は賛成派としては、このことこそ財政の改善に資するからやるんだということでございますし、また疑問を呈しておられるの方々につきましても、これまた都市財政についての安定性という観点から

そうおっしゃっているということになってみますと、根本の問題については財政の安定ということの中で非常に一致した見解が表明されているというふうにも受けとめることができたというふうに私は感慨深くこの会議を見、また参加をさせていただいた次第でございまして、大変熱い気持ちでこの会期末を迎えることができた。熱いというのはどういうことかと申し上げますと、やはり市民の視点に立ったけんけんごうごうの前向きな自主的な議論が闘わされたということにつきまして、大変うれしく思います。

その結果かどうかは別といたしまして、今議会は委員会も含めて数多くの市民の方々が傍聴に来られたと。これは非常に大切だと私は思います。みんなでこの町、美作をよくしようと。多少の意見の差はありますけれども、その根本がよい方向に向いているのではないかと私は強く感じた次第でございまして。

幾つか会期中の具体的な動きについて御報告申し上げますと、看護等の学校につきましては、今お願いをしている学校法人から、去る2日にぜひ会いたいと、大阪に来てくれという要請がございまして、お話を伺い、また議論もいたしましたけれども、非常に積極的な印象を受けて帰ることができたと思っております。その関係でそろそろ私どもとして、地元の方々におかれては期成会ということを考えられてはどうかという、これは向こうからというよりも、何となくそういう必要性が議論の中で浮かび上がってまいりましたし、議会におきましてもぜひ御討議の上、促進方、営業方、お願いをするべき時期に来ていると感じた次第でございまして、この点、報告を申し上げます。

次に、政府関係の地方移転についての議論でございまして、これは10月1日の日に私どもを含めて岡山県内の6カ市町と、そして岡山県庁の職員が内閣府に出向いて、この問題についての第1段階の議論が行われました。トーナメント方式で申し上げますと、2回戦に進出ができるかどうかということが争われた場でございました。県内から7つでしたか、の施設要望がありました。私どもは2つ御提案をいたしております。自衛隊の体育学校とそして食糧栄養研究所、この2つを提案しております。

結果を申し上げますと、私どもの非常に熱心な若手職員のつくった、そしてプレゼンテーションを行った結果もあってかと思えますけれども、当市の要望については内閣府においては非常に温かく受けとめていただいたということございまして、実は7つの機関のうち、4つがその時点で多分もうこれはだめと、2回戦進出が無理ということになったわけでございまして、残ったのが実は3つ、1つは真庭が言ってらっしゃる森林研究所、そしてあと2つが食糧栄養研究所と自衛隊の体育学校ということになったと私は聞いております。

そういう意味で私どもの職員、企画関係を中心として非常によい成果を上げていただいた、このことを報告を申し上げますが、これからが正念場でございます。1回戦を通ったからといって、優勝するかどうかは全くわかりませんので、これから2回戦、3回戦へ向けて一生懸命に鍛錬をしていきたいと、かように考えているところでございます。

こういったことで会期中も職員が努力をした成果があったことをあわせて御報告を申し上げますけれども、これから議会終了後はまさに私もその戦いに参戦をしながら、自衛隊の話あるいは日本体育大学の話等々、この市の発展のために最大限の努力をしていきたいと存じております。

議員各位におかれましても、当市の発展のためにそれぞれお考えの差はありますが、当市の発展については、先ほども申し上げましたように原則気持ちをそろえていらっしゃると思っておりますので、よろしくさまざまな面での御支援、御協力をお願い申し上げます。閉会の御挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。〔降壇〕

議長（山本 雅彦君）

平成27年第4回9月美作市議会定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

皆様には9月8日開会以来、本日までの28日間にわたり熱心に御審議を賜り、適切な御決定により、ここに全議案を議了し、閉会する運びとなりました。市長を初め執行部各位におかれましては、今定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各委員長報告、今期中に発言されました各議員の意見を十分に尊重していただき、市勢発展、向上のためより一層の御尽力をいただきますようお願いを申し上げます。今後もより一層の円滑な議事運営に努めてまいりますので、議員の皆様方におかれましても御協力いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

今定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山本 雅彦君）

異議なしと認めます。

以上をもちまして平成27年第4回9月美作市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後5時03分 閉会

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成27年10月5日

美作市議会議長 山本 雅彦

会議録署名議員 金谷 典子

会議録署名議員 重平 直樹

そ の 他 資 料

一般質問【平成27年第4回（9月）美作市定例会】

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1	8番 尾高誉久	1. 国勢調査と交付税について	①平成27年10月1日付けで行われる国勢調査までの取り組みについて	市長 政策審議 監 企画振興 部長	40
		2. 美作市の天気予報について	①観測地を増やせないか。	市長 危機管理 監	43
		3. 入札の発注について	①2020年の東京オリンピック会場建設事業が美作市の工事発注に影響は無いか。	副市長	44
2	6番 則本陽介	1. 熊本交流の進捗状況について	①熊本交流の推進計画について	市長 担当部長	47
		2. 教育行政の取組について	①文化財保護の現状と今後の課題について ②エアコン設置試験結果について ③子どもの貧困と教育の機会均等について	市長 教育長	51
		3. 鳥獣害用電気柵の安全管理推進について	①当市の設置状況について ②事故防止と安全対策の推進について	市長 担当部長	54
3	5番 谷本有造	1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてスポーツ・文化・芸術の全国大会等について	①2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツ・文化・芸術の全国大会等出場助成について	市長 教育長	56
		2. 子育て支援について	①子育て世代への支援・定住促進について	市長	59
4	12番 鈴木悦子	1. 公職選挙法の改正について	①選挙権が18才以上に引き下げられた。美作市の今後の周知、対応についての取り組みはどうか。	市長 担当部長	64
		2. 学校教育法の改正に伴い小中一貫校の取り組み、考え方について	①現在の学校の現状、中一ギャップ等について ②美作市教育委員会の今後の取り組み方、考え方について	教育長	67
5	16番 日笠一成	1. 都市公園構想について	①都市公園構想に基づく活性化対策について	市長 企画振興 部長 建設部長	70
		2. 地方創生事業について	①地域活性化対策事業について	市長 経済部長	76
6	7番 萬代師一	1. 地域防災について	①自主防災会組織の現状と今後の取り組みについて ②備蓄品事業の実施状況について ③指定避難場所への備蓄品の配備について ④給食センターへの備蓄食料品等の配備について	市長 教育長 担当部長	78
		2. 安全・安心なまちづくりについて	①園・学校へ設置した防犯カメラの効果について ②県の補助事業による通学路等への防犯カメラの設置について		83
		3. 電力の小売り自由化について	①公共施設の電力調達入札の現状について		86
7	13番 岩江正行	1. 大型事業の実施計画の説明	①健全財政堅持と財政シミュレーションの提示を求める ②薪ボイラー・ストーブ設置と燃料木、供給と価格設置について	市長 副市長 教育長 政策審議 監	106
		2. 野田レーシングアカデミードライバー養成学校誘致	①財政支援と投資効果について尋ねる	企画部長 経済部長 総務部長	106

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
		3. 生徒の中に15歳未満の生徒が在籍しているとのことだが教育委員会としての見解、法令遵守について尋ねる	①憲法第26条第2項、教育基本法第4条では満15歳、9年間の普通教育を受けさせる、就学させる義務を負うとあるが、どのように遵守されているのかお尋ねします	教 育 長	106
		4. 身体は食べた物で作られると言われていいます。児童の成長と栄養管理について尋ねる	①食べ物は将来の健康に直結すると言われていいるが、教育指導がなされているか ②子どもの成長と栄養バランスについて ③食物アレルギーの調査研究について		
		5. 給食センター民間委託メリット、デメリットについて尋ねる	①食の安全、安心危機管理は万全か ②食材購入の立入検査について		
		6. 下町ほ場整備事業、耕作放棄地、解決に向けて産業廃棄物適正処理環境保全、農地法の精神に基づき優良農地に向けての取組と責任の所在を明確にして下さい	①産業廃棄物の適正な処理 盛土に産業廃棄物が搬入 平成21年当初予算、修正工事補正予算5,200万円の工事の施工状況について尋ねる	市 長 副 市 長 政 策 審 議 監 建 設 部 長 市 民 部 長 経 済 部 長	93
		7. 人の痛みのわかる行政の推進について	①人権教育と法令遵守		101
8	3番 安藤 功	1. 子育て支援について	①美作市の子育て支援の今後の方針	担当部長	118
		2. 梶並地区高齢者向け施設の現状	①梶並地区やまゆり苑に建設予定の高齢者向け施設の現状	担当部長	123
		3. 教科書の採択について	①美作市の小中学校に使用する教科書の採択について	教 育 長	126
9	2番 重平直樹	1. コンプライアンスについて	①市長のコンプライアンス全般について	市 長	129
10	4番 安本博則	1. 庁舎整備	①庁舎整備検討市民委員会について ②今後の予定について	市 長 総務部長	133
		2. プレミアム付商品券	①商品券の引き換えについて	市 長 経 済 部 長	143
		3. NODAレーシング	①旧消防署に決めた経緯について ②今後について	市 長 企 画 振 興 部 長	147
		4. 教育委員と教職員	①教育委員と教職員の意見交換について ②学校給食について	教 育 長	151
		5. 公用車の管理	①運転日誌（日報）について ②日常の点検について ③公用車以外を使用する時のきまりについて	横山副市 長 総務部長	139
11	10番 西元進一	1. 放課後児童クラブの増築問題	①放課後児童クラブの増築問題について	市 長 担当部長	157
		2. 就労継続支援事業所問題	①就労継続支援B型事業所の行政の関わりについて	担当部長	162
		3. 雲海の再生について	①これまでの雲海についての取り組みについて	市 長 担当部長	165
		4. 湯郷ベルの支援について	①過去の支援に対する対応と結果の経過 ②支援の金額について、過去の経過を見て ③充実した支援の方法 行政で出来る方策検討 スポンサーの再検討をどのように考えていますか	市 長 担当部長	168

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 2	1 番 金谷典子	1. 美作市の放課後児童健全育成事業について	①美作市の学童保育の保護者会ができた経緯について ②昨年9月議会で採択された豊かで充実した学童保育の実現に関する請願書が採択されてから現在までについて ③27年4月「子ども・子育て支援制度」施行後の美作市の学童保育の基本的考え方、現在求められている学童保育とは現在の課題と、解決に向けた対応について	市 長 担当部長	171
		2. 美作市の子ども施策について	①保健福祉部と教育委員会の連携について	市 長 教 育 長 教育次長 担当部長	178
		3. 美作市の都市公園と鳥獣被害対策実施隊について	①美作市都市公園条例の第8条4項の鳥獣類を捕獲し、又は殺傷の禁止について ②美作市鳥獣被害対策実施隊設置規則にある、非常勤職員は何名で活動状況について ③美作市猟友会員で、非常勤職員以外で活躍している人について	市 長 担当部長	179
1 3	11番 本城宏道	1. 市政の動きについて	①庁舎整備検討市民委員会の経過について議会へ諮る事なく、マスコミ報道されたのはなぜか 新たな庁舎用地、面積、用地費、庁舎規模、建設費、財源を明らかにされたい ②ふる里創生「まち・ひと・しごとの創生総合戦略」の計画策定経過と審議内容について報告されたい ③都市公園について、現在迄の予算執行状況と、800人の賃貸契約の状況、投資効果の試算、全体計画の総事業費と、内国庫補助、一般財源の内訳について報告されたい ④NODAレーシングアカデミーに対する現在迄の予算執行状況と現在の生徒数、移住者の数は ⑤雲海、東粟倉工房、袴ヶ仙等の事後処理はどうなっているか	市 長 担当部長	184
		2. 農業問題について	①共済細目書で確定できると思いますが、今年の食用米と飼料米、主な転作作物の作付け状況と5年前、10年前と比較してどの様に変化しているかお尋ねします ②今年の米価の見通しはどの様に見ていますか ③勝英農協との連携は、うまく進んでいないのでしょうか ④新しく森林課が設置されたのですが、森林整備事業計画について当面の計画についてお知らせください	市 長 担当部長	195
		3. 暮らしの問題について	①マイナンバー制度について反対します ②国保の広域化が行われようとしています。自治体にとってどの様なメリットがあり、デメリットはどんな事があるのか ③美作市の子育て支援事業はどんな種類と助成措置があるのかお聞かせ下さい ④介護保険料が一度に1,250円も上がっている。県下平均では5,914円で、美作市は6,450円でかなり高い。抑制する方策を考えているのか	市 長 担当部長	199

通告 順番	氏 名	項 目	質 問 の 要 旨	質問の相手	頁
1 4	15番 万殿紘行	1. 大芦温泉雲海について	①市議会100条委員会提出の原因究明の現状	市 長	203
		2. 都市公園事業について	①市ホームページ掲載の美作市職員措置請求にかかる監査の結果について	市 長	206
		3. 来年度から実施の18才からの選挙権	①18才からの選挙権 市長の対応 ②義務教育での対応	市 長 教 育 長	208
		4. 市内児童、生徒の夏休み中の状況他	①夏休み中の事件、事故の状況 ②夏休みの早朝 ラジオ体操の状況	教 育 長	210
1 5	9番 岡崎正裕	1. 美作文化センターについて	①音楽ホールとしての機能は十分であるか ②改良箇所があるとすれば具体的にどうするのか	市 長 教 育 長 担当部長	213
		2. 中央図書館について	①現在の広さ、蔵書数で十分なのか ②将来構想は		218
		3. 作東美術館について	①現在の展示状況について ②将来の充実をどのように考えているのか		219